第一部

労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況――労働組合の組織水準／産業別組織状況／企業規模別組織状況／組合員数増減の諸要因／主要連合体の組織状況／都道府県別組織状況／組織運動――産業別組織の動向／「労働戦線統一」の動き

概要

一、一九八四年六月末現在のわが国の労働組合員数は約一二四六万人であり、前年にくらべて約五万六〇〇〇人減り、二年連続の減少となった。このため組織率も前年を〇・六ポイント下回って、二九・一%となり戦後最低を記録した。

一、産業別には、サービス業と卸売・小売業で組合員数の増加を みたが、これ以外の産業では減少している。サービス業と卸売・小売業では組合員数の増加に追いつかず、また製造業、金融・保険・不動産業では雇用者数の増加にもかかわらず組合員数が減少したため組織率は低下した。その他の産業では、雇用者数の減少率が組合員数の減少率を上回った結果として、組織率が上昇した。

一、民営企業における単位労働組合員数は前年にくらべ約六〇〇〇人下回って約八八七万人となったが、「合同労組等」が増加した以外は、いずれの企業規模段階でも減少もしくは横ばいである。

一、労働四団体加盟の組合員数は合計約八一八万一〇〇〇人で、前年を約六万五〇〇〇人下回り、全労働組合員数に占める割合は六五・六%であった。内訳は、総評約四四三万一〇〇〇人、同盟約二一七万七〇〇〇人、新産別約六万人、中立労連約一五一万二〇〇〇

人で、中立労連が二年連続で前年を下回った以外は、いずれも前年を下回った。なお、全民労協は、八四年六月末日の労働省調査の段階では約四八三万五〇〇〇人であったが、八五年四月に全電通が加盟したことによって、民間組織労働者の約五六％にあたる約五一一万七〇〇〇人の加盟人員をもつことになった。

一、都道府県別に組合員数の増減をみると、前年にくらべて一四都県で増加し、三三道府県で減少した。増加数が多かったのは、東京、千葉、埼玉であり、減少数の多いのは福岡、大阪、北海道であった。

一、産業別組織の動向で注目されたのは、全民労協の結成を契機とする産別再編・統一への動きが、昨年にひきつづき活発化していることであり、具体的には、①紙パ労協の結成があったほか、③ＩＴＦ加盟組合連絡協議会の産別組織結成への動き、④公益民労の拡大と新組織目標の決定、⑤日通グループ労協結成への動き、などがあった。また、全電通、全専売の民間労組移行にともなって、公労協は一公社四現業体制で再出発することとなった。総評・全国一般と自治労の、労戦統一をめぐる意見対立を主たる契機とする内部紛糾は、沈静化しつつあり一定の解決をみた。

一、全民労協は、八四年一一月に第三回総会を開催し、「連合組織構想検討委員会」を設けて連合体移行問題を検討することにしたが、八五年五月、連合組織を「民間部門の全国的中央組織」と位置づけることなどを骨子とする中間報告を発表、九月中には最終答申をまとめるとしている。総評系官公労や統一労組懇は、この中間報告に強く反発している。

一、総評は、八五年一月の拡評の関係の項を、従来の「全野党共闘」から「政策・要求で一致することを確認した。さらに、八五年度運動方針案では「全的統一のための合意形成を八〇年代中に」との姿勢を打ち出し、総評内部に複雑な反応を引きおこしている。

一、統一労組懇は、八四年年次総会で「センター的機能の強化」の方針を決定、左派大結集の構想を示しながらも当面は主体的力量の強化に全力をあげることとした。こうした立場から、全民労協の連合体構想や総評の新運動方針案への批判を強める一方、春闘などで独自の路線にもとづく運動を展開している。

1　労働組合の組織状況

1　労働組合の組織水準

組合員数　一九八四年六月末日現在における労働組合数（単位労働組合*数）は七万四五七九組合で、前年にくらべて九三組合（〇・一％）増加したが、対前年増加率は戦後最低の伸びにとどまった。また、労働組合員数（単一労働組合員*数）は約一二四六万人で、前年にくらべて五万六〇〇〇人減と、昨年にひきつ

づき二年つづきの減少となった（第49表）。

＊ここにかかげた統計表の示す各年の組合員数は六月末日現在のそれである。労働組合数および労働組合員数については、単位労働組合と単一労働組合の二種類の標章がある。単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたないものをいう。これにたいして、単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部、分会など）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形式をとっている組合をいう。単位労働組合と単一組織組合の最下部の組織である単位扱い組合とをそれぞれ一組合として集計した結果であり、単一労働組合にかんする統計は、単位組織組合と単一組織組合の本部をそれぞれ一組合として集計したものである。

なお、単位労働組合と単一労働組合の集計では組合員数にも相違が現れるが、これは単一組合内で独自の活動を認められていない下部組合（非独立組合）の組合員数が、前者の場合には集計されず、後者の場合には本部の組合員数として集計されるからで、後者すなわち単一労働組合員数の統計が組合員数の実数をより正確に示している。

わが国における労働組合員数の変動をふりかえってみると、戦前に最高四二万余人（一九三八年）を数えたにすぎない労働組合員数は、第二次大戦終了時にはゼロになっていたが、敗戦とともに組織化が再開され、いくつかの時期を経て今日にいたっている。

第一期は、敗戦後占領下の「民主化」政策のもとで労働組合の組織化が破竹の勢いで進んだ時期で、組合員数は一九四五年八月のゼロから出発して、四六年六月末には約三六八万人、四八年六月末には約六六八万人に達した。

第二期は、ドッジ・プランのもとで占領軍・政府ならびに資本による組合への攻撃が強められ、労働組合運動が後退を余儀なくされた一九四九～五〇年以降五六年にいたる時期で、組合員は減少と停滞を示し、五一年は四八年よりも約一〇〇万人を減じて約五六九万人となった。

第三期は、ふたたび運動の前進がはじまった五七年以降六四年にいたる時期で、ようやく立ち直った労働組合運動は、経済の高成長にもとづく雇用増を背景に比較的容易に組織を拡大することができた。すでに五二年以来回復に向かいはじめていた組合員数は、五七年にはそれ以前のピークをこえて約六七六万人となり、六四年には約九八〇万人を記録した。

第四期は、六五年から七四年にいたる時期で、産業「合理化」と間欠的にみられた景気の一時的後退によってブレーキをかけられつつも、なお進行しつつあった経済の高成長とそれにともなう雇用増にささえられて組合員数は増加しつづけ、六五年には一〇〇〇万人、七三年には一二〇〇万人の大台にのり、七五年には約一二五九万人と史上最高を記録するにいたるまでの時期で、組合員数の増加の裏ですでに七一年以降推定組織率は低下しつづけ、ついで七三～七四年以降企業の雇用調整が目立って進行しはじめると、その影響で七六年からは組合員数そのものが減少に転じた。八〇～八二年と組合員数こそ回復に向かったものの推定組織率の低下は止まず、八三年以降は組合員数も減少となった（第3図）。

組織率

一九八四年には組合員数が二年つづけて減少するとともに、雇用者数に占める労働組合員数の割合で示される労働組合推定組織率（以下、組織率と略記）も前年を〇・六ポイント下回って、二九・一％となり低下傾向がつづいている（第49表）。

第 49 表　労働組合数，組合員数および推定組織率の推移（単一労働組合，単位労働組合）

年	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		雇用者数	推定組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数		
		人		人	%	%	万人	%
1974	32,734 (67,829)	12,461,799 (12,325,147)	1,060 (2,381)	363,951 (357,814)	3.3 (3.6)	3.0 (3.0)	3,676	33.9
1975	33,424 (69,333)	12,590,400 (12,472,974)	690 (1,504)	128,601 (147,827)	2.1 (2.2)	1.0 (1.2)	3,662	34.4
1976	33,771 (70,039)	12,508,731 (12,374,288)	347 (706)	△ 81,669 (△ 98,686)	1.0 (1.0)	△ 0.6 (△ 0.8)	3,710	33.7
1977	33,987 (70,625)	12,437,012 (12,293,052)	216 (586)	△ 71,719 (△ 81,236)	0.6 (0.8)	△ 0.6 (△ 0.7)	3,746	33.2
1978	34,163 (70,868)	12,382,829 (12,232,614)	176 (243)	△ 54,183 (△ 60,438)	0.5 (0.3)	△ 0.4 (△ 0.5)	3,796	32.6
1979	34,112 (71,780)	12,308,756 (12,173,913)	△ 51 (912)	△ 74,073 (△ 58,701)	△ 0.1 (1.3)	△ 0.6 (△ 0.5)	3,899	31.6
1980	34,232 (72,693)	12,369,262 (12,240,652)	120 (913)	60,506 (66,739)	0.4 (1.3)	0.5 (0.5)	4,012	30.8
1981	34,200 (73,694)	12,471,270 (12,355,372)	△ 32 (1,001)	102,008 (114,720)	△ 0.1 (1.4)	0.8 (0.9)	4,055	30.8
1982	43,477 (74,091)	12,525,529 (12,418,347)	277 (397)	54,259 (62,975)	0.8 (0.5)	0.4 (0.5)	4,102	30.5
1983	34,539 (74,486)	12,519,530 (12,410,988)	60 (395)	△ 5,999 (△ 7,359)	0.2 (0.5)	△ 0.0 (△ 0.1)	4,209	29.7
1984	34,579 (74,579)	12,463,755 (12,358,075)	40 (93)	△ 55,775 (△ 52,913)	0.1 (0.1)	△ 0.4 (△ 0.4)	4,282	29.1

〔備考〕 1) 組合数，組合員数は，単一労働組合である。( )内は単位労働組合数および組合員数である。
2) 雇用者数は総務庁統計局「労働力調査」各年6月分による。
3) 推定組織率は，組合員数を雇用者数で除して算出したもの。
4) △ 印は減少を示す。
5) 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

組織率の推移をみると、一九四九年の五五・八%をピークに年々低下傾向を示したが、五九年を底に反転し、七〇年には三五・四%と回復を示した。しかし、七六年以降ふたたび低下の一途をたどり、八三年にはついに三〇%台を割っており、八三年にはついに三〇%台を割っている（第3図）。

国際比較　社会主義国の労働組合組織率は一般的にいって高いが、資本主義国において、労働組合員数でわが国を上回っているのはアメリカ合衆国（七八年約一〇二四万六〇〇〇人）だけであり、イギリスは約一一四四万五〇〇〇人（八二年）とわが国より約一〇〇万人少なく、西ドイツは約九一〇万九〇〇〇人（八三年）である。また組織率ではスウェーデン（七〇%以上）を最高に、一般にスカンジナビア諸国が高く、イギリスは五三・九%（八二年）、西ドイツは四一・五%（八三年）でわが国をはるかに上回っているが、アメリカ合衆国は二三・六%（七八年）にすぎない。

第 3 図　雇用者数，労働組合員数，推定組織率の推移

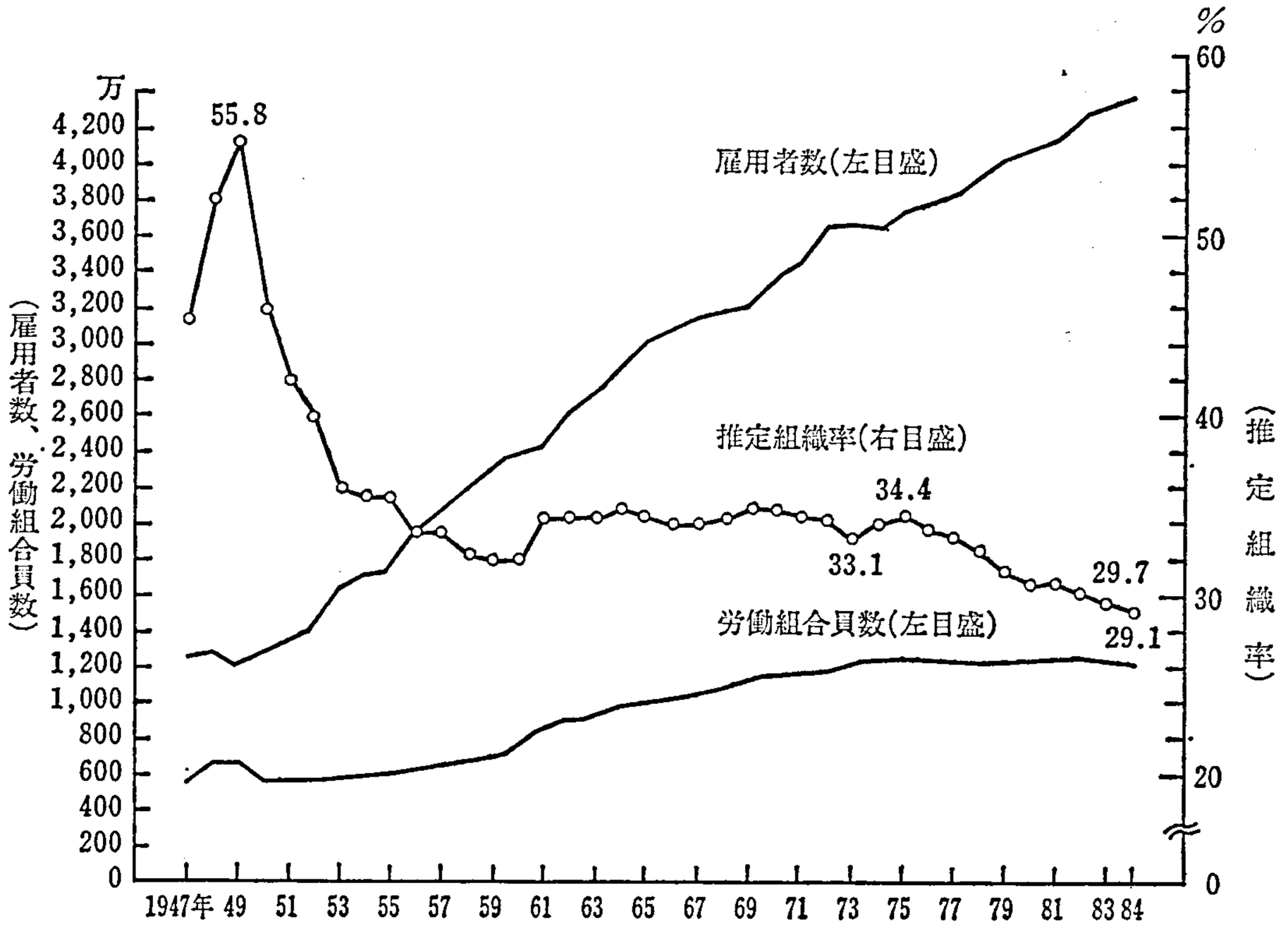

〔備考〕 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

2　産業別組織状況

産業別組合員数　一九八四年の単一労働組合員数を産業別にみると、前年にくらべ増加した産業は、サービス業（一万三〇〇〇人増）、卸売・小売業（三〇〇〇人増）で、これ以外の産業ではすべて減少している。前年にくらべ減少幅の比較的大きなものは、運輸・通信業（五万人減）、製造業（一万一〇〇〇人減）、公務（九〇〇〇人減）、鉱業（六〇〇〇人減）、農林・漁業・水産養殖業（五〇〇〇人減）である。

こうした増減の結果、八四年における労働組合員数の産業別構成はつぎのようになった。①製造業三三・一%、②運輸・通信業一五・五%、③サービス業一三・六%、④公務一二・〇%、⑤金融・保険・不動産業八・二%、⑥卸売・小売業六・九%、⑦建設業六・二%であり、構成比順位は前年と変わらない（第50表）。

産業別組織率　各産業における推定組織率をみると、公務が七八・四%でもっとも高く、ついで電気・ガス・水道・熱供給業六七・三%、運輸・通信業五九・九%、金融・保険・不動産業四八・五%、鉱業四四・三%、製造業三四・四%とつづいている。

各産業の推定組織率を前年とくらべると、公務、電気・ガス・水道・熱供給業、鉱業、建設業、運輸・通信業の五産業で上昇、ほかの五産業では低下した。組織率が低下した産業では、雇用者数の増

第 50 表　産業別労働組合員数および推定組織率（単一労働組合）

産業	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	推定組織率 1983年	推定組織率 1984年
	人　%	人	%	%	%
全産業	12,463,755 (100.0)	△ 55,775	△ 0.4	29.7	29.1
農林，漁業，水産養殖業	77,326 (0.6)	△ 4,903	△ 6.0	16.4	16.1
鉱業	39,862 (0.3)	△ 5,980	△ 13.0	41.7	44.3
建設業	778,563 (6.2)	△ 1,496	△ 0.2	18.6	19.6
製造業	4,121,080 (33.1)	△ 11,070	△ 0.3	35.8	34.4
卸売業，小売業	853,852 (6.9)	2,895	0.3	9.5	9.3
金融・保険業，不動産業	1,018,988 (8.2)	△ 1,452	△ 0.1	49.5	48.5
運輸・通信業	1,933,657 (15.5)	△ 49,723	△ 2.5	59.6	59.9
電気・ガス・水道・熱供給業	235,436 (1.9)	△ 1,430	△ 0.6	64.0	67.3
サービス業	1,700,579 (13.6)	12,974	0.8	18.8	18.0
公務	1,489,680 (12.0)	△ 9,148	△ 0.6	73.8	78.4
分類不能の産業	214,732 (1.7)	13,558	6.7	—	—

〔備考〕 1)　(　)内は構成比を示す。「—」は，当該数値がないものである。
2)　労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による（なお，昭和58年より「労働組合基本調査報告」が左のように改名された）。

第 4 図　雇用者数，労働組合員数，推定組織率の対前年変動状況

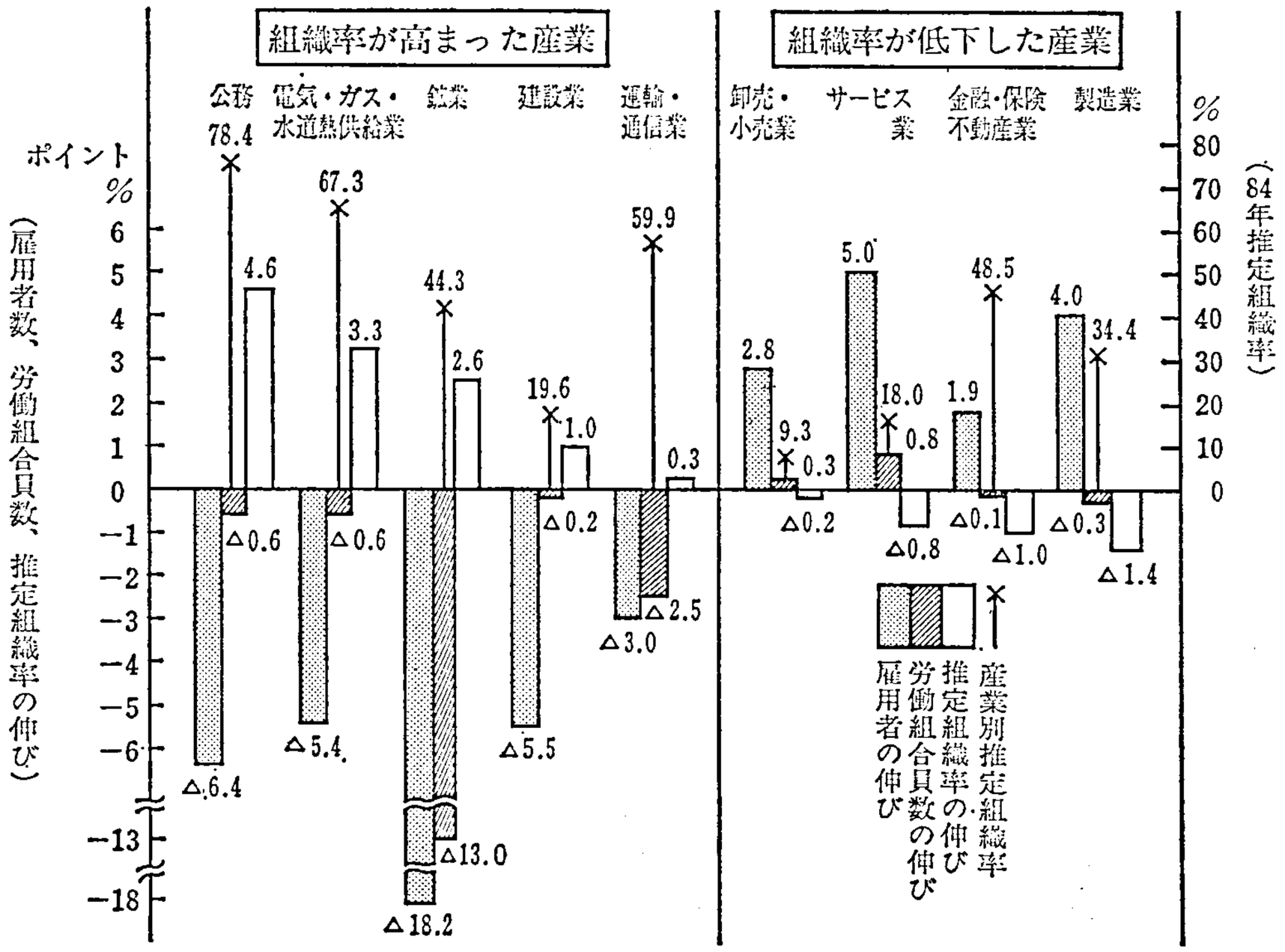

〔備考〕 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

加率にたいし、労働組合員数の増加率がそれに及ばなかった（卸売・小売業、サービス業）こと、あるいは雇用者数が増加しているにもかかわらず労働組合員数が減少した（製造業、金融・保険・不動産業）ことが、組織率の低下に結びついた。また、組織率が上昇した産業では、どの産業においても雇用者数の減少率が労働組合員数の減少率を上回った結果として組織率が上昇している（第50表、第4図）。

3　企業規模別組織状況

企業規模別組合員数　民営企業の労働組合数および組合員数を単位労働組合についてみると、五万五八二五組合、八八七万人で、前年にくらべて組合数は二三七組合（〇・四%）増加したが、組合員数は六〇〇〇人（〇・一%）の減少となっている。これを企業規模別にみると、前年にくらべて「一〇〇〇人未満の各規模でいずれも減少しているが、「一〇〇〇人以上」で横ばいのほかは、二以上の企業で組織される労働組合である合同労組と規模不明の労働組合をふくむ「合同労組等」は前年にくらべて九〇〇〇人（一・一%）増加している（第51表）。

組合員数の企業規模別構成　右に示した変化の結果、八四年における民営企業の労働組合員数の企業規模別構成はつぎのようになっている。「一〇〇〇人以上」の五〇一万三〇〇〇人がもっとも多く構成比で五六・五%を占め、ついで

第 51 表　企業規模別民営企業組合数および組合員数（単位労働組合）

企業規模	組合数		組合員数		組合員数の対前年増減率	組合員数の84年構成比
	1983年	1984年	1983年	1984年		
			人	人	%	%
合計	55,588	55,825	8,876,195	8,869,946	△ 0.1	100.0
1,000 人以上	15,394	15,535	5,012,997	5,013,186	0.0	56.5
300～999人	7,740	7,741	1,430,042	1,421,968	0.6	16.0
100～299人	10,811	10,851	1,039,197	1,035,745	△ 0.3	11.7
30～ 99人	12,588	12,603	458,800	455,948	△ 0.6	5.1
29 人以下	5,965	5,981	68,447	67,075	△ 2.0	0.8
合同労組等	3,090	3,114	866,712	876,024	1.1	9.6

〔備考〕 1)　「合同労組等」には，２企業以上の労働者で組織されている合同労組のほかに規模不明の労働組合がふくまれる。
2)　労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

「三〇〇～九九九人」の一四二万二〇〇〇人、「一〇〇～二九九人」の一〇三万六〇〇〇人、「三〇～九九人」の四五万六〇〇〇人、「二九人以下」の六万七〇〇〇人と、企業規模が大きいほど労働組合員数が多くなっている（第51表）。

4　組合員数増減の諸要因

組合員数増減の主要因

八四年には前年にくらべて、単一労働組合員数は約五万三〇〇〇人減少した。単位労働組合員数は約五万六〇〇〇人、単位労働組合員数の変化は、既設組合（八三年六月末日までに設立されていた組合）における組合員数の増減と、八四年つまり八三年七月～八四年六月末日の一年間における組合の新設・解散による組合員数の増減の総合された結果である。

第52表にみるとおり、八四年の新設組合員数は約一四万七〇〇〇人強で、そのうち組合の組織変更および分裂にともなう形式的な新設を除いた実質的新設組合員数は約六万五〇〇〇人強であった。これにたいして解散組合員数は約一六万一〇〇〇人、実質的解散組合員数は約五万八〇〇〇人弱で、実質的新設組合員数が実質的解散組合員数を約八〇〇〇人上回った。すなわち、これが実質的増加分である。ところが、単位労働組合員数全体は前年にくらべて約五万三〇〇〇人減少しているわけだから、これにさきの実質的増加分約八〇〇〇人を加えた約六万一〇〇〇人が、既設組合において、ここ一年間で減少したことになる。

要因別・産業別にみた組合員数の増減

八四年には、さきにみたとおり、サービス業と卸売・小売業で組合員数の増加がみられたが、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差を産業別にみると、サービス業では約三〇〇〇人増であり、この産業における組合員数増の約二三％が新設・解散にともなう増加によってもたらされたことになる。また卸売・小売業における差は約一万一〇〇〇人増になるにもかかわらず、この産業の対前年度比増加分は約三〇〇〇人にしかすぎないのであるから、既設組合において約八〇〇〇人の組合員数減があったことになる。

一方、八四年に組合員数が減少した産業において、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差をみると、金融・保険・不動産業でマイナス約一〇〇〇人で組合員数減全体の六割強、製造業でマイナス約四〇〇〇人で三割強、鉱業でマイナス約一〇〇〇人で二割弱を占めている。組合員数減少幅のもっとも大きい運輸・通信業では、その差はマイナス約二〇〇〇人であり、組合員数減少の九五％以上が既設組合におけるそれであるといえる（第50表、第53表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八四年の民営企業の単位労働組合員数は前年にくらべて約六〇〇〇人減少した。ところが一方、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数の差し引きでは、第54表にみられるとおり約九〇〇〇人増となっている。このことは、民営企業の既設組合における組合員数全体は前年にくらべて約五万三〇〇〇人減少しているわけだから、これにさきの実質的増加分約八〇〇〇人が、既設組合において、ここ一年間で減少したことになる。

みた組合員数の増減

八四年には、さきにみたとおり、サービス業と卸売・小売業で組合員数の増加がみられたが、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差を産業別にみると、サービス業では約三〇〇〇人増であり、この産業における組合員数増の約二三％が新設・解散にともなう増加によってもたらされたことになる。また卸売・小売業における差は約一万一〇〇〇人増になるにもかかわらず、この産業の対前年度比増加分は約三〇〇〇人にしかすぎないのであるから、既設組合において約八〇〇〇人の組合員数減があったことになる。

一方、八四年に組合員数が減少した産業において、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差をみると、金融・保険・不動産業でマイナス約一〇〇〇人で組合員数減全体の六割強、製造業でマイナス約四〇〇〇人で三割強、鉱業でマイナス約一〇〇〇人で二割弱を占めている。組合員数減少幅のもっとも大きい運輸・通信業では、その差はマイナス約二〇〇〇人であり、組合員数減少の九五％以上が既設組合におけるそれであるといえる（第50表、第53表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八四年の民営企業の単位労働組合員数は前年にくらべて約六〇〇〇人減少した。ところが一方、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差し引きでは、第54表にみられるとおり約九〇〇〇人増となっている。このことは、民営企業の既設組合における組合員数全体は前年にくらべて約五万三〇〇〇人あったことを示している。なお、差し引き増減が約一万五〇〇〇人減少しているわけだから、これにさきの実質的増加分約八〇〇〇人が、既設組合において、ここ一年間で減少したことになる。

一方、八四年に組合員数が減少した産業において、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差をみると、金融・保険・不動産業でマイナス約一〇〇〇人で組合員数減全体の六割強、製造業でマイナス約四〇〇〇人で三割強、鉱業でマイナス約一〇〇〇人で二割弱を占めている。組合員数減少幅のもっとも大きい運輸・通信業では、その差はマイナス約二〇〇〇人であり、組合員数減少の九五％以上が既設組合におけるそれであるといえる（第50表、第53表）。

企業規模別実質的新設・解散組合員数

八四年の民営企業の単位労働組合員数は前年にくらべて約六〇〇〇人減少した。ところが一方、実質的新設組合員数と実質的解散組合員数との差し引きでは、第54表にみられるとおり約九〇〇〇人増となっている。このことは、民営企業の既設組合における組合員数全体は前年にくらべて約五万三〇〇〇人あったことを示している。なお、差し引き増減が約一万五〇〇〇人減少しているわけだから、これにさきの実質的増加分約八三％と過半数を占めている（第51表、第54表）。

第 52 表　新設，解散労働組合数および組合員数　　（単位労働組合）

年	新設				解散				新設－解散	実質的新設－実質的解散
	合計		実質的新設		合計		実質的解散			
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合員数	組合員数
		人		人		人		人	人	人
1977	2,496	231,645	1,692	107,576	2,394	206,549	1,509	61,305	25,096	46,271
1978	2,289	196,905	1,375	87,219	2,640	174,404	1,624	62,133	22,501	25,086
1979	2,344	211,594	1,402	107,234	2,357	222,582	1,425	81,729	△10,988	25,505
1980	2,399	219,370	1,414	93,276	2,442	223,107	1,322	84,207	△ 3,737	9,069
1981	2,295	234,871	1,458	116,340	2,340	209,453	1,257	79,998	25,418	36,342
1982	2,234	170,423	1,535	82,773	2,262	157,980	1,399	61,286	12,443	21,489
1983	1,961	201,539	1,148	86,987	2,204	202,228	1,281	65,813	△ 689	21,174
1984	1,807	147,262	1,048	65,362	2,254	161,089	1,412	57,726	△13,827	7,636

〔備考〕 1) 新設は，実質的新設と形式的新設に区分され，実質的新設には「事務所の新設・拡張による新設」および「その他の理由による新設（たとえば労働条件の向上のための新設，労働者の自覚による新設等)」がふくまれる。
なお，形式的新設とは組織の変更および分裂にともなう新設をいう。
2) 解散は，実質的解散と形式的解散に区分され，実質的解散には「事業所の休廃止による解散」および「その他の理由による解散（たとえば組合の無用論による解散，組合内の紛争による解散等)」がふくまれる。
なお，形式的解散とは組織の変更および分裂にともなう解散をいう。
3) △ 印は減少を示す。
4) 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」により作成。

5　主要連合体の組織状況

労働組合の連合体

労働組合の連合体を、①全国的（加盟組合が全国的に分布するもの）、②地方的（数都道府県に分布するもの）、③都道府県的（一都道府県に分布するもの）、④地区的（一市町村または隣接市町村に分布するもの）の四種類に分けてみると、八四年には全国的連合体は三七四（前年より一七一増）、地方的連合体は四八〇（前年より四八増）、都道府県的連合体は一七八八（前年より四六増）、地区的連合体は三四六六（前年より四五増）と、いずれも前年にくらべ増加している（第55表）。

これら連合体のうち全国連合体の連合組織のかたちをとっているものに日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）および中立労働組合連絡会議（中立労連）の四連合組織があり、通常「労働四団体」とよばれてきた。これに加えて、八二年一二月、これら四団体をのこしたまま、これの枠をこえて、民間四一単産で民間単産のゆるやかな協議体「全日本民間労働組合協議会（全民労協)」が結成され、当面は「連合体への移行」が課題とされている。

労働四団体に所属する組合員数の合計は、八四年には約

第 53 表　産業別にみた実質的新設・解散労働組合員数（1984年）（単位労働組合）

	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)－(B)
	人	人	人
全産業	65,362	57,726	7,636
農林，漁業，水産養殖業	306	795	△ 489
鉱業	326	1,449	△ 1,123
建設業	4,083	2,971	1,112
製造業	18,422	21,986	△ 3,564
卸売業・小売業	18,332	6,901	11,431
金融・保険，不動産業	2,772	3,657	△ 885
運輸・通信業	8,572	10,829	△ 2,257
電気・ガス・水道・熱供給業	410	382	28
サービス業	10,268	7,303	2,965
公務	670	1,063	△ 393
分類不能の産業	1,201	390	811

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」により作成。

第 54 表　民営企業における企業規模別実質的新設・解散労働組合員数（1984年）（単位労働組合）

企業規模	実質的新設組合員数 (A)	実質的解散組合員数 (B)	(A)－(B)
	人	人	人
合計	60,896	52,183	8,713
1,000 人以上	21,757	17,121	4,636
500 ～ 999 人	7,913	6,081	1,832
300 ～ 499 人	4,641	3,251	1,390
100 ～ 299 人	12,397	9,574	2,823
30 ～ 99 人	8,108	8,123	△ 15
29 人以下	2,593	3,011	△ 418
その他	3,487	5,022	△ 1,535

〔備考〕 1) △ 印はマイナスを示す。
2) 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」により作成。

八一八万一〇〇〇人で、全労働組合員数の六五・七%を占め、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数は約三七七万九〇〇〇人で全労働組合員数の三〇・三%、無加盟の労働組合員数は約一〇五万七〇〇〇人で全労働組合員数の八・五%となっている。これを前年にくらべると、四団体に加盟している労働組合数は約六万五〇〇〇人（〇・八%）減少、四団体以外の上部団体に加盟している労働組合員数も約五〇〇〇人（〇・一%）減少しており、無加盟の労働組合員数は約二〇〇〇人（〇・二%）増加している（第56表）。

主要団体別に組合員数の動きをみると、つぎのとおりである。

総評　総評の加盟組合員数は六四年の同盟発足以来一〇年間は伸び悩み、日本の労働組合員数に占める割合も年々低下してきたが、七四年以降は流れが若干変わり、七四～七六年と増加をつづけ、その後一進一退をくり返してきた。だが、八一年の約四五六万九〇〇〇人をピークに以後三年つづきで加盟員を減じている。八四年は前年より約七万七〇〇〇人（一・七%）減少して、約四四三万一〇〇〇人となった。八四年に労働組合員数が減少した主な組合は、国労（約一万六〇〇〇人減）、全逓（約六〇〇〇人減）、鉄鋼労連（約一万人減）、日教組、総評・全金がそれぞれ約五〇〇〇人減、自治労、電通労連、総評・全国一般がそれぞれ四〇〇〇人減となっている。

同盟　同盟は六四年の発足以来七二年までは一貫して総評を上回る組織拡大を進め、労働組合員数に占める比率を高めてきたが、その後組織化運動は停滞し、七四年をピークにして七五年以降は減少に転じ、八〇年以降ようやく足ぶみ状態に入った。八四年は前年より約一万六〇〇〇人減少して約二一七万七〇〇〇人となった。傘下組合のうち八四年に組合員数が増加した主な組合は、ゼンセン同盟（約五〇〇〇人増）、交通労連、全郵政のそれぞれ約一〇〇〇人増などである。また、組合員数が減少した主な組合は、造船重機（約五〇〇〇人減）、鉄労（約四〇〇〇人減）などとなっている。

新産別　八四年の傘下組合員数は前年より約四〇〇〇人（五・七%）減少して、約六万人であった。

中立労連　八四年の傘下組合員数は前年を約三万二〇〇〇人（二・二%）上回って約一五一万二〇〇〇人となり、四団体のなかで唯一加盟人員を増やした連合体となった。組合員数が増加した主な傘下組合は、電機労連（約二万三〇〇〇人増）、全建総連（約一万人増）などであり、減少した主な組合は、食品労連（約二〇〇〇人減）などとなっている。

全民労協など　全民労協は、八三年六月末日にくらべ約五万人（一・一%）増加して約四八三万五〇〇〇人となった。これは民間の組織労働者の五三・三%を占めることになる。全民労協への正式加盟単産は五四単産であるが、ほかにオブザーバー加盟組織一、友好組織五を有し、これを合計すると五〇〇万人をこえている。なお、八五年四月一日付で民間労組に移行した全電通（約二八万二〇〇〇人）が全民労協に加盟した（加盟単位は電通労連）ため、全民労協の組織人員は約五三〇万人。うち正式加盟では約五一一万七〇〇〇人で、これは民間の組織労働者の約五六%にあたる。

わが国の代表的な大産別協議組織である全日本金属産業労働組合協議会（ＩＭＦ・ＪＣ）は八三年にくらべ二万人（一・〇%）増加して、約二〇一万二〇〇〇人となり、日本化学エネルギー労働組合

協議会（化学エネルギー労協）は前年にくらべ七〇〇〇人（一・一％）減少して約六五万七〇〇〇人となった。

四団体の産業別組織状況　八四年の労働組合員数を産業別にみると、第50表に示すとおり、製造業（三三・一％）、運輸・通信業（一五・五％）、サービス業（一三・六％）、公務（一二・〇％）の四部門で全体の約七四・二％を占めている。この四大部門における各主要団体の組織状況をみると、製造業では同盟が二八・三％で最大の比率を占めており、中立労連（一七・九％）、総評（一五・七％）、新産別（一・二％）とつづいているが、以上のいずれにも属さない組合員が、全体の四二・七％（対前年比一・八％）であった（労働省「昭和五九年労働組合基礎調査報告」第9表参照。なおこの「調査」は、一九八四年六月末日現在で実施したものであり、電電・専売両公社の民営化以前の数値である）。これらの適用法規別組合員数に占める八四年の主要団体別組合員数の比率は、第58表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・四％、中立労連一六・七％、総評一五・七％、新産別〇・六％の順であるが、四団体のいずれにも加盟していないもの七・一％となっている。

農業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、電気・ガス・水道・熱供給業では四団体のいずれにも属さないものが過半数を占めているが、四団体のなかでは、総評が農業、林業・狩猟業、鉱業、不動産業で、同盟は漁業・水産養殖業、卸売・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業で、中立労連は建設業、金融・保険業でそれぞれ首位となっている（第57表）。

四団体の適用法規別組織状況　労働組合員数を適用法規別にみると、一九八四年には労働組合法適用単一労働組合員数は約九〇六万五〇〇〇人（七二・七％）、地方公務員法適用組合員数が約一九八万二〇〇〇人（一五・九％）、公共企業体等労働関係法適用は約九〇万二〇〇〇人（七・二％）、国家公務員法適用は約二八万八〇〇〇人（二・三％）、地方公営企業労働関係法適用は約二二万七〇〇〇人（一・八％）であった（労働省「昭和五九年労働組合基礎調査報告」第9表参照。なおこの「調査」は、一九八四年六月末日現在で実施したものであり、電電・専売両公社の民営化以前の数値である）。これらの適用法規別組合員数に占める八四年の主要団体別組合員数の比率は、第58表にみるとおりで、労組法適用組合員数では同盟二二・四％、中立労連一六・七％、総評一五・七％、新産別〇・六％の順であるが、四団体のいずれにも加盟していない

第 55 表　組合の種類，地域別労働組合連合団体数

組合の種類	合　計	全国的	地方的	都道府県的	地区的
合　計	6,108	374	480	1,788	3,466
連合組織	1,143	224	140	492	287
協議組織	4,965	150	340	1,296	3,179

〔備考〕 1) 連合団体とは，規約上，当該組織の構成員が労働組合の団体加盟の形式をとる組合をいう。その連合団体のうち，加盟組織の連絡，相互援助などを目的とするにとどまるものを「協議組織」，その決定が加盟組合を拘束しうるようなものを「連合組織」という。
2) 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

第 56 表　主要団体別労働組合員数の推移（単一労働組合）

年	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	4団体以外の上部組合	無加盟
	人	人	人	人	人	人	人
1978	12,382,829 (100.0)	4,525,237 (36.5)	2,181,810 (17.6)	61,270 (0.5)	1,320,798 (10.7)	3,607,490 (29.1)	1,071,877 (8.7)
1979	12,308,756 (100.0)	4,552,907 (37.0)	2,146,567 (17.4)	63,248 (0.5)	1,337,180 (10.9)	3,527,747 (28.7)	1,065,615 (8.7)
1980	12,369,262 (100.0)	4,550,522 (36.8)	2,161,786 (17.5)	62,286 (0.5)	1,357,979 (11.0)	3,559,926 (28.8)	1,066,625 (8.6)
1981	12,471,270 (100.0)	4,568,826 (36.6)	2,181,903 (17.5)	63,997 (0.5)	1,391,346 (11.2)	3,595,887 (28.8)	1,067,480 (8.6)
1982	12,525,529 (100.0)	4,550,279 (36.3)	2,196,641 (17.5)	64,367 (0.5)	1,438,876 (11.5)	3,617,209 (28.9)	1,066,069 (8.5)
1983	12,519,530 (100.0)	4,508,376 (36.0)	2,193,232 (17.5)	64,016 (0.5)	1,480,325 (11.8)	3,784,341 (30.2)	1,054,954 (8.4)
1984	12,463,755 (100.0)	4,431,112 (35.6)	2,176,964 (17.5)	60,337 (0.5)	1,512,352 (12.1)	3,779,358 (30.3)	1,056,906 (8.5)
対前年増減数(人)	△ 55,775	△ 77,264	△ 16,268	△ 3,679	32,027	△ 4,983	1,952
対前年増減率(%)	△ 0.4	△ 1.7	△ 0.7	△ 5.7	2.2	△ 0.1	0.2

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の合計とは一致しない。
2)　(　)内の数字は構成比を示す(%)。
3)　労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

第 57 表　産業，主要団体別労働組合員数構成比（単位労働組合）　(%)

産業	合　計	総　評	同　盟	新産別	中立労連	その他
全産業	100.0	35.6	17.6	0.5	12.2	38.8
農業	100.0	22.1	9.0	—	0.7	59.2
林業，狩猟業	100.0	71.7	13.3	—	—	15.3
漁業，水産養殖業	100.0	1.1	49.2	—	24.3	25.4
鉱業	100.0	49.8	20.1	—	3.2	27.4
建設業	100.0	12.6	4.5	0.0	44.2	40.6
製造業	100.0	15.7	28.3	1.2	17.9	42.7
卸売業・小売業	100.0	5.8	31.1	0.0	3.9	67.8
金融・保険業	100.0	1.5	1.3	—	35.3	62.4
不動産業	100.0	23.3	11.0	—	0.1	86.5
運輸・通信業	100.0	57.2	20.5	0.4	0.0	25.6
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	26.0	59.8	—	10.6	58.9
サービス業	100.0	59.8	4.0	0.1	0.8	36.8
公務	100.0	90.2	2.8	0.0	—	7.1
分類不能の産業	100.0	32.2	8.5	—	2.4	57.0

〔備考〕 1)　第56表の〔備考〕1)参照。
2)　労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

ものが五〇・七%を占めている（第58表）。

一方、各主要団体ごとに適用法規別の労働組合員数の割合についてみると、総評は国公法、地公法適用労働組合員が四五・六%、労組法適用が三二・一%、公労法・地公労法適用が二二・二%となっている。同盟は労組法適用組合員が九三・一%と高い。新産別、中立労連も労組法適用組合員が占める割合が圧倒的でそれぞれ九四・九%、一〇〇%となっている（労働省「昭和五九年労働組合基礎調査報告」第11表参照）。

6　都道府県別組織状況

都道府県別組合員数

都道府県別に単位労働組合員数をみると、八四年には東京の約二一九万七〇〇〇人を筆頭に、大阪の約一〇五万八〇〇〇人、神奈川の約七九万一〇〇〇人、愛知の約七九万八〇〇〇人、兵庫の約五五万一〇〇〇人、北海道の約五三万八〇〇〇人、福岡の約四四万八〇〇〇人がこれについでいる（第59表）。このうち「太平洋ベルト地帯」の核心部である北海道をのぞく六都府県の組合員数は合計約五八四万二〇〇〇人で、わが国の労働組合員数の四七・二%を占めている。

八四年には前年にくらべ一四都県で増加し、三三道府県で減少した。増加数の多かったのは、東京（約一万八〇〇〇人増）、千葉（約五〇〇〇人増）であり、減少数が多かったのは、福岡（約二万三〇〇〇人減）、大阪（約一万二〇〇〇人減）、北海道（約六〇〇〇人減）であった。対前年比で増加率が最大だったのは滋賀の二・三%であり、減少率が最大だったのは福岡の四・八%であった（第59表）。

四団体の都道府県別組織状況

都道府県別単位労働組合員数の四団体の各加盟員数の比率をみると、すべての都道府県で総評への加盟割合が最大であるが、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、富山、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、広島、香川、愛媛、福岡、佐賀の一七都府県では四団体のいずれにも加盟しないものが最大比率を占めている。また、総評は沖縄の六七・二%をはじめ、青森、和歌山、岩手、北海道、大分、山梨の

第 58 表　適用法規および主要団体別労働組合員数の構成比（単一労働組合）　(%)

主用団体	合計		労組法		公労法		地公労法		国公法		地公法	
	83年	84年	83年	84年	83年	84年	83年	84年	83年	84年	83年	84年
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総評	36.0	35.6	16.1	15.7	87.2	86.8	90.0	88.7	79.5	79.3	90.5	90.5
同盟	17.5	17.5	22.4	22.4	12.0	12.1	0.9	1.1	10.7	10.6	0.6	0.4
新産別	0.5	0.5	0.7	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	—	—	—	—
中立労連	11.8	12.1	16.3	16.7	—	—	0.2	0.2	—	—	—	—
その他	38.7	38.8	50.7	50.7	0.5	0.8	9.6	10.2	9.9	10.1	8.9	9.1

〔備考〕 1)　その他とは，労働4団体以外の上部組合への加盟および無加盟の組合員数の合計である。
2)　第56表の〔備考〕1)参照。
3)　労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」により作成。

第 59 表　都道府県別労働組合員数(1984年)(単位労働組合)

都道府県	組合員数	対前年増減数	対前年増減率	主要団体別構成比 (%)					
				合計	総評	同盟	新産別	中立労連	その他
	人	人	%						
合計	12,358,075	△ 52,913	△ 0.4	100.0	35.6	17.5	0.5	12.2	38.8
北海道	537,789	△ 6,066	△ 1.1	100.0	52.3	9.3	0.0	6.9	34.8
青森	87,614	△ 1,646	△ 1.8	100.0	55.7	16.4	0.2	5.7	26.6
岩手	123,843	△ 846	△ 0.7	100.0	53.4	13.1	0.0	9.1	29.0
宮城	184,313	△ 1,019	△ 0.5	100.0	40.8	13.5	0.1	13.1	37.4
秋田	112,807	△ 1,793	△ 1.6	100.0	49.0	10.7	0.0	5.3	38.7
山形	114,218	△ 1,995	△ 1.7	100.0	41.4	13.1	1.9	19.7	27.3
福島	175,333	△ 1,715	△ 1.0	100.0	41.3	19.5	1.0	10.8	32.7
茨城	234,632	△ 562	△ 0.2	100.0	36.4	10.4	0.1	21.3	34.7
栃木	176,910	481	0.3	100.0	27.9	17.9	0.0	16.1	45.6
群馬	171,871	2,106	1.2	100.0	34.7	11.6	1.5	15.2	42.3
埼玉	354,202	5,044	1.4	100.0	28.7	18.9	0.4	20.7	38.7
千葉	298,683	5,342	1.8	100.0	42.5	15.8	0.2	12.6	34.5
東京	2,196,720	17,858	0.8	100.0	27.0	16.7	0.6	13.2	45.7
神奈川	790,921	△ 2,891	△ 0.4	100.0	28.8	20.1	1.1	18.4	42.7
新潟	230,502	△ 2,901	△ 1.2	100.0	42.2	22.1	0.7	4.8	34.9
富山	133,302	△ 2,069	△ 1.5	100.0	35.6	20.5	3.0	3.7	45.2
石川	102,725	△ 387	0.4	100.0	48.1	21.4	—	5.1	28.2
福井	83,607	141	0.2	100.0	36.7	27.3	—	12.8	27.9
山梨	58,990	374	0.6	100.0	50.5	9.8	0.2	10.4	32.2
長野	231,512	678	0.3	100.0	37.8	14.7	0.3	15.7	34.7
岐阜	164,256	△ 356	△ 0.2	100.0	31.0	28.7	0.0	9.5	36.3
静岡	368,125	△ 2,884	△ 0.8	100.0	30.0	20.8	0.4	12.1	43.1
愛知	797,664	△ 20	△ 0.0	100.0	26.1	16.4	0.5	7.5	54.7
三重	188,841	3,207	1.7	100.0	34.4	15.5	0.1	16.2	36.1
滋賀	119,310	2,639	2.3	100.0	27.7	22.4	1.5	17.2	35.3
京都	249,499	△ 1,304	△ 0.5	100.0	42.5	16.4	3.9	10.7	32.2
大阪	1,057,762	△ 11,713	△ 1.1	100.0	34.8	21.3	0.2	12.3	35.0
兵庫	550,652	△ 5,737	△ 1.0	100.0	49.7	20.5	0.0	13.1	29.5
奈良	79,579	495	0.6	100.0	47.2	10.4	—	19.2	25.9
和歌山	87,263	△ 1,748	△ 2.0	100.0	53.5	16.0	—	7.4	27.2
鳥取	55,945	131	0.2	100.0	48.7	13.6	0.0	6.1	34.7
島根	68,197	△ 713	△ 1.0	100.0	44.5	22.5	0.0	4.6	31.9
岡山	195,801	△ 3,127	△ 1.6	100.0	35.1	25.9	0.2	11.5	33.1
広島	328,287	△ 4,657	△ 1.4	100.0	33.8	19.7	—	8.8	40.7
山口	155,693	△ 2,988	△ 1.9	100.0	40.4	15.2	1.6	14.9	35.2
徳島	72,142	△ 429	△ 0.6	100.0	38.3	14.8	—	17.8	32.1
香川	92,667	△ 1,602	△ 1.7	100.0	33.9	15.6	0.0	12.4	42.8
愛媛	112,277	△ 67	△ 0.1	100.0	34.4	23.3	0.0	10.8	35.2
高知	68,432	△ 1,063	△ 1.5	100.0	45.7	12.8	0.0	11.6	33.3
福岡	447,964	△ 22,623	△ 4.8	100.0	39.6	12.3	—	10.0	43.2
佐賀	77,791	△ 955	△ 1.2	100.0	34.7	13.9	—	13.9	41.0
長崎	118,029	△ 4,520	△ 3.7	100.0	36.0	29.7	0.2	11.3	25.5
熊本	125,504	△ 708	△ 0.6	100.0	47.0	19.5	—	7.0	29.0
大分	103,008	21	0.0	100.0	51.2	12.0	0.1	9.1	30.6
宮崎	87,855	△ 363	△ 0.4	100.0	40.0	31.8	0.3	5.5	26.0
鹿児島	114,123	△ 564	△ 0.5	100.0	46.3	13.2	—	4.8	38.3
沖縄	70,916	△ 174	△ 0.2	100.0	67.2	11.8	—	6.9	17.0

〔備考〕 1) △ 印は減少を示す。
2) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体の組合員の構成比の計は合計と一致しない。
3) 労働省「昭和59年労働組合基礎調査報告」による。

七道県で、五〇%以上を占めこれらをふくめて四一道府県で三〇%以上を占めている。同盟は、宮崎の三一・八%を筆頭に、長崎、岐阜、福井県で三〇%前後、新産別は京都、富山で三%台で高い割合を示し、中立労連は茨城の二一・三%をはじめ、埼玉、山形、奈良、神奈川各県で二〇%前後と高い割合になっている（第59表）。

2 組織運動

1 産業別組織の動向

紙パ労協の結成　紙パ労連（総評傘下）と紙パ総連合（同盟傘下）は、かねてから政策協議や共同行動などを積み重ねてきたが、両組織の全民労協加盟を契機に戦線統一の気運が高まり、八三年一〇月二〇日に純中立の組合をふくめて紙パ労協結成準備会を発足させた（本年鑑八五年版一九〇ページ参照）。

八四年七月に開かれた両組織の定期大会では、紙パ労連のICEF（国際化学エネルギー労連）加盟方針が継続審議となるなどの留保条件があったものの、紙パ労協結成という方針は確認された。

紙パ労協（日本紙パルプ労働組合協議会）の結成総会は、一〇月一五日、東京・池之端文化センターで開かれ、「紙パ労協結成までの経過報告」を承認したのち、運営要綱、活動方針などが提案どおり可決された。参加組合は、紙パ労連、紙パ総連合、山陽国策パルプ労組、興人労組、日本加工製紙労組、三島製紙労組で、加盟人員は約六万二〇〇〇人である。紙パ労協の新役員には、会長・土橋前紙パ労連委員長、会長代行・細川紙パ総連合委員長、副会長・窪田紙パ労連委員長、事務局長・角五紙パ総連合副委員長が選出された。

八五年六月二〇日に開かれた臨時総会では、五役会議を常任幹事会に改組したほか、「連合体移行作業委員会」（仮称）を設置、ICEF加盟問題、支持政党や生産性向上のとりくみにたいする問題などの論議を煮つめて、連合体への早急な移行を実現する方針を決定した。

石炭労協の結成　炭労（約一万二〇〇〇人、総評加盟）、全炭鉱（約五〇〇〇人、同盟加盟）、炭職協（約五〇〇人、純中立）の三団体は、八四年一一月一五日、東京・池之端文化センターで「石炭労働組合協議会（略称・石炭労協）」結成総会を開き、同組織を発足させた。石炭労協は、「共同行動を推進するためのゆるやかな協議体」であり、「合議を得ないものについては加盟団体の独自行動を妨げ」ず、また「上部組織および政党支持は各団体の独自性を尊重する」ことを運営要綱にうたっている。

炭労など三団体は、八〇年一一月に「石炭労働三団体政策推進会議（炭政会議）」を発足させ、石炭政策などの課題で統一行動を積み重ねてきたが、八三年九月の炭労第一〇四回定期大会で炭政会議を協議会に発展させるとの方針を決定、全炭鉱、炭職労もこれにならって、八四年七月七日には協議会結成のための第一回準備会、八月二一日に第二回準備会が開かれた。

石炭労協の参加組合は、炭労、全炭鉱、炭職協の三団体、傘下二四組合で、組合員数は約二万人。新役員は、会長・野呂前炭政会議議長、副会長・橋本炭労委員長、岡全炭鉱委員長、鈴木炭職協議長、事務局長・小山全炭鉱書記長。

ＩＴＦ加盟組合連絡協議会の動向

八三年一一月の海員組合第四四回定期大会で、交通運輸関係労働組合の協議体づくりが提唱されたことを契機に、国労、海員組合を中心に非公式の話し合いが進められてきたが、八四年一月一二日、ＩＴＦ（国際運輸労連）加盟組合連絡協議会傘下の一〇単産と全港湾の代表による話し合いがもたれ、ナショナルセンターの枠をこえた陸・海・空の大産別組織の結成をめざし、当面設立準備会の発足のために協議をつづけることなどを申し合せた。その後、数回の話し合いを経て、春闘後の八月一〇日、ＩＴＦ加盟組合連絡協議会傘下の単産代表と全港湾の代表が「交運関係労働組合懇談会」を開き、「発足の趣旨書（素案）」にもとづいて討論したが、全港湾から、趣旨書のなかの〝ＩＴＦなどの国際産別組織との連携のもとに〟の部分への異議などが提出され、各組合に持ち帰って検討することとなった。九月一七日に開かれた「懇談会」では、海員組合以外の同盟系単産から、鉄労のＩＴＦ加盟問題が未決着であることなどを理由に準備会に不参加の意思表示がなされたため、準備会結成を先送りし、当面懇談会のままで話し合いをつづけていくことを確認した。

公益民労の拡大

八五年三月二六日、東京・三田の全国電力労働会館において、公益産業民間労働組合連絡会（公益民労）は代表者会議を開き、新たに二組織の加盟、一組織のオブザーバー加盟を認めるとともに、全民労協の強化をめざす新たな組織目標を決定した。

公益民労は、八三年四月二一日、公益性の強い産業の労働組合の意見交換の場とする目的で発足し、八単産が参加していた（本年鑑八四年版一九六ページ参照）。今回新たに参加したのは、全自交労連（総評傘下、約六万人）と基金労組（同盟傘下、約五〇〇〇人）。オブザーバー加盟をしたのは相銀全労（純中立、約二万八〇〇〇人）で、組織内の手続きが完了次第正式加盟に切り替えることになっており、これをふくめて約七五万六〇〇〇人規模の公益民労となった。また、これを機会に、構成組織の範囲を「全民労協加盟の公益産業労組」と明確化するとともに、組織目的として「全民労協活動における公益産業特有の諸課題と役割について共同行動を行う」ことと、および「全民労協の強化発展に貢献する」ことをつけ加えて、この目的のために結びつきをいっそう強めることとした。代表幹事には黒川私鉄総連委員長、鈴木電力総連会長、幹事には田村交通労連書記長、田井運輸労連委員長がそれぞれ就任した。

全電通・全専売の民間移行と公労協の再編

八五年四月一日から、全電通と全専売は民間労組として再出発した。

全電通は、二月二六～二八日の三日間、東京・千駄ケ谷の日本青年館で臨時大会を開き、民間労組へ移行するにあたっての方針を決定した。五〇年に決定された綱領の代わりに策定された新綱領では、「社会的に価値ある労働運動をめざす」立場から、「人間尊重と社会の進歩、国民福祉向上に寄与する情報通信の実現」に最善を尽くす決意を表明。国際路線ではＩＣＦＴＵ（国際自由労連）、ＰＴＴＩ（国際郵便電信電話労連）を基軸

に国際連帯をめざす、としている。また、三月末をもって公労協を脱退、四月一日付で電通労連単位（約三二万三〇〇〇人）で全民労協に加盟することを決定した。

全専売は、三月一四～一五日、東京・晴海のホテル浦島で臨時大会を開き、「全日本たばこ産業労働組合（略称・全たばこ・ＪＴＷ）」に改称、綱領・規約改正などを原案どおりに可決した。三月末で公労協は脱退するが、全民労協への加盟については、九月の定期大会で結論をだすことをめざして下部討論を始める、としている。

公労協は、三月一一日、東京・神田駿河台の総評会館で第三四回代表者会議を開き、全電通・全専売の離脱と一公社四現業体制を正式に確認、新役員を選出した。公労協の組織人員は約三分の一減少、これにともない事務局は現行三人を二人に、代表幹事も三人を二人に削減、空席となっていた事務局長に岩村全林野書記長を選出した。

情政連の結成

全電通、ＫＤＤ労組、電機労連、日放労の四組合は、電電民営化法案をめぐる限定共闘を組織していたが、六月三日これを改組し新たに全逓と電通労連も加え、情報通信産業関連労組政策連絡会議（略称・情政連）を発足させた。情報通信産業の発展にともなう、各組合ごとの産業政策上の諸問題を論議、調整することを目的としている。事務局長には松尾ＫＤＤ労組委員長が就任し、他労組の委員長が世話人となった。

日通グループ労協結成をめぐる動向

全日通（総評傘下・全民労協加盟、約四万七〇〇〇人）は、日通グループ二八〇社の労働者の総結集をめざす「日通グループ労協結成準備会」の設立準備を進めている。将来的には一〇万人規模の組織、協議会から連合会への移行を展望しつつ、当面は八五年度中の準備会結成、八六年度中の協議会結成を目標に、各地方ごとに日通関連労組連絡会議の設置にとりくんでいる。

全国一般の全民労協参加問題

総評・全国一般（約一二万三〇〇〇人）は、八二年以来、統一準備会・全民労協への参加をめぐって内部で議論が対立し、八三年の定期大会では執行部が総辞職するなど、紛糾がつづいていたが（本年鑑八五年版一九一ページ参照）、八四年七月三一日～八月二日の第三七回定期大会で、全民労協への参加を棚上げにする方針を可決、森下委員長・松井書記長を再選して、一応の決着をつけた。

自治労の組織問題

自治労大阪府本部傘下の二〇単組の特別調査組合指定問題（詳細は本年鑑八五年版一九一～一九二ページ参照）は、八四年八月の定期大会でも結論を出すに至らず、ひきつづき特別調査組合の期限を一一月三〇日まで延長し、第八一回中央委を目途に組織的結論を得ることを決定した。一一月二九～三〇日に開かれた第八一回中央委では、一二〇単組は会費を納入すること、自治労の産別運動に結集すること、本部・府本部・二〇単組代表の三者の話し合いの場につくこと、など五項目をもとに話し合いを始めることを決定、その後幾度かの協議を経て八五年一月一一日合意をみた。二〇単組は八二年八月から八五年一月分までの組合費未納分約六億五〇〇〇万円を大阪府本部に完納、八五年三月の定期大会で特別調査組合指定は解除された。

また、八〇年七月以来分裂状態がつづいている岩手県本部問題では、八四年五月の第八〇回中央委で、県本部（統一労組懇系が主導権）と推進県本（自治労主流派系）の両組織をともに正統な組織と

して認める「暫定措置」を確認し、これにもとづき関係諸団体間の話し合いが進められてきた。県本部側は、規約上の正統性をもたない推進県本を認めることに反発し、八月の定期大会では、大阪の特調指定問題同様、結論に至らずひきつづき話し合いをつづけることになった。その後の話し合いのなかで、関係諸団体間に歩み寄りがみられ、一定の合意が形成され、一一月二九～三〇日の第八一回中央委は、「暫定措置」を実施することを決定した。

2 「労働戦線統一」の動き

全民労協第三回総会

全民労協は、八四年七月の代表者会議において、第三回総会に向けて、①「基本構想」について、②連合会組織への発展について、③国際自由労連について、④シンク・タンクについて、⑤地方組織について、⑥加盟方式について、の六項目を検討事項として討議を進めることを決定、全民労協の機関をはじめ各ナショナルセンターや単産での討議がおこなわれた。

一一月一四日開かれた第三回総会では、こうした討論を踏まえて、連合体移行問題については、三役会議の下に「連合組織構想検討委員会」を設置し、連合組織の綱領・規約などの構想や移行時期、既存ナショナルセンターとの関係、労働界全体の統一への展望について、第四回総会までに一定の方向を明らかにするとの方針を決定した。

また、総評のなかで根強い反対がある国際自由労連加盟については、結論を急がず当面は産業別組織単位での加盟を促進することが確認された。既存ナショナルセンターの抵抗が強い地方組織問題では、第二回総会で設置が決められた地方連絡会に若干の改組を加え、従来の「窓口単産」を「連絡会議代表組合」に、「責任組合」を「連絡会幹事組合」に改めることにした。全国民労協（地方民労協全国連絡協議会）については、単産別加盟の原則から「友好連携組織」として、連携をはかっていくこととされた。

総評の「五項目補強見解」の「整理」

総評は、全民労協第三回総会の六項目の検討事項のひとつである「基本構想」について、八月一日全民労協三役会議に「五項目補強見解」（本年鑑八二年版七二ページ参照）をあらためて文書で提出することによって意見を表明していたが、その後、九月二一日の幹事会で、五項目補強見解について、①全民労協三役会議などでの討議経過およびその後の状況の変化をふまえて総評としての整備をおこなう、②全民労協で合意を得られるものについては、連合会組織への移行が具体化するときにまとめられる基本的方針にとり入れるよう求める、との態度を決めた。

全民労協三役会議は、五項目補強見解は第二項の「反自民・全野党との協力、共闘」以外は全民労協の活動のなかで消化されていることを確認、第三回総会でも同様の立場から「基本構想」があらためて確認された。

こうした経過から総評は、一二月一四日開かれた労働戦線統一対策委員会で、五項目補強見解が全民労協の活動のなかにどの程度活かされているかの現状認識と全民労協の連合体移行への対処方針を

「整理」した「五項目補強見解に関する状況」を発表した。この「整理」では、五項目補強見解のうち政党との関係を除く四項目についてはほぼ活かされているとし、他方全民労協としての合意形成がむずかしいとの判断の下に、「反自民・全野党との協力、共闘」を事実上棚上げし、「政策・要求で一致する課題について政党との協力」という考えで合意をはかろうとの案が提起された。

これにたいして、一月一八日開かれた第二回拡大評議員会では、日教組、全港湾、全国一般や統一労組懇系の運輸一般などから疑義や批判が出されたが、拡評としてはこれを了承した。

一方、岩井・太田・市川の総評三顧問は、一月一〇日、五項目補強見解のこうした取り扱いは、五項目堅持を決めた八一年定期大会決定に反するとの見解を発表、「全民労協の現状を追認した上で、五項目を総評自らが棚上げすることであり、実質的放棄だ」と批判した。また、労戦統一については、官公労をふくめた全的統一の展望が団体間協議で明確になるまで全民労協の連合体移行に反対の立場を貫くことを要求するとともに、労戦統一綱領草案への補強修正を提案した。

「連合組織構想検討委員会」の中間報告

全民労協第三回総会で決定された「連合組織構想検討委員会」は、全民労協の三役組合である八単産（ゼンセン同盟、全金同盟、全機金、鉄鋼労連、自動車総連、商業労連）に、総評側から私鉄総連、同盟側から電力総連の二単産を加えた一〇単産の書記長・事務局長で構成することが一二月一四日の代表者会議で確認された。つづいて一六日に開かれた第一回委員会では委員長に得本輝人自動車総連事務局長を選出するとともに、月二回程度のペースで会合を重ね、八五年五月中に中間報告を、九月中に最終答申を提出することが確認された。

検討委員会は、その後八回の会合を開き、五月二二日、「中間報告」を三役会議に提出した。

【連合組織構想検討委員会中間報告（全文）】

1　連合組織の性格・位置づけ

(1)連合組織は全民労協の活動の強化・発展と位置づける。

(2)活動領域を拡大し、民間部門のナショナルセンターとしての機能・役割をできる限り網羅する。

(3)民間労働者の強化・拡大に努めるとともに、官公労働組合との相互理解と信頼を深め、労働界全体の統一の実現をめざす。

2　基本構想に基づく綱領・憲章（基本構想）

基本構想の原則を堅持し、全民労協の活動の実績などを踏まえ、連合組織への移行の必要性を追加する。

①基本構想の「運動の基調（理念）」を新組織の綱領・憲章にひきつぐ。

②基本構想の「情勢の基本認識」「統一の必要性と目的」については、全民労協の活動の実績などの視点から見直してみると同時に、連合組織への移行の必要性を追加する。

3　連合組織の機能と役割

(1)民主主義を擁護し、自由、平等、平和、公正な社会をつくるため、国民的、市民的な課題にも取り組み、社会的責任と役割を果たす。

(2)労働者の諸権利を確立し、自由にして民主的な労働運動を強化・拡大する。

(3)労働戦線の統一をすすめ、未組織労働者の組織化、加盟組織の拡大と充実強化を図る。あわせて加盟組織相互間の協力を推進し、必要に応じて調整を図る。

(4)賃金、労働時間など基本的な労働条件の維持向上のため、加盟組織の共通する課題について、政策・方針の作成・決定とその実現のための運動を進める。

(5)労働者の総合生活を改善するため、経済政策、雇用、社会保障、税

制、物価など、国民生活に関連の深い諸課題の政策立案と合意形成、それに伴う立法化に向けての運動を進める。

(6)技術革新、高齢化社会の進展に伴う社会、産業構造の変化を展望し、対策を図るとともに雇用・環境改善、労働に関する教育をはじめとする諸活動を進める。

(7)労働者の福祉、教育、文化向上のための政策を推進し関係団体と協力し、その発展啓発に寄与する。

(8)政治的・経済的に国際的相互依存が高まっていることに対し、世界平和と公正な国際経済社会の新秩序をめざして、自由にして民主的な国際労働運動に積極的に参加し、役割と責任を果たす。

4　規約（運営要綱）

綱領・憲章の姿が明確になった時点で規約案を作成する。

5　運動方針

連合組織の運動は「連合組織の機能と役割」にもとづき、その領域を拡大する。

6　財政

連合組織の運動に見合った財政基盤を確立する。

7　国際自由労連との関係

国際労働運動のなかで日本が責任と役割を果たしていくために、連合組織は国際自由労連に一括加盟する。

8　組織機構に関する問題

(1)加盟単位

原則として産業別労働組合とする。

(2)運営

①大会をはじめ必要な機関を設け、加盟組織の自主性尊重、相互信頼を基盤とし、民主的運営を行う。

②必要に応じ部門連絡会を置く。

(3)地域組織

連合組織の活動を地方で展開していくため、地域組織を都道府県単位に設置する。

9　シンクタンク

政策・制度要求や提言の内容などを充実していくために労働組合としての主体的立場を明確にしたシンクタンク（例えば経済研究所）を設立する。

10　連合組織への移行の進め方

連合組織への移行の進め方については、ナショナルセンターとの関係が重要なので全民労協三役会議が調整する。

〈付記〉

中間報告書に伴う見解

1　専従者の身分保障

統一に伴う既存のナショナルセンターや、それに関連する地域組織などで活動に従事している専従者の身分保障については、不安が生じないように十分配慮する必要がある。

2　国際自由労連との関係

国際自由労連加盟については、全民労協第三回総会の活動方針で確認した「当面は産業別単位での加盟を促進する」ことで進める。

全民労協三役会議は、五月二九日、つぎの点を字句修正したうえで、これを正式承認した。①「連合組織の性格、位置づけ」の第二項「民間部門のナショナルセンター」を「民間部門の全国的中央組織」に、②「連合組織の機能と役割」の第一項「自由、平等、平和、公正な社会」の「平和」と「公正」の順を入れ替える、③「連合組織の移行の進め方」の「ナショナルセンターとの関係」の頭に「既存の」を挿入。

総評第四回拡評

総評は五月三一日、第四回拡大評議員会を開き、七月の第七三回定期大会に諮る八五年度運動方針案を検討し確認した。労戦統一については、総評の主体的立場から全的統一を進めるとの従来からの態度を強調しながらも、「八〇年代に全的統一のための合意形成を終え、わが国統一ナショ

ナルセンター発足にそなえる」と時期的な展望をやや明確にし、そのためにも「官公労は全的統一に向けての討議を促進する」との姿勢を示した。また、国際連帯活動については、従来の「先進国労組との交流」という表現から、「国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）との積極交流、共同行動にとりくむ」との表現にふみこんだ。

討論では、先の全民労協・連合組織構想検討委員会中間報告についての意見が続出した。「五項目補強見解はどうなるのか、中間報告の『全国的中央組織』は官民分断の固定化になるのではないか」（国労）、「総評強化を基本にした全的統一をすすめるべきで、五項目見解をなしくずしにすることは統一の基盤を弱くする」（日教組）などの官公労の意見のほか、民間でも「総評の考えとは別に問題が進行している。総評の考えがどこで活かされるのか」（全港湾）、「中間報告によって全民労協への加盟への距離がより遠のいた。このまま固まると全的統一の展望がないまま民間の中でも分裂が固定化する」（全印総連）などの意見が出された。

運動方針案は確認されたものの、日教組などが連合組織構想検討委員会中間報告に反対の修正案を提出する動きをみせる一方、電通労連は「八〇年代中に全的統一の達成」を求める意見書を提出しようとするなど、第七三回定期大会での激論が予想される。

官公労の統一・再編をめぐる動向

官公労の戦線統一に積極的な全電通が民間に移行し、「官民統一の橋渡し的役割を果たす」との方針を採用したことで、「ゆるやかな準備会」発足計画は立ち消えになった。

八四年七月の総評定期大会では、官公労は「五項目補強見解実現を前提に団体間協議をおこない、全的統一をめざす」との従来方針を確認した。全電通の要望をうけて八三年九月に発足した労戦対策委・官公労問題小委員会は、一二月一四日、討議課題を①日本労働運動における官公労の位置づけと運動の理念、②官公労運動が追求すべき課題と全的統一の条件を中心に、具体的な運動課題についても協議していく、と整理した。その後の検討を経て、八五年四月二日、同委は「労働戦線統一にかんする官公労の立場とその条件」をまとめ、各単産での討議を呼びかけた。このなかでは、あるべき統一体は「日本の労働者全体を構造的に代表する運動と組織を備えたものでなければならない」として、具体的には、①国の制度政策改善要求または反対闘争、②労働基本権の確立、③平和と民主主義、憲法擁護の闘い、④地域労働運動の重視、の課題を運動の基調にすえる必要性を主張している。

なお、前述したように、総評系官公労の多くは、全民労協の連合体構想には批判的である。

一方、全逓（約一七万六〇〇〇人）は八五年七月の定期大会を前に、八五年度運動方針案において「労働戦線が全的統一の状況になった場合、統一加盟、分裂加盟のいずれであっても、全逓の主導権確立のなかで対応できるようにするため、全逓を主体とする全逓労連（仮称）をつくる」ことを提唱、郵便輸送関係や簡易保険事業団などの民間部門を「労連」の構成組合とし、民間統一体への加盟の道を探るとしている。また、全郵政（同盟傘下、約六万六〇〇〇人）にたいして、「政策と労働条件要求項目を選択し、年末闘争段階において、各級機関での協議、共闘を呼びかける」と、初めて共闘を提起し注目された。だが、福井全郵政委員長は、六月二六日、定期大会冒頭あいさつで、総評系官公労とのあいだに真の信頼関係を築

くに足る情勢に至っていないこと、総評系官公労の運動路線に変更が認められないことなどを理由に、「それをうけ入れる情勢にない」と拒否を表明した。

なお、同盟系の官公労組九組合で組織する全官公（約一六万一〇〇〇人）は、八四年一一月の全国会議で労戦統一について「全民労協の連合体移行時に加盟を求め、同時に全官公も協議体から運動体に移行する」との方針を確認している。

統一労組懇の動向　統一労組懇は、八三年の年次総会で「右翼再編反対、全国労働者・労働組合連絡会」（仮称）を検討するとの方針を決定していたが、八四年年次総会では、これについての具体的目標を示さず、統一労組懇の「センター的機能の強化」を強調する方針を決定した。このため、一〇人程度の代表委員によって「ナショナルセンター機能問題研究委員会」を設置することとし、九月一一日の全国代表者会議で正式に発足させた。

また、労戦統一の動向については、八五年六月一〇日開催された「労戦問題学習討論集会」で、統一労組懇の見解が、春山事務局長の報告で示された。全民労協の連合組織構想検討委の中間報告にたいしては、「同盟主導の右翼的再編であることを改めて明確にした」とし、全民労協のねらいは官公労を「基本構想」の線で「体質改善」させることにある、と指摘している。さらに、中間報告が「都道府県単位の地方組織の設置」をうたっているのは、「中央段階だけでなく、地域段階にまでその分裂活動を広げようとしている」と警戒をよびかけている。

同時に、総評の八五年度運動方針案についても、五項目補強見解に言及していないことなどから、これが「基本構想合意と同盟主導路線への屈服をさらに強め」たものであると批判。総評が官公労をふくむ全的統一を強調し、八〇年代中の合意形成を目標にしているのは、総評が「全民労協型官公労再編を進める基本方向を明確にし」、「八〇年代中に官公労の体質改善を進める」という決意の表明以外の何ものでもないと断じ、全体として「総評が右へすり寄る努力をしている」との見方を示した。

なお、統一労組懇は八四年九月から一二月にかけて「軍事費削れ、国民要求実現全国大行動」を展開したのにひきつづき、八五春闘でも「大幅賃上げ、全国一律最賃制の確立」などのスローガンを掲げて独自の路線にもとづく運動を強めたが、なかでも三月三一日の「国民春闘勝利大決起集会」（東京・代々木公園）は八万人という大規模なもので、金属機械労組連絡会、全国一般東京地本、国労東京地本、東京土建一般労組などの代表が決意表明をおこない、注目された。

【参考資料】(1)労働省「昭和五九年労働組合基礎調査報告」、(2)総評第七三回定期大会資料、(3)同盟第二一回定期大会資料、(4)『総評新聞』、(5)『同盟新聞』、(6)『全民労協ニュース』、(7)統一労組懇八四年度年次総会資料、(8)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(9)日本労働協会『昭和六〇年版労働運動白書』

II 労働組合の大会

概要□総評の大会――総評第七一回定期大会／総評第七二回臨時大会／同盟第二一回年次大会／全国大会――全民労協、中立労連、新産別、統一労組懇、金属労協の大会――全民労協第三回総会／中立労連第一一回定期大会／新産別第三七回定期全国大会／統一労組懇年次総会／金属労協（IMF・JC）第二三回定期大会／主要労組の大会――電機労連第三二回定期大会／全逓第三八回定期全国大会／全電通第三七回定期大会／動労第四〇回定期大会／私鉄総連第四九回定期大会／全国一般第三七回定期大会／造船重機労連第一五回定期大会／全国金属第五四回定期大会／国労第四六回定期大会／鉄鋼労連第七一回定期大会／ゼンセン同盟第四〇回定期大会／全電通第三八回臨時大会／動労第四一回定期大会

概要

一、総評第七一回定期大会は、初めての全民労協主導型となった八四年春闘の評価が議論の焦点となり、集中決戦態勢強化の方針が確立された。労働戦線統一問題では、全民労協への総評民間単産の加盟を促進することと、官公労の意思統一を進め、同時に同盟、新産別の官公労組との協力・共闘をつくっていくことを決めた。

一、総評第七二回臨時大会では、①賃上げ八%以上、二万円の要求、②四月第二週を最大のヤマ場として交渉とストを集中する、などの八五年春闘方針を決定した。

一、同盟第二一回年次全国大会は、前年大会で決定された八四・八五年度運動方針にもとづいた向こう一年間の方針を採択し、七%、一万四〇〇〇円の賃上げ要求の貫徹などを決定した。労戦統一問題では、全民労協の連合体移行のため、労働組合主義、国際自由労連加盟、原発・行革などでの政策の一致などが主張された。

一、中立労連第一一回定期大会では、竪山議長が、全民労協の連合体移行は「中立労連の今後の道程を左右する」と述べ、また、八四年度運動方針を決定した。新役員には薬科議長らを選出した。

一、新産別第三七回定期大会は、組合自立民主主義の徹底、組合自立の確保と闘う姿勢の確立、実効ある共闘の追求を基調とする八五年

度運動方針を決定、河合委員長を選出した。

一、全民労協第三回総会は、連合体への移行問題で、「連合組織構想検討委員会」を設置し、第四回総会までに一定の方向を明らかにすることなどの八五年度活動方針を決定した。

一、金属労協第二三回定期大会は、八五・八六年度運動方針、JC技術革新（ME化）対策指針、第二六回IMF世界大会対策などを決定した。また、新議長に中村鉄鋼労連委員長を選出した。

一、統一労組懇年次総会は、中央・地方の統一労組懇のセンター的機能の強化をはかるための委員会を設置するなどを内容とする八四年度方針を決定した。

一、主要民間労組の大会では、まず全民労協の連合体移行に向けての方針が提起された。全民労協加盟単産、とくに同盟傘下の単産や鉄鋼労連、電機労連などでは、連合体移行へ責任と役割を果たしていく方針を決定した。また、造船重機労連大会では金杉委員長が、連合体移行の時期について「おおむね三年ぐらいを目途としたい」との個人的見解を表明した。さらに、鉄鋼労連などが国際自由労連加盟の方向を決定し、電機労連も加盟促進の討議をする方向を決定した。しかし、総評傘下の官公労組は「総評五項目補強見解」の堅持をめざす方針をとっている。なお、全電通は民営化前の臨時大会で、全民労協加盟を決定し、「官民の橋渡し」を果たすとの方針を決めた。

一、春闘再構築では、私鉄総連など総評傘下の主要民間単産が集中決戦方式の強化・充実を打ち出し、また、電機労連も同様の方針を提起しているのをはじめ、八五年度春闘について、集中決戦方式の質と量を高めることが強調され、さらに、電機労連などから要求方式の見直しが提起された。

一、一方、総評傘下の官公労組の大会では、国労、自治労、日教組が行政改革攻撃にたいして前年よりもいっそう闘う姿勢を打ち出した。全逓は合理化問題について、「選択と対応は正しかったが、結果は不十分」とし、委員長、書記長らが辞任した。全電通は民営化に賛成し、民間労組として再出発した。

一、このほか、造船重機、電機労連、全逓などで委員長・書記長が交代し、また、動労で委員長が、自治労で書記長が交代するなど役員の大幅な交代がみられた。

1　総評の大会

1　総評第七一回定期大会

開会と黒川議長のあいさつ　日本労働組合総評議会（総評）の第七一回定期大会は、八四年七月二四日から四日間、東京・厚生年金会館で開催し、一九八四年度運動方針、秋年闘争方針大綱、予算などを決定した。

「平和を守り、生活と福祉と雇用の安定・向上をかちとり、新しい総評の進路を切りひらこう」をメインスローガンとした大会の冒

頭あいさつに立った黒川議長は、①総評労働運動をとりまく状況、②平和の闘いの強化、③賃金闘争をはじめとした闘争課題、④総評労働運動の役割の四点について発言した。まず、「総労働態勢をつくりあげなければ、低成長下の今日、財界と自民党に対抗はできない。その意味で昨年一年間の労働組合の合意は高く評価されるべきものだ」とし、「さらに一層の合意の拡大を図り、これからの運動を自信をもって大胆に進めていきたい」と述べた。平和の闘いについては「中曽根内閣が、世界的、人類的視野をもたずに、狭隘な西側の一員という視野だけでレーガンの対ソ包囲戦略にくみし、国内的にも財政難にもかかわらず軍備増強に走っておることは厳しく批判されなければならない」と述べ、また、これに関連して「最近、平和運動を進めていく過程で、一部団体のエゴやゴリ押しが目立ってきた」と暗に共産党を批判した。賃金闘争では、八四春闘について「有利な経済状況下で集中決戦態勢という全体の力を結集し得る戦術をとったにもかかわらず、必ずしも全体の満足のいく戦果を上げるには至らなかった」と反省したが、「何とか徐々に土俵をつくりかえる努力を続け」ると述べ、また労働時間短縮闘争の強化と官公労攻撃に反撃する視点について、「まずなによりも必要なことは、総労働態勢の強化ということだ。団体間共闘をさらに拡大強化していかなければならないと同時に、さらに進めて労働戦線の全的統一へと前進させていかなければならない」と強調した。

このあと社会党、公明党や中立労連などから来賓あいさつがおこなわれた。

運動方針提案

大会第一日目の午後、真柄事務局長が、八四年度運動方針などを提案、説明した。運動方針の提案で、事務局長は、まず八四春闘の闘いの特徴と経過をふりかえり、賃上げの結果については「満足すべき結果が得られていない」とし、また官公労については「総評全体の公務員労働者、公労協にたいする支援の態勢が一定程度前進したことを評価する」とした。今後の要求と闘い方では、「経済整合性そのものは依然として重視すべき一面」だが、「労働者の生活実感に応じた要求討議の方向でもう少し詰めた議論を」と述べ、「集中決戦方式について引き続き継承する必要があり、問題はその中身をどう充実するかだ」とした。

労働戦線統一問題では、「全民労協が全的統一の一段階としての民間結集体として民間労働者全体の期待にこたえるように期待してきた」と述べ、また八二年に提起した労戦統一綱領草案は不十分な点もあるので労戦対策委員会で検討するとした。そして、共闘の拡大と労戦統一の方向に水をさす動きとして「統一労組懇を名指しにして批判している」と述べた。行政改革問題については「政府与党の中で一定の矛盾をはらみ出してきている」「この機をとらえた国民的反撃をしていかなければならない」と提起した。労働時間短縮については、「労働団体全体が非常に熱心に取り組みつつある」「労働団体が共闘してこの実現をめざしていくことを基本線にする」と述べた。さらに、非核三原則を守りぬき反核・軍縮・平和の闘いを強化すること、組織拡大という観点から六〇〇万総評を実現することなどを提案した。

採択された八四年度運動方針は、①総評運動の基調と、②主要闘争課題とからなるが、総評運動の基調の部分の要旨はつぎのとおり

である。

【八四年度・総評運動方針・要旨】

Ⅰ、総評運動の基調

1、困難な時代と総評の進路

労働運動の活性化と総評の活性化は、中長期的視点をふまえて、つきつけられた課題に対して真正面から立ち向かっていく以外にありえない。これらの運動を着実に取り組んでいくことこそ中曽根政権の新保守主義とタカ派路線、財界の「我慢の哲学」と低成長、賃金抑圧路線に抗しうる労働運動再構築の道である。総労働態勢を労働戦線の全的統一という姿で完成させねばならないが、自らの自立性を堅持しつつも運動前進のために誠実に共闘を追求する。

2、労働時間短縮の飛躍的な前進と総合労働条件の向上をめざして

「人間らしい生活」、「心の豊かさ」の回復のために、長時間労働の短縮はその中心課題であり、国際連帯の最低限の責務という点からも当面の大きな課題である。大型連休の取得をはじめ、時短闘争は本年を初年度とし、中期的な目標設定と総労働を結集する運動の構築が必要である。

3、非核三原則を守りぬき反核・軍縮・平和の闘いを強化する

「非核三原則」が中曽根内閣の下で公然とくずされる危険にさらされている。トマホーク配備反対の闘い等を広範な平和を求める階層と協力・提携し、軍事大国化の道を阻止することは総評労働運動の重要な課題である。

4、総労働態勢を強めて賃金闘争を闘う

八五春闘を成功させるために国民春闘路線をさらに充実、強化することが必要である。そのためには戦略的見地にたって、官民一体の闘いの内容を質的に高めていくが、戦術面では民間結集の集中決戦方式を大手・中小を問わず、どれだけ幅と厚みをもったものにするかが問われている。また集中決戦が文字通り〝決戦〟たりうるために回答不満な場合は産別自決のもとにストをもって対処しうる態勢の確立などが問いなおされなければならない。

人勧・仲裁問題は一歩も二歩も前進させるために、官民労働者の交流と共闘を強化し官民の一体感を育てていく。

5、社会的改革を担って進もう

自民党政府と財界は、福祉社会への歩みに逆らう「弱肉強食の市場社会」への回帰という新保守主義のイデオロギーが内実にある。われわれ労働者が人間尊重と社会連帯の価値観の確立を基盤にして積極的に社会改革を担っていくしか前進の方法はない。これらを重視していくためにも「開かれた総評」をめざす。

6、内需型成長とバランスのとれた産業構造をめざして

国内の賃金・消費の伸びを軸にした内需主導型の発展タイプでなければ持続的な成長を中期的に維持することは出来ない。失業率の低下をはかり、財政再建の展望等をふまえると四～五%程度の成長維持が是非必要である。

7、六〇〇万総評をめざす組織拡大運動

官公労を含めた関連・下請労働者や周辺業種労働者の組織化、共済活動の活用などによるゆるやかな組織化など新しい手法を開発し、六〇〇万総評をめざして全組織をあげて組織化に取り組む。

8、共闘をつみあげて全的統一へ

賃金闘争、いくつかの制度課題で四団体、全民労協の間の合意形成、共闘が進んだが、これを今後さらに推進し、拡大していく。

全民労協への総評民間単産の加盟を促進する。官公労の意思統一を進め、同時に同盟、新産別の官公労組との共通課題での協力・共闘をつくっていく。

9、新たな政治状況と総評の役割

自民党はもはや単独では政権を維持するに必要な国民の支持を失いつつある。そのような政治状況、また国民意識に適合した政党への脱皮の努力を急ぐ社会党の動きを温かく見守る。総評は、社会党を中心とする政権を支えるべき運動の構築、社会党と総評の今後の関係についても検討していく。

10、創意性を発揮する地域労働運動の強化

地域の労働運動は、賃金、労働条件面での格差縮小の闘いを進めるとともに、地域生活圏形成と改革の運動等を住民、市民団体との連携で進めていかなければならない。

11、国際化時代の労働組合
　先進国労組との協力を基盤に、ＯＥＣＤ、ＴＵＡＣや国際労働組合組織との連携を重視し、世界平和と軍縮、アフリカへの援助と開発、アムネスティへの協力などを含め、こうした視野に立った運動を国内外で進めていかなければならない。
12、民主的で効率的な組織運営
　組織率の低下や合理化の進行によって多くの組合が財政的な困難に直面しているもとでは、組合活動の効率性を高めることも重要な課題となってきた。単なる政策批判ではなく進んで政策形成、提起をどう具体化するか、国会や行政への対応、地域運動強化のための対策等総評の取り組む課題は山積している。
　また、「総評機能強化対策特別委員会」は当面する改革の問題や中長期の展望にたった課題を検討する。
Ⅱ、主要闘争課題（略）

運動方針案をめぐる質疑討論

　大会第二日目、第三日目の質疑討論では、各単産、県評代表の発言内容は多岐にわたったが、主として、①春闘再構築、②労働戦線統一問題、③臨調行革路線や合理化との対決が焦点となった。
　まず春闘については、「春闘再構築へ、この一年間、本当に力を出し切った」（私鉄総連）ものの不満足な結果に終わったことにたいして、「八四春闘の積極面について評価するべきだ」（全金）などの意見もだされたが、主として「集中回答日が一発回答決着方式になってしまうことが大きな問題点」（新聞労連）、「再びストなし春闘に終わったことに大きな失望感をもっている」（全港湾）、「全民労協春闘が前面に出て、総評の影がきわめてうすくなっている」（全印総連）、「今日的な国民春闘への運動的な回帰を」（全国一般）などの批判が多く提出された。また、県評代表も「今年の総評の運動方針は全体として国民春闘の強化という視点が非常に弱い」（長野）、「国民春闘それ自体の強化について提起されていない」（島根）という意見を述べた。
　また、労働戦線統一問題では、一方で、「問題は全的統一に向けての官公労統一論議がいっこうに進まないということにある」（全日通）、「労戦対策委員会で掘り下げた討論をおこない一定の結論を見出すべき」（電通労連）といった見解が表明されたのにたいして、「五項目補強見解が実現していない現段階では労戦統一を急ぐべきでない」（全印総連）、「ぜひ昨年の表現どおり『五項目補強見解堅持』を」（全港湾）といった民間単産の要望や、「引き続き五項目の補強見解の実現を求め、全的統一をめざし、あくまで分裂と再編を排除する」（日教組）、「改めて五項目についての確認とそれを具体化していく努力を」（自治労）、「五項目補強見解の実践を通して総評の力量と運動の強化を」（全林野）、「全的統一にむけ、補強見解、労働戦線統一綱領草案の集約が前提」（国労）など、官公労の意見が出された。
　臨調行革や合理化へのとりくみについては、「どこをどう闘うのかということがきわめてあいまい」「総評が中曽根内閣の軍拡・臨調行革推進機関から槇枝委員を引き揚げるとともに、臨調行革推進勢力と共闘するのではなく、中曽根内閣の軍拡・臨調路線と正面から対決して闘う構えを確立すべき」（国公労連）という批判が出され、また国鉄問題では「首切りの構造的な仕組みをつくることに反対して闘う」（国労）との決意が表明された。しかし、主要民間単産からは意見がほとんど出されなかった。合理化問題では、「ＭＥ技術革新にかんする方針としてはあまりにも抽象的」（全金）、「技

術革新をテコにした合理化攻撃の根っこになっている資本主義的合理化攻撃に反対して闘うという基本的な姿勢があいまいになっている」（新聞労連）、「議案には…はほとんど触れられていない」（建設一般全日自労）などの批判が述べられた。

そのほか、健康保険改悪反対の闘いについて「廃案をめざし、明確な具体的行動の方針を」（医労協）、「総評の司令塔は果たして健全なのかどうか疑っている」（長野）などの要望・疑問が出された。

また、運輸一般、建設一般全日自労、国公労連、医労協の統一労組懇系四単産は、①四団体共闘基軸の春闘反対、国民春闘再構築、②社公合意路線の推進反対、③右翼的労働戦線統一反対、④政党支持の自由、④統一労組懇攻撃の削除などを内容とした修正案を提出した。

総括答弁と採択

大会最終日、真柄事務局長が総括答弁をおこない、その後本部原案が賛成多数で採択された。

真柄事務局長は、総括答弁のなかで、①春闘については、集中決戦に向けた態勢づくりという方式を確認し、効果的な集中決戦にしたい、②労戦統一では、補強五項目見解を総評の考え方として議論に供するとともに、労戦対策委員会官公労小委員会を十分に機能させる、③行革については、単産の反合闘争という視点だけでは難しい、国民にわかりやすい政策を具体的に出す必要がある、反合について表現が弱いとの指摘があったが、そのような考えはない、④健保問題でも一〇割給付にたいする態度は鮮明だ、などと集約した。

なお、運輸一般など四単産の修正案は採択の結果、少数否決された。

役員改選では、黒川議長、真柄事務局長を、ともに再選した。また副事務局長に、新たに高橋副事務局長（動労）を加え、三名とした。大会はまた「一〇一特別国会の会期末に当り総決起を訴える緊急決議」、「反国民的『行革』攻撃を阻止する共闘会議の結成に関する決議」などの八決議を採択し、閉会した。

2　総評第七二回臨時大会

八五年春闘に向けての態勢固め

総評の第七二回臨時大会は、八五年春闘に向けての態勢固めをはかるため、「攻めの八五国民春闘に、職場から地域から総決起し、勝利しよう」をスローガンに、八五年二月七、八の両日、神奈川県・川崎市立産業文化会館で開催された。大会は、①賃上げ八％以上、二万円、②四月第二週を春闘最大のヤマ場として民間組合の集中決戦ゾーンとし、交渉とストライキを集中するなどの八五年春闘方針を決定した。冒頭のあいさつのなかで、黒川議長は、勤労国民の労働条件をあげるためには、「生産性の向上」と「労働者の社会的力、交渉力」が必要だと指摘。また年金改悪問題に関連して「高齢化社会にそなえて、政府が説得力ある案を示し、具体的な協力を要請するならば、私どももすべてノーというつもりはない」との態度を表明した。労働時間短縮問題では「根本的には労働者一人ひとりの権利意識が強くなければならない」とし、労働時間の長い原因は年休取得率が低いことだなどとする「日経連の指摘するとおり」と述べた。反核・平和問題については「焦点は、世界的には米ソ軍縮交渉の促進であり、国内的には防衛費のGNP一％厳守だ」と主

張した。

春闘方針ほか提案と質疑応答　ひきつづき真柄事務局長が、①積極的な生活向上と格差是正を基本に、二万円をめざし定昇別で八%以上の賃上げ要求、②時短春闘の第一年次として、三大連休の実現や週休二日制の促進、③大型間接税導入反対、一兆五〇〇億円の減税、年金改悪反対、国鉄分割・民営化反対など反行革闘争、男女雇用平等法の実現など制度・政策課題などを柱とする八五年春闘方針案を提案した。また、賃金闘争では、四月第二週を春闘最大のヤマ場として民間組合の集中決戦ゾーンとし、交渉とストを集中するなどの闘い方を提起した。そのほか、国鉄再建を総評の総力をあげた運動にする、中小春闘の強化にむけ対策本部を設置する、年金改悪案を阻止するためヤマ場に三〇分ストを実施することなども提起した。

討論では、「主要組合が大きく結集することが必要」（合化労連）、「ナショナルセンターは少なくとも過去一〇年間とは違うことをつかめるように努力することだ」（私鉄総連）との民間主要単産の意見が出された。また中小企業春闘について「地域春闘を含めた具体策を示せ」（全金）、「中小対策を地域でとりくむのは地域春闘だ。恒常的対策に発展させよ」（全国一般）との中小企業関係単産や、「中小の労働条件改善は戦略的課題だ。中小企業春闘元年のつもりで」（愛労評）など県評の意見・要望が述べられた。官公労からは「闘う配置が適切かどうか疑問だ」（全農林）、「方針案は官民一体の闘いが後退している」（全印刷）など批判が寄せられた。また統一労組懇系からは「賃上げ要求基準で労働者のシラケ状態をつくる原因は五団体の七%要求基準だ」（建設一般全日自労）、「制度政策の進め方では、軍拡、国民生活切りすての臨調行革と対決する姿勢が重要だ」（医労協）、「同盟のメーデー近代化論にくみしてはならない」（運輸一般）などの批判がおこなわれた。

真柄事務局長は、総括答弁で、①中小闘争対策本部は今後も日常的に運営し、機能と運動を強化していく、②仲裁・人勧の完全実施にむけ厚みのある官民共闘を追求する、③国鉄再建にむけ政策立案を対置して闘う、などを示した。大会は、八五春闘方針を採択したあと、「国鉄の分割・民営化、地方線廃止に反対する決議」など五決議と、八%以上、二万円の賃上げめざし「職場から地域から総決起し勝利しよう」との大会宣言を決め、閉会した。

2　同盟第二一回年次全国大会

開会と宇佐美会長あいさつ　全日本労働総同盟（同盟）の第二一回年次全国大会は、友愛会から七五年、同盟結成二〇年〝試練と建設の時代〟をスローガンに、八五年一月二四日から二日間、東京・新宿の厚生年金会館で開催された。大会では、「転換のとき、参加による改革」を副題とした八四・八五年度運動方針（前年の第二〇回大会で決定）をふまえた向こう一年間の方針である八決議を満場一致で採択。最後に大会宣言を採択して閉幕した。

まずあいさつに立った宇佐美会長は、賃金闘争について、わが国の経済情勢は好転しており、本年は立ち遅れた労働者の生活水準を回復させ、かつ内需主導で五%台の経済成長を持続させ、雇用の安定をはかる必要がある、と述べた。また時短については、これからは生活の面でゆとりある社会、活力とゆとりのある社会づくりが必要であるとし、とくに四月二九日から五月五日までの期間を「太陽と緑の週」として連続休日とする運動を積極的に進めたい、と述べた。

労戦統一については、全民労協の連合体移行のためには、①労働組合主義に立つ基本理念を明確にすること、②国際自由労連加盟を実現すること、③原子力発電、行政改革、食糧政策などについて合意をつくること、④加盟組織間の信頼関係をつくること、を重要な条件としてあげた。また官公労部門の統一については、統一のための条件づくりが先決であるが、今日の段階ではその機が熟していない、との判断を示した。

最後に、連合政権問題では、まず自らの勢力拡大をはかり、自民党の過半数割れを実現しなければ具体性をもたない、と指摘し、今後、どういう政権ができたとしても、労働組合にとって大事なことは自主性、独立性である、と強調した。

活動報告と八決議

大会第一日目、田中書記長が、①八四賃闘では困難な条件で、経営側の賃金抑制策に歯止めをかけた点については評価できる、②政府税制調査会の場で積極的な意見反映をおこなうとともに、総理にたいしても申し入れをおこない、その結果、総額一兆一三六〇億円の減税をかちとったが、見返りとして増税がおこなわれた、③雇用対策では、同盟発案による地域雇用開発推進会議の一〇地域での増設が内定された、④あらゆる機会を通じて行政改革推進のための努力をおこなった、⑤健康保険制度の改正問題では、同盟が主張した八割給付原則の撤回は、導入時期が九〇年度以降に延期された、などを柱とする八四年活動経過報告をおこなった。また労働基準法改正案について河野副書記長が、ME革命にたいする同盟の態度について山口副書記長がそれぞれ報告、これらを満場一致で承認した。

向こう一年間の活動方針としては、①八五賃闘、時短闘争の推進、②生活と雇用の安定をめざす政策活動の推進、③組織拡大、政治活動強化、④国際連帯活動強化、⑤「太陽と緑の週」休暇制定実現、⑥ME技術革新への対応、⑦教育の改革、⑧仲裁裁定、人事院勧告の早期完全実施――の八決議を満場一致で採択。「七%、一万四〇〇〇円の賃上げ要求基準を貫徹する」「労働時間を短縮して、ゆとりある生活を築き、国際公正基準を確立する」「ME技術革新に対して、『新しい技術と人間の調和』を達成する立場に立って積極的に取り組む」との大会宣言を採択して、大会の幕を閉じた。なお大会第一日目の議事終了後、同盟結成二〇周年記念レセプションを、第二日目冒頭、同式典を催した。

採択された八決議のうち「八五賃闘、時短闘争の推進に関する決議」の要旨はつぎのとおり。

【同盟・八五賃闘、時短闘争の推進に関する決議・要旨】

1、労働者生活の立ち遅れ（略）

2、当面する情勢の特徴（略）

3、八五賃闘の課題と要求基準

(1) 実質可処分所得の引き上げと賃金格差の縮小

われわれは、これまでの実質生活水準の停滞を克服するため、今後一〇

年間に勤労者世帯の実質可処分所得を五割程度引き上げることを展望しつつ、賃金闘争に取り組んでいく。この目標を実現するためには、実質可処分所得を年々四～五%着実に引き上げていく必要がある。八五賃闘においては、過去に続いた実質賃金、実質可処分所得の停滞を打破するに足る賃上げを実現し、新しい成長段階に対応した賃金闘争の幕開けとしなければならない。八五年度経済はとくに個人消費の拡大を必要としており、実質可処分所得を五%程度引き上げることを目標とする。一方、われわれは税負担の不公正を是正するために所得税、住民税を中心とする一兆円規模の減税実施を要求する。それは実質可処分所得を〇・五%引き上げることになる。かくして、われわれは八五賃闘において実質賃金を四・五%引き上げることを要求の基準とし、これを全体として獲得することが必要である。そのことによって、国民総支出の過半を占める実質個人消費を望ましい成長率にほぼ見合って五%程度拡大することができる。賃金格差を縮小し、低賃金労働者の労働条件を引き上げることは、社会的な公正を確保するためにも、また、個人消費を全体として拡大するためにも重要な課題である。そのためには、すべての組合が平均賃上げ要求とともに、個別賃金の社会的平準化に取り組む必要がある。同時に法定最低賃金の引き上げを進め、未組織労働者の賃金を引き上げなければならない。このため、すべての産別・単組が協定最賃の目標を設定し、可能な限り横断的に最賃協定を結ぶとともに、これを未組織労働者に拡張適用させる闘いを推進することが重要である。公務員に対する人事院勧告の抑制が続けられ、公企体労働者に対しては期末手当の削減が行われ、官公労働者の賃金抑制が続いている。同盟は全官公と一体となり、民間準拠の原則をふまえて政府に対し仲裁裁定、人事院勧告制度の遵守を迫り、これを完全かつ迅速に実施させる闘いをいっそう強化する。

(2)　八五賃闘の要求基準

同盟の要求基準は、わが国全労働者が平均的に実現すべき賃上げ率、額を示すものである。したがって、各産別・単組は以下の率もしくは額を基準とし、産業・業種・企業の実態、格差是正の必要、定昇の扱いなどを考慮して、独自に要求を決定する。八五賃闘における実質賃金を四・五%引き上げる。この実質賃上げ率を確保するため、過年度消費者物価上昇率を加えて、八五賃闘の要求基準とする。八四年度の消費者物価上昇率は二・五%程度と見込まれる。したがって、八五賃闘の賃上げ要求基準を七%、一万四〇〇〇円とする。定昇を、以上の要求基準のなかに含めるかどうかの取り扱いについては、各産別・単組の自主的決定にゆだねる。ここでいう定昇は、現行賃金水準を維持するために必要な賃金体系上の定昇であり、ベースアップとは明確に区別されるべきものである。定昇の率ないし額は、賃金体系のあり方によって各企業ごとに異なるが、全労働者を対象とした場合の率は二%程度である。以上の要求基準を全体として完全に達成し、かつ、われわれの減税要求・経済政策を実現することによって、八五年度においてひきつづき五%成長を達成し、消費者物価上昇率を二%台に抑えることができる。

三五歳高卒、勤続一七年、標準労働者の到達すべき個別賃金目標を、二四万一〇〇〇円とする。これを基本賃金のみで達成するか、いくつかの手当を加えたものとするかについては、各産別・単組において独自に決定する。一八歳高卒初任給の基準を一一万二〇〇〇円とする。各産別・単組は初任給の位置づけ、手当の取り扱いなどの実情をふまえ、これを基準として独自に要求を決定する。協定最低賃金（産業別、企業内）の基準月額を九万七〇〇〇円とする。各産別は可能なかぎりこれを基準として協定最賃の目標を設定し、横断的もしくは単組ごとにその実現に努力する。八五年度における法定地域別最低賃金の改定目標を設定し、その実現を期する。

4、労働時間短縮の課題と要求

(1)　労働時間の国際水準への平準化

自由世界第二位の経済規模と強い輸出競争力をもつわが国の労働時間を、欧米先進国水準にまで短縮することは、国際的な協調を推進するために緊急な国民的課題である。われわれは、八五年度を〝時短元年〟として、労働時間の短縮に組織の総力をあげて取り組み、わが国の勤労国民と国際労働運動の期待に応えなければならない。労働時間短縮闘争の基本は、組織労働者の協約改定闘争である。しかし、企業別組合を基本としているわが国にあっては、労働協約の社会的波及効果が弱く、労働基準法改正の闘いが時短闘争の重要な役割をになっている。一〇の関係条約・勧告に適合する内容に抜本改正されなければならない。労働基準法は、時代の変化とＩＬ

(2) 労働時間短縮の目標

すべての組合が、八五年度中を目途に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる。すでに完全週休二日制を実現し、年間総労働時間が二〇〇〇時間に到達している組合は、八五～八七年度を目途に年間総労働時間の一九〇〇時間達成をめざす。この目標を実現するため、各産別・単組は労働時間の実態に応じて、年間所定内労働時間の短縮（週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等）、所定外労働に対する規制強化（恒常的時間外労働の撤廃、時間外割増賃金の引き上げ等）、有給休暇の完全取得、横断的に短縮重点目標を設定し、実現に取り組む。とくに今年度は、すべての組合が時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得に取り組む。金融機関、公務員、公企体労働者の完全週休二日制の実施にむけて、当面、金融機関については土曜休業を月二回に拡大するとともに、公務員については土曜閉庁による四週六休制を実現していく。

(3) 労働基準法の改正

労働基準法は制定以来三八年間、基本的な改正が行われていないが、この間、わが国の社会情勢、産業構造、労働態様は大きな変化をとげており、実態にそぐわないものになっている。現行労働基準法、なかでも労働時間関係の諸規定は、現代社会の実情とわが国の国際的立場にふさわしい内容に、抜本的に改正されなければならない。われわれが、第二一回年次大会において確認した改正要求は、総労働時間を短縮してきびしく規制する一方、産業構造の変化、労働態様の実情に対応しうるように、労働時間を弾力化する立場に立って策定されている。すなわちわれわれの改正要求によれば、総労働時間は週四〇時間、年次有給休暇の最低付与日数は一五日になる規定のほか、時間外・休日・深夜労働の制限などによってきびしい規制をうけるが、一方、事業所の操業・営業時間と労働者個人の就労時間を明確に区別し、一日のなかでの個人の労働時間帯については、多様な対応を可能にするなど、労働時間に弾力性をもたせることとしている。労働基準法改正を実現するために、他の労働団体との連携、共同歩調を強めることが重要である。このため、われわれは、同盟の改正要求を基本としつつ、労働側が一致して要求する労働基準法改正要求の策定に取り組む。

5、闘争体制の強化（略）

3 全民労協、中立労連、新産別、統一労組懇、金属労協の大会

1 全民労協第三回総会

全日本民間労働組合協議会（全民労協）の第三回総会は、八四年一一月一四日、東京・湯島の池之端文化センターで開催し、一九八五年度活動方針を決めた。総会の冒頭あいさつに立った竪山議長は、「基本構想」にたいする総評五項目補強見解の扱いについて「年明けのなるべく早い時期までに整理したい」との考えを明らかにした。そして、連合政権問題については「全民労協と協力関係にある政党間の合意と提携を大切にするようお願いする」と、自民党との協議・連合に傾く民社党を暗に牽制した。

新方針では、労戦統一のつぎの段階である連合体への移行問題について、約一〇単産の代表による検討委員会を設置して討議し、翌年総会で一定の結論を出すことにした。国際自由労連加盟問題については「国際労働運動での信頼を確立するために『連携強化』の最

善の方法としては国際自由労連に加盟することである」としながらも、全民労協の一括加盟については「連合組織を構想するなかで検討を深めることにし、当面は、産業別組織単位での加盟を促進する」一方向を明らかにしている。活動課題としては、①政策・制度課題の改善、②労働諸条件の維持・向上、③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化を着実に実践すること、としている。なお、総会時点の組織人員は、五四加盟組織、一オブザーバー組織、五友好組織の計五〇四万五七二五人に達した。

役員改選では、副議長六人のうち金杉前造船重機労連委員長にかわって藤原全金同盟組合長が選出されたほかは、竪山議長、山田事務局長ら三役を全員再選した。

なお、八五年度活動方針の要旨は、つぎのとおりである。

【全民労協・一九八五年度活動方針・要旨】

1　運動の基調と重点課題

(1)　基本構想について

全民労協運動の基本である「基本構想」に対する認識をさらに深め、すべての加盟組織がこの「基本構想」を自らのものとして、労働戦線統一への道すじを示す。従って、まず「基本構想」に対する補強的意見について、総会後の早い時期に検討し、整理する。

(2)　連合組織について

以上の「基本構想」に対する補強的意見の整理とあわせ、「基本構想」による全民労協の強化・発展のため、第二段階としての「連合組織体への移行」についても、その内容と方向を明らかにしていく必要がある。本年度は、全民労協として、明年の第四回総会をめざし、一定の方向が明らかにできるよう努力する。そのため、三役会議の諮問機関として「連合組織構想検討委員会」（一〇名程度のメンバー）を設ける。この構想をまとめるに当っては、いうまでもなく各ナショナルセンターと十分に意見調整をはかっていくことにする。なお、この「連合組織構想検討委員会」に諮問する主な検討課題として、次の事項があげられる。

①　連合組織の構想について

ア．基本構想にもとづく綱領、憲章（基本構想）　イ．規約（運営要綱）

ウ．運動方針（活動方針三項目）　エ．財政（年会費三〇円）、以上の項目とあわせ、国際自由労連、シンクタンク、事務局〔専従者〕体制、地方組織など。

②　連合組織と既存の各ナショナルセンターとの関係

③　労働界全体の統一への展望

④　連合組織への移行の時期

以上のことを総じていえば、第二段階への条件整備と環境づくりを、向う一カ年間かけて、精力的に取り組むということである。

(3)　国際自由労連について

全民労協にとって、国際自由労連との関係が、当面の重要な課題となっており、その態度をさらに明らかにするよう迫られている。全民労協としての国際自由労連加盟については、連合組織を構想するなかで検討を深めることにし、当面は、産業別組織単位での加盟を促進する。

(4)　三つの活動課題について

結成総会から今日まで取り組んできた「力と政策」を背景とする、①政策・制度課題の改善、②労働諸条件の維持・向上、③組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化、この三つの課題を着実に実践する。

2　政策・制度課題の改善について

(1)　取り組み基本について（略）

(2)　昭和五九～六〇年度政策・制度の改善について（略）

(3)　昭和六〇～六一年度政策・制度の改善について（略）

(4)　シンク・タンクについて（略）

(5)　その他（略）

3　労働諸条件の維持・向上について

(1)　八五賃金闘争について

①　八五賃金闘争にのぞむ基本的考え方

ア．（賃金闘争の位置づけ）

八五賃金闘争については、今年も、総合生活闘争（政策・制度、労

働諸条件など）の一環として位置づけ、相互の関連を重視しながら、賃金闘争は賃金闘争として独自にケジメをつけていく。

イ．（役割と責任）（略）

ウ．（要求内容）

a）要求内容については、昨年の賃金闘争を通して、従来の要求方式に対する多くの意見が寄せられている。それらの意見を十分に受けとめ、経済政策と関連した経済、雇用、物価、内需拡大などを総合的に勘案したマクロ的要求の考え方と合わせ、消費者物価と可処分所得など生活実態を反映した要求を基本とし、労働四団体、大産別共闘組織などとの調整をはかりながら、全民労協として組織全体の合意形成に努める。ことに、最近定着しつつあるといわれている、実態をともなわない「中流意識」に対する問題点を積極的に提起していく。

b）この場合、中央における要求の考え方の検討と合わせ、加盟組織段階での産業実態、賃金水準などを重視した要求内容の論議を深めることが必要である。

エ．（共闘体制）

全民労協は、八四賃金闘争において、加盟組織の協力で、中核グループによる一大集中決着体制の実現に、一定の役割を果した。八五賃金闘争においては、賃金闘争全体の情勢とその進展を見極めつつ、最も効果的な共闘体制づくりに努力する。

オ．（全民労協の取り組み）（略）

カ．（中小零細企業労働者を重視した賃金闘争）（略）

② 闘争の進め方などについて（略）

③ 人勧・仲裁について（略）

④ 最低賃金制の改善について（略）

(2) 労働時間の短縮について（略）

(3) 六〇歳定年制の確立と高齢者雇用の拡大について（略）

(4) 「パート労働等保護法」「育児休業制度」「看護休暇（休職）制度」の確立について（略）

(5) 単身赴任問題への対応について（略）

(6) MEをはじめとする新技術革新時代への対応について（略）

(7) 調査活動について（略）

4 組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化について

(1) 全民労協の強化・拡大について

① 全民労協の組織強化については、「連合組織構想検討委員会」で検討する。

② 全民労協の組織拡大については、本年度は、引きつづき当初の方針である六〇〇万人達成をめざし努力する。

全民労協加盟の原則について（略）

(2) 加盟方式について（略）

(3) 中小労組対策の強化、未組織労働者の組織化について（略）

(4) 外部関連組織との関係について（略）

(5) 地方連絡会を軸とする全国ネットワークの整備について（略）

(6) 広報活動の充実について（略）

(7) OB交流ルームの活用について（略）

(8) 国際活動について（略）

(9) 資料の整理について（略）

(10)

2 中立労連第一一回定期大会

中立労働組合連絡会議（中立労連）の第一一回定期大会は、八四年九月二〇日、東京・池之端文化センターで開催した。大会あいさつに立った竪山議長は、まず、中立労連が発足してから労働四団体のひとつとして一定の地歩を確立するまでの時期、さらに労働四団体共闘や労働戦線統一を積極的に推進してきた最近一〇年間を経て、「第三の大きな転機」を迎えているとし、とくに全民労協の連合体

への移行は「中立労連の今後の道程を左右する」と位置づけた。そして、八四春闘の評価について、賃上げの結果は不十分であったとしつつも「経営側の一方的な賃上げ抑制に歯止めをかけた」と指摘し、集中決戦・決着態勢は「春闘史上、画期的なこと」と評価した。野党の連合政権問題について「安易な保革連合は避け、それぞれの主体的力量を強化するなかで、自民党に代って政権を担当できる政治勢力の結集とそのための政策合意を拡大」するよう訴えた。

午後は、最初の議案として「一九八三年度一般経過報告」を蒿科事務局長が提案。同報告の中で蒿科事務局長は、八四年春闘の評価について、要求・戦術面で賃金闘争連絡会の発足と六%要求設定、集中決戦態勢の確立は意義があったと評価し、今後さらに充実させていくよう訴えた。また「労働基準法研究会中間報告」の「一日九時間労働制」を「日本の労働事情に逆行する考え方」と批判し、これを阻止するとりくみもあわせておこなっていく考えを示した。この報告には映演総連から質問が出されたが、承認された。

つぎに「一九八四年度運動方針案」が事務局長から提案された。同方針のうち、「運動の基調」の要旨は、つぎのとおり。

【中立労連・八四年度運動方針・運動の基調・要旨】

一、労働諸条件の改善

賃金引き上げ、時間短縮、最低賃金の引き上げなど労働条件の改善については、相場形成の社会性が強まる中で、各共闘の拡大強化が必須の条件となっている。

賃上げについては、民間準拠という決定事情と八四春闘における集中決戦の体験をふまえ、民間結集の場としての全民労協の共闘に積極的に参加するとともに、従来からの官民共闘・地域共闘の場としての春闘会議にも積極的に参加する。併せて、この共闘の相乗作用を高めるために、各産別の自決体制を強めるとともに、関係する大産別単産との連携を深めていく。

一方、労働時間短縮・完全週休二日制の健康管理や豊かさの追求の面と国際的な公要性はますます強まっている。中立労連構ては、かなりバラツキがあり、画一的なと進んでいる水準への産別ごとの平準化努力進の基礎を固めていく。

さらに、最低賃金の引き上げは、未組織面から重要な意義をもっている。特に昨年おける使用者の対応は、極めて政治的で硬れに対応するためには、中央、地方両面に要である。中立労連としては、労働四団体賃共闘のとりくみを強めていく。

二、政策・制度課題のとりくみ

低成長、財政事情などを背景として、総度課題へのとりくみの重要性が強まっている。しかも、政府与党のこれらへの対応は、防衛優先、福祉後退の姿勢が目立っており、これに立ち向うためには労働側の結束と野党との連携強化が不可欠の条件となっている。とくに、当面の課題としては、経済政策全般、雇用対策、医療保険改悪阻止、年金制度の充実、減税・税制改革、行政改革、土地住宅政策、男女雇用平等法の制定など重点課題を中心に、労働四団体と全民労協との共闘実現と野党との連携強化につとめる。

なお、政策立案の過程においては、労働四団体の政策委員会や全民労協を加えた労働側の政策討議の場に積極的に参加し、年金や行政改革など労働団体間で要求の調整が必要とされる課題については、中立労連として積極的に調整機能を果たしていく。また、中立労連構成組合がかかえる固有の課題・政策についても、全体の要求との整合性に留意しながら各団体への理解拡大に努めていく。

また、政策・制度課題のとりくみについては、春闘時期だけでなく、政府予算の策定作業に対応した通年的なとりくみを各共闘を通じてすすめるとともに、関係審議会に対する対策も強める。とくに審議会対策について

は、国・地方行政に対する労働組合の参加を拡大するという観点から、現在、中立労連として参加していない審議会への参加を求めていく。

三、中立労連の強化と、労戦統一の発展

現状における労働界全体の組織事情からして、中立労連の存在は重要な意味をもっているので、政策力と行動力の強化をはかりながら、ナショナル・センターとしての機能を高めていく。地方組織については、全民労協の発展と関連づけながら、可能な地域での組織化につとめる。一方、労戦統一については、全民労協の活動発展の中から連合会への移行などの展望をはかるとともに、全的統一への道すじとして公共部門の組織統合に向けて関係組合が前向きな努力を確実に推進されるようあらゆる場を通じて働らきかけていく。

四、国際連帯の強化

貿易、多国籍企業、技術革新などの動きを背景として、国際的レベルにおける労働側の連帯強化が迫られている。中立労連としては、国際連帯の実績をふまえ、OECD・TUAC（経済協力開発機構・労働組合諮問委員会）の場を通じて国際経済のあり方と雇用対策の課題を中心として意思表明につとめる。また、ILOの諸活動についても各労働団体と連携をはかりながら、国際的な公正労働基準の確立と労働基本権の確立に向けて積極的にとりくむ。併せて、国際交流についても、従来の方針を基調にして相互理解と友好関係の促進をはかる。

五、平和と民主主義のとりくみ（略）

六、政党との協力（略）

同方針案にたいしては、生保労連と映演総連から意見が出されたが、圧倒的多数で原案どおり決定された。

今大会でとくに注目された役員改選では、藁科満治議長（電機労連）、田口学事務局長（全石油）を新たに選出した。なお、顧問制度を設置し、竪山前議長に委嘱することが提案され承認された。

3　新産別第三七回定期全国大会

全国産業別労働組合連合(新産別)の第三七回定期大会は、八四年一〇月二五日から三日間、東京・池之端文化センターで開催した。「平和憲法を守り核兵器の廃絶、生活向上、政策・制度要求の実現をかちとろう」をメインスローガンとした大会であいさつに立った小方委員長は、労働運動の現状について、もし、このまま推移すれば「生活擁護のみならず民主主義勢力の旗手として、また平和擁護のとりでとしての労働運動は、その姿を変え、現れ方こそ異なれ、『いつか来た道』へと、のめり込んでいってしまうのではないかと危惧を表明した。労基法研究会の中間報告については「時代錯誤も甚しい代物」と批判、「間違いなく葬り去られるもの」と述べた。労働戦線統一問題では「真に幅の広いものでなければならない」との考え方を示した。

つづいて、富田書記長は、組合民主主義の徹底、組合自立の確保と闘う態勢の確立、実効のある共闘の追求を運動の基調とし、①社会的賃金水準確立へ向けての具体的なとりくみの継続、②雇用の安定・確保、労働時間の短縮、③社会福祉・保障制度の後退阻止、④組織の拡大・強化、共闘の推進、全体の労働戦線の統一、⑤平和と民主主義を守る運動の推進、⑥日常の政治活動の強化を運動の重点課題とする「一九八五年度運動方針」を提案した。

討議では、「運動の低迷を強調しすぎていないか」「今年の春闘総

括も、昨大会での春闘総括と大差ないものになっているが、どう克服するのか」（全機金）といった不満、また「昨年まで基調の中に一項設けてあった〝平和と民主主義を守る闘い〟についての項が今年は重点課題の中に小さくなっているが、なぜか」（全機金）、「教育臨調をどうあつかうのか、憲法改悪の地ならしではないのか」（京滋地連）といった疑問が出された。これらは新執行部で具体的に対処することとし、執行部提案どおり運動方針を決定。

そのあと「核兵器を廃絶し、憲法擁護・平和の確立をめざす決議」「社会保障制度の後退を阻止し、拡充を求める決議」「労働時間短縮闘争に関する決議」を採択した。

最後に役員改選では、かねてから辞意を表明していた小方委員長にかわって、河合明博副委員長を選出し、また富田書記長を再選した。

4　統一労組懇総会

統一労組懇年次総会

統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）は、八四年八月三日から二日間、東京・中野公会堂で八四年度年次総会を開催し、新年次総会方針を決定した。方針は、統一労組懇の運動が着実に前進していることに自信を深め、さらに統一労組懇センター的機能の充実に全力をあげることを強調している。あいさつに立った引間常任代表委員は、健保改正反対統一ストなど運動の前進面を高く評価し、「既存のナショナルセンターの転落のもとで、統一労組懇がその力量をつよめ政策上、運動上の優位性をますます鮮明にしている」と述べた。そして方針では、代表委員のなかに「ナショナルセンター機能問題研究委員会（仮称）」を設け、単産や地方組織との関係、財政問題などについて具体的構想を示すことにしている。

統一労組懇の八四年度年次総会方針の要旨は、つぎのとおり。

【統一労組懇・八四年度年次総会方針・要旨】

1、はじめに（略）

2、八四春闘での主要なたたかい（略）

3、情勢の特徴（略）

4、統一労組懇の四つの闘争課題

第一の課題は、軍拡臨調路線に反対して国民生活擁護のたたかいを大きく発展させることです。第二の課題は、第一の課題でのたたかいと結びつけつつ、臨調攻撃のテコとされている官公労働者の賃金、権利、労働条件改善をたたかうことです。第三の課題は、産業構造再編成のもとで「合理化」とのたたかいを重視しすすめることです。第四の課題は、平和と民主主義擁護のたたかいをいっそうつよめることです。

5、諸要求実現と統一労組懇のセンター的機能の強化

既存のナショナルセンターが右転落しているもとでは、どのようにして巨大な戦線構築をすすめつくりだすか、それがいま統一労組懇にもとめられているのです。

その戦線構築を現実に前進させるためには、統一労組懇の、運動を統一し調整するセンター的機能のいっそうの強化がなければなりません。

そのセンター的機能とは、たとえば、①広はんな労働者の積極的な要求を組織していく機能、②臨調ニセ行革路線の反動的本質を徹底的に暴露し、労働組合が正面から対決してたたかいをすすめることができるようにする機能、③右翼労戦再編に反対する労組が圧倒的な勢力として大連合をすすめる機能、④地域住民の要求を組織しその実現を追求する機能をつよめること、⑤革新三目標にもとづく統一戦線運動をつよめる機能などです。

中央・地方の統一労組懇のセンター的機能の強化をはかることについて、代表委員会のなかに（代表委員一〇名程度での）「ナショナルセンター機能問題研究委員会（仮称）」をもうけ、討議を深めます。
6、三つの共同推進の具体的計画（略）
7、秋の学習交流集会について（略）
8、日程（略）

統一労組懇臨時総会　八四年一二月四日から二日間、東京・都勤労福祉会館で、八四年度臨時総会を開催し、八五春闘方針を決定した。方針は、「五つの方向」として、①大衆的な要求組織運動を定着させ、組合民主主義を貫いて、積極的賃上げ要求を確立する、②労働者・国民全体の生活擁護の国民春闘再構築の旗を高くかかげる、③労働戦線の右翼的潮流が臨調路線と闘わず、賃上げ自粛路線などをすすめる路線に反対して、「四つの共同」（国民春闘再構築、核戦争阻止・核兵器全面禁止、右翼労戦再編成反対、革新統一の力量強化）を中央・地方で追求する、④国民的規模の、くらしと平和・民主主義を守る新しい運動の発展をめざす、⑤階級的ナショナルセンターの確立を展望し、統一労組懇のセンター的機能の強化をいっそうすすめる、をあげた。

ナショナルセンターのあり方については、九人からなる「ナショナルセンター問題検討委員会」が四回にわたり研究会を開いて意見交換、調査をおこなってきたが、当面は共同の拡大と統一労組懇の機能強化が必要だ、とする基本方向をまとめた。

5　金属労協（IMF・JC）第二三回定期大会

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協＝IMF・JC）の第二三回定期大会は、八四年九月一二日、東京・池之端文化センターで開催された。「二一世紀に向け、JCの新たな前進と飛躍を期そう」をメインスローガンとした大会では、過去一年間の総括をふまえ、「一九八五、八六年度運動方針」をはじめ、「JC技術革新（ME化）対策指針」、「第二七回IMF世界大会対策」など五議案が決定された。

あいさつに立った宮田議長は、八四年春闘について「全民労協規模の集中決戦方式が実現したが、ある意味では画期的な出来事だった」と指摘し、賃上げの結果についても「生活向上に何がしかの貢献ができたと評価してよい」と述べた。そして、「労働時間短縮の問題は、世界の労働運動における最大の課題である」と位置づけ、労働基準法研究会の中間報告にたいして「時代に逆行するものとして、強く反対の意を表明しておきたい」と強調した。さらに、GNPの四％成長持続のためには「産業構造のスクラップ・アンド・ビルドが必要」とし、完全雇用を実現する労働力の再配分には「政労使三者構成による話し合いの場」をもつ必要があると提起した。

つづいて一般経過報告・闘争経過報告を瀬戸事務局長がおこない、承認された。

そして、①新たな生活環境下での総合的生活闘争の推進、②産業

政策闘争の推進、③国際連帯活動の推進、④組織強化活動の推進、の四つを運動の基調とする「一九八五、八六年度運動方針」を小野田事務局長次長が提案。電機労連、自動車総連、鉄鋼労連、造船重機労連、全金同盟、全機金の六単産の代表が原案を支持する立場から補強意見を述べ、宮田議長の見解表明がされたあと、満場一致で運動方針を可決した。さらに「ＪＣ技術革新（ＭＥ化）対策指針」を高津事務局次長が提案、可決し、八五年六月東京開催の「第二六回ＩＭＦ世界大会対策」について開催時期を若干修正のうえ可決した。

役員改選期でもある本大会では宮田議長が退任し、中村卓彦鉄鋼労連委員長を議長とする新役員を選出した。なおＩＭＦ・ＪＣの結成二〇周年記念式典が、大会の前日九月一一日に催された。

4　主要労組の大会

電機労連第三二回定期大会

八四年七月四日から三日間、「全民労協・金属労協を軸に、総合生活闘争を強化するとともに、野党共闘の促進につとめ、豊かな社会をめざそう」などをスローガンに、和歌山県・白浜町で開催され、新運動方針と役員を決めた。あいさつで竪山委員長は、連合政権構想について「現在の与野党の伯仲情勢を固定したものとみるのか、努力いかんではさらに前進させることができるのか、この受けとめ方いかんでは対応も大きく異なってくる」と、自民党との協議・連合に傾いている民社党を暗に批判した。また労戦統一問題については、「今春闘で全民労協が短期集中決戦態勢への合意形成に大きな貢献をした」と評価した。

新運動方針は、①八五年度を全民労協の協議体から連合体への移行の基礎がための年とする、②四野党（共産党を除く）に次期総選挙にそなえ、政策共闘などの強化を求める、③電機労連の国際自由労連加盟への合意づくりと全民労協の一括加盟を促進する、④日本のリーディングセクターに成長していく電機産業での産別交渉力を強める、などを主な内容としている。

役員選挙では、一〇年間委員長を務めた竪山氏が勇退して顧問に就任、後任に藁科満治書記長が昇格し、書記長に梅原志朗全民労協事務局次長が選出された。なお、大会の来賓として従来の社会、公明、社民連の三党に加え、民社党をはじめて招待した。

全逓第三八回定期全国大会

八四年七月一〇日から四日間、高知市・県民文化ホールで開催した。あいさつに立った太田委員長は、いわゆる五九・二区分輸送システム合理化問題について「積極的に対応すべく決定し対処してきたことは、郵政事業をとり巻いているきびしい現状を見るときに政策としては正しい選択であった」としつつも、「夜間における労働条件の改善策、さらには全逓が推進している制度政策闘争にたいする省の基本的な対応などを明確にしえなかった」と反省、また委員長と古井戸書記長の辞任を表明した。討議は五九・二合理化問題に集中し、運動方針案は賛成二九一、反対一三九で可決した。役員改選では、森原三登委員長、河須崎暁書記長を新たに選出した。

全電通第三七回定期大会　八四年七月一五日から三日間、徳島市立体育館で開催した。電電三法案の衆院審議が大詰めを迎えていたため、これへの方針が焦点となったが、「納得できる修正・歯止めがかかれた場合は今国会成立はやむをえない」と柔軟な態度を確認した。そのほか、春闘では、好況業種が先導する梯団方式をひきつづき追求するとした。また労戦統一問題では民営化後は全民労協に参加する考えを初めて明らかにし、官公労統一のために官民の〝橋渡し〟を果たすとし、さらに政治路線では、社会党支持を基軸に、反自民・非共産の連合政権路線強化をめざすことを確認した。

動労第四〇回定期大会　八四年七月一七日から四日間、秋田市・秋田県民会館で開催された。決定された八四年度運動方針のうち主な内容は、①総評労働運動の新生にむけての八五春闘の確立、②国鉄の分割・民営化に反対するため、鉄道主導型総合交通体系の確立と、そのための職場体制の確立、③昭和六〇年三月ダイヤ改正にはレールバスの導入など具体策を示した動労提言を発展させながら、職場と仕事を守っていく、④「過員」問題では、当局の一方的強行的攻撃に歯止めをかけ、団交の強化を前提に労使協議の場「国鉄再建フォーラム」を通じて内容の解明を急ぐ、などというもの。あいさつに立った佐藤委員長は「現段階における政治情勢や日本労働運動のもとで、われわれがやらなければならないのは、国鉄を国鉄として残すことであり、自らの職場と仕事を守りぬく以外にない」、と強調した。

私鉄総連第四九回定期大会　八四年七月一八日から三日間、宮城県・松島町中央公民館で開催、八四年度運動方針を中心とする諸議案をいずれも原案どおり決定した。決定された運動方針では、八四年春闘について「解決内容は、組合員の要求に十分応えられない内容だったが、私たちのめざした〝再構築〟は一定の足跡を残した」と評価している。方針の二本柱は春闘再構築と公共交通政策闘争で、八五年春闘の基本構想については、相場形成部隊再編を目的とした集中決戦方式の継続と質的強化のために、効果的な新しい共闘グループを追求するとし、また交通政策闘争では、地方バスの危機を打開するため「国と県の責務により、どのような地域においても、一日三回のバス運行を最低限度に保障する」というナショナル・ミニマムの確立を打ち出した。役員改選では、黒川委員長が三選、田村書記長が四選された。

全国一般第三七回定期大会　八四年七月三一日から三日間、山梨県・石和町で開催し、八四年度運動方針を決定するとともに、新役員を選出した。前年度の大会で紛糾した全民労協加盟方針は、今年度は執行部が提案を見送った。討論では、統一労組懇系の地本が、労戦統一方針の修正案を提出したが、出席代議員一一七名のうち一七名の賛成にとどまり、賛成多数で原案どおり可決された。役員構成では、全民労協加盟反対派の一名増員をうけ入れ、副委員長三名を四名に広げた。

造船重機労連第一五回定期大会　八四年八月二二日から三日間、愛知県・蒲郡市民会館で開催。①年間総賃金の一括決定へ向けたとりくみを提起している第四次賃金政策の検討、②地方協議会の機能強化、規模別から業種別対応に切り換えた中小対策、関連・協力企業労組の組織化を中心に二〇万組織復活をめざす新たな組織構想の構築、などを中心課題とした向

こう二年間の運動方針を決定した。また、全民労協の連合体移行について、金杉委員長は「個人的見解としては三年ぐらいの範囲を考えている」と積極的に進める姿勢を強調した。役員改選では、金杉委員長と永井書記長の退任にともない、有村利範氏と伊藤祐禎氏を選出した。

自治労第四六回定期大会　八四年八月二二日から四日間、札幌市真駒内アイスアリーナで開催し、八五年度運動方針などを決定した。決定された方針の基調では、賃金抑制、合理化など公務の危機、地方自治の中央集権化、自治体革新、反戦平和の重要課題は、この二、三年が勝負のヤマ場となるとして「後年に悔いを残さないよう総力をあげて闘い抜く」と強調。また最重要課題である賃金闘争では、人事院勧告の完全実施をめざし、閣議決定の重要時点に二時間ストを二波以上反復し、三万人規模の動員を数度にわたっておこなうとした。そのほか、國民春闘を強化し、地域春闘強化にも積極的にとりくむ、労戦統一問題では総評五項目補強見解を支持して全的統一の促進にふみだす、としている。なお、大阪・衛都連と岩手県本部の組織問題は結論を延期した。大会では東京、埼玉、愛知、京都など六都府県本部が修正案を提出したが、少数否決され、方針案が原案どおり決定された。役員改選では、丸山委員長を再選、兼田和己書記長を新しく選出した。

全国金属第五四回定期大会　八四年八月二七日から三日間、栃木県鬼怒川・グリーンパレスで開催し、八五年度運動方針を決定、反戦平和と政策制度闘争の二つのスト権を確立、労働時間短縮を最重点課題とする秋年闘争強化の方針を決定した。あいさつに立った橋村委員長は、全民労協参加などをめぐり組織内にはまだきしみがあるが、今日の情勢は内輪もめを許すような状況ではないとし、組織内の相互信頼と団結を強く訴えた。大会の議論は、八四春闘評価、八五春闘方針を中心に、政策制度闘争、技術革新と産業再編への対応、とくに中小企業における闘いのあり方、組織拡大などをめぐっておこなわれた。労戦問題などへの中央の対応を批判する代議員からは、同盟主軸の四団体・全民労協路線から手を切れとのきびしい反対意見が続出したが、運動方針は圧倒的多数の賛成で原案どおり決定された。なお二年前の大会で決戦投票になった役員選挙は、今回は左派が候補擁立を見送ったことから信任投票となり、投票総数二六〇票中、信任二二四票で、橋村委員長、平沢書記長らを選出した。

国労第四六回定期大会　八四年八月二〇日から三日間、静岡県伊東市・観光会館で開き、八四年度運動方針を決定した。あいさつに立った武藤委員長は、国鉄当局が七月一〇日に余剰人員解消策（退職制度見直し、一時帰休、出向の三項目）を提案し、国鉄監理委員会が分割・民営を既定方針とした第二次提言を発表したことにたいして「今日私たちは国鉄存亡の危機と国労存亡の危機に直面している。もはや黙って嵐が通り過ぎるのを待つ態度は許されない」と強調した。方針討論では、「三項目」撤回、分割・民営化阻止の闘いに集中、「情勢はきびしいがいまこそ全国鉄労働者が一致団結し、各級機関幹部・活動家・組合員がその困難に立ち向かい闘いぬこう」との書記長集約がおこなわれた。そして当面、九月一日からの退職募集を阻止するため、八月三一日に半日規模の全国統一ストを構えることとした（のち八月二七日に公労委あっせん案を受諾し、スト中止）。なお革同系が政党支持自由の修

正案を提出したが、三六七人のうち八一人の賛成で少数否決し、運動方針を原案どおり可決した。

鉄鋼労連第七一回定期大会　八四年九月一九日から三日間、東京・江東公会堂で開催し、八五年度運動方針、国際自由労連への加盟などを満場一致で決定した。運動方針は、八五春闘にたいして「この二年間の厳しい春闘の教訓と課題にたって、経済環境の好転も生かしながら鉄鋼賃金の世間水準からの相対的低下をなんとしても阻止する」とし、ＪＣを基軸に共闘の強化に最大の力点を置くとともに、全民労協にも要求設定、戦術調整の面で積極的に参加することを決めている。また労戦統一問題では、全民労協について「当面連合体への早期移行に向けて、あらゆる努力をつく」すと同時に、前年定期大会以降検討してきた国際自由労連加盟を決定した。役員改選では、中村委員長、千葉書記長を再選した。

ゼンセン同盟第四〇回定期大会　八四年九月一九日から三日間、新潟市・新潟県民会館で開催し、むこう二年間の運動方針を中心とした全議案を満場一致で決定した。八五・八六年運動方針は「組織の強化と労働戦線の統一」「ゼンセン同盟行動綱領の再検討・総学習――結成四〇周年へ向けて」を運動の基調とし、①総合的な生活・労働条件向上、②産業政策の推進、③ゼンセン同盟福祉共済事業の推進、④組織の充実と拡大、⑤労働戦線統一の積極的な推進、という五つの重点課題を柱としている。あいさつに立った宇佐美会長は、労戦統一問題にふれ、総評の基本構想にたいする五項目補強見解について、「いちいち基本構想を手直しするというのではなく」「早く決着をつけるべき」だと強調した。役員改選では、宇佐美会長を八選、芦田書記長を四選した。

全電通第三八回臨時大会　八五年二月二六日から二日間、東京・千駄ケ谷の日本青年館で開催した。大会では、五〇年に制定された綱領の改正、電電公社から日本電電株式会社への移行に対応する今後の運動方針、公労協からの離脱と全民労協加盟などを執行部原案どおり決定し、民間労組としての再出発の準備をおこなった。

動労第四一回定期大会　八五年六月二五日から四日間、神奈川県・箱根町のホテルで開催した。冒頭のあいさつで佐藤委員長は「避けて通れない余剰人員対策の組織的クリアは、一一月末をもって期限の切れる雇用安定協定の継続をめざすものである以上、全組織力をもって貫徹し、国鉄当局の経営姿勢を正しつつ、迅速果敢な対応を図る」と述べた。方針の基調は、①国鉄の分割・民営化反対、②地方交通線廃止反対、③雇用確保の三点を内容としている。この目標を達成するために、総評・社会党のもとに結集して闘うとし、総評の国鉄再建闘争本部に指令権をある程度委譲することを盛りこんでいる。役員改選では、任期満了で退任した委員長の後任に、松崎明東京地本委員長を選出し、福原書記長を再選した。

付　組合大会日誌

一九八四年

7・1　全日教連第一回定期大会（～六日　和歌山白浜）
7・4　電機労連第三二回定期大会（～七日　山口）
　　全郵政第二〇回定期全国大会（～七日　熱海）
　　日高教第六一回定期大会（～七日　富山）
7・6　新化学第三四回定期全国大会（～七日　山梨石和）
7・8　全印総連第三三回定期大会（～一〇日　加賀）
　　運輸労連第一七回定期大会（～九日　米子）
7・10　全逓第三八回定期全国大会（～一三日　高知）
　　全医労第三八回定期全国大会（～一三日　花巻）
7・11　炭労第一〇六回定期大会（～一二日）
　　紙パ労連第七四回定期大会（～一三日　伊香保）
7・12　都市交第四九回定期大会（～一二日　松本）
　　全電印第六回定期全国大会（～一三日　伊東）
7・15　全電通第三七回定期全国大会（～一八日　奈良）
7・16　全国ガス第四〇回定期大会（～一七日　箱根）
　　全動労第一一回定期全国大会（～一九日　札幌）
7・17　全電線第三八回定期大会（～一九日　片山津）
　　紙パ総連合第一四回定期大会（～一九日　伊勢）
　　合化労連第六八回定期大会（～一九日　札幌）
　　動力車第四〇回定期全国大会（～二〇日　秋田）
　　日本医労協第三三回定期大会（～二〇日　山中）
　　全林野第三七回定期全国大会（～二〇日　旭川）
7・18　国際電電第四一回定期全国大会（～二〇日　浜松）
　　私鉄総連第四九回定期大会（～二〇日　仙台）
　　全日通第三九回全国大会（～二〇日）
　　全農林第二八回定期大会（～二〇日　洲本）
　　全水道第三六回定期大会（～二〇日　鬼怒川）
7・19　全機金第三五回定期大会（～二〇日）
　　出版労連第五二回定期大会（～二一日　熱海）
　　新聞労連第六三回定期大会（～二一日）
7・21　民放労連第五八回定期大会（～二三日　松山）
7・24　総評第七一回定期大会（～二七日）
7・25　全司法第四〇回定期大会（～二八日　熱海）
　　全農協労連第四七回定期大会（～二七日）
7・26　全石油第五四回定期全国大会（～二七日）
7・29　観光労連第一四回定期大会（～三一日）
7・31　政労協第五三回定期大会（～八月二日）
　　全国一般第三七回定期大会（～八月二日　鬼怒川）
8・2　電通労連第二四回定期大会（～三日）
8・3　統一労組懇一九八四年度総会（～四日）
　　建設同盟第七回年次大会（伊東）
8・6　全国セメント第三九回定期大会（～七日）
8・20　国労第四六回定期全国大会（～二三日　伊東）
8・22　造船重機労連第一五回定期大会（～二四日　蒲郡）
　　日建協第五八回定期大会（～二三日）
　　生保労連第一六回定期大会（～二三日　札幌）
8・23　自治労第四六回定期大会（～二五日　札幌）
　　全施労第一五回定期大会（～二五日　名古屋）
　　全倉運第三九回定期大会（～二四日　愛知瀬戸）
　　生協労連第一七回定期大会（～二五日　京都）
8・25　建設一般全日自労第四七回定期大会（～二七日　札幌）
　　全建労第四〇回定期全国大会（～二七日　福岡）
8・27　全国金属第五四回定期大会（～二九日）
　　非鉄金属労連第五回定期大会（～二九日　鬼怒川）
8・28　市銀連第二九回定期大会（～二九日）
　　ホテル労連第三六回定期大会（～二九日　洲本）

8・29　全金同盟第三四回全国大会（～三〇日　熱海）
　　国公労連第一九回定期大会（～三一日）

9・2　運輸一般第一五回定期大会（～四日　石川山中）
9・4　全専売第四一回定期大会（～七日　宝塚）
　　鉄労第一七回定期全国大会（～七日　石川山中）
9・5　自動車総連第一三回定期大会（～七日）
　　全日本ゴム労連第二〇回定期大会（～六日　滋賀）
　　全相銀連第三五回定期大会（～七日）
　　電力労連第三一回定期大会（～六日　大阪千里）
9・9　全国ビール第三六回定期大会
9・10　食品労連第二〇回定期大会（～一一日）
9・11　全化同盟第三三回定期全国大会（～一三日　館山寺）
　　電工労連第二回定期大会（～一二日　花巻）
　　全港湾第四五回定期大会（～一三日　鹿児島）
　　全運輸第二三回定期大会（～一三日　箱根）
9・12　IMF・JC第二三回定期大会
9・14　損保労連第一四回定期大会（～一八日　箱根）
9・16　全信労第二九回定期大会議第一九回定例総会（～一八日　熱海）
9・17　総評民間単産第一回定期大会（～二一日　岡山美作）
9・18　全労働第二七回定期大会（～二一日）
9・19　鉄鋼労連第七回定期大会
　　ゼンセン同盟第四〇回定期大会（～二一日　新潟）
　　全印刷第五〇回定期全国大会（～二一日）
　　全商工第四八回定期大会（～二二日　伊東）
9・20　電電労組第一九回定期大会（～二一日）
9・21　全損保第四一回定期全国大会（～二二日）
9・25　建設総連第二回総会
9・26　交通労連第二回定期全国大会（～二八日　別府）
　　マスコミ・文化共闘第二二回総会
9・28　化学総連第七回定期大会

9・29　全商社第二一回定期代議員総会（～三〇日）
10・1　全国港湾第一八回定期大会（～四日　石川山中）
10・4　国公労協第九回定期大会（熱海）
10・8　日林労第二六回年次全国大会（～九日　長野）
　　地公労第二五回定期総会
10・14　音楽ユニオン第二回大会
10・15　紙パ労協結成総会
　　商サ事務労第一一回総会（～一七日　浜松）
10・16　全食品同盟第三八回定期大会（～一八日　京都）
　　全自交労連第四〇回定期大会（～一八日　鶴岡）
　　自交総連第七回定期大会（～一九日）
10・18　出版労連第五三回臨時大会
10・19　化学エネルギー労協第九回定期総会
　　航空同盟第一一回定期大会（～二〇日　熱海）
10・20　全海連第四七回定期大会（～二一日）
10・21　機械産業労組協議会第二三回定期総会
10・23　機労会議第二回総会（～二四日）
　　全映演第四一回定期大会（～二六日　京都）
10・24　自動車労連第一七回定期大会（～二六日　伊東）
　　全建総連第二五回定期大会（～二七日）
10・25　地銀連第三九回全国大会（～二七日）
　　新産別第三七回定期全国大会（～一〇日　熱海）
10・26　全交運第四一回定期大会
11・8　全造船機械第四九回定期大会（～一〇日　熱海）
11・9　電力総連第四回定期大会
11・12　海員組合第四五回定期全国大会（～一六日）
11・14　全民労協第三回総会
11・18　総評全日建第一五回臨時大会

12・14　車輌労協第一三回定期大会（～一五日　芦原）
12・20　多国籍労組会議第一二回総会

一九八五年

1・9　外銀連第三六回定期大会（～一〇日）
1・23　日本港湾第九回定期中央大会
1・24　同盟第二一回年次全国大会、春闘方針決定（～二五日）
1・27　民放労連第五九回臨時大会、春闘方針決定（～二八日）
1・29　新聞労連第六四回臨時大会、八五春闘方針決定（～三一日）
2・7　総評第七二回臨時大会（～八日　神奈川川崎）
2・13　全石油第五五回臨時全国大会（神奈川）
2・14　国公労連第二〇回臨時大会、八五春闘方針決定（～一三日）
2・20　紙パ労連第七五回臨時大会（～一五日　熱海）
2・20　一般同盟第二〇回定期全国大会（～一五日　京都）
2・20　全国金属第五五回臨時大会、春闘方針決定（～二一日）
2・20　出版労連第五四回臨時大会、八五年春闘方針決定
2・20　全港湾第四六回臨時全国大会、八五春闘方針決定（～二二日湯河原）
2・22　全農協労連第四八回臨時大会、春闘方針決定（～二二日）
2・24　政労協第五四回臨時大会、八五春闘方針決定
2・26　繊維労連第四四回臨時大会、八五年春闘方針決定（～二五日）
2・28　鉄鋼労連第七二回臨時大会、春闘方針決定（～二七日）
3・1　全電通第三八回臨時全国大会、八五春闘方針・新制度移行に対応する運動方針など決定（～二八日）
3・5　日建協第五九回定期大会（～三月一日）
3・6　電力総連第五回臨時大会、国際自由労連加盟決定
3・7　資源労連第二一回年次全国大会（～六日）
3・12　自治労第四七回臨時大会（～七日　東京八王子）
3・14　日高教第六二回特別大会、八五春闘方針決定（～八日）
3・19　炭労第一〇七回臨時大会（～一三日）
　非鉄金属労連第六回臨時大会
3・19　全専売第四二回臨時大会、全日本たばこ産業労働組合（略称全たばこ）と改称（～一五日）
3・19　基金労組第二三回定期大会
5・15　全民労第三一回定期大会（～一六日　熱海）
5・24　自治労連第一六回定期大会（～二五日　山口徳山）
5・27　国労第四七回臨時大会（～二八日　札幌）
5・29　通信士組合第一六回定期大会
5・30　全炭鉱第四二回定期大会（～三一日）
6・8　第二六回ＩＭＦ世界大会（～一四日　東京）
6・25　動力車第四一回定期大会（～二八日　箱根）
6・26　全郵政第二一回定期大会（～二八日　和歌山白浜）
6・30　全日教連第二回定期大会（長崎）

【参考資料】(1)総評『総評新聞』『月刊総評』、同盟『同盟新聞』、全民労協『全民労協ニュース』、中立労連『中立労連』、新産別『新産別』、統一労組懇『統一労組懇しんぶん』、金属労協『ＩＭＦ・ＪＣ金属』および各単産の機関紙、(2)総評、同盟、全民労協、中立労連、新産別、統一労組懇、金属労協および各単産の大会議案書、(3)日本労働協会『週刊労働ニュース』および『労働運動白書・昭和六〇年版』

III 団体交渉と労働争議

概要□労使コミュニケーション——労使関係の枠組み／労使コミュニケーション／労使の労使協議へのとりくみ／労働争議——争議件数と参加人員／春闘と争議／産業別にみた争議／規模別にみた争議／上部団体別にみた争議／要求別にみた争議／争議の解決状況

概要

一、団体交渉制の枠組みに変化はないが、労使協議制への期待は大きい。また、労使コミュニケーションの諸施策とくに小集団活動は、ここ数年さらに普及した。労使関係が、公式的なものから非公式なものへ移行していると解釈することもできよう。

一、労使協議機関を設置している事業所は増加しており、企業規模が大きいほど設置割合は高い。また、「かなりの成果があった」とする事業所が高い割合を示している。

一、職場懇談会のある事業所は七七・七%で、労使とも高い割合で今後充実を希望する労使コミュニケーション施策としてあげている。

一、苦情処理制度のある事業所は三三・八%で以前より低率となっている。しかし、この制度を通じ、過半数の苦情が解消されており、企業規模が小さいほど解決率が高い。

一、一九八四年の労働争議は、総争議件数四四八〇件、総参加人員三六五万二〇〇〇人で、前年にひきつづき減少した。

一、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は五九六件、参加人員一五万五〇〇〇人、労働損失日数三五万四〇〇〇日で、いずれも前年に比べて大幅減となった。とくに参加人員、労働損失日数は

調査開始（一九四六年）以来の最低水準であった。

一、労働争議を産業別にみると、件数、参加人員は公務、サービス業、労働損失日数は製造業、運輸・通信業の順に多いが、これを前年と比べると、ほとんどの産業で減少している。

一、民営企業の規模別で労働争議をみると、すべての規模で発生企業数、参加人員、労働損失日数とも減少している。なかでも大企業では大幅な減となっている。

一、上部団体別では、前年に比べて、争議行為参加人員は各団体とも減少し、「半日以上の同盟罷業」も中立労連を除いて減少している。

一、労働争議の要求事項は、六九・七%の争議が「賃金増額」を要求している。これを前年と比べると、「退職手当」「労働協約の効力」などの要求以外はほとんど減少している。

一、一九八四年の労働争議のうち九六・七%が解決した。その解決方法を前年と比べると、労使直接交渉、第三者関与によるものの割合が低下している。また、解決に至るまでの期間は、五日以下のものが解決件数の六七・八%である。

1　労使コミュニケーション

労使関係の枠組み

労働省は労組法の適用をうける労働組合と使用者を対象として「労働協約等実態調査」を一九八二年実施の調査報告書が八四年九月に刊行された。この調査で明らかにされた民間産業労使関係の基本的枠組みは、以下のとおりである。まず、労働協約（労働基準法による協定以外の労使署名の協定）のある組合は八六%である（小規模組合では締結率がやや低い）。企業レベルの組織があるときは、そのレベルで締結されることが多い。協約の規定内容としては、賃金、退職金、賞与・一時金が八～九割、労働時間（時短以外）、週休二日制、夏季休暇がそれぞれ五割、福利厚生が六割、配置転換基準、出向基準が三割台である。労使間の基本関係として、組合員の範囲、団体交渉手続き、組合活動にかんする事項は七割、労使協議制六割、苦情処理四割である。ユニオン・ショップ制は、協約ありの組合の七割である。組合による被除名者を「解雇する」ものは、ユニオン・ショップ協定を一〇〇として一〇%台である。その他は何らかの経営側の自由を残している。団体交渉が過去三年間おこなわれなかった組合が、全体の約三割である。団体交渉がおこなわれないのは、この調査が単一組織の下部組合をふくむためと、労使協議

に依存するためである。

労使協議制は組合総数の五九%で設置されている。この調査では一〇〇人未満の企業も三分の一程度ふくまれており、他の調査より低い普及率となっている。協議機関の八割で、経営生産事項を取り扱う場合に新技術導入について、取り扱うことになっているものが、その五五%である。さらに、これを一〇〇とし組合の関与の高いもの（同意プラス協議）は四七%である。労使協議制のある場合、「機能が発揮されている」との回答が八割程度あり、労働組合より使用者におけるこの比率がやや高い。

苦情処理制度は約四割においておかれている。しかし、過去三年間に使われたことがない場合がほぼ半数ある。

企業内組合活動については、在籍専従執行委員ありが、全体で一割（組合員規模一〇〇〇人以上で八割）である。組合員数五〇〇人以上で設置される傾向がある。就業時間中の組合活動については、組合大会、定期会合が、会社内でできないか、会社の承認を要するものが約半数である。教宣など日常活動については組合側の自由がこれよりやや狭い。組合の会合、レクリエーションなど日常活動につき要求があれば支障のないかぎり認めるとするものがほとんどである。

チェック・オフは、八%の組合にかんしておこなわれ、この半数は定期組合費についてのみである。

個別人事についての、組合の関与の程度をみると、関与程度が高いもの（同意プラス協議）が、一般組合員につき解雇五五%、配置転換三六%、出向三二%となっている。過去三年間に争議行為が発生した組合は約二割である。対象事項は賃金関係が多く、労働時間関係のほか、福利厚生、安全衛生、経営の計画と方針、配転出向などについて半数以上の事業所で取り扱っている。

労使コミュニケーション

労働省は、一九八四年六月末現在で、七年ぶり、三回目の「労使コミュニケーション調査」を実施した。目立った傾向は以下のとおりである。

労使協議機関は、一〇〇人以上雇用の民営事業所の七二・〇%に設置されている。これは前回調査をわずかながら上回った。複数事業所のある全企業（A）で、企業および事業所レベルで労使協議機関が設置されるもの（B）が増え、B／Aは五一・五%となった。労使協議制は一般に労働協約にもとづいて設置されているが、労働組合のない事業所の四割も、労使協議機関をおいている。また、制度のある事業所の四分の三は「かなり成果があった」と評価している。このように、民間産業では労使協議制を評価し、これを利用する傾向がつづいている（第60表）。

制度上の、付議事項および協議の程度は他の調査と同様であって、付議事項としているもの（第61表）。たとえば、新技術導入にかんして、報告説明—四三・九%、協議—二八・五%、意見聴取—二二・四%、同意—五・二%となっている。過去一年間の実際の付議事項をみると、賃金、労働時間関係のほか、福利厚生、安全衛生、経営の計画と方針、配転出向などについて半数以上の事業所で取り扱っている。

第 60 表　労使協議機関の設置状況別事業所の割合　　(%)

企業規模 労働組合の有無	計	労使協議機関「有」	労使協議機関「無」	複数の事業所を持つ企業に属する事業所	労使協議機関「有」	企業単位有 事業所単位有	企業単位有 事業所単位無	企業単位無 事業所単位有	労使協議機関「無」	単独事業所	労使協議機関「有」	労使協議機関「無」
1972年　計	100.0	62.8	37.1	100.0	68.5	24.3	28.5	15.7	31.5	100.0	49.8	49.9
1979年　計	100.0	70.8	29.2	100.0	75.8	47.5	25.3	3.0	24.2	100.0	53.2	46.8
5,000人以上	100.0	92.6	7.4	100.0	92.6	69.1	23.0	0.5	7.4	※	※	※
1,000～4,999人	100.0	85.7	14.3	100.0	86.0	64.3	18.9	2.8	14.0	100.0	62.9	37.1
300～ 999人	100.0	73.0	27.0	100.0	73.1	40.7	29.2	3.2	26.9	100.0	72.2	27.8
100～ 299人	100.0	54.7	45.3	100.0	58.2	25.6	28.0	4.6	41.9	100.0	50.8	49.2
労働組合有	100.0	82.8	17.2	100.0	85.9	56.2	27.6	2.1	14.1	100.0	68.1	31.9
労働組合無	100.0	40.3	59.7	100.0	43.9	20.0	18.1	5.8	56.1	100.0	33.1	66.9
1984年　計	100.0	72.0	28.0	100.0	74.4	51.5	20.6	2.3	25.6	100.0	65.1	34.9
5,000人以上	100.0	94.2	5.8	100.0	94.2	79.3	13.9	1.0	5.8	100.0	100.0	—
1,000～4,999人	100.0	83.6	16.4	100.0	83.5	67.1	15.7	0.7	16.5	100.0	88.4	11.6
300～ 999人	100.0	74.4	25.6	100.0	74.5	44.0	26.2	4.3	25.5	100.0	73.7	26.3
100～ 299人	100.0	57.6	42.4	100.0	52.3	24.7	24.7	2.9	47.7	100.0	63.0	37.0
労働組合有	100.0	87.9	12.1	100.0	87.9	62.0	24.2	1.7	12.1	100.0	88.1	11.9
労働組合無	100.0	40.7	59.3	100.0	40.5	25.2	11.5	3.8	59.5	100.0	41.1	58.9

〔備考〕 1)　1972年の「計」と「単独事業所」の欄の数値は，「不明」があるため各項目の和は100にならない。
2)　労働大臣官房政策調査部『昭和59年労使コミュニケーション調査結果速報』(1985年3月) による。

第 61 表　労使協議機関での付議事項，過去１年間の付議状況別事業所の割合　　(%)

項　　目	計	付議事項である				付議事項でない	不　明
			付議した	付議しない	不　明		
経営の基本方針	100.0	63.1	50.9	9.8	2.3	33.8	3.1
生産，販売等の基本計画	100.0	65.7	53.2	10.4	2.0	30.3	4.1
会社組織機構の新設改廃	100.0	62.5	42.8	17.7	2.1	34.1	3.4
新技術応用機器の導入等生産事務の合理化	100.0	61.6	38.9	20.4	2.3	33.9	4.5
採用・配置基準	100.0	54.9	37.8	15.1	2.0	41.4	3.7
配置転換・出向	100.0	66.6	46.1	18.0	2.5	29.6	3.8
一時帰休・人員整理・解雇	100.0	65.0	12.2	49.7	3.1	29.2	5.8
勤続態様の変更	100.0	81.8	43.8	34.1	3.9	15.2	3.0
労働時間・休日・休暇	100.0	85.4	63.9	18.6	2.9	11.9	2.7
職場の安全衛生	100.0	86.3	63.9	19.2	3.1	11.0	2.7
定　年　制	100.0	68.9	27.4	38.2	3.4	27.4	3.7
賃金・一時金	100.0	72.8	60.6	9.9	2.3	24.2	3.0
退職手当・年金基準	100.0	67.1	32.4	31.4	3.3	29.3	3.6
教育訓練計画	100.0	61.0	38.6	19.6	2.7	35.5	3.5
福利厚生	100.0	86.5	67.0	16.5	3.0	10.7	2.8
文化体育活動	100.0	72.8	49.6	20.3	2.8	23.6	3.7

〔備考〕　第60表に同じ。

職場単位で従業員と管理者が仕事の進め方、職場環境などについて話し合う職場懇談会は、七七・七%の事業所に設置されており（第62表）、その充実について従業員の要望が多く（第63表）、経営側でも、これを重視する事業所の割合が高い（第64表）。

意思疎通に関連した他の制度の普及状況についてみると、小集団活動のある事業所は六〇・二%（七七年四〇・四%）で、増加が著しい。自己申告制度は四五・九%（七七年四〇・一%）、社内報は六三・五%（七二年五七・八%）で普及率が高まっているのにたいし、提案制度（七七年の七四・一%から今回の六六・四%へ）、苦情処理制度（四八・〇%↓三三・八%）、従業員意識調査などは低下している。今後重視するコミュニケーション施策としては、労使協議制、職場懇談会のほか、小集団活動、提案制度をあげる事業所が、回答事業所の過半数となっている。

この調査では、従業員の意識調査もおこなっているが、それによると八六・一%の者が、経営のことについて知りたいと考えており、必要な情報を会社広報資料、朝礼や職場懇談会、労働組合の資料などから得ている。また、企業経営に従業員の意見が反映される必要があると考えている者が大部分であるが、実際に反映されていると考える者は少ない。なお、小集団活動については、職場の雰囲気を明るくする、具体的業務をやりやすくする、自己能力を向上させるなどと積極的評価をする者が多いが、強制や負担と感じている者の存在も無視し得ない。

労使の労使協議へのとりくみ

労使協議にたいする最近の労使のとりくみ姿勢については、日本生産性本部『雇用安定、労使協議制、公正配分』の現状について」

第 62 表　職場懇談会の有無，開催の形態別事業所の割合

企業規模	計	職場懇談会「有」	定期開催	必要のつど開催	定期および必要のつど開催	不明	職場懇談会「無」	不明
								(%)
1972年　計	100.0	76.3〔—〕(100.0)	(20.5)	(48.6)	(30.6)	(0.3)	23.7	—
1984年　計	100.0	77.7〔79.3〕(100.0)	(22.6)	(50.4)	(27.0)	(0.1)	22.2	0.2
5,000人以上	100.0	84.4〔85.6〕(100.0)	(30.9)	(40.1)	(29.1)	(—)	15.6	—
1,000～4,999人	100.0	81.4〔79.9〕(100.0)	(23.6)	(47.1)	(29.3)	(—)	18.6	0.0
300～ 999人	100.0	70.1〔72.6〕(100.0)	(17.9)	(54.4)	(27.4)	(0.3)	29.8	0.1
100～ 299人	100.0	77.6〔76.8〕(100.0)	(21.1)	(54.0)	(24.9)	(—)	22.1	0.4

〔備考〕 1)〔　〕内は全労働者に対する職場懇談会のある事業所の労働者の割合。
2)（　）内は職場懇談会「有」の事業所を100とした割合。
3) 第60表に同じ。

（一九八五年）が調査報告している。それによれば、労使ともに約八〇%が労使協議にたいする労働組合のとりくみの強化を指摘している。また、企業側の回答で約九〇%、労働組合の回答で約八〇%が経営側の労使協議軽視の傾向を否定している。この数値は、労使とも労使協議制の機能を評価していることを示している。上部団体別にみると、企業側が、労働組合の労使協議へのとりくみが強化されたと判断している事例は、同盟加盟組合のある企業が九三・九%にたいし、総評加盟組合の企業では六八・四%である。一方、労働組合の回答では、同盟加盟組合が七五%、総評加盟組合が八八・二%でとりくみが強化されたとしており、上部団体別にみて際立った差はない。また、新技術の導入について、協定を締結している労使は少ないものの、締結に向けて労使協議をおこなう傾向にあることが指摘されている。

労使協議機関の今後の方針について、再び前掲の労働省「労使コミュニケーション調査」をみると、「現状のまま続行したい」とする事業所が六八%（前回五九・四%）、「もっと充実した方向で改善したい」が三一・二%（前回三九・九%）、「廃止したい」が〇・二%となっている。改善の方法については、「出席者のレベル（役職上のレベル）を上げる」が五一・二%ともっとも多く、「開催回数の増加」「付議する事項の増加」がつづいている（第65表）。

労使協議機関のない事業所（全体の二八%）の今後の設置予定の有無については、「予定がある」とする事業所が三・一%、「検討中

第 63 表　今後企業に充実を希望する労使コミュニケーション施策別労働者の割合　　2つまでのM.A.　(%)

区　　分	計	労使協議制度	職場懇談会	提案制度	小集団活動	自己申告制度	苦情処理制度	従業員意識調査	社内報等	その他	不明
1977年　計	100.0	30.3	32.8	14.2	18.4	12.5	11.9	14.0	7.7	8.4	—
1984年　計	100.0	27.9	43.9	20.3	21.0	18.5	23.0	30.4	9.3	2.0	1.2
5,000人以上	100.0	26.4	44.6	16.7	22.4	21.8	21.5	33.0	7.1	2.2	0.7
1,000～4,999人	100.0	34.2	43.8	17.7	20.3	19.9	24.1	28.6	7.6	2.3	0.9
300～　999人	100.0	29.0	40.9	20.0	21.4	18.7	24.4	29.4	10.4	1.1	1.7
100～　299人	100.0	23.7	45.3	26.8	19.5	13.2	23.0	29.5	12.4	2.2	1.8

〔備考〕 1)　1977年調査の項目のうち「小集団活動」には目標管理制度がふくまれる。
2)　第60表に同じ。

第 64 表　今後重視する労使コミュニケーション施策別事業所の割合　　M.A.　(%)

企　業　規　模	計	労使協議制度	職場懇談会	小集団活動	提案制度	自己申告制度	苦情処理制度	従業員意識調査	社内報等	その他	不明
1972年　計	100.0	51.4	55.6	19.4	30.9	17.8	18.1	14.0	21.7	1.0	—
1977年　計	100.0	52.4	42.1	21.3	31.3	23.2	16.0	17.9	18.2	0.9	—
1984年　計	100.0	51.0	59.3	56.8	51.4	31.8	16.3	27.5	34.5	1.8	0.9
5,000人以上	100.0	63.2	56.8	62.6	46.6	37.6	15.2	19.3	33.4	1.0	2.8
1,000～4,999人	100.0	61.2	53.8	66.1	55.6	40.8	8.6	21.1	42.2	1.7	0.2
300～　999人	100.0	51.9	55.0	59.0	51.8	31.0	15.7	30.0	34.7	1.0	0.5
100～　299人	100.0	41.7	64.9	49.5	51.0	26.1	20.3	31.8	31.4	2.6	0.6

〔備考〕 1)　1972年調査，1977年調査においては，選択肢は表頭の項目の他に「目標管理制度」が加えられている。
2)　第60表に同じ。

第 65 表　労使協議機関の今後の方針，改善方法別事業所の割合

(%)

企業規模 労働組合の有無	労使協議機関「有」	もっと充実した方向で改善したい	M.A.					現状のまま続行したい	廃止したい	その他	不明
			付議事項の増加	開催回数の増加	出席者のレベルを上げる	その他	不明				
1977年　計	100.0	39.9 (　—)	(　—)	(　—)	(　—)	(　—)	(　—)	59.4	—	0.4	0.4
1984年　計	100.0	31.2 (100.0)	(25.0)	(34.1)	(51.2)	(15.8)	(0.9)	68.0	0.2	0.5	0.1
5,000人以上	100.0	22.5 (100.0)	(22.9)	(30.5)	(41.3)	(22.6)	(　—)	76.4	0.8	0.2	0.1
1,000～4,999人	100.0	28.7 (100.0)	(21.3)	(25.0)	(45.5)	(23.7)	(4.8)	70.4	0.1	0.8	—
300～ 999人	100.0	31.1 (100.0)	(32.1)	(31.4)	(46.3)	(16.1)	(　—)	67.8	—	0.9	0.2
100～ 299人	100.0	37.1 (100.0)	(23.8)	(40.8)	(59.3)	(9.9)	(　—)	62.3	0.2	0.1	0.2
労働組合有	100.0	30.9 (100.0)	(24.3)	(33.6)	(49.0)	(16.9)	(1.2)	68.1	0.3	0.5	0.2
労働組合無	100.0	32.1 (100.0)	(27.6)	(36.2)	(59.6)	(11.6)	(　—)	67.5	—	0.4	—

〔備考〕　第60表に同じ。

が一七・八%，「予定がない」が五六・九%と微増の傾向を示している。

2　労働争議

争議件数と参加人員

労働大臣官房政策調査部『昭和五九年労働争議統計調査年報告』によれば，一九八四年の総争議件数は四四八〇件，総参加人員三六五万二〇〇〇人で，

第 66 表　年別・争議形態別労働争議件数，参加人員および労働損失日数

年	総争議		争議行為をともなう争議							怠業	
			小計		半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖			半日未満の同盟罷業			
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1975年	8,435	10,261	7,574	4,614	3,391	2,732	8,016	5,475	2,449	55	11
1976	7,974	7,178	7,240	3,400	2,720	1,356	3,254	5,717	2,459	70	9
1977	6,060	6,160	5,533	2,413	1,712	692	1,518	4,522	1,925	35	5
1978	5,416	5,351	4,852	2,083	1,517	660	1,358	3,887	1,480	50	96
1979	4,026	4,540	3,492	1,476	1,153	450	930	2,743	1,023	58	103
1980	4,376	5,456	3,737	1,768	1,133	563	1,001	3,038	1,356	37	12
1981	7,660	10,414	7,034	2,914	955	247	554	6,440	2,745	29	3
1982	7,477	5,357	6,779	2,386	944	216	538	6,171	2,235	29	3
1983	5,562	4,064	4,814	1,773	893	224	507	4,284	1,606	22	2
1984	4,480	3,652	3,855	1,585	596	155	354	3,475	1,461	13	7

〔備考〕 1)　1争議で2種以上の行為形態をともなうことがあるため，合計は小計の数字と一致しないことがある。
2)　総争議には，ここで表示されていない争議行為をともなわない争議をふくみ，それには公労委による係属事件（公労委において取扱中のもの）も計上されてきていたが，1977年集計以後除外されている。
3)　労働大臣官房政策調査部編『昭和59年労働争議統計調査年報告』（1985年6月）による。以下同じ。

前年に比べ件数で一九・五%（一〇八二件）、行為参加人員で一〇・一%（四一万二〇〇〇人）の減少となった。

これを形態別にみると、「半日以上の同盟罷業および作業所閉鎖」は五九六件、参加人員一五万五〇〇〇人、労働損失日数三五万四〇〇〇日で、前年に比べ件数で三三・三%減（二九七件減）、参加人員で三〇・八%減（六万九〇〇〇人減）、労働損失日数で三〇・二%減（一五万三〇〇〇日減）のいずれも大幅な減少である(第66表)。参加人員、労働損失日数とも調査開始（一九四六年）以来の最低である。

春闘と争議

一九八四年中の労働争議の行為参加人員の動きを月別にみると、例年どおり、春闘時の四月と秋闘時の一〇月に大きな山がある。一〇月には公務員共闘傘下の組合による人勧完全実施要求の統一ストが大規模におこなわれたため、前年同月を上回った。また、七月も自治労傘下組合による人勧完全実施、健保改悪反対ストがおこなわれ前年同月を上回った。しかし、その他の月は減少している（第5図）。

春季賃上げ争議における総争議件数は八二二件、総参加人員一三五万四〇〇〇人で、それぞれ前年を六〇・一%、三三%と大幅に下回った。これを争議行為をともなう争議でみると、件数は七四三件、行為参加人員は二八万人となり、前年に比べてそれぞれ六二・六%（一二四三件）、五四・一%（三三万人）の大幅な減少である。争議行為をともなう争議のうち「半日以上の同盟罷業」は件数二六八件、行為参加人員九万人、労働損失日数一六万三〇〇〇日で、これも前年に比べて四六%（二二八件）、三九・一%（五万八〇〇〇人）、四五・四%（一三万六〇〇〇日）といずれも大幅な減少とな

第 5 図　月間行為参加人員の推移

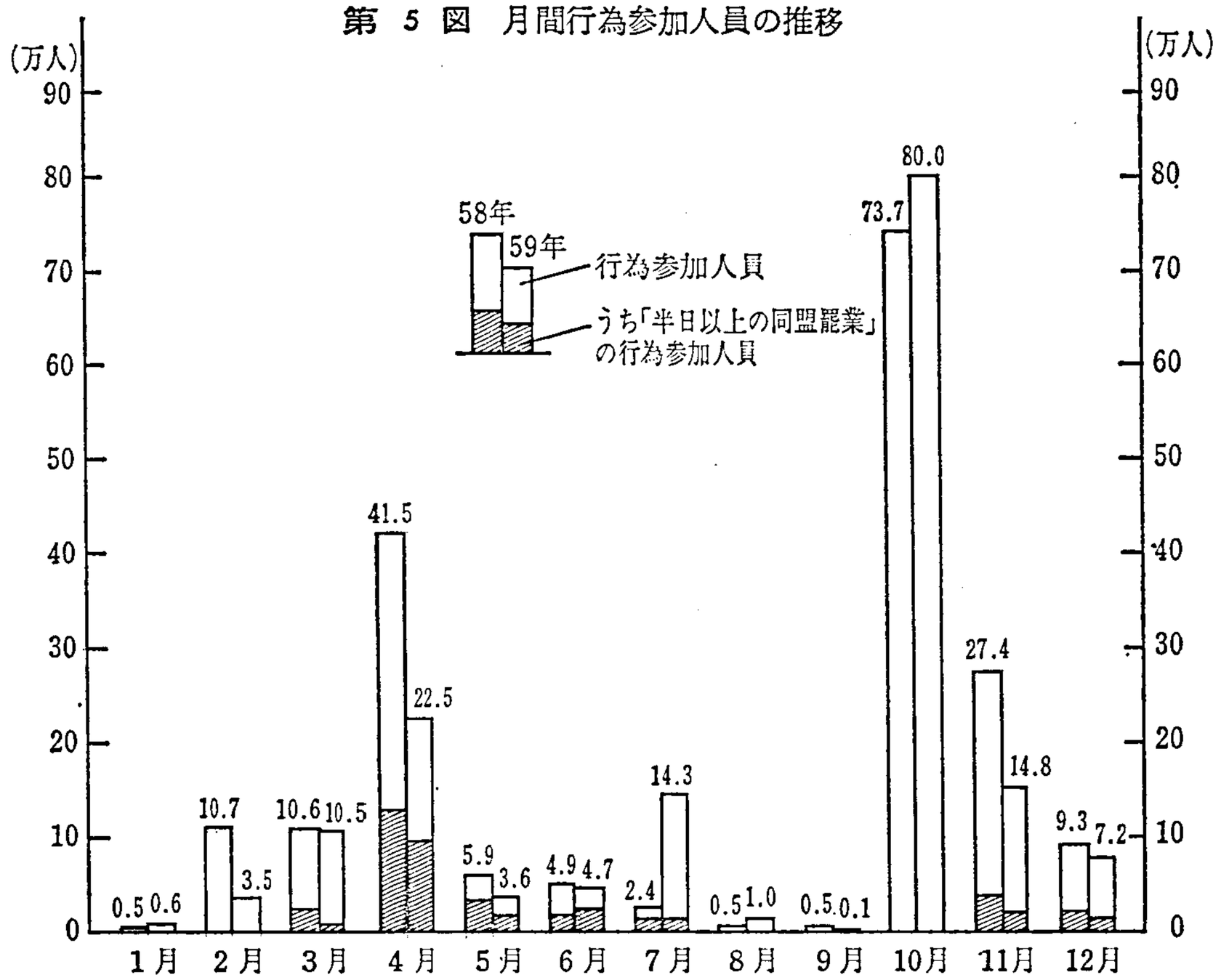

〔備考〕　第60表に同じ。

務員関係のストが減少したことなどにより大幅な減少となり、この結果、春季賃上げ争議における争議行為をともなう争議は、春闘特別集計開始（一九六〇年）以来の最低水準となった（第67表）。年間争議に占める春季賃上げ争議の割合をみると、総争議では件数で一八・三%、総参加人員で三七・一%、また、争議行為をともなう争議では件数で一九・三%、行為参加人員で一七・七%となり、前年に比べ大幅に低下した。これを争議の形態別にみると、「半日以上の同盟罷業」は、件数で四五・一%、行為参加人員で五八・二%、労働損失日数で四六・一%と、前年に比べ低下したものの約半数が春闘時に集中している。

産業別にみた争議

一九八四年中の労働争議を産業別にみると、件数、行為参加人員は公務（二四五七件、九二万七〇〇〇人）、サービス業（五〇八件、三四万八〇〇〇人）、労働損失日数は製造業（一五万九〇〇〇日）、運輸・通信業（一四万三〇〇〇日）で多い。これを前年と比べると、ほとんどの産業で減少しており、件数、行為参加人員については公務（三三九件減、一〇万人減）、製造業（一八一件減、三万七〇〇〇人減）で、労働損失日数については昨年増加した運輸・通信業での減少（七万八〇〇〇日）が大きい（第68表）。

規模別にみた争議

民営企業について争議行為をともなう争議の発生企業数をみると二一五二企業で、その行為参加人員は三二万八〇〇〇人、前年に比べてそれぞれ七・六%（一七八企業）、一七・五%（六万九〇〇〇人）の減少となっている。これを企業規模別にみると、すべての規模で発生企業数、行為参加人員、労働損失日数とも減少しているが、とりわけ一〇〇〇人

第 67 表　春季賃上げ争議の推移とその年間労働争議に占める割合

年	総争議		争議行為をともなう争議								
			計		半日以上の同盟罷業			半日未満の同盟罷業		怠業	
	件数	総参加人員	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員	労働損失日数	件数	行為参加人員	件数	行為参加人員
春季賃上げ争議											
	件	千人	件	千人	件	千人	千日	件	千人	件	千人
1980年	2,952 (12.8)	3,415 (23.2)	2,860 (13.6)	1,410 (38.3)	717 (8.0)	449 (35.5)	652 (18.3)	2,444 (16.0)	1,077 (43.7)	22 (△47.6)	10 (134.6)
1981	1,947 (△34.0)	2,676 (△21.6)	1,854 (△35.2)	630 (△55.3)	556 (△22.5)	171 (△61.8)	341 (△47.6)	1,532 (△37.3)	522 (△51.5)	9 (△51.9)	1 (△94.4)
1982	2,272 (16.7)	2,088 (△21.9)	2,175 (17.3)	667 (5.9)	494 (△11.2)	129 (△24.5)	301 (△11.9)	1,870 (22.1)	584 (12.0)	19 (111.1)	1 (△48.3)
1983	2,061 (△ 9.3)	2,022 (△ 3.2)	1,986 (△ 8.7)	610 (△ 8.5)	496 (0.4)	148 (14.4)	299 (△ 0.7)	1,689 (△ 9.7)	505 (△13.6)	8 (△57.9)	1 (△16.0)
1984	822 (△60.1)	1,354 (△33.0)	743 (△62.6)	280 (△54.1)	268 (△46.0)	90 (△39.1)	163 (△45.4)	594 (△64.8)	218 (△56.8)	5 (△37.5)	1 (△32.8)
年間労働争議に占める割合（%）											
1980年	67.5	62.6	76.5	79.8	63.3	79.7	65.0	80.4	79.4	59.5	89.6
1981	25.4	25.7	26.4	21.6	58.5	69.4	62.9	23.8	19.0	31.0	19.0
1982	30.4	39.0	32.1	28.0	52.5	60.0	56.2	30.3	26.1	65.5	36.6
1983	37.1	49.8	41.3	34.4	55.8	66.3	59.2	39.8	31.4	36.4	50.8
1984	18.3	37.1	19.3	17.7	45.1	58.2	46.1	17.1	14.9	38.5	9.4

〔備考〕 1) 春季賃上げ争議とは，2～5月に発生し，要求項目に「賃金増額」をふくむ争議をいう。
2) ( ) 内の数字は対前年増減率（%）。
3) 表中の行為形態のほかに「作業所閉鎖」，「その他」があるが，それらの数値は総争議および争議行為をともなう争議の計にふくまれている。
4) 争議行為をともなう争議で，2以上の行為形態をともなう争議（たとえば，「半日未満の同盟罷業」から「半日以上の同盟罷業」に移行した場合など）は，それぞれの形態で計上してあるので形態別合計と計の数字とは一致しないことがある。
5) 第60表に同じ。

第 68 表　産業別争議行為をともなう争議の件数，行為参加人員および労働損失日数

産業	件数			行為参加人員			労働損失日数		
	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差
	件	件	件	千人	千人	千人	千日	千日	千日
全産業	4,814	3,855	△ 959	1,773	1,585	△ 188	507	354	△ 153
鉱業	9	11	△ 2	11	3	△ 9	15	1	△ 14
建設業	61	53	△ 8	29	25	△ 4	24	6	△ 17
製造業	666	485	△ 181	149	112	△ 37	188	159	△ 29
卸売業，小売業	51	41	△ 10	9	4	△ 5	7	4	△ 3
金融・保険業，不動産業	42	15	△ 27	17	9	△ 8	6	0	△ 6
運輸・通信業	284	157	△ 127	125	126	0	221	143	△ 78
電気・ガス・水道・熱供給業	244	125	△ 119	41	31	△ 10	1	1	△ 0
サービス業	655	508	△ 147	358	348	△ 10	38	40	2
公務	2,796	2,457	△ 339	1,027	927	△ 100	6	0	△ 5
その他	6	3	△ 3	6	2	△ 5	2	0	△ 1

〔備考〕 1) 「その他」とは農業，林業，狩猟業，漁業，水産養殖業および分類不能の産業をいう。
2) 表中の労働損失日数は，「半日以上の同盟罷業」と「作業所閉鎖」による労働損失日数である。
3) 第60表に同じ。

第 69 表　企業規模別争議行為をともなう争議の企業数，行為参加人員および労働損失日数（民営企業のみ）

企業規模	企業数			行為参加人員			労働損失日数		
	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差
				千人	千人	千人	千日	千日	千日
計	2,330	2,152	△ 178 (△ 7.6)	398	328	△ 69 (△17.5)	494	345	△ 149 (△30.2)
1,000人以上	330	286	△ 44 (△13.3)	178	129	△ 48 (△27.2)	147	82	△ 65 (△43.9)
300～999 人	431	380	△ 51 (△11.8)	99	85	△ 14 (△14.5)	156	120	△ 36 (△23.1)
100～299 人	694	617	△ 77 (△11.1)	68	56	△ 13 (△18.7)	89	64	△ 25 (△28.0)
99 人以下	824	804	△ 20 (△ 2.4)	25	23	△18.7 (△10.4)	51	39	△ 11 (△22.5)

〔備考〕 1) 企業規模の「不明」などがあるため，計と規模別の累計とは一致しないことがある。
2) ( ) 内は対前年増減率（%）。
3) 第60表に同じ。

第 70 表　主要団体，争議行為をともなう争議の行為形態別
行為参加人員および労働損失日数

主要団体	争議行為をともなう争議 全体の行為参加人員			半日以上の同盟罷業 行為参加人員			半日以上の同盟罷業 労働損失日数			半日未満の同盟罷業 行為参加人員		
	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差	1983年	1984年	対前年増減差
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千日	千日	千日	千人	千人	千人
計	1,773	1,585	△188 (△10.6)	223	155	△ 68 (△30.6)	504	354	△150 (△29.8)	1,606	1,461	△145 (△9.1)
総評	1,638	1,488	△150 (△9.2)	155	106	△ 49 (△31.7)	371	240	△132 (△35.4)	1,518	1,398	△121 (△8.0)
同盟	16	10	△ 7 (41.6)	13	8	△ 6 (△42.1)	19	13	△ 6 (△32.4)	8	2	△ 6 (△76.8)
新産別	6	2	△ 5 (△70.4)	6	2	△ 4 (△69.3)	17	13	△ 5 (△28.4)	2	1	△ 1 (△43.5)
中立労連	10	10	△ 0 (△4.8)	4	5	0 (△6.7)	8	11	4 (47.4)	8	6	△ 2 (△26.7)
その他	102	76	△ 26 (△25.6)	45	35	△ 10 (△21.7)	89	77	△ 10 (△12.7)	70	55	△ 15 (△22.1)

〔備考〕 1) 「その他」には，総評，同盟，新産別，中立労連に加盟していない労働組合がすべてふくまれる。
2) 対前年増減差の( )内は対前年増減率（%）。
3) 表中の行為形態のほかに「作業所閉鎖」，「怠業」，「その他」があるが，全体の行為参加人員にはそれらの行為参加人員がふくまれる。
4) 争議行為をともなう争議で，2以上の行為形態をともなう争議（たとえば，「半日未満の同盟罷業」から「半日以上の同盟罷業」に移行した場合など）は，それぞれの形態で計上してあるので形態別合計と計の数字とは一致しないことがある。
5) 第60表に同じ。

以上規模でそれぞれ一三・三%減（四四企業減）、二七・二%減（四万八〇〇〇人減）、四三・九%減（六万五〇〇〇日）の大幅減少となっている（第69表）。

上部団体別にみた争議　争議行為をともなう争議を上部団体別にみると、行為参加人員では総評が一四八万八〇〇〇人で全体の九割以上を占めており、同盟、中立労連がそれにつづいている。また、「半日以上の同盟罷業」にともなう労働損失日数では、総評が二四万日で全体の六七・八%、次いで同盟、新産別となっている。これを前年と比べると、行為参加人員は各団体とも減少、「半日以上の同盟罷業」も中立労連を除いて減少している（第70表）。

要求別にみた争議　主要要求事項別の状況をみると、六九・七%の争議（三一二件）が「賃金増額」を要求しており、次いで「臨時給与金」要求が一二一・三%（五五二件）、「その他の経営および人事」要求が三一・八%（一六八件）となっている。これを前年と比べると、「退職手当」（一〇件増）、「労働協約の効力」（六件増）などの要求以外は、ほとんどの要求事項で減少している（第71表）。また、政治スト、支援ストなどは、公務員関係の労働争議が減少したことなどから、前年にひきつづき、さらに減少した。

争議の解決状況　一九八四年の労働争議四四八〇件のうち八四年中に解決したものは四三一件（九六・七%）であった。これを解決方法別にみると、労使直接交渉によるものが一〇六九件（解決件数の二四・七%）、第三者関与により解決したものが二四三件（同五・六%）、その他（解決扱い）が三〇四七件

第 71 表　労働争議の主要要求事項別件数

（単位：件）

主要要求事項	1983年	1984年	対前年増減差
総争議件数	5,562 (100.0)	4,480 (100.0)	△ 1,082 (△19.5)
組合保障および労働協約	317 (5.7)	226 (5.0)	△ 91 (△28.7)
組合保障および組合活動	240 (4.3)	175 (3.9)	△ 65 (△27.1)
労働協約の締結および改訂	66 (1.2)	38 (0.8)	△ 28 (△42.4)
労働協約の効力	14 (0.3)	20 (0.4)	6 (42.9)
賃金および手当	4,976 (89.5)	3,680 (82.1)	△ 1,296 (△26.0)
賃金増額	4,375 (78.7)	3,122 (69.7)	△ 1,253 (△28.6)
臨時給与金	672 (12.1)	552 (12.3)	△ 120 (△17.9)
退職手当	48 (0.9)	58 (1.3)	10 (20.8)
その他の賃金・手当	129 (2.3)	85 (1.9)	△ 44 (△34.1)
賃金以外の労働条件	200 (3.6)	131 (2.9)	△ 69 (△34.5)
労働時間の変更	22 (0.4)	25 (0.6)	3 (13.6)
休日・休暇	29 (0.5)	24 (0.5)	△ 5 (△17.2)
その他の労働条件	149 (2.7)	83 (1.9)	△ 66 (△44.3)
経営および人事	444 (8.0)	303 (6.8)	△ 141 (△31.8)
解雇反対・被解雇者の復職	127 (2.3)	109 (2.4)	△ 18 (△14.2)
事業の休廃止・操業短縮	40 (0.7)	42 (0.9)	2 (5.0)
その他の経営および人事	290 (5.2)	168 (3.8)	△ 122 (△42.1)
その他	2,891 (52.0)	2,681 (59.8)	△ 210 (△ 7.3)

〔備考〕 1)　1労働争議につき，労働者側から提出された要求のうち主なもの2つまで（1つの場合は1つ）を，全体で14の要求事項の項目のなかから選び，主要要求事項として取り上げている。

2)　「組合保障および労働協約」，「賃金および手当」などの各区分の数値は，1労働争議につき2つの主要要求事項があり，その2つの主要要求事項がともに各区分内にある場合，重複を除いて1件として計上することとしているので，各区分内の項目の合計とは一致しないことがある。

3)　上記1)，2)から，総争議件数と，主要要求事項の各区分の計とは一致しないことがある。

4)　1983年，1984年の(　)内は総争議件数にたいする主要要求事項の割合(%)。

5)　対前年増減差の(　)内は対前年増減率。

6)　第60表に同じ。

（七〇・四%）で、前年に比べると、労使直接交渉、第三者関与によるものの割合が低下し、その他（解決扱い）が増加している。なお、第三者関与により解決したものの内訳をみると、労働委員会によるあっせんがもっとも多くなっている（第72表）。労働争議の解決件数を継続期間（争議開始から解決にいたるまでの期間）別にみると、五日以下で解決した労働争議は二九三五件（解決件数の六七・八%）で、前年にひきつづき、さらにその割合が増加している。これを主要要求事項別にみると、「賃金および手当関係」にかんする要求は、七〇・八%が五日以下という比較的短期間で解決をみているのにたいして、「組合保障および労働協約」「賃金以外の労働条件」「経営および人事」にかんする要求は、半数近くが三一日以上となっている。

【参考資料】 (1)労働省労政局『労働協約等実態調査報告書』（一九八四

第 72 表　労働争議の解決状況

（単位：件）

年	総争議 件数	解決または解決扱い									翌年への繰越し件数
			解決							その他（解決扱い）	
			労使直接交渉		第三者関与						
				うち第三者関与有り		うち労働委員会関与					
							あっせん	調停	仲裁		
1983年	5,562	5,406 (100.0)	1,401 (25.9)	204 (3.8)	353 (6.5)	315 (5.8)	292 (5.4)	20 (0.4)	3 (0.1)	3,652 (67.6)	156
1984	4,480	4,331 (100.0)	1,069 (24.7)	183 (4.2)	243 (5.6)	213 (4.9)	204 (4.7)	6 (0.1)	3 (0.1)	3,047 (70.4)	149

〔備考〕 1)　(　)内は構成比（%）

2)「その他（解決扱い）」には，労働争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議（たとえば，政治スト，支援ストなどもここに区分される），解決の事情が明らかでないような労働争議などがふくまれる。

3)「労使直接交渉」のうち「うち第三者関与有り」とは，労使の直接交渉にもとづいて解決したものであるが，その経過において，あっせんや調停などを第三者にゆだねたことのあるものをいう。

4)　第60表に同じ。

年九月)、(2)労働大臣官房政策調査部『昭和五九年労使コミュニケーション調査結果速報』（一九八五年三月)、(3)日本生産性本部『「雇用安定、労使協議制、公正配分」の現状について』（一九八五年三月)、(4)労働大臣官房政策調査部『昭和五九年労働争議統計調査年報告』（一九八五年六月）

Ⅳ 賃金闘争

概要□八四年秋季年末闘争――八五年春季闘争――労働者諸団体の春闘態勢／労働諸団体の春闘白書／八四年春闘諸要求とその特徴／春闘前段のとりくみ／春闘の本格的展開／同盟の賃金闘争／八五年春闘妥結状況／八五年春闘総括

概要

一、八四年秋季闘争は、中曽根首相再選の過程で二階堂擁立劇が起こるなど、波乱に満ちた政治情勢を背景に闘われ、前年同様、人勧問題が焦点となった。

一、八四年年末一時金妥結額は、労働省調べで五七万五五七七円で、伸び率は五・二%となり、四年連続して減少していた伸び率が低下傾向を脱して増加に転じた。

一、八五年春闘は、日本経済が石油ショック以降ひさびさの景気の拡大傾向を示すなかで進められたが、「生産性基準原理」を強く押し出す経営側の姿勢にはきわめて強硬なものがあった。

一、八五春闘では、労働四団体と全民労協による賃金闘争連絡会が前年にひきつづき組織され七%以上という統一要求を作成し、運動面でも連携の要としての役割を目指した努力がなされた。

一、全民労協の連合体移行問題は春闘と並行して具体化されようとしている。NTTや日本たばこ産業株式会社などの発足による民間企業の比重の増大という状況のなかで、労戦統一問題ともからみ、春闘にも微妙な影響をあたえた。

一、統一労組懇は右翼的再編反対の立場に立つ他組合と共同で、三月三一日に今春闘最大規模の八万人の春闘決起集会を開催した。

一、金属労協を中心とする民間大手にたいし、四月一〇日、集中的に回答がなされた。鉄鋼が九〇〇〇円、三・八七%、電機大手が五・五%。全体的には前年実績にある程度上積みしたものとなっている。JC間の格差は前年とくらべると縮小したことが特徴であった。

一、私鉄大手は四年連続のストなし解決となった。大手一三組合平均一万二五〇〇円、五・七一%で妥結した。

一、四・一七統一ストは、公労協は中止、公務員共闘は実施した。公務員共闘は政労交渉が初めて実現できないという局面をむかえ、闘い方について問題を残した。

一、八五年春闘の賃上げ妥結結果は、労働省調べで、妥結額一万八七一円、賃上げ率五・〇三%(前年九三五四円、四・四六%)で前年を若干上回った。

一、労働側の春闘総括は、いちように「不満足なもの」との評価を下した。しかし、全民労協の内部では「まあまあの結果」とする意見もみられた。運動については、総評、同盟とも賃金闘争連絡会の役割を高く評価した。また、統一労組懇はその賃闘への独自のとりくみを「善戦健闘」と評した。

1 八四年秋季年末闘争

総評の秋季年末闘争方針

総評は、八四年七月の定期大会で秋季闘争方針大綱として、①時短を中心とする総合労働条件確立の闘い、②教育改革闘争のとりくみ、③反戦・平和闘争、④医療・年金を軸とした社会保障闘争の強化、⑤予算要求闘争などを中心課題とした方針を決定した。その後、九月二七日の第一回拡大評議会で「秋年闘争方針」を決めた。方針のなかでは、つぎの課題が主要な柱として提起された。

1 一〇月を時短月間とし、全組合が秋期闘争において時短闘争にとり組む。闘争目標としては、三大連休の実現—年末年始休暇七日、太陽と緑の週(四月二九日～五月五日)、夏休み七日の三大連休を協約闘争、法改正、年次有給休暇取得の組み合せで実現する。

2 今後一年間にわたり①核保有国の核軍縮、②非核三原則の堅持、③平和憲法改悪阻止、④軍事費の削減、⑤被爆者援護法の制定などを目標に、全国各地で有効かつ可能な行動を展開する。

3 人勧完全実施の闘いを展開、公労協をも含めた全労働者の闘いとしてとりくむ。この闘いとともに反行革闘争を国民生活の防衛・改善をめざす闘いと結合させてすすめる。また、教育改革闘争は「臨教審反対、みんなで教育改革を」の基本姿勢を堅持しつつ、運動の強化発展をめざす。

4 軍事費を聖域化した社会保障、福祉予算切りすての六〇年度予算案に

対する対政府交渉の強化、通常国会での年金改悪阻止闘争の展開。
5　実効ある男女雇用平等法を実現する。労働四団体・全民労協間の統一してとりくむ態勢の強化、野党共闘の確立等のため、一一月一日から一二月三一日までの二カ月を「婦人の働く権利を確立する運動」強化月間として設定して、集中的なとりくみを行う。雇用保障闘争に関して当面、パート、派遣労働問題のとりくみを強化する。

同盟の「八四国民生活を豊かにする運動」方針

同盟は、七月一二日の第五八回中央評議会の方針決定をうけ、七月二六日の執行評議会で「八四国民生活を豊かにする同盟の運動」を決定した。方針の要旨はつぎのとおり。

1　地方行革の取り組みを強化し、「地方の臨調」的審議機関の設置を求め、労働組合の参画をはかっていくなど、地方における行革推進運動の定着をはかる。
2　時短については、時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得を中心に取り組むとともに、「太陽と緑の週」（四月二九日～五月五日）の連続休暇の法制定を求める。
3　人勧完全実施にむけ、同盟独自、あるいは他の労働団体とも政労交渉を展開する。
4　予算編成については一律マイナスシーリングはさけ、社会保障、国民生活に直結する分野については実質水準を確保するよう要求。

全民労協の方針

全民労協は、六月二〇日、三役会議で「五九～六〇年度政策制度要求と提言」を決定し、政府・各省庁、各政党への申し入れをおこなうことを確認した。「要求と提言」は以下のとおり。

1　経済運営について
実質経済成長率五%程度の実現、五九年度消費者物価上昇率を二%程度にし、完全失業率を二%以下にすること。
2　昭和六〇年度予算編成について
増税なき財政再建を基本とし、社会保障関係費などは別として、防衛費など聖域を設けることなく歳出の思い切った削減を行うこと。
3　産業安定と雇用対策について
MEなどへの対応のため、中央・地方に政・労・使・学識経験者による合意形成の場を整備すること、また、労働時間を欧米先進国なみの水準とするよう早急に労基法を改正すること。
4　税制改革・減税の実施
不公平税制の是正と減税を実施すること。
5　高齢化社会への総合的政策の確立
厚生年金、船員保険と国民年金の統合・一元化については新たな給付水準の設定と負担のバランス、制度設計上の歪みの見直しを中心に改善すること。医療制度については老人保険制度の育成、診療・報酬体系、薬価基準と算定方式の見直しなど抜本的改革を行うこと。

統一労組懇の方針

統一労組懇は、九月一一～一二日の全国代表者会議で秋季年末闘争の方針を決めた。方針の要点は以下のとおり。①政府予算編成および通常国会予算審議にむけて、国民生活擁護の課題を前面にかかげ、国民世論喚起、対政府要求署名行動を軸に全国的レベルの行動をおこなう。②要求署名の主要項目は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実」「医療費本人一〇割給付復活、年金保険料引き上げ反対」「労基法改悪反対」「自治体むけ政府予算削減反対」「人勧完全実施」などである。③とりくみとしては、一〇月一六日～一二月中旬まで四次にわたる統一行動を展開、中央では集会、各省交渉をおこなうとしている。

公務員共闘一〇・二六統一スト

公務員共闘の秋季年末闘争は、八四年八月一〇日の人事院勧告（平均一万五五四一円、六・四四%）の完全実施を中心目標に進められた。まず九月一七～二四日、地方において集会、デモ、要請行

動を〝連鎖動員行動〟としておこない、さらに、九月二五日～一〇月一日にはその一環として国会周辺で集会を実施し、関係省庁にたいして人勧完全実施の要請をおこなった。つづいて、一〇月二日、明治公園において、秋闘第一波中央行動として中央集会を開催、約一万八〇〇〇人の組合員を結集した。集会後、公務員共闘は総務庁、大蔵省、労働省と会見、交渉をおこなったが、人勧についての政府回答は具体的に示されなかった。

公務員共闘は、その後も大衆行動を背景に対政府要請行動を展開、一〇月一八～一九日には、第二波中央動員を実施、明治公園で一万七〇〇〇人の中央集会を開き、関係省庁に請願行動をおこなった。

その間、総評も、一〇月一二日、真柄事務局長らが坂本労相と会見、人勧の早期完全実施、労基法研究会中間報告は容認できないなどを申し入れた。また、同日、藤波官房長官にも社会党議員とともに申し入れをおこなった。一方、同盟も、一〇月一六日に後藤田総務庁長官と会見、人勧完全実施、「太陽と緑の週」休暇制度実現などを申し入れた。

一〇月一九日、労働四団体、公務員共闘、全官公の代表は藤波官房長官、坂本労相、後藤田総務庁官と会見、人勧の完全実施について「月内、できれば二四～二五日までに回答してほしい。政府の対応によっては、再びＩＬＯの場できびしい対応をせざるをえない。昨年のような給与表の作り替えはしないでほしい」と要請した。しかし、政府側から明確な回答を得ることはできなかった。

一〇月二五日、公務員共闘は総務庁長官と会見したが、人勧の内容、閣議決定の時期についての具体的な回答は得られなかった。その

閣議、平均三・四％内に決定　労働団体や公務員共闘の人勧申し入れが波状的につづき、公務員共闘の時限ストが実施されるという状況のなかで、人勧問題はヤマ場を迎えた。一〇月三一日早朝、藤波官房長官をはじめとする政府側と総評、同盟など労働四団体、公務員共闘、全官公の代表との会談が開かれた。政府側は「完全実施は非常にきびしい。今日中に給与関係閣僚会議を開いて最終決定するので、ご理解願いたい」と述べた。同日、政府は、給与関係閣僚会議を開き、本年四月一日より平均三・四％内の給与改訂をおこなう、来年度以降は給与改訂後の官民格差が少なくとも本年度程度縮小されるよう努力するとの態度を決め、午後の持回り閣議で正式決定した。

この政府決定にたいして、同日、公務員共闘は、「使用者責任を放棄し、労使の信頼関係までも破壊する中曽根内閣にきびしく抗議する」との声明を発表した。総評は真柄事務局長談話で、同盟は田中書記長談話において、政府の態度を遺憾とすると述べた。社会、公明、共産、民社各党も完全実施を求めるなどの態度を表明した。また、人事院総裁も「勧告の内容と異なる結論に至ったことはきわめて遺憾である」との談話を発表した。

公務員共闘は、ＩＬＯ結社の自由委による人勧不実施の日本政府の態度を批判した報告などを援用して、一一月二〇日、「三・四％内閣議決定にたいする公務員共闘の見解」をとりまとめ、総評主催の春闘討論会（一一月二六～二七日）で公表した。「見解」は、今回

の閣議決定について①労働基本権の「代償措置」たる人勧制度の無視は憲法に違反する、②ＩＬＯ勧告にも違背し、国際基準からみて「代償措置」の要求さえ満たしていない人勧制度であるが、その勧告さえ完全に実施しないのは、不法、不当である、と主張していた。

公務員共闘、全官公とも一二月の通常国会に向けて、集団要請行動、請願署名活動、中央行動などを野党とも連携して活発に展開した。都労連は、一一月三〇日、人勧完全実施を要求する時限スト（一時間）をおこなった。

給与法案は一二月一二日国会へ提出され、一九日衆院通過、二一日参院本会議で原案どおり可決、成立した。なお、二〇日、公務員共闘は社公民共同修正案の実現をめざし、秋闘第五波中央行動をおこなった。

年末一時金闘争

八四年度の年末一時金闘争は、全日通がストに入った直後妥結するなどしたほかは、民間大手ではおおむねストを回避して妥結した。電機労連大手一二組合平均年間五・五六カ月（前年五・四四カ月）、一一月八日妥結、電力労連、一一月一五日に年間一一七万円（前年一一二万二〇〇〇円）で妥結、をはじめ一一月から一二月初めにかけて多くの組合で妥結をみた。全体として、前年とくらべ妥結額が上昇した組合が多かった。これは、八四春闘賃上げ額の水準が低位平準化傾向にあったことにたいする経営側の若干の配慮の反映ともみられるが、同時に日本経済の拡大基調を原動力とした企業経営の好転が背景にあった。

年末一時金妥結状況

労働省調べによる民間主要企業の年末一時金妥結状況（加重平均）は第73表のとおりである。

妥結額平均は、五七万五五七七円と前年（五四万七二五七円）を二万八三二〇円上回った。対前年伸び率は五・二%となり、伸び率としては、七六年以降の最低であった前年末（五・七%）とはうってかわり、増勢に転じた。

産業別に妥結額をみると、高いのは、新聞・放送（八二万五三一八円）で、証券（七三万七〇六九円）、水産・食料品（七三万六四六八円）、卸・小売（六四万五四六四円）とつづいている。反対にもっとも低いのは、鉱山（四二万七九〇一円）で、つぎに、繊維（四五万八七四二円）、電線（四七万二三〇七円）、車両（四八万八〇一〇円）という順になっている。また、対前年伸び率が高い産業は、紙・パルプ（一一・九%）、化学（九・二%）、繊維（八・四%）、ゴム製品（七・五%）などであり、低い産業は、マイナスを記録した鉄鋼、セメントなどであった。

同じく労働省調べで年間臨給実施状況をみると、年間臨給実施企業は一六九社で実施率五八・九%である。前年年末（一六五社、五七・三%）を一・六ポイントほど上回り、七四年に実施率が底についで以来ではもっとも高い水準を記録した。これを実施形態別にみると、夏冬型が相変わらず一番多く一〇五社で年間臨給実施企業の六二・一%を占めている。つぎに冬夏型が多く五八社、三四・三%となっている。

第73表　1984年民間主要企業年末一時金要求・妥結状況（加重平均）

産業	集計企業数	平均年齢	妥結額	対前年伸び率	1983年 妥結額	1983年 対前年伸び率
	社	歳	円	%	円	%
1 鉱山	10	40.3	427,901	3.9	411,882	1.8
2 水産・食料品	19	37.5	736,468	3.6	714,069	3.1
3 繊維	22	33.9	458,742	8.4	420,498	3.9
4 紙・パルプ	12	38.4	586,109	11.9	523,558	11.4
5 印刷	3	31.9	534,425	2.8	520,024	5.5
6 化学	49	36.0	628,445	9.2	575,762	5.7
7 石油製品	8	35.9	533,623	5.8	508,217	8.1
8 ゴム製品	4	37.2	539,914	7.5	502,200	△ 0.5
9 セメント	5	38.6	497,914	△ 0.1	498,324	△ 1.5
10 鉄鋼	15	38.3	496,170	△ 0.4	497,893	△ 1.8
11 電線	6	35.8	472,307	4.9	450,114	3.1
12 機械金属	29	36.2	570,919	4.8	544,799	0.8
13 電気機器	28	32.9	570,084	6.4	535,846	3.4
14 造船	7	38.9	515,022	7.5	479,112	0.2
15 車両	2	38.9	488,010	4.2	468,129	△ 6.0
16 自動車	9	34.1	621,670	3.7	599,241	2.2
17 卸・小売	19	29.9	645,464	3.7	622,361	△ 2.0
18 証券	4	28.4	737,069	0.1	736,316	30.9
19 陸運	18	39.7	582,050	4.2	558,738	3.6
20 新聞・放送	6	39.3	825,318	4.3	801,963	4.4
21 電力	9	34.2	585,000	4.3	561,000	4.1
22 ガス	3	36.7	591,331	6.3	556,449	6.4
平均	287	35.3	575,577	5.2	547,257	2.7

〔備考〕 1) 調査対象企業は，原則として，東証または大証一部上場企業のうち，資本金200億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のあるもの288社である。なお，12月21日現在，1社の妥結見通しがたたなかったため，287社を集計対象企業とした。

2) 対前年伸び率は，集計企業のうち，前年と比較のできる同一企業について伸び率を算出したものであり，今回の集計企業の妥結額と83年の妥結額を比較した伸び率とは必ずしも一致しない。

3) △は減。

4) 労働省労政局労働組合課調べ。

2　八五年春季闘争

八五年春闘の背景

八五年春闘は、電電公社、専売公社の民営化が実施段階に入り、国会では、年金法改正、防衛費突出問題などが焦点となり、国鉄の分割・民営化が行革のひとつの中心課題となるという政治情勢のもとで展開した。経済的にはアメリカの景気回復を背景とした外需拡大に主として依拠しつつも、景気は順調に回復し、日本経済が拡大基調にあった。この客観情勢を生かし、八〇年代後半の賃闘の新しいパターンをつくりうるか否かが、労働側の課題であった。

1　労働諸団体の春闘態勢

国民春闘共闘会議発足

総評、中立労連、一部純中立で構成する八五国民春闘共闘会議は、八四年一一月一日、東京で発足総会を開き、春闘に向けての「基本構想」を確認した。その要旨はつぎのとおり。

(1)　来春闘をめぐる情勢は「インフレと停滞に振り回された時代から次の新たな中成長を展望しうる時代へと移行する節目」である。来春闘では賃上げによる内需拡大を実現し、持続的成長への道を切り開くと同時に、石油危機以来十年間の停滞を脱して「向上と前進に向けた第一歩としなければならない」。

(2)　賃上げと同時に、労働時間短縮を重視し、来春闘を「時短春闘の第一年次」と位置づける。「時短をめざす運動の大きなうねりをつくり出すことは、これまでの陰うつな冬の時代の運動から、二十一世紀へ向けての明るい労働の世界をめざす運動へと、再生していく道筋とも合致している」。

(3)　社会的格差の是正のため、これまでのように大手と中小の格差だけでなく地域間の格差にも目を向け、「最低賃金制闘争や地域生活圏の形成など、地域生活諸制度を守り発展させていく闘いに力を注ぐ」。

さらに、政府に対しては、軍事優先、福祉切り捨ての縮小経済政策から積極経済政策への転換を求め、労働四団体で合意した一兆五百億円の減税実施などを強く求めていく。

(4)　闘い方では、労働四団体と全民労協との共闘を最重視し、賃上げ要求も労働団体間での討議を続け、共通の統一要求基準を設定する。

(5)　時短闘争の目標は、①残業時間の規制と時間外割増し賃金率の増加、②全労働者の完全週休二日制、週四十時間労働、③四月末から五月初め、夏休み、年末年始のそれぞれ一週間を休暇とする大型連休を軸に、年間総実労働時間を二千時間以内とする。

賃金闘争連絡会、七%以上要求

総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と全民労協で構成する「八五賃闘連絡会」は、一一月二一日の五団体の申し合せのとおり八四年一二月四日に発足した。これで賃金闘争連絡会は八四賃闘につづき二度目となった。

連絡会設置の目的は、労働側の不協和音を表面化させず、統一要求をまとめることで、その結束と団結を誇示しようとするところにあった。このため、各団体は連絡会の統一要求発表以前には、具体的要求の公表は差し控えるようにした。一一月二一日以降、要求は

ほぼ「七%以上」という線に固まりつつあった。ただ、総評内部には、これでは低すぎるという声もあり、若干の紛糾をきたした。しかし、結局「七%以上」という一致点で連絡会は発足することとなった。

連絡会は一二月四日の「八五賃金闘争連絡会の確認事項」(『八五国民春闘情報』八四年一二月一七日)で経済情勢についてつぎのような分析をおこなった。

① 八四年度の実質成長率が五%台に乗ることは確実になった。経営側が主張してきた低成長論は事実をもって粉砕され、わが国経済は新たな成長段階に入っている。

② とはいえ、個人消費は停滞し、わが国経済は輸出依存型から脱却していない。それは、成長に対する不安定要因となっており、とくに、アメリカ経済の成長率鈍化が予想される八五年度においては、実質可処分所得を引き上げ、個人消費を拡大することによって経済の均衡を回復し、中成長路線を安定させる必要がある。

③ 八四年度における企業業績は、全体として、空前の好収益となることが確実であり、企業段階においても賃上げを抑制すべき理由は存在しない。

そして要求の基本的立場として、以下のような見地を明らかにした。

① 第一次石油危機以後、実質賃金、実質可処分所得の伸びは、経済成長に比べて著しく立ち遅れている。八五賃金闘争においては、このような情況を打破するに足る賃上げを実現し、新しい成長段階に対応する賃金闘争の幕開けとしなければならない。

② そのため、要求基準の設定にあたっては、これまでの物価+α方式を改め、われわれのめざす実質賃金の引き上げに重点をおく。

③ 一兆円を超える所得税・住民税減税を始めとする政策、制度要求の実現と合わせて実質可処分所得の増大、生活水準の向上をはかる。

こうした立場から、具体的には、賃上げ要求基準として「七%以上」、定昇は、賃金体系、運用方法など実態が多様であるので、各団体、産別、単組の自主的決定にゆだねる、などの方針を決定した。

同盟　同盟は、一一月二二日の執行評議会、一二月四日の中央評議会で賃闘方針案を協議し、賃上げ要求基準について確認した。そして、一二月二〇日の執行評議会で賃金白書(後述)を確認し、一月の大会で賃闘方針を最終決定した。

全民労協、金属労協　全民労協は、一二月五日の三役会議で賃上げ要求基準について確認、つづいて一二月一四日の代表者会議で「八五賃金闘争の基本方針」を決定し、一月一六日に闘争委員会と戦術委員会を発足させた。

金属労協は、一二月五日の三役会議で賃上げ要求基準につき確認し、一二月一三日の第二七回協議委員会で「一九八五年闘争の推進について」を決定した。

統一労組懇　統一労組懇は一二月四日、五日の両日、東京で八四年度臨時総会を開き、八五春闘方針を決めた。方針では主要単産の賃上げ自粛路線に対抗し、大幅賃上げ要求を提起するとともに、自民党政府の軍拡臨調路線との対決を前面に出した制度、政策闘争を展開するとした。

2　労働諸団体の春闘白書

八五国民春闘白書

八五国民春闘共闘会議は一二月一四日、総評会館で第二回総会を開き、八五国民春闘白書を発表した。

白書は、八五年の経済情勢について、過去一〇年にわたるインフレと低成長の時代から、新しい中成長を展望しうる局面に移行する段階と位置づけ、こうした新しい経済環境を現実のものとする鍵は、賃上げや生活基盤型公共投資による内需拡大にあるとし、賃上げが経済成長に従うのではなく、春闘が新しい経済局面をきりひらいていくという論理を強く打ち出している。

賃闘方針としては、「積極的な賃金の引き上げと内需拡大策が八五春闘において実現しなければ、内需を柱にした堅実な五%内外の中成長経済を創出することはできない」とし、この点で「八五春闘のあり方は持続的・質的成長の経済を確立させる鍵」であるとして、「七%以上」を要求基準として提出した。各産業、企業レベルにおける要求にかんしては、「自決体制を重視し、それぞれ実態などをふまえて独自に決定する」としている。

また白書は、労働時間の短縮について、単に狭い意味での労働条件の向上だけでなく、人々の新たな文化的・社会的欲求を生み出し、民主主義を定着、拡大させ、社会的・文化的進歩を実現していくうえで大きな源泉となるという見解を示し、技術革新の先頭を走り、高い生産性の向上を実現しているはずがないと主張した。

つぎに、総合的な生活防衛という八四春闘でも強調された視点から、社会保障、税制、教育政策、雇用政策などの制度的政策的要求の実現も、賃上げだけでは解決しえない今日的生活実態との関連では、「雇用の確保、定年制の延長」を掲げている。

同盟の賃金白書

一月の大会で決定された同盟の白書では、八三年以降の景気回復を「新たな中成長時代の幕開け」と積極的にとらえ、八五賃闘を「中成長元年」の賃闘と位置づけている。かつ、今後、日本経済が安定的に中成長に移行しうるかどうかも八五賃闘の成否にかかっていると八五春闘の役割を明らかにしている。

白書は、また、要求基準とそのとらえ方についてつぎのように述べている。

【同盟の要求基準と産別・単組の要求との関係(抜萃)】

われわれは、八五賃闘の課題を解決するために賃上げ要求基準を七%、一万四〇〇〇円とすることを決定した。

同盟の要求基準は、ナショナルセンターの立場に立って、わが国の全労働者が平均的に実現するべき賃上げ率、額を示すものである。一方、各産別・単組の平均賃金、個別賃金水準、産業・企業の実態は一様ではない。したがって、各産別・単組は、同盟要求の率または額を基準としつつ、格差是正の必要、定昇の取り扱い、個別賃金目標、産業・業種・企業の実態などを考慮し、自決体制を重視して、独自に要求を決定することが必要である。

つぎに、賃闘の長期的見通しとして「実質可処分所得を五割引き上げる」として、以下のような見解を表明した。

実質可処分所得の引き上げは、実質賃上げ目標の完全達成と消費者物価の抑制、減税などの経済政策要求の実現など総合的な生活向上の闘いの目標である。各年の賃金闘争においては実質可処分所得を一〇年間に五割引き上げることを展望しつつ、その年ごとの情勢を的確に把握し、その時点においてもっとも整合性のある経済政策要求と実質賃上げ要求を組み立て、その実現に全力をあげて実質可処分所得の増大をはからなければならない。

白書は、要求設定基準の設定について、「これまでの過年度消費者物価上昇率プラスα（実質賃上げ分）という方式から、われわれの目標とする実質賃金の引き上げを前面に打ち出す方式に、要求基準の重点を転換した」という見地を強調した。また、前年度議論となった定昇と賃上げの関連について、つぎのように分析を加えた。

この要求基準に定期昇給（定昇）を含めるかどうかについては各産別・単組の自主的決定にゆだねることとした。なぜならば、定昇の実態は、賃金体系や労働者構成などによって企業ごとに異なり、また、制度の有無や運用方法の違いもあり、定昇を要求基準に含めるかどうかを一律に規制することが困難な事情にあるからである。

しかし、ここでいう定昇は、現行賃金水準を維持するために必要な賃金体系上の定昇のことであり、賃金水準を引き上げるベースアップとは明確に区分されなければならない。したがって、定昇ないし定昇相当分はいかなる状況のもとにおいても必ず確保されなければならない。

また、白書は、賃金要求とともに、所得税、住民税をはじめとする一兆円規模の減税を要求しており、これにより実質可処分所得は〇・五%引き上げられることとなるとしている。

金属労協（IMF・JC）の白書

金属労協は一二月一三日、東京で協議委員会を開き、「八五年闘争の推進」（いわゆる白書）と題する八五賃闘方針を決めた。

方針は要求の基調についてつぎのように述べている。

一、回復をみせた日本経済の情勢を背景に、実質生活の向上を確実にするための賃上げ要求を行う。同時に消費、内需拡大によって安定的中成長軌道にのせる取り組みとする

一、要求基準の策定にあたっては国民経済との整合性あるものとし、雇用確保・拡大、インフレ抑制を重視しつつ実質賃金を引き上げるため、過年度消費者物価上昇率、生活向上分、定期昇給などを勘案して具体的要求を決定する。

一、日本経済が回復局面にあるとはいえ、産業企業の状況に跛行性のある実情も踏まえ、なによりもまず主体性をもった産別自決体制の強化を基本とし、大産別共闘としてのJC共闘の結束強化が図られ、全体としての水準引き上げの努力が可能となるよう要求基準の策定を図る。

そして具体的要求基準としては、七%基準、一万四〇〇〇円、程度とする。三五歳標準労働者の賃金は月額二四万五〇〇〇円めざし、各単産、単組の実情をふまえ設定。最低賃金一八歳一〇万八〇〇〇円以上、二五歳、一三万二〇〇〇円以上。

闘争方針としては、「集中決戦を基本」とし、「産別自決体制を強化しつつ相乗効果を高めるための戦略戦術展開をはかる」としており、全民労協の場を軸とした民間労組との共闘強化をうたっている。闘争日程としては、JC共闘の第一次統一交渉ゾーンを三月下旬に設定し、闘争の最大のヤマ場を四月上旬に求める方向で戦術を練るとしている。

全民労協の賃金闘争方針

全民労協は一二月一四日の代表者会議で八五賃闘基本方針を決めた。方針は経済情勢についてつぎのように規定している。

(1) わが国経済は、世界経済環境の好転を背景に、対米輸出の拡大と民間設備投資の活発化を主軸にして、新しい成長段階に入った。

八四年度の実質経済成長率は、政府の当初見通しの四・一%を大幅に上回り、五%台に乗ることは確実となった。

(2)　しかし、この成長の姿は正常なものとはいえない。経済収支の黒字が三三〇億ドルにも達するという過度な輸出依存によって維持されているからである。

第一に、このような国際収支の不均衡が日米・日欧間の貿易摩擦を一段とエスカレートさせ、対日批判を激化させることは必至である。

第二に、すでにアメリカ経済の成長も鈍化の様相をみせており、これ以上対米輸出の伸びに依存することは困難になってきている。

もはや内需の拡大をはかることとなしに、日本経済の均衡のある成長を維持していくことは不可能である。

こうした内需拡大の柱として消費支出の増大は不可欠とし、賃上げ要求として「七%以上」を提起した。また、要求方式についても実質賃金獲得に重点をおくという考え方を示し、「実質賃金の引き上げのためには、物価上昇分と定昇分の確保は当然の前提」という主張をおし出している。

具体的にはつぎのとおりである。

①　物価上昇分については、その一応の目安となる八四年度の消費者物価上昇率（対前年度比）を二・六%程度と見込む。

②　定昇分は年功賃金体系における現行水準の維持分にすぎないが、その実態は、極めて多様で、大きさなども画一的に扱うことは困難であるから、各加盟組織が自主的に対応する。

(3)　ここ数年の賃金格差拡大傾向に歯止めをかけ、賃金の社会的平準化をはかるため、次のとおり個別賃金水準の到達目標を設定する。

①　三五歳標準労働者賃金（高卒、勤続一七年）二四万一〇〇〇円

②　一八歳、高卒初任給一一万二〇〇〇円

3　八四年春闘諸要求とその特徴

春闘共闘、同盟、金属労協、全民労協、統一労組懇などの白書、方針等の発表ののち、これらをうけて各単産も、春闘諸要求、方針の提起をおこなった。ここでは諸要求とその特徴をみておこう。

賃上げ要求基準

八五春闘の賃上げ要求基準については、八五賃闘連絡会の「七%以上」という統一要求基準を軸に、春闘共闘会議と全民労協が「七%以上」、同盟と金属労協が「七%、一万四〇〇〇円」、新産別が「八%」という数字になった。なお、統一労組懇は一二月四～五日の臨時総会では、「大幅賃上げ」ということで額、率は明示しなかったが、その後、ほぼ前年並みの「おおむね三万円」という線を提起した。

各主要単産レベルの要求は、鉄鋼労連の一万三八〇〇円、五・九三%を下限に、造船重機一万三八〇〇円、五・九七%基準、私鉄総連九・七%、二万一〇〇〇円、海員組合一万九五一〇円、一〇・七%などであり、ほぼ六～一〇%のゾーンに入っている。ただ、金額的には新聞労連の三万円以上から造船重機の一万円（定昇別）までかなりの幅に広がった。全体としては前年比で平均一ポイント高くなった。

また、賃闘連絡会は前年と同じように、一八歳と三五歳の標準労働者の二つのポイント賃金目標を設定したが、他の労働団体と個別単産もそれにならい同一あるいはそれに準じた要求を提示した。

その他の諸要求　八五年春闘での政策制度要求は多岐にわたったが、なかでも時短問題、減税問題が重点課題としてとりくまれた（本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化と労働組合」およびⅡ―Ⅷ「政策・制度要求闘争」参照）。

4　春闘前段のとりくみ

日経連「労働問題研究委員会報告」　日経連は、一九八五年一月七日、東京、丸の内の東京会館で臨時総会を開催し、経営側の八五春闘指針ともいうべき「労働問題研究委員会報告」（本年鑑Ⅲ―Ⅳ「経営者団体の労働政策」参照）。

「報告」では、表面的にはベアゼロなどの強硬姿勢は姿を消したものの、経営側は、賃金については、あくまでも生産性基準原理で、また、年金をはじめとする政策的制度的要求にたいしては政府の行政改革を支持することにより、労働側と対抗し、おさえこんでいこうとする強い態度をくずしてはいなかった。

八五賃闘連絡会、日経連「報告」批判　労働四団体と全民労協で構成する八五賃金闘争連絡会は八五年一月一七日、同日、日経連が発表した「労働問題研究委員会報告」にたいし、内需主導型の中成長経済の定着化や、高齢化社会への具体的な対応について「経営者としての社会的責任を放棄するもので、勤労者、国民はもちろん、経営者自身にとっても破綻の道を選ぶことになる」と批判する見解を発表した。

賃闘連絡会は、まず日本経済が昨年来、力強い回復をみせ五％成長という新たな中成長の時代を迎えようとしていることを強調し、この景気回復を〝現象面〟のこととしている日経連の主張にたいし「インフレなき五％台の実質成長の実現は、わが国経済の潜在成長力が、日経連などが主張した三％程度のものでなかった」ことを事実をもって証明したと批判した。さらにアメリカ経済の八四年後半からの成長鈍化にともない日本の成長率も鈍化するとの見方について「輸出需要の鈍化を内需拡大で補えば五％台の成長は十分に可能」とし、不安定要因をふくむ輸出に頼らず、個人消費を中心とする内需拡大による均衡のとれた経済を持続させていくために、七％の賃上げはこの前提づくりになるとして、この要求の正当性を強調した。

そのうえで名目の平均賃上げ率を国民経済生産性の上昇率の範囲におさめるという生産性基準原理は「企業の利益を優先した賃上げ抑制だけを目的としたもの」とし、これが貫徹されれば内需を停滞させ日本経済を衰退させると批判し、経営者側の発想の転換を求めた。

労働四団体・全民労協、総決起集会　八五春闘を総労働態勢で闘おうと、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体と全民労協が主催する「闘う八五年、減税・時短・賃上げ要求実現総決起集会」が一月二九日、東京・日本武道館に一万八〇〇〇人を集めて開かれた。

春闘の本格的な闘いを前に、八五賃闘連絡会の結成などナショナルセンターの枠をこえたさまざまな共闘の動きがあるが、この日の集会は、昨年の経験を一歩進め、春闘前段から団体間の共同歩調を強めようとの構想によるものであった。労働四団体と全民労協はさ

らに三月下旬にも、共同の総決起集会を開き八五春闘に挑む態勢を確立することを確認していた。

5　春闘の本格的展開

春闘共闘会議、四月第二週にヤマ場設定

二月四日、春闘共闘会議は総評会館で第一回の戦術調整委員会を開き、八五春闘の進め方を協議した。

その結果、闘いの基調を、「従来の生活防衛的春闘パターンから脱却し、生活向上をめざす積極的な闘いを展開する」として〝守りから攻めの春闘再構築〟を強調した。とくに「月間主要組合の集中決戦と、流れ解散春闘にしないために中小単産、地域春闘の強化、拡大に全力をあげること」を再確認した。

真柄事務局長は、「労働者の生活の結束は昨年以上に進んでいる」と述べ春闘前段における減税、年金政府案反対などの生活制度闘争と時短闘争をうけて、三月中旬頃より、先行、ヤマ場、後段の三梯団方式による闘いを展開し、全体として四月決着をはかる考えを明らかにした。具体的には、①全組合は三月一五日までに要求提出を完了する、②先行組合の闘いは三月中旬からはじまる新聞労連などマスコミ共闘関係組合を中心に、回答指定日を三月中旬～四月二日頃とし、闘争集中期間を三月二九日～四月五日、とくに四月三日から四月五日を統一行動日として展開する、③民間主要組合を中心とする全民間組合の集中決戦期は、四月第二週を闘争ゾーンとし、春闘賃上げ相場の確立をめざす、民間未解決組合と、官公労組合は、春闘相場の最終的な確定をめざして、四月第三週と第四週を闘争ゾーンとし追いあげをはかる――など集中的、重層的な闘いを展開することとした。

一方、総評は、第七二回臨時大会を二月七、八日の両日、川崎市で開催した。大会のなかでは、八五春闘の基調として「これまでの防衛的な闘いから生活向上めざして反撃に転ずる」ことが強調された。同時に、「ストライキを立てて交渉して初めて労働者は使用者と対等になれる」との立場から「スト態勢」の重要性が強調された。

四月一〇日に集中回答日設定

金属労協は三月一三日の戦術委員会で賃闘の集中回答日を四月一〇日に設定した。全民労協はこれをうけて、三月一五日に闘争委員会を開き、四月一〇日の金属集中回答日を中心として四月第二週に集中決着をはかるとの方針を確認した。

春闘共闘会議は、三月一四日、東京で第三回総会を開き、先行する民間単産の闘いにひきつづき四月一〇日前後を集中決戦ゾーンとし、八五春闘最大のヤマ場とすることなどを確認した。

こうして、本年も前年と同じように、四月上旬集中決戦の構図ができあがった。しかし、各労働団体の前年春闘総括でも指摘されたように、交渉、団交がつめておこなわれず、ただ解決を急いだ傾向や集中決着後、中小が取り残されたとの批判などが、いかに克服されるかが今春闘のひとつの課題となった。

八五賃闘連絡会・総決起集会

三月二二日、八五賃金闘争連絡会は東京・日比谷野外音楽堂で「闘

う八五年 賃上げ要求実現総決起集会」を開き一万人をこえる組合員が結集した。

主催者を代表して黒川総評議長は、「情勢は有利だといわれているが、力をもって風穴をあけていかないといい条件もプラスにはならない」と決戦にむけた態勢強化を訴え、「いいかげんな回答では妥結しない。流れ解散をさせない」ことを強調した。

さらに、賃闘連絡会は三月二九日に会合を開き、傘下の単産、単組にむけ「低額回答や不当な賃金抑制を固守する企業経営者にたいしては、産別自決の立場にたって、ストライキを中心とする実力行使をもって闘うよう強く訴える」とのアピールを発した。

総評、統一要求実現へ独自集会

四月四日、総評に結集する全単産は、統一要求の実現をめざし、「春闘勝利・年金改悪反対中央総決起集会」を、東京・日比谷野外音楽堂で開き、約四〇〇〇人が参加した。

民間先行組合を軸とする春闘前段の闘いは、三月末から四月はじめにかけて集中的な交渉、統一スト行動が展開され、マスコミ共闘傘下の組合で早くも妥結に至る組合が出るなど、昨年実績を上回るまずまずのスタートを切った。このようななかで、集会では有利な経済環境を背景に一〇年間の賃金抑制を突破しようという発言が相ついだ。

国民春闘再構築東京懇談会と三・三一大集会

首都圏実行委員会の八万人大集会

三月三一日、東京・代々木公園で開かれ、東京、首都圏の労働者、労働組合、八万人以上が参加した。この集会は「大幅賃上げ実現・国鉄『分割民営化』反対・教育臨調反対・核兵器全面禁止・労働戦線の右翼的再編反対など」を求め、統一労組懇、都職労、国労東京地本など八三単産・団体を結集して開催された。

来賓として、引間博愛中央統一労組懇常任代表委員、不破哲三日本共産党委員長が激励のあいさつをした。金属機械労組連絡会、全国一般東京地本、国労東京地本、東京土建一般労組などの決意表明がつづいたあと、集会は「運動を首都圏から大きく広げて闘う」とのアピールを採択し、集会後四コースに分かれデモ行進をした。

この集会は統一労組懇の前年の二万人集会をも大きく上回り、今春闘最大の集会となった。

電機、自動車の交渉難航

春闘相場の決定に大きな影響をもつ金属四業種のうち、鉄鋼回答は四月四日の大手労務担当者会議で九〇〇〇円、三・八七%の線でまとまった。また、造船も鉄鋼と同額決着が確実となった。しかし、電機・自動車の交渉は、一〇日の集中回答日を前に難航した。とくに電機は、経営側のガードが堅く、かつ、大手組合間にも分極化がみられ、電機労連は四日の中央賃金闘争委員会で歯止め基準として「大手一四組合は最低でも五・五%以上を確保し、さらにその引き上げに最善の努力を尽くす」という確認をした。これは、二年間つづいた大手組合の統一回答の方針を崩し、分極回答を認めたことを意味した。

結局、金属回答は、春闘相場をつくってきた鉄鋼が二年間拡大した電機、自動車との格差圧縮への圧力にどう応えるか、また、電機、自動車が相場上限をどれだけ押し上げうるかという二つの要素のバランスの上に出されることとなった。

四・一〇集中決着、電機大手同率の五・五%

鉄鋼、造船・重機、電機、自動車の大手各社は一〇日、金属関係労組にたいし、いっせいに回答をおこなった。鉄鋼の回答は前年実績に二一〇〇円上積みした九〇〇〇円、三・八七%アップ、造船は鉄鋼と同額の九〇〇〇円、四・〇二%で決着した。電機は大手組合がそろって五・五%で妥結、自動車は大手一一社が単純平均で一万一二三六円、五・五四%であった。これらの回答にたいして、全民労協は、「全体平均として五%ラインを確保したものと受け止めている。賃金闘争ヤマ場でのねらいどころは、昨年要求に上積みした分をどれだけ獲得するかにあった。JC回答はこの実現をめざして懸命の努力をした結果であったと判断している」との事務局長談話を発表、金属労協は「社会的賃金水準引き上げに一定の役割を果たしたもの」との見解を表明した。

私鉄、四年連続ストなし解決

二四時間ストをかまえた私鉄総連は、四月一一日深夜の交渉にのぞみ、大手八組合の平均賃上げ一万二五〇〇円（五・六四%）で妥結。スト突入を目前にして解決をみた。この水準は、昨年妥結額を額で一八〇〇円、率で〇・六六%上回るもので、一時金については、昨年と同月数（五・三カ月分）で決着した。こうして私鉄大手は四年連続でストなし解決がはかられた。

なお、初めて民間の春闘を迎えた日本電信電話会社（NTT）の賃上げ交渉は、四月一二日経営側が一万二〇五〇円、五・六六%を提示、全電通がこれをうけ入れ解決した。また、同様に民間企業となった日本たばこ産業株式会社の賃上げ交渉は、四月一三日、定昇込み一万一五〇〇円、五・四二%で妥結した。

公務員共闘がスト　四・一七統一行動

民間大手の賃闘が大きなヤマをこえ、春闘の焦点は、官公労、中小の闘いに舞台を移した。総評、公労協は四月一六日午後、藤波官房長官はじめ政府側と会談した。会談で公労協は、①民間賃金動向が昨年を上回っていることを踏まえ有額回答をする、②有額回答に当たっては業績による格差をつけない――などを要求した。

これにたいし藤波官房長官は有額回答の時期について「条件が整い次第、できるだけ早く今週中にも給与関係閣僚会議を開催したい」との考えを示し、山口労相も「公企体の性格からみて、個々の企業体の経営状況によって基本賃金に格差を設けるとの考え方はとっていない」と述べた。

この会談をふまえ公労協は同日夕、共闘委員会を開き、今後の対応を協議した結果、「社会党の政治折衝や総評、公労協の労相折衝などの経緯から判断して、格差持ち込みを排除したこと、民間賃金の動向を反映した有額回答を引き出す条件を整備したこと、有額回答の時期を明確にさせ、仲裁裁定の完全実施に向けた政府の努力義務を確認したことなど、これからの闘いの道筋に確かな足がかりをつけた」との判断を示し、一七日の二九分～一時間のストを中止することを決めた。

一方、公務員共闘と政府側とは、非公式の折衝が試みられたものの正規の政労交渉が初めて実現できないという局面を迎え、公務員共闘は四月一七日、時限ストを実施した。ストそのものは二年ぶりということでもあり、官民一体という点からは一定の評価はされたものの、政府の強硬姿勢の前にストに追いこまれたという側面も否めず、公労協との足並みの乱れなどいくつかの問題を残した。

中小組合もほぼ五%台確保へ

共闘会議、同盟中央闘争委、新産別、全民労協の四団体共同のコンピュータ集計によると、集計対象六七単産傘下の妥結組合は一三二九組合(二六六万人)に達した。この平均は妥結の単純平均で一万一四八六円(五・一%)、加重平均一万八九一一円(五・二%)となっている。また回答と妥結を加えた単純平均は一万一二七四円(五・三%)、加重平均は一万八〇九円(五・二%)。妥結組合について、昨年同期の共同集計(四月二五日)とくらべると、単純平均で二四八四円(〇・六ポイント)、加重平均では一四三五円(〇・五ポイント)上回った。

規模別でみると、妥結、回答いずれも一〇〇〇人以上の大規模組合が額・率とも高く、九九九～三〇〇人の中規模、二九九人以下の小規模組合も五%以上の水準を確保した。

こうした情勢のなか、春闘共闘会議は四月二五日、第三回戦術調整委員会を開き、春闘未解決組合の最後の追いこみ態勢を協議。〝流れ解散しない〟方針を基本に、五月第二週を第五次統一闘争ゾーンと設定し、闘争を集中することを確認した。同共闘の調べによれば、この段階においても中小組合の多くは解決をみるにいたらず、これらの組合の多くは四月内決着をめざして闘いをつづけているが、約二五%程度の組合が闘いを五月段階にもちこす状況にあり、とくに中小単組を数多く抱えている単産では四〇%近くが、五月段階に解決をもちこす形勢にあった。また、地域春闘では約四〇%が五月以降に闘争を継続することがみこまれた。

賃闘大勢決す

春闘共闘会議が六月一四日におこなった最終集計によれば、有額回答のあった二〇二八組合(一九九・五万人)のうち、妥結した組合は一九〇四組合(一九七・八万人)で、妥結率は九三・九%。妥結状況は五月以降急速にピッチが早まり、近年になく早いといわれた昨春闘のペースを上回った。

妥結組合の賃上げ水準は、単純平均で一万一四八六円(五・一%)、加重平均で一万一〇四一円(五・一%)。昨年の最終結果とくらべると、単純平均で九〇〇円、〇・二ポイント、加重平均では一四〇九円、〇・五ポイント上回っていた。

公企体賃闘、仲裁移行

公労協の賃上げ闘争は四月一九日に示された加重平均二・九%の有額回答を不満とし、二二日に公労委に舞台を移しての結果、二五日深夜に昨年回答を上回る加重平均で四・九一%の回答が提示されたが、公労協は「民賃準拠について納得できるものではない」と反発しながらも、民間とのマイナス幅が縮小されたことについては評価した。結局、調停案としてまとめることは拒んだものの、調停委員長見解として示すことについては了承した。使用者側も財源難を理由に難色を示したが、最終的に調停委員長見解を示すことについては了承した。

これにより公労委は四月二六日、合同調停委員会を開いて調停不調を確認しながらも、労使双方の同意のもと、事実上の調停案である調停委員長見解を発表した。こうして公労委は五月七日以降仲裁手続きに入った。その後、仲裁裁定が労使双方に交付されたのは五月三〇日。内容は一・八〇%プラス一六八〇円(定昇込み加重平均四・九一%)であり、調停委員長見解として示されたものと同内容

であった。

この裁定内容について、公労協は不満だが完全実施をという主旨の声明を、全官公は公労委の前向きの姿勢を評価との声明を発表した。しかし、いずれにせよ完全実施を保証する予算措置をめぐり、なお幾多の政治的曲折が予想された。

こうして八五春闘の大勢は決した。賃上げ率は前年実績を若干上回ったとはいえ、労働側にとって景気回復の度合からみてもきわめてきびしいものとなった。

6　同盟の賃金闘争

第三回中央闘争委員会
具体的戦術決定

同盟の八五賃闘は、一月末の海員組合の要求提出を皮切りに、石油同盟の二月二八日の要求提出につづいて造船重機労連が三月六日、交通労連が一一日、全炭鉱が一三日にいっせいに要求を提出、ゼンセン同盟の傘下各単組は八日までに要求提出を終了した。また、全金同盟、自動車労連、全化同盟、一般同盟各組合は一五日までに要求提出を終え、三月中旬までに同盟傘下の多くの産別・単組は要求提出を完了した。各組合の要求は同盟の七%基準をふまえ、格差是正分を盛り込むなど、それぞれの実情をふまえた要求が提出されているのが特徴であった。

こうしたなかで、同盟は三月一四日、第三回中央闘争委員会を開催し、八五賃闘の突破口を切り開く先行四四三組合の確認をするとともに、四月一〇日を中心とする今賃闘最大のヤマ場に結集する組合の自決態勢を固め、高額相場を確定していくこと、など五項目にわたる確認をおこなった。確認事項はつぎのとおり。

【第三回中央闘争委員会確認事項（一部）】

一　同盟傘下の各組合は、七%を基準とする要求提出を進めており、八五賃闘は本格的段階をむかえた。景気も企業業績も、全体として顕著な拡大をつづけており、情勢はわれわれに有利である。すでに確定した戦術配置にしたがい、組織の総力を結集して要求の貫徹を期して闘い抜く。

二　八五賃闘の突破口を切り開く先行四四三組合（三月一四日現在）の役割は重要である。先行組合は、各産別の指導のもとに、強力な団体交渉を積みあげ、四月四日までに妥結、ないし妥結に値する回答を引き出し、高額先行相場を形成する。

三　四月一〇日を中心とする今賃闘最大の山場に結集する組合は、先行相場を引きつぎ、自決体制を一層強め、相乗効果を最大限に発揮し、高額相場を確定する。

四　八五賃金闘争連絡会を構成する労働四団体、全民労協は、三月二二日の政労交渉において政府に対し、人勧、仲裁の早期完全実施、減税要求の実現、時短、中小企業労働者対策の促進を強く要求する。

五　三月二二日に開催する八五賃金闘争連絡会の「政策制度実現代表者集会」「闘う八五賃上げ要求実現総決起集会」、四月五日に開催する「同盟八五賃上げ要求貫徹中央総決起集会」を成功させる。

同盟八五賃上げ要求
貫徹中央総決起集会

四月に入り、ゼンセン同盟をはじめとする各産別は最終的な闘争戦術の決定を進めていった。そうしたなか、同盟は四月五日、日比谷野外音楽堂において「七%賃上げ完全獲得に向け総力を結集しよう」をメインスローガンに、約一万人の組合員を集め、中央総決起集会を開催した。集会は宇佐美会長が主催者を代表しあいさつをおこない、「先行組合は高水準の相場を形成し、今次賃闘の突破

84. 11. 1	85国民春闘共闘会議発足総会，102単産，地方共闘900万人が結集
11. 9	労働４団体・全民労協第１回時短担当者会議，時短問題に共同でとりくむ方向を確認
11. 16	労働４団体・全民労協，四野党に次年度減税要求を次期通常国会で実現するよう要請
11. 19	総評第17回幹事会，賃上げ要求を８％以上，２万円以上とする方針決定
11. 21	労働４団体・全民労協，事務局長・書記長会談，12月４日に「85賃闘連絡会」の発足と統一要求基準の決定をおこなうことなどを確認
11. 26	総評85春闘討論集会（～27日，熱海）
12. 1	総評，時短闘争全国街頭統一行動（～９日）
12. 3	国民春闘共闘第１回生活制度対策委員会，年金制度統一要求をまとめる
12. 4	労働４団体・全民労協，85賃金闘争連絡会発足，要求基準７％以上とすることを決定 同盟第59回中評，要求基準７％，14,000円など決定 統一労組懇84年年度臨時総会，85年春闘方針決定（～５日）
12. 5	金属労協，化学エネルギー労協共闘会議発足
12. 11	労働４団体・全民労協，「太陽と緑の週」法制化を政府に申し入れることを確認
12. 12	金属労協，化学エネルギー労協と日経連，今後の経済のあり方について懇談
12. 13	金属労協第27回協議委員会，要求基準７％，14,000円の「85年闘争の推進」決定
12. 14	国民春闘共闘第２回総会，統一要求基準７％以上を確認，「85国民春闘白書」発表 全民労協第１回代表者会議，統一要求基準７％以上とする基本方針確認
12. 17	新産別第85回中央委，要求定昇込み８％以上の方針決定（～18日，熱海）
12. 18	同盟，「85賃金白書」発表
12. 19	労働４団体・全民労協，共産党を除く各野党に労働時間短縮の実現について申し入れ
12. 20	労働４団体，政府に85年度経済運営，予算編成，政策・制度改善要求を申し入れ
12. 21	労働４団体・全民労協，「太陽と緑の週に関する特別措置法要綱」を発表
85. 1. 16	全民労協第１回闘争委員会，第２回代表者会議，賃金闘争委員会発足
1. 17	日経連臨時総会，生産性基準原理を強調する労働問題研究委員会報告を採択 85賃金闘争連絡会，日経連報告に批判的見解発表 同盟第19回執評，85賃闘中央闘争委員会設置 統一労組懇第３回全国代表者会議，85春闘方針，3.5年金スト決定（～18日）
1. 18	総評，85春闘中小闘争本部（参加，全国金属，全造船機械など17単産）発足
1. 20	金属労協85年闘争中央討論集会（～22日，伊東），中央賃金闘争委員会発足
1. 24	同盟第21回年次全国大会，85賃闘方針など決定（～25日）
1. 25	総評，年金改悪・福祉予算切り捨て反対中央決起集会 同盟，労働時間短縮に関する国際シンポジウム 統一労組懇第１次第１波統一行動（～26日）
1. 29	労働４団体・全民労協，闘う85年・減税・時短・賃上げ要求実現総決起集会（日本武道館）
2. 4	国民春闘共闘会議，３月29日～４月５日を闘争集中期間とする闘いのすすめ方を決定

85春闘・賃闘日誌(2)

85. 2. 5	全民労協，稲山経団連会長と予算，税制等について懇談
2. 6	総評時短共闘会議全国総会，３月15～31日を交渉集中期間に設定
2. 2	総評第72回臨時大会，85国民春闘方針など決定（～８日，神奈川県川崎）
2. 14	85賃金闘争連絡会議第４回事務局長・書記長会議，４月第２週を最大のヤマ場とする戦術と当面の行動について意志統一。３月４日にも。 同盟第２回中央闘争委員会，85賃闘の最大のヤマ場を４月第２週に設定
2. 15	国民春闘共闘会議，85春闘勝利・第一次統一決起集会 全民労協第２回闘争委員会，４月第１週を最大のヤマ場と確認
2. 19	国民春闘共闘会議，年金政府案反対議員面会所行動（毎週火曜日）はじまる
2. 20	全民労協，日経連と60年度経済運営・予算編成などについて意見交換
2. 25	私鉄総連，民鉄協に基本給21,000円の要求提出
2. 26	総評，85国民春闘勝利・第２臨調行革反対第１次中央総決起集会 総評85春闘中小闘争本部，85春闘勝利・格差是正のための中小労働者統一行動
3. 3	労働４団体，社・公・民・社民連書記長国対委員長・事務局長と会談，４野党の予算修正案の実現を確認
3. 4	総評年金改悪阻止中央総行動（～７日） 統一労組懇第４次統一行動
3. 6	総評反行革・年金改悪反対全都一斉街頭宣伝行動（～８日）
3. 8	公務員共闘，人事院総裁，労相に11%，27,500円などの85年統一要求書を提出
3. 11	公労協第34回全国代表者会議，85春闘方針決定，全電通，全専売の脱会を確認
3. 12	85賃闘連絡会議，闘う85賃金闘争勝利をめざす全単産代表者決起集会
3. 13	総評年金改悪阻止・社会保障の後退に反対する総決起集会 統一労組懇第５次統一行動 金属労協第３回戦術委，集中回答日を４月10日に決定
3. 15	国民春闘共闘会議，時短集中交渉期間（～31日） 全民労協，85賃金闘争代表者決起集会
3. 17	国民春闘共闘会議，85春闘全国マラソン大会
3. 18	労働４団体，85年度最低賃金改定に関する要請を労働大臣に提出 国労・動労・私鉄総連・都市交，ITF協賛，公共交通確保，国鉄の分割・民営化反対，85春闘勝利国際集会
3. 19	総評年金改悪反対統一行動・スト（21単産311万人参加），中央総決起集会
3. 20	公労協幹事会，４・17の統一ストについて意志統一
3. 22	85賃闘連絡会，政策制度要求実現代表者集会，闘う85賃上げ要求実現総決起集会
3. 25	労働４団体・全民労協・公務員共闘・全官公，人勧仲裁・減税・時短・中小対策など当面の諸問題について官房長官に申し入れ
3. 26	総評中小闘争対策本部，日経連・経団連に要請

85. 3. 28	全民労協第4回闘争委員会，賃上げ交渉での経営側の主張にたいする反論をまとめる 公労協，年度末手当妥結（国労0.3カ月～全電通，全専売0.8カ月）
3. 29	同盟・全官公，官房長官・労相と仲裁裁定の即時完全実施等で交渉
3. 31	国民春闘再構築東京懇談会・3.31大集会首都圏実行委員会主催〈国民春闘勝利大集会〉
4. 3	国民春闘共闘会議，全労働者へのアピール　4:16～19を第3次統一闘争ゾーンに
4. 4	総評，85春闘勝利・年金改悪反対中央総決起集会
4. 5	総評全単産代表者会議，年金改悪法阻止の運動の進め方で意志統一 同盟85賃上げ要求貫徹中央総決起集会
4. 9	総評85春闘中小闘争対策本部第2回総会，月内決着をめざして闘うことを確認
4. 10	金属労協，鉄鋼大手5組合3.87%，9,000円　電機中闘14組合5.5%，造船重機大手7組合4.02%，9,000円　自動車5.40%の回答 金属労協，回答水準が「社会的賃金水準引き上げに一定の役割をはたした」と評価
4. 11	総評85国民春闘勝利中央総決起集会 電力労連，4.85%，11,450円の回答 私鉄総連，大手13組合に5.38%，12,500円の回答，スト中止
4. 12	85賃金闘争連絡会事務局長・書記長会議，「4月第2週の闘いで昨年実績を額，率ともに上回ったことは一定の成果」とアピール 国民春闘共闘第2回コンピュータ集計　単純平均11,724円　5.2% ゼンセン同盟，綿紡大手8組合，5.22%，8,023円で妥結 全電通，5.66%，12,050円の回答で妥結
4. 15	全民労協第5回闘争委員会，関連下請中小企業労組への積極的支援体制の強化を確認 海員組合，外航部門9,450円，5.20%アップで妥結 公務員共闘，人事院交渉。人事院総裁「公務員共闘の要求を十分に考慮」など回答
4. 16	総評年金改悪反対統一行動（～17日） 総評・公労協，官房長官・労働大臣と会見，政府回答を評価し，4.17スト中止
4 17	国民春闘共闘，4.17統一行動。公務員共闘，民間中小など40単産スト，85春闘勝利総決起集会
4. 19	労働4団体・全民労協第2回共同集計発表，単純平均11,186円　5.4%アップ 公企体等給与関係閣僚会議，各公企体の賃上げ有額回答を了承，各公企体有額回答 公労協，各当局の有額回答に不当な賃金抑制政策だと声明。全官公，有額回答に「一定の評価」をしつつ「低額かつ形式的」との声明
4. 20	全官公傘下全郵政，鉄労，日林労三各組合，公労委に調停申請
4. 21	海員組合，内航部門5.18%　9,260円の回答で妥結
4. 22	公労協各組合，公労委に調停申請
4. 23	労働4団体・全民労協，共産党を除く4野党政審会長・国対委員長に5月1日，4日を休日にと要請（～24日）
4. 24	労働4団体，全民労協，労働大臣に「太陽と緑の週」の法制化などを申し入れ 公労協要求実現中央行動（～25日）／総決起集会 公労委調停委員会，調停不調，調停委員長見解（1.80%プラス1,680円）提示

85春闘・賃闘日誌(4)

85. 4. 25	国民春闘共闘第3回戦術調整委員会，賃上げ未解決組合への支援態勢と5月8日から10日を第5次統一闘争ゾーンに決定
4. 26	公労委合同調停委員会議，調停不調を確認
5. 7	公労委定例総会，公企体等の新賃金紛争について仲裁移行を決議
5. 8	公民労協三役会議，賃金闘争未解決組合対策など当面の闘争方針決定
5. 13	公務員共闘賃専総会，人勧期の統一賃金要求交渉基準案を6.5%とすることを確認（～14日）
5. 14	全民労協第6回闘争委，賃金闘争の早期解決を目指し，全体の解決をみるまで努力する方針確認
5. 15	統一労組懇第5回全国代表者会議，春闘の中間総括の骨格確認
5. 16	同盟第6回中闘，「85賃闘の現状と特徴」をまとめる。 6.13同盟第7回中闘，85賃闘総括を確認
5. 17	85賃金闘争連絡会事務局長・書記長会議，中間総括 労働4団体・全民労協時短担当者会議，労働基準法（労働時間関係）の改正要求について協議 金属労協第6回中央賃金闘争委，社会的賃金水準引き上げに一定の役割を果たしたなど確認，集計対象72組合　妥結額10,491円 5.02%
5. 24	新産別第5回中闘，85春闘総括論点討議
5. 25	公務員共闘常任幹事会，85春闘中間総括
5. 30	公労協，全官公，仲裁裁定の内容には不満だが，仲裁裁定の早期実施を求めた声明発表 5.31公労協，労働大臣に仲裁裁定の即時完全実施を申し入れ 公労委，1.80%＋1,680円の賃上げを内容とする仲裁裁定書を労使双方に交付
5. 31	同盟中闘委事務局，85賃闘結果最終集計，単純平均8,961円　5.02%アップ
6. 4	国民春闘再構築東京懇談会，85春闘勝利・労働者派遣法・共済年金・国家機密法など反動立法阻止決起集会
6. 5	労働4団体・全民労協，社会・民社・公明・社民連4党と会談，仲裁裁定の完全実施，減税の年内実施，労働時間短縮の法制化など確認。首相官邸で仲裁裁定の即時完全実施を求めて政労交渉
6. 7	85国民春闘共闘幹事会，6月段階の85春闘の当面のとりくみ，85春闘中間総括案討議
6. 12	共産党を除く与野党5党の時間短縮及び連休問題懇談会（略称　時短懇），「太陽と緑の週」法制化，労働時間短縮問題で協議，5月4日を「国民の合意を得て63年以降法制化の方向で措置することとする」との内容で合意
6. 14	労働4団体・全民労協，減税・時短・仲裁要求実現緊急集会，代表，自民党金丸幹事長，藤尾政調会長に仲裁裁定の即時実施，一兆円減税，「太陽と緑の週」の法制化などを要請 国民春闘共闘会議，85春闘賃上げコンピュータ最終集計，妥結率93.9%，単純平均1万1,041円，アップ率5.0%。地域春闘最終集計結果単純平均9,285円，アップ率4.9%。 全民労協第7回闘争委員会，「85賃金闘争終わりにあたって（まとめ）」を確認
6. 17	中央最低賃金審議会第4回全員協議会，公益側「いわゆる60年度問題に関する基本的な考え方」と題する試案を提示
6. 18	85国民春闘共闘第4回総会，5.1%の妥結水準は不十分な結果であるとの85国民春闘中間総括，当面する諸課題，諸闘争のすすめ方確認 総評，共済年金改悪反対，公的年金制度の改善・確立を求める中央総決起集会

口を切り開いた。われわれは、四月第二週のヤマ場にこの先行組合の成果をふまえ、高額相場を確立し、これを後段の闘いに結びつけていくことが重要である。そのため態勢を一層強化し、最善の努力を傾注するよう」、訴えた。

三四組合が二四時間以上のストに突入

四月一〇日の民間大手の集中回答後、春闘は後段に入った。同盟系の多くの組合も高額回答を引き出すため、精力的に交渉を展開し、精力的に交渉する組合も増え始めた。同盟中闘事務局の集約によれば、四月一九日までに二四時間以上の全面ストライキに入った組合は三四組合、参加三〇〇七人（前年同時期、一三組合、一三七七人）で前年より増加していることが特徴であった。内訳はゼンセン同盟三一組合二六二三人、全金同盟は一組合一七五人、交通労連一組合二三人、一般同盟一組合一八六人である。同盟の争議支援対策委員会は、関係産別、地方同盟の協力を得て、ストに入った組合にたいし、支援オルグ、陣中見舞をおこなった。

八五賃闘最終集計 加重五・〇〇%

四月二五日同盟中闘事務局が発表した回答・妥結状況によれば、一四七組合（一一二万人）が妥結、この平均は単純九一八五円、五・一五%、加重一万一六六円、五・〇三%であった。これに回答組合を加えた集計では、一七四八組合が単純平均八九八〇円、四・九七%、加重一万七六円、四・九九%とほぼ五%の水準に達した。妥結の内訳を規模別にみると、金額では一〇〇〇人以上の大規模組合がもっとも高くなっているが、率では三〇〇～九九九人の中規模がもっとも高く、また三〇〇人未満の小規模も健闘している。この二四九組合少なく、また加重平均での金額、率は一三六一円、〇・五ポイト上回った。

同盟中闘委による八五賃闘最終妥結結果

集約によれば、五月三一日現在で、二八一五組合の妥結水準は加重平均一万〇〇一八円、五・〇一%で、前年を率で〇・五ポイント上回った。

7 八五年春闘妥結状況

八五年春闘における賃上げ妥結状況を、各調査（労働省、国民春闘共闘、同盟、全民労協、日経連）別に掲げ、主として労働省調査（第74表）を中心にして、本春闘の特徴をみよう。

賃上げ要求・妥結状況

労働省調査による民間主要企業（二八七社）の賃上げ結果は第74表のとおりである。要求額平均一万五五〇七円、要求賃上げ率七・一八%となり、前年（一万三六一五円、六・五〇%）とくらべ、額で一八九二円、率で〇・六八ポイント上回った。要求賃上げ率は、一九五六年以来最低を記録した前年をわずか〇・六八ポイント上回るのみで、企業収益が悪化していた前々年にも及ばないものであった。妥結額は一万八七一円、賃上げ率五・〇三%で前年の九三五四円、四・四六%とくらべ、一五一七円、〇・五七ポイント増加した。妥結率（要求額にたいする妥結額の割合）は七〇・一%で前年比で一・四ポイント増加した。しかし、この二年連続してみられた妥結率の上昇は、妥結水準を前年の連休前の集計と比較すると、妥結組合は昨年より

第 74 表　労働省調査による民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

（6月13日発表）

産業	集計企業数（社）	平均年齢（歳）	現行ベース（円）	要求額（円）	妥結額（円）	賃上げ率（%）	（参考）1984年 社数（社）	妥結額（円）	賃上げ率（%）
加重平均									
平均	287	35.3	215,998	15,507	10,871	5.03	288	9,354	4.46
鉱山	7	39.7	202,418	17,331	8,934	4.41	10	6,681	3.29
水産・食料	17	37.8	237,744	15,758	11,326	4.76	19	10,805	4.71
繊維・パルプ	22	33.6	190,359	14,487	9,846	5.17	23	8,183	4.44
紙製品	12	38.8	220,006	17,379	11,354	5.16	12	9,676	4.55
印刷・ムメ	3	31.9	195,612	14,544	10,592	5.41	3	9,286	5.09
化学品	49	36.0	227,612	16,618	12,001	5.27	49	10,398	4.71
石油製品	8	36.9	206,635	16,637	9,826	4.76	8	9,247	4.63
ゴム製品	4	37.6	231,028	16,851	11,098	4.80	4	9,304	4.21
セメント	5	38.5	218,983	14,456	9,900	4.52	5	8,700	4.09
鉄鋼	15	38.7	229,465	13,810	9,040	3.94	15	6,966	3.17
電機	6	35.9	203,231	15,368	9,443	4.65	6	8,201	4.15
金属製品	29	36.4	219,047	16,096	11,086	5.06	29	9,622	4.50
機械	28	32.6	196,043	14,882	10,797	5.51	28	9,585	5.01
気動車	7	39.4	225,761	10,000	9,000	3.99	7	7,000	3.21
自動車	2	39.7	211,542	15,000	10,300	4.87	2	8,300	4.05
小売	9	34.4	207,795	14,557	11,543	5.55	9	9,849	4.97
陸運	24	30.0	220,654	15,722	11,653	5.28	19	10,506	4.86
新聞・放送	4	28.7	199,360	15,241	10,223	5.13	4	9,083	4.78
電ガス	18	40.5	229,033	20,304	12,039	5.26	18	10,340	4.68
単純平均									
平均	287	36.0	218,167	16,671	11,096	5.09	288	9,604	4.55
鉱山	7	41.1	199,700	18,571	9,090	4.55	10	6,868	3.42
水産・食料	17	37.2	234,339	15,764	11,256	4.80	19	10,810	4.80
繊維・パルプ	22	32.4	178,195	14,031	9,272	5.20	23	7,617	4.41
紙製品	12	38.6	217,401	17,317	11,310	5.20	12	9,659	4.59
印刷・ムメ	3	32.6	195,007	14,554	10,476	5.37	3	9,181	5.03
化学品	49	36.5	224,961	16,974	11,885	5.28	49	10,251	4.71
石油製品	8	36.7	216,463	17,831	10,395	4.80	8	9,621	4.63
ゴム製品	4	37.1	214,610	16,113	10,761	5.01	4	8,814	4.28
セメント	5	38.6	217,265	14,456	9,900	4.56	5	8,700	4.12
鉄鋼	15	38.3	218,546	13,767	8,977	4.11	15	6,913	3.23
電機	6	36.6	203,384	16,012	9,461	4.65	6	8,080	4.09
金属製品	29	37.0	217,311	17,053	10,930	5.03	29	9,636	4.57
機械	28	34.4	206,515	16,153	11,348	5.50	28	10,047	5.03
気動車	7	39.4	223,895	10,000	9,000	4.02	7	7,000	3.24
自動車	2	39.9	211,721	15,000	10,300	4.86	2	8,300	4.05
小売	9	34.8	203,535	14,297	11,306	5.55	9	9,484	4.87
陸運	24	30.0	228,873	16,893	12,216	5.34	19	11,007	4.91
新聞・放送	4	28.7	198,575	15,175	10,175	5.12	4	9,050	4.78
電ガス	18	39.8	229,022	20,872	12,461	5.44	18	10,683	4.83
	6	38.5	299,067	38,998	15,658	5.24	6	15,600	5.40
	9	34.7	235,920	15,100	11,450	4.85	9	10,050	4.33
	3	35.2	228,633	16,000	11,300	4.94	3	9,900	4.38

〔備考〕 1)　調査対象は，原則として東証または大証1部上場企業のうち，資本金20億円以上，従業員1,000人以上の企業であって，労働組合のある企業288社である。
2)　要求額については新聞・放送のうち1社，具体的な要求額が不明であり，したがって，これを除いて算出した。
3)　NTTおよび日本たばこを集計に含めた289社の妥結額は加重平均で11,013円（賃上げ率5.11%），単純平均で11,101円（5.09%）である。
4)　労働省労政局労働組合課調べ。

第 75 表　日経連調査による主要企業賃上げ要求・妥結状況

（5月28日現在）

業種	1985 年 社数（社）	基準内賃金（円）	要求額（円）	妥結額（円）	アップ率（%）	妥結率（%）
〈加重平均〉						
総平均	315	215,922	15,581	10,747	4.98	69.0
鉱山	5	196,207	15,901	9,411	4.80	59.2
食品	19	233,922	15,312	11,084	4.74	72.4
生糸	5	167,717	13,216	8,985	5.36	68.0
紡績	10	158,780	12,226	8,308	5.23	68.0
化繊	7	218,256	15,385	11,145	5.11	72.4
紙パ	18	216,648	17,405	11,110	5.13	63.8
印刷	3	185,484	14,545	10,201	5.50	70.1
新聞	13	306,515	41,664	15,862	5.17	38.1
硫安	10	197,561	14,612	10,911	5.52	74.7
化学	42	235,290	17,357	12,163	5.17	70.1
ゴム	7	226,203	16,470	10,964	4.85	66.6
石油	9	268,105	18,393	12,541	4.68	68.2
セメント	11	216,168	17,406	9,973	4.61	57.3
鉄鋼	16	232,328	13,734	8,928	3.84	65.0
	（大手5社標準労働者　9,000円，3.87%）					
電線	7	203,168	15,378	9,361	4.61	60.9
機械金属	22	223,712	16,615	11,091	4.96	66.8
重電機	13	199,982	15,028	10,903	5.45	72.6
通信・家電	14	190,065	14,430	10,455	5.50	72.5
自動車	18	206,009	14,383	11,222	5.45	78.0
車輌	4	212,925	14,953	10,266	4.82	68.6
造船	18	223,478	13,800	8,951	4.01	64.9
商業	5	226,295	12,005	11,375	5.03	94.8
私鉄	13	230,627	21,083	12,538	5.44	59.5
	（集団交渉8社平均12,500円，5.38%）					
通運	1	227,252	18,700	10,900	4.80	58.3
電力	9	237,730	15,100	11,450	4.82	75.8
ホテル	5	198,641	17,804	11,330	5.70	63.6
民放	11	319,540	年齢別要求	14,552	4.55	—

〔備考〕 1） 調査対象は，主要27業種大手324社。上記の妥結315社以外に，5社が未解決，4社が平均金額不明の為集計より除外。
2） 要求額，妥結額，基準内賃金とも原則として組合員平均。要求額，妥結額とも定昇込み基準内賃金は賃上げ前のもの。
3） 2段階賃上げは，年間にならして集計。
4） 妥結率とは要求額に占める妥結額の割合である。
5） 商業，私鉄は従業員平均。

第 76 表　国民春闘共闘会議：傘下単産別回答・妥結状況（最終集計）　（6月14日現在）

単産名	妥結 組合数	妥結 組合員数(人)	妥結 加重 妥結額(円)	妥結 加重 率(%)
全体計	1,904	1,978,197	11,041	5.1
1,000人以上	261	1,646,292	11,093	5.2
300～999人	395	209,076	10,923	5.0
299人以下	1,248	122,829	10,537	5.0
電機労連	14	412,467	10,742	5.5
鉄鋼労連	5	159,222	9,000	3.9
造船機械労連	37	4,323	8,448	4.2
国鉄労連	145	101,093	11,650	5.3
電産労連	30	30,639	10,688	5.3
銅労協	35	39,215	9,216	4.6
一般労学協	7	2,728	8,947	4.1
共同闘	122	89,004	11,475	5.1
化学一般	110	18,000	10,986	5.2
化学同盟	19	23,144	10,544	5.0
日塗労連	29	10,318	12,140	5.0
繊維労連	13	1,854	9,725	5.2
パルプ労連	128	62,165	10,367	4.7
窯業労連	1	31,658	11,500	5.4
電力労連	51	26,946	10,873	5.1
電通労連	33	18,065	10,434	4.7
一般労連	38	19,757	9,710	4.9
総評金属労	29	22,460	10,798	4.8
日本港湾労	10	20,934	11,359	5.0
倉庫労連	3	2,073	11,450	4.9
海員組合	1	12,404	7,529	3.4
放送労連	3	5,419	9,500	4.7
印刷労連	50	128,177	12,402	5.7
演劇労連	1	42,815	10,900	5.0
テレビ労連	18	46,507	8,397	4.0
光学労連	9	1,409	7,509	3.6
自動車労連	45	18,045	11,309	4.8
食品労連	22	5,828	9,027	4.2
全印総労	5	3,546	5,893	2.6
全国金融労	74	41,764	14,903	5.1
放送労連	1	12,850	14,470	5.5
印刷労連	60	7,521	16,285	5.3
演劇労連	19	17,347	10,313	5.3
テレビ労連	157	9,861	16,021	5.1
光学労連	21	3,046	12,545	6.3
自動車労連	30	6,598	16,754	5.9
食品労連	16	5,266	11,026	5.6
全印総労	18	29,285	13,453	5.5
全国金融労	7	17,503	8,794	4.7
放送労連	1	2,409	7,800	4.7
印刷労連	8	9,330	12,069	5.6
演劇労連	34	16,690	10,069	5.8
テレビ労連	3	6,050	16,689	6.1
光学労連	15	5,545	12,801	5.9
自動車労連	12	25,968	13,383	4.7
食品労連	7	12,572	—	—
全印総労	2	1,100	20,471	7.0
全国金融労	20	3,423	13,564	5.4
放送労連	65	38,178	9,641	5.2
印刷労連	100	317,740	11,682	5.5
全国一般	183	21,937	10,161	4.9
建設一般・全日自労	11	820	12,900	6.8
建設関連	27	5,179	10,772	5.2

〔備考〕 1) 全海連，全商社の妥結金額には定昇は含まれていない。
2) 全商社は加重平均値を公表していない。

第 77 表　同盟：傘下単産別妥結状況（最終集計）

単産別妥結状況　　（5月31日現在）

単産名	全報告組合		組合数	組合員数(人)	加重平均	
	組合数	平均額(円)			額（円）	率(%)
計	2,815	8,856	2,409	1,342,238	10,018	5.01
1,000 人以上			216	972,404	10,343	4.97
300 ～ 999 人			395	204,762	9,466	5.16
299 人以下			1,798	165,072	8,783	5.05
ゼンセン同盟	815	8,267	761	365,872	9,104	5.16
全金同盟	868	8,944	769	244,249	9,954	4.99
造船重機労連	39	7,849	37	153,794	8,938	4.01
自動車労連	29	9,731	29	106,537	10,824	5.41
電力労連	12	11,325	12	119,594	11,438	4.82
海員組合	1	9,450	1	25,883	9,450	5.20
全化同盟	241	9,641	217	88,363	10,794	5.09
交通労連	230	9,538	108	57,540	9,737	4.77
一般同盟	441	8,622	355	59,116	9,463	5.33
紙パ総連合	21	10,673	21	24,050	11,248	5.21
三菱自工労組	1	9,700	1	21,283	9,700	4.51
全食品同盟	57	8,832	43	34,594	9,471	5.09
航空同盟	8	11,020	8	14,774	13,189	5.08
資源労連	13	7,634	13	2,298	8,646	4.44
全炭鉱	2	7,529	2	4,750	7,529	3.40
凸版労組	1	10,090	1	6,920	10,090	5.41
建設同盟	11	12,342	11	8,054	11,847	5.03
石油同盟	4	16,871	4	2,520	17,315	5.59
日本港湾	20	10,031	15	1,927	9,571	4.91
電電労組	1	11,700	1	120	11,700	5.50

〔備考〕 1) 回答もしくは妥結が金額で明示されているすべての組合の平均を全報告組合とし，そのうち組合員数，平均賃金の明らかな組合について，単純，加重の率を算定した。
2) 妥結には，手続上まだ妥結承認されていないが，了解点に達した組合が含まれている。
3) 海員組合の数値は外航2団体のもの。

第 78 表　全民労協：傘下単産別（主要登録組合）妥結状況（最終集計）　（6月13日現在）

単産名	組合数	組合員数	要求		回答・妥結計			昨年実績（加重平均）	
			額	率	組合数	加重平均		額	率
						額（円）	率（%）		
		（人）	（円）	（%）				（円）	（%）
合計	376	2,392,324	16,143	7.70	369	10,837	5.13	9,152	4.46
金属小計	90	1,143,401	14,646	7.03	90	10,483	5.05	8,873	4.42
自動車総連	11	253,605	14,458	7.00	11	11,460	5.52	9,734	4.89
電機労連	14	412,722	14,722	7.50	14	10,742	5.5	9,526	5.0
鉄鋼労連	5	159,222	13,800	5.93	5	9,000	3.87	6,900	3.11
造船重機労連	7	140,341	13,800	6.12	7	9,000	3.99	7,000	3.20
全造船機械	5	2,057	24,709	11.78	5	8,986	4.23	7,052	3.45
全金同盟	15	88,429	14,540	7.20	15	10,604	5.29	9,348	4.56
全国金属	15	38,749	19,567	8.91	15	13,169	5.70	11,550	5.11
全機金	11	16,120	17,474	8.55	11	11,424	5.52	10,177	4.89
全電線	7	32,411	15,397	7.58	7	9,370	4.57	8,268	4.18
化学・その他製造業小計	120	381,858	15,810	7.75	119	10,945	5.14	9,706	4.71
合化労連	14	39,143	18,856	7.83	14	12,386	5.20	11,153	4.80
全化同盟	10	37,701	16,540	10.18	10	11,822	5.03	10,682	4.71
新化学	6	9,462	19,027	8.33	6	13,611	6.18	11,492	5.34
化学総連	9	28,463	16,821	7.52	9	12,353	5.52	15,773	4.95
紙パ労連	4	11,592	18,374	8.47	4	11,400	5.12	9,674	4.59
紙パ総連合	9	21,210	16,944	7.63	9	11,360	5.20	9,674	4.57
食品労連	10	30,983	16,489	7.06	10	11,121	4.77	10,635	4.65
全食品同盟	15	29,195	13,368	7.04	15	9,727	5.09	9,223	5.02
ゴム労連	12	32,758	15,568	7.61	12	10,341	5.05	9,080	4.62
全窯連	5	11,652	15,337	7.19	5	10,779	5.06	9,225	4.48
全国セメント	7	8,726	15,806		6	9,839	4.51	8,678	4.08
ゼンセン同盟	13	113,201	14,176	7.34	13	10,025	5.15	8,689	4.62
繊維労連	5	852	20,809	9.77	5	9.576	4.75	9,250	4.45
凸版労組	1	6,920	14,523	7.79	1	11,100	5.24	9,084	4.95
資源・エネルギー小計	38	195,731	15,493	7.17	38	10,956	4.75	9,552	4.26
非鉄金属労連	3	5,419	18,000	8.96	3	9,500	4.90	7,950	4.13
資源労連	3	1,774	13,153	6.83	3	9,101	4.62	7,957	4.16
炭労	1	7,782	15,000	7.00	1	7,529	3.40	5,243	2.43
全炭鉱	2	4,750	15,000	7.00	2	7,529	3.40	5,243	2.87
電力総連	12	135,767	15,067	7.00	12	11,342	4.85	9,957	4.37
全電力	3	2,074	28,507	12.00	3	11,450	4.90	10,050	4.28
全石油	8	18,738	15,500	7.68	8	9,784	4.68	8,008	4.49
石油同盟	3	2,340	23,550	8.00	3	17,558	5.60	15,040	5.03
全国ガス	3	17,087	16,000	6.88	3	11,371	4.86	9,971	4.24
交通・運輸小計	62	266,362	19,041	8.84	60	10,696	5.06	9,259	4.47
私鉄総連	13	85,561	21,000	9.61	13	12,500	5.21	10,700	5.06
交通労連	15	33,679	14,592	7.00	15	9,681	4.56	8,555	4.19
運輸労連	15	44,473	18,203	8.83	15	8,542	4.16	7,974	3.98
全日通	1	42,815	18,700	8.20	1	10,900	5.02	9,500	4.34
全自交労連	7	15,472	21,000		6	7,669		7,504	
海員組合	1	25,883	19,510	10.74	1	9,450	5.20	6,860	3.82
全海連	6	4,148			5				
航空同盟	4	14,331	18,459	7.09	4	13,279	5.05	11,760	4.72
情報・流通・金融・その他小計	66	404,972	19,253	9.15	62	11,806	5.59	9,157	4.45
商業労連	11	36,384	11,695	5.62	11	11,631	5.58	9,958	4.95
電通労連	15	301,226	20,693	9.72	15	11,933	5.63	8,870	4.31
日放労	1	12,850	25,000	9.43	1	14,470	5.46	13,400	5.25
生保労連	3	10,654							
相銀全労	8	11,824	7,311		5	7,348		6,959	
建設同盟	5	8,502	16,309	7.13	4	11,581	5.02	10,926	5.09
ホテル労連	5	3,006	17,286	8.44	5	11,813	5.78	10,937	5.50
一般同盟	12	14,031	13,673	7.64	12	6,254	5.17	8,526	5.01
新産別京滋	6	6,495	18,734	7.31	6	13,201	5.87	11,368	4.40

〔備考〕 1) 主要（登録）組合は，各産別の選定によった。
2) 金額・率の表示は各産別の登録数値によっており，その数値は原則として定期昇給込みである。
3) 84年獲得実績の加重平均値は，当年度登録の組合員数に基づいており，昨年発表の数値とは必ずしも一致しない。

要求賃上げ率の低さにも大きく起因していると思われる。

つぎに賃上げ額の企業間のバラツキについて、分散係数でみると、本年は〇・〇九で前年の〇・一二、前々年の〇・一五とくらべてバラツキは小さくなっており、八〇～八二年の〇・〇六に近づいている。これは賃上げ額そのものが狭い幅に圧縮されてしまったため格差もそれに比例して圧縮されたことが背景にあったと考えられる。

民間労使の調査結果による妥結額と賃上げ率をみると、日経連一万七四七円、四・九八%、国民春闘共闘会議一万一〇四一円、五・一%、全民労協一万八三七円、五・一三%、全民労働省調査と一致している。

つぎに産業別の賃上げ妥結状況を同じく労働省調査でみると、妥結額の高い産業は、新聞・放送一万五四九七円、陸運一万二〇三九円、化学一万二〇〇一円、卸・小売一万一六五三円、自動車一万一五四三円とつづいており、低い産業は、鉱山八九三四円、造船九〇〇円、鉄鋼九〇四〇円などであり、他は九〇〇〇円台後半から一万一〇〇〇円台に分布している。

賃上げ率を産業別にみると、高い産業は、自動車五・五五%、電気機器五・五一%、印刷五・四一%、卸・小売五・二八%とつづき、低い産業は、鉄鋼の三・九四%を底に造船三・九九%、鉱山四・四一%とつづいている。本年はJC四単産大手の中が鉄鋼・造船と自動車・電機という二極分解した点では前年と同じだったものの、鉄鋼の底上げによりその格差が狭まったことがひとつの特徴であった。

規模別妥結状況

春闘共闘会議と同盟の最終集計により規模別妥結状況をみると、加重平均で、一〇〇〇人以上三〇〇～九九九人（五・〇%、五・一六%）、二九九人以下（五・〇%、五・〇五%）となっている。妥結額では、一〇〇〇人以上（春闘共闘一万一〇九三円、同盟一万三四三円）、三〇〇～九九九人（一万九二三円、九四六六円）、二九九人以下（一万五三七円、八七八三円）であった。これをみると規模が小さくなるにしたがい額、率が小さくなる傾向があることが分かるが、これは、従来、主要企業と比較して比較的高い賃上げ率を示していた中小企業がこの数年その率を低めている傾向とあわせて注目する必要がある。

8　八五年春闘総括

八五年三月期決算の経常利益は、日本経済新聞の集計によれば、上場八八〇社の増益二五・四%、製造業平均四二・七%に達し、第一次石油ショック以来最高の伸びを示した。石油、食品など一部に業績不振業種はあるものの全体として景気の回復局面にあることは明白であった。これにたいし、賃闘の成果は、どうにか五%台に乗せたといった内容であった。

この春闘結果にかんし、日経連の大槻会長は第三八回定時総会のあいさつのなかで「これは、日本経済の現状から考えて、多少、負

担の重いものにならないかと心配している」と評価し、対米輸出急増などによる「一時的で不安定な」企業収益の増大は「賃金のような固定的なコストの上昇をもたらすものではないボーナスなどで勘案すべきであり、賃金は、より長期的、基本的な経済動向との関連で決定すべきものである」と主張した（本年鑑Ⅲ—Ⅳ「経営者団体の労働政策」参照）。

これにたいし、労働側は、春闘共闘会議が、「今春闘では『攻め』の考え方で要求を組みたて、ようやく五％の壁をこえたが不十分といわざるを得ない」「実質可処分所得は前年を下回る見通しにあり、税制是正、インフレ抑制のとりくみの重要性が増した」（藁科副議長）ときびしい評価を下した。同盟も「五％の賃上げはわれわれにとって不満足なものといわざるをえない」「今次賃闘において、日経連をはじめとする財界がとった姿勢はきびしく批判されなければならない」と評した。しかし、全民労協の「八五賃金闘争アンケート調査」（加盟組織代表者回答）によれば、今次妥結水準を「まあまあの結果である」としたものが六一・〇％と過半数にのぼり、鉄鋼労連の春闘総括集会（五月二九～三一日）でも全体としては評価する意見が支配的であった。また、総評も同盟も賃上げそのものには不満を示しながらも、「八五賃闘連絡会」を中心とした労働四団体共闘は前進したとする見解を明らかにしており、運動は前進したと総括した。

一方、統一労組懇は第五回全国代表者会議を五月一五日に開き、「八五春闘中間総括」の報告を春山事務局長がおこない、そのなかで賃上げの低さと全民労協の管理春闘を強く批判し、統一労組懇の春闘を「善戦健闘」と評価した。

全体として今次春闘は、「低成長経済時代に見合った賃金決定を追求したいとする企業の精神が、今年も貫かれた」（『日経連タイムス』五月一六日号）とする財界側の評価によっていい表わされているともいえよう。労働側は、三〇回目という節目の春闘で、景気の拡大という客観条件を生かすことが十分にできず、経営側の厚い壁の前に前進をはばまれたという格好になった。こうした情勢のなかで、春闘のあり方を問う声も増大しており、日本の労働運動がかかえる課題は、戦線統一問題の今後の展開ともからみつつ複雑で多岐なものとなっている。

総　評

総評は、七月一五～一八日の定期大会において、八四年度運動総括をおこなったが、そのなかで、賃金闘争部分は、つぎのような総括であった。総括のなかで、賃上げ水準については「有利な経済条件を、われわれは生かし切れず、不満足な結果に終わった」と評価し、さらに「今後にむけて、集中決戦態勢を大事にしながらも高い春闘相場を形成するためには、より条件のある、しかもストライキ可能な組合集団による決戦態勢など」を検討しなければならないと述べた。

二　八五春闘の問題点と課題

八五春闘は、客観的情勢としては、低成長から中成長時代への転機にあたり、主体的には守りの春闘から攻めの春闘、すなわち生活防衛から生活向上、格差縮小の闘いなど、いくつかの問題点と、闘争課題を提起した春闘であった。

(1)　第一は要求についてである。今春闘においては、従来の「物価上昇分＋α」の要求方式にこだわらずに、生活実感を重視し、実質賃金の引き上げを考慮した要求づくりを行おうということが、労働団体間で確認され、積極的な要求づくりに取り組んだ。八五賃金闘争連絡会においてもそうした考え方から昨年の要求に一％上積みして「七％以上」のアップ率を設定

した。さらに総評としては額重視の立場から「二万円、八%以上」を統一要求基準として設定した。このようなより組合員の実感に近いところでの要求づくりという考え方は今後とも大事にされなければならない。

さらに、個別賃金重視の傾向がより強まり、春闘共闘においても従来の一八歳、三五歳のポイントに加えて、二七歳、四五歳が参考ポイントとして加えられることとなった。しかし、個別組合段階では、賃金水準の平準化や格差解消のために、個別賃金要求を活かす取り組みにはまだまだ不十分であり、単産、県評の指導の強化がのぞまれる。

(2) 第二には、春闘相場形成の闘いについてである。今春闘も昨年に引き続き、大手組合による集中決戦方式をとることとなった。昨春闘総括においてわれわれは、集中するだけでは不十分であり、不満な回答のときにはストライキを実施する態勢が不可欠であるとし、今春闘においてもそのことを確認して取り組みを進めてきた。しかし結果的には五%前後という低額回答にもかかわらずストを実施する組合はほとんどなかったといってよい。その中にあって私鉄総連が、今年こそストも辞さずという固い決意と態勢の中で一万二五〇〇円の回答を引き出したことは大きく評価されるべきである。

今後にむけて、集中決戦態勢を大事にしながらも高い春闘相場を形成するために、より条件のある、しかもストライキ可能な組合集団による決戦態勢などを積極的に検討していかねばならない。また、組織的な事情によってストライキが不可能な場合でも、低い回答では妥結することなく、可能な限りの闘いを続けるなどの作風も重要なポイントであろう。

(3) 第三には妥結をめぐる問題である。客観的に有利な経済情勢があったにもかかわらず、五%前後という低目の賃上げ率にとどまったのは、経営側のがまんの哲学をはじめとする賃金抑制の姿勢、賃上げを低目におさえこむいわゆる管理春闘態勢を、今春闘も破れなかったことをあらわしている。今後、内需拡大をはじめとする日本経済の動向や、労使関係問題について一方的な経営側の宣伝を許さないために、春闘前段の時期に、日経連を中心とした経営側と、労働側との間で、公開討論の場を設けるなどして、ひろく論争の焦点を国民の前に明らかにしていく必要がある。

また今春闘においては、公式妥結表示以外に様々な「+α」加算方式が昨春闘以上に広がったことを指摘しなければならない。当該組合にとっては、「+α」は企業内ドリフトと考えられるとしても、「+α」のない組合にとっては、妥結額比較が不明確になるし、また、他産業や中小への波及にマイナス効果をもつ。同一レベルにおける比較可能な方式が確立されなければならない。労働者の連帯によって少しでも高い賃上げを獲得するという春闘本来の主旨にのっとって、よりよい克服方法をみつけることが必要である。

(4) 今春闘における先行組合は、三月下旬から四月第一週にかけて、二五単産、二五〇〇単組で有額回答を引き出した。その組合数は、昨年の二二単産、二三〇〇単組に比べ、二〇〇組合ほどふえているが、高額回答を引き出して、主要大手組合の賃上げの相場形成時期につなげるという役割の面では不十分であった。そして、その多くは、四月第二週の集中決戦時期にかけて決着をみる状態となり、先行組合と集中決着組合との間における時期的な面での差は縮まったといえる。

しかし、先行組合のなかには、最近、製造業よりもむしろ第三次産業のなかのマスコミ関係や情報処理産業、レジャーサービス産業、事業所サービス業など、比較的新しい産業、業種の分野の組合が多くなってきている。それらの組合は、製造業の主要大手組合の賃上げ形成時期より、多少早目に賃上げ闘争に取り組む傾向にあるので、全体として集中決戦、決着の方向にあるとはいえ、来春闘にむけて、なお、先行組合の位置づけや役割については、さらに検討をしていくことが必要である。

(5) 中小闘争対策本部を中心として、格差縮小の闘いをめざして闘った中小春闘、地域春闘は、主要大手組合の賃上げが確定した後も、「春闘を流れ解散にしない」を合言葉に、四月第三週、第四週に、統一闘争日や、追い込みのための闘争ゾーンを設定して果敢に闘った。そして四月内決着に追い込んだ組合は、大手組合の妥結水準「一万円台、五%台」への到達をはたした。しかし、五月以降に解決をもちこした組合（全体の四〇%）の多くは、苦戦を強いられ、低目の賃上げ解決となり、格差縮小の実績をあげることができなかった。

しかし、このように、中小内部で二極分解傾向を生じたが、全体として中小の健闘がめだったといえる。それは総評が、今春闘で「中小闘争対策

本部」を発足させるなど、中小闘争に本腰を入れて取り組んだことの成果であり、中小組合はこの闘いをとおしてより一層連帯感を深めることができた。とくに地域では、春闘共闘レベルで中小闘争本部を設置するなど闘争体制を確立したことは高く評価できる。

しかし、地域でも①人勧がらみ、②許認可事業に対する攻撃、③業種別の経営者の結束、などにより従来の地域相場がくずれ、回答のおくれや業種別に賃上げがきまるなどの傾向が強まっている。今後、産業・業種別のきめ細かな対策と、産別間の共闘の拡大、そして産別と地域との連携などを進めていく必要があることを示している。

(6)　昨春闘に引き続き、政・財界の官民分断攻撃に対し、今春闘ではより一層、官民協力による春闘の構築をはかった。官公労の闘いの狙いは、なによりも第一に、この数年来の「人勧・仲裁」制度に対する機能的麻痺を狙う政府の攻撃をはね返し、民間賃上げとの格差を解消する方向をどう切りひらいていくかにおかれた。具体的には、民間賃上げのヤマ場の一つである四月一七日に、官公労は中小労組と連帯して統一ストを設定し、昨春闘時における「四・四政労交渉」の確認から要求の前進的措置を政府側に迫った。その結果、まず公労協は、一応、「民賃準拠」にもとづいた公労委の調停案を四月二六日に引き出し、仲裁裁定への足場を固めることができた。この事実上の賃上げ結果については、なお、民間大手（一〇〇〇人以上規模）組合に比べて格差があり、問題を残しているが、公労協の今後の闘いは、一時金の格差是正をめぐる課題や国鉄問題に象徴されるような合理化にどう対処していくかという課題が、中心的な課題となっていくと思われる。

公務員共闘も公労協も賃上げ闘争を中心としたといえる。（略）

公務員共闘は、今春闘における「民賃準拠」とともに、八二年以来の実損回復の即時獲得をめざし、春闘における政労交渉での決着をせまったが、政府のストを背景とした交渉は拒否するという態度により回答を引き出すことなくスト決行となった。

このことは労働四団体の統一回答日が分断され有効な追及ができなかったこと。人勧体制から春闘制度回答の厚い壁が打破できなかったことなど反省があるが、官民連帯を強めて春闘後段の盛り上りから「人勧確定期」へむけての闘いが強化されている。

その意味では、官公労は、公務員共闘も公労協も賃上げ闘争を中心としたといえる。（略）

(7)　以上のような諸問題、諸課題をかかえながら、われわれは、あらためて、組織、未組織を問わず、全労働者の生活改善のために、より一層、賃金闘争を中心に、春闘を発展させていかねばならぬ責務を背負っている。大手と中小、産別と地域、官公労と民間など、あらゆる労働者、労働組合をつなぎ、共闘を発展させていく役割を、総評は今まで以上に発揮していかねばならない。

春闘における大手組合の役割と責任の重さはいうまでもないが、今春闘で発足した中小闘争対策本部をより一層強化するとともに単産・地域が一体となった共闘の拡大と、組織の強化・拡大をはかることが、今後ますます重要となってくる。（略）

同　盟　同盟は六月一三日、第二五回執行評議会につづき第七回中央闘争委員会を開催し、八五賃闘の総括について論議、七項目にわたる内容を確認した。そのなかで、『'85賃金闘争連絡会』を中心として労働界全体としての連帯は従来にも増して強まった」と述べるとともに、連絡会の「調整機能は高まり、賃闘体制の前進に大きな役割を果たした」と連絡会を評価した。

一、二（略）

三　組合員平均五％の賃上げはわれわれにとって不満足なものといわざるをえない。

第一に、運動面の前進にもかかわらず、五％成長という有利な経済情勢を十分に生かせず、結果として、要求基準七％との間に大きな開きが生じた。

第二に、ここ数年間の規模間賃金格差の拡大傾向に歯止めをかけることができなかった。

第三に、八五年度実質可処分所得の増加は、消費者物価上昇率政府見通し、所得税等の年度内減税が行われない場合の税・社会保険料負担増を考慮すると、八四年度（二・二％）を下回ることは必至であり、組合

員の実質生活水準の向上に対する強い期待に十分応えることができなかった。

第四に、これらの結果、個人消費の拡大を中心とする内需主導によって、五%台の中成長を八五年度において実現する、というわれわれの基本目標の達成は困難となり、産業・業種・地域間のばらつき、対外経済摩擦の激化など不均衡が一層拡大する可能性が大きくなった。

四　今次賃闘において、日経連をはじめとする財界がとった姿勢は厳しく批判されなければならない。財界の首脳は、労働者の生活実態を軽視し、日本経済と国民生活の将来に対するなんらの展望を示すことなく、今日の景気拡大を一時的なものとして、低成長下の賃上げ、生産性基準原理による賃金抑制に固執した。

内需拡大が、わが国経済にとって、国際的にも緊急の課題となっている現在、財界のこのような賃金抑制の姿勢は、わが国経済の将来をあやまらせるものといわざるをえない。日本の産業経済を発展させて行くという基本的使命をおこたった財界、経営側の責任は大きい。

均衡ある中成長を実現し、国際協調を推進することは、労使の立場を超えた国民的課題である。われわれは、この課題に応えるために、財界、経営側がわれわれとの間で、実りある論議を行うよう望むものである。

五　われわれは、再び労働者生活の立遅れを起こしてはならない、との立場にたって、今後一〇年間に勤労者世帯の実質可処分所得を五割程度引き上げることを長期的に展望して八五賃闘を闘った。今年度の闘いの反省を含めてこの長期展望をさらに充実し、労働者の生活実感、経済整合性をふまえた総合生活闘争の目標を作り上げていかなければならない。

問題はこうしたわれわれの要求を実現するためにわれわれの力と体制をいかに充実していくかということである。各組織がそれぞれの実情をふまえて闘う産別自決体制はいうまでもなく闘争の軸である。これを基本とする梯団方式戦術は、先行、中盤、後段にそれぞれ位置する組合の役割が年々明確になり、強化されてきているが、さらに、産業構造の変化をふまえて、相乗効果を最大限に発揮できる戦術、体制について検討を深めていかなければならない。（略）

賃金闘争連絡会　賃金闘争連絡会は、七月五日、賃金闘争の総括をおこない、そのなかで、賃上げの結果について「五%台の賃上げは、各産別・単組が自力・自決の立場で精いっぱい努力しあった結果であるとうけとめるべきである」と評価した。

【賃闘連絡会・八五賃金闘争について】

一、二（略）

三　八五賃金闘争の妥結結果は、全労働団体集計で昨年実績を一四七〇円、〇・五ポイント上回る一万七〇〇円、五・一%（八五年五月一七日現在、加重平均）となった。各産別・単組ごとの内容は、産業・企業の実態をはじめ労働者構成、賃金制度との関係などの相違を反映して、ばらつきがあり、また、単純には比較しあえない性格をもってはいるが、全体として獲得した五%台の賃上げは、各産別・単組が自力・自決の立場で精いっぱい努力しあった結果であると受けとめるべきである。

四　しかし、昨年とくらべ、各産別・単産の要求水準にあらわれた意欲の高まりを、最終的な結果に結びつけていくための全体としての闘いのすすめ方、いいかえれば、相場形成、相場波及という点からみた相乗効果の面では、かならずしも十分であったとはいえず、今後、これを支える産別自力・自決体制のいっそうの強化がのぞまれる。

五　とくに中小組合の妥結結果は、額・率ともに伸びが低かったばかりでなく、例年と異なって、率のうえでも全体平均を下回り、その結果、格差は、むしろ、拡大傾向をたどった。外需依存の景気回復から取り残された中小企業を取り巻く環境のきびしさを反映した結果ということができるが、今後、地域経済の振興、最低賃金の引き上げ、その他、総合的な取り組みの強化が必要である。

六　五%台の賃上げによって実質賃金はかろうじて維持できたといえるが、所得税減税が実施されなければ、実質可処分所得の伸びはほとんど期待できない。われわれは、この現実を、総合生活闘争の一環として取り組んできた今次賃金闘争が残した課題として、きびしく受けとめなければならない。

七　今年も、賃上げ最終結果の予測をめぐって民間調査機関によるアンケート調査結果が公表された。要求提出はあるが、まだ、要求討議中という段階で、このような調査の実施や結果の公表がなされたこと自体、きわめて遺憾であるが、責任ある交渉当事者がこの種調査へ協力するようなことは厳に慎しむべきである。（略）

金属労協　金属労協は第六回戦術委員会をＪＣ共闘集中回答日を指定した四月一〇日に開き、回答評価ならびに今後の闘いの進め方を確認した。そのなかで、ＪＣ集中回答を「社会的賃金引き上げに一定の役割を果たしたもの」と評価した。

【金属労協・第六回戦術委員会確認事項】

一、（略）

二、集中決戦に先行する組合は、四月五日までに回答引き出しをはかることで取り組みをすすめ、これまでに全金同盟二〇六組合・平均九七四三円（四・九四％）、全機金二四組合・一万一八〇円（五・二一％）、ＪＣメタル一組合・一万三七七三円（六・五六％）の回答が出されている。この回答は、四月一〇日の集中回答日を中心とするヤマ場の回答引き上げに役割を果たしたものと受けとめられる。

三、四月三～四日、第五回ＪＣ戦術委員会において、実質賃金の引き上げ、社会的賃金水準引き上げへの寄与、産別自決による相乗効果と格差圧縮などを中心とする確認を行い、ＪＣ共闘の体制強化と納得できる回答実現のため集中回答日にむけて、取り組みをすすめることとした。

四、（略）

五、前項回答は、各組合がＪＣ共闘の結束のもと、産別自決体制を強化するなかで、全体としての格差圧縮をはかり、相乗効果を高めるため最大限の努力をはらった結果のものである。

　またこの回答水準は要求に比して十分といえないまでも、社会的賃金水準引き上げに一定の役割を果たしたものと考える。

　従って、この回答は、第五回戦術委員会におけるＪＣ共闘としての確認事項におおむね沿ったものであると判断する。

六、われわれはこれまでＪＣ共闘の役割と責任を自覚し、組合員の期待に応えるべく精一杯取り組みをすすめてきた。

　本日のこの回答も、こうした取り組みのもとで引き出したものと受けとめ、各組合は今後、引き続き交渉を追い上げつつ、四月月内解決をはかることとする。

七、（略）

（『ＩＭＦ・ＪＣ金属』三一二号）

全民労協　全民労協は、六月一四日、闘争委員会を開催し、「八五賃金闘争終りにあたって（まとめ）」を確認した。そのなかで、全民労協は、結成三年目の賃金闘争として「力合わせの賃金闘争」を合い言葉にしてとりくみ、「一歩前進の態勢を整えることができた」と評価した。また、賃金闘争の結果については「〝中経済成長の定着〟をめざし、〝総合生活の改善〟をはかる」、この視点からの評価でと述べている。

【全民労協・八五賃金闘争の終りにあたって（まとめ）】

一　経過と結果について

(1)～(8)（略）

(9)　今次賃金闘争の結果については、加盟組織がそれぞれ評価すべきことであるが、大切なことは、自らの自力・自決の結果をどう評価するかにある。また、全民労協の立場から最も重要なことは、要求の基本姿勢として掲げてきた「〝中経済成長の定着〟をめざし、〝総合生活の改善〟をはかる」、この視点からの評価である。

　全民労協の試算によれば、五％の賃上げで実質可処分所得は、物価（六〇年度政府見通し二・八％）、減税の棚上げ、社会保障の負担増などで一・七％程度しか伸びないことになり、上記基本姿勢からみて、今後に課題を残した。

　全民労協として、この実態を厳しく受けとめ、深く反省しなければならない。

(10)　最後に今次賃金闘争をめぐるアンケート調査などに言及しておく必要

がある。

職場での討議はおろか、産業別組織の要求設定の検討段階において、賃金闘争の最終結果に対するアンケート調査が発表されたことは、極めて遺憾である。交渉当事者が、自ら予想屋になることのないよう、厳に慎しむとともに、労働界全体として、この種アンケートには応じないよう、再確認すべきである。

二、今後への対応

(1) 全民労協は、勤労者の実質生活水準の向上、内需拡大による中成長（実質経済成長率五%程度）達成の考え方から、引きつづき実質可処分所得の引き上げをめざしていく。

すなわち、総合生活改善の立場から、経済、物価、税制改革・減税など政策・制限課題の改善に全力をあげる。

とくに六〇年度減税要求については、先の与野党(除共産党)幹事長・書記長会談合意の早期実現に、決意新たに積極的な行動を展開する。

(2) 財・経済団体は、先般行われた日経連、経団連の総会において、それぞれの代表が「賃上げは高率に過ぎた」「このコストアップ分は、企業収益の低下をもたらすか、物価上昇をもたらすか、のいずれかにならざるを得ない」とか「所得減税によって消費を刺激するという考え方はインフレを招くだけであり、所得減税には反対」といった見解を明らかにした。

これらは、賃金闘争時の発言の延長上のものであり、勤労者の生活はおろか、日本経済、産業別の将来に対する経営者としての責任を放棄したものと言わざるを得ない。

全民労協は、今後ともこの点につき、さらに厳しく追及していく。

(3) 人勧・仲裁については、労働四団体と連携をとりながら、その早期完全実施に向けて、引き続き努力する。

(4) (略)

(5) 今次賃金闘争での加盟組織の努力と全民労協に対する期待の高まりは、「力合わせ賃金闘争」推進を前提とした、労働戦線統一への意欲の現われでもある。全民労協は、賃金闘争の強化・充実の討議とあわせ、連合組織体への発展にむけて積極的に討議を進めていく。

全加盟組織の皆さんの今次賃金闘争に対する努力に心から敬意を表するとともに、一層の協力、支援をお願いする　　以上

（「全民労協ニュース」No.97）

統一労組懇

八五年八月一〇日と一一日の両日、年次総会を開き、つぎのような春闘総括をおこなった。総括では、春闘の結果は「額、率ともにきわめて不十分なもの」とし、それは、労働四団体の「賃上げ自粛路線を労働者に押しつけた当然の結果」であると批判した。一方、統一労組懇各単産や各単組は「善戦健闘」「平均を上回る結果」をつくりだせたと評価した。

【統一労組懇・八五年春闘総括】

(1) 八五年春闘の賃上げ闘争全体の状況は、民間大手組合加重平均で一万八七一円（定昇込み）五・〇三%（労働省主要企業調べ）の引上げで平均して五%前後の引き上げ結果となっています。

これは、労働者の生活実態や臨調路線での負担増、実質増税などのもとで、右翼的潮流さえも指摘しているように、実質可処分所得の増加は、減税のない分昨年春闘の結果を下まわり、額、率ともにきわめて不十分なものです。

このような結果は、政府・財界のひきつづく低額抑制攻撃に対して、労働四団体が当初から生活の実状に根ざす労働者の切実な要求と闘争意欲をもとに大衆的な闘争の高揚をめざすのではなく、「五%攻防」などといって財界の賃上げ自粛路線を労働者に押しつけた当然の結果であり、労働者の生活改善にほど遠いものであると共に、国民購買力の増加を抑制し、大企業本位の日本経済の歪みと不均衡を助長することになりかねないものです。

大企業が史上最高の利益を計上し、五年ぶりといわれる好景気のもとで、春闘での大幅賃上げにかつてなく強い期待をいだいた労働者・国民のねがいをふみにじった政府・財界や、それにみちを開いた右翼的潮流の幹部との矛盾は、いっそう激しさを増しています。

春闘そのものを政府・財界の許容する枠のなかに閉じこめ、ひいては

労働四団体幹部を政府の臨調「行革」、教育臨調、軍拡路線推進の協力者にしたてようとする政府・財界のたくらみのもとで、政府・財界と労働者・国民、労働四団体幹部と労働者との矛盾はいっそう激しくならざるを得ません。労働四団体内部あるいは全民労協と労働四団体、加盟単産との間の矛盾もさまざまに拡がっています。

それは反面では、労働者・国民の利益擁護のために奮闘する統一労組懇、その共同の部隊への結集の条件の拡がりをも示すものです。

(2)　(略)

(3)　全体として、統一労組懇の八五年春闘は、たたかいへの結集の広がり、統一行動のつよまりなど、質量ともに、従来より大きく前進していることが評価できます。

とくに四月上、中、下旬にみせた各単産と地方の「共同」に参加する仲間のストライキを中心とするたたかいで、第二次、第三次と回答の上積みをはかり、さらに五月段階での中小未解決組合と金融関係単産のねばりづよいたたかいによって「平均を上回る賃上げ水準」をかちとることができました。

また、東京春闘懇のように春闘が単産によって三月から五月までかかることから、「流れ解散に終らせない」という、意識的な連帯行動もねばり強くとりくまれました。(略)

(統一労組懇八五年度年次総会議案)

〔参考資料〕　(1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金白書」、全民労協「全民労協ニュース」、統一労組懇「八五年度年次総会議案」、(2)総評教宣局「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、(4)日本労働協会編『昭和五九年版労働運動白書』

V 「合理化」と労働組合

概要□総評、同盟の「合理化」対処方針――総評／同盟／主要労組の「合理化」への対応――全国金属／全化同盟／全造船機械／全国セメント／紙パ労連／全自交／私鉄総連／全港湾／全電通／国労／自治労／ME・OA・FA問題――ME化対策指針／VDT労働／労災・職業病をめぐる闘争――概況／商業労連「安全衛生にかんする基準労働協約」／全国金属の原発作業員実態調査／労働時間短縮闘争――総評の時短闘争／同盟の時短闘争／労働基準法研究会中間報告への批判／電機労連の運動／鉄鋼労連「労働時間短縮の中・長期指針」

概要

一、八四年から八五年にかけての「合理化」をめぐる動向としてもっとも注目されるのは、①ME化にともなう新技術導入への対策が各レベルで、さまざまな形でとりくまれたこと、②単産では、不況業種を中心に支部段階で人員整理をめぐる攻防がつづいていること、③総評、同盟とも労働時間短縮の課題を重視してとりくんだことである。

一、全国金属では、草加鋼業、熊本電子工業、日本起重機などの支部レベルでの反合理化闘争がとりくまれた。

一、全化同盟は八四年八、九月を労働協約闘争月間とし、「全化同盟労働協約標準案」にもとづく各組合の協約見直しを実施した。

一、全造船機械では、三菱重工福岡工場閉鎖をめぐる攻防がつづけられている。

一、全国セメントでは、八四年五月からの合理化計画をめぐる争議が妥結した日本ヒューム管労組と、度重なる合理化計画できびしい状況におかれた大同コンクリート労組の動きが注目される。

一、長期不況下の紙パルプ業界では、労組側はきびしい状況下での闘いを余儀なくされている。

一、私鉄では地方の中小私鉄で事態が深刻化している。沖縄県連

の八四年春闘は、前年同様長期化し、ようやく年末に妥結した。

一、全港湾では雇用をめぐる深刻な攻防がつづいている。

一、全電通は電電民営化にたいし条件闘争をおこない、八五年四月からは公労協を離脱し民間労組に移行、「社会的に価値ある労働運動」をめざす新綱領を掲げた。

一、八四年七月の「余剰人員」をめぐる当局提案との攻防に国労は事実上敗北し、八五年に入ってからは、国鉄当局、再建監理委員会の「分割・民営化」構想との闘いを迫られている。

一、八五年一月、自治省は「地方行革大綱」を発表した。自治労はこれを撤回させる闘争に力を入れてとりくんでいる。

一、八四年夏から秋にかけての各労組の大会では、ME化対策指針を採択するケースが続出した。

一、VDT労働をめぐる職業病は大きな問題になりつつあり、総評はこれを規制するための「指標」を発表した。電機労連も対策の基準を作成した。

一、労災・職業病をめぐる闘争では商業労連のモデル労働協約が注目される。また、全金は傘下の原発作業労働者の実態調査をおこなった。

一、八四年秋から八五年夏にかけて、総評、同盟ほか労働側は共通して労働時間短縮闘争にとりくんだ。

一、八四年八月、労働基準法研究会中間報告が打ち出した「週四五時間、一日九時間」労働提案にたいし、総評、同盟、全民労協は、それぞれ労基法（労働時間関係）改正の独自案を発表した。

一、単産レベルの労働時間短縮闘争では、電機労連と、中・長期指針を発表した鉄鋼労連の動きが注目される。

1 総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、一九八五年七月の第七三回定期大会で、これまで一年間の活動の総括と、向こう一年間の方針を決定した。総括では「労働時間短縮闘争」が単産・地域レベルならびに労働四団体の共闘によって進められたことがとりわけ注目されている。方針のうち、ここでは「労働時間短縮の闘い」「マイクロエレクトロニクス（ME）技術革新への対応」「労働災害・職業病の防止と補償についてのとりくみ」を掲げる。

【労働時間短縮の闘い（要旨）】

ME化の進行によって、産業構造・就業構造はソフト労働へと変化・移行してきて、今後もその傾向は強まり、知性や新鮮な感受性、ゆとりのある生活がますます要求されてくる。労働全体が従来までの肉体的労働が中心であった時代から精神的労働が中心となっている時代の労働時間短縮の中・長期的視点が不可欠になっている。また、技術進歩に見合った完全雇用の達成と労働の質を重視した産業社会を実現していく基軸にはワークシェアリングをはじめとする労働の改革のとりくみが必要となっている。以上の観点にたち、私たちは二一世紀（西暦二〇〇〇年）に向けた労働・社会生活全般にわたった環境を創造することが必要である。

(1) 長期目標は、西ドイツ・フランスの労働時間水準以上の達成におく。

(2) 中期目標は、アメリカ・イギリス水準を基本とし、次の内容とする。

①完全週休二日制の実現（一〇四日）、②三大連休の実現（年末年始七

日、太陽と緑の七日、夏休み七日、祝日一二日、合計一二六日)、③年次有給休暇二〇日への拡大と完全取得(二〇日)、④残業・年間一五〇時間以内として、年間休日・休暇一五〇日の実現と年間残業時間一五〇時間以内とし、総実労働時間一八七〇時間以内の実現をはかる。

(3) 各単産は以上の中期目標を実現するために、原則として一九八九年秋闘を最終決着年と位置づけ、五カ年計画を作成し、体制確立をはかることとする。また、労働時間短縮の闘いを秋闘に集中することに努力し、産業別統一闘争体制の確立をはかることとする。(中略)

今年度は、(1)八月に予定される労基研最終報告を受けた労基法政府案と労働団体の要求する改正案が激突することは必至であり、秋闘における職場要求と結合させながら、制度要求の職場討議と決議、対政府・対経営団体交渉、国会対策や大衆行動を強化し労働組合主導の体制を確立することは必至であり、秋闘における職場要求と結合させながら、制度要求の職場討議と決議、対政府・対経営団闘いを強める。(2)週休二日制促進の節点として、八六年八月から予定されている金融機関の月二回土曜休業への拡大・実施は大きな意義を持っており、公務員の四週六休制実現との関係においても闘いを全体化し、完全週休二日制への突破口として闘いを強める。特に、「労働の安売りはやめる」という観点にたち、残業規制など日常的な闘いや長時間労働の強制、労働時間管理の強化などに対しても具体的職場要求を対峙し、組織的対応を強めることとする。(4)「メーデー一〇〇周年」「東京サミット」など時短推進に有利な課題が多々あり、具体的提起を行なっていくこととする。

【マイクロエレクトロニクス(ME)技術革新への対応(要旨)】

今日激しく展開されているマイクロエレクトロニクスをはじめとする新技術革新は、労働形態、生活様式、社会活動に大きな変化をもたらしている。科学技術を全面的に拒否することは、社会の進歩にとって逆行であろうが、それを無原則に放置することは、人間性の破壊につながる。とくに技術の利用を資本家や一部の研究集団・官僚など特定集団(階層)に特権化させてはならない。したがって、労働組合は、職場、企業、産業、政府など、あらゆるレベルで積極的かつ具体的な社会的規制力を発揮しなければならない。いまこそ技術の利用をめぐって、労働・職場のあり方、産業のあり方、社会生活のあり方に対して具体的な内容を検討し、資本家・政府に要求していかなければならない。その闘いと規制の程度に応じて未来の労働と社会の枠組みが決定されることであり、総評としてME技術革新に対する対策を強めていく体制を確立していかなければならない。当面する課題は、雇用に与える影響、職業訓練、賃金のあり方、労働災害、労働のあり方(労働の人間化)問題などである。総評は「VDT(Visual Display Terminal)労働規制のためのガイドライン」を提起した。これをコンピュータ労働の職場労働諸条件のミニマムとして活用し、労働・職場改革の突破口を切り開く出発点としなければならない。すでに、いくつかの労働組合は新技術協約を締結し、これらの課題に包括的に対応しているがこれをさらに充実・強化と一般化を図り、産業レベル、社会レベルの規制基準の作成とその運動化にむけて対策を強める。

【労働災害・職業病の防止と補償についてのとりくみ(要旨)】

全産業に及んで導入されているOA・FAなどのいわゆるME化、技術革新は、職場労働者の生命と健康にとってこれまで予期し得なかった多くの問題をひき起している。こうした職場の変化に対応した労働者の安全衛生の確保についての制度上の有効な対策が未確立な状況下では、単産レベルでの積極的な指導による職場の見直しや点検活動は不可欠であることを認識し、事業者及び政府に対して労働災害、職業病の未然防止、被災労働者の救済を求め、具体的施策、制度確立をめざして次のようにとりくむ。

(1) 職場労働者の安全衛生確立のために、安全衛生に関する団体交渉の強化、安全衛生委員会活動の活発化、そのための安全点検体制と活動家の育成は極めて重要であることを再認識し、中央・地方での安全衛生学校、研修会の開催ととりくむ。

(2) 粉じん障害・放射線・VDT・騒音などの被災防止、健康診断などに及んでの安全衛生に関する労使協定化の要求運動を重視し要求行動の成功と全単産への拡大をめざしていく。

(3) 現代職業病でもっとも悲惨な職業ガン、そして粉じん障害、慢性中毒などの発生は依然として後を絶たない。総評は労働衛生学者の提言をうけて関係単産を結集しての職業ガン対策会議を発足させたが、職場での防止、治療、認定、補償等の当面する課題を中心に事業者団体、政府にその対策を求めていく。(中略)

(7) 行政監督の強化を求め労働基準監督官の大幅な増員、安全・衛生各専門官の全監督署配置の実現。安全衛生関連ＩＬＯ条約の早期批准。労働行政に関与している地方労働基準審議会委員、労災保険審査参与、労災防止指導員などの活動条件の拡大等を政府に求めその実現をめざす。

(8) 労災保険法の改正が検討されているが、経営側による労災補償の早期打切り等の給付制限、労災年金と他の社会保障年金との調整、福祉事業のカットを柱とする要求と労働側の補償拡大要求が労災保険審議で正面から討議されている実情にあり、総評は労働四団体、被災者団体との共闘を強めつつ、改悪反対の運動を展開する（以上、総評第七三回定期大会資料）。

同　盟　同盟は八五年一月の第二一回年次全国大会で向こう一年間の方針を決定した。ここではそのうち「労働時間短縮の課題と要求」と「ＭＥ技術革新への対応に関する決議」を掲げる。

【労働時間短縮の課題と要求（要旨）】

(1) 労働時間の国際水準への平準化　①わが国の労働時間を、欧米先進国水準にまで短縮することは、国際的な協調を推進するために緊急な国民的課題である。②われわれは、八五年度を〝時短元年〟として、労働時間の短縮に組織の総力をあげて取り組む。③労働時間短縮闘争の基本は、組織労働者の協約改定闘争である。しかし、企業別組合を基本としているわが国にあっては、労働協約の社会的波及効果が弱く、労働基準法改正の闘いが時短闘争の重要な役割をになっている。労基法は、時代の変化とＩＬＯの関係条約・勧告に適合する内容に抜本改正されなければならない。

(2) 労働時間短縮の目標　①すべての組合が、八五年度中を目途に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる。②すでに完全週休二日制を実現し、年間総労働時間が二〇〇〇時間に到達している組合は、八五～八七年度を目途に年間総労働時間の一九〇〇時間達成をめざす。③この目標を実現するため、各産別・単組は労働時間の実態に応じて、年間所定内労働時間の短縮（週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等）、所定外労働に対する規制強化（恒常的時間外労働の撤廃、時間外割増賃金の引き上げ等）、有給休暇の完全取得、有給休暇日数の拡大など、年間総労働時間の諸要素について、可能な限り横断的に短縮重点目標を設定し、実現に取り組む。④とくに今年度は、すべての組合が時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得に取り組む。⑤金融機関、公務員、公企体労働者の完全週休二日制の実施にむけて、当面、金融機関については土曜休業を月二回に拡大するとともに、公務員については土曜閉庁による四週六休制を実現していく。

(3) 労働基準法の改正　①現行労働基準法、なかでも労働時間関係の諸規定は、現代社会の実情とわが国の国際的立場にふさわしい内容に、抜本的に改正されなければならない。（中略）

時短闘争の停滞を打ち破り、画期的な成果をかちとるため、時短交渉を秋に集中する。こうした闘争を強めるため、各産別・単組は時短目標の設定、闘争の推進にあたり、社会的横断性を重視し、産業別、業種別、地域別などのグループごとに、可能な限り統一的闘争体制を確立する。また、組織労働者が獲得した成果を未組織労働者に波及させるため、労組法一八条による地域拡張適用に取り組む。執行評議会のもとに設置する「時短闘争委員会」を中心として、時短闘争に組織の総力を結集する。労働時間短縮についての国際共同行動を推進し、先進的な時短闘争の経験に学ぶため、「労働時間短縮国際シンポジウム」を開催するとともに、「欧米労働時間調査団」を派遣する。われわれの提唱している「太陽と緑の週」（四月二九日から五月五日までのとび石連休を法の制定によって連続休暇にしようとするもの）の法制定にむけて全力をあげる。以上のような労働時間短縮のための行動、闘争を積み重ね、八五～八七年度中に現行労働基準法の抜本改正を必ず実現すべく、組織の総力をあげ強力な闘いを進める。

【ＭＥ技術革新への対応に関する決議】

ＭＥ技術を中心とする技術革新の急速な進展は、産業・社会にさまざまな変革をもたらし、雇用に対しても質量両面にわたる影響を与えている。同盟は、ＭＥ技術革新に対応する基本原則ならびに国、産業、企業など各レベルにおける具体的対処策さらには、年間所定内労働時間の短縮（週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等）、所定外労働に対する規制強化（恒常的時間外労働の撤廃、時間外割増賃金の引き上げ等）、有給休暇の完全取得、有給休暇日数の拡大など、年間総労働時間の諸要素について、可能な限り横断的に短縮重点目標を設定し、実現に取り組む。④とくに今年度は、すべての組合が時間外労働の規制、年次有給休暇の完全取得に取り組む。⑤金融機関、公務員、公企体労働者の完全週休二日制の実施にむけて、当面、金融機関については土曜休業を月二回に拡大するとともに、公務員については土曜閉庁による四週六休制を実現していく。

(3) 労働基準法の改正　①現行労働基準法、なかでも労働時間関係の諸規定は、現代社会の実情とわが国の国際的立場にふさわしい内容に、抜本的に改正されなければならない。（中略）

時短闘争の停滞を打ち破り、画期的な成果をかちとるため、時短交渉を秋に集中する。こうした闘争を強めるため、各産別・単組は時短目標の設定、闘争の推進にあたり、社会的横断性を重視し、産業別、業種別、地域別などのグループごとに、可能な限り統一的闘争体制を確立する。また、組織労働者が獲得した成果を未組織労働者に波及させるため、労組法一八条による地域拡張適用に取り組む。執行評議会のもとに設置する「時短闘争委員会」を中心として、時短闘争に組織の総力を結集する。労働時間短縮についての国際共同行動を推進し、先進的な時短闘争の経験に学ぶため、「労働時間短縮国際シンポジウム」を開催するとともに、「欧米労働時間調査団」を派遣する。われわれの提唱している「太陽と緑の週」（四月二九日から五月五日までのとび石連休を法の制定によって連続休暇にしようとするもの）の法制定にむけて全力をあげる。以上のような労働時間短縮のための行動、闘争を積み重ね、八五～八七年度中に現行労働基準法の抜本改正を必ず実現すべく、組織の総力をあげ強力な闘いを進める。

【ＭＥ技術革新への対応に関する決議】

ＭＥ技術を中心とする技術革新の急速な進展は、産業・社会にさまざまな変革をもたらし、雇用に対しても質量両面にわたる影響を与えている。同盟は、ＭＥ技術革新に対応する基本原則ならびに国、産業、企業など各レベルにおける具体的対処策さらには、ＶＤＴ作業に関する作業基準を樹立した。われわれは、ＭＥ技術革新に対して『新しい技術と人間の調和』をスローガンに、組合員の雇用の安定、人間性豊かな労働生活の実現を図るとともに、社会の進歩と福祉社会の構築をめざして、次の基本原則なら

びに具体的対策をもって積極的な運動を展開するものである。

(1) ＭＥ技術革新に対応する基本原則

ＭＥ技術革新は、国民生活の質的向上と福祉の増進に寄与し、職場にあっては労働条件の向上と参加体制の強化に役立てなければならない。そのために、次の五つの基本原則を確立し、対処する。①人間社会の進歩と福祉の実現。②アセスメント（事前評価）原則の確立。③社会的公正の確保。④参加と労使協議の充実。⑤国際協力の確立。

(2) ＭＥ技術革新に対する具体的対策

ＭＥ技術革新に対応する五つの基本原則をふまえながら、国、地域、産業、企業、国際間それぞれのレベルで、雇用の安定確保を前提とした次の具体的対策を実行する。①合意形成機関の設置。協議機関の設置と協議内容の充実を図ること。②事前評価制度の確立。③公正な成果配分。④教育訓練制度の抜本拡充。⑤安全衛生対策の充実。⑥高年齢者の活力維持。

(3) ＭＥ技術革新対策の実現にむけて

われわれは、ＭＥ技術革新に対する基本原則と具体的対策を確立した。これらは、今後の運動展開にあたっての指針であると同時に、自らの運動によって解決すべき実践課題を明らかにしたものである。ナショナルセンター、構成産別、傘下単組が各々の任務と役割りを自覚し、当面次の運動を統一的に展開する。①ナショナルセンターは、政・労・使の合意形成の場を設け、ＭＥ対策を前進させる基盤をつくるとともに、討論集会の開催や、キャンペーン活動を展開する。また、国際的合意を形成するための国際会議、人物交流を積極的に推進する。②地方同盟は、地域におけるＭＥ技術革新対策会議と、地域経済・社会・労働各面にわたる影響調査の実施および有効な施策を講じさせるよう積極的に取り組む。③構成産別は、産業別労使会議等の機能を充実させ、産別台の対応策を確立し、傘下単組の統一的取り組みを強力に指導する。④単組は、産別台の対応方針にそって、労使協議を強化し、配置転換基準の明確化、教育訓練体制の整備、安全衛生対策の確立等を中心課題とした労使協定の締結に全力をあげる（以上、同盟第二一回年次全国大会資料）。

2　主要労組の「合理化」への対応

全国金属　全金では、三年にわたる争議が解決した草加鋼業支部、査定廃止を実現した熊本電子工業支部、合理化計画を撤回させた日本起重機支部のとりくみが注目される。また、八五年六月には、日本工作所支部を中心に〝反来島どっく〟対策委員会が下関で開かれた。

【草加鋼業支部】　一九八一年一月、川鉄商事の指揮により、伸鉄製造の草加鋼業は不況のため工場閉鎖・全員解雇を実施、これに反対する組合側は工場再開を要求し、争議が始まった。草加鋼業労組は全国金属に加盟し、以来、東京の〝川商攻め〟に重点をおき、通算三二波の抗議行動を展開、現地では支援共闘による社長への抗議と団体交渉を重ねた。一方、川商を相手に地位確認の訴訟を起こし、八五年初頭に裁判所の職権和解がおこなわれた。工場再開は実現できなかったものの、①再就職希望者には就職斡旋、②争議解決金は川商と草加鋼業が連帯して支払う、などを川商が責任をとる形での和解となり、争議は解決した（『全国金属』一九八五年三月一一日付）。

【熊本電子工業支部】　熊本電子工業に一九七六年一〇月組合が結成された動機は「封建的経営と成績査定への不満」であった。当時の査定は五ランクで一番上と二番目の査定では基準賃金に二〇％の差

がついた。内容的にも組合活動や時間外労働で差が設けられていた。査定廃止に組合員が向かったのは、七九年夏、準社員（女性）の再雇用闘争を通じてであった。会社側は「査定が優秀でないので定年後再雇用しない」という態度を示し、組合はこれを不公平だとして撤回させた。以後、査定方法改善をめぐる要求が組合側から出され、八二年に五ランク制を三ランク制に改めさせ、さらに査定そのものが会社の管理責任を個人に転嫁するものだと批判、八三年には年間一〇%の生産性アップを条件に賃金査定を中止、八四年年末闘争で残っていた一時金の査定も廃止が実現した（『全国金属』一九八五年六月二二日付）。

【日本起重機支部】 一九八五年一月、東京と栃木に工場をもつ日本起重機で、①四五人の人員減、②賃金一二%削減、③賃上げ二年間停止、④一時金は二年で二カ月、⑤労働時間の一七%延長、⑥退職金二〇%引き下げ、などの合理化計画が提案された。同社の経営は事実上日商岩井が握っていたが、日商岩井が手を引くことを決めたため、この合理化提案が出されたのである。日本起重機支部は全面撤回要求を全員一致で決め、ただちに団交に入った。支部はさらに本社への集団抗議と、日商岩井への抗議行動を計画した。そして、二月二〇日の団体交渉の席上、会社側は合理化案が不備であったとして全面撤回、また日商岩井も援助の継続を決定した（『全国金属』一九八五年二月二一日付、三月一日付）。

【日本工作所支部】 下関市の日本工作所は、来島どっくとの業務提携計画を進めているが、全金日本工作所支部は、提携計画にともなう「松山市での研修＝思想教育」を警戒し、研修にたいする条件として、①仕事・技術面の教育に限り、講義のみとする、②反組合的教育はいっさいしない、③リポート、誓約書は書かせない、④発声訓練はしない、⑤時間外研修はおこなわない、⑥グループ研修は協議して決める、⑦研修は今回限りとする、⑧病気など正当な理由がある場合は除外する、の八項目を会社側に提示、「協定に反する研修が行われた場合は研修を直ちに中止する」と申し入れた、

これにたいし会社側は「①と⑧の条件は認められるが、あとは受け入れられない」とし対立、組合側は松山市での研修を拒否した。日本工作所のみでなく、同じく来島グループ入りした旭洋造船鉄工の労組も同様の研修を拒否、組織切り崩しを防ぐため、日本工作所、旭洋造船所労組を中心に、全金、全造船、県労評、下関地区労連、総評が共同で〝反来島どっく〟対策委員会を設置、闘争を進めていくこととした（『山口新聞』一九八五年六月二八日付）。

全化同盟

全化同盟は、一九八四年八、九月を労働協約闘争月間とし、「全化同盟労働協約標準案」にもとづいて各組合の協約見直しをおこなうこととした。ねらいは労使協議制の強化を通じて経営参加の足場をきずくこと、ME化にともなう技術革新に対応する体制づくりにある。労働協約締結・改善方針と労働協約標準案の「労使協議会付議事項」は以下のとおりである。

一、各組合は全化同盟の労働協約標準案にもとづいて現行協約を比較、検討し、未達成条項を確保し、内容の改善をはかり、統一化と平準化を進める。

二、闘争を効果的に推進するためには、締結、改定時期の統一化が必要である。その時期を毎年、「十月一日」として統一するよう各組合ともその実現に全力をあげそれぞれ締結、改定交渉を行う。

三、中小企業労組では、「統一労働協約」の締結に努力し、本部は各地方本部、地方連合会または業種別単位に条件整備に努める。

四、本部は闘争推進にあたり、全組合が目標を達成していくために必要な指導を行う。

五、「経営参加指針」やマイクロエレクトロニクス化にともなう「新たな技術革新に対応する指針」づくりのため、労働協約特別委員会を設置して、全化同盟労働協約標準案の見直しをしていく。

協議決定事項

①労働協約の締結・改廃、②労働協約で会社と組合が「協議、決定する」と規定した事項、③労働協約に規定していない「組合員の労働条件に関する事項」、④労使協議会の権限に関する事項、⑤労働協約の適用に関する事項、⑥苦情処理について個別に解決できなかった事項、⑦安全・衛生、福利・厚生に関する事項、⑧生産性向上計画に関する事項、⑨公害防止対策に関する事項、⑩前項以外の事項で、会社と組合の双方が「協議決定」を必要と認めた事項。

協議事項

①労働協約で会社と組合が協議すると定めた事項、②就業規則そのほか会社が従業員との関係ならびにこれに関連する事項について規制しようとする諸規則に関する事項、③経営基本計画と重大な経営規模の変更に関する事項、④生産計画、人事計画、採用計画の基本的事項、⑤設備投資計画に関する事項、⑥重要な職制機構の改廃に関する事項、⑦教育・訓練計画と運用に関する事項、⑧安全、衛生、公害・環境保全の基本事項、⑨関連企業の基本事項、⑩労使合同の調査、研究委員会に関する事項、⑪中、長期経営基本方針と将来構想の基本事項、⑫経営、経理内容に関する事項、⑬各種専門委員会から審議の要請のあった事項、⑭会社と組合の双方が「協議する」ことを必要と認める事項。

（『生産性新聞』一九八四年七月二五日付）

全造船機械　三菱重工業が提案した同社福岡工場の閉鎖、下関移転計画をめぐり、これに反対する運動が地域住民をもまきこんで進められている。

一九八四年一二月一四日、三菱重工は、全造船機械三菱重工支部福岡工作分会にたいし、「油圧器機と母機との生産一体化をはかり、市場占拠率を伸ばす」ため、①筑紫野市にある福岡工場を閉鎖し下関市に移転する、②従業員全員を下関市へ配転する、との合理化計画を提案した。福岡工場は三菱重工（当時三菱造船）が一九六二年に筑紫野市に農地のとりまとめを依頼し、市企業誘致条例の適用をうけて、有利な条件で、福岡機械製作所として発足した経緯をもつ。その後、三菱重工長崎造船所の管理を経て一九七九年には、もっぱら地理的な理由から三菱重工下関造船所の管理下に入った。当時、会社は全造船三菱重工支部とのあいだで福岡製作所を「今後これを閉鎖する考えはないことを確認する」と約束し、覚書きも取り交わしていた。

組合側は、今回の合理化計画にたいし、「工場が移転すれば、下請を含む労働者の生活権は根底から破壊される」として撤回を求め、筑紫野地区労を中心に三菱福岡工場移転反対共闘会議を結成し、①工場存続市民署名、②三菱にたいする工場移転撤回交渉、③市長交渉、などの方針を決めた。こうしたなかで筑紫野市長も「率直にいって遺憾なこと」と今回の合理化計画を批判、住民ぐるみの反対運動が広がり始めた。八五年三月一二日には七〇〇人、四月二三日には一〇〇〇人をこす参加者によって「三菱福岡工場閉鎖阻止集会」が開かれ、ひとまず下関新工場の建設開始は当初計画より遅れることとなった（『全造船機械』一九八五年一月二〇日付、三月一〇日付、三月二〇日付、五月二〇日付）。

全国セメント　全国セメントでは、八四年五月からの合理化計画をめぐる争議が妥結した日本ヒューム管労組と、あいつぐ合理化計画によってきびしい状況に追いこまれている大同コンクリート労組の動向が注目される。

【日本ヒューム管労組】 一九八四年五月、「企業体質改善」の名で二工場閉鎖、全員転勤、労働時間延長など労働諸条件変更の「合理化」提案を会社側からうけた日本ヒューム管労組は、雇用保障を最重点課題としてこれに対応、延べ一〇〇回に及ぶ交渉を進め、八五年一月、合意に達した。決着内容の主な点は以下のとおりである。

まず工場関係では、府中工場の閉鎖・生産体制の熊谷工場への移転については、八四年一二月三一日をもって、実施に合意、岡山工場については、当初案は閉鎖、修正案では別会社化だったがこの提案は撤回させた。また。九州第一（八幡）、同第二（若松）工場の統合については合意が成立した。

本人の自由意思にもとづく希望転勤は六人、その後の希望退職者募集計画は合計八三人、労働条件面では、一日の所定労働時間十分延長、超勤割増率引き下げ（三〇%—二五%）、土曜日特定休日の振り替え、時間外労働協定の変更の会社提案は撤回された。

組合は工場閉鎖反対を基本にすえて対応したが、その後会社側が提案の一部を修正、全社からの転勤募集をおこない、それが満たないときに希望退職を募集するとしたため、組合はその実施に合意して労働条件面での交渉を進めてきていた（『全国セメント』一九八五年一月二五日付）。

【大同コンクリート労組】 一九八三年一〇月、「企業体質強化のため構造改善を実施したい」として退職勧奨、静岡鉄鋼所閉鎖、賃金カットなど労働諸条件変更が提案され、六〇回をこえる交渉によって、希望退職募集、出向実施、二年間暫定の労働時間延長などで合意し、八四年五月に決着したばかりの大同コンクリートで、一九八五年六月、再び合理化計画が提案された。会社側は「ふたたび再建計画の申し入れをせざるを得ない結果を招いたことは会社の責任」としつつも、その具体的内容は、直轄は二工場にし他工場は閉鎖もしくは別会社化するなど、以下のようにきびしいものとなっている。

工場閉鎖・分離 ①水島工場閉鎖、沼津工場は稼動が困難となった時点で閉鎖②三重保々工場を中央コン工業㈱に統合、小野田工場を厚和産業㈱に統合、佐賀三田川工場を新設法人に移管③茨城、秩父皆野工場は直轄工場として生産を継続

労働条件変更 ①一日の所定内労働時間を七時間四十五分とする②時差勤務職場を拡大、③雇用条件に柔軟性をもたせる。

全部門で二二〇人の希望退職者を募集

大同コン労組は八五年六月一三日に支部代表者会議を開き、具体的な提案内容にたいしては、①工場閉鎖（水島・沼津）には反対し、撤回を要求する、②別会社移管については、法律上の形式、新会社の実態、労働関係継承につき論議はするが現提案には反対する。移管を認める場合でも現組織体制を基本に、個別問題については組合員の総意で自主的に決定する、③労働条件については、前一、二項の問題解決が明確になった段階で提案の具体的事由により個々に判断する、④雇用関係については、交渉経過により判断するも、実質的解雇であり反対する、との態度を決めた。

七月九日には労組臨時大会が開かれ、「組織をあげて闘う」ことを宣言、スト権も確立した（『全国セメント』一九八五年六月五日付、六月一五日付、六月二五日付、七月一五日付）。

紙パ労連 長期不況下の紙パルプ業界では、中小企業の倒産や大量の人員整理など合理化の犠牲が労働者にかぶせられ、きびしい状況下での闘いがとりくまれている。単組レベルで

は、工場閉鎖計画を阻んだ三善加工のとりくみが注目される。

【三善加工労組】 一九八四年八月、金沢と千葉に工場をもつ三善加工は、業界の長期不況と赤字経営を理由に金沢工場を閉鎖し人員整理をおこなうと提案した。組合はただちに閉鎖反対、工場存続、全員雇用を掲げ、交渉に入った。中途から雇用にかんしては退職金上づみ、退職後の優先雇用という条件に変更、紙パ労連北陸地本、北信越地連は組織をあげて三善加工労組の闘争を支援した。こうして、八五年三月に、①金沢工場は規模を縮小し金沢事業所として存続、②存続にあたり組合と雇用保障協定を締結する、③やむなく退職する場合の退職金は規定の一八六・五%プラス解決金五〇〇万円、④会社は再就職斡旋に努力する、との内容で労使間に合意が成立、七カ月ぶりで妥結した(『紙パ労連』一九八五年四月一七日付、五月一七日付)。

全自交 一九七二年から解雇撤回闘争をつづけてきた高知県室戸市内の旧芸東ハイヤー労組(現全自交高知地本芸東分会)は、会社の破産にともない、同労組と全自交高知地本、県総評の共同経営で新たに有限会社を設立、八四年八月から労組の自主管理によるタクシー会社がスタートした。解雇撤回闘争は、一九七一年に結成された労組にたいし会社側が攻撃をしかけ、七二年に一〇人の労組員を解雇したことが発端である。労組側は地裁に地位保全の仮処分を申請、一、二審とも勝訴した。さらに未払い賃金の支払いなどを求める本訴でも八一年三月に地裁で勝訴、しかし未払い賃金など会社の負担額が大きかったため、労組は職場復帰を求めて和解交渉に入ったが、これも不調となった。そこで八一年六月に労組側が会社破産の申し立てをおこない、八四年四月に同社の破産が決定、五月の債権者集会で労組による事業再開の方向が決議された。

新会社は同労組、県総評、全自交高知地方三者の代表で経営委員会を組織して運営、タクシー台数は七台である。同様の労組によるタクシー会社は全国に二一社あるという(『高知新聞』一九八四年八月二四日付)。

私鉄総連 中央大手組合の「連れるなか、地方中小私鉄は雇用、賃金と合理化をめぐりきびしい闘いを迫られている。

【沖縄県連】 琉球バス労組、那覇交通労組、沖縄バス労組三組合からなる私鉄沖縄県連は、八四年春闘ストなし春闘」がとりざたされ、三社の集団交渉とするよう会社側に申し入れた。会社側はひとまず集団交渉に応じたものの、「企業間の経営格差」を理由に各社の個別交渉に移す旨を通告した。以後、各社の個別交渉がおこなわれたが、琉球バスは四月、①賃金一時給与削減などの合理化案を提示、①一万八五〇〇円賃上げ、②バス企業の公的一元化、などの要求を掲げ、三社の集団交渉とするよう会社側に申し入れた。会社側はひとまず集団交渉に応じたものの、「企業間の経営格差」を理由に各社の個別交渉に移す旨を通告した。以後、各社の個別交渉がおこなわれたが、琉球バスは四月、①賃金一時給与削減などの合理化案を提示、①一万八五〇〇円賃上げ、②バス企業の公的一元化、などの要求を掲げ、三社の集団交渉とするよう会社側に申し入れた。会社側はひとまず集団交渉に応じたものの、「企業間の経営格差」を理由に各社の個別交渉に移す旨を通告した。以後、各社の個別交渉がおこなわれたが、琉球バスは四月、①賃金一時給与削減、②退職金凍結、③臨時給与四%削減、②退職金凍結、③臨時給与削減などの合理化案を提示、他社もきびしい回答を重ねた。

一方経営の一元化問題については三社三様の態度を示したが、六月に県知事が琉球バスと那覇交通の合併を期待する「バス問題に対する提言」を発表した。これをうけて七月に琉球バスと那覇交通は合併に合意した。その後組合側は賃金、臨時給の解決を迫ったが、局面を打開できず、一二月六日から一二日までの二四時間反復ストを実施、その後一二月一六日に沖縄バスについてのみ賃上げゼロ、年間臨時給四カ月、住宅手当・家族手当一部カットなどの回答で妥結した。琉球バスと那覇交通については、合併がらみで四二六人に及ぶ人員整理を柱とする合理化提案が出され、事態は紛糾し、一二

月一六日から組合は無期限ストに突入した。知事をはじめ県当局は精力的な調停にのりだし、結局一二月一八日、賃上げゼロ、年間臨時給三・五カ月、諸手当一部カットの会社回答を組合側がうけ入れ、ストは中止された。なお、琉球バスと那覇交通の合併については、「経営健全化の為、合併計画案については労使で誠意を持って協議」することとなった（『私鉄新聞』各号）。

【業種別部会研究集会】 私鉄総連は業種別部会で研究集会を開き、合理化、交通政策などについて検討を加えているが、一九八四年一二月には第一四回目のバスゼミナール、第六回目の鉄軌研究集会が開催された。このうちバスゼミナールにおける確認点は以下のとおりである。

(1) 交通政策闘争は住民の足を守り、バス労働者の雇用と生活を確保し、運輸省の政策を転換させる闘いである。地方バスでは、過疎バス補助金の大幅増額と過疎バス要綱の立法化、都市バスでは自家用車の規制、バイク・自転車の駐輪場の規制、バス専用レーンの拡大などを実施し、定時運行をめざすバス輸送の機能を回復させる交通政策闘争を一層発展・強化していく。

また、合理化攻撃をハネ返し、雇用と労働条件、権利を守るため、合理化反対闘争をつよめ、交通政策闘争と表裏一体の闘いとして強化、発展させる。

(2) 健康を守る闘いはきわめて重要であり、最低労働条件基準の要求を獲得し、健康を守っていく。

(3) 貸切バス部門の対策として①未組織労働者の組織化、②白バスの違法行為に対するきびしい取り締りと罰則の要求を中央・地方の関係官庁に行ない、国会内においても追求し、その実現をはかる、③運賃ダンピング防止のため、関係官庁・業者団体に要求する、④バスガイドの専用座席設置と着席案内について、母性保護・安全の確保の立場から、その実施促進をはかる（『私鉄新聞』一九八五年一月一五日付）。

全港湾 コンテナ輸送の増強にともない深刻な雇用不安が広がっている全港湾は、一九八四年の春闘で、雇用保障制度確立、港湾労働の職域の確保などを掲げて、日本港運協会と協議をおこなった。しかし、失業した港湾労働者の共同雇用や港頭における港湾労働者の作業確保など主要な問題で協議が整わず、四月二四日、東京・横浜・神戸など全国の主要一〇港で輸出用コンテナ搬入拒否の無期限ストライキに突入した。その結果、四月二六日に、日本港湾協会とのあいだで以下の合意が成立、ストライキを打ち切った。

①合理化による企業倒産又は事業縮小で解雇され、雇用対策委員会に登録された場合の再就職の斡旋期間を一年間とし、その期間中、生活助成金として月額一五〇、〇〇〇円を支給する。港湾労働者の雇用保障の在り方については、雇用問題専門委員会で引き続き協議する、②港湾労働者の職域確保のための政策として、港頭地区に貨物を誘致するための必要な措置について労使で対策委員会を設置し、その実現に双方努力する（『港湾労働』各号、『労働運動白書』一九八五年版）。

全電通 一九八二年七月、臨調第三次答申で電電公社の改革方向（分離・分割・民営化、新規参入）が打ち出され、これを基本に検討が始められると、全電通は八三年八月の大会で、「分離反対、分割反対、民営化反対、無原則新規参入反対」「政府と加入者の共同出資による特殊法人設立」の方針を決定した。その後八四年に入り、郵政省による改革案が明らかになると、全電通は「必要な妥協も敢えて辞せず」との対応を示し、①新規参入者の〝よいところどり〟反対、②通信主権の確立、③当事者能力、④ストライキ権、⑤分離・分割反対を求めていくこととした。

八四年七月の大会では、四月に国会へ提出された「日本電信電話

株式会社法案」にたいし、「総論反対、各論修正」の立場から「価値ある修正」を実現していくこととし、とくに ①当事者能力の確立、②スト権確立、③公正競争条件の確立を、ミニマムであるとした。これをもとに、全電通は関係各方面に働きかけを強め、衆議院の審議では、①会社法第一条の目的に付帯業務を加え、認可対象からはずす、②スト規制問題については三年後に見直す、との修正がなされ、全電通はミニマム三要求は「所期の目的を達した」と評価した。同年一二月に法案は可決され、八五年四月から電電公社は日本電信電話株式会社として発足することとなった。

全電通は民営化にともなう民間組合への移行に備え、八五年二月に臨時大会を開催、「社会的に価値ある労働運動」の実現をめざし、「団体交渉重視路線」を強め、「争議権の行使にあたっては、世論の支持・協力を得るよう条理の通った闘いの構築に努める」などの新綱領を採択、経営参加を通じて公正な分配を求めていくこととした（『全電通』一九八五年三月九日付、三月一六日付ほか）。

国労

一九八四年七月一〇日、国鉄当局は八五年四月に三万人に達する「余剰人員」問題で、①一時帰休制の実施、②関連企業への出向奨励、③勧奨退職を主内容とするいわゆる「三項目」の具体案をまとめ、関係各労組に通告した（国鉄における合理化計画については、Ⅰ—Ⅱの1「産業動向と産業合理化」を参照）。二〇歳代の職員には一時帰休、三、四〇歳代の中堅クラスには出向、五〇歳代には退職を、それぞれ勧めるというのがその内容であった。国労は、この「三項目」が事実上の「首切り」であるとして、当局に撤回を求めていくこととした。

つづいて八月一〇日、国鉄再建監理委員会は、国鉄の経営改善のための〝第二次提言〟をとりまとめ、首相に提出した。そのなかで緊急に実施すべき事項として、「余剰人員」問題につき当局の提案が、「確実に実施されること」をあげ、また、国鉄再建のため「分割・民営化」を正式に打ち出した。

八月二〇～二三日に開かれた定期大会で国労は、「国鉄の分割・民営化を阻止し、当局提案の余剰人員対策を実施させないため、ストなどあらゆる手段で反撃していく」ことを骨子とする運動方針を採択した。

その後、「三項目」の当初の実施予定日である一〇月一〇日に向けて、当局と労組間で交渉がつづけられたが、一〇月九日、「三項目」のうち①退職制度については現行協定を六カ月間延長しひきつづき交渉する、②休職制度、派遣制度については妥結したいとする新提案が当局側からおこなわれた。動労、鉄労、全施労はこれをうけ入れ、国労と全動労は拒絶、当局は団交打ち切りを通告し、一〇月一日付で国労・全動労両組合にたいし雇用安定協約の解約をおこなった。国労は一〇月下旬に拡大中央委員会を開催、「余剰人員」対策への抵抗を改めて訴え、また当局の「団交打ち切り、一方的実施」を批判したが、当局は動労など三組合と妥結した休職、派遣について募集作業をはじめ、国労、全動労の反対にもかかわらず事実上新制度として実行に移された。その後国労は、退職制度見直しについては動労、鉄労とともに公労委へあっせんを申請、しかし公労委は八五年二月末にあっせん差し戻しを決定した。

この間、八五年一月一〇日に国鉄当局は国鉄再建管理委員会にたいし独自の「改革」案を提出、八七年度から民営移行の方向を打ち出した。監理委員会の最終答申が予定される八五年七月末を前にし

て、国労は、五月二七～二八日、「分割・民営化」反対を掲げて九年ぶりの臨時大会を開催、分割・民営化阻止のためストで闘うという方針を決定した（『国鉄新聞』各号）。

自治労　自治省は、一九八五年一月、全国都道府県総務部長・企画担当部長合同会議を開催し、地方行革大綱を発表するとともに、一九八五年度の行財政にかんする指導方針を明らかにした。自治労はこれにたいし、「今回の地方行革大綱は、自治体の減量化のみを目指す合理化指導でしかなく、しかも、地方自治体の自主性を無視した強権的な指導であり、根本的に誤っており、憲法で保障された地方自治の根幹をゆるがすもの」であるとして、二月、自治大臣あてに以下の申し入れをおこなった。

(1) 地方行革大綱は、行革推進本部の設置、民間知識人を含む委員会の設置、地方行革大綱の作成などを強要し、地方自治体の地方自治組織権を侵害するとともに、自治体の自主的な行政改革を妨害するものである。したがって、地方行革大綱はただちに撤回すること。

(2) 自治省は、不当な起債制限をもって一五三団体の賃金抑制指導を行っているが、公表されている第二次の賃金抑制の個別指導を中止するとともに、退職手当の改悪について個別指導を行わないこと。

(3) 地方自治体の労使交渉に介入しないこと。

(4) 国庫負担金の削減は、地方自治体への負担転嫁にすぎず、とうてい容認できるものではない。自治省は、削減反対の態度を明白にして、その実態をはかること。

以　上

その後、自治労は、地方行革大綱に反対する行動を、まず、自治労県本部レベルでの対地方課交渉としてとりくみ、二月から三月にかけて、秋田、山形、群馬、埼玉、東京、愛知、岐阜、徳島、佐賀の一〇県本部を除く三七県本部が交渉を実施、多くの県本部で「自治体の自主性を尊重する」という地方課側の発言を引き出した。

そのうえで、八五年三月二六日、「臨調路線にもとづく地方行革大綱に反対し、その強権的策定を阻止する闘いを進める」「行革・地域生活圏闘争を強化し、地域住民と連帯して自治体改革を進め、臨調・地方行革路線を粉砕する」ことを目的に、自治労本部内に「地方行革本部」を設置し、闘争指導、国会対策、宣伝対策の態勢を確立した。四月一〇日には再び自治大臣あてに以下の要求書を提出、「地方行革大綱」の撤回を強く求めた。

地方自治破壊の「地方行革大綱」反対に関する要求書

政府大蔵省・財界サイドでは、六〇年度地方財政計画における収支均衡などを口実に、地方財政余裕論を宣伝しながら、国庫負担金の一律カットと地方への負担転嫁にみられるように、本来の行政改革とは無縁の自治体合理化を強引に進めようとしています。

自治省におかれましては、地方財政確立と地方自治強化の立場で、このような国と地方との財政秩序を崩壊させる国庫負担金の一律カットと負担転嫁を断固阻止し、機関委任事務廃止、国と地方の税財源配分の見直しなど本来の自治体改革を進めることこそが、地域住民、地方六団体などすべての自治体関係者の期待に答える態度であります。ところが、貴省は、結果的には国庫負担金の一律カットを押しつけられ、将来にわたって自治体財政に多大の負担を背負い込むはめとなり、自治体関係者に大きな打撃と失望を与えることになった責任は重大であります。

さらに、今度、貴省では「地方行革大綱」の策定を地方自治体に押しつけ、自治体労働者の給与・退職手当、定員削減、事務事業・公共施設の民間委託などを強制的に進めようとしていることは憲法で保障された「地方自治の本旨」を無視し、地方自治法第二四五条「助言・勧告」の範囲を逸脱するものであり、断じて容認できません。貴省におかれましては、下記のとおりの事項につき、すみやかなる措置を講じられるよう強く要求いたします。

記

1　地方行革大綱を一律に地方自治体に押しつけることは、地方自治体の分権・自治の強化に全く逆行するものであり、止めること。

2　地方行革大綱を六〇年八月末に策定するよう、一方的に地方自治体に押しつけているが、これは、地方自治体の自主権の侵害であり、止めること。

3　地方行革大綱について、三年間の策定期間とするよう一方的に押しつけているが、これは、地方自治体の自主的な基本計画をはじめとして、各種の計画に変更をもたらすものであり、地方自治体の計画的行財政運営に介入するものであり、止めること。

4　地方行革大綱の策定について、五月連休明けにヒアリングを行うとしているが、「報告」に名を借りた、地方自治体への介入を行わないこと。

5　地方行革大綱の重点七項目は、すべて圧縮・削減を内容としているが、これは、地方自治体の地域事情、住民ニーズに対応した行政水準の確保、行政施策の実施を否定するものであり、これを参考資料とすることを中止すること。

6　地方行革大綱に関して、地方自治体の労使交渉に不当な介入を行わないこと。

7　本来の行政改革とは無縁の国による地方への国庫負担金の一割カットと負担転嫁、地方交付税率引き下げなどの動きに対して、これまでの後向き的な自治省の姿勢を抜本的に改め、積極的に取り組むこと。

以　上

（第八二回自治労中央委員会一般経過報告書）

3　ME・OA・FA問題

ME化対策指針

一九八四年夏から秋にかけての各労組の大会では、ME化への対策をめぐり、労働協約のモデルや指針を採択するケースが続出した。八三年三月に日産労使が「新技術導入に関する覚書」を締結したことを皮切りに、同種の協定を結ぶ動きが重化学工業の企業に広く波及した。

八四年の大会では、総評も同盟もME化対策での労働協約のモデルを示した。金属労協も八四年九月の大会で「ME化対策指針」を採択した。これは、「調査研究体制の強化」「雇用安定・創出機構の整備」「教育・職業訓練体制の拡充」「新安全衛生基準の確立」「中高齢者・女子・身障者対策の強化」「成果還元のあり方の検討」「国際連帯の強化」の七項目からなり、①調査研究と指針確立のために、政・労・使各代表と学識経験者による総合的検討機関の設置、②各単産と使用者団体、JCと使用者団体間で、ME化と雇用などについて定期的な話し合いの場を設けることと、などを提唱している。全民労協も同年同月の大会で「新技術革新時代への対応策」をまとめ、「政・労・使・学による公的機関の設置」「安全衛生基準法制の整備」「教育、職業訓練体制と各種助成施策の拡充」などを提言した。

〔自動車総連の「新技術の導入に対応する指針」〕 右のような指針のうち、ここでは自動車総連のものについて少し具体的にとりあげることとする。基本的態度として、雇用・労働条件への悪影響を排除することを前提に、新技術導入を人間社会の進歩に役立て、人間と技術の調和、労働者福祉の向上をはかるべく対応するとしている。

新技術導入対応指針の基本的な考え方（要旨）

一、基本的態度

自動車総連としては、従来からの生産性向上活動に対する考え方に立ち、われわれの雇用・労働条件に与える悪影響を排除することを前提として、新技術の導入を人間社会の進歩に役立て、人間と技術の調和、労働者福祉の向上をはかることを基本的態度として対応する。（中略）

二、対応二原則

①雇用の確保（中略）

②事前協議（中略）

③福祉の向上（中略）

新技術の導入に関する協定モデル

前文　会社と組合は、ＭＥをはじめとした新技術の自動化・省力化機器、設備およびこれらのシステムの導入に関し、次の通り、本協定を締結する。

第一条（協定の目的）

会社および組合は、技術の進歩が企業の存続・発展と人間社会の進歩に不可欠なものであるとの認識に立ち、労働の人間化と労働者福祉の向上のために、新技術の導入が従業員などに及ぼす影響を配慮しつつ、協力して円滑な導入を進める。

第二条（労使の事前協議）

会社は新技術を導入するにあたっては、組合に対し事前にその計画を提案し、その影響と対策について事前に十分な協議を行わなければならない。

第三条（雇用の安定・確保）

会社は新技術を導入するにあたっては、雇用の安定・確保に努力し、これを理由とする解雇・一時帰休は行わない。

第四条（労働条件の維持）

会社は、新技術の導入を理由とする降格および賃金・労働条件の低下を招くような措置は行わない。

第五条（安全衛生の確保）

会社は、新技術の導入に伴う安全衛生の確保に万全を期し、作業環境の改善などにつながる諸対策を講ずる。また、これに必要な検討は組合と協力して行う。

第六条（教育訓練の実施）

会社は、新技術の導入の際に、技術の習熟および安全衛生の確保に関し、本人の適性・能力に応じて必要な教育訓練を行う。とくに、中高年齢者に対して十分な配慮をする。

第七条（内部異動への慎重な対応）

会社は、新技術の導入を理由として、やむをえず配置転換、職種転換などを行う場合は、本人の適性・能力を十分考慮し、組合と協議を行う。また、その場合には、必要な教育、訓練を実施する。

第八条（公正な成果配分）

会社および組合は、生産性の向上は労使の協力によって実現するものであって、その成果は、経営者、労働者、消費者に公正に分配するものであることを確認する。（以下略）

（『生産性新聞』一九八四年四月一〇日付）。

ＶＤＴ労働

職場のＯＡ化、ＦＡ化が進むにつれ、ＶＤＴ（可視表示端末機、ディスプレー装置）を扱う労働者に、目の疲れなど各種の障害がひきおこされている。総評が八四年四月から五月にかけておこなった「ＶＤＴ労働と健康に関する実態調査」（回答一万三一四三人、うちＶＤＴ作業従事者一万二一二一人で、同種の調査ではこれまでに最大の規模）によれば、近視進行度、疲労蓄積度は、ＶＤＴ労働従事者に高く、精神的ストレスの自覚者は三〇％あまりであり、また、ＶＤＴ作業に従事する妊産婦の

三六%に何らかの異常がみられ、一日当たりの操作時間が長いほど異常発生率が高い、などの諸事実が明らかになった。総評はこの調査をふまえて、八五年五月に「VDT労働規制のための指標」と題するガイドラインを公表した。八四年二月に労働省が公表したガイドラインにくらべると、一日の最長VDT労働時間を四時間以内とするという総評の従来からの主張に加えて、今回はとくにVDT労働が異常妊娠・出産の原因でないことが実証されるまでは妊産婦に就業させてはならないとしたところに特徴がある。

〔総評「VDT労働規制のための指標」(要旨)〕

VDT労働の環境・労働条件・安全衛生基準の考え方

一、考え方の基本

過大な職務・作業量の軽減、職場実態に合わせた柔軟な作業編成の形成、その上に立ってのVDT労働の基本原則と最低水準の提示。

二、職場環境の改善

(1) 照明…照度は五〇〇～七〇〇ルックス、グレア・シールドや散光装置を施す、人口照明と自然光との混合とすること、窓にカーテンまたはブラインドを施し自然光の映りこみ防止など。

(2) 騒音…作業場の騒音は六五フォン以下。

(3) 作業空間の大きさ…VDT一台当たり作業室内の容積二五立方メートル以上。

(4) 空調設備…室温一八℃以上二八℃以下、相対湿度四五%以上六五%以下。

(5) 休憩室…男女別に横になれる休憩室の設置。

三、VDT作業時間規制の考え方

作業時間規制は、「一日の最長作業時間規制」「一連続作業時間規制」「一連続作業時間後の休憩時間の確保」の三側面から規制し、これらの一体的な総合規制とする。一日最長作業時間は四時間以内、一連続作業時間は五〇分以内、一連続作業時間後の休憩は一〇分以上とするなど。

四、VDT機器およびソフトウエアについて

画面の大きさは一四インチ以上、文字の大きさは六㎜×七㎜以上など、具体的基準を設けて規制。

五、VDT労働のための作業空間の確保(略)

六、健康管理・安全衛生の確保

VDT労働を有害業務とし、年二回以上の定期検診を実施、医師選択の自由を保障する、在宅労働者にも行政監督すること、中高年労働者に対する教育訓練の実施などのほか、実態調査の結果、VDT従事者の妊娠・出産異常が検出されたことを重視し、VDT作業が異常妊娠・異常出産の原因でないことが実証されるまでは、妊産婦をVDT操作に従事させないこと、またこれらの者の職域確保のため、VDT労働によらない職種を一定の割合で確保すること、これら配転者に対し、労働条件の切り下げをしないことなど。

七、健康管理手帳の交付(略)

八、安全衛生教育(略)

VDT労働の改善のために

一、労務管理に対する対応

(1) 労組側は職場環境、安全衛生、労働諸条件、仕事の仕方の確保すべき内容を明確にし、労務管理に対処すること。特に作業の量と質、人員配置、作業方法等に関し決定権限を確保する。

(2) コンピューターシステムの導入や稼働方式など生産管理に介入し、その決定に対し労組が交渉権限を確立すること。

(3) 仕事の単調さ、精神的ストレス、眼精疲労軽減のため、一人の仕事内容の中でVDT作業の割合をできるだけ少なくする方法を目指すこと。

(4) 個人の作業データはプライバシーを保護する労働者の権利として能力評価のための労務管理には使用させない(作業速度、エラー訂正状況など個人能力に関するデータの労務管理上の収集と利用の禁止、個人データ使用は本人および労組の同意が必要、VDT作業能力に対応した賃金評価制度は拒否することなど)

二、疾病の業務上・外認定のあり方

眼精疲労、全身性疲労障害、精神神経障害等が指摘、推定されているが、これらの疾病とVDT作業との関係が十分解明されていない。従って

業務上・外認定については、使用者側が業務外であることを立証できない限り業務上とすること。また労働省は、すでに発生している疾病で、因果関係が推定されるものは、労基法施行規則第三五条別表1の2に例示すること。

三、VDT労働・職場諸条件の規制について

ガイドラインを守らせるため、その遵守状況をチェックするための公的機関を設置すること。また労働協約（定）はチェック機構を規定すること（第七三回総評定期大会各局報告書）。

〔電機労連の「VDT作業に関する衛生対策基準」〕　一九八三年七月の大会でME革命に対処するためのガイドライン作成を決め、八四年二月の中央委員会で「ME革命下における雇用確保と労働の人間化をめざすガイドライン」を決定した電機労連は（以上については本年鑑八五年版二八六〜二八七ページ参照）、八四年七月の大会で、右のガイドラインを補足する「VDT作業に関する衛生対策基準」を決め、発表した。この「基準」は、労働者の健康の確保を考えるとVDT作業のみが特別な問題ではないとして、「コンピュータ化の進展による生産技術や管理技術の大幅な、そして急速な変革がもたらす熟練の解体、仕事量の配分のかたより、職務内容の細分化や固定化、高密度な反復・単調化といった労働の質的変化による精神面・心理面への労働負荷が増大し……これらへの対応としての安全衛生、労働時間のあり方、作業組織と職務内容について対策を講ずることが前提」だとしている。

「具体的対策基準」としては、八四年二月の労働省「ガイドラインとしてのVDT作業における労働衛生管理のあり方」（本年鑑八五年版四九三〜四九四ページ参照）を最低限の基準とし、①VDT機器に関する事項（VDT画面／キーボード／作業机／作業用椅子）、②作業環境（作業室の明るさ／グレア防止）、③作業管理（作業時間／作業編成・密度／中高年齢者への対応）、④衛生管理体制、⑤衛生対策教育、⑥健康管理の順で、労働省ガイドラインを一定程度修正した基準が設けられている。一連続作業六〇分ごとに一五分の休憩または休止、VDT作業と非VDT作業とのローテーションの実施、作業密度における自主管理部面の拡大、などがその特徴であり、また、「VDT関連機器の開発生産にあたって安全衛生対策を十分配慮すること」を企業側に要求しているのは、電機産業の労働組合ならではのことといってよいであろう（電機労連第三二回定期大会資料）。

4　労災・職業病をめぐる闘争

概　況

(1)　一九八五年四月二四日には高島炭鉱で、五月一七日には南大夕張炭鉱で、坑内爆発・火災が発生し、高島一一人、南大夕張六二人の死亡者が出た。使用者側は、保安のための高度なシステムを整えていたことを強調したが、災害を防ぐことはできなかった。組合側は、保安要員の配置、行政による保安監視体制などを要求し、災害の防止を強く求めた。

(2)　全林野の組合員は、さきに、チェンソー導入による白ロウ病・振動障害にたいし、国を相手に損害賠償を求める訴訟を高松地方

裁判所におこない、一九七七年七月、同地裁は全林野の主張を認める判決を示した。国はこれを不服として高松高等裁判所に控訴したところ、一九八四年九月、高松高裁は地裁判決を逆転させ、国側の加害責任を問うことはできないとする判決を下した。全林野は、この高裁判決は労災職業病闘争の基本原則を全面的に否定するものであるとして最高裁に上告する一方、総評とともに「白ロウ病裁判を支援し人権を守る会」を結成、一千万人署名をめざす運動にとりくんだ。八四年一二月一六日には、東京で「白ロウ病高松高裁判決批判、人権と健康を守る『振動病』シンポジウム」が開かれ、五〇〇人が出席した。

(3) 一九八六年四月からの施行が予定されている労災保険法改正について、労働省は労災保険審議会に検討を求め、同審議会は八五年秋までに結論をまとめるべく労・使双方からの意見を聴取した。労働者側は労災補償制度の充実をめざして、給付水準の引き上げと福祉事業拡大を求めたのにたいし、使用者側は労災保険財政の支出抑制を要求、諸給付の全面切り下げ、早期打ち切り、などを主張し、根本から対立している（第七三回総評定期大会各局報告書、『月刊いのち』）。

商業労連「安全衛生に関する基準労働協約」

商業労連は一九八四年一一月の大会で「総合安全・衛生対策の指針」をまとめた。流通・サービス業はほかにくらべ事故や災害が少なく、安全や衛生に関心が乏しくなる傾向があるとして、基本姿勢と労使相互の役割を確認しようというのがそのねらいである。以下、「安全衛生に関する基準労働協約」の主要な条文を掲げる。

安全衛生

第　条（目的）

本章は労働安全衛生法の趣旨にのっとり、業務遂行にあたって発生する災害事故を防止するため、安全衛生に関し責任体制の明確化および自主的活動の促進を図るために必要な事項を定め従業員の安全と健康を確保するとともに快適な作業環境をつくり、もって業務の円滑な遂行と能力の向上を図ることを目的とする。

第　条（安全衛生教育）

会社は従業員を雇い入れた場合は、業務に関し必要な安全および衛生のための教育を行う。

会社は従業員を雇い入れた場合並びに従業員雇い入れ後においても定期的に業務に関し必要な安全および衛生のための教育を行う。

なお、管理者並びに指導的立場にある従業員に対して定期的に安全衛生教育を行わなければならない。

第　条（安全および衛生管理者）

会社と組合並びに従業員は健康的で安全な労働環境を現出するために相互に協力しなければならない。

安全衛生管理規定

第　条（目的）

本規定は会社における安全管理および衛生管理を遂行するために必要な事項を定め、もって従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

第　条（従業員の責務）

従業員は火災および災害を防止するため、本規定および法令ならびに関係諸規定を守り、会社の行う安全および衛生に関する措置に協力しなければならない。

第　条（総括安全衛生管理者）

会社は安全衛生管理業務の統括を図るため、総括安全衛生管理者を選任し、労働安全衛生法（以下労安法という）第一〇条第一項各号の業務を統括管理させる。

総括安全衛生管理者は取締役会の承認を得て社長が任命する。

第　条（自衛消防隊）
　会社は、防火活動を組織的に行うための自衛消防隊を置きその編成は別に定める。
第　条（安全衛生委員会の設置）
　会社は、政令で定める規模の事業所ごとに安全衛生委員会を設ける。なお、安全衛生委員会の組織運営方法については別に定める。
第　条（職場環境基準）
　会社はより快適な職場環境をつくるために労働安全衛生規則に基づき、じん埃、照明、騒音、温湿度、換気、空気汚染その他に関して、安全衛生管理者に定期的な点検、検査を行わせる。
第　条（作業環境の維持管理）
　会社は、事業場における衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理するよう努めなければならない。
（『労政時報』一九八四年一一月二三日号）

全国金属の原発作業員実態調査

全国金属は原子力発電所内で働く下請作業員の実態調査を八五年三月から四月にかけて実施し、同年六月に中間報告をとりまとめた。対象となったのは全国の支部組合員一九四人で、平均年齢は三九歳、バルブ、ファン、ポンプなどの機械の分解、組み立て、修理、汚染除去作業などに従事している。一年間の作業日数では一カ月以上が四二・一%、このうち四カ月以上の長期にわたる者が二〇・一%を占め、ほとんどの人が一人で五～八カ所の原発に働きに出ている。被曝線量は、最近一年間で一〇〇ミリレム未満が四三・三%、しかし一〇〇〇ミリレム以上が六・一%もある。さらに「計画線量を超えた作業をしたことがときどきある」（一二・六%）、「作業中にケガをしたことがある」（二一・六%）など、安全上見逃せない問題が多い。

5　労働時間短縮闘争

総評の時短闘争

先進諸国のうちで労働時間が著しく長い日本の現状については、貿易摩擦ともからまって国際的にもきびしい声が強まっている。こうしたなかで、総評は八四年七月の大会で八四年秋季闘争の柱として労働時間短縮にとりくむことを決めた。時短闘争にとりくむ準備として総評は八三年に労働時間の実態調査をおこなっているが、二九七五組合を対象としたこの調査によれば、年間の所定内平均労働時間は二〇五六・八時間で、一〇〇〇人以上規模企業では二〇〇〇時間を切るものの小企業はこれを一七〇時間も上回るなど企業規模による格差も大きく、また年間の所定外労働時間の平均は二七八・五時間で、私鉄や炭労などでは四〇〇〇時間以上にのぼった。時短集中月間とされた一〇月には、闘争の一環として正月三ガ日を三連休の「国民の祝日」として法制化するよう提唱した。これは、法休定日として昔から定着しているものに限ると現実的であり、またスーパーなどで近年三ガ日休日の慣行がくずれ、出荷作業をふくめると元旦も休めないという動向を

重視したためである。ついで、八五春闘も「時短春闘」元年と位置づけることとした。

八四年一一月九日には、総評・同盟・中立労連・新産別ならびに全民労協の時短担当者会議が開かれ、統一要求を掲げて運動を進めていくことを決定した。具体的には、①一日八時間・週四〇時間労働、週休二日制などを柱とする労働基準法の統一改正要求を八五年中にまとめる、②当面四月末からのゴールデンウィークの完全連休の法制化と、正月三ガ日の休業化を実現する、③金融機関の週休二日制を求めて政府・業界に働きかけるというものである。時間短縮に向けた、全民労協をふくむ労働団体の共闘はその後いっそう強められた（第七三回総評大会各局報告書）。

同盟の時短闘争

同盟は八四年七月に開かれた中央評議会で、労働時間短縮の方針、具体的には①すべての組合が一九八四・八五年度をメドに年間労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる、②この目標を実現するため短縮の重点目標、段階目標を設定すること、を決めた。また、四月二九日から五月五日までの間を「太陽と緑の週」として設定し、連続した休暇とするよう所要の法改正を求めていくことにした。この「太陽と緑の週」構想は、労働時間についての法改正をめぐり総評が打ち出した正月三連休とかかわって、同盟の独自性を主張するものとなった。もともとの構想は、新自由クラブの山口代議士（のち労相）が八四年五月に「五月四日を〝花と緑の日〟といった休日にして三連休を実現したい」と述べたことが発端で、同盟の提起はこれに歩調をあわせ、計画を拡充したものである。山口労相は、大臣就任後の八四年一一月一日の記者会見で「ゴールデンウィークを〝太陽と緑の週〟として集中休暇にすることは、私が初めて発表した構想でもあり、ぜひ実行したい」とした。

八四年一一月からの労働団体共闘ではこの「太陽と緑の週」構想が法改正をめぐる主要課題となり、国会ならびに政府にたいする行動がとりくまれた（具体的経緯は第二部Ⅷ「制度政策要求闘争」を参照）。

八五年一月の第二一回定期大会で同盟は賃上げと時短推進を決議、時短では「労働時間の国際水準への平準化」をめざし、「すべての組合が八五年度中を目途に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる」、「年間所定内労働時間の短縮（週四〇時間、完全週休二日制の確立、休日増加等）、所定外労働にたいする規制強化」などを決定した。同盟は大会終了後、「労働時間短縮に関する国際シンポジウム」を開催、AFL・CIO、OECD・TUACなど海外の代表八人と同盟からの計九人をパネリストにして、活発に議論がなされた。海外の代表からは日本の長時間労働にたいする疑問と批判が続出した（第二一回同盟年次大会資料）。

労働基準法研究会中間報告への批判

八四年八月、労相の私的諮問機関である労働基準法研究会は、労働基準法を改正して「週四五時間、一日八時間、一日九時間」（現行 週四八時間、一日八時間）の新たな法定労働時間を設けるべきだとの中間報告をまとめた（報告全文は『労政時報』第二七〇七号、一九八四年九月一日に掲載）。これにたいし、労働側はいっせいに反発を強め、同年九月に開かれた各労組定期大会での労働界幹部のあいさつでは、「一日九時間労働は絶対に認めるわけにはいかない。世界的に日本の長時間労働が問題にされている時にこのような報告を出す神経は疑われてしかるべきだ」（黒川総評議長）、「先進諸国の労働時間短

縮の流れに逆行するもので、わが国の労働時間短縮を大きく後退させかねない」（堅山前中立労連議長）、「国際的な基準の意味も理解しないままに、基準を値切るような考えを打ち出せば、貿易摩擦にからんで諸外国の反発を招くのは必至。発想を転換すべきだ」（塩路自動車総連会長）などの批判が、労働基準法研究会が学者のみで構成されていることへの批判とあわせて、あいついだ（『日本経済新聞』八四年一〇月八日付）。

その後、まず総評が八四年一〇月末に独自に「労働基準法改正の基本的考え（労働時間関係）」を作成、当面の焦点である労働時間、休日・休暇などに限定して一日八時間、一週四〇時間労働をはじめとする基本的な考え方を提起（同「考え」全文は『労政時報』第二七一八号、一九八四年一二月七日に掲載）、ついで同盟も「労働基準法改正要綱」を発表（全文は『労政時報』第二七二二号、一九八五年一月四日に掲載）、翌八五年二月には全民労協が労働基準法改定に向けての独自の見解をとりまとめ、発表した（全文は『労政時報』第二七三三号、一九八五年四月五日に掲載）。

これら三つの案はいずれも「週四五時間制」に対抗して「週四〇時間制」を柱としている。最新の全民労協案では、まず、労働基準法研究会が示した「一日九時間・週四五時間、年次有給休暇最低一〇日間」を骨子とする提言を「国際協調の立場を無視した時代錯誤のもの」と批判し、MEなど新技術の進展や高齢化など産業構造の変化に対応した改正を目指すべきだとしている。具体的には、①法定労働時間は一日八時間、週四〇時間、②原則として週休二日制を明記、当面は「一週一日」を最低基準に労働協約・就業規則でプラス一日の休日を実施、③年次有給休暇は最低一五日とし、使用者側の付与義務と労働者側の休暇取得権を明記、④時間外労働は一日三時間、一カ月四〇時間、三カ月一〇〇時間以内とする、などがその内容となっている。

全民労協により三案がでた労働側は、八五年夏に予定される労働基準法研究会の最終報告と時をあわせる形で、統一案を作成し、政府に実現を迫る予定である。もっとも三つの案は「一日八時間・週四〇時間制」など基本は共通しているものの、たとえば週休二日制について、総評案はこれを労基法に明記するよう求めているのにたいし、同盟案は「産業によって就業形態が大きく異なり一律の規定は無理」だとして個別企業の労働協約に委ねるとし、全民労協案は右のように両者の中間的表現をとるなど、調整の余地は少なくない。

電機労連の運動

電機産業全体でみて、一九六〇年以来わずかずつだが短縮してきた所定内労働時間は、石油ショック後の七六年から横ばいとなり、所定外労働時間は増大の一途をたどった。その結果、年間総労働時間は、石油ショック前の水準まで後退した。一九八四年の所定外労働時間は二五三時間で、一九六一年の数値に匹敵する。こうして、電機産業は、一九八四年には製造業でもっとも所定外労働時間の長い産業となった。電機労連は、このような事態にたいし、「長時間労働は、労働者の健康や家庭に有害な影響を与えているだけでなく、国際経済摩擦を激化する要因の一つ」であるとして、八四年一〇月から一一月にかけて労働時間対策強化月間を設けて、以下の行動にとりくんだ。まず、各組合は、教育宣伝・点検・調査活動をいっせいにおこない、電機労連全体としては、一〇月二四日の産業別労使交渉で、「労働時間対策

に関する要望書」を提出し、経営者も企業ごとに労使協議を開くよう積極的な対応を求めた。また、電機労連本部は、加盟組合を対象として、八五年の時間短縮計画の調査をおこなった（第三三回電機労連定期大会資料）。

鉄鋼労連「労働時間短縮の中・長期指針」

鉄鋼労連は、八四年九月一九日から二一日にかけて東京の江東公会堂で開かれた第七一回定期大会で、一九八五、八六の両年度にわたる運動方針を決定した。そのなかでとくに注目されるのは、「生活改善のもっとも重要な柱」としてとりくむことが決まった労働時間の短縮についてである。鉄鋼労連は、二年がかりでまとめ上げた「労働時間短縮の中・長期方針」を同大会で採択し、これを基本に労働時間短縮闘争を進めることとした。この指針で掲げた基本目標は、年間所定労働時間を一九六〇時間（現行の大手の平均は一九八六時間）とするとともに、月間一人平均二〇時間、一人最高三〇時間以内への時間外労働の規制、休憩の改善（休憩時間の分割の廃止と食事交替回数の縮減）、勤続一年以上は年次有給休暇を二五日（現行は二〇日）にすること、などが柱となっている。

こうした目標にもとづいて、今後の労働時間短縮は産業の枠をこえて実現をめざす課題であるという認識のうえに、金属労協を共闘の場として統一した目標を設定し、今後労働時間短縮のとりくみを展開していくことがめざされている（第七一回鉄鋼労連定期大会資料）。

【参考資料】 (1)総評第七三回定期大会資料、(2)総評第七三回定期大会各局報告書、(3)同盟第二一回年次全国大会資料、(4)全国金属『全国金属』、(5)『生産性新聞』、(6)全造船機械『全造船機械』、(7)全国セメント『全国セメント』、(8)紙パ労連『紙パ労連』、(9)私鉄総連『私鉄新聞』、(10)全港湾『港湾労働』、(11)『労働運動白書』、(12)全電通『全電通』、(13)国労『国鉄新聞』、(14)自治労第八二回中央委員会一般経過報告書、(15)電機労連第三二回定期大会資料、(16)『月刊いのち』、(17)『労政時報』、(18)『社会新報』、(19)電機労連第三三回定期大会資料、(20)鉄鋼労連第七一回定期大会資料

VI 権利闘争

概要□労働者派遣事業法反対運動／概況／労働法制改悪反対討論集会／労働者派遣法反対討論集会／派遣法阻止緊急集会／派遣法反対緊急大集会／労働者派遣法に反対する意見いい――実効ある男女雇用平等法を実現させる闘争の動病シンポジウム／自治労・人勧に代わる制度要求／警察拘禁二法反対の闘い――不当労働行為事件の概況――最高裁労働判例の動向

概要

一、労働者派遣事業の制度化等を内容とする労働者派遣事業法案にたいし、同法案の危険性・問題点を指摘する反対運動が展開された。法案は一九八五年六月一一日に成立したが、衆参の審議の過程で六点にわたって政府原案の修正がなされた。

一、総評はわが国がまだ批准していない主要なＩＬＯ条約の批准を促進するための請願署名運動にとりくむことを決めた。

一、賃金差別等をめぐる長期争議として一九六七年以来闘われていた日本航空事件が昇給・昇格などの差別を是正する和解協定の締結により解決した。

一、一九七五年に結成された「スト権回復を支持する会」が結成一〇周年を記念して、「いまこそ労働基本権の確立を！　官公労働者を励ます権利集会」を開催し、官公労働者の権利の確立を訴えた。

一、元高知営林局職員が訴えていた「振動病（いわゆる白ろう病）」裁判について原告勝訴の高知地裁判決を覆した高松高裁判決に抗議するシンポジウムが開催され、同判決の問題点が多角的に検討されるとともに、最高裁でのとりくみの強化が訴えられた。

一、自治労が八二年の人事院勧告の凍結に始まる賃金抑制にたいする闘いとして、人勧制度に代わる制度改正要求にとりくむことを

提唱した。

一、第一〇二通常国会に警察拘禁二法(刑事施設法・留置施設法)が上程されなかったことから、一九八二年の第九六国会上程以来反対運動を中心的にとりくんできた「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は再上程阻止勝利集会を開催し、今後の反対運動へのとりくみを確認した。

一、一九八四年に係属した初審の不当労働行為事件は民間企業関係事件、地方公務員関係事件とも八三年より大幅に減少した。

一、最高裁は前年(一九八三・七・一～一九八四・六・三〇)において重要な論点をもつ多数の判決を出して注目されたが、今期言い渡された判例は少ない。なかでも、労働側敗訴の判決としては水道機工事件、古河電気工業・原子燃料工業事件が注目され、労働側勝訴の判決としては組合併存下における差別事件にかかわる日産自動車事件が実務上も大きな影響をもつと思われる。

1 労働者派遣事業法反対運動

概況

政府が一九八五年三月一九日に国会に提出した「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案」(労働者派遣法案)をめぐって同法案の危険性・問題点を指摘する労働者、労働団体、弁護士、学者、そして日本弁護士連合会などが同法制定に反対する運動をくりひろげた。

同法案は六月一一日に成立し、八六年七月一日から施行となるが、衆議院段階で四点、参議院段階で二点計六点にわたって政府原案の修正がなされるとともに、衆参両院において法の運用にかんする付帯決議がなされた(本年鑑Ⅲ—Ⅱ「政府の労働政策」参照)。

労働法制改悪反対討論集会

総評弁護団(佐伯静治会長)は総評の後援の下に一九八五年一月三〇日「労働法制の全面改悪に反対する中央討論集会」を開催し、約三〇〇人の労働組合関係者が参加した。

集会は田端東大助教授、藤本弁護士、徳住弁護士、清水信州大学助教授らの報告のあと、参加者の討論をおこなった。

この討論集会は「労働者の権利の全面的後退というべき事態が進行している」という認識の下に、これらの状況を切り開き、権利闘争を発展させるために総合的な観点にたって労働諸法制の改編全体像を歴史的に点検し、将来の方向をさぐり、当面目指されている立法の問題点を明らかにし、労働法制反動化に反対する基本的認識と闘いの方向を討論する」ことを目的として開かれた。

集会は以下のアピールを採択した。

【討論集会アピール】

現在国会において審議されている雇用機会均等法は、雇用における男女差別の解消を口実として、女子労働者の保護を後退させ、かえって女子労働者の働く権利を危ういものとしている。昨年労基法研究会が発表した中間報告は、一日九時間、週四五時間の労働時間制、更には一日及び一週の労働時間の「弾力化」等を打ち出しているが、これは歴史を逆行させるとともに、国際労働基準に著しく反するものである。また現在検討が進められ

れている職安法の改正、派遣事業法、パート労働関係の整備は、労働者全体の雇用の安定と労働条件の維持、向上に逆行する事態の進行を一層促進しようとしている。（中略）

このような一連の労働諸法制の見直し、改編は資本の労働力政策、労務政策に立法的裏付けを与える本質を持つものであり、財政破たんを名とするしわ寄せを国民生活に押し付け、危機を脱出しようとする臨調行革路線と軌を一にする、「戦後政治の総決算」の労働法制版と言わねばならないものである。

我々は、本集会の名をもって、全国の労働者、労働組合に対し、政府自民党財界の目指している労働諸法制の改編が、職場に、そして労働者の生活と権利にもたらすであろう事態を正確に見定め、これまでの権利闘争の弱点を克服し、職場、地域などあらゆる場、あらゆる機会をとらえ、次の点に重点をおいて反撃の闘いを組織していくことを訴えるものである。

1　労働諸法制の抜本的改悪の全体像を職場に明らかにし、労働法制を巡る問題を権利闘争の重要な課題として位置付ける。

2　労働立法の改編、職場の労働力再編を看取し、労働法制の改悪に反対する闘いを強化する。

3　労働条件のありかた、考えかた（一方的改悪は断固許さないなど）を権利思想として労働者に定着させる。

4　年次有給休暇の完全取得、時間外労働の規制強化などの時間短縮闘争を基本から組み直す。

5　国際労働基準の導入など、労働者の要求実現を目指す労基法改正など立法闘争や、ＩＬＯ条約批准闘争を展開する。

6　次のような目標の下に協約闘争を強化し、組織していく。

イ、労働時間を含む労働条件の確定。

ロ、要員と事前協議。

ハ、派遣、パート労働についての組合の関与権を確立し、派遣、パート労働者の導入及び労働条件についても組合の交渉力、規制力を強化する。

ニ、総ての労働条件についての産業別基準を確立する。

7　派遣労働者、パート労働者等の組織化を促進する。

労働者派遣法反対討論集会　八五年四月三日松岡三郎明大教授、小島成一弁護士、大島次郎マスコミ・文化共闘会議、大牟礼藤男都職労委員長、小西勝男金融共闘議長、坂野哲也労供労組議長などが呼びかけ人となり、「労働者派遣法に反対する討論集会」が総評会館で開かれた。これには約五〇〇人が集会に参加した。

派遣法阻止緊急集会　四月二三日労働者派遣法阻止！　4・23緊急集会が開催された。これは「4・3労働者派遣法に反対する討論集会」の実行委員会が呼びかけたもので、千代田公会堂に約一〇〇〇人の労働者が参加した。

派遣法反対緊急大集会　五月二八日労働者派遣法反対緊急大集会が総評・東京地評主催で開かれた。日比谷野外音楽堂での集会には約六六〇〇人の労働者が参加し、その後国会請願デモ行進をおこなった。

総評は三月二八日政府案の撤回を求める方針を決定、東京地評は五月一〇日労働者派遣法緊急対策本部を設置し、反対運動にとりくんだが、この集会は、4・3集会、4・23集会を発展させる形で総評・東京地評が主催して開かれたものであり、労働者派遣法反対の最大の集会となった。

集会は、主催者を代表して総評内山副事務局長、藤本東京地評事務局長のあいさつのあと、総評弁護団宮里幹事長、日本社会党、日本共産党のあいさつ、単産報告、現場報告がなされ、決議文が採択された。

労働者派遣法に反対する意見　法案の上程と前後して、日本弁護士連合会、民主法律家協会、総評

弁護団、自由法曹団、労働法学者有志などが意見書や声明を発表しているが、以下に青木宗也（法政大）、中山和久（早稲田大）、竹下英男（早稲田大）、松林和夫（群馬大）ら労働法学者有志五一名の「労働者派遣法に反対する労働法学者の声明」（四月二二日）を掲げる。

【声明】

一、第一〇二通常国会に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案」（略称「労働者派遣法案」）が提出された。本法案の中心部分である労働者派遣事業の制度化に関しては関係労働組合等から多くの反対意見が提出されている。すなわち、労働者派遣事業に労働力需給のミスマッチ解消の機能があるとしても、使用者責任の回避や中間搾取等種々の弊害が指摘されており、それらの弊害がいかに抑制されうるかが最大の課題である。法案では、特定労働者派遣事業については届出制としているが、これは労働者供給事業の原則的禁止の堅持とも矛盾し、実際上行政的規制が及ばなくなるおそれがある。また、派遣事由や期限の限定もなく、中間搾取への行政的規制がまったく規定されていないのも問題である。さらに、対象業務の範囲は政令によって決定できることになっているが、その業務にかかわる事業主および労働者はもちろん、労働者全体の雇用の安定にとって重大な問題であるから、法定事項とすべきである。その他、事業運営の適正化については万全が期されるべきである。

派遣先事業主の使用者責任が原則的に否定されている点にも問題がある。法案は、派遣先の使用者責任についてはまったく規定しておらず、みなし規定による労働基準法等についての使用者責任の振り分けについても、派遣先の責任を極力限定し労基法の形骸化を招いている。また、派遣先への労働組合法の適用については一切規定されていない。このように派遣労働者への労働法規の全面適用という観点はなく、労働者の保護という頭初喧伝された立法目的は著しく後退している。われわれは、政府が法案を撤回して、国民的合意を得る措置をとることを要請する。

二、この法案には、中央職業安定審議会の審議も経ずに、突如新たな内容が盛り込まれている。すなわち、従来論議されてきた労働者派遣事業制度化に加えて、一般企業も届出さえすれば、そして労働協約または就業規則に定めさえすれば、その個別的同意を得ずに従業員を自由に派遣できる制度が導入されている（法案第三条二項）。

一般企業における労働者「派遣」は、従来の法理からすれば出向である。出向についての学説・判例の法理は必ずしも一様ではなく、労働協約や就業規則に出向義務づけ規定があれば労働者に対し拘束力を有するという判例もあるが、出向規定の内容は一様ではないし、また民法第六二五条等を理由に個々の労働者の同意が必要であるとの学説が支配的である。われわれは、法理的に片付いていない問題に対して政府が労働者の権利を無視して一方的に立法によって決着をつけるやり方には反対せざるをえない。

この一般企業の派遣自由化条項は、企業グループ内派遣会社をも合法化するものであり、労働者は就労する場所はそのままで自分だけが不安定な派遣労働者として派遣されてしまうことも可能になった。このように、一般企業の派遣自由化条項の創設は、これまでの日本的雇用慣行や労働法制のあり方にも重大な影響を与えるものである。

三、本法案は、本来、今後の高齢化、産業構造の転換等に対応しての労働力需給のミスマッチの解消を目的として、労働者派遣事業の制度化として準備されてきたはずである。昭和六〇年二月五日の労働力需給システム研究会の提言から、昭和六〇年二月五日の労働者派遣事業の制度化として中央職業安定審議会に諮問された法律案要綱に至るまで、一貫して労働力需給のミスマッチの解消がその主題であった。前述の一般企業をも対象とする派遣自由化条項は、労働者本人の同意なしの出向や企業グループ内派遣会社への身分移管というなし崩し的解雇にもなりかねない事態を可能にするものであり、労働力需給のミスマッチの解消どころかミスマッチの創出を招きかねないのである。このような重要事項が、国民的合意はおろか、審議会的合意をも得ずに、突如法案として提出されたことは遺憾であり、われわれは手続的民主主義に反するものとして反対せざるをえない。

2　実効ある男女雇用平等法を実現させる闘い

第一〇一国会の参議院段階において継続審議となった「男女雇用機会均等法案」は一九八四年一二月一日召集の第一〇二国会において審議が再開され、一九八五年五月二〇日参議院において一部修正のうえ可決され、衆議院に回付され（全野党反対）、五月一七日衆議院において可決成立し（全野党反対）、一九八六年四月一日より施行されることとなった。

以下において、労働基準法改悪阻止、実効ある男女雇用平等法の制定を要求し、政府提案の「男女雇用機会均等法案」に反対する労働団体、婦人団体などの主なとりくみについて紹介する。

㈠　総評のとりくみ

一、総評は一九八四年一〇月一五、一六日の両日全国婦人代表者会議（二三単産、四三県評の代表一七〇人出席）を開催し、「募集、採用、配置、昇進、昇格、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇にいたる雇用のすべてのステージにわたって女子を差別的取扱いをすることを禁止する」などを内容とする実効ある男女雇用平等法を制定させる方針を確認し、①参議院での決戦にそなえ、闘う戦線の拡大、②政党、国会議員、政府などにたいする要請行動の強化、③国会審議の最大のヤマ場に全国集会、国会にたいする大衆行動の配置、などの具体的な活動方針を決定した。

二、一九八五年二月中旬から下旬にかけて県評、単産代表による各政党、政府、国会議員にたいする要請行動をおこない、延べ三一二人が参加した。

三、総評、単産、東京地評合同による「八五春闘・実効ある男女雇用平等法の制定にむけた二・一七街頭宣伝行動」を実施、主要駅頭でのチラシ配布、宣伝カーによる宣伝などの行動をおこなった。

四、三月二七日日比谷野外音楽堂に全国から約六五〇〇人が参加し、「労働基準法改悪阻止、実効ある男女雇用平等法を実現させる三・二七全国総決起集会」を開催し、最終段階の闘いにすべての女性が総決起することを呼びかけた。集会では主催者を代表して真柄総評事務局長が決意を表明し、社会党、共産党、公明党、社民連の代表が連帯のあいさつをおこなった。集会はアピールを採択したあと、国会請願デモをおこなった。

五、単産、県評の婦人代表は三月二七日、山崎官房副長官、赤松労働省婦人局長にたいし、交渉の申し入れをおこない、さらに、「男女雇用機会均等法案」にあわせての人事院規則一〇―七の改悪に反対し、人事院職員局とも交渉・申し入れをおこなった。

六、参議院社会労働委員会の審議が四月一一日から開始されたのち、国会審議の期間、県評、単産代表による審議を見守る行動、各政党、国会議員にたいする要請行動を展開した。

七、五月一七日「男女雇用機会均等法」は成立したが、頭初より開催が予定されていた第三〇回はたらく婦人の中央集会は五月二五日東京九段会館において開かれ、「婦人労働の転換」の歴史的な節目

にたって現状の正確な認識と今後の闘いの課題について確認した。
集会には一三〇〇人の婦人労働者が参加し、「国連婦人の一〇年最終年をむかえたいま、真の男女雇用平等を確立するために強力に闘いつづける」との集会宣言を採択した。

(二) 労働四団体・全民労協のとりくみ

一、労働四団体、全民労協は一九八五年三月二二日合同対策会議を開催し、一〇一国会における統一した対応のうえにたって、一〇二国会にたいするとりくみについて協議し、労働四団体と全民労協の合意事項を確認し、社会党、民社党、公明党、社民連の四党が協力して合意事項実現のため最善の努力をするよう申し入れることを決めた。

二、四月二五日参議院社会労働委員会で審議が打ち切られ、法案が可決されたことにたいし、労働四団体、全民労協は「ひきつづき実効性のある男女雇用平等法の確立、労働基準の改善をめざして、労働四団体、全民労協の合意事項を今後の運動目標として堅持し、さらに結束して、追求していく」との声明を発表した。

(三) 婦人団体のとりくみ

一、一九七五年の国際婦人年以来、「平等・発展・平和」の目標達成のためとりくみをつづけてきた全国組織の婦人団体および労働組合婦人部など四八団体で組織する「国際婦人年日本大会の決議を実現させるための連絡会」は、一九八四年七月二日、社会党、共産党、公明党、民社党、社民連にたいし、実効性のある男女雇用平等法を各党共同で早急に提案するよう要請した。

二、連絡会は一九八四年一一月一九日主婦会館において学習・討論集会をおこない、女性国会議員をはじめ三〇〇人が参加した。

三、一九八五年二月一九日連絡会は「婦人差別撤廃条約および男女雇用機会均等法案について参議院婦人議員との懇談会」を開催し、出席した各党婦人議員にたいし、実効性ある男女雇用平等法の実現にむけて努力してほしいと要請した。

四、四月四日連絡会は参議院社会労働委員会の全委員にたいし、要望書を手渡した。

五、八五年四月二五日参議院社会労働委員会での可決にさいし、連絡会世話人は「私たちは今後、この法の施行により婦人にたいする影響と問題点を監視し、真に雇用における差別撤廃をめざし、いっそう連帯をつよめていく」との声明を発表した。

3 その他の権利闘争

総評のILO未批准条約批准請願運動

総評はILO条約批准促進のとりくみを決定し、「ILO未批准条約の即時批准を求める請願書」の一〇〇〇万署名活動を推進することを決め、一九八四年一〇月二九日各単産、地県評に署名活動へのとりくみを要請する指示文書を発した。

署名の第一次集約を八四年一二月二〇日、第二次集約を八五年二月二八日としている。

請願書は「ILOが今日まで一九五の条約を採択し、先進諸国の

批准は平均七〇に及ぶ状況にあり、ますますその重みを加えているにもかかわらず、わが国はわずか三七条約しか批准していないばかりか、すでに批准している団結権、団交権の基本条約である八七号、九八号条約ですら、国内法の不整備のためその違反が改まっていないとして、このような状況を是正するためつぎの事項を強く要請する」と述べ、請願事項として、当面つぎの条約の即時批准を求めている。

1　基本的人権に関する条約（一〇五号、一一一号）
2　労働時間、休暇に関する条約（一号、四七号、一三二号）
3　労使関係に関する条約（一三五号、一四四号、一五一号、九四号）
4　婦人労働に関する条約（八九号、一〇三号、一四九号、一五六号）
5　安全衛生に関する条約（一一四八号）
6　雇用、社会保障に関する条約（一二二号、一五八号、一〇二号、一二八号、一三〇号、一一七号、一一八号）

日本航空㈱賃金差別紛争の解決

一九六七年以降、毎年東京都地方労働委員会に救済の申し立てをおこなってきた日本航空労働組合の賃金差別をめぐる長期紛争が一九八四年一〇月二二日和解協定締結により解決した。

日本航空労働組合は、日本航空㈱の地上勤務の従業員で組織されており、一九六七年五月に、定期昇給、昇格などに不当労働行為があり、別組合である全日本航空労働組合員と差別されているとして救済申し立てをおこない、以降、毎年賃金昇給、昇格、一時金などの差別是正の申し立てをおこなってきた。

一九八〇年二月東京都労委は、七四年から七七年までの組合員二四七名の昇給、昇格の是正、差額の支払い、将来の昇給、昇格の差別の禁止等組合側全面勝利の救済命令を発した。

八〇年三月会社は中央労働委員会に再審査の申し立てをおこなっていたが、八三年一二月に中労委が和解を勧告し、八四年六月から解決のための労使交渉がおこなわれ、八四年一〇月、中労委立ち合いのもとで和解協定が調印されるに至ったものである。

和解協定の内容は、職級昇格および号俸調整、労働協約の締結、健全かつ円満な労使関係確立のための覚書の締結、組合にたいする便宜供与、紛争解決のための和解金の支払い等を骨子とするものである。

官公労働者を励ます権利集会　一九七五年一〇月二四日に結成された「スト権回復を支持する会」は一九八五年五月一五日結成一〇周年を記念して、第六回総会と「いまこそ労働基本権の確立を！官公労働者を励ます権利集会」を開催した。

総会では今総会を機に世話人代表を勇退した作家・野間広、新しく世話人代表となった法政大学総長、横山英一日教組国民運動部局長村上寛治が一〇年をふりかえっての経過報告をおこなった。

権利集会では、山崎俊一国労書記長、小倉信蔵自治労政策局長が問題提起をおこない、参加者から発言がなされたあと、以下のアピール（要旨）を発表した。

【アピール（要旨）】

私たちは、官公労働者に対する攻撃は、日本労働運動全体に対する挑戦であり、闘う労働組合の破壊と、国民生活に密着した公共性の解体であると受けとめざるをえません。そして、近代百余年にわたって築き上げた交通・通信・国有林等の国民共有の大な財産が、むざむざ分断・解体され、大資本の利益に奉仕してしまう成りゆきを黙視できません。

戦後政治の根幹である自治・分権・参加という民主主義が、地方行革に

よって抑制・形骸化されることに反対しなければなりません。さらに、生徒・児童、教職員、父母の声とは別のところで、教育改革が内閣主導で論議され、新しいエリート、人材養成のための教育行政が、自由化とか個性主義の名の下に、財界・産業界の一方的要請に従って進行することに強い不信と不安をおぼえます。

国民の生活に密着する交通・運輸・通信・教育・自治体行政の全般におよぶ政治的中央集権化の方向と、民営化・分割の進行は、財界主導の行革の中で決して二つのものではありません。そうであるからこそ、労組活動攻撃や数々の人員削減を前提とした権利侵害が「行革」の中で同時進行しているのです。

一九八五年後半期の行革本番を目前にして、本日、私たちが、「スト権回復を支持する会」の結成一〇周年を記念して、官公労働者の生きる権利を全労働者・国民とともに確立する励ましの集まりを持ちましたことは、大きな意義と意味のあるものと互いに確認し合い「他人の痛みはわが痛み」としつつ、たとえ出向・派遣・レイオフ・退職などさせられても、同じ仲間として末長く連帯し、働く者として生き続けてゆくことを、強く訴えたいと思います。

振動病シンポジウム

一九八四年一二月一六日、「白ろう病裁判を支援し人権を守る会」（代表総評事務局長真柄栄吉）は、「高松高裁不当判決批判、人権と健康を守る『振動病』シンポジウム」を開催した。

このシンポジウムは、元高知営林局職員が「振動病（いわゆる白ろう病）」について、国に損害賠償を求めていた事件について、高松高裁が一九八四年九月一九日、一審の高知地裁判決（七七・七・三八、原告勝訴）を取り消し、原告の請求を棄却する逆転判決を言い渡したことに抗議し、人権と健康を守る立場から、医師、法律家、弁護士、運動家ら二七七人が参加して開催されたものである。

シンポジウムでは、主催者を代表して内山総評副事務局長のあいさつ、特別報告として、名古屋大学医学部教授山田信也ら三氏がそれぞれ問題提起をしたあと、憲法学者、労働法学者、弁護士、医師、労災・職業病被災者などから意見発表が出されたあと、以下のアピール（要旨）を発表した。

【アピール（要旨）】

本シンポジウム参加者は、今こそ労働者・勤労国民が憲法の規定により安全かつ健康で働く権利を保障されることを明確にしつつ、次の二点を確認する。

1 「九・一九高松高裁判決」は、法解釈によるものではなく、「文明評論」ともいえる〝思想判決〟といわざるをえない。

技術革新が進み機械文明が急速な発展をみている今日、チェンソーやブッシュクリーナーの導入がそうであったように、新しい機器の使用による犠牲を労働者に負わせ、その犠牲のうえに合理化を進める国・使用者の責任を不当に免罪し助長する「九・一九高松高裁」の判示は、まさしく労働者・勤労国民の生命・健康・安全を不当に軽視し、人間の尊厳を損うものである。

2 本シンポジウムの開催が振動病罹患者をはじめ労災・職業病・公害問題と闘っている人々に激励となれば幸である。同時に、これらの問題は、労働者・勤労国民の生命と健康、生活を重視し、司法の反動化に怒りを燃やす本シンポジウム参加者一人一人の共通する課題である。

従って振動病をはじめ数々の深刻かつ重大な職業病絶滅、労災補償の拡充、公害追放、とりわけ白ろう病上告審及び六地裁係属事件の完全勝利のため、学者、医師、弁護士、文化人、労働運動家らが結束してこの運動の前進のため努力する。

自治労・人勧に代わる制度要求

自治労（丸山康雄委員長・約一二七万人）は一九八五年一月一六日から開かれた県本部委員長会議で、団交権の確立を中心とした労働条件決定制度、給与決定にあたって労働者参加を中心にした新しい制度構想を明らかにした。

自治労は賃金闘争の基本戦略を、人事院勧告体制の打破、労働基本権確立に置きながらも、七〇年代からは人事院勧告の完全実施を中心目標としてきた。しかし、八〇年代に入ってからは、八二年の人事院勧告の凍結に始まり、抑制に次ぐ抑制をうけてきた。

自治労は、人勧には公務員労働者の賃金決定への参加の排除を前提にしている、政府を拘束するものではない、などの欠陥があり、労働基本権の代償措置としてはきわめて不完全という認識にたって、人勧の廃止、団交権の回復を前提にした新たな賃金決定機構の創設を提唱し、立法運動にとりくむことを決めた。

自治労提唱の新制度構想の概要は、以下のとおり。

【制度の概要】

政府・自治体当局にそれぞれ労働条件決定に関して、労組との団交応諾義務および団交結果についての履行義務を負わせることにしている。また、紛争調整制度を設けるとしており、労組法、労調法に準じた「あっせん」「調停」「仲裁」を行う機関が必要となる。必然的に現在、認められていない労働協約締結権も前提となる。

自治労の中央交渉機能

現行の公務員制度からすれば、国家公務員、教員、地方公務員の三本立ての賃金決定システムにすることが望ましい、としながらも、中央レベルでは三つの交渉制度が統一して中央交渉ができるようにする。また、中央交渉では一定の幅をもった基準を設定することによって単組交渉を円滑にすることも期待できる。

団体交渉の当事者

国公、教員、地公それぞれに対応した団交機関を設けることが前提で、国会は政府、地公については自治省よりは各自治体を統合した使用者団体を交渉相手にしたい考え。

中央交渉の対象と機能

団体交渉の対象は、管理運営事項であっても、労働条件に影響するものについては、団体交渉の全国性、統一性をもつものを標準的に決定する。その他の労働時間などの全国性、統一性をもつものを標準的に決定する。その他の労働条件については、それぞれの任命権者との交渉事項となる。

地方交渉は中央交渉の対象外の事項および、中央交渉によって決定された標準的労働条件を具体化、確定する。

紛争調整制度

労使紛争を調整する機関として、公務労働委員会を設ける考え。同委員会は労組法、労調法の例にならって、あっせん、調停、仲裁を行う。中央、地方に設置し、委員についても公・労・使三者同数とする。これに伴い、現行の地方人事委員会（給与引き上げ勧告を行っている）は調査機能を除き、廃止する考えだ。

団交結果の実効確保

自治体の首長に対し、団交および紛争調整機関の結論について誠実に履行する義務を負わせる。一方、議会については団交、紛争調整機関の結論を確認させるに留めることにしている。

警察拘禁二法反対の闘い

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議は、一九八五年四月五日、千代田区公会堂で「ストップ・ザ・警察国家！　警察拘禁二法を許さない4・5市民集会のつどい――再上程阻止勝利集会」を開催した。これは、警察拘禁二法案（刑事施設法、留置施設法）が一二月一日に召集された第一〇二通常国会に拘禁二法案が再上程されなかったことから「再上程阻止勝利集会」として開かれたもので、約五〇〇人が参加した。

国民連絡会議は、八二年四月二八日の第九六通常国会へ法案が上程されて以降署名運動、一八次にわたる統一要請行動をおこなってきた。当日の集会は「警察拘禁二法案の今国会再上程阻止の成果をふまえさらに運動をすすめましょう」とのアピールを採択した（本年鑑Ⅱ—XI「労働組合と社会運動」参照）。

4　不当労働行為事件の概況

一九八四年に係属した初審の不当労働行為事件数は、一九八三年からのくりこし二二七五件に新規申し立て五七二件を加え、二八四七件となっている。そのうち四九一件が終結し、二三五六件が八五年にくりこされた。

新規申し立て件数五七二件の内訳は、民間企業関係事件四〇二件で八三年の四八三件より八一件（一八%）の大幅減少となっており、この二〇年来の最低を示している。一方、地方公務員関係事件も一七〇件で、八三年の八五〇件よりも六八〇件減少している。

新規申し立て件数を申し立て人別にみると、組合申し立て三七四件（申し立て件数の六五%）でもっとも多く、以下、個人申し立て一四六件（同二六%）、組合および個人の連名による申し立て五二件（同九%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申し立てが三五二件（同八八%）でもっとも多く、ついで組合および個人の連名による申し立て四〇件（同一〇%）、個人申し立て一〇件（同二%）の順となっており、個人申し立ての減少が目立っている。

民間企業関係の新規申し立て件数（四〇二件）を労組法七条各号関係九件（同二%）の順となっている。

民間企業関係の新規申し立て件数四〇二件を企業規模別にみると、一〇〇人以上四九九人以下のところがもっとも多く一二六件（全事件の三一%）で、ついで四九人以下のところが一一九件（同三〇%）、一〇〇〇人以上のところが七〇件（同一七%）、五〇人以上九九人以下のところが五七件（同一四%）、五〇〇人以上九九九人以下のところが三〇件（同八%）の順となっている。

さらに、民間企業関係の新規申し立て事件を産業別大分類でみると、製造業が一二八件（新規申し立て事件数の三二%）でもっとも多く、ついでサービス業一一六件（同二九%）、運輸通信業九〇件（同二二%）などの順となっている。さらに、これらを中分類でみると、道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー）が四六件（同一一%）、以下、教育四一件（同一〇%）、卸売・小売業三七件（同九%）、道路貨物運送業三二件（同八%）などの順となっている。

不当労働行為初審事件の終結の状況はつぎのとおりである。

八四年における終結件数は四九一件（うち民間企業関係は四五四件）で、八三年の八〇四件より三一三件減少している。

終結の内訳は、命令・決定によるものが九八件（終結件数の二〇%）、取り下げ・和解によるものが三九三件（同八〇%）で、八三年にくらべると命令・決定によるものが一八件減少し、取り下げ・和解によるものも二九五件減少している。

命令・決定による終結件数九八件の内訳をみると、一部救済命令が四四件でもっとも多く、つづいて全部救済命令が四〇件、棄却命令が一四件の順となっている。

5　最高裁労働判例の動向

今期（一九八四・七・一～一九八五・六・三〇）において最高裁が言い渡した労働関係事件の判例（判決・決定）の主要なものを日時順にあげると、①シェル石油事件（二小判八四・一一・二六）、②山口県教県委停職処分事件（三小判八四・一二・一八）、③山口県教委免職処分事件（三小判八五・三・七）、④水道機工事件（一小判八五・四・五）、⑤古河電気工業・原子燃料工業事件（二小判八五・四・五）、⑥日産自動車事件（三小判八五・四・二三）である。

右判例のうち重要と思われるものについて、事案の概要と判決の要旨を紹介し、若干のコメントを付することとする。

〔水道機工事件（最一小八五・三・七労働判例四四九号）〕　本件は外勤・出張拒否闘争にたいし、会社が賃金の全額をカットしたことにつき、組合員らが、賃金の支払を求めたものである。

一審（東京地判七八・一〇・三〇）、二審（東京高判七九・九・二五）ともに右訴求をしりぞけ、本判決もこれを維持したものである が、本件労務提供が債務の本旨に従ったものでないということを前提にしても、事実上内勤という形で労務提供がなされ（一審判決の認定によると本来の業務は内勤を主とするもので、出張・外勤業務は日常業務の半分以下とされている）、使用者がその労務提供による利益を得ていることからすると、全額の賃金カットを肯定することについては疑問がある。

【判決要旨】

1　原審の適法に確定したところによると、(1)被上告人は、昭和四八年二月五日から一四日までの間に、上告人らに対し、文書により個別に、就業すべき日、時間、場所及び業務内容を指定して出張・外勤を命ずる業務命令（以下「本件業務命令」という。）を発したが、上告人らは、いずれも、右指定された時間、被上告人会社に出勤し、その分担に応じ、書類、設計図等の作成、出張・外勤業務に付随する事務、器具の研究、工具等の保守点検等の内勤業務に従事し、本件業務命令に対応する労務を提供しなかった、(2)上告人らの所属する労働組合は、これに先立ち、同年一月三〇日、被上告人に対し、同年二月一日以降外勤・出張拒否闘争及び電話応待拒否闘争に入る旨を通告していたものであり、右闘争は、一定期間労務の提供を全面的に拒否するのではなく、組合員が通常行う業務のうち右の種類の業務についてのみ労務の提供を拒否するというものであって、上告人らが本件業務命令による出張・外勤を拒否して内勤業務に従事したのは、右通告に基づき争議行為としてしたものである、(3)被上告人会社においては、出張・外勤の必要が生じた場合、従業員が自己の担当業務の状況を考慮し、注文主と打合せの上、あらかじめ日時を内定し、上司の許可ないし命令を得るとか、上司から出張・外勤を命ぜられた場合にも、出張日程等については上司と協議の上これを決定するなど、従業員の意思が相当に尊重されていたが、このような取扱いは、被上告人が業務命令を発する手続を円滑にするため事実上許容されていたにすぎない、というのである。

2　原審は、右事実関係に基づき、本件業務命令は、組合の争議行為を否定するような性質のものではないし、従来の慣行を無視したものとして信義則に反するというものでもなく、上告人らが、本件業務命令によって指定された時間、その指定された出張・外勤業務に従事せず内勤業務に従った労務の提供をしたものとはいえ

ず、また、被上告人は、本件業務命令を事前に発したことにより、その指定した時間については出張・外勤以外の労務の受領をあらかじめ拒絶したものと解すべきであるから、上告人らが提供した内勤業務についての労務を受領したものとはいえず、したがって、被上告人は、上告人らに対し右の時間に対応する賃金の支払義務を負うものではないと判断している。原審の右判断は、前記事実関係に照らし正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

〔古河電気工業事件・原子燃料工業事件（最二小八五・四・五労働判例四五〇号）〕　本件は、原子燃料製造部門を独立させ、他社の同種部門と合併して設立した新会社へ従業員を在籍出向させた場合において、右従業員が出向元会社への復帰命令を拒否したことを理由としてなされた、右出向元会社による懲戒解雇の効力が争われたものである。

一審（東京地判七七・一二・二一）、二審（東京高判八一・五・二七）ともに、右懲戒解雇を有効としたが、本判決も原判決を維持した。

これまで出向をめぐる裁判上の争いは出向命令の効力にかんするものであったが、本件は出向先から出向元への復帰命令の効力にかんする初めての判断として注目される。

判決は、復帰命令につき当該労働者の同意は不要だとしているが、出向後の出向元、出向先、労働者の三者間の法的関係についての説明を欠いていること、出向についての労働者の同意の要否との関係など判決には検討すべき問題点がある。

【判決要旨】

1　労働者が使用者（出向元）との間の雇用契約に基づく従業員たる身分を保有しながら第三者（出向先）の指揮監督の下に労務を提供するという形態の出向（いわゆる在籍出向）が命じられた場合において、その出向元が、出向先の同意を得た上、右出向関係を解消して労働者に対し復帰を命ずるについては、特段の事由のない限り、当該労働者の同意を得る必要はないものと解すべきであるから、上告人らが提供した内勤業務についての労務を受領したものとはいえず、したがって、被上告人は、上告人らに対し右の時間に対応する賃金の支払義務を負うものではないと判断している。原審の右判断は、前記事実関係に照らし正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

〔古河電気工業事件・原子燃料工業事件（最二小八五・四・五労働判例四五〇号）〕　本件は、原子燃料製造部門を独立させ、他社の同種部門と合併して設立した新会社へ従業員を在籍出向させた場合において、右従業員が出向元会社への復帰命令を拒否したことを理由としてなされた、右出向元会社による懲戒解雇の効力が争われたものである。

一審（東京地判七七・一二・二一）、二審（東京高判八一・五・二七）ともに、右懲戒解雇を有効としたが、本判決も原判決を維持した。

これまで出向をめぐる裁判上の争いは出向命令の効力にかんするものであったが、本件は出向先から出向元への復帰命令の効力にかんする初めての判断として注目される。

判決は、復帰命令につき当該労働者の同意は不要だとしているが、出向後の出向元、出向先、労働者の三者間の法的関係についての説明を欠いていること、出向についての労働者の同意の要否との関係など判決には検討すべき問題点がある。

【判決要旨】

1　労働者が使用者（出向元）との間の雇用契約に基づく従業員たる身分を保有しながら第三者（出向先）の指揮監督の下に労務を提供するという形態の出向（いわゆる在籍出向）が命じられた場合において、その後出向元が、出向先の同意を得た上、右出向関係を解消して労働者に対し復帰を命ずるについては、特段の事由のない限り、当該労働者の同意を得る必要はないものと解すべきであるから、上告人らが提供した内勤業務についての労務を受領したものとはいえず、したがって、被上告人は、上告人らに対し右の時間に対応する賃金の支払義務を負うものではないと判断している。原審の右判断は、前記事実関係に照らし正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

〔日産自動車事件（最三小八五・四・二三労働判例四五〇号）〕　本件は、少数派組合の組合員にたいする残業差別を不当労働行為とした東京地労委命令（七一・五・二五）を維持した中労委命令（七三・三・一九）の当否が争われたものである。

一審（東京地判七四・六・二八）が不当労働行為を構成しないとしたのにたいし、二審（東京高判七七・一二・二〇）は不当労働行為によるとして中労委命令を支持し、本判決も右二審判決を支持した。

組合併存下における一時金差別にかかわる事件において不当労働行為と判断した日本メール・オーダー事件判決（最三小八四・五・二九）が注目されたが、本判決もまた右判決につづいて組合併存下における不当労働行為事件にかんする判断を示したものとして注目されるものであり、先例として実務上も影響を与えるものと思われる。

【判決要旨】

1　複数組合併存下においては、使用者に各組合との対応に関して平等取扱い、中立義務が課せられているとしても、各組合の組織力、交渉力に応じた合理的、合目的的な対応をすることが右義務に反するものとみなさるべきではない。

したがって、以上の諸点を十分考慮に入れたうえで不当労働行為の成否を判定しなければならないものであるが、団体交渉の場面においてみるならば、合理的、合目的的な取引活動とみられうべき使用者の態度であっても、当該交渉事項については既に当該組合に対する団結権の否認ないし同組合に対する嫌悪の意図が決定的動機となって行われた行為があり、当該団体交渉がそのような既成事実を維持するために形式的に行われているものと認められる特段の事情がある場合には、右団体交渉の結果としてとられている使用者の行為についても労組法七条三号の不当労働行為が成立するものと解するのが相当である。そして、右のような不当労働行為の成否を判断するにあたっては、単に、団体交渉において提示された妥結条件の内容やその条件と交渉事項との関連性、ないしその条件に固執することの合理性についてのみ検討するのではなく、当該団体交渉事項がどのようないきさつで発生したものかその原因及び背景事情、ないしこれが当該労使関係において持つ意味、右交渉事項に係る問題が発生したのちにこれをめぐって双方がとってきた態度等の一切の事情を総合勘案して、当該団体交渉における使用者の態度につき不当労働行為意思の有無を判定しなければならない。

2　右団体交渉における支部に対する上告人会社の要求が一見合理的かつ正当性を承認しうるような面を備えているとしても、その真の決定的動機が少数派組合である支部に対する団結権否認ないしその弱体化にあり、本件の残業問題に関する団体交渉が右の意図に基づく既成事実を維持するために形式的に行われているものと認められるときは、これに対する会社の行為はこれを全体的にみて支配介入にあたるものといわなければならない。

3　間接部門においては、交替制や計画残業を実施しているわけではなく、各職制が必要に応じて残業をさせるという方式が採られており、支部も三六協定に基づく残業には応ずる旨を表明していたのであるから（なお、上告人会社における圧倒的多数派組合である日産労組との間に三六協定が締結されていたこと及び上告人会社の就業規則に業務上必要がある場合に会社が残業を命じうる旨の定めがあることは、記録上明らかである。）、上告人会社が同部門の支部所属組合員に残業を命じるについては同支部と更に特段の協定、協約を締結しなければならないというものではなく、上告人会社が支部所属組合員に対して一方的に残業を命ずることができたのである。もとより、一般的にいえば従業員に残業を命ずることが会社の義務であるわけではない。しかし、残業手当が従業員の資金に対して相当の比率を占めているという労働事情のもとにおいては、長期間継続して残業を命ぜられないことは従業員にとって経済的に大きな打撃となるものであるから、同一部門における併存組合のいずれの組合員に対しても残業を命ずることができる場合において、一方の組合員に対しては一切残業を命じないという取扱上の差異を設けるについては、そうすることに合理的な理由が肯定されない限り、その取扱いは一方の組合員であるがゆえの差別的不利益取扱いであるといわなければならず、同時に、それは、同組合員を経済的に圧迫することにより組合内部の動揺や組合員の脱退等による組織の弱体化を図るものとして、その所属組合に対する支配介入を構成するものというべきである。

【参考資料】(1)「週刊労働ニュース」、(2)「総評新聞」、(3)「総評第七二回定期大会各局報告書」、(4)「月報生きる権利」八五・六、(5)「労働情勢」（東京都労働経済局）、(6)「中央労働時報号外」、(7)「季刊労働者の権利」通巻一六〇号。

VII 社会保障闘争

概要□社会保障予算拡充闘争――健康保険法改革反対闘争――医療保障闘争／健保中連のとりくみ／医団連のとりくみ／老後保障闘争――総評・春闘共闘の諸行動／中央社保協のとりくみ／統一労組懇のとりくみ／共済年金についてのとりくみ／**その他の社会保障闘争**

概要

一、健康保険法改革反対闘争は、一部修正に終わったが、この闘いでは、全国の過半数の自治体で反対の決議がおこなわれ、健保闘争史上最高といわれる一二〇〇万人以上の請願署名が集められた。

一、年金改革反対の闘争も一部修正に終わったが、三月一九日には三七単産が、一九七三年以来の制度要求による統一ストライキを実施した。

一、補助金削減一括法で、自治体は負担増になり、生活保護や老人福祉、児童福祉や母子福祉、障害者福祉などいわゆる社会的弱者といわれる人たちにいろいろな形でしわよせされることになった。

一、老人保健法制定後二年で受診率は低下し、老人医療費の伸びは鈍ってきた。しかし制度の見直しで、本人負担の引き上げが検討されている。

一、寝たきり老人は約四八万人といわれている。このうち約一一万人は特別養護老人ホームに、約一〇万人は入院しており、在宅は約二七万人という割合である。現在「中間施設」の問題が検討されている。

一、国立病院や療養所の統廃合、全国にある一七〇万ベッドを四〇%削減し、一〇〇万ベッドに減らすなど、医療法の改定が具体的

に論議されている。

一、八六年度予算の概算要求で、厚生省が要求した自然増分一兆五〇〇〇億円は認められず、一兆一一〇〇億円を削減するために、補助金削減一括法の延長その他がこれらの大きな課題になっている。

1　社会保障予算拡充闘争

全日本民間労働組合協議会（全民労協）は八四年六月二〇日、「昭和五九～六〇年度、政策・制度要求と提言」を決め、七月一〇日、一三の政策のうち、「年金制度の改革について」と「医療制度の改革について」の要請書を厚生大臣に提出した。

労働四団体（総評・同盟・中立労連・新産別）は、七月一六日付で、「当面の経済運営と昭和六〇年度予算編成および政策・制度改善についての申し入れ書」を総理大臣に提出した。

総評予算要求闘争推進本部は社会党と共同して、八四年七月三一日に第一次、一一月二一日に第二次、八五年二月二七日に第三次の予算要求行動を組み、各省庁と交渉をおこなったが、予算編成が大詰めを迎えた一二月一三日には、要求項目をしぼった「八五年度予算にかんする申し入れ」を総理大臣、大蔵大臣に提出した。そのうち、社会福祉、年金、医療にかんするものは一四項目である。

中央社会保障推進協議会（中央社保協）は、八四年七月二三日、「八五年度予算要求申し入れ」行動を組み、厚生省、労働省、大蔵省と交渉をおこなった。八五年一月二九～三〇日に開かれた第二八回総会で、「八五年度社会保障拡充にかんする要求」を確認、①八五年度予算案、年金改悪反対を中心にした中央、地方での運動を急速に強化していく、②社会福祉切り捨て、年金改悪反対の運動と結びつけて医療保障防衛・改善の運動を強める、など八五年社会保障運動の方針を決めた。

「くらしと福祉」運営会議は、八四年七月三一日、福祉予算要求中央集会をもち、前日、各省交渉をおこなった。一〇月二二日から第五回全国縦断キャラバン行動を起こし、一一月二九日、「くらしと福祉全国代表者集会」（三井生命 錦糸町 ホール）をもち、一八項目の「基本要求」を決め、三〇日には、「くらしと福祉」「医団連」「全動労」の三者実行委員会主催の「予算要求中央総決起集会」を日比谷野外音楽堂で開催、集会後デモ行進をおこなった。

全国老後保障地域団体連絡会（全国老地連）は一二月二二日から二八日まで、「八五年度予算案にたいする抗議の徹夜座り込み」をおこない、二五日には全国生活と健康を守る会連合会（全生連）が「八五年度予算案内示抗議行動」を組み、日本患者同盟（日患同盟）は「予算要求中央行動」を組織した。

現在、「くらしと福祉」の〝共同行動連絡会〟は、つぎの七つの共闘組織に拡大している。①失業と貧困に反対する共闘会議（六団体）、②老人医療九団体会議、③医療団体連絡会議（六団体）、④国民の健康と医療を守る市民団体懇談会（一四団体）、⑤障害者の生

活と権利を守る全国連絡協議会（一四団体）、⑥全国保育要求統一行動実行委員会（七団体）、⑦民間社会福祉労働組合連絡会（一二団体）。

八五年度の社会保障予算についての労働組合、民主団体の諸要求は、国会審議の場では、八五年二月二五日の社会党、公明党、民社党、社民連の四野党による「昭和六〇年度予算修正共同要求」のなかで、つぎのとおり集約された。

一、老齢福祉年金などの増額（老齢福祉年金を三万円に引き上げるとともに、連動するほかの年金、諸手当なども準じて引き上げる）。

二、老人福祉・保健事業の拡大（社会福祉施設整備費の増額、在宅福祉事業の充実などをはかる）。

三、難病対策の充実（難病の公費負担の対象に二〇疾患を追加する）。

四、児童扶養手当制度改悪の撤回（児童扶養手当制度の改悪をやめ、現行どおりとする）。

五、地方自治体向け高率補助金の一律削減の撤回（〝補助金一括整理法案〟による地方自治体向け高率補助金の一律削減を中止する）。

六、行財政改革の推進

一方、共産党は二月二二日、独自の予算組み替え要求を提出したが、社会保障関係では、①補助金一括整理法案の撤回、②老齢福祉年金を月額三万円に引き上げる、③年金制度抜本改悪案を廃案とする、④老人医療費の無料制の復活、⑤健保本人一〇割給付の復活、などがある。

2　健康保険法改革反対闘争

健保改革法案は八四年八月七日可決成立し、一〇月から実施されることになったが、総評は九月一九～二〇日に開いた単産・県評合同社会保障担当部長会議で、今後の闘いの方向を討議した。一〇月から実施の本人一割負担を一〇割給付に回復させる闘い、退職者医療制度の創設や八五年度から施行の付加給付問題についてのとりくみ、その他制度改定にともなう諸問題の対策を具体化した。一〇月一二日には厚生大臣にたいし、「健康保険法改定後の諸措置について申し入れ書」を提出、厚生省と各単組段階で問題になっている健保組合の〝付加給付〟の取り扱いについて交渉した。一一月九日には医療問題対策委員会を開き、一〇月から実施の健保本人一割負担の実害を調べる「影響調査」を八五年二月から三月にかけて北海道、山形、長野、東京、愛知、兵庫、島根、大分で実施することを決めた。八五年五月二四日に開いた単産社会保障部長会議では、八六年度には本人八割給付の押しつけ、また、当面の問題として老人保健法の改定などが予想されるので、医療保障制度確立の闘いを強化することを確認した。

—Ⅳ「経営者団体の労働政策」を参照のこと。

国民春闘共闘会議は、八五年二月四日、「八五春闘共闘・健保・共済・国保各組合対策会議」を開き、六項目の健保組合対策、四項目の政管健保対策を決めるとともに、当面する医療保障運動の重点は、「本人八割給付を意図する自民党政府にたいして、これを阻止し、本人一〇割給付の復活、老人医療無料化の復活、家族・国保の給付率改善とあわせ、医療供給体制の充実など医療制度の全面的改善、防衛をめざす運動ととりくむこと」、であると確認した。

健保改悪反対の大衆行動の中核になってきた健保改悪反対中央連絡会（医療生協、保団連、民医連、日本医療協、日患同盟、全農協労連、全商連など多くの医師会や専門団体、医療従事者、労働組合、市民・婦人団体、個人で構成）は、八四年八月七日、「国民の要求を無視した健保改悪案の成立強行にあたって」という抗議の声明を発表、全国四五都道府県でつくられた健保共闘組織、全国各地に無数につくられた地域の健保共闘組織に依拠し、今後の医療保険、医療制度の改悪阻止、改善の闘いに全力をあげることを明らかにした。健保中連は、八月二八日の第九回総会で、改悪内容の具体化を最小限に抑え、本人一〇割給付を復活させるために、連絡会を存続させることを決め、九月二日に「健保改悪法成立と実施にともなう諸問題についての学習会」を開くこと、一〇月一日には歴史的な健保改悪法の実施に抗議する集会を開催することを決定した。一〇月一日の集会では「差額徴収の拡大など健保改悪の具体化を阻止し、本人一〇割給付復活と医療諸要求実現の運動を強化しよう」というアピールと、総理大臣あての抗議文を採択した。一一月六日に第一一〇回、一二月一七日には第一一回の総会をもち、一〇月以降の「影響（被害）度」を具体例で示し、「健保本人一〇割給付復活など医療保険制度改善の運動をすべての国民に呼びかける」アピールを重ねて発表、総理大臣にたいする「健保本人一〇割給付の復活をはじめ、医療保険制度の改善についての要請書」を提出することを決めた。

八五年に入ってからは一月二三日に総理大臣あてに重ねて「要請書」を提出、二月二六日の第一三回総会で、「被害実態調査」の中間報告を発表、三月八日、一五日には「課題別・情勢学習会」を組織し、二四日には「国保シンポジウム」を開催することを決めた。五月七日に開いた第一四回総会では、老人医療の改悪反対、国保税（料）値上げ反対、国庫負担増額を柱に大運動を展開することを決め、三〇日に三〇〇〇人の中央決起集会を開くなど、当面の活動方針を決めた。また、老人医療への定率負担導入反対を中心とした請願署名は、五月三〇日と六月二〇日に集約することにし、各地で大衆行動、学習活動を強め、健保改悪後もねばり強い闘いを広げていく方向を確認した。

3　医療保障闘争

健康保険法改革後の医療保障闘争は、健保本人一〇割給付の復活、国保税（率）引き上げ反対と結合して、医療法の改悪、老人保健法の改悪反対、「中間施設」問題が中心になって展開された。

に開かれた第一一回総会では医療法の問題をとりあげ、一二月一七日りあげられた。八五年二月二六日に開かれた第一三回総会では、「財確法（昭和六〇年度の財政運営に必要な財源の確保をはかるための特別措置に関する法律案）」をとりあげた。三月八日には「医療法――特定承認保険機関、国公立病院の統廃合問題」で課題別学習会、一五日には「家庭医問題」「中間施設問題」で課題別学習会を組織、二四日には「国保シンポジウム」を開催した。五月一七日に開かれた第一四回総会は、主として老人保健法（老人医療問題）をとりあげ、今後のとりくみを討議した。

医団連のとりくみ

全国民医連、新医協、保団連など六団体で組織している医療団体連絡会議（医団連）は、八五年二月一九日には群馬・国立療養所統廃合反対の声明を発表、三月一九日一八日には「医療法」改正反対の声明を発表、三月一九日開き、アピールを採択、国会要請行動をおこなった。五月三〇日には、民商、老地連、新婦人などと共催して、「老人保健法改悪反対、国保税（率）引き上げ反対」などで三三〇〇人の中央決起集会を日比谷野外音楽堂で開き、対政府交渉、請願行動を組織した。

このほか、中央社保協は、八五年三月八日、「労働者・患者・医療現場からみた今回の医療法〝改正〟問題を考えるシンポジウム」を開き、日生協医療部会、都職労、東京民医連、東京保険医協会など一〇団体は、三月一六日、「〝中間報告〟を考える会」を開き、反対運動を盛り上げることにした。

4 老後保障闘争

総評が八四年一〇月末、年金対策委員会でまとめた年金改革案は六項目である。同盟が八四年一一月二二日までの執行評議員会でまとめた年金制度の充実にかんする要求は、一五項目である。中央社保協は、「八五年度社会保障拡充にかんする要求」のなかで、老齢年金については、従来、「各種年金の受給権発生の被保険者期間は一五年とし」とあったのを、「社会（基本）年金の受給権を保障し」

と改めた。また、障害年金については、従来、老齢年金と同時にうけることができる場合は、「そのいずれかを本人の自由選択にするのではなくて」とあったのを、「既得権を保障し」と手直ししている。

同盟の年金制度充実の要求は、政府の年金改革法案を前提とした改善要求であり、総評の要求は、政府に年金改革法案を取り下げよ、再検討するさいは、総評の年金改革案を考慮せよというものである。政府案についてのうけとめ方、とりくみの姿勢に差がみられた。しかし、ナショナルセンターがそれぞれ個別にとりくんだのでは成果は期待できないので、労働四団体で調整をはかり、国会行動を強めていくことになった。労働四団体の実務担当者会議は統一対応を協議し、八四年一一月二〇日、国会で徹底審議を求める要求をつぎのとおり決定した。

一、老齢年金について。①被用者年金の給付水準については、新規裁定老齢年金（二〇年以上加入期間を有するもの）の平均額を、直近男子の平均標準報酬の六〇％とすること、②国民年金制度にも「所得比例拠出制」を導入し、国民年金加入者間の再配分効果をはかり、現行水準を維持すること。

二、障害年金について。①障害年金の給付水準を現行水準まで引き上げること、②事後重症制度の改善については、法執行を待たずに速やかに実施すること、また、過去において適用されなかったものの救済をはかること。

三、遺族年金について。四〇歳未満の子なし寡婦の給付水準を、中高年齢の寡婦の水準と同水準とすること。

四、財政と負担について。①国庫負担は将来にわたり、現行負担率を維持すること、②保険料の労使負担割合を変更し、事業主負担割合を引き上げること、③年金積立金の管理運用については、拠出者の自主運用を原則とし、被保険者代表の参加と有利運用をはかること。

五、スライドについて。年金額の自動改定は賃金スライドとすること。

六、特例措置について。第三種の期間計算などの特例、女子の支給開始年齢の繰り下げと保険料引き上げなどについては、今日までの経緯、労働・雇用環境などを十分考慮し、これに相当する措置を講ずること。

七、適用拡大について。五人未満事業所への厚生年金の適用拡大をはかり、パートタイマーについても適用をはかること。

八、その他の関連事項。①八四年度の物価スライドをただちに実施すること、②国庫負担の繰り延べについては、利子を付して返済すること、③公的保障を補完する自助努力（企業年金など）への政策的な助成措置（税制措置など）を講ずること。

この徹底審議を求める要求は、一二月二九日、四団体の企画担当者会議で確認され、それぞれが各政党に個別に要請することになった。国民春闘共闘会議も一二月三日、この統一要求を確認している。

労働四団体は、これは「修正でなく要求」であることを強調していた。しかし、一二月一日に第一〇二通常国会が召集され、衆議院で審議が再開されると、労働四団体の要請にこたえて一二月六日、民社党は六項目、公明党は国民年金について九項目、厚生年金について七項目の修正要求を提出した。また、一二日には社会党か

ら〝当面の具体的修正事項〟として二一項目の修正要求（修正に至らない場合は、つぎの再計算期――一九九〇年に修正するよう付則に修正項目として列記する）が出され、社民連も五項目の修正要求を提出した。衆議院で修正案、政府原案が可決され、付帯決議が採択された経緯は、本年鑑Ⅱ―Ⅳで述べられているとおりである。

参議院における年金改革案の審議は、八五年三月二六日から実質審議に入ったが、法案の修正折衝が本格化したのは四月一六日からである。一六日に社会党から三項目、民社党から三項目の修正、一七日には公明党から一二項目の修正要求が提出された。参議院で修正案、政府原案が可決され、付帯決議が採択された経緯は、同じく本年鑑Ⅱ―Ⅳで述べられているとおりである。

総評・春闘共闘の諸行動

年金改革案が衆議院で審議されている段階での総評、国民春闘共闘会議のとりくみは、以下のとおりである。

国民春闘共闘会議は八五年一二月三日、生活制度対策委員会を開き、年金統一要求を確認し、国会要請行動、大衆行動を盛り上げていくことを決めた。総評は一二月六日、各県評代表の参加を得て年金闘争強化の意思統一をはかった。一三日には日比谷野外音楽堂で「人勧反対・年金改悪反対」の決起集会を開催し、国会に向けて要請・デモ行進をおこなった。さらに衆議院の最大のヤマ場を迎えた一八日に、衆議院議員面会所集会、傍聴行動をおこなった。しかし、その日の社会労働委員会で年金改革案は修正可決されたので、総評としての抗議声明を発表した。国民春闘共闘会議も一二月一一日、二〇日に衆議院議面集会をおこなっている。

国会での審議が参議院に移った段階からのとりくみでは、総評は八五年一月一〇日に単産社保部長会議を開き、国会再開後の年金闘争について意思統一をはかり、一月二五日、「福祉切り捨て予算・年金改悪反対中央総決起集会」を開いた。二月七～八日に開催された第七二回臨時大会では三月上旬に年金改悪阻止中央総行動を組むこと、年金ストライキを設定することを決め、二月二〇日には全単産代表者会議を開き、三月四～七日、一三日に年金改悪阻止中央総行動を実施し、三月一九日に年金改悪阻止統一ストライキをおこなうことを決定した。また、二月二六日には、昼間は中小労働者デーのなかで年金改悪反対の厚生省交渉をもち、夜は東京都体育館で「反行革・年金改悪反対」の一万人集会を開いた。三月四～七日、一三日の中央総行動は全国からの中央動員をふくめ、連日、決起集会、国会請願・デモをくり返した。三月七～八日には都内で宣伝パレード、全国各地域でもチラシ配布の大量宣伝行動を実施した。三月一九日の年金統一ストライキには、一二単産がストライキないし時間内職場集会による実力行使で参加、ほかに一六単産が時間外集会をおこなうなど、さまざまな行動を展開、年金改悪反対の強い意思を表明した。この間、国民春闘共闘会議も一月一〇日に第二回目の生活制度対策委員会を開き、年金闘争の進め方を確認、二月一九日には「政府の年金改正案・福祉抑制予算案に反対する」春闘単産代表者会議をもち、二月二六日には総評とともに「年金改悪反対」の統一行動を組み、参議院議面で集会をおこなった。その後、三月四日、一二日、一九日にも参議院議面集会をおこなっている。

参議院の社会労働委員会で年金の実質審議が始まった段階から終盤までのあいだに、総評は四月四日、「八五春闘勝利・年金改悪反対中央総決起集会」を日比谷野外音楽堂で開き、五日には「年金改

悪反対・単産代表者会議」をもち、一六日には「年金改悪反対全国統一行動」を実施した。参議院での審議が最終のヤマ場を迎えた二日には、単産代表者会議を開催、参議院議面での行動を盛り上げた。一方、国民春闘共闘会議は、二月末から参議院社会労働委員会の開催日などには参議院議面行動を継続し、三月二六日、四月二日、九日、一六日、二三日と積み重ね、集会と議員への要請をねばり強くおこなった。総評は年金改革の修正案、政府原案が参議院および衆議院の本会議で可決・成立した二四日、「国民年金保険法等の一部改正の成立にあたっての声明」を発表、「全国民の意向を完全に無視した国民、厚生年金改悪案の成立に断固として抗議し、延長国会後もひきつづき年金改悪反対の闘いをつづける」ことを明らかにした。

中央社保協のとりくみ

中央社保協は八四年九月二五～二六日に開いた社会保障全国活動者会議で、年末から来春に向けての運動の進め方を討議している。そのなかで、一二月からの通常国会で大きな問題となる年金問題については、「改悪を阻止するために全力をあげる。多くの組合、団体の一致できる要求にもとづいて、中央・地方での運動をおこなっていく」ことを決め、八五年一月二九～三〇日に開かれた中央社保協第二八回総会では、「総評・国民春闘共闘会議などの諸行動と呼応する態勢を強めていく。とくに社保協は、いま、年金をもらっている人たちが置き去りにされる今次年金改悪の、もう一つの本質を徹底的にバクロしていく。このため、国会請願、各党要請とあわせて、諸要求と結合して厚生省交渉などを地道に追求していく」ことを決定した。中央社保協は国民春闘共闘の行動にあわせ、三月一二日、一九日に参議院議面で要請行動をおこない、四月二日、九日、一六日の午前一〇時から参議院議面で要請行動を開催した。また四月二二日、二三日には緊急動員をおこない、最後の国会要請行動を組んだ。

統一労組懇のとりくみ

統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）は、八五年春闘方針で、年金改悪反対などの要求をかかげ、三月にはストライキをふくむ統一行動をおこなうことを提起、二月一日、一九日、二六日の統一行動を経て、三月五日の第四次統一行動でストライキを実施することを決め、その成功に全力をあげることを二七日の単産代表者会議で確認した。三月五日の統一行動日には、一万近くの職場、支部、分会でストライキや職場集会が実施され、全国の五〇〇カ所をこえる地域で集会、デモがおこなわれた。総評がストライキをおこなうことを決めた三月一九日を第六次統一行動に追加し、すでに決定していた三月三一日の大集会を第七次に改め、四月に設定される統一行動を第八次とすることで、三月一九日の成功にとりくんだ。この第六次統一行動には、日本医労協、運輸一般、建設一般全日自労などをふくめ、総評全体で一三単産（二一二万人）がストライキをおこない、八単産（九九万人）が時間内にくいこむ職場集会、一六単産（一一三万人）が職場集会その他の行動を展開したことは、〝総評・春闘共闘の諸行動〟で述べたとおりである。

統一労組懇の統一行動は、二月二六日、三月五日、一九日、二六日、三一日、四月二三日などの場合、全国商工団体連合会（全商連）、全生連、新婦人などの各団体とで構成している「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会と共闘

し、署名運動や各種集会、参議院議面集会や要請をおこなってきた。

共済年金についてのとりくみ

総評共済組合対策委員会は、八四年九月一八～一九日に臨時総会を開き、一〇月からの掛金率一〇〇〇分の一九の引き上げ、国鉄共済の赤字救済のための財源率一〇〇〇分の五・三の引き上げについて対策を協議した。また、二一日には関係単産書記長会議をもち、二五日には大蔵大臣、内閣官房長官、国家公務員等共済組合連合会理事長にあて、「年金掛金率大幅引き上げ計画の即時中止を求める緊急要求書」を提出した。対策委員会は運営協議会をボイコットし、評議員会を開かせない方針で闘いを組んできたが、国家公務員等共済組合連合会は一〇月五日、運営協議会を開かないで、評議員会の開催を強行、一二月から一〇〇〇分の一九・七の掛金率引き上げと八五年四月から国鉄共済救済のための財政調整分一〇〇〇分の五・三の徴収を決定した。

共済年金の改革については八五年四月八日、国家公務員および地方公務員共済組合のそれぞれの審議会から大蔵大臣、自治大臣に諮問にたいする答申が提出された。また、社会保障制度審議会も一〇日、総理大臣あてに答申をおこなった。これをうけて政府は四月二〇日、共済年金改正四法案を国会に提出した。国会での審議が始まったのは六月一八日からで、会期末の二五日、衆議院本会議において共済年金四法案は継続審議と決まり、秋の臨時国会に持ち越された。

総評は五月二四日、単産社会保障部長会議を開き、共済年金改悪反対のとりくみについて討議し、六月四日を皮切りに、毎週火曜日に衆議院議面で統一集会をおこなうこと、また各種委員会の開催日には大衆行動を組むこと、一八日には日比谷野外音楽堂で五〇〇〇人規模の総決起集会を開催するとともに、全国いっせいの統一行動を各県段階で組織することを決めた。

5　その他の社会保障闘争

老人保健法の施行と見直し、退職者医療制度の創設、補助金削減一括法、児童扶養手当法の改定、年金改革、失対事業の打ち切りなどは、地方自治体や老人福祉、母子福祉、児童福祉、障害者福祉の面で大きな影響を及ぼしている。もっともこれに敏感なのは、「低所得者・失業者・高齢者・障害者のくらしと福祉・地方自治の危機を打開する予算要求国民大集会」に結集する人たちである。

「くらしと福祉」運営委員会が組織した八四年一一月二九～三〇日の「全国代表者集会」と対政府交渉、八五年五月一七～一九日の「全国代表者会議」と対政府交渉、「国民のくらしと福祉シンポジウム（一八日）」などは、これらの人たちの深刻な要求を反映したものである。例年一〇月末から一一月末にかけて実施されている全国縦断キャラバン行進は、回を重ねて五回、その内容を充実させている。

また、全生連、日本患者同盟、全国老後保障地域団体連合会（老

地連）、障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）など、それぞれの団体は医療関係や福祉関係をはじめ、多くの労働者と連帯して、改悪を阻止し、要求を実現する運動を幅広く展開するようになった。

たとえば全国老人福祉問題研究会や地域福祉問題研究会全国連絡会などが主催するシンポジウムや集会、全国保育団体合同研究集会や自治体に働く保育労働者の全国集会も年ねん参加者は増え、経験交流や討議の内容も充実してきている。

八五年の福祉にかんする国会での審議については、児童扶養手当、児童手当などの場合、男女雇用機会均等法、労働者派遣法などの審議と結合させ、婦人団体が先頭に立ち闘いが組まれた。

福祉をめぐる情勢はいっそうきびしくなっている。それを反映して、八五年には各種の集会、研究会、シンポジウムなどが開かれたが、五月、六月中に開催されたものをあげても、つぎのとおりである。

五月二七日　緊急学習検討会（於東京）――全国老人福祉問題研究会主催
「〃中間施設〃化構想を斬る」
六月一日（於東京）
「〃中間施設〃問題シンポジウム」――「中間施設」問題連絡会議主催
六月一五～一六日（於熱海）
「国民的課題としての老後を考えよう」――第九回老人福祉問題全国研究集会
六月二二日（於東京）
「高齢者雇用シンポジウム」――高齢者雇用問題シンポジウム実行委員会事務局 編

参考資料

【参考資料】(1)総評第七一回定期大会議案書、(2)総評第七三回定期大会議案書および各局報告書、(3)全日本民間労働組合協議会「昭和五九～六〇年度、政策・制度要求と提言」、(4)中央社保協「社会保障」および「社保協ニュース」、(5)中央社保協「社会保障全国活動者会議基調報告」および「社会保障全国代表者会議基調報告」、(6)健保改悪反対中央連絡会「健保中連ニュース」および「国保シンポジウム資料Ⅰ、Ⅱ」、(7)〃くらしと福祉〃運営会議「国民のくらしと福祉シンポジウム――臨調・行革五年間の総括」、(8)高齢者雇用問題シンポジウム実行委員会事務局 編「高齢者雇用問題シンポジウム資料」、(9)第九回老人福祉問題全国研究集会「国民的課題としての老後を考えよう」、(10)日本医労協「第三四回定期大会議案書および資料」、(11)シンポジウム「危機にたつ〃社会福祉研究〃の今日的課題」の配布資料、(12)新日本医師協会「新医協」、(13)全日本民主医療機関連合会「民医連新聞」、(14)障害者の生活と権利を守る全国連絡会「障全協新聞」、(15)全国老後保障地域団体連絡会「高齢期とくらし」、(16)東京都老後保障推進協議会「都老協」、(17)全国生活と健康を守る会連合会「生活と健康」、(18)労働旬報社「賃金と社会保障」、(19)社会保険法規研究会「週刊社会保障」

VIII 政策・制度要求闘争

概要□経済運営・予算編成にかんする対政府要求――八五年度予算編成へのとりくみ／減税実現へのとりくみ／労働時間短縮問題へのとりくみ／経済運営にかんする要求と八五年前半における時短問題――経済運営にかんする対政府要求／八五年度予算修正問題／八五年の時短問題をめぐる運動

概要

一、労働四団体の政策・制度要求には、原子力発電の研究推進と国民のための行革推進の二つの課題がはじめて加わった。

一、全民労協は八三年度まで、減税についてのみ労働四団体と共闘していたが、八四年度は予算案の修正要求、時短問題、男女雇用平等法について野党への申し入れなどについても労働四団体と共同行動をとった。

一、西ドイツにおける時短闘争の影響などもあり、労働団体の時短へのとりくみが積極的におこなわれた。

一、「太陽と緑の週」の連続休暇実現運動は、法制化に向けて活発に展開され、一定の成果をあげた。

1　経済運営・予算編成にかんする対政府要求

労働四団体と全民労協は、経済運営、減税、時短、物価、健保、雇用政策などについて政府に要求行動をおこなった。八三年度までは全民労協は、減税についてのみ労働四団体と共闘していたが、八四年度は予算修正要求、時短問題、男女雇用平等法についても労働四団体と共同行動をとった。

1　八五年度予算編成へのとりくみ

労働四団体　労働四団体は、八四年七月一三日の書記長・事務局長会談で、「当面の経済運営、予算編成、政策・制度改善」にかんする対政府要求を決定した。要求は、①八四年度経済成長率五%実現、仲裁裁定・人事院勧告完全実施、②八五年度予算編成ではマイナスシーリングを避ける、③四月末から五月初めの一週を「太陽と緑の週」として、メーデーの休日化をふくめ連続した休暇とする、④ME対策の強化、などからなる。今年の制度・政策要求には、原子力発電の研究推進と国民のための行革推進の二つの課題がはじめて加わった。この二つの課題は、総評と同盟の意見対立からこれまでは要求に盛り込むことができなかったものである。

七月一六日に藤波官房長官、坂本労働大臣と会見し、これらの要求を申し入れた。

全民労協　全民労協は、八四年六月二〇日の三役会議で、「政策・制度要求と提言」を決定した。七月一六日に藤波官房長官、坂本労働大臣に会見し、それらの要求を申し入れた。要求は、①内需中心の景気回復、八四年度実質経済成長率五%程度、消費者物価上昇率二%程度、完全失業率二%以下、②増税なき財政再建を基本とした八五年度の予算編成、一律マイナスシーリング方式の見直し、③ME対策など雇用の安定、④不公平税制是正、利子・配当所得の総合課税への一本化、⑤年金制度・医療制度改革など高齢化社会への総合的な高齢対策、などからなる。さらに、口頭で、人事院勧告、仲裁裁定の完全実施について政府の見解をただした。これにたいし、藤波官房長官は、「民間労組である全民労協から申し入れがあったことを大事に受けとめている。春闘のさいちゅうに労働四団体と会ったのは全民労協も主張したからである」と述べた。

【労働四団体の八五年度予算編成、政策・制度改善についての申し入れ・(要旨)】

予算編成の重点

(1)　八四年度の経済成長を政府見通しより高めることによって実現した自然増収分を、経済の持続的成長達成のために活用すること。

(2)　一律マイナスシーリングは避け、社会保障、国民生活に直結する分野については、実質水準を確保すること。先端技術産業基盤整備、海外協

力費など、将来の発展、安全等に必要なものについては増額すること。その際、大型間接税の導入、防衛費の聖域化は行わず、不要不急の行政費の徹底的節減、不公平税制の是正等を実施すること。

(3) 公共投資については、長期的な視点に立った社会基盤整備、中成長実現の下支えに必要な規模を確保すること。

(4) 開発途上国の発展に寄与すべき日本の責任を果たすため、政府開発援助〇・七％（ＧＮＰ比）の早期達成をはかること。また、世界的規模でのニューディール政策の実施を提唱しそれに係る予算計上を行うこと。

(5) 人事院勧告の完全実施をはかること。

(6) 行政改革推進を前提として、予算の効率的配分を行うこと。

(7) 大型間接税など大衆課税の創設は行わず、かつ、財政の景気調整機能に着目しつつ、長期的な財政再建計画を確立すること。

労働時間短縮、週休二日制の促進

労働時間短縮は、雇用機会の確保・拡大のためにも、また、貿易摩擦を緩和するひとつの鍵である国際公正労働基準を達成するためにも緊急な国民的課題となっている。このため、

(1) 一九八五年度（昭和六十年度）までに、すべての事業所の年間総労働時間を二、〇〇〇時間以下とするよう行政指導を格段に強化すること。

(2) 時間外労働の短縮を促進するため、八二年八月の「指針」を全事業所に厳守させるとともに、上限目安時間を段階的に引下げること。

(3) 特に、長時間労働が恒常化している業種に対する監督、指導を強化すること。

(4) 年次有給休暇の最低付与日数を引上げ、その完全取得のための条件整備の指導を強化すること。

(5) 金融機関及び公務員、公企体労働者の完全週休二日制の実施にむけて、土曜休業を拡大するとともに、そのための条件整備を促進すること。

(6) 中小企業における週休二日制の普及促進のために特段の行政的措置を講ずること。あわせて、小売業における年始の営業について、卸売業など関連産業への影響も配慮して正月三カ日を休業とするよう行政指導を強化すること。

石油代替エネルギー対策

(1) 石油、石炭、ＬＮＧ、原子力発電を中心とするエネルギー供給源のバランスのとれた多様化を促進し、供給量の安定確保とともに、エネルギーコストの低廉化を図ること。

(2) 安定的かつ低廉なエネルギー確保にとって、今後とも中心的な役割を担う原子力発電を積極的に推進し、同時に、ウラン濃縮、再処理、廃棄物処分技術など自主的核燃料サイクルの確立を早急に図ること。

(3) 石炭の計画的利用を図るため、運搬、貯蔵設備の整備、環境対策、石炭の液化技術開発などを促進すること。

(4) 新エネルギーの技術開発については、技術評価、開発コスト、実現目途を明確にしたうえで、優先順位をつけ研究開発の重点化を行うこと。

行政改革の推進

政府は、臨時行政調査会の各答申を受けて、個別課題の実行に入っているが、進め方や内容については必ずしも国民の期待に沿ったものとは言い難いものがある。真に「活力ある福祉社会」を建設するため、また国民の支援を十分に得られるものとするため、次の点の推進を求める。

(1) 臨時答申を行政の必要最小限の実行課題として認識するとともに、答申の骨抜きや先送りは一切行わないこと。

(2) 具体的改革にあたっては何よりも公正と公平を重んじ、将来にわたってビジョン、進める手順、実施のための前提条件等を十分検討し、提示すること。

(3) 政府は臨時行政改革推進審議会の意見を尊重して改革を進めるとともに、推進の主体者としての責任を全うすること。

(4) 「増税なき」を前提に財政再建のスケジュールを明確にすること。財政再建の方策としては、答申に沿った歳出の徹底削減、不公平税制の改革等を中心に行うこと。

(5) 地方行革を早急かつ強力に推進すること。改革にあたっては、地方分権の観点を重視し、中央との業務分担・補助金・許認可等の整理を進め、大胆な権限委譲を行うとともに、財政の自主権を付与すること。

（「年報／日本の労使関係（昭和六〇年版）」より）

2　減税実現へのとりくみ

減税実行委員会　労働四団体・全民労協は、八四年一〇月二二日および二五日の減税実行委員会において八五年度の減税要求の内容について合意した。内容は、所得減税五五〇〇億円、住民税減税一七〇〇億円、政策・福祉減税三三〇〇億円などの総額一兆五〇〇〇億円の減税、退職給与引当金の累積限度額引き下げ反対、利子・配当所得の分離課税反対、グリーンカード制の実施等の要求からなる。

【労働四団体・全民労協減税実行委員会合意内容・八四年一〇月二三日】

1　減税規模

一兆五〇〇〇億円の減税を実施すること。

2　減税内容

(1)　所得税減税　　五、五〇〇億円

(減税方式)

①給与所得控除の一律　四万円引き上げ

②基礎、配偶者、扶養控除の各二万円引き上げ（現行各三三万円→各三五万円に）

以上①②により、夫婦子二人の課税最低限は二五四・七万円（現行二三五・七万円）に引き上げられる。

また、パート非課税限度額は九六万円（現行九〇万円）となる。

(注)　内職の標準的な課税最低限は五〇万円（現行四七万円）となる。

(2)　住民税減税　　一、七〇〇億円

(減税方式)

①基礎、配偶者、扶養控除の各二万円引き上げ

以上①により夫婦子二人の課税最低限は二〇三・九万円（現行一八八・八万円、六〇年度以降一九一・二万円）に引き上げられる。

(3)　政策・福祉減税　　三、三〇〇億円

①単身赴任減税　別居手当、帰宅旅費の非課税制度の創設

②教育減税　教育費（高等学校納付金額：国公立一三万円、私立三七万円）の控除制度の創設

③住宅減税　住宅ローン返済額所得控除制度の創設

④パート・内職減税

イ、パート

非課税限度の九六万円（現行九〇万円）を租税特別措置により四万円引き上げ一〇〇万円とする。

ロ、内職

標準的な課税最低限の五〇万円（現行四七万円）を必要経費の拡大（収入の三〇%→四〇%）により五八万円とする。

⑤老年者年金減税

イ、適用年齢を六〇才以上（現行六五才以上）に拡大する。

ロ、老年者年金特別控除額を一〇〇万円（現行七八万円）に引き上げる。

⑥退職所得減税　退職所得控除額の算出基礎額である二五万円（勤続二〇年未満）、五〇万円（同二〇年超）をそれぞれ四〇万円、七〇万円に引き上げる。

この結果、勤続三〇年の退職所得控除額は一、五〇〇万円（現行一、〇〇〇万円）に引き上げられる。

⑦その他　インデクセーション（物価調整税制）の導入、医療費控除の拡充・企業年金所得控除の創設についても検討・実現を図ること。

3　大衆増税反対（略）

4　財源対策（略）

労働四団体・全民労協は、一一月一三日、竹下大蔵大臣と会見し、利子・配当課税問題について、①非課税貯蓄制度の改革につい

ては財源確保の立場からではなく、あくまでも不公平税制の是正に基本を置くこと、②非課税貯蓄制度は存続させること、など申し入れた。また、一一月二七日には、税制調査会において労働側委員が非課税貯蓄制度の存続を主張するとともに、労働四団体・全民労協は、一一月三〇日、税制調査会にたいし同趣旨の申し入れをおこなった。

八〇年度減税要求全体について労働四団体・全民労協は、八四年一一月一六日に社会・公明・民社・社民連の書記長、政審会長らと会見し、労働四団体・全民労協で合意している一兆五〇〇億円減税の具体的内容について説明するとともに、野党の統一要求としてその実現に向けて共同歩調で政府・自民党に迫るよう要請した（本年鑑Ⅱ―Ⅻ「政党」を参照）。

税制調査会　八四年一二月一九日の総会で八五年度税制改正答申を決定し、直接税・間接税の比率をふくめた根本的見直し、利子・配当所得にたいする低率分離課税の導入等を政府に求めた。

これにたいして労働四団体・全民労協は、一二月二一日、労働団体の要求にこたえるものでなく遺憾である、低率分離課税には断固反対するなどの「税調答申に対する見解」を発表した。

2　労働時間短縮問題へのとりくみ

労働団体は、労働時間短縮問題を重視し、「太陽と緑の週」の法制化や冬季、年末、年始の連続休暇などの大型連休実現を目指し、運動を展開した。また、八四年八月二八日の労働基準法研究会の中間報告にたいし、労働側は、国際的な時短の方向に逆行するものとの批判をいっせいにおこなった。労働四団体・全民労協は、時短担当者会議を発足させ、労基法の根本的改正実現に向けてとりくみを開始した。

同盟第五八回執行評議会　八四年七月一二日、四月二九日から五月五日までの七日間を「太陽と緑の週」として設定し、連続した休暇とする法の制定を求める運動を展開することを決定した。

「太陽と緑の週」実現推進国民会議　同盟は、八四年八月中旬、「休暇制定実現世話人準備会」（大場綾子など一一人の呼びかけ人）を発足させ、文化人、経営者団体、国会議員などに協力賛同を呼びかけた。運動の目指す内容は、①四月二九日から五月五日までの七日間を「太陽と緑の週」として設定し、連続した休暇とするための法改正を政府、国会に求める、②五月一日は、八五年のメーデー一〇〇周年までに「働く者の日」と定

め、勤労者がこぞって祝う日とする、などからなる。世話人準備会は、一〇月三日、藤波官房長官に「太陽と緑の週」の法制化を申し入れた。

「太陽と緑の週」実現推進国民会議が一二月一四日に、東京・池ノ端文化センターで正式に発足し、今後の運動の進め方として、都道府県に県民会議を設置し、運動の拡大をはかることを決め、賛同者の拡大運動の展開を開始した。会議には、学者、婦人団体、スポーツ団体、労働組合など四七八の個人、団体が参加した。理事長には社会思想家の武藤光朗氏が就任した。

【「太陽と緑の週」実現推進国民会議設立総会・「太陽と緑の週」休暇実現アピール・(要旨)】

すべての国民がまとまった休暇を取得し、充実した自由時間をたのしむことは、人間性豊かな社会の建設に、きわめて大きな意義をもっている。今日職場では、監視作業や高度な知的労働が増加し、精神的ストレスが増大している。また、青少年の非行や家庭の崩壊が問題となっている今日、家族の絆を深めることは肝要であり、老後生活の充足や生きがいも重要となっている。これらの諸問題に応えるためには、これまで以上にまとまった休暇を取得し、うるおいのある生活を創造していかなければならない。

私たちはこのため、本日多くの賛同者とともに「太陽と緑の週」実現推進国民会議を発足させ、四月二九日から五月五日までの飛び石連休を連続休暇とするため法制定を求める国民運動をすすめることになった。私たちは今後、賛同者をさらに拡大するとともに、都道府県民会議の設置を推進する。また、世論喚起をはかり、政府や各政党が「太陽と緑の週」実現にむけて積極的に取り組むよう要請するなど幅広い運動を展開する。

労働四団体

労働四団体も同盟の提起をうけ、八四年七月一六日の政府との会見(前述)において、「太陽と緑の週」実現のための法改正を申し入れた。

総評のとりくみ

八四年七月の定期大会で決定した当面の闘いと秋季年末闘争方針において、年末年始(七日)、「太陽と緑の週」(七日)、夏季連続休暇(七日)の三大連休を要求することを決定した。七月一二日の中央評議会で、四月二九日から五月五日までの間を「太陽と緑の週」とするとして、連続休暇の法制化運動の展開を決定した。

一〇月を「時短集中月間」とし、時短キャンペーンや一〇月三〇日には時短闘争中央討論集会を開催し、三二単産・二三県評一六〇名が参加した。

労働基準法研究会中間報告

八四年八月二八日、労働基準法改正にむけ、中間報告を発表した。同報告は、労働時間について、一週の労働時間を短縮し、一日の法定労働時間を弾力化する方向で検討することを打ち出し、当面一週四五時間、一日九時間とすることを提唱した(本年鑑III—I「政府の労働政策」参照)。

労働団体の反発

同盟は、八四年九月一三日の第一二回執行評議会で「一日の所定内労働時間を九時間に弾力化することは国際的な労働時間短縮の方向に逆行する」などの見解をほぼ同趣旨の見解を確認した。総評は、九月二一日に報告にたいする批判見解を発表するとともに、九月二七日の第一回拡大評議委員会で決定した「秋季年末闘争方針」において九時間労働制を批判した。

労働四団体は、八四年一〇月五日の書記長、事務局長会談におい

て、中間報告にたいして全労働団体が一致して反対することを確認し、労働四団体と全民労協の時短担当者会議でこの問題について八五年夏までに統一要求をまとめることとした（本年鑑Ⅱ―Ⅴ「合理化と労働組合」参照）。

労働四団体・全民労協時短担当者会議の発足

労働時間短縮闘争で労働団体間の連携をとるため、労働四団体と全民労協は、八四年一一月九日、「労働四団体・全民労協時短担当者会議」を中心として、労働基準法改正案にかんする統一見解を八五年夏までにまとめる。②当面は正月三ガ日の休業化、および「太陽と緑の週」の大型連休の制定促進について意思統一をはかる、などを決定した。労働団体が時短について担当者会議を設けるのははじめてのことである。

八四年一二月一一日の第三回会合では、①正月三ガ日休業のための特別立法制定、②「太陽と緑の週」にかんする特別措置法の申し入れを決定した。そして、一二月一九、二〇日の両日、社会、公明、民社、社民連の各党に協力要請した。

【第三回労働四団体・全民労協時短担当者会議・合意事項】

1　商業・流通関係の労働者が、正月三ガ日を休むことが出来るような法的措置を講ずるように各野党・政府に申し入れを行う。

2　太陽と緑の週の取組みについて

イ、「特別措置法」として、法制化の実現にむけて各野党・政府に対して申し入れを行う。

3　各野党・政府に対する申し入れについて

イ、上記一、二の法制化に向けて各野党（社会党、公明党、民社党、社民連）・政府に申し入れる。

ロ、「申し入れ書」は幹事会で作成し、各団体の了解を得る。

ハ、（略）

ニ、政府への申し入れは、一二月二四日の四団体・全民労協の予算要求の時に同時に行う。

ホ、（略）

4　労働基準法研究会「中間報告」に対する対応について

イ、可能な限り、一致した対応に努力することとし、各団体毎にさらに検討する。

5　夏休みの法制化については引き続き検討する。

3　経済運営にかんする要求と八五年前半における時短問題

1　経済運営にかんする対政府要求

労働四団体

労働四団体代表は八四年一二月二四日、中曽根首相と会見し、「予算、政策・制度改善にかんする重点課題」について申し入れをおこなった。労働側は、①内需主導型の経済運営を実行し、日本経済の五%成長路線を定着させる、②完全失業率の二%程度への引き下げ、③消費者物価上昇率の二%台への抑制、④予算編成にあたっては、一律マイナスシーリングを避け、

社会保障、国民生活に直結する分野は実質水準を確保し、防衛費を聖域化しないこと、⑤六〇歳定年の法制化、高齢者雇用対策など総合的雇用対策の強化、⑥労働時間短縮（一日八時間週休二日・週四〇時間労働の確立、年間総労働時間二〇〇〇時間以内、大型連休制度化（「正月三ガ日休業」のための法的措置と「太陽と緑の週」の法制化）、労働基準法全面改正、⑦一兆円規模の所得税・住民税減税実現と不公平税制を是正する、⑧医療年金制度の根本改革などを要請した。

これにたいし、中曽根首相は、①内需四・一%、外需〇・五%とするような内需依存を強める経済運営を定着させる、②「太陽と緑の週」と「正月三ガ日休業」問題については、法律にするのはむずかしい。民間慣行を推進していくのがよいのではないか、③減税は財政上困難である、との考えを示した。

全民労協　全民労協は、八四年一二月二四日、首相官邸で中曽根首相と会見し、「昭和六〇年度経済運営、予算編成にかんする全民労協の重点政策」を要請した。内容は、①内需拡大を中心とする実質経済成長率の五%程度の実現、②増税なき財政再建、③一兆五〇〇〇億円減税、利子・配当課税廃止、④労働時間短縮と労働基準法の根本改正、「太陽と緑の週」など三大連休の確立、流通小売業の正月三ガ日の休業実現、⑤ME技術革新対策、⑥年金、医療制度改革など、からなる。

2　八五年度予算修正問題

八五年度予算修正問題　その後、税制改革・減税要求実現の運動は、社会、公明、民社、社民連の野党四党の八五年度予算案にたいする共同修正案提出という形に移された。八五年二月二五日、一兆一一六六億円の減税実施などを柱とした総額二兆九七〇〇億円野党四党の共同修正案が国会に提出されたが、その扱いをめぐり国会は二月二六日から審議がストップした。

労働四団体・全民労協は、衆議院予算委員会の審議ヤマ場を前にした八五年三月四日、社会党、公明党、民社党、社民連の野党四党の書記長らと協議し、減税・時短など四党共同要求の実現に向けて一致結束し、政府、自民党と折衝するよう要請した。

与野党合意　審議ストップの打開のために八五年三月四日から断続的に与野党幹事長・書記長会談が開かれ、三月五日の与野党幹事長・書記長会談において、自民党金丸幹事長から、八五年度予算修正はしない、暫定予算は作成しないとの前提で、「所得減税はやりたいが金がない、単身赴任、寝たきり老人問題、教育費問題については真剣に議論し、一二月までに決着をつける、『太陽と緑の週』については、趣旨については賛成だが、公的な協議機関で実現を目指したい」との回答があった。さらに、八五年度予算修正問題は、三月六日の与野党幹事長・書記長会談（共産を除く）でつぎの合意がおこなわれ、二月二六日からストップしていた予算

委員会が再開され、国会正常化となった（本年鑑「政党」参照）。こうして、減税問題、さらに時短・連休増加問題は、与野党幹事長・書記長会談の合意内容が守られるか、監視する段階へと移った。

【幹事長・書記長会談における合意文書】

(イ) 所得税減税問題については、経済情況を勘案しつつ、政調・政審会長会談において、鋭意かつ誠意をもってひきつづき検討を進める

(ロ) いわゆる政策減税等（教育費問題、寝たきり老人問題、単身赴任問題等）については、実務者会談において検討する（口頭で「幹事長・書記長会談の責任において本年中に結論をえて実施する」）。

(ハ) 時間短縮ならびに連休等休日の増加の問題については、各会派責任者で予算成立までに協議機関を設置し、今国会中にその実現をはかるようつとめる。

合意事項の実行を求めるとりくみ

八五年三月二五日、労働四団体・全民労協は藤波官房長官、後藤田総務庁長官、山口労相と会い、①人勧、仲裁の完全実施、②一兆円規模の減税早期実現、③労働時間短縮、週休二日制促進、「太陽と緑の週」法制化、労基法改正、④中小企業、地場産業の振興強化、下請け中小企業対策などについて政府側の意見をただすとともに、中曽根総理大臣宛てに実施の申し入れをおこなった。

これにたいして、官房長官ら政府側は、「人勧・仲裁の実施については最大限努力する。減税については、与野党幹事長・書記長会談における金丸幹事長の発言を尊重し、結論がでれば適切に対応したい。税制改革については、増収策ではなく、思い切った税制全般の見直しをおこない、公平、公正、簡素な制度にしたい。時短は、労働基準法研究会の最終答申が出しだい取り組む。『太陽と緑の週』法制化は、先の与野党合意をふまえ、中小企業零細企業の実態を配慮しつつ結論を出したい。中小企業対策については、今後も努力していく」との見解がだされた。

3　八五年の時短問題をめぐる運動

八五年三月六日の与野党幹事長・書記長合意への対応について自民、社会、公明、民社の政調・政審会談が、八五年三月一五日に開かれ、会談の結果、時短・連休については今国会中にその実現をはかるようつとめるとの合意をうけ、「各派代表者による協議機関を発足させる」ことで一致した。

「時間短縮問題および連休問題懇談会」発足

与野党合意にもとづき、八五年四月四日「時間短縮問題及び連休問題懇談会」が発足した。構成は、大坪参議院議員（自民党労働部会長）、丹波雄哉（自民）、阿部未喜男（社会）、大橋敏雄（公明）、塩田晋（民社）、菅直人（社民連）からなる。時短懇は、とくに「太陽と緑の週」の法制化にかんして協議することになった。

労働四団体・全民労協の代表は、四月二三日、社会、公明、民社、社民連の政策担当者、時短懇メンバーと会い、①労働時間短縮という意味からも四月末から五月初めの週の連続休暇の実現に努力してほしい、②内需の拡大をはかるうえからもぜひ減税を実現してほしいと要請した。四月二四日、労働四団体・全民労協は、時短・連休問題の早急な漸進をもとめ、中曽根総理大臣に申し入れをおこ

なった。

時短懇は、四月二五日の会合において、「政府及び関係機関が企業関係者に行政指導をおこなうとともに、関係者もその趣旨を十分理解し、特別の配慮をはかること」および、「休日にはさまれた平日のありかた等を含めて、その方策について今後ひきつづき協議する」との合意がなされ、内容を文書にまとめ確認した。同時に、懇談会は、藤波官房長官と山口労働大臣をたずね、結論を伝えるとともに、具体的な行政上の措置をとるようもとめた。これにたいし藤波官房長官からは、「当面の連続休暇の促進について合意をみたことにつき御努力を多とする。政府はその重要性を認識し、申し入れの趣旨を十分尊重し対処したい」、また山口労働大臣からは、「この同意結果を踏まえ、関係経済団体に要請し、関係出先機関にも通達するよう一層努力したい」との発言があった。

労働省は、四月二五日付けの「労働省労働基準局発二三八号文書」で、「ゴールデンウィークにおける連続休暇の促進について」を都道府県労働基準局長にたいし通達するとともに、労働大臣として、経団連など経済団体にたいして「できるだけ多くの労働者が連続休暇を享受できるよう」との要請をおこなった。

与野党合意

連休後の延長国会再開をめぐる与野党折衝において、八五年五月九日に与野党幹事長・書記長会談が開かれ、野党側は、時短、ゴールデンウィーク(共産党を除く)が開かれた姿勢を示すよう求めた。野党側はこの法制化などについて前進した姿勢を示すよう求めた。自民党は、連続休暇問題について「時間短縮ならびに連続休暇等休日のことを延長国会開催に応じる条件として提示したのである。自民党は、連続休暇問題について「時間短縮ならびに連続休暇等休日の増加問題については、法的措置を含め今国会中にその実現をはかるようつとめる」旨、文書で回答をおこなった。野党は、一応の前進があったとして延長国会の審議再開に応じることとなった。

【与野党幹事長・書記長会談での自民党回答内容】

(イ) 所得税減税問題については、経済情況を勘案しつつ、内需拡大を含め、政調・政審会長会談において、ひきつづき鋭意かつ誠意をもって検討を進め、八五年度中に結論を出す。

(ロ) いわゆる政策減税等(教育費問題、ねたきり老人問題、単身赴任問題等)については、今国会中に実施規模、方式を決定するよう政調・政審会長会談において協議し、次期国会冒頭において処理する。

(ハ) 時間短縮ならびに連休等休日の増加の問題については、法的措置を含め今国会中にその実現をはかるようつとめる。

(ニ) 政治倫理問題については、速やかに国会法改正案を提出し、今国会中に成立を期す。

(ホ) 仲裁裁定については、公労委の仲裁裁定が未だに出されていない段階で、裁定の取り扱いを議論することは適当ではないが、仲裁裁定が出された場合は、取り扱いについて、給与関係閣僚会議が開かれるので、誠意をもって早急に取り組む。

時短懇での合意

五月九日の自民党の回答後に開かれた時短懇の六月一二日の会合で、五月四日を法律で休日化することで意見が一致し、八八年以降の実施に向けてとりくむことが決まった。具体的には五月三、四、五日の「三連休を通じて経済活動への影響、世論の動向・推移などを十分勘案し、国民的合意を得て、昭和六三年度以降法制化の方向で措置する」と結論された。五月四日の休日化については「勤労福祉面や連休における谷間出勤の非効率性といった配慮から年々、特別休日の設定、有休の消化などによって休日扱いとし、三連休を実施する企業が増えている」と述べている。時短懇のこの結論により五月四日の法制化はほぼ確定的となり、「太陽と緑の週」の法制化へ一歩前進したといえる。

労働四団体・全民労協は、六月一四日、金丸自民党幹事長、藤尾政調会長と会談し、減税、時短、仲裁などについて早期実現を要請する、一方、「減税、時短、仲裁実現緊急集会」（衆議院第一議員会館第一会議室、一五〇人）を開き、要求実現に向けて野党の結束を促した。

【参考資料】(1)総評第七回定期大会議案書および各局報告書、(2)同盟第二一回年次大会議案書および八四年度活動報告書、八四年度活動報告関連資料、(3)同盟第六一回中央評議会報告書、(4)全民労協第三回総会議案書、(5)全民労協「全民労協ニュース」、(6)労働省労政局監修・日本労働協会編『昭和六〇年版労働運動白書』、(7)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(8)日本労働協会編「年報／日本の労使関係（昭和六〇年版）」。

概要□労働金庫運動――金融自由化の進展／金融機能の強化と労金利用拡大のとりくみ／さらに低下した預貸比率／労金ビジョンの具体化と次期機械化構想／労働者共済運動――第二期中計から第三期中計へ／組織活動の状況／生活保障設計運動の核となる共済制度などの前進／84年度の経営状況／85年度および第三期中計の課題／生活協同組合運動――組織・事業の拡大／くらしと平和を守る活動／組合員活動と経営の強化／連帯活動と地連づくり／労働者住宅運動――住宅宅地の需給状況／勤労者の居住状況と住宅政策の方向／勤住協・住宅生協などの事業経営体制／第三期中期事業計画の策定／長期ビジョンの策定

IX 労働者福祉運動

概要

一、八四年に一段と加速された金融自由化の流れのなかで、労金経営はきびしさを増している。八四年度は、①金利自由化商品の取り扱い開始、②個人員外貸出制度の実現、③全国CDネットによるオンラインキャッシュサービスの実現などで対応をはかってきた。事業状況は、預金の増加が九・八%増にとどまり、預貸比率も前年度より落ち込み、五四・五%となっている。

一、全労済は、第二期中期計画の第二年度までの到達点を見直し、競合と選択の時代を生き抜くための第三期中期計画の策定準備にとりかかっている。また、「ねんきん共済」を八四年四月に開始し、高齢化社会対応の一歩をふみ出した。経営状況は、二けた台のパーセンテージの伸びを示しているが、第三期中計開始以前の段階で、生活保障設計運動の本格的展開を軸にした①共済制度の充実、②加入促進活動の改善、③経営組織の改革、など大きな課題が残されており、改善に向けての準備が進行している。

一、全国の生協は、コンピュータや銀行振り込み利用など業務のシステム化をはじめ、組合員の生活の変化にあわせた生協活動の改善など経営努力を強めた。また、組合員自身による主体的な活動参加や「仲間を増やす」活動によって、前年を上回る九%台の組合員

増加をみた。この組合員増加をベースとして出資金の増加（一八・七%）や供給高の増加（一三%）がはかられた。さらに、農協や各種協同組合との提携が進行した。一方、国政レベルで生協活動を全面的に規制する動きが活発化している。

一、勤労者の住宅事情は、とくに都市圏で改善されておらず、政府が定めた最低居住水準未満の世帯が多い。勤労者の三八%は何らかの不満をもち、住宅の改善を欲している。労働者住宅事業の八四年度実績は、在庫住宅についてみると、販促対策によって減少しているものの、事業計画戸数五四六五戸にたいして五〇%の実施率となるなど、きびしい状況にある。勤住協第二期中期事業計画は、八四年度で終了し、「住宅事業の的確な見通しの欠如」、「環境変化への弾力的な対応の欠如」などの反省に立って、第三期中期事業計画（八五～八七年度）が策定された。

1　労働金庫運動

金融自由化の進展

一九八四年度は、対外開放の圧力が一段と強まり、金融自由化が本格化する年となった。

金融自由化は、国債大量発行と内外資金交流の活発化、および企業・家計における金利選好の高まりや金融機械化の進展などを背景として、これまでに公社債の発行条件や発行形態の弾力化・多様化、また自由金利商品の拡大や業務の多様化など、一連の措置によって漸進的におし進められてきた。その後八四年五月に「日米円・ドル委員会報告書」と大蔵省の「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」が発表されたことによって、その動きは一段と加速されることとなった。

「現状と展望」は、預金金利規制の撤廃に向けて、譲渡性預金（ＣＤ）の発行条件の緩和や市場金利連動型預金（ＭＭＣ）の導入など、一連の金利自由化の展望を明らかにしたほか、金融・資本市場の整備・拡充、また業務の多様化や業際・制度問題などについても積極的な対応の指針を打ち出している。

その後これにそって、証券業務の取り扱い・国際業務・付随周辺業務・業務提携などの面で多岐にわたる自由化措置が講じられた。また、八五年三月には預金金利自由化の新たなステップとして市場金利連動型預金導入、四月にはＣＤ発行条件の緩和（発行単位の小口化・発行期間の下限短縮化）、さらに六月には、短期金融市場の整備・拡充および円の国際化に資するとの観点から円建ＢＡ市場が創設されるなど、金融の自由化は急ピッチで進められた。

こうした動向にあわせ金融制度調査会においては、八四年六月に「金融の国際化の現状と今後の対応」と題する小委員会報告がとりまとめられたのにひきつづき、八四年秋から「金融自由化の進展とその環境整備」について審議をおこない、八五年六月に大蔵大臣に対し答申をおこなった。

一方、八四年度における金融環境は、緩和基調が維持され、市中の貸出金利は前年にひきつづき低下することとなった。長期プライムレートは債券市場の活況をうけて段階的に引き下げられ、八五年

一月には七・四％と史上二番目に低い水準となった。これにともなって住宅ローン金利も引き下げられた。この間、預金金利は据え置かれ、ＣＤ発行量の増加などともあいまって、労働金庫の収支面に大きな影響がもたらされ、貸出金利の決定や余裕資金運用のあり方についてきびしい対応が迫られることとなった。

金融機能の強化と労金利用拡大のとりくみ

以上みた金融自由化の進展と低成長下における金融環境のなかで、労働金庫は八四年度に概略以下の金融機能強化と利用拡大に向けたとりくみを展開した。

預金面においては、本格的金利自由化商品として登場した市場金利連動型預金の取り扱いを開始するとともに、譲渡性預金の発行条件の緩和に積極的に対応し、大口資金対策を強化した。八五年五月末で、ＣＤとＭＭＣの残高は約五〇〇億円にのぼっている。

貸出面においては、かねてより個人員外貸出制度の実現を大蔵省に要望していたが、八四年六月に政省令の改正がおこなわれ、勤労者であれば誰でも一人一〇〇万円を限度として借り入れができることとなった。

為替業務面では、八四年一月の系統内為替システムの稼働にひきつづき、八月には信用組合・農業協同組合などとともに全国銀行データ通信システムに加盟した。これにより、全国為替オンライン・ネットワークシステムとして機能することとなった。

その他、機能面の強化にかんしては、八五年六月に完成した全国ＣＤネット網（ＲＯＣＳ）によるオンライン・キャッシュ・サービスの実現があげられる。また、金融機関におけるＣＤ・ＡＴＭの時間延長や休日稼働の動向を踏まえ、ＣＤ・ＡＴＭの全店設置方針を決定し、積極的に対処することとした。ＣＤ・ＡＴＭの設置状況は、八五年六月現在で店外も含め五二四台となっているが、第二土休稼働が予想される九月には全国五八〇店舗のうち約九割の店舗に設置される見通しである。

こうした金融機能の強化拡充をはかる一方、労金利用の拡大と労金イメージの高揚を目標として、これまでの預金運動中心のスタイルから脱却し、預金結集と同時に融資の促進や為替その他労金の全体的利用を訴えるとともに、夏季・年末の時期以外にも財形年金・融資促進・為替・教育ローンと通年にわたる多面的なキャンペーン活動を展開した。

会員対策としては、組織保証の廃止や会員内自主規制の撤廃に向け、突き合わせと会員の理解を得るための活動を展開した。その結果、組織保証廃止金庫は前年の八金庫から一七金庫へと倍増した。

その他、労働金庫の知名度の向上と労金融資の浸透をはかるため、テレビＣＭの全国統一放映を初めて実施したほか、各金庫においては広報パブリシティ、説明会、相談活動、各種住宅フェアへの参加などにとりくんだ。

また、融資の伸長をはかるための基本調査として、会員組合員一〇〇万人を対象に「融資および労金イメージに関する調査」を実施した。

これら融資の全般にかかわるとりくみとは別に、個別のテーマでは、教育ローンのキャンペーンをおこなった。これは、勤労者家庭における教育費の負担割合が増大してきている状況にかんがみ、労金の社会的役割発揮の観点から展開されたものである。低利の金利設定をおこない、組合員や受験者にたいするダイレクト・メールの

第 79 表　労働金庫の組織状況

区分＼事業年度	１９８３年	対前年度増	１９８４年	対前年度増
団体会員合計	54,463	854	55,392	929
民間労働組合	31,265	360	31,651	386
官公系労働組合	16,750	240	16,876	126
生活協同組合	1,016	19	1,029	13
その他の団体	5,432	235	5,836	404
個人会員(人)	222,418	△ 7,663	218,702	△ 3,716
間接構成員合計(千人)	9,599	△ 26	9,651	52
民間労働組合	6,204	△ 54	6,247	43
官公系労働組合	3,082	△ 9	3,068	△ 14
その他	313	37	336	23

第 80 表　労働金庫の事業概況　　(単位：億円・%)

項目＼事業年度	１９８３年	対前年度増加率	１９８４年	対前年度増加率
店舗数(店)	555	(19)	579	(24)
役職員数(人)	11,322	(110)	11,424	(102)
出資金	465	7.64	501	7.74
預金積金	40,836	9.62	44,819	9.75
貸出金	23,031	4.64	24,444	6.13
総資産	46,949	11.00	52,220	11.23

第 81 表　労働金庫の年間新規貸出および残高の使途別内訳

(単位：億円・%)

使途区分＼事業年度	１９８３年	１９８４年	対前年度増加率	1984年度残高
生活資金	5,023	5,019	△ 0.08	8,268
賃金手当資金	276	260	△ 5.8	976
住宅資金	5,106	5,880	15.2	15,060
福利共済資金	615	655	6.5	654
生協資金	919	1,185	28.9	364
合計	11,939	12,999	8.9	24,444

第 82 表　財形貯蓄実施状況（1985年3月末現在）

（単位：千人，百万円，%）

項目 / 機関	契約者数			貯蓄残高		
		シェア	増加率		シェア	増加率
都市銀行	4,312	24.14	2.37	2,053,784	23.31	13.56
地方銀行	3,140	17.58	11.94	976,358	11.08	21.12
長期信用銀行	534	2.99	13.38	584,831	6.64	15.89
信託銀行	2,387	13.37	9.14	2,335,235	26.50	12.23
相互銀行	1,024	5.73	△ 4.30	247,560	2.81	11.09
信用金庫	558	3.12	13.41	152,794	1.73	21.94
信用組合	135	0.76	12.50	65,956	0.75	18.94
農中・商中	245	1.37	△ 3.92	140,860	1.60	12.50
農協・漁協	103	0.58	32.05	42,343	0.48	37.68
生命保険会社	839	4.70	22.48	254,253	2.89	28.95
証券会社	976	5.47	3.39	820,326	9.31	9.36
郵便局(貯金)	1,013	5.67	9.16	318,058	3.61	24.74
(簡保)	50	0.28	66.67	13,192	0.15	76.84
労働金庫	2,542	14.23	21.57	805,122	9.14	19.39
その他	1	—	—	716	—	—
合計	17,859	100	9.11	8,811,388	100	15.27

送付、広報パブリシティ対策などの広報宣伝、推進策を講じた。その結果、マスコミにも取り上げられるなど大きな反響を呼んだ。キャンペーンは八四年一二月から翌年四月までの五カ月間にわたってとりくまれ、四月末現在の教育ローンおよび連合会の転貸制度である入学ローンを合わせた残高は約二九四億円に達し、前年同月比約三九%増を記録した。

その他財形のとりくみについては、八三年度にひきつづき「財形年金推進年間」を設定して活発に活動を展開し、八四年三月末には財形年金契約件数二二万六〇〇〇件と、期首に比べて一七万七〇〇〇件、三六一%もの大幅増加を達成した。この結果、労金財形の全契約件数は二五〇万口座を突破することとなった。また、懸案であった財形オンラインも八四年一〇月からスタートした。

さらに低下した預貸比率

概略上記のとりくみなどによって労働金庫運動は一定の拡大・発展を遂げてきているが、依然きびしい局面に立たされている。

一九八四年度の会員および間接構成員（労働組合等の利用者）の組織状況は、団体会員数が九二九団体増で、増加率では前年度比〇・一二ポイント増加して一・七一%増、間接構成員は五万二〇〇人増加して九六五万一〇〇〇人となった。

事業概況については、預金（譲渡性預金をふくむ）が期末残高で三九八三億円増加して四兆四八一九億円となり、前期比増加率では、過去最低を記録した八三年度の九・六二%を〇・一三ポイント上回って九・七五%となった。しかしながら平均残高は四兆二七二一億円で、増加額（三六三一億円）、増加率（九・二九%）とも、前期をそれぞれ六億円、〇・九七ポイント下回る結果となった。また、

全国平均増加率九・七五%を上回った金庫は前期同様二三金庫であったが、増加率の最高は一六・八五%（前期一五・九八%）、最低は六・八三%（前期六・四二%）であり、その差は広がっている。

一方、資金活用の面をみると貸出金の期末残高は、一四一二億円増加して二兆四四四四億円となった。また、八一年度以降、対前期増加額・増加率は前期を下回っていたが、今期は前期増加額を上回り、増加率も六・一三%と前期を一・四九ポイント上回ることができた。

しかしながら、預貸比率は前年度の五六・四〇%から一・八六ポイント低下して五四・五四%と過去最低の水準となった。また、預貸率（平残）の分布をみると、五〇%未満の金庫が前期の一三金庫から一八金庫に増加し、かつ一金庫が四〇%を割るという結果であった。

労金ビジョンの具体化と次期機械化構想

西暦二〇〇〇年を展望し、労働者福祉の今日的な内容を盛り込んだ「労働金庫のビジョン」は、その主要政策課題を実現するための「全国労働金庫第一期中期計画」とともに、八四年度通常総会において特別決議として正式に決定・承認された。

ビジョンには、あらゆる金融機能を備えた「日本勤労者福祉銀行」の創設のほか、「労働運動強化への寄与」「地域福祉づくりへの貢献」「生涯福祉プランの実現」など、七つの柱が掲げられており、職域のみならず、地域あるいは社会的レベルでの新しい運動が打ち出されている。このビジョン構想にもとづき、八五年五月には労働金庫研究所が発足、研究体制の整備や調査研究計画の具体化に向け活動が開始された。そのほかビジョンについては、現在、中央段階の「労金ビジョン推進委員会」においてその具体的な内容・規模・推進方策などについて論議が進められており、構想が具体化されたものから逐次実践に移されることとなっている。

またこれと併行的に、労金ビジョンの実現に向け、全国労金の一本化問題についても論議が重ねられており、金庫内討議を経て、八六年二月に開催が予定されている会員代表者会議に全国労金一本化の基本的考え方を提示することとしている。

さらに、運動基盤の拡大強化・金融機能サービスの充実・経営体質の強化をはかる観点から、八四年の一二月に「次期機械化政策基本構想」が打ち出され、全国労金の意思統一に向け鋭意論議を積み重ねている。

構想では、政策ニーズの多様な変化に即応する、利用者や業務の第一線における要求の高度化・多様化に対応するなどの理念のもとに、会員取引情報の一元的管理のほか、ファームバンキングの開発、生協との提携によるPOSシステムへの対応などの目標を掲げている。

2　労働者共済運動

第二期中計から第三期中計へ

全労済は、一九八〇年の総会で、全国統合の一応の定着を基礎に長期計画を定めた。

この長期計画を具体化するため、二回にわたって中期計画を設け、組織労働者の共済から全勤労者の共済へ組織基盤を拡大するとともに、勤労者の生活保障要求を広く制度化することをめざした活動がおこなわれた。とくに第二期中計（八三年六月～八六年五月）においては、「広く社会から支持される労済運動を展開し、全国的共済センターにふさわしい社会的力量の獲得」につとめることを運動目標にしながら、「こくみん共済」「ねんきん共済」の開発と普及推進という課題に挑戦したのをはじめいくつかの課題にとりくんできた。

このなかで、第二期中計は一年をあますのみとなり、第三期中期計画（八六年六月～八九年五月）策定にむけての準備が開始されている。

組織活動の状況

一年後にはじまる第三期中計を展望するうえで、今日の労済運動の到達点がその基礎となるが、八四年度の事業状況はつぎのとおりである。まず、組織活動の状況をみると、職域においては、労済活動にとりくんでいる労働組合（協力団体）は、約三万三〇〇〇組合に達し、活動家である「職場推進員」は、六〇〇〇をこえる組合に約三万六〇〇〇人配置されている。主力共済（火災共済、生命共済など）の普及度合は、かなり高い水準に達しており、八〇年代に入ってから増加率鈍化が指摘されているが、八四年度（八四年六月～八五年五月）についても同様の傾向を示している。

地域活動の面では、労済独自の「地域推進員」による普及推進を重視しているが、現在全国で約一万二〇〇〇人が配置されている。八三年度から実施した「こくみん共済」には、八三万人の加入者があり、八四年度に決定した「地域活動指針」による地域での組織基盤を確立していく課題のなかで、一つの大きな核となるものである。

生活保障設計運動の核となる共済制度などの前進

全国的に「生活保障設計運動」にとりくみはじめてから二年間が経過した。この運動の中心をなすものは、①ニーズに応じた共済の開発、②コンサルテーション型の加入促進活動、③生活情報の提供などである。

このうち、「共済制度」については、個人の任意の要求にこたえる共済（個人制度）と団体の要求にこたえる共済（団体制度）の二つに区分し、「保障体系の整備」、という課題のなかで開発（新しい共済をつくる）と改善（現行制度を手直しする）をはかってきた。八四年度については、個人制度の面で改善が進行した。しかし、火災共済・定期生命共済および個人長期生命共済の大幅な改善課題は八五年度にもちこされた。一方、団体制度の面では、開発・改善の課題の多くが八五年度以後にもちこされた。

加入促進活動をコンサルテーション型にかえていく課題については、生活保障設計運動の「ソフト」として重視してきた。このことから、従来の短期共済を対象とする加入促進運動を変革していくことが重要な課題となっている。とくに、共済の種類の多様化・長期化・複雑化のなかで、第一線では、共済ごとの戦略的な位置づけと加入促進の方法が求められている。そのような状況の突破口を開くものとして「ねんきん共済」でパソコンを利用した簡単な保障設計のプランを提供する加入促進をおこなっており、将来の本格的な運用をめざしている。

生活情報の提供は、本格的に開始するまでに至っていないが、「生活保障研究会」を月一回おこない広範な情報蓄積と今後提供すべき情報の研究をおこなっている。この活動をベースとして八四年度は、生活保障設計運動の一環として「くらしの保障点検シート」(住宅・遺族・老後保障編および家計編)の作成をおこなった。また、機関紙「共済時代」を通じた「家庭経営学講座」「生活設計講座」などを提供してきた。

84年度の経営状況　以上のような活動の結果、八四年度の事業状況は、八三年度にひきつづいて二けた台の伸びを示すことができた。

第83表は、八四年度の契約状況(保有契約)を示したものであるが、総合契約件数で二六四〇万件、総契約高で九三兆余となった。火災や生命共済が安定的な増加傾向を示しているなかで、「こくみん」の増加がいちじるしく、契約高増加率一五・二%のかなりの部分を占めている。

第84表では、過去三年間の経営の主要な指標を示した。契約高に

第83表　契約状況　(85年5月末)

	契約件数(件)	契約高(億円)
火災共済	7,037,200	399,739
慶弔共済	5,312,000	21,327
交通災害共済	5,046,000	98,060
団体定期生命共済	7,929,000	324,999
こくみん共済	834,000	79,136
個人長期生命共済	229,000	14,471
ねんきん共済	5,300	183
合計	26,395,000	937,919

第84表　経営状況の推移

摘要	1982年度	1983年度	1984年度	増加率(%) 1983年度	増加率(%) 1984年度
契約高	70兆5,693億円	81兆4,215億円	93兆7,919億円	15.4	15.2
共済掛金	886	1,038	1,199	17.1	15.5
共済金	490	578	622	18.0	7.6
総資産	1,019	1,131	1,317	19.3	16.5
会員出資金	149	172	187	15.1	8.9
自己資本	245	280	319	14.8	13.6

ついては、八三年度と同様に一五%台が確保された。また、共済掛金についても八三年度を若干下回るものの一五%台の伸びとなった。支払共済金については、火災共済の支払共済金減少の影響で、きわめて低率であった。全体の事業規模の伸び率という面でみると、おおむね一五%程度の伸長が確保されたといえる。

85年度および第三期中計の課題　全労済は、環境条件が大きく変化するなかで、事業のあり方について転換を求められている面が少なくない。とくに、勤労者が、消費者から主体的に行動しようとする生活者としての特性を強めているといわれるなかで、多様化するニーズに、協同組合らしさを失わずにどのように対応していくか、が大きな課題となっている。

共済制度についていえば、多様化はもちろん個人のライフステージやライフサイクルに対応できるオーダメイド的なしくみが求められる。同時に、個人・団体の区分をはじめさまざまな形の「加入促進チャネル」開拓とチャネルに応じたしくみが必要とされるようになる。つまり、多様化と同時に共済制度の「自在性」が求められることになる。当然、経営コストは構造的に上昇せざるを得ない。

これらの対立する要素を経営的にどのように克服し、組合員のニーズに最大限こたえていくかが、第三期中計期間中の大きな課題であるとしている。このことをふくめ、これからの課題をつぎの三つに要約することができる。①高齢化社会への対応、②社会的競争への対応、③労働者共済運動の全国センター機構の確立。

また、第三期中計につながる八五年度には、遂行すべき課題として、つぎの項目をあげている。

(1)　生産性が高く環境変化に対応できる組織づくりをめざした「経営組織」の改革案作成

(2)　共済事務システムをふくむ総合的な情報システムの構想作成

(3)　火災共済、団体・個人生命共済などの改善と団体推進用「ねんきん共済」の開発

(4)　生活保障設計運動の条件整備と全面的な推進および県段階の第一線の加入促進援助システムづくり

(5)　八五年度中に契約高一〇〇兆円を達成する

3　生活協同組合運動

組織・事業の拡大　全国の生協は主婦組合員を中心にくらしと健康を守る活動を活発化させながら、組合員を増加させた。組合員自身の〝仲間を増やす〟活動によって八四年度は前年の八%台を上回る九%の伸長率で七七万の組合員を増やした（脱退者を差し引いての純増）。地域での組合員が五〇〇万となり、全体で九二八万人の組織となった（共済を除く、日生協会員の購買生協、医療生協の組合員数。組合員の単位は法的には世帯であるが、大学生協など職域では実質的に個人であり、地域の購買生協、医療生協は実質世帯である。地域の医療をふくむ組合員五八〇万世帯×三人、その他個人組合員三五〇万として、約二一〇〇万人の組織といえる）。

第 85 表　1984年度全国生協の総合概況
（日本生協連会員（購買・医療））

項目＼年度	単位	82 年 度		83 年 度		84年度推定	
		数 値	前年比	数 値	前年比	数 値	前年比
会員生協数	生協	653	99.1	656	100.5	649	98.9
購買		543	98.0	546	100.6	538	98.5
医療		110	104.8	110	100.0	111	100.9
組合員数	千人	7,850	108.6	8,504	108.3	9,280	109.1
購買		7,155	108.0	7,760	108.5	8,470	109.1
医療		695	116.0	744	107.1	810	108.9
購買生協供給高	百万円	1,203,170	109.3	1,346,882	111.9	1,522,000	113.0
〃 利用高	〃	60,777	111.3	63,058	103.8	67,600	107.2
Ⓐ 〃 事業高	〃	1,263,947	109.3	1,409,940	111.6	1,589,600	112.7
（組合員1人当り利用高）	（円）	15,284	101.7	15,755	103.1	16,324	103.6
Ⓑ医療生協事業高	百万円	95,074	113.6	103,190	108.5	110,400	107.0
総事業高(Ⓐ+Ⓑ)	〃	1,359,021	109.6	1,513,130	111.3	1,700,000	112.3
出資金	百万円	69,645	117.2	82,018	117.8	97,330	118.7
購買		62,109	116.7	73,194	117.8	87,100	119.0
医療		7,536	121.5	8,824	117.1	10,230	115.9
組合員1人当り出資金	円	8,872	107.9	9,645	108.7	10,488	108.7
購買		8,681	108.1	9,432	108.7	10,283	109.0
医療		10,843	104.7	11,860	109.4	12,630	106.5
組合員借入金	百万円	62,541	107.1	63,839	102.1	65,750	103.0
店舗数	店	1,832	102.0	1,934	105.6	2,000	103.4
売場面積	m^2	807,536	103.2	838,441	103.8	864,930	103.2
正規役職員数	人	37,986	102.9	39,712	104.5	40,700	102.5
日生協共同仕入高	百万円	139,904	121.2	171,380	122.5	216,893	126.6
結集率	%	13.7	+1.3	15.0	+1.3	16.8	+1.8
CO-OP商品仕入高	百万円	98,828	116.7	122,450	123.9	153,950	125.7

〔備考〕 1) 生協数は単協数であり，連合会，県連，農・漁協は除いている。なお，81，82年度において，会員生協にもかかわらず活動報告のなかった生協が抜けていたので修正をしている。
2) 購買生協供給高には，大学の食堂部門の供給高もふくんでいる。
3) 購買生協事業高は，供給高と利用高の合計である。
4) 組合員1人当り利用高（月額）は，平均組合員（前年末組合員と今年末組合員の平均）で算出している。
5) 医療生協事業高には医療生協供給高もふくめている。
6) 結集率は，会員生協での供給剰余率を15%とみなして算出している。
結集率＝支所利用高÷{(単協での商品供給高)×0.85} ×100
7) 店舗数，売場面積について過去にさかのぼりデータをチェックしたところ，店舗の数え方のちがい，単位ちがい，未記入等があったので修正している。この他にも修正した個所があり，過去の発表数値と多少異なっている場合がある。

出資金は、前年同様に組合員伸長率の倍の伸び率一八・七%で増え、九七三億円となった。組合員一人当たり平均出資金もはじめて一万円をこえ一万〇四九〇円となった。

購買生協の供給高は、スーパーやデパートの業績がいぜんとして低迷しているなかで、組合員の増加に支えられ、前年の一二%を上回って一三%の伸長を示した。日生協会員全体として一九八四年度の供給高は一兆五二〇〇億円、医療など利用事業高をふくめ総事業高は一兆七〇〇〇億円となった。とくに地域購買生協では共同購入分野での組織・事業の拡大が二五%強と急伸長をつづけている。CO-OP商品の安全への信頼と業務のシステム化（注文用紙の光学読みとりとコンピュータ集計による班長集計の廃止〈OCR化〉や支払いの銀行振り込みや自動引き落としによる集金業務の廃止、あるいはOCRに連動した班別仕分けの自動化など）による組合員の活動や職員の業務の合理化が、組合員拡大に結びついている。

店舗部門では一般のスーパーの出店規制以上に生協の出店への小売り商団体や一部政党の風当たりがはげしく、大型店の出店は少なかったが、共同購入活動の延長として、CO-OP商品と産直品を中心にした限られた取り扱い商品を置く小型店が計画的に出店されるようになった。かながわ生協での小型店の成功に学んで群馬県など関東各地の生協が小型店の実験をはじめ、大阪など近畿地区でも研究が進んでいる。これまで弱かった店舗周辺の組合員加入の促進と班づくりも各生協で進められ、生協の店舗を組合員の〝くらしのセンター〟とする努力がつづいている。

くらしと平和を守る活動

国民の負担を増やし、健康や福祉を犠牲にする政策に反対するとりくみが全国各地で展開された。

(1)　食品添加物の許可基準緩和に反対するとりくみが、前年にひきつづき各生協で展開された。地方議会への請願、保健所など食品衛生行政の窓口との組合員の懇談、中央での「食品の安全に関する学者・専門家懇談会」のとりくみなどが、他の消費者団体との提携をふくめ進められた。日生協の食添基準緩和反対の国会請願は国会審議に付されながら全党の合意を得ることができなかったが、政府への大きな圧力となった。また、農薬の害の問題や洗剤などの公害問題、乾電池廃棄処理問題などでも農民団体、住民団体、消費者団体とともに各地で創意的とりくみが進められた。

(2)　物価問題では、石油業界による「高い灯油」に反対し「昨年以下の価格」を要求する運動が東北、北海道を中心に展開され、前年水準を下回る価格を実現した。

八五年三月二六日には仙台高裁秋田支部で一〇年にわたる灯油裁判の判決が出された。それは共立社鶴岡生協の組合員を中心とする原告の主張をほぼ認め、石油会社に損害賠償を命じる画期的なものであった。メーカーのカルテル行為による価格操作での消費者の損害を賠償させた点で、個別には数百円といった損害を一〇年にわたって団結の力で闘った点で、生協だけでなく消費者と消費者団体に影響を与えるものとして注目される。

(3)　前年につづき健康保険の改悪に反対する活動がとりくまれた。八四年七月には医療生協、購買生協の組合員代表による決起集会がもたれたが、医療・購買の生協間で組合員の共同行動が前進して画期的であった。「くらしと健康」を守るための活動は、従来から購買生協では家計簿活動や食品の安全問題・食生活の見直し活動

た点などとして進められているが、健保の学習から、医療生協の看護婦を講師としての地域医療の実情についての学習など、幅を広げている。

(4) 反核・平和のとりくみも、組合員に広げ地域に広げる草の根運動としてひきつづきとりくまれた。統一して二年目の平和行進と広島での原水爆禁止世界大会をめぐっては、原水協の内部問題や行進での団体旗問題など統一行動に多くの困難が発生したが（本年鑑一九八五年版三七五～三七九ページ参照）、生協の平和行進参加者は一万五〇〇〇人をこえ、広島の世界大会、長崎の平和のひろば、東京ラリー参加者は延べ六〇〇〇人をこえた。非核・平和都市宣言を確立する活動でも諸団体とともに各県、各市でとりくみを進めた。

組合員活動と経営の強化

(1) 組合員、班と班員、出資金の三つを増す活動は組合員自身によって進められ、前述のとおりの成果をあげた。この数年、組合員が増えるなかで、各生協とも班を基礎とした運営強化を重視し、班会議の開催、それへの参加率の向上などにとりくんでいるが、八四年度はそのような組織の強化の面でも前進を示した。一〇～一一月の生協強化月間では、全国四〇万をこえる班のうち一五万班で班会議が開催され（日生協集約数）、前年を大きく上回った。また、強化月間だけで新たに二〇万をこえる組合員が加入した。

出資金も積立増資の参加者が増え、着実に増えている。利用結集の点では、組合員一人当たり利用高は、前年比三・六%増の一万六三二五円となっており、組合員の消費支出の伸び悩みを反映して低迷している。取り扱い商品の少ない共同購入の比重が増しているこ ともシェアが高まらない理由の一つであろうが、組合員の消費生活での生協の経済的比重を高めることはひきつづき大きな課題としている。

(2) 組合員活動は「くらしと商品の見直し活動」を中心に進められている。「生協の家計簿」が三四万部普及したことにみられるように地味な活動が定着し、日生協の「わが家の保険・医療費しらべ」の全国統一調査には三七五五人が参加した。それら経済面とあわせ商品と食生活を見直す活動も活発で、どこの班会でも商品や食生活をめぐる多様なテーマが取りあげられている。家族の健康を視点においての商品の見直しや開発の活動のなかから、各単協のCO－OP商品や産直品の充実と拡大が進んでいる。

(3) 生協の運営問題では、規模の拡大が進むなかで、より地域に密着した活動と運営の民主性を保障する目的で、地区別の運営組織の確立が進められている。学区単位の地区運営委員会や町や市ごとの委員会など、地域社会に対応できる組織づくりと、そのもとで他団体と提携して〝明るい町づくり〟をめざしたとりくみも試みられている。そのような運営組織の確立のもとで、地区ごと、町ごとに組合員の要求と創意で子どもの教育や環境、文化・スポーツ面でのとりくみなど多様な活動が進んでいる。

(4) 経営基盤は損益構造の改善と出資金の増強といったなかで強化されている。しかし組織・事業の急速な発展のもとで職員の教育訓練が遅れ、組合員サービスや経営管理面などで弱さをもっている生協も多い。この間、日生協の通信教育への参加も増え（八四年度は九五〇〇人が受講）、単協ごとにも教育や人事諸制度の体系と内

容充実がはかられているが、今後とも重要な課題となっている。八四年度は新たに経営不振の生協は発生していないが、体質改善ができなかった一部の地域勤労者生協など、ひきつづき県連、日生協の指導・支援をうけている再建生協が一けたの数で存在している。特殊にきびしい環境にある医療生協では、この間経営合理化が進められているが、依然として経営を守ることを重要課題としている。

連帯活動と地連づくり

日生協では第三次全国中期計画を八四年からスタートさせた。その主要な内容は、急速に発展してきた全国の生協の八〇年代後半をふくむ「今後のあり方」をさぐること、生協間連帯をいっそう強め、地方ごとの県をこえた連帯の場として「地連」をつくること、などであった。

(1)　過去一〇年ほどのあいだに各県ごとに生協間の連帯と協同活動を強め、多くの地方で生協間の合併や共同事業（物流や商品・システムの統一など）が進められてきた。そのようななかで、県ごとの連帯を基礎に、県をこえた連帯が主に購買生協の商品事業活動面で進んでいるが、そのことを一層促進し、かつそれが経済面だけに偏らず総合的な運動の発展となるよう「地連」を結成することを、第三次全国中計で提起した。そのことをめぐる討議が一年間活発に進められ、八五年六月からは、北海道、東北、中央、関西、九州の五地区（日生協の支所のエリア）で地連が発足した。地連は前述の目的とあわせ、全国連の地方組織として、日生協の運営自体を地方的に強め、全国的にも民主的に運営することを保障しようとする目的をもっている。八五年度中には一〇〇〇万組合となり、二年後には二兆円の事業規模をめざす全国の生協の活動と、そのナショナルセンターである日生協の活動を地連によって支え、強化することが当面の大きな課題とされている。

(2)　生協間の連帯だけでなく、農協など各種協同組合との提携も進んだ。日生協と全農との提携強化の覚え書きも締結され、ひきつづき全漁連や全酪連との提携覚え書きの締結も準備されている。また、国際的な交流・協同の活動の面では、マレーシアの協同組合の店舗づくりに灘神戸生協が長期にわたり幹部職員を派遣するなど、従来の交流とちがった提携もはじまっている。八五年に入り中国供銷合作総社や朝鮮民主主義人民共和国の協同組合連合会が国際協同組合同盟（ＩＣＡ）に加盟したが、日生協は中国およびソ連の協同組合との交流三〇周年を迎え各種企画を準備している。

(3)　生協活動を抑え込もうとする動きが国政のレベルで活発化したのも八四年度の特徴であった。その動きは八五年度に入り、ますます強まり、当初の小売り商との矛盾解決のために生協に大規模店舗法を適用するといった構想から、生協活動を全面的に規制するための生協法自体の改悪や、一般企業並み課税などが自民党商工部会を中心に検討されている。

4　労働者住宅運動

住宅宅地の需給状況

一九八四年度の住宅事業概況を新設住宅着工状況からみると、まず、総戸数が一二〇万七〇〇〇戸と八〇年度以来四年ぶりに一二〇万戸台となり回復基調にあるといわれている。このほかの特徴としては貸家の着工戸数が持ち家の着工戸数を一二年ぶりに上回ったことがあげられる。また利用関係別では、分譲住宅は八三年度に対前年度比伸び率が増加に転じたものの再び二二万九〇〇〇戸（対前年度比三・八%減）と減少した。しかし、貸家は四八万一〇〇〇戸（同一九・〇%増）と二年連続二けた増になるとともに、持ち家も四七万三〇〇〇戸（同一〇・六%増）となった。

それぞれの内容は、分譲住宅は、マンションが一二万七〇〇〇戸となり、一戸建が一〇万一〇〇〇戸、マンションは全住宅にたいし八・六%（三三一万戸）となるなど構造的変化が顕著になるとともに、住宅取得能力と住宅価格の乖離の影響を受けて着工戸数も引きつづき低迷している。貸家住宅は全国的に好調で対前年度比五年連続の伸びを示している。この要因として、供給側にとっては建築費が安定的に推移する一方、家賃は強含みであり、かつ地価の上昇率が鈍化傾向にあるため土地の運用による利益確保をはかるという意識変化が起きていること、また需要側では若年層および小規模世帯が増加し需要が増嵩していることがあげられる。持ち家は、八二年の住宅金融公庫の融資制度改正にともなうかけ込み需要の反動としての戸数減少は縮小しているが、いぜん低調な推移となっている。

つぎに地価を八五年一月一日現在の地価公示でみると、全国の全用途平均では対前年比二・四%増（前年の前々年にたいする比率三・〇%増）、住宅地は同二・二%増（同三・〇%増）、商業地は同三・八%増（同三・五%増）となっている。とくに商業地のうち東京圏同七・二%増、大阪圏同五・〇%増と上昇が顕著である。地価は全体的には安定基調にあるといえるが、住宅地における安定傾向と都心部商業地における高騰化傾向と二極分化の方向をみせている。

勤労者の居住状況と住宅政策の方向

八三年一〇月におこなわれた「住宅需要実態調査」「住宅統計調査」の調査結果によると勤労者の住宅事情は、住宅ストックが一・一〇ポイント（七八年＝一・〇八）となり、そのため空き屋率も全住宅にたいし八・六%（三三一万戸）となるなど世帯数を住宅数が上回る傾向が一段と拡大した。また、居住水準の全国平均は、居室数四・七四室、畳数二八・六三畳、延床面積八六・一六㎡となっている。しかし、一方では政府の定めた最低居住水準未満世帯も三九九万世帯（総世帯にたいし一一・五%）あり、そのうち一九二万世帯が大都市圏の借家となっている。これらみずからの置かれている居住状況について勤労者の三八・四%は何らかの不満をもち、改善を欲している。しかし、可処分所得の伸び悩みが影響して、具体的計画をもつ世帯は減少の傾向にある。改善計画の内容は、全体

では購入二三・六%、増改築（含模様替・修繕）二一・五%、新築二一・三%となり、居住形態別では、持ち家世帯が増改築三五・八%、建替え二二・八%、借家世帯が購入三七・三%、新築二八・二%となっている。

現在、住宅取得にともなう親子間贈与税の特例（八五年一二月三一日まで）や民間住宅ローン金利の低下傾向、また、地価・建築費も安定的に推移しているので、潜在需要を顕在化させるには勤労者の実質所得が上昇し取得能力と住宅価格の乖離を縮小させることができるかが重要となっている。しかし、政府は八五年度の住宅施策において勤労者の負担を増加させるような制度変更をおこなった。すなわち、公庫融資制度において、貸付金利年五・五%（当初一〇年間）と無抽選体制は維持したものの借入れに際し事務手数料（内容により三万円から四〇万円まで）の徴収を実施したことである。

また、基本的住宅政策については、八五年度が政府の定めた第四期住宅建設五カ年計画の最終年度に当たるため、次期計画に向けて住宅宅地審議会に意見を求めていたが、「新しい住宅事情に対応する住宅・宅地政策の基本的体系についての答申」が八五年六月に出された。答申では、従来の建設計画の策定方法等では実情に合致しなくなっている部分もあって、政策そのものの見直しを提言するとともに住ニーズの動向、良質なストックの形成、都市部での住宅供給方式、高齢化社会への対応など具体的な項目を掲げて施策を求めている。八五年度末には出される第五期住宅建設五カ年計画ではこの答申の方向によって策定がされることとなるであろう。

勤住協・住宅生協などの事業経営体制

勤住協・住宅生協等が実施した勤住協八四年度事業は、二六四四戸で計画戸数五四六五戸にたいして、四八・三%の実施率となった。また、八五年度事業計画は、四一七六戸となっている。

実施率の低調さや事業計画の慎重さは、この間の住宅不況の影響をうけて在庫住宅が増高したことによるものであるが、その在庫住宅も八四年二月の一八九二戸をピークに漸減して、八五年六月現在九八三戸となった。これは三期にわたる販売促進対策が労働団体、労働金庫などの支援協力をうけて展開されたことが奏効したものである。

つぎに、事業運営の課題を八五年三月勤住協評議員会議案書からみると、まず設定した住宅建設計画の遂行をあげ、そのために事業実施体制の強化をはかることとしその手法のひとつとして地域の特性を生かした組織の連合化、事業の協同化をめざすとしている。また、販売施策面からは新規購入予定者および既購入者それぞれのニーズにきめ細かく対応するため、「友の会」組織化へのとりくみ強化を提起している。このほか、勤住協事業の知名度がいぜん低いので総合的情宣活動として全国統一ポスターをつくるとしている。二つめの課題は、在庫住宅の発生や土地保有の長期化のため経営上問題が生じた住宅生協等の対策として、地域の労働団体・事業団体の協力を得ながら適正な再建計画を策定させることの指導をおこなうこととしている。三つめとして財務体質の強化をあげ、事業コストの削減、保有土地の事業化、在庫住宅の早期分譲による金利負担軽減、経営体制の見直しなどをはかるため住宅生協等と協議をしながら指導を強めることとしている。そのほか、在庫住宅と保有土地の

対策、事業の多角的展開、労働団体・事業団体との連携の強化をはかることなどがあげられている。

また、八四年度に実施された事項で特徴あるものとして住宅性能保証制度がある。これは、木造住宅の居住性能について購入者にたいし最長一〇年の保証をおこなうもので、全国住宅生活協同組合連合会の指導と全労済などの協力により創設されたものである。これとは別途に、勤住協直轄事業でも分譲マンションの最長一〇年保証が実施された。

このほか事業推進のため対政府要求をおこなった結果、改正された諸事項がある。まず、勤住協業務方法書に定める分譲事務費率（従来三・六%以内）の引き上げ（四・八%以内）があった。これは勤住協創設以来改正がなかったために、昨今の経済情勢を勘案して引き上げられたものである。つぎに、新住宅市街地開発法施行令が改正されたが、当該法令に定める規制によらず用地取得がおこなえる団体と明記された。財形分譲住宅関係では、当該家屋の保存登記にかかる登録免許税の軽減措置（租税特別措置法）の延長と当該家屋取得の資格要件である財形貯蓄期間の特例措置（勤労者財産形成促進法施行令）の延長がある。このほか、年金福祉事業団のおこなう住宅事業融資のうち転貸貸付の貸付限度額の引き上げがなされている。

第三期中期事業計画の策定

勤住協第二期中期事業計画（八二～八四年度）が終了したが、実績を概観するとつぎのようになる。建設計画は期間合計一万七七〇〇戸（単年度五九〇〇戸）にたいし実績（見込み）は九九四四戸にとどまり、達成率五六・二%となった。また、重点課題については、顧客の組織化、電算機導入による事務の合理化、イメージポスターの作成、在庫住宅の相当数の消化などについては実現をみたが、そのほかについては次期の繰り越しとなった。このようになった要因は、当該計画期間にわたる事業環境の悪化が主因とみられるが、一方では勤住協・住宅生協等においても住宅事業の的確な見通し、環境変化に対応しうる弾力的な運営姿勢に欠ける面があったのではないかとみており、これらの総括を踏まえて第三期中期事業計画（八五～八七年度）が策定されている。

第三期中期事業計画策定にあたっての基本的な考え方は、つぎのとおりである。①今期間内はいぜん分譲住宅需要に対応することが根幹であるところから、勤住協・住宅生協等の安定的事業継続ができる住宅建設計画の策定、②経営基盤の確立のため財務体質・事業実施体制を強化し、公的事業主体としての力量を高める、③住ニーズに対応しうるため注文方式を重視するとともに新規事業分野へのとりくみや不動産流通・増改築部門へ対応する方向の検討などを踏まえて、㋑新築分譲住宅戸数の設定、㋺経営基盤の確立、㋩事業の多角的展開を三本の柱として設定している。具体的には住宅建設計画が期間合計一万一二八〇戸（単年度三七六〇戸）の供給で、対前期比三〇%減としている。また、宅地分譲も期間合計九三万九〇〇〇㎡（三二〇四区画・単年度一〇六八区画）が計画されている。重点課題としては、①事業経営体質の強化、②事業の多角的展開、③保有土地の対策、④勤住協事業イメージの向上、⑤教育研修の強化、⑥住宅生協等との連携の強化、⑦勤住協事業運営体制の強化を掲げている。

長期ビジョンの策定　八五年度は第三期中期計画の初年度である。回復基調にあるとはいえ分譲住宅分野ではいぜん事業環境にきびしさが残っており、また、勤労者の住ニーズは多様化してきているので、慎重かつ確実な事業展開が必要となる。とくに施策的には、資金面でコスト削減のため低利な公的資金を労働金庫預託などする制度の創設が、事業体制では首都圏・近畿圏での住宅生協等のあいだでの協同化が最重点課題としてあげられている。このほか福祉事業団体間協同が過年より重要項目としてあげられており、中央労福協を軸に活動を展開していくこととしている。

中期事業計画策定と並行して「長期ビジョン」の検討もおこなわれている。これは、事業活動のための理念の再構築などをはじめ、将来あるべき姿を描きだし、勤住協事業のあり方や今後の運動の方向について指標を確立しようとするもので、これによって、さらに勤労者の住宅福祉向上に寄与することとしている。

【参考資料】〈労金関係〉(1)「全国労働金庫協会第四三回議案書」、(2)「労働金庫連合会第二七回総会議案書」、(3)「労働金庫のビジョン」。〈労済関係〉(1)「日本生活協同組合連合会第三二回通常総会議案書」、(2)『共済時代』（月刊）。〈生協関係〉(1)『日本生活協同組合連合会第四一回通常総会議案書』、(2)『生協運営資料』（季刊）、(3)『消費者運動資料』（季刊）、(4)『生協運動』（月刊）、(5)第三次全国中期計画。〈住宅関係〉(1)「日本勤労者住宅協会第三九回評議員会議案書」、(2)「全国住宅生活協同組合連合会昭和六〇年度通常総会議案書」、(3)「日本勤労者住宅協会第三期中期事業計画書」、(4)「建築着工統計」（建設省）、(5)「地価公示」（国土庁）、(6)「住宅需要実態調査（昭和五八年）」（建設省）、(7)「住宅統計調査（昭和五八年）」（総務庁）、(8)「新しい住宅事情に対応する住宅・宅地政策の基本的体系についての答申」（住宅宅地審議会、昭和六〇年六月一二日付）

X

国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織とわが国の労働組合運動／国際労働組合組織／総評・中立労連の国際連帯・交流活動／同盟の国際連帯・交流活動／国際労働組合の諸会議――世界労連ＷＦＴＵ系の会議／国際自由労連ＩＣＦＴＵ、国際産業別組織ＩＴＳ系の会議／中立の国際労働組合会議

概要

一、一九八四～八五年の時期には、全民労協の主導諸組合が、近く予定する同労協の連合体移行にさいして連合体の国際自由労連一括加盟の気運を醸成する目的で、あいついで国際自由労連に加盟する動きをしめした。鉄鋼労連、商業労連、電力総連の加盟、電機労連の加盟方針決定、全日通、中立労連の加盟方針採択準備などがそれである。

一、総評は八四年七月の第七一回定期大会で、従来の「積極中立」の立場をひきつぎ、発展途上国の組合との交流・連帯の強化、資本主義国労組との協力、ＩＬＯ活動の重視、社会主義国労組との交流、平和・反核・全面軍縮をめざす国際連帯、ＩＴＳ加盟促進などを骨子とする国際連帯活動方針を決めた。事実、ソ連・中国・東ドイツ・ブルガリアなど社会主義諸国労組との交流をつづけ、東南アジア諸国との交流をつよめたが、同時にアメリカやカナダの政府招待をうけ入れ、これらの国の労組との接触をふかめたことが注目される。

一、同盟は、八四年一月の第二〇回定期大会決定の国際連帯活動方針にのっとり、国際自由労連の「自由にして民主的」な労働運動の基調を支持しつつ、これとの連携をつよめ、またＡＦＬ・ＣＩＯ

や韓国・台湾・香港のアジア三国労組との定期会談を進めたが、とりわけ中国との交流活動をあらたに大きく展開した。

一、世界労連系の国際労働組合会議として注目されたのは、第七回国際商業労働者会議（八四年九月）、第九回国際炭鉱エネルギー労働組合会議（八四年一〇月）、ＷＦＴＵ第三六回総評議会（八五年一月）、開発と新国際経済秩序にかんするアジア・太平洋労組会議、（八五年二月）、ＷＦＴＵ第三三回執行局会議（八五年四月）、アジア・太平洋における平和と協力をめざす国際労働組合会議（八五年五月）、世界教員組合連盟第一三回大会（八五年五月）などであった。

一、国際自由労連・国際産業別組織系の国際労働組合会議として注目されるものはつぎのとおり。国際音楽放送映画演劇労連ＩＳＥＴＵの大会（八四年七月）、国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦの第一八回定期大会（八四年七月）、第九回ＰＴＴＩアジア地域大会（八四年九月）、国際繊維被服皮革労連ＩＴＧＬＷＦの第四回世界大会（八四年一〇月）、第八六回ＩＣＦＴＵ特別執行委員会（八四年一二月）、ＩＴＳ総会（八五年一月）、国際自由労連アジア太平洋地域組織ＡＰＲＯの南太平洋労組会議（八五年三月）、ＩＣＦＴＵ第八七回執行委員会（八五年四月）、ボン先進国労組指導者会議（八五年四月）、国際化学エネルギー一般労組ＩＣＥＦ職業衛生世界会議（八五年五月）、ＩＭＦ第二六回世界大会（八五年六月）。

一、国際自由労連、世界労連のいずれにも属さない中立の国際労組会議としては、第三回太平洋労働組合会議（八四年一〇月）、第三回アジア交運労組セミナー（八四年一〇月）などがあった。

1　国際労働組合組織とわが国の労働組合

1　国際労働組合組織

国際労働組合組織の諸形態　現在、国際労働組合組織には大別してつぎの三種類のものがふくまれている。①原則として各国労働組合中央組織を国際的に結集したもの――世界労働組合連盟（略称・世界労連、ＷＦＴＵ、一九八一年現在組合員約一億五五〇〇万人）、国際労働組合連合（国際労連、ＷＣＬ、ＩＣＦＴＵ、八四年末現在約八二〇〇万人）、国際労働組合組織――世界約一〇〇〇万人）、②産業別・職業別の国際労働組合組織――世界労連傘下の一一の産業別労働組合インタナショナル、国際自由労連の方針を認めてこれと協定をむすんでいる一五の国際産業別・職業別組織（ＩＴＳ）、国際労連傘下の国際産業別諸組織、および七四年二月に新たに出現した国際映画放送労連（ＦＩＳＴＡＶ）のようにいずれにも所属せず、それらの枠をこえた国際産業別組織、③各国の労働組合中央組織を地域別もしくは民族別に結集した国際組織

――アラブ国際労働組合連合（ＩＣＡＴＵ）、アフリカ労働組合統一機構（ＯＡＴＵＵ）、ラテン・アメリカ労働組合統一常設会議（ＰＵＳＴＡＣ）、ヨーロッパ労働組合連盟（ＥＴＵＣ）。

日本の労働組合の加盟状況　以上の国際労働組合組織のうち、日本の労働組合が組織的関係をもっているのは、世界労連と国際自由労連、これら二つの組織につながる国際産業別・職業別組織、および中立の国際産業別組織である。一九八五年六月末日現在における日本の労働組合の国際労働組合組織にたいする加盟関係はつぎのとおりである。

【世界労連】　全建労、全自交、建設一般全日自労、運輸一般

【国際自由労連】　同盟、全逓、非鉄金属労連、炭労、都市交、日放労、電通労連、自動車総連、鉄鋼労連、商業労連、電力総連

【世界労連傘下の労働組合インタナショナル】　①建築木材建築資材労働組合インタナショナル――全建労、建設一般全日自労、②運輸港湾漁業労働組合インタナショナル――全自交、運輸一般、③公共業務関連従業員労働組合インタナショナル――医労協、国公労連(準加盟)、④世界教員組合連盟――日高教（準加盟）

【国際産業別組織ＩＴＳ】　①国際金属労連ＩＭＦ――金属労協ＩＭＦ・ＪＣ、②国際運輸労連ＩＴＦ――国労、動労、都市交、海員、交通公社、航空同盟、日航乗務、交通労連、私鉄総連、観光労連、運輸労連、③国際繊維被服皮革労連ＩＴＧＬＷＦ――ゼンセン同盟、④国際化学エネルギー一般労連ＩＣＥＦ――化学エネルギー労協ＩＣＥＦ・ＪＡＦ、⑤国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ――全逓、全電通、国際電電、⑥国際鉱山労連ＭＩＦ――炭労、非鉄金属労連、⑦国際食品労連ＩＵＦ――ＩＵＦ加盟組織連絡協議会ＩＵＦ・ＪＣＣ、⑧国際自由教育連盟ＩＦＦＴＵ――日教組、⑨国際公務員労連ＰＳＩ――自治労、⑩国際商業事務技術専門職労連ＦＩＥＴ――ＦＩＥＴ日本加盟組合協議会ＦＩＥＴ・ＪＬＣ、⑪国際製版印刷労連ＩＧＦ――全印刷（オブザーバー）、⑫国際建設・林産労組連盟ＩＦＢＷ――全林野、建設同盟、全化同盟、日林労

【中立の国際産業別組織】　国際映画放送労連ＦＩＳＴＡＶ――民放労連、映演共闘

このところ日本の労働組合が国際自由労連とＩＴＳに加盟する傾向が目立ち、一九八二～八四年の時期に航空同盟、交通労連、私鉄総連が国際運輸労連ＩＴＦに、電通労連が国際自由労連ＩＣＦＴＵに、航空同盟が国際商業事務労連ＦＩＥＴに、全林野、建設同盟が国際建設、林産労連がＩＦＢＷにそれぞれ加盟した。八四～八五年の時期には、展望される全民労協の連合体への移行にさいして、同組織の国際自由労連一括加盟の気運を醸成するとの意向から、鉄鋼労連、商業労連、電力総連がそれぞれ国際自由労連加盟を申請、八五年四月一二日の国際自由労連執行委員会で承認され六月一日付で正式加盟した。このほか、電機労連が八五年七月の大会で加盟方針を採択し、全日通が八五年秋の大会で、加盟方針を決定することを予定しており、中立労連も一括加盟案を八五年九月の定期大会に提出する方針を決めている。

2　総評・中立労連の国際連帯・交流活動

総評の国際連帯活動方針　総評は、八四年七月開催の第七一回定期大会で八四年度の国際連帯活動方針をつぎのように決定した。

【総評八四年度運動方針、Ⅱ・12平和と開発をめざす国連帯活動の強化（全文）】

われわれは、核兵器の廃絶をはじめとする軍縮を前進させることで世界の平和を擁護しまた今日の世界的な危機の集約点である発展途上国への支援を強める運動を国際連帯活動の基軸としてきた。また世界的経済停滞の下で発生している膨大な失業や新技術によって脅かされている職場の問題、さらには貿易摩擦への対応をめぐって先進資本主義国労組との交流を引き続き深めてきた。

核戦争の危機、南北格差の拡大、世界的な経済の停滞、新たな技術革新の進行、貿易摩擦の激化などが急速に進む中で、労働組合の国際的な連帯活動の強化がますます重要になっている。

各国の労働組合はこうした危機を克服するために、国民各層と協力し、政府に対し根本的な解決を求める運動を展開している。労働者の支持する政権を築きあげている西欧の経験を学ぶことがわれわれにとって重要な課題となっている。

また、最近とくにアジアの諸国では、日本の労使関係を学ぼうとするキャンペーンが展開されているが、それが労働組合活動に誤って適用されるといった事態も生れている、この意味で、日本の労働組合がこれら地域の労働組合と連携を深めることが重要になっている。

総評は積極中立の立場にたって、社会体制や発展段階の違いをこえて、広範な国々の労働組合との連帯を保っているが、上にのべたような世界的現象の認識に基いて、この積極中立の立場を最大限有効に発揮して国際連帯活動を強めていく。このため、以下のような活動を具体化していく。

一　発展途上国の労働組合と交流連帯を強化する

(1) アジアにおける労働組合権や人権の抑圧に対抗し、さらには日本の進出企業問題に対応するための連帯活動を強化する。この目的で国際セミナーを開催する。

(2) アフリカの労働組合との連携強化のため、平和と開発、反アパルトヘイトをめぐっての連帯活動を強める。

(3) トルコや中南米における組合弾圧や人権無視に抗議する行動を強化する。

(4) パレスチナ解放運動を支持し、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイトに反対してたたかう。

(5) 南北問題の調査・研究活動をすすめる。

二　先進資本主義国労組との協力活動をすすめる

(1) 貿易問題を契機に、わが国の労働者の労働条件、社会的特性が欧米主要国の労働組合からも注目されている。相互に理解し合う活動を重視し、相互利益のために国際公正労働基準の確立を目標にした協力活動をすすめる。この趣旨にたち二国間交流のほかに、ヨーロッパ事務所、TUAC、労働サミットなどを通じた意見交換を行う。

(2) 西欧、オーストラリアなどの先進資本主義国の労働組合が自らの支持する政権を生み出した経験を学ぶための調査・研究活動をおこなう。

三　ILOの活動を引き続き重視する

ILO条約批准の促進、批准した条約や勧告の適用状況の検討をすすめる。また、賃金、雇用、新技術、多国籍企業問題などへの対策をつよめる。

四　社会主義諸国労組との交流をすすめる

(1) 社会主義諸国労組との交流については、諸国間の対立抗争にかかわりなく、総評の主体性と自主性を堅持して対応する。

(2) 朝鮮の自主的平和統一をめざす運動を強化する。

(3) ポーランド「連帯」支援の国際連帯活動を継続する。

五　平和擁護、反核、全面軍縮をめざして国際連帯を発展させる

(1) アジア、アフリカとの連帯のなかで反核、軍縮、平和運動の活動の連携をはかる。

(2) 非核太平洋をめざす太平洋地域諸国労組との連携を強化し、八四年に開催予定の第三回太平洋労働組合会議の成功のため努力する。

(3) 欧米の反核運動との連帯を強化する。

六　国際産業別組織との連帯強化をはかり、とくにITS加盟を促進する。

第二回アジア地域労働組合セミナー

総評と日本ILO協会との共催で八四年一一月二〇～二八日に東京・後楽園会館で「アジアと日本の経済関係の下での労働組合の立場」をテーマに開催された。国外からはインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの五カ国・八労働組合中央団体の代表一二名が、また日本からは総評指導部をはじめ、傘下の公

労協、公務員共闘、民間単産会議の代表など合計一五名が参加した。セミナーでは、①日本とASEANの経済関係、②ASEAN諸国における日本進出企業の問題、③日本的労使関係、④セミナーのフォローアップの四点が主としてとりあげられた。参加者が採択した「セミナーのまとめ」によれば、このセミナーを通じて「相互依存をつよめつつある日本とASEANの経済関係にともなう諸問題について相互理解が促進」され、「両者の現在の関係の肯定的な側面だけでなく否定的な側面についても率直な意見交換がおこなわれ」、「アジア地域の労働組合の今後の関係を発展させ、また労働者のより安全なかつ健康的な労働環境を促進するためには、政府や大企業家だけに任せず、労働組合も積極的な役割を果たすことができる余地があることが確認された」。

第三次「政権と労働組合」調査団

総評は真柄事務局長を団長とする標記調査団を八四年一一月三～一一日にオーストラリアとニュージーランドに派遣した。

総評東南アジア訪問代表団

真柄総評事務局長を団長として八五年五月九～一七日にタイ、マレーシア、シンガポールの三国を訪問、タイ労働会議LCT、タイ労働組合会議TTUC、マレーシア労働組合会議MTUC、シンガポール労働組合会議SNTUCなどと接触した。代表団の基本的な目的は、東南アジア諸国労組とのあいだに「より強力で確固とした友好と協力の関係を……築きあげること」において、日本的労使関係の導入をめぐる諸問題、「日本の軍国主義の過ちを再び繰り返させないためにも東南アジア各国労組との友好・協力・連帯を強化する」問題について意見の交換がおこなわれた。

中華全国総工会代表団の来日

総評は中華全国総工会の国際活動委員会副秘書長王継鈺をはじめとする三名の同工会代表団を八五年二月九～一五日に招待した。代表団は電通労連、自治労、同盟、私鉄総連、中立労連、新産別、日教組、全逓、全国金属、電機労連、電力総連、鉄鋼労連などと接触し、総評とのあいだに八五年における総評関係組合と総工会の交流計画案が交換された。

総評議長訪中代表団

中華全国総工会の招待により総評は黒川議長、筒井財政局長、山田国際局長で構成される代表団を八五年五月四～一一日に中国に派遣した。代表団は総工会指導部と意見を交換、胡耀邦中国共産党総書記とも懇談した。

中国との諸交流

総評は総工会代表団をうけ入れ、また議長代表団を訪中させたほか、中国の工会とのあいだにつぎのような交流をおこなった。①日中青年友好交流に三名の代表団派遣（八四年九月二八日～一〇月七日）、②総工会の招待により総評山野婦人局長を団長とする五名の婦人活動家代表団の派遣、③全電通招待による二名の総工会研修団のうけ入れ（八五年二月四～八日）、④総工会の招待による二名の総評青年訪中代表団の派遣（八五年四月三〇日～五月九日）、⑤八五年五月一八日に総工会と総評の共同で開催された日中労働者平和友好の一万人集会への全電通、全国金属、全逓、全農林、たばこ共闘、全日通、東京地評などの代表団の参加、⑥総工会書記李雪莹を団長とする四名の婦人活動家代表団の招待（八五年五月二四日～六月二日）、⑦総工会の招待による総評・原水禁原爆被爆者代表団二名の派遣。

朝鮮民主主義人民共和国への代表派遣　田淵全日通委員長はじめ三名の総評民間単産会議代表団が朝鮮職業総同盟の招待で八四年一〇月九～一六日に、また佐野組織局長を団長とする総評青年訪朝代表団が八四年一一月二三～三〇日に訪朝した。

AFL・CIOとの接触　アメリカ政府の労働者交流プログラムにより総評黒川議長と山田国際局長の両名が八四年九月一六～二五日にアメリカを訪問し、そのさいAFL・CIOカークランド会長との会談、いくつかの産別組合の訪問などをおこなった。またカークランド会長が八五年一月に日本労働協会の招きで来日したさい、総評三役は一月二五日にこれと懇談をおこなった。さらに八五年六月二～一六日には、総評は、総評六〇〇万人の組織化実現のためアメリカの組合の経験を学ぶ目的で、大川組織局長以下五名の代表団をアメリカにおくった。代表団はAFL・CIO本部のほかアメリカ自治労、電信労組その他の産別組織を訪問した。

カナダ政府招待による交流　筒井総評財政局長を団長とし、総評、同盟、中立労連、全民労協、IMF・JC各一名によって構成される代表団は、カナダ政府の日本の労働組合指導者招待プログラムにより、八四年一〇月一三～二八日にカナダを訪問し、カナダ労働評議会CLCその他の労働組合と交流した。

南アフリカ労組への援助　総評は八四年一一月一三日アフリカ民族会議ANCの幹部セレッツェ・チョアビが総評を訪問して反アパルトヘイト闘争にたいする支持を要請したのにこたえて、一一月一六日二〇〇〇米ドルのカンパを贈った。また、総評は南アフリカ労働組合会議SACTUからの要請に応じて、八五年一月三〇日付で一〇〇〇米ドルを同組織の活動資金用に贈った。

アフリカ労組統一機構の大会への代表派遣　アフリカ労働組合統一機構OATUUの招待に応じ、総評は八五年一月二一～二六日ラゴス開催のその第四回大会に亀山総務局長以下二名の代表をオブザーバーとして派遣した。

イギリス炭労支援カンパ　総評は八四年九月二一日にイギリス労働組合会議TUCの炭鉱ストライキ支援基金にたいして二〇〇〇ポンドを贈った。

ドイツ労働総同盟青年代表団の来日　総評と同盟の共同招待でドイツ労働総同盟DGB青年代表団一五名が八五年五月一九～二八日に来日し、とくに反戦平和の問題を中心に交流した。

第一八回日ソ労働組合交流委員会　黒川議長を団長とする総評代表団ならびに藁科議長を団長とする中立労連代表団と、A・M・スポチン国際担当書記を団長とする全ソ労評代表団とによって八四年一二月一六～二二日に東京で開かれた。委員会ではつぎのような内容の議定書が採択された。

（前略）双方は、世界の平和を保障するためには、内政不干渉、主権尊重、領土不可侵などの国際政治の諸原則の各国による順守が必要であることを確認し、それらの原則の実現を目指し労働組合の協力の必要性を指摘した。

双方は、平和の維持と強化、国際緊張の緩和、核兵器の生産と使用の禁止、均衡のとれた公正な軍縮、米ソ交渉の再開と合意の達成を目指す政策

の実施が必要であることを指摘した。
双方は、核兵器廃絶、全面軍縮を目指す運動を国内および国際的に強化していくことを確認した、
両国の労働組合センターは、日ソ間の協力と善隣関係の強化が、アジアの平和と安全にとって極めて重要であることを指摘し、日ソ両国国民の善隣関係を発展させるうえで、両国の労働組合が果すべき役割の重要性を強調した。
率直かつ友好的に行なわれた意見交換の過程で日ソ友好関係の強化を目指す運動に積極的に参加する用意のあることが表明された。
日本とソ連の労働組合の間には、いくつかの問題について意見の相違があり、その克服のために双方は今後とも努力することを確認した。
総評、中立労連および全ソ労評は「日ソ友好と平和のため」の日ソ交流集会の意義に留意し、一九八五年に「『友好と平和』のための第一五回日ソ労働組合集会」（代表四〇名、一〇日間）を日本で開催することを確認した。
委員会ではまた訪日訪ソそれぞれ一五チームを予定する八五年の交流計画をとり決めるとともに、日ソ両国間の労働者観光の奨励と、労働組合活動にかんする情報資料の交換についても合意に達した。

日ソ労働組合の社会保障セミナー

第一八回日ソ労働組合交流委員会でのとり決めにもとづき、日ソ労働組合の社会保障セミナーに参加する全ソ労評代表団（N・A・トロフィミュク全ソ労評国家社会保障部長以下三名）が総評と中立労連の招待で八五年六月三～一〇日来日した。

自由ドイツ労働総同盟との交流計画

八五年度ドイツ民主共和国との交流計画が自由ドイツ労働総同盟FDGBと総評のあいだにテレックス連絡で合意された。同計画では二つの訪日代表団と四つの訪独代表団の交換がとり決められている。

東独・ソ連訪問議長代表団の派遣

自由ドイツ労働総同盟と全ソ労評の招待により六月二七日～七月五日に黒川議長を団長とする三名の総評代表団がドイツ民主共和国とソ連を訪問した。

ブルガリア労組との交流計画

総評とブルガリア労評とのあいだにテレックス連絡で合意され、八五年中に三つのブルガリア訪問代表団と三つの訪日代表団が交換されることになった。

ポーランド「連帯」労組の支援

総評は八四年九月二一日付でポーランド「連帯」海外事務所に財政援助金として二〇〇〇米ドルを送金した。

3　同盟の国際連帯・交流活動

同盟の国際連帯活動方針

同盟は八四年一月一八～二〇日開催の第二〇回定期全国大会で、以後二年間の国際連帯活動方針を決めた。これについては本年鑑一九八五年版三三六～三三七ページを参照。

ドイツ労働総同盟会長との会談

同盟招待で八四年七月一九～二四日来日したドイツ労働総同盟DGBのブライト会長、ファイファー中執、クリストファーセン国際局長と同盟三役は、七月二〇日に会談し、世界不況下の失業問

題、ＭＥ技術革命の進行にともなう雇用問題、労働組合の基本権などについて意見を交換した。

同盟訪ソ代表団の派遣　田中書記長を団長とする四名の代表団が八四年八月二三～三〇日にソ連を訪問し、全ソ労評幹部と①北方領土返還、②大韓航空機撃墜、③北方漁業の交渉、④平和と軍縮、⑤日ソ経済交流などについて話し合いをおこなった。①と②については意見が対立した。共同声明は同盟側の意見により出さないこととし、また定期交流についてのとり決めもおこなわれなかった。

八四日中青年友好交流同盟代表団　日中友好を深める目的で中国政府が青年三〇〇名を招待したが、中根生活福祉局長を団長とする同盟代表団二〇名がこれに参加し、八四年九月二九日～一〇月八日に訪中した。

アジア四労組定期会談　中華民国全国総工会ＣＦＬ、同盟、韓国労働組合総連盟ＦＫＴＵ、香港九龍工団連合総会ＨＫＴＵＣの第七回定期会談が八四年一〇月二二～二三日にソウルで開催され、同盟からは金杉・鈴木両副会長と河野副書記長が出席した。議題は①国際政治・経済の変化と労働組合の役割、②台湾・日本・韓国・香港間の経済関係と労組の役割、③国際労働運動と四カ国労組の役割であった。

八四同盟訪中団の派遣　八三年九月の第四次同盟訪中団が中華全国総工会とのあいだにとりかわした合意にもとづき、土井副会長を団長とする四六二名の八四同盟訪中団が八四年一〇月三一日～一一月五日に北京・上海・蘇州の各市を訪問、さまざまの事業所を訪れ、一一月一日には北京の人民大会堂で李先念国家主席をふくむ中国政府要人と会見した。

同盟北欧訪問団　同盟宇佐美会長、藤原副会長、相原国際局長は八四年一一月一四日～一二月二日にノルウェー、スウェーデン、デンマークの北欧三国およびオランダを訪問、各国労組と今後の交流促進について意見交換をおこなった。

イギリス炭鉱労働者支援のための醵金　雇用確保のため長期ストライキをつづけているイギリスのＴＵＣ傘下の炭鉱労働者とその家族にたいする救援活動についての国際自由労連本部の要請にこたえて、同盟は「同ストライキの政治的性格を支持する」という立場ではなく、困窮している労働者ならびに家族への支援をおこなうとの立場から、三〇〇〇ポンドを拠出した。

同盟ＡＦＬ・ＣＩＯ第一六回定期会談　ＡＦＬ・ＣＩＯカークランド会長をはじめ同労組の首脳を東京に迎えて八五年一月二六～二八日に東京で第一六回定期会談が開かれた。今年の会談で注目されたのは日系進出企業のアメリカにおける反組合的行動をとりあげたことで、会議最終日に発表された共同声明では、多国籍企業における労使紛争の重視ととりくみ強化を確認する内容となっている。発表された共同声明はつぎのとおり。

【共同声明（要旨）】

一、人類の生存を脅かす軍事兵器の廃絶を実現しうる協定の締結に努力し、交渉を通じて軍縮を実現するよう、主要政府によびかける。また、第三回国連軍縮特別総会を広島、長崎で開催したいとする同盟の願いをＡＦＬ・ＣＩＯは理解する。

二、失業の増加をくい止めるため、国際経済行動を通じて積極的な景気回復をとるよう先進国政府に働きかける。

この国際経済行動は、金利引き下げと内需拡大と労働時間短縮のための努力が必要であることを強調すべきである。

三、世界的不況が長期化する中で、国際貿易協定に社会条項を盛り込む必要性が高まっている。

貿易相手国の相対的地位を決定するうえで、賃金、労働時間、社会保障などの労働基準はますます重要になる。これらの社会的セーフガードの侵害は、事実上強力な保護主義の手段となる。

四、MEなどの新しい技術革新が雇用と労働環境に及ぼす影響について、両組織は情報を計画的に交換し、協力して問題に取り組む。

五、多国籍企業における労使紛争が増えていることにかんがみ、同盟とAFL・CIOは協議を通じて、OECD、ILOなどの政府関係機関に対して、行動基準をさらに履行していくことを求める。

六、国際公正労働基準の確立、労働組合権、人権の擁護についてILOの果たすべき役割の重要性にかんがみ、両組織は、ILOを強化しILOの本来の目的を達成できるよう協力する。

七、ICFTUの諸活動を強化すること、特にアジア・南太平洋地域における労働者の組織化、労働者教育、共済事業活動に支援協力を行う。

八、人権、労働組合権の侵害など、弾圧をうけている労働者、労働組合に対して、支援を強化する。

九、途上国への食糧などの緊急援助、農村部門の開発援助、国際金融機関による発展途上国への援助拡大を各国政府に働きかける。

十、相互理解の促進と相互の友好協力関係強化のため、労組幹部の交流を行う。

十一、AFL・CIOは、ソ連によって不法に占領されている北方領土の返還を求める同盟の運動を支持する。

同盟とドイツ労働総同盟の会談

ライト会長、クリストファーセン国際局長以下三名、ドイツ労働総同盟DGBからブ月二五日DGB本部で両組織の会談がおこなわれた。八五年四年の会談以降の、①両国の経済・社会・政治情勢、②新技術導入と労組の対応、③東南アジア、南太平洋の労働運動、とくにルック・イースト問題、④ICFTUの強化、⑤平和と軍縮、⑥同盟とDGBの今後の交流について話し合いがおこなわれた。

2 国際労働組合の諸会議

1 世界労連WFTU系の会議

第七回国際商業労働者会議　会議は商業労働組合インタナショナル八四年九月一八～二四日東ベルリンで開催された。議題は①雇用、賃金、生活、労働条件、労働時間、社会保障、人民のニーズにかなう国際協力を発展させる方向での商業の発展など、商業労働者の権利と当面の利益をまもる闘争、②多国籍企業の政策に反対し、資本主義経済の危機に民主的解決をあたえ新国際経済秩序の実現を促進する闘い、③ヨーロッパでの新たなミサイル配備をやめさせ、社会・経済的発展のために役立てるべき資金を浪費する軍拡競争反対の闘争への参加、などであった。

第九回国際炭鉱・エネルギー労組会議

炭鉱・鉱山・エネルギー労働組合インタナショナルの第九回大会は八四年一〇月二三～二六日にプラハで開催され、三九カ国、五五組織、一四七〇万人を代表する一二八名の代議員ならびにオブザーバーが参加した。イギリス、ベルギー、イタリア、ギリシャ、ポルトガル、ユーゴスラヴィア、フィリピン、ザンビア、ボリビアなどのインター非加盟労組から代表が広く参加したが、日本からの参加はなかった。会議は、発達した資本主義国と発展途上国の別なくすべての国で採掘・エネルギー産業が当面している危機、雇用の喪失の問題をとりわけ重視し、サッチャー政権下で閉山に反対して闘っているイギリス炭坑労働者の全面的支持を表明するとともに軍縮交渉再開と核削減のための具体的措置の採用を求める決議を採択した。

WFTU第三六回総評議会

評議員（運輸一般委員長）が参加した。会議の主要議題は「発展途上国の当面する経済問題の諸側面と労働組合の役割」で、これにかんする報告が世界労連ザカリア書記長によっておこなわれたのち、地域別の会議で討論がおこなわれ、チェコ労評ホフマン議長、キューバ労働者中央組織CTC書記長ベイガ、レバノン労働者従業員全国連盟FENASOL議長ハブル、全インド労組会議AITUCグプタ書記長、アンゴラ労働総同盟UNTAルブアル書記長がそれぞれの地域別会議の討論を全体会議で報告した。会議は①経済的社会発展のため世界労働組合の勢力を結集し国際連帯行動を強めよう、②国際連帯行動に関する宣言、③世界労連創立四〇周年記念の準備

八四年一〇月一五～一八日にソフィアで開かれた。日本からは引間博愛

WFTUと労働組合インタナショナルの年次書記局合同会議

八五年一月一五～一六日にプラハで開かれた。世界労連スパール議長を議長にして会議はつぎのような諸活動をとりあげた。①雇用、賃金、組合の権利、民主的自由をまもるための労働組合の連帯行動を概観して、多国籍企業やその利益を代表する政府の反労働者・反労働組合的弾圧、とりわけイギリス・サッチャー政権の政策を非難、②労働者のストライキその他の闘争が提起した諸問題については、雇用の安全をまもり失業に反対するためには民主的対案の政策と統一行動の一層の発展が必要であること、また食糧不足と飢饉状態については焦眉の各国ごとの行動ならびに国際的行動が必要であることを明らかにし、③労働者が当面する重要問題について国際行動を促進するのに果たすILOの役割を検討し、現在そこでとられている行動はフィラデルフィ

にかんする決議、④中米とカリブ海の情勢にかんする決議、⑤婦人労働者の権利擁護、平等・発展・平和の国連婦人の一〇年の目的をめざし、労働組合の行動を強めよう、⑥国際青年の年および反帝国主義的連帯、平和、友情をめざす第一二回世界青年学生友好祭にかんする決議などの文書と決議を採択した。

また第三一回執行局会議（本年鑑一九八五年版三四二ページ参照）の提案にしたがって第一一回世界労働組合大会を八六年九月にベルリンで開催することを決定した。

一〇月一八日の総評議会最終日には平和と軍縮にかんする特別評議会が開かれ、「平和擁護闘争を強化、均衡ある全般的軍縮を推進する」との決意が表明され、決議「ヒトラー・ファシズムにたいする勝利の四〇周年」が採択された。

ア宣言の諸原則にも、また労働者の真の要求にもそうものになっていないとし、労働組合インタナショナルのILO参加活動を強めることを決定し、④多大の富がそのために割かれている、帝国主義的新植民地主義的勢力による軍拡競争と軍国主義的政策を指弾し、会議は有効な反撃をこれらにくわえることの必要性を強調、これらの活動は経済的・社会的発展にかんする広範な戦略と「新しい国際経済秩序」をめざす闘争と緊密にかかわることを指摘し、⑤最後に八六年ベルリン開催の第一回世界労組大会の準備について情報を交換しあった。

開発と新国際経済秩序にかんするアジア太平洋労働組合会議

八五年二月四～六日ニューデリーで開催され、インド、ソ連、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、バングラデシュ、タイなどアジア・太平洋地域の二一カ国の三五労働組合組織を代表する約一〇〇名の代表が参加した。これらの労働組合には世界労連加盟組織とならんで国際自由労連や国際労連の加盟組織、純中立の組織が広範にふくまれており、またILO、UNIDO、UNDP、ESCAP、FAOの代表も参加していた。日本からは医労協から松本議長が出席したのをはじめ、全日自労建設一般、世界労連東京事務所、国際労働運動研究協議会などから各代表一名が、総評からオブザーバー一名が、出席した。会議は三日間にわたる討論ののち、①宣言、②太平洋地域の労働者、人民へのメッセージ　③ニューカレドニアにかんするメッセージ、④婦人のナイロビ会議にあてたメッセージ、⑤世界青年学生祭へのメッセージ、の五つの文書を採択した。このうち「宣言」の要旨はつぎのとおり。

【宣言（要旨）】

会議は、国連が新国際経済秩序樹立にかんする宣言を採択してから十年、第七回非同盟諸国首脳会議から三年経って開かれている。労働組合も第七回非同盟諸国首脳会議の決定を支持している。しかし、会議はこの目標達成にむけていちじるしい前進はみられなかったことに注目する。他方、多国籍企業による搾取は強化されつづけ、発展途上国は低開発の状態にとどまらざるをえず、ついにはこれら諸国の独立自体と主権が脅かされている。

会議は、人類が核による絶滅に脅かされている時に開かれている。軍備競争は、世界を新しい世界戦争の瀬戸際に押しやっており、大気圏外に広がる重大な危険がある。地球上の平和擁護闘争が、これほど緊急性をおびたことはかつてない。世界の労働組合は、その隊列に数億の労働者を組織しており、戦争屋を押しとどめる闘争の先頭に立つ力をもつ真の勢力である。

会議は、アジア・太平洋においても軍備競争による政治的、経済的、社会的影響、ならびに資本主義的危機の激化が、今や未曽有の規模に達していることを強調する。

会議は、とくに発展途上国での多国籍企業による搾取の強化に注意を喚起する。それは、超過利潤の本国送金を通して、またこれら諸国人民のいっそうの貧困化をまねくその他さまざまな手段によって、資源の流出をひきおこしている。国際通貨基金（IMF）、世界銀行、その他類似の金融機関もまた、途方もない負担を押しつけ、これは「債務危機」へと発展している。

会議は、この地域の多くの国で追求された非民主的発展の道が、結果として労働者および農民、ならびに勤労者の他のすべての層の利益を無視し、かれらから発展の過程に参加する権利を奪っていることに注目する。真の農業改革の不履行、効果的な人的資源計画の不採用、文盲の一掃と適切な職業訓練提供の措置の欠如も、勤労大衆の苦難をひどくしている。

会議は、自主的発展の道を追求し、あるいは非資本主義的発展の道を選択したこの地域の一部諸国が、これら諸国家の独立と主権に反する策謀を企て、これら諸国の内政への干渉をねらう帝国主義的反動勢力の激しい敵

対的行為にぶつかっている。

この地域の労働組合は、地域各国の国民経済の均衡のとれた発展のため、人的物的資源の合理的利用について提案してきた。地域諸国の経験は、こうした提案の正しさを証明している。発展戦略が労働組合運動の提案する健全な民主的諸原則にもとづき、これが労働組合の参加のもとに実施されている諸国では、発展問題について積極的解決策が得られている。

民族独立闘争の豊かな遺産をもつアジア・太平洋地域の労働組合は、社会進歩をめざす運動に参加する民主勢力の先頭に立っている。労働組合は、民族解放運動の伝統および経済的独立とすべての者の生活向上をめざす闘争を前進させている。労働組合は、植民地主義および外国独占とカルテル、封建的過去の残存物、ならびに多国籍企業の新植民地主義政策による、労働組合の行動の自由を制限しようとする新たな企みをのりこえようと努力している。

多国籍企業の母国と進出国の双方における労働者の雇用の保障は、多国籍雇用主グループが一方的にすすめる産業の再配置、再編成の政策によって深刻な影響を受けている。

会議は、とくに婦人と青年に打撃を及ぼしている大量失業の増大の問題を解決する必要性を強調する。

会議参加者は、地域の基本的な社会経済問題を解決する重要な条件と手段は、新国際経済秩序をめざし、帝国主義、軍備競争、核による絶滅の脅威に反対する闘争であるという結論に達した。

これを達成するためには、労働組合間で具体的問題について協議と協力を発展させる必要がある。

会議はすべての国の労働組合にたいし、基本的な民主的権利をめざし、軍事独裁の抑圧的支配に反対し、労働組合権の保障、経済的社会的要求を求めて続けられている労働者と諸国民の闘争との連帯を、いっそう強めるようよびかける。

労働組合はまた、民主的自由と権利をめざし、さらにこれぬきにはいかなる国も前進しえない農業改革の実施をめざして、闘争の先頭に立つべきである。

会議は労働組合にたいし、国有部門の拡大強化およびこの部門の民主化のためたたかうようよびかける。

会議は、アジア・太平洋地域の労働者と労働組合にたいし、いっそう相互協力を追求し、発展と新国際経済秩序をめざす総合的労働組合行動の方法を見出すよう訴えるとともに、すべての国際的地域的労働組合組織にたいし、発展問題について協力し共同行動をうちたてる方法を見出すよう要請する。

会議は、軍備競争の中止、兵器管理協定、経済的社会的発展を促進する資源を生み出す軍事支出の適切な削減、軍縮をよびかける。

WFTU第三三回執行局会議

ハンガリーのバラトンフュレドで八五年四月一六～一八日に開催された。議題は①世界労連の地域活動、②婦人労働者のための世界労連の活動、③第一一回世界労組大会の準備活動であった。また会議の時期がヒトラー・ファシズムと日本軍国主義にたいする勝利四〇周年の前夜にあたったので、これを記念する特別執行局会議があわせて開催され、「恒久平和、安全保障、すべての人の幸福をめざして」という決議が採択された。

会議は各地域での労働組合運動について討議し、統一と行動の統一への過程が進んでいることを評価した。会議はまた、国連が宣言した婦人の一〇年の結果を評価するとともに、すべての目標の達成にはほど遠いことを確認し、七九年の婦人問題にかんする世界労働組合会議以後増大した行動を、さらに押し進めることを決定した。

会議は八五年七～八月にモスクワで開催される第一二回世界青年学生祭典に向けての世界的準備を支持することをよびかけるとともに、八六年九月開催の第一一回世界労働組合大会については、八五年九～一〇月にモスクワ開催の第三七回総評議会がアピールを出し、諸文書準備の形と方法を決めることを決定した。

アジア・太平洋における平和と協力をめざす国際労働組合会議

八五年五月一三～一四日にモンゴル人民共和国の首都ウランバートルで開催された。会議にはニュージーランド、オーストリア、マレーシア、モンゴル、ベトナム、ソ連、インド、イエーメンなど二六カ国の世界労連加盟組織、国際自由労連加盟組織、中立組織の代表が参加、日本からは総評の小林全国オルグがオブザーバーとして出席した。会議ではモンゴル労評ルブサンツェレン議長が主要報告を、世界労連ガングリ書記とモンゴル・ケメロヴオ地評議長がそれぞれ副報告をおこなった。会議が全員一致で採択した宣言は、失業、貧困、飢餓の悪化や実質賃金の低下にたいする資本主義と帝国主義の責任を強調し、この地域で軍国主義の台頭とならんで労働組合の諸権利にたいする攻撃がつよめられていることに注目し、平等と公正の原理にもとづく新国際経済秩序の確立、軍事支出の削減、真に民主的な開発のための闘争の必要性を訴えている。ここから宣言は、軍需産業の平和目的への転換、発展途上国の巨額の対外責務の帳消し、軍需生産の全面的停止をとくに強調するとともに、アジア・太平洋地域におけるアメリカ軍の駐留、とりわけこの地域での核ミサイルの配備、米日韓同盟の諸行動に深い憂慮をしめし、すべてを破滅にみちびく大量破壊兵器の一律禁止のため、全世界の労働組合とすべての平和諸勢力の統一の必要を強調している。

世界教員組合連盟FISE第一三回大会

八五年五月二四～二九日にソフィアで開催された。八五カ国一二七全国組織、一三国際組織の代表が参加し、日本からは準加盟の日高教から金子委員長が出席し、また友好団体として日教組からも待鳥副委員長と宇野中執が参加した。大会では民主教育、教師・教職員組合の権利と自由、独立・平和・連帯などを中心とする一般テーマと、科学・技術の進歩と教育にかんする特別テーマについて、それぞれ報告、討議がおこなわれた。二七日にはFISE構成団体による総会も開かれ、活動方針の討議や役員改選がおこなわれた。日高教金子委員長は一般テーマにかんする最終文書の起草委員に選出され、採択された教師の基本的諸要求ととりくみのなかに日高教の討議を反映した。

2　国際自由労連ICFTU、国際産業別組織ITS系の会議

ISETU大会

国際音楽放送映画演劇労連ISETUの大会が八四年七月二～三日にウィーンで開催された。大会は作家の権益、メディアの政策、労働時間にかんする討議をおこなった。情報の流通、情報の自由、および情報源と手段への全国民の自由な利用にかんする特別決議が採択された。作家の権益は、物理的に存在する人間の個人の権益として保障されるべきであり、いかなる法的要因や制約の影響もうけてはならないことが、大会で強調された。

さらに大会では、文化の社会・政治的重要性は認められなければならないこと、この分野で熱心に活動している人びとは、あらゆる政治的・官僚的圧力から守られなければならず、同時に官民の資本

主義勢力の搾取から保護されるべきであることが強調された。

もっとも重要な決定事項は、ＩＳＥＴＵは、関係労働者の職業的自主性を維持しつつ、できるだけ早く国際商業事務専門職技術労連（ＦＩＥＴ）と合併すべきである、というものである。

大会はオーストリア芸術・メディア・自由職労組の会長バルター・バッヒャーをＩＳＥＴＵ会長に選出した。

ＩＣＥＦ第一八回定期大会　国際化学エルギー一般労連ＩＣＥＦの大会は八四年七月四～五日にジュネーブで開催され、四一カ国約四〇〇人の代表が参加した。日本からは日本加盟組織がつくっているＩＣＥＦ・ＪＡＦを通じて紙パ総連合細川委員長、全石油田口委員長、合化労連立花委員長その他が出席した。大会でモス・エヴァンス会長は「過去一〇年間、私達が苦しんできた経済不況の猛威から完全に脱出できた国は、今日ここに集まっている中にはみあたらない。北のもっとも裕福な国々も、南のもっとも貧困の国々も、大量の失業、貿易不振、鈍い金利の打撃をうけてきた。ＯＥＣＤの二四メンバー国では、三〇〇〇万人以上の失業者を出している。富める国と貧しい国の間の、私達の社会の富める人と貧しい人々の間の格差はひろがってきている。このため、国の中で、国々の間で、緊張が増している。不均衡な成長と大量の失業という問題は、無秩序な国際通貨、世界の負債の問題、多くの国々が始めている緊縮計画などにより、さらに悪化の一途をたどっている」と述べた。

国際連帯の討論では発展途上国の直面する問題が第一優先にとりあげられ、これらの国の多くの政府がおこなっている制約的・独裁的な統治や組合運動に加えられる攻撃が問題にされ、チリの労働者を支持する緊急連帯メッセージが打電されたチャールズ・レビンソン前書記長に代ってＡＦＬ・ＣＩＯの国際部次長マイケル・Ｄ・ボッグスが新書記長に選出され、その対立候補であったペッカ・Ｄ・アロ（フィンランド）は副書記長の地位についた。日本からはＪＡＦ議長橋本孝一郎が副会長に選出された。

第九回ＰＴＴＩアジア地域大会　国際郵便電信電話労連の第九回アジア地域大会は八四年九月一七～二二日にソウルで開催され、一七カ国の加盟組織から一四〇余人が参加した。日本は全逓から森原委員長以下一三名、全電通から山岸委員長以下一二名が出席した。主な議題は①アジア地域における郵電労働者の購買力、②労働組合財政と福祉サービス、③アジアにおけるＰＴＴ事業の民営化と縮小であった。そして①労働組合の権利、②民営化、③経済情勢、④公務の削減、⑤平和と自由と民主主義、⑥韓国のＩＬＯ加盟などにかんする決議が採択された。全逓新聞（八四年九月二九日付）によれば、大会の論議の焦点と特徴点はつぎのとおりであった。労働組合の権利問題については各地における侵害が問題にされ、決議には、「政治的、経済的水準を問わず、基本的労働組合権を有することを明らかにし、多くの国における権利侵害を厳しく糾弾する」との主旨が盛り込まれた。同時に、この問題に関連して「ルック・イースト」にきびしい批判がおこなわれた。つまり「ルック・イースト」はアジアの発展途上国をふくめ、労働者の権利侵害と組合弱体化をめざしているとして、これに反対の意見が集中した。

第二は、最近の数年における新たな課題として、民営化と公務の削減、縮小問題が提起され、多くの論議を呼んだことである。オー

ストラリアでは、一九八一年、当時のはげしい労使関係の中で、民営化と機械化が提案された。しかし、結果的に一九八三年三月の選挙で労働党が政権を奪還したことから現在では事実上凍結されている。しかし、業界の策動がつづけられていることは事実である。さらに、日本、スリランカ、マレーシアなどでは将来に大きな変革をもたらす遠大な計画が提起されてきている。この民営化問題については、要旨つぎのとおり決定された。「郵電事業が経済成長と技術革新の速度に大きく影響することにかんがみ、事業の目的が、社会のあらゆる階層に可能な限り低料金で、良質、安定的サービスを確保しなければならないとし、民営化は料金値上げを招き、弱い立場にある利用者に負担を増すものである」として基本的に反対の態度をとりつつ、仮に民営化されたとしても労働条件等最低限の保障を要求することとなった。

第三は、平和と民主主義にかんして、とりわけ平和にたいする危機意識から、多くの論議を呼んだことである。とくにPTTIのニジンスキー書記長は「核」の問題について人類を破滅させるものであるとして、レーガンの軍拡路線を批判し、真の平和をめざすテーブルにつくべきだとしている。また、決議の中でも「核兵器などの軍拡競争に反対し、開発、および配備を停止するよう米ソ両国政府に要請する。同時に超大国に軍縮交渉を再開するよう呼びかけ、アジアのすべての地域で核戦争の脅威を除去するよう働きかける」などが決議された。

ITGLWF第四回世界大会

国際繊維被服皮革労組連盟ITGLWFは一〇月二三～二六日にテルアビブで第四回世界大会を開催した。大会には四〇余カ国から約三〇〇人の代議員とオブザーバーが参加し、下記の多岐にわたる問題にかんし二〇の決議が大会討議の結果採択された。ラテンアメリカ問題、新経済・社会秩序、国際的最低労働条件水準、多国籍企業、国際繊維取決め(MFA)、国際製靴協定、社会条項、自由貿易加工区、技術革新、雇用、安全衛生、児童労働、同一労働同一賃金、家内工業。南アフリカにかんする決議は執行委員会に付託された。

また本大会で退任したH・ギブソン会長（イギリス）、宇佐美副会長（ゼンセン同盟会長）らの後任に、K・E・パーソン会長（スウェーデン）、副会長に芦田（ゼンセン同盟副会長）ら七名の新役員が選出され、チャールズ・フォード書記長の留任が確認された。

第八六回ICFTU特別執行委員会

第八六回執行委員会は八四年一二月一二～一四日にブリュッセルで開催された。国際自由労連結成三五周年にあたり記念レセプションが開かれた。執行委員会ではジョン・バンデルベーケン書記長が、八四年末におけるICFTUの現勢を九五カ国、一三八加盟組織、八二〇〇万人と発表、加盟組織も加盟地域も拡大しつづけているが、一方国際的な景気後退が組合員数に打撃を与えたことも指摘した。会議では以下の決議・声明が採択された。①東南アジア諸国と欧州共同体の協力関係の将来についての声明、②ポーランド戒厳令布告三周年にあたっての決議、③ラテンアメリカおよびカリブ海地域の経済情勢にかんするICFTU／ORITの会議の結論、④アフリカの飢餓―危機的社会・経済状況―についての声明、⑤南アフリカにかんする決議、⑥ボパール惨事にかんする声明、⑦一九八五年の国際青年年にあたってのICFTU宣言、⑧ICFTU開発援助協

力会議の結論、⑨大韓民国の国際労働機関（ＩＬＯ）加盟にかんする決議。

ＩＴＳ総会

国際産業別組織（ＩＴＳ）の一九八五年度総会が一月八、九日、アムステルダムで開かれ、一三のＩＴＳとＩＣＦＴＵの代表が出席した。総会では国際ジャーナリスト連盟（ＩＦＪ）をＩＴＳの一組織として承認することに同意した。また数年のブランクの後再び総会に出席した国際エネルギー一般労連（ＩＣＥＦ）の参加を歓迎した。また、国際商業事務専門職技術労連（ＦＩＥＴ）と国際音楽放送映画演劇労連（ＩＳＥＴＵ）のあいだの連携樹立の決定が総会に報告された。

さらに総会は、昨年一〇月におこなわれたビジュアル・ディスプレイ装置（ＶＤＵ）にかんする国際労働組合会議が、ＶＤＵ利用のガイドラインを作成し、成功裡に終わったことを歓迎した。また、組合つぶしなどの反組合行為にかんする国際労働組合会議を開催することが同意された。この会議は、一九八六年春に開催される予定。総会では、ＩＣＦＴＵ書記長の報告にもとづき、国際労働組合運動をめぐる状況について一般的な討議がおこなわれた。ＩＣＦＴＵ書記長は、先頃おこなわれたチュニジア労働総同盟（ＵＧＴＴ）のＩＣＦＴＵとの全面的連携再開の決定や日本のＩＣＦＴＵ加盟組織増加の動きなどをふくめ、一九八四年中に起きた積極的な展開について言及した。さらに、労働組合権の重大な侵害がおこなわれている多くの国々や労働組合運動の統一を推進する努力がおこなわれている国々についても述べた。

ＡＰＲＯ南太平洋労組会議

一九八五年三月八～一三日にパプア・ニューギニアのポート・モレスビーで国際自由労連アジア太平洋地域組織ＩＣＦＴＵ・ＡＰＲＯのパプア・ニューギニア・シンポジウムと南太平洋労組会議が開催された。シンポジウムには、パプア・ニューギニア労組二四組織から二八代表が、南太平洋労組会議には、一六カ国二二代表、ＩＴＳ三代表、ＩＣＦＴＵ本部三名、ＩＣＦＴＵ・ＡＰＲＯ七名が参加した。日本からは同盟の宇佐美ＡＰＲＯ会長、土井副会長、相原国際局長が出席した。

シンポジウムでは、①パプア・ニューギニアの労働組合の優先課題について、②労働組合と開発についての政府の役割、③パプア・ニューギニアの経済開発と労働組合、のテーマ別に分科会を設置し、討議をおこなった。また、太平洋諸国の社会経済発展における労働組合の役割強化にかんする会議、いわゆる南太平洋労組会議は宇佐美ＡＰＲＯ会長を議長として進められた。各国報告のほか、(イ)太平洋諸国の経済見通し、(ロ)労使関係、(ハ)教育訓練と労働組合の開発、の三議題にそって三分科会にわかれ、分科会討論の結論をまとめた声明が出された後、閉会した。

ＩＣＦＴＵ第八七回執行委員会

一九八五年四月一一～一二日にワシントンで開催され、主な議題は①南アフリカ問題、②労働組合権年次調査報告、③経済社会政策、④地域報告などであった。

①南アフリカ問題については、「アパルトヘイト撲滅にかんする声明」および「南アフリカにかんする決議」を採択、「(イ)独立の黒人労組運動を支援するための目標企業を選定した運動の推進、(ロ)南アへの白人移民を阻止するための広報活動の展開、(ハ)選択的経済制裁をおこなうようにとの各国政府への要請、(ニ)拘留中の労組活動家

の即時釈放要求運動の継続」を勧告として承認した。

②労働組合権年次調査報告については、開発途上国では、自国の経済開発を口実に労働組合権を制限する傾向が強いということで、労働組合権をテーマとした国際会議開催を求める声が強く、先進工業国においては、景気後退や新技術の導入を背景に労働組合、とくに公共部門の労働組合への圧力がかけられていることへの懸念が表明された後、八四～八五年度調査報告書を承認した。

③経済社会政策については、ＩＭＦ（国際通貨基金）や世界銀行の借款条件が、関係国の労働者の生活にしばしば悪影響を与えているのを改善するため、ＩＣＦＴＵ代表がＩＭＦや世銀の総裁と会見したり、こうした機関や各国政府の実務レベルへ働きかけるなど、労働者の意見反映をおこなっていくことが承認された。また、インド、ボパールのユニオン・カーバイト工場事故に刺激され、多国籍企業の行動を安全衛生面もふくめてきびしく監視し、途上国の労働組合に、安全衛生の専門知識をもってもらうための対策を強化していくことになった。

④地域報告では、コスタリカでは労働運動が分裂しており、ＡＦＬ・ＣＩＯが民主的でない組合勢力を支援しているということで、北欧労組出身の委員がＡＦＬ・ＣＩＯを批判し、さらにＩＣＦＴＵ中南米使節団の報告書にたいしても、批判を加えるなど意見が対立したため、次回ＯＲＩＴ（汎米州地域組織）執行委員会に、この件についての判断を委ねることとなった。

会議は以上のほか「チュニジアの社会情勢にかんする決議」「平和・安全保障・軍縮・交渉再開にかんする決議」「サハロフ博士にかんする決議」「イラン・イラク戦争にかんする声明」を採択した。

また日本の鉄鋼労連、商業労連、電力総連の加盟申請については八五年六月一日付加盟を全会一致で承認した。

ＩＣＦＴＵ第四回世界婦人会議

八五年四月二三～二六日にマドリードで開催され、八四カ国一六組織から約四〇〇人の女性代表が参加、日本からはＩＣＦＴＵ・ＬＣ（国際自由労連日本加盟組織連絡協議会）として三五人（内訳は同盟一一人、全逓二人、電通労連二〇人、電機労連一人、ＬＣ一人）が出席した。会議の目的は、国連婦人の一〇年の活動を評価し新たな活動目標を設定することにあった。具体的には、ＩＣＦＴＵは六五年にはじめて「働く婦人の権利憲章」を採択し、七五年の国際婦人年にこれが改訂されるとともに、七八年には憲章実行に不可欠であるとして「婦人の労働組合への統合をめざす行動計画」が策定されているが、今会議は①この憲章および行動計画の原則に照らして働く婦人の地位の向上と労働組合への統合の現状を評価し、新たな目標にするためにその改訂をおこなうこと、②当面の重要課題である婦人の雇用の権利、開発への参加についての戦略をたてること、③婦人の労働組合への参加を促進することにより平等と開発に不可欠である平和と国際協力を推進すること、であった。この目的から、議題は①婦人の平等な権利と責任、②雇用―すべての婦人にとっての権利、③開発に婦人も参加を、④平和と国際協力、の四つにしぼられた。

会議では九三人が発言し、最終日に①働く婦人の権利憲章の改訂、②労働組合への女性の統合をめざす行動計画の改訂、③婦人と労働―雇用と開発のための戦略、④平和と国際協力、⑤アパルトヘイト下の婦人労働者、の五つの声明が採択された。

ボン先進国労組指導者会議　ボンでおこなわれた先進国首脳会議にあわせて八五年四月二三～二五日にデュッセルドルフとボンで先進七カ国より一二のナショナル・センターおよびICFTU、WCL、ETUC（欧州労連）、OECD・TUACの代表が出席していわゆる〝レーバー・サミット〟が開かれた。日本からは同盟宇佐美会長、藁科中立労連議長、及川総評副議長が参加した。会議はかねて三月二一～二二日のTUAC第七四回総会で採択された声明――①収益、投資および雇用、②労働基準および労働時間、③国際貿易、④債務、援助および海外直接投資、⑤環境保護、保健および安全、の五つのテーマで先進国政府の経済・社会政策の転換を促している――を改めて採択し、コール西ドイツ首相に会見し、DGBブライト会長からTUAC声明の概要について、各国代表から失業改善のための経済政策、サプライ・サイド経済政策の変更、内需拡大、労働市場政策、労働時間短縮、先進国間の労働基準の平準化、環境保全、南北対話、発展途上国への援助、国際貿易の均衡、軍縮平和などの諸点について、それぞれ申し入れをおこなった。

ICEF職業衛生世界会議　国際化学エネルギー一般労連の職業衛生世界会議はヘルシンキで八五年五月二八～三〇日に開催され、二五カ国一四五人が参加、日本からは久村ICEF・JAF事務局長を団長に全日本ゴム労連、化学研の役員など一三名が出席した。会議ではヨルマ・ランタネン職業衛生研究所長（ヘルシンキ）が「職業安全衛生保護にかんする世界的概観」と題する基調演説をおこない、ついで各国から提言がおこなわれ、日本からは久村JAF事務局長が提言をおこなった。三日間の討議の総括はマイケル・ボッグスICEF書記長がおこなった。

IMF第二六回世界大会　八五年六月九～一四日に東京のホテル・ニューオータニで開催され、七〇カ国約八七〇人の労組代表が参加した。日本からは二一九人の代表が出席した。大会ではレブハンIMF書記長が本部書記局報告をおこない、現在の世界情勢にふれてつぎのように述べた。

人類の歴史の中で、今日ほど資本が国際化したことはかつてなかった。経営者がより低い賃金を求めて、全世界を市場として使用し、政府が労働組合を抑圧しようとしていることもかつてなかった。世界の生産の半分以上が、また世界貿易の三分の二以上が多国籍企業によって占められ、四千万人の労働者が多国籍企業に直接雇用されている。

ニューヨークで利子率が一ポイント引き上げられれば、ラテン・アメリカやアフリカの貧困な国の支払い利子負担が何十億ドルも増えるというように、各国とも、世界経済や世界的な金融の動向と無関係ではあり得なくなった。

我々は四十年前に悲惨な戦争を終結させたが、そのベースとなったのは国際協力であり、経済的・社会的生活におけるパートナーとして労働者を受け入れることであり、また欧州にマーシャル・プラン、日本に民主主義をもたらし、何百万の兵士や何十億ドルのカネを民生生産に転換させ、共同社会における医療、住宅、教育制度の改善に用いていることである。

それが今日、独裁主義や権威主義的イデオロギーの名の下に、人権が踏みにじられている。常に協力よりは紛争の方が優先されている。危機を救う手段として、失業、デフレーション、労働組合権の規制がもたらされている。地上の飢えた人々に食糧を提供するよりは、宇宙圏の戦争により多くの資金が支出されている。これらは決して容認することはできない。

不幸にして、過去五十年間で最大の失業が世界に打撃を与えた。欧州ではほとんど経済成長が実現しなかった。過去十年間そうであったように、IMF活動の今後の重要課題は、政治的活動、経済的活動、組織的活動の三つに集約できる。

書記長報告ののち産業別の各専門部会報告がおこなわれ、中央委員会提出の一三の決議案をめぐって討論がおこなわれ、①世界平和、②人権、③社会・経済政策、④技術、労働組合および人間のニーズ、⑤事務技術系労働者組織化の新傾向、⑥安全衛生、⑦発展途上国、⑧青少年失業、⑨機会均等と処遇平等、⑩南アフリカ、⑪外国人労働者の権利擁護と人種差別および外国人排斥反対、⑫アイディアの伝達とマス・メディア、⑬ニュー・カレドニアの一三号にわたる決議案が採択された。役員選挙では大会はマイヤー会長、レブハン書記長の指導体制を再選し、日本からは中村ＩＭＦ・ＪＣ会長が執行委員に、藁科電機労連委員長が電機・電子産業部会の双頭部長に選出された。なお大会では大会のメイン・テーマである「二一世紀の労働組合―明日への総結集」をめぐってパネル討論がおこなわれたほか、天谷直弘国際経済交流財団会長とバンデルペーケンＩＣＦＴＵ書記長によるゲスト・スピーチもおこなわれた。天谷氏の演題は「二一世紀の国際社会における日本の役割」であった。

3　中立の国際労働組合会議

第三回太平洋労働組合会議

八一年五月発足の太平洋労働組合フォーラム（書記長オーストラリア労働組合評議会次長ビル・リチャードソン）による第三回太平洋労働組合会議は、八四年一〇月二～四日にフィジーで開催され、オーストラリア、フィジー、日本、キリバス、ニューカレドニア、ニュージーランド、ベラウ、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、タヒチ、西サモア、バヌアツからの合計八一人に及ぶ代表に世界労連、国際自由労連アジア太平洋地域組織、全ソ労評などからのオブザーバーを加えて、約一〇〇人が参加した。日本からは、加藤国民運動局長を団長とする一二名の総評代表団と福永自交総連書記長を団長とする八名の純中立労組懇代表団が出席した。

会議ではリチャードソンが会議の背景について報告をおこない、ついで各国報告がおこなわれた。会議は、非核独立太平洋の実現とこの地域での労組の協力・連帯の発展のためにいっそう努力するとの「宣言」と、以下の決議を採択した。①太平洋地域・労働組合活動、②太平洋労働組合フォーラム（ＰＴＵＦ）ニュースレター（の発行――注）、③ニュージーランドへの支持、④学校および大学での軍縮平和教育、⑤社会主義カナク独立――ニューカレドニア、⑥ソロモン諸島への支持、⑦地域的な貿易経済協力、⑧イギリス炭鉱労働者への支援、⑨ベラウへの支持、⑩連帯労働組合センターへの支持――仏領ポリネシア。

第三回アジア交運労組セミナー

全交運の呼びかけで東京で一〇月九～一三日に開催された。参加したのはオーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、インドネシア、朝鮮民主主義人民共和国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、スリランカ、ソビエト連邦、ベトナム社会主義共和国、日本の一三カ国の交運労組で、国際運輸労連ＩＴＦ、運輸インターＴＵＩおよびＩＦＴＵＴＷの代表もオブザーバーとして参加し、ブランシャールＩＬＯ事務局長がメッセージを寄せた。

セミナーの議題は、①経済変動下における交通運輸産業の技術革新と労働者の雇用・労働条件の改善、②多国籍企業に働く交通運輸産業労働者の労働問題、③交通運輸産業に関わるＩＬＯ条約の批准と完全実施――において討議された。

交通産業をとり巻く諸条件について、各国の代表は確固とした国の政策が樹立されていないばかりか、国有鉄道の民営化提案がなされるなどの無制限な競争政策の導入に強い危惧の念を表明した。同時に各国政府に対して、交通に関する有効な総合政策を実施するよう求める立場が強調された。また、報告によれば、多国籍企業や経済大国の影響力は航空路線や便宜置籍船の形を通じて直接的に現われ、開発途上国の経済的・政治的利益を侵しており、陸上交通部門でも一部に外国資本の影響があると指摘された。各国労組は、これらの多国籍企業や大国の活動が各国民の利益を侵害しないよう監視を強め、協力して適切な規制を加えようと訴えた。

アジア交通労働者の劣悪な労働諸条件と労働基本権の改善に重要な手がかりとなるのがＩＬＯ条約であるというのが各労組に共通した認識であった。このため、各国の労組はＩＬＯ条約の批准、国内法整備と同時に批准された条約が日常的に順守されるよう活動を強化することを確認した。

討論を通じて多くの代表から軍拡をやめて福祉の充実を図り、世界の緊張緩和をめざすべきだ、との希望が表明され、核兵器の廃絶、核廃棄物の太平洋投棄の危険性などが指摘された。

【参考資料】(1)世界労連東京事務所「世界労働組合運動」、(2)ＷＦＴＵ、“World Trade Union Movement”　(3)ＷＦＴＵ“Flashes”　(4)ＩＣＦＴＵ－ＬＣ「自由労連通信」、(5)統一労組懇国際委員会「世界労働情勢」、(6)ＦＩＥＴ－ＪＬＣ、“NEWSLETTER”　(7)ICEF-JAF　(8)ＩＭＦ・ＪＣ「金属」、(9)国公労連「国公労働調査時報」、(10)総評「第七三回定期大会報告」、(11)同盟「第六一回中央評議会報告」、(12)同盟「第六一回定期大会報告」、(13)日本労働協会編「昭和六〇年版労働運動白書」、(14)日本労働協会「週間労働ニュース」、(15)ＩＣＦＴＵ－ＬＣ「第四回世界婦人会議報告書」、(16)全逓労組「全逓」、(17)全電通労組「全電通」、(18)日高教「日高教情報」、(19)第三回太平洋労組会議・純中立労組代表団「フィジー・レポート」、(20)総評「第三回太平洋労組会議について」。

XI 労働組合と社会運動

概要□第五六回メーデー――原水爆禁止運動――原水協集会／原水爆禁止一九八四年世界大会／日本原水禁会議全国集会／被爆三九周年原水爆禁止大会／核ニデー原水協集会／ビキニデー焼津集会／ビキニデー原水協集会／被爆者援護法制定をめざす被爆者の運動／反核・軍縮平和運動――反戦・反軍・反基地闘争――その他の運動――全斗煥来日反対運動／池子弾薬庫跡地問題と逗子市長リコール運動と選挙／東京・中野区の教育委員準公選をめぐる運動／指紋押捺制度廃止・外国人登録法改正を求める運動／北方領土返還要求運動／「国家機密法案」に反対する運動／公害情勢と公害補償法改悪反対闘争――食品公害カネミ油症闘争／新幹線公害反対闘争／土壌汚染公害反対闘争／水質汚染公害反対闘争／水俣病闘争

概要

一、第五六回メーデーは、五月一日、全国一一三六カ所に四二三万人が参加しておこなわれた。中央集会には政党代表あいさつが復活し二六万人が参加、今回新たに企画されたスポーツ祭典には四万人が参加した。

一、原水爆禁止八四年世界大会は、八月一～三日国際会議、三六カ国・地域と一一国際組織の海外代表一二八人と日本代表四〇〇人、五～六日世界大会・広島、約二万人、九日世界大会・長崎のひろば、四五〇〇人という日程と規模で開かれた。

一、原水禁世界大会を前後して、原水協・原水禁・核禁会議はそれぞれ独自の集会を開催した。原水協は、八月四～五日広島で原水協集会、九日長崎集会を開いた。原水禁は、八月五日広島で結集集会、七～九日長崎で被爆三九周年原水禁大会、九～一一日島原で国際連帯会議を開いた。核禁会議は、八月一日広島で全国集会をおこなった。また日本被団協は、被爆者援護法制定をめざす新しい方針のもと、八五年三月から全国行脚、六月からは核保有五カ国への行脚を展開中である。

一、非核宣言をおこなう自治体は八四年だけで約一五〇にのぼり、八四年八月には「非核都市宣言自治体連絡協議会」が結成され

た。国連軍縮週間には、原水爆禁止世界大会準備会をめぐる紛糾から統一したとりくみがおこなわれず、原水協、原水禁のほか市民団体がそれぞれ独自の催しをおこなった。反核一〇〇〇人委、平和事務所など反核運動の新たな組織が発足したほか、八五年二月には「核の危機にかんするセミナー」が開催され「核の冬」の恐怖があらためて強調された。

一、一〇・二一統一行動は四年つづきで分裂集会となったほか、全斗煥来日反対集会、カールビンソン寄港反対集会、六・二三統一行動なども中央段階での統一は実現しなかった。東京大空襲四〇周年で多彩なとりくみがおこなわれるとともに、日米あるいは韓の合同軍事演習への抗議行動が各地でとりくまれた。

一、その他、神奈川県逗子の池子弾薬庫跡地への米軍住宅建設をめぐっての市長リコール運動と反対派市長の実現、東京・中野区の教育委員準公選をめぐる攻防、指紋押捺廃止・外国人登録法改正を求める運動、「国家機密法案」に反対する運動などが広く展開され注目を集めた。

一、二酸化窒素や浮遊粒子状物質による汚染がつづいており、アスベスト・ダイオキシン・ベリリウムなど環境や人体へ悪影響を及ぼす汚染物質が新たに明らかにされた。

一、公害・環境行政では、公害補償法の見直しの動きが中央公害審議会で具体化しつつある。

一、公害補償法改悪反対闘争は、公害被害者を中心にしておこなわれてきたが、第五回日本環境会議での公害補償法問題のとりくみにみられるような科学者の運動や労働者の支援運動など国民的な運動へと展開してきた。

一、食品公害カネミ油症闘争は、労働組合の参加するカネミ全国支援会議などによってとりくまれ、再び国の責任を認める判決をかちとり、全面解決をめざす運動が発展した。

一、名古屋新幹線公害反対闘争は、名古屋高裁判決を機に全面解決に向けて動き出した。東北新幹線公害反対闘争は、東京高裁で和解交渉が始まり、「公害防止協定の実施」が全面解決交渉の焦点となった。

一、水質汚染公害反対闘争としては、合成洗剤追放第一一回全国集会が「全地球の自然といのちを守ろう——流れをかえる文化を求めて」をスローガンとして開催された。

一、公式発見以来三〇年をむかえる水俣病は、「広く国民の関心を呼びおこす運動をするため」第二回水俣デーがもたれ、水俣病問題の全面解決をめざす運動が始まった。

一、新潟水俣病闘争は、労働組合の参加する支援組織の主催で大集会が開催された。

一、水俣病の闘いを前進させるため、熊本、鹿児島、新潟、東京の被害者・弁護団が水俣病全国連を結成した。

1　第五六回メーデー

概　況

「働くものの団結で生活と権利を守り、安心して暮せる平和で自由な日本をつくろう」のメインスローガンのもと、第五六回メーデーは、八五年五月一日、全国一一三六カ所に合計四二三万人が参加しておこなわれた。

統一集会が開かれたのは、東京をはじめ北海道、福島、群馬、栃木、埼玉、神奈川、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、広島、香川、愛媛、高知、大分の二三都道県で、これまで最高だった昨年の二一都道県に新たに長野、愛媛の二県が加わり、史上最多となった。また、参加者も前年を三五万人ほど上回った。

中央集会は二六万人が参加して、代々木公園で開催された。議長団を代表して宇佐美同盟会長が「労働組合の社会的責任を果たすためには、自由にして民主的な労働組合の統一と団結が急務」とあいさつ。主催者を代表してあいさつに立った黒川総評議長は、「戦後四〇年という節目にあたり、新しい経済中成長の見通しをもって、生活向上のために積極的に賃上げ、時短、諸権利の拡大をはかり、平和・軍縮・反核運動の前進から壮大な労働運動の統一を展望する」と強調した。今春闘については、「賃上げを五%台に乗せたものの、生活の向上という側面からみれば、力不足を率直に認めなければならない」と述べた。また、新たにスポーツ祭典を開催することにしたのは、「幅広いメーデーとするためで、いずれは都民参加のメーデーにしたいと考えたからだ」と説明した。

つづいて、昨年は中止となった政党代表のあいさつが二年ぶりに復活した。社会、公明、民社、共産、新自クの各党と労働福祉団体の代表が来賓あいさつをおこなった。式典は最後に、「メーデーの祝日化」と「太陽と緑の週」の法制化を要求する特別決議と「メーデー宣言」を採択。参加者は六コースにわかれて都内デモ行進に移った。

本年の新しい試みは、式典後に国立競技場で「スポーツ祭典」が開かれたことであった。広島から送られた「平和の灯」の聖火台点火で祭典が始まり、メーデー行事に労働大臣として初めて出席した山口労相が祝辞を述べた。参加者は約四万人であったが、同盟側スタンドがほぼ満席であったのにたいし、総評側スタンドは閑散としており、両組織の新企画へのとりくみ方の違いを浮き彫りにするものとなった。

メーデーの特徴

八四年の第五五回メーデーは、メーデーの「近代化」にむけて、従来の「あり方」をいくつかの重要な点で変更した。この点は、第五六回メーデー実行委員会においてもひきつづき議論され、①サブスローガンの簡素化、②全民労協の主催団体への参加の二点は、本メーデーも引き継ぐこととなったが、①メインスローガンに「生活と権利を守る」を復活させたこと、②祝賀会の中止、③政党代表のあいさつの復活の三点が変更された。

同時に、新たに「スポーツ祭典」を開催することとしたが、これにたいしても社会党の一部や共産党、日高教などいくつかの労組から反対や再検討を求める意見が実行委員会によせられた。

「時短元年」と位置づけられた八五年のメーデーらしく、サブスローガンでは、週四〇時間制、「太陽と緑の週」の法制化など、時短の実現が筆頭に掲げられた。また、二年後に捕鯨が禁止されることから、新しく「秩序ある捕鯨と北洋漁業の確保」が登場したほか、久しぶりに「公害絶滅、水と空気と緑の保全」が復活した。

昨年にひきつづき、本年も四月二六日に、軍拡、臨調路線反対、右翼労戦反対首都労働組合連絡会（国労東京地本、都労連、全印総連東京など一〇労組）主催で「メーデー前夜祭」がおこなわれ、六〇〇人が参加。共産党代表のあいさつをうけたあと、「メーデーを戦闘的に闘おう」とのアピールを発表した。

【第五六回メーデー宣言（要旨）】

一八八六年五月一日、アメリカの労働者が八時間労働制を求めて立ち上がったのがメーデーの発端である。以来、幾多の困難を乗り越え、来年は一〇〇周年を迎えようとしている。賃上げ闘争で、なお苦闘を強いられている組織もあり、さらに、減税や時短などは今後に決着を持越しており、これらの要求を実現するため闘いを強化する。

われわれの生活は、きびしい状況のもとにおかれており、緊急に解決されなければならない課題が山積している。われわれは改めてメーデーの持つ歴史的意義の重大さを認識し、さらに幅広く国民の間に定着するようよりいっそうの努力を傾注していく。

「太陽と緑の週」の休暇法制化を柱に、週四〇時間労働制、週休二日制の要求実現にむけて、われわれは全力をあげていく。また、減税の即時実施、実質賃金の向上を中心とした国民生活の向上、福祉型経済の実現を強く求める。

福祉後退の政策をおしすすめる一方、防衛費のみ突出を続けている中曽根政権に、国政を委ねることは出来ない。

国際青年年の今年、われわれは世界の青年とのするとともに、世界平和の実現にむけて粘り強く闘いをおしすすめる。被爆四〇周年を迎えて核兵器の完全禁止をひろく世界にもとめ、同時に一日も早い被爆者援護法の制定を要求する。

今日、われわれ労働者と労働組合活動が課せられている社会的役割と責任は重く大きい。これに応えるためにも労働戦線の統一を実現していく。

第五六回メーデーに結集した労働者と労働組合は、今次メーデースローガンで掲げた諸課題の実現にむけて総力をあげて闘うことを宣言する。

【サブスローガン】

1　労働時間の短縮・有給休暇の完全取得、週四〇時間、週休二日制の労働基準法改正、「太陽と緑の週」の法制化・正月三カ日の休業化実現
2　賃上げ完全獲得で生活向上、最低賃金制の確立、人事院勧告・仲裁裁定の即時完全実施
3　完全雇用の実現、失業対策の強化、職業訓練制度の充実、定年延長と六〇歳定年の法制化、中高年労働者の雇用確保、先端技術・ＭＥ等に対応する安全と雇用対策の促進、障害者の雇用拡大
4　労働基本権確立、労働基準法の全面改正、ＩＬＯ条約の早期批准
5　働く婦人の地位向上、雇用における男女平等の実現、優生保護法改悪反対、婦人差別撤廃条約の批准
6　一兆五〇〇億円減税の早期実現、不公平税制是正、大衆増税・大型間接税導入反対
7　年金・医療保障の抜本改善、高齢者福祉対策の充実、社会保障制度の大幅拡充
8　平和憲法擁護、核兵器の完全禁止、全面軍縮の早期実現、非核三原則の堅持、被爆者援護法の制定
9　労働戦線統一の拡大強化、未組織労働者との連帯、発展途上国との連帯
10　公害絶滅、水と空気と緑の保全、環境保護・災害対策の強化
11　秩序ある捕鯨と北洋漁業の確保

2　原水爆禁止運動

原水爆禁止一九八四年世界大会

八四年の原水爆禁止世界大会は、①国際会議（八月一～三日・東京）、②世界大会・広島（五～六日）、③「原水爆禁止一九八四年長崎のひろば」（九日）の日程で開催された。

〔世界大会・国際会議〕　八月一日から三日まで、東京・上野池之端文化センターで開かれた国際会議には、昨年を上回る三六カ国・地域と一一国際組織からの海外代表一二八人と、約四〇〇人の日本代表が参加した。

一日の開会総会に先だっておこなわれた運営委員会では、原水協役員を解任された草野信男、吉田嘉清両氏の出席を認めるかどうか、また開会あいさつを担当する原水協の人選をめぐって紛糾、このため開会が一時間遅れるという波乱ぶくみの幕開けとなった。

同日午後開会した総会では、大友よふ地婦連会長が主催者を代表してあいさつ、小野寺喜一郎日青協会長が準備会報告をおこなった。

報告はまず、トマホーク配備が「国是である非核三原則への公然たる挑戦だ」として、日本政府の態度をきびしく批判。核攻撃指令をだす米軍の通信基地などを国内に抱えていることとあわせ、「軍事的衝突によって、トマホークが使われる事態が起これば、SS20などによるソ連の報復攻撃が日本の軍事基地に加えられる恐れがある」と、日本が核戦争に巻きこまれる危険性を強調した。こうした核戦争の危機を打開するために、「真の平和は〝核抑止論〟や〝核均衡論〟に基づくまやかしの安全保障によってではなく、核兵器を完全になくし、東西軍事ブロックを解消することによって得られる」として、「諸国民の草の根の運動の力こそが、核戦争の脅威を完全に取り除き、核兵器の全面禁止を実現する原動力」であると訴えた。

その後、宇都宮徳馬軍縮議連顧問、スウェーデン軍縮大使マイ・フリット・デオリーン夫人、ハリントン大ロンドン市議会議長、ブロックウェー英上院議員が来賓あいさつをおこない、被団協全国理事の小学校教師田川時彦氏や被爆米兵アンソニー・ガリスコ氏らの二八人が討論に立った。

二日は、①核戦争の危機と核兵器廃絶実現のために反核・軍縮・平和運動の当面する課題について（二会場）、②核戦争による広島・長崎の被害とビキニをはじめとする核実験の惨禍をふまえ、核戦争の危機とヒバクの実相を明らかにし、ヒバクシャを援護し、連帯して核被害を防止するために、③原子力開発と核拡散の諸問題について、の各分科会が開かれた。

第一分科会では、日本平和委員会の代表などが核兵器完全禁止を緊急課題とすることを強調。これにたいして、セーシェルやオーストラリアの代表は核凍結などをふくめた現実的な行動の必要性を主張した。第三分科会では、原子力開発をめぐって賛否両論が戦わされた。

三日は、午後一時から閉会総会が開かれ、各分科会のまとめ報告、内外代表の連帯スピーチのあと、核兵器完全禁止の速やかな実現、日米軍事同盟の危険性を強く警告した「東京宣言」を採択して、国際会議全体は幕を閉じた。

国際会議閉会後の三日夜、東京・日比谷野外音楽堂で、東京集会（東京ラリー）が開かれ、二〇〇〇人が参加した。集会ではイギリス代表のジョアン・ラドック核軍縮運動（CND）議長があいさつ、被爆者の黒川万千代さんが決意を述べたあと、アメリカ代表の歌手シャーリ・ゲッディスさんらが歌で反核を訴えた。

【東京宣言（部分）】

核戦争阻止と核兵器全面禁止は、いまや、全人類の死活にかかわる最も重要かつ緊急の課題となっている。われわれは、いまこそ、世界の世論を圧倒的に高揚させ、核兵器をもちつづける者たちを包囲し孤立させるために立ち上がらなければならない。

海外代表一二八人を含む約五〇〇人の参加を得て開かれた原水爆禁止一九八四年世界大会・東京国際会議は、以下の諸点を共同の意志としてここに表明する。

一、われわれは、「恐怖の均衡」による核戦争の抑止という考えを絶対に容認しない。核戦争の危険を払拭する最も確実な道は、核兵器完全禁止を速やかに実現することであり、核兵器の実験・研究・開発・生産・配備・貯蔵・拡散・使用の一切を禁止する拘束力のある措置を実現するために、われわれは全エネルギーを傾注する。われわれは「核兵器」とは単に核弾頭を意味するものでは全くなく、核戦争遂行に必要とされるすべての施設・設備を含むものと認識し、それらの撤去を要求する。

二、われわれは、核戦争に通じる道を阻むために全力をあげて抵抗する。

三、核兵器の使用禁止、地下核実験をふくむ核実験の全面的禁止、世界各地への非核地帯の設置・拡大・結合、宇宙空間および海洋の軍事使用の禁止を実現する運動をも追求する。各国政府にたいして、核兵器積載の疑いのある艦船や航空機の受け入れを一切拒否するよう迫るたたかいを展開する。

四、われわれは、日米軍事同盟の危険性を深く憂慮する。われわれは、すべての軍事同盟とそのブロックの解消を要求する。

五、人類を核戦争の脅威から救い、核兵器のない世界をつくりだすためには、諸国民の反核・平和の運動を圧倒的に強めるとともに、国際連帯を発展させ、思想・信条・社会体制の違いをこえて団結した運動の力を飛躍的に高めることが決定的に重要である。

われわれの要求する平和とは、単に戦争のない状態を意味するものではない。われわれは、あらゆる形態の暴力と抑圧を克服するための活動をさらに強化する。

六、われわれは、日本における「被爆者援護法」やアメリカにおける「放射線被害者権利法」制定を求めるヒバクシャたちの運動に連帯し、二度とふたたびヒバクシャをつくってはならないという彼らの強い願いを実現するためにともに奮闘する。（以下略）

〔世界大会・広島〕　世界大会・広島は、三一カ国・地域、九国際組織の代表一〇六人をふくむ約二万人が参加し、五日から二日間の日程で開かれた。

第一日目の五日は、「被爆の実相を語る会」が午後一時から三時まで開かれた後、午後六時から広島市中央公園で、全体集会がおこなわれた。原爆犠牲者への黙とうの後、中林貞男生協連会長が主催者を代表してあいさつ。荒木武広島市長の来賓あいさつ、国際会議の報告がなされ、河島英伍さんらの歌につづき、被爆者を代表して池田精子さんが「被爆者に国家補償を」と訴えたあと、「被爆者援護法の即時制定を要求する決議」が採択された（全文は『平和新聞』八四年八月二五日付）。参加者全員の「ダイ・イン」をはさんで、「ヒロシマ・アピール」を採択、また、この日午後、アメリカの核巡航ミサイル・トマホーク用原潜ドラムが横須賀に入港したことにたい

し、レーガン米大統領と中曽根首相に抗議と退去を求める電報を打つことを決めた。

第二日目の六日は、午前一〇時から午後三時まで、広島市内二二会場で分科会と各種関連行事がおこなわれた。本世界大会実現をめぐる紛糾（これについては、本年鑑一九八五年版三七五～三七九ページ参照）の影響で、「若者の広場」は事前に中止が決定され、「反核・反戦・平和の広場」は混乱のため流会となった。第一一回全国高校生平和集会には約六〇〇人が参加した。

世界大会準備委員会を構成する原水協、原水禁、市民団体の各グループは、この両日にわたってそれぞれ独自の集会を開いた。日本生協連は「'84ヒロシマ虹のひろば」（四五〇〇人）、地婦連は「全地婦連平和問題懇談会」（一〇〇〇人）、日青協は「青年団ピース・キャンプ」（広島県廿日市町、三〇〇人）がそれである。地婦連と日青協の独自集会は初めてのものである。

【ヒロシマ・アピール（部分）】

ここ広島のこの世界大会に結集したわたしたちは、本大会国際会議・東京宣言を支持し、以下の諸課題にともに取り組むよう、日本および世界のみなさんに呼びかけます。

一、「恐怖の均衡」による核戦争の抑止という考え方を拒否し、核兵器の完全禁止をすみやかに実現するために行動を一層強めましょう。

二、核戦争の阻止はもちろん、核戦争に通じる道を阻むため、全力をあげて抵抗しましょう。

三、核兵器廃絶と核戦争阻止の運動と結合して、核兵器の使用禁止、核兵器の全面禁止、非核地帯の世界各地への設置・拡大・結合、宇宙空間や海洋の軍事利用の禁止を実現する運動をも追求しましょう。また、トマホークなどの核兵器積載の疑いがある艦船や航空機の受入れを、各国政府が拒否するよう働きかけましょう。

四、わたしたちは日米軍事同盟の危険性を深く憂慮します。力を合わせてすべての軍事同盟を解消させましょう。

五、日本および海外のヒバクシャに対して、関係当事国政府に適切な援護措置をすみやかに講じさせましょう。とりわけ、来年、被爆四〇年をむかえる日本においては、国家補償の精神にもとづく被爆者援護法を必ずや制定させるために、国民的運動を起こしましょう。

六、核燃料サイクルと核拡散の相互関連を認め、核エネルギーの軍事利用に反対しましょう。（以下略）

（全文は『平和新聞』八四年八月二五日付）

〔世界大会・長崎のひろば〕 世界大会「長崎のひろば」は、八月九日午後一時から、長崎市民会館体育館において、実行委員会主催、世界大会準備委員会協賛で開かれ、二四カ国・地域、二国際組織、七五人の海外代表をふくむ四万五〇〇〇人が参加した。

「ひろば」は、アメリカの歌手、シャリー・ゲッディスさんの歌で始まり、世界大会準備委員会を代表して中林貞男生協連会長があいさつした後、安斎育郎世界大会起草委員長が「東京宣言」がまとまるまでの経過とその成果について報告。グアム先住民の権利を守る会のマリア・ティーハンさん、ジョアン・ラドック英CND議長が連帯のあいさつをおこない、大会参加の一一カ国代表が「外国の平和運動代表として中曽根首相の長崎訪問に抗議します」と題した公開書簡を首相あてに出したことを明らかにした。ひきつづいて、長崎原爆青年乙女の会の谷口稜曄（すみてる）会長の訴えをうけ、「長崎アピール」を採択した。最後に、「長崎のひろば」代表委員山口仙二氏の閉会あいさつがおこなわれ、原水爆禁止一九八四年世界大会はその日程をすべて終了した。

日本原水協集会

世界大会と並行して、日本原水協は、八月四、五日、広島で「核兵器完全禁止八四年世界大会

の成功をめざす日本原水協集会」、九日、長崎で「核戦争阻止・トマホークくるな日本原水協長崎集会」を開催した。

「核兵器完全禁止八四年世界大会の成功をめざす日本原水協集会」は、八月四日午後五時から広島県立体育館で、一二カ国・五国際組織の海外代表をふくむ約八〇〇〇人の参加で開かれた。赤松宏一日本原水協事務局長は、「東京宣言は、核兵器完全禁止の緊急性、日米軍事同盟の危険性を指摘している。これは、日本原水爆禁止運動の発展の方向を示す、日本原水協の運動の成果」と開会のあいさつで強調した。五日午前中は、七つの課題にもとづく分散討論集会、国際連帯集会がおこなわれた。午後一二時半からは閉会集会が開かれ、決議を採択して終了した。決議では、核戦争阻止核兵器完全禁止が緊急の課題であり、この点を強調した「東京宣言」を高く評価するとともに、原水禁や総評が分裂固定化、運動変質をはかろうとしているときびしく批判している。昨秋以来の役員交代などの内部紛糾については、それが「日本の原水爆禁止運動の前途にかかわる、ひとつの大きな試練」であったとしながらも、それをのりこえて原水協のいっそうの強化をめざす方針と新しい体制を確立したことが確認されている。なお、決議全文は『原水協通信』八四年九月六日付を参照。

同集会と関連して、四日には反核アトム運動全国交流会（中央青学連と日本原水協の主催）、五日には少年・少女のつどい、第四回全国高校生集会なども開かれた。

日本原水協長崎集会は、九日、長崎市民会館体育館に三〇〇〇人が参加して開かれ、原水協報告、国際会議報告、被爆者の訴え、海外代表連帯あいさつ、全国各地の闘いの報告がなされたあと、「長崎からの訴え」を採択して終了した。なお、同集会と関連して、八日「'84年反核市民のつどい」が開かれ、平和の灯、オリンポスの聖火台を被爆四〇周年の八五年までに建設しようとの訴えがおこなわれた。

被爆三九周年原水爆禁止大会

原水爆禁止国民会議は、八月五日広島で「結集集会」（五八〇〇人）、七日から九日まで長崎で「被爆三九周年原水爆禁止大会」、九日から一一日まで長崎県島原市で「被爆三九周年原水禁大会・国際連帯会議」を開いた。

このうち、「被爆三九周年原水爆禁止大会」は、七日、長崎市松山町児童公園で開会総会がおこなわれ、あいさつに立った関口和原水禁事務局長は、「四月中旬の『赤旗』報道以来、諸準備が遅らされた。急に方針を変え、人を変えるというのは、原水禁運動への裏切りでしかない」と、原水協などをきびしく批判した。翌八日は分科会が開かれ、最終日の九日は長崎国際体育館で、四五〇〇人が参加して閉会総会が開かれた。総会では、「すべての核被害者と連帯し、いかなる国の核にも反対する、という核絶対否定の立場に立った運動を進めよう」との「大会宣言」および「行動決議」が採択された。なお、この「大会宣言」、「行動決議」そして広島結集集会で採択された「ヒロシマからの呼びかけ」は、『総評第七二回定期大会・各局報告書』（Ⅰ）一三二～一三四ページに掲載されている。

「国際連帯会議」には、昨年の二倍の三〇人の海外代表が参加。討論では、原水禁八四年世界大会で採択された「東京宣言」が世界的な連帯行動を明記していないことへの不満も表明され、海外代表らによる具体的行動提起が相ついだ。また、各国の運動の相互理解

のために情報ネットワークづくりも強調された。会議は、核廃棄物の海洋投棄に反対する決議を採択、あわせて二一日の米空母ミッドウェーの佐世保入港に抗議する決議を確認して日程を終えた。

核禁会議全国集会

核禁会議は、八月一日広島市の見真講堂で八〇〇人が参加して全国集会を開催した。被爆犠牲者への黙とうの後、磯村英一核禁会議議長があいさつ、福井同盟副会長、荒木広島市長、宮田民社党国民運動委員長、塩出公明党広島県本部長らの来賓あいさつにつづいて、広島原爆病院、広島市、清鈴園、愛人会など四団体に救援カンパ配分金で購入されたベッドサイドキャビネットや車イスなどが贈呈された。集会は、最後に核軍縮国際センターの早期設立などを求めたアピールを採択して終了した。三日には長崎市平和会館で、一〇〇〇人が参加して長崎集会が開かれ、本島原爆対策協議会会長（長崎市長）に、被爆者用送迎バスなどが贈られた。

ビキニデー焼津集会

「被爆四〇周年、一九八五年三・一ビキニデー焼津集会」は、静岡県実行委員会主催で、焼津市において二四〇〇人が参加しておこなわれた。集会では服部毅一焼津市長、加藤一夫静岡大学学長が来賓あいさつをおこなった後、久保山氏夫人すずさんのメッセージが紹介された。ひきつづいて中央各界代表のあいさつと安斎育郎氏、藤田久一氏の記念講演がなされ、沖縄、広島、長崎、静岡各代表の決意表明のあと「アピール」を採択して閉会した。なお、この「アピール」は、『平和新聞』、八五年三月一五日付に掲載されている。

ビキニデー原水協集会

原水協は、二月二八日「核戦争阻止、核兵器全面禁止、被爆四〇周年三・一ビキニデー日本原水協集会」を静岡市で開催、一四〇〇人が参加した。正午から静岡大学一〇会場での分散討論会と東富士基地行動がとりくまれた後、静岡産業会館で全体集会が開かれ、五月までに国際・国内署名を一〇〇〇万台に広げることなどの行動提起が盛りこまれた決議を確認して閉会した（決議は『平和新聞』八五年三月一五日付を参照）。

被爆者援護法制定をめざす被爆者の運動

八四年一一月一〇日、原水協、原水禁の両広島県被団協は、一二〇年ぶりに統一した「原爆被害者大会」を、広島平和記念館において約三〇〇人の参加のもと開催した。また、一一月一七、一八日の両日、東京で日本被団協の代表者会議が開かれ、「原爆被害者の基本要求」が採択された。基本要求は「核戦争起こすな、核兵器なくせ！」「原爆被害者援護法制定を今すぐに」を二本柱とし、援護法の内容として、①原爆被害への国家補償、②遺族への弔慰金と遺族年金支給、③国の責任による健康管理、④被爆者年金の支給、を要求している。

この方針にもとづいて、被団協は三月四日から広島、長崎、札幌を出発地とする「全国行脚」を展開し、四月一五日から一七日まで東京で「被爆者全国行脚集結中央行動」をおこなった。この活動で二〇都道府県知事をふくむ一〇八〇首長、一五都道府県議会議長をふくむ八九六議長が賛同署名を寄せ、四県議会をふくむ一七六議会で援護法制定を求める決議が採択された。一方、総評被爆連も一月下旬から三月にかけて被爆者三人で九チームをつくって全国オルグを展開、六〇〇をこえる自治体署名を得、四月一五、一六日「原爆被爆者援護法制定要求中央行動」には六〇〇人が参加して、厚生省

交渉などをおこなった。

さらに被団協は、核保有五カ国への「国際行脚」をおこなうことを決定。第一陣の訪米団（団長山口仙二被団協代表委員をはじめ一〇人）は、六月六日に訪米し、レーガン大統領やデクエヤル国連事務総長らに核廃絶を求める要請文を提出、サンフランシスコなど三カ所の反核集会にも出席し、一二〇日帰国した。六月四日から六日まで北京で開かれた世界平和擁護フォーラムには、伊東壮被団協代表が出席し万里副首相に「平和の親書」を手渡したほか、日本の被爆者代表として演説した。ソ連、英、仏にも八五年中に行脚する予定である。

3　反核・軍縮・平和運動

非核自治体の運動

自治体の非核化をめざす運動は、全国の各自治体に急速に広まり、八四年七月四日には長野県議会、五日には神奈川県議会が「非核宣言」を採択した。八月五日、広島県安芸郡府中町で「非核都市宣言自治体連絡協議会」が結成され、結成総会には全国一九自治体の首長が参加、山田機平府中町長を会長に選出した。なお、参加自治体はつぎのとおり。盛岡市、東京・中野区、昭島市、日野市、神奈川・川崎市、藤沢市、甲府市、津島市、吹田市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、広島・府中町、高知市、高知・南風原町、沖縄・読谷村、同・北中城村。

法政大西田勝研究室では、八五年三月から『非核自治体通信』を発行することになったが、同教授の調べでは、非核宣言をした自治体は八四年一二月一八日現在で三〇〇、このうち八四年中は一四七。内訳は、五県（神奈川、長野、徳島、香川、高知）、八区、一五六市、一一九町、一二村。

「核軍縮を求める二二人委」の動向

八四年五月に結成された「核軍縮を求める二二人委員会」（座長、宇都宮徳馬参院議員）は（その経過は、本年鑑一九八五年版三八一ページ参照）、八月一八日東京都千代田区の憲政記念館で「平和シンポジウム」を開催した。シンポジウムでは、宇都宮氏の基調報告のあと、鯨岡兵輔自民党代議士、西田勝法政大教授、在日メキシコ大使館代表、韓国・統一社会党党首金哲氏、西ドイツ「緑の党」代表ルーカス・ベックマン氏、広島、長崎の代表が発言し、最後に「二二人委」のメンバーでもある永井道雄氏がまとめをおこない閉会した。

このほか、国連軍縮週間の始まる一〇月二四日には広島市でシンポジウムを開催。八五年四月三日には、各党代表を招いて被爆者援護法の早期実現を要請した。

「平和事務所」の設立

八四年九月一三日、「みんなの平和運動の交差点」をキャッチフレーズに、草の根反核運動の再生をはかるため「平和事務所」が設立された。代表には七二歳の被爆者行宗一氏が就任、服部学立教大教授、木下英夫横国大助教授らがよびかけ人として名を連ね、政党や大組織に頼らない個人加盟の組織として発足した。八五年四月二一日には、「草の根平和のつどい」実行委員会を発足させ、八月に東京で「つどい」を

開くことにしている。

共産党は、「同事務所が原水禁運動の妨害分子が出入り常駐する〝根城〟とされている」（『赤旗』八四年九月一九日付）と批判している。

八四年国連軍縮週間

八四年国連軍縮週間は一〇月二七日から始まったが、今年は原水禁世界大会準備会を中心に準備会による統一したとりくみはおこなわれなかった。

原水協は二四～二五日まで「八四年国連軍縮週間、核戦争阻止、核兵器全面禁止、非核化、被爆者援護・連帯のための国際シンポジウム」を開催した。東京・日本青年館で開かれたこのシンポには、海外七カ国九人の代表と国内約一五〇人の代表が参加した。

日青協、生協連、地婦連、有権者同盟、日本山妙法寺、主婦連、宗教NGO、草の実会などの市民団体は、初めての試みとして「みんなでつくる反核・平和のひろば」を、一〇月二〇日、日本青年館で開催、六〇〇人が参加した。一〇月二九～三〇日反核日本宗教者平和大会が神戸市民生協会館で、一三宗教団体一〇〇人が参加して開かれ「神戸宣言」を採択した。また、日本山妙法寺は一〇月二三日から一一月三日まで、横須賀市と茨城県百里基地を結んで軍縮週間としては初めての平和行進にとりくんだ。

原水禁は、一〇・二一統一行動を軍縮週間のとりくみと位置づけたほか、二四日に総評会館において、プルトニウム輸送に反対する緊急全国シンポジウムを開催した。

また、原水協・原水禁・被爆者団体など三〇団体で構成される原水禁長崎連絡会は、一〇月二八日「軍縮週間反核長崎のひろば」を長崎市平和公園において開催し、長崎を主会場として開かれる八五年原水禁世界大会の成功のために各団体の統一強化を訴えた「長崎からのアピール」を採択した。

「反核一〇〇〇人委員会」の結成

総評は反核・平和運動の新しい前進をめざすための方針の一環として、八四年一一月八日、黒川総評議長名で「反核一〇〇〇人委員会」のよびかけ人になっていただきたいとの要請を各界の個人におこなった。その後二度の準備会を経て、一二月八日、「反核一〇〇〇人委員会結成のつどい」が開催された。つどいでは、よびかけ人が三三〇人にのぼったことが報告され、「結成アピール」を採択、代表世話人に大石武一元環境庁長官、新村猛名大名誉教授の就任を決めた。

その後、同委員会は被爆者援護法制定のためのプロジェクトなど五つのプロジェクトを設置し、また八五年五月一八日には東京・日本青年館でシンポジウム「反核話合いの場―宇宙戦争ってなんだ?」を催すなどの活動にとりくんでいる。なお、「よびかけ人」は『総評第七二回定期大会・各局報告書』によれば五〇〇人近くに達しているとのことである。

一方、共産党は同委員会に、解任された原水協の元役員などが加わっていることを問題視し、「原水禁運動前進の展望に逆行し、運動に新たな混乱を招くもの」と論評している（『赤旗』八四年一二月九日付）。

核の危機に関するセミナー

国際学術連合会議（ICSU）の環境科学委員会・核戦争の環境影響グループと国連大学の共催による「核の危機に関する東京セミナー」が、八五年二月四日から九日まで、広島と東京で開かれた。セミナ

ーには同グループ委員長フレデリック・フォーナー英エセックス大教授、ギルバート・ホワイト米コロラド大行動科学研究所教授、ゲオルギー・スクリャビンソ連科学アカデミー事務局長、永井道雄国連大学学長特別顧問ら一一カ国から科学者が参加し、核爆発によって地球が寒冷化する「核の冬」現象について討議した。この討議と広島での被爆者の証言などをもとに、八五年秋には「核の冬」にかんする報告書がまとめられる予定である。

平和のためのヒロシマ行動

八五年三月二一日、今堀誠二広島女子大学長ら五人のよびかけで総評、原水禁など六〇団体によって結成された実行委員会の主催による「被爆四〇年・世界から核兵器をなくそう!!　三・二一ヒロシマ行動」が、広島市平和記念公園をメイン会場に、約五万三〇〇〇人が参加して開かれた。

メインステージでは、主催者代表の立川昭二郎修道大学長のあいさつ、竹下広島県知事、荒木広島市長の来賓あいさつにつづき、北西允広島大教授が基調報告。つづいて、宇都宮徳馬参院議員、森滝市郎原水禁代表委員、黒川総評議長、紀平悌子有権者同盟会長、大石武一軍縮議連顧問らが各界アピールに立った。

集会は最後に、米ソ首脳と中曽根首相への公開質問状と、「すべての国の人々に〝核の冬〟を〝平和の春〟にかえるよう心から訴える」というヒロシマ・アピールを採択して閉会した。

八二年の反核運動の高まりのなかで結成された「反核・日本の音楽家たち」（委員、芥川也寸志ら、会員一四五〇人）は、八四年七月五日、一三日の東京・日比谷公会堂のコンサートを皮切りに全国二〇〇カ所での反核コンサートをおこなった。

反核・日本の音楽家たち」の活動

また、八五年三月一日から三日間、東京・渋谷・スタジオパルコ内のライブハウス「テイク・オブ・セブン」で、「ジャズメッセージ'85」を開催、日野皓正、松本英彦、阿川泰子、中本マリなどが出演した。収益金は日本被団協が進めている被爆者援護法制定の運動資金に提供された。

反核・軍縮・平和のための多彩な活動

以上にあげた以外の主な活動には、つぎのようなものがある。

①八五年四月三〇日「平和懇談会」（よびかけ人、槇枝元総評議長ら）、「日本の反核運動が力を集めて連帯へ踏みだそう」とのアピール発表（二一四人の賛同署名）、②八四年七月二七日から八月一日、国際自由宗教連盟（IARF）主催第二五回世界大会開催。海外一九カ国四〇〇人、国内約三〇〇人参加、核兵器即時廃絶を求める「大会宣言」を発表、③八五年三月三日、日本ペンクラブ主催第一回「平和の日」の集い開催（東京・赤坂の草月ホール）。落合恵子、大江健三郎、尾崎秀樹の講演など。

4　反戦・反軍・反基地闘争

七・二九中央集会と一一・一一行動な！

八四年七月二九日、政党法制定に反対する中央連絡会、核巡航ミサイル・トマホークくるな！国民運動連絡センター、医療団体連絡会議、中央実行委の四団体は、「新たな治安維持法・政党法を許すな、核巡航ミサイル・トマホークくるな、健保改悪反対中央集会」を、東京・代々木公園で開催し、一一万人が参加した。集会は、全国革新懇の亀田代表理事、引間統一労組懇代表委員などが各界世話人のあいさつののち、宮本共産党議長、山口勇子原水協代表理事、引間統一労組懇代表委員などが各界を代表して決意表明に立った。最後に、①政党法制定に反対する決議、②核巡航ミサイル・トマホークの配備・寄港に反対する決議、③健保改悪に反対する決議、④中曽根内閣にたいする要求決議を採択し、四コースに分かれてデモ行進に移った。

一一月一一日には、トマホークくるな！　国民運動連絡センターと同地方連絡センターが、日米合同演習がかつてない規模で展開されているなか、全国で「核トマホークくるな！　核戦争阻止全国いっせい行動」をおこなった。東京では「横田基地〝人間の鎖〟行動」に六〇〇〇人が参加、京都・大久保基地二〇〇〇人など米軍基地や自衛隊基地で抗議行動が展開された。

八・一五の運動

八四年八月一五日、東京・千鳥ケ渕の戦没者墓苑において、総評・社会党・中立労連・新産別・護憲連合の共催で第四回目の「戦争犠牲者追悼・反戦平和への誓いを固める八・一五式典」が開催され、約三〇〇人が出席した。

また前日の八月一四日には、新日本宗教青年会連盟主催の第一九回目の「戦没者合同追悼・平和祈願式典」が、同所で約八〇〇〇人が出席して開かれた。

一〇・二一国際反戦デー

一九回目を迎える八四年一〇・二一国際反戦デーを控えて、中央実行委員会にたいし、中央集会の共催を申し入れたが、全国実行委は事実上これを拒否した。この結果、東京では四年つづきで社・共両党系に分かれての二つの中央集会が開かれることになった。

総評・社会党・護憲連合・原水禁国民会議、反安保全国実行委・同神奈川県実行委等の共催の「反戦・反核・平和横須賀大集会」は、横須賀市の臨海公園で約二万人が参加して開かれた。集会は「横須賀アピール」を採択した後、市内を横須賀中央駅までのデモ行進に移った。八四年の集会名からは「国際反戦デー」の表現がなくなった。また、「反米的色彩が強すぎる」などの理由で八三年以来、参加を取り止めていた中立労連と新差別が、三年ぶりに協賛団体に名をつらねた。このほか、北海道釧路市で開催された「日米合同演習反対全国集会」には一万一〇〇〇人が参加している。

他方、中央実行委員会・同東京実行委員会は、東京・明治公園において「安保条約廃棄、核兵器全面禁止、政党法・スパイ防止法許すな、核トマホークくるな、国民生活防衛、中曽根内閣糾弾全国

一行動中央集会」を、三万人の参加で開催した。地方では大阪で三万五〇〇〇人、横須賀一万五〇〇〇人などであった。

警察調べによると、この日四七都道府県、五〇〇会場、二二万六〇〇〇人が参加して、集会・デモがおこなわれた。このうち、社・共両党系の統一集会が実現したのは、都道府県レベルで前年より七県少ない一五県、全体では二七道府県の一二三会場、五万九〇〇〇人であった。

カールビンソン寄港反対闘争

米最新鋭原子力空母カールビンソン号は、一二月一〇日横須賀に入港した。これに先立つ一一月三〇日、護憲・反安保神奈川県実行委員会は、横須賀市臨海公園において一四〇〇人が参加して「カールビンソン横須賀寄港阻止神奈川県民集会」を開いた。

入港前日の九日には、横須賀市臨海公園において、社会党、総評、護憲連合、原水禁などが主催して寄港反対東日本集会が開催され、一万八〇〇〇人が参加した。また、入港時間の午前八時からは、二〇〇人が一〇隻の船に分乗して海上デモもおこなわれた。

夕刻からは同じ場所で、中央実行委、安保廃棄神奈川県実行委、原水協などの主催で、「カールビンソンくるな！　核兵器全面禁止、安保条約廃棄、中曽根内閣打倒横須賀緊急抗議集会」が開かれ、約五〇〇〇人が参加した。

またこの日、長崎県佐世保においても長崎県労評、社会党で構成している反核・反基地・核艦艇寄港阻止長崎県共闘会議が主催する集会が開かれ四五〇〇人が参加した。

東京大空襲四〇周年をめぐって

東京大空襲から四〇年目を迎える八五年三月九日を前後して、被災地を中心にさまざまな催しがとりくまれた。

児童文学者の高田敏子、歴史学者の家永三郎、漫画家のちばてつやの各氏らがよびかけ人になって結成された「再び許すな東京大空襲！　下町反戦平和の集い」実行委員会は、三月一日から一〇日まで「下町一〇〇〇キロ、一万人平和リレー行進」をおこなった。また、八日には荒川区民会館で「平和折りづるコンサート」を開催、「核による新たな東京大空襲を防ぐため、東京に平和の輪を広げよう」とのアピールを発表した。

一方、「東京大空襲四〇周年記念行事実行委員会」（代表、早乙女勝元氏ら）は、九日都内四会場で「二度と戦争を許さぬ都民のつどい」を開いた。主会場の千代田区明治大学一一号館では約二〇〇〇人が参加。体験談、映画や反戦講談、落語などが催された。このほか、江東公会堂、杉並公会堂、池坊会館でも、市民コーラスや体験談、写真展などがおこなわれた。

六・一六と六・二三の反安保集会

八五年六月一六日、日本はこれでいいのか市民連合など市民・労働団体で構成する日韓条約二〇年を問う全国実行委員会が「日米安保はいらない！　アジア太平洋民衆とともに！　全国行動」をおこなった。東京では明治公園に三〇〇〇人が参加した。

現行安保条約発効二五周年にあたる六月二三日を前後して、滋賀・宮城（二一日）、福島（二二日）、新潟・熊本（二四日）の六県で社・共両党系の統一集会がおこなわれた。安保破棄実行委は、二三日愛知・春日井で「小牧基地大行動」（六五〇〇人）、横須賀で「神奈川県集会」（二〇〇〇人）、京都（一八〇〇人）などの集会・デモを全国でくり広げた。

その他の反戦・反軍・反基地闘争

以上にあげた以外の主な反軍・反基地闘争には次のようなものがあった。

①千葉県下総基地の米軍使用に反対する闘争（八四年八月一二日「下総基地の 米軍使用に反対する鎌ケ谷市民集会」・鎌ケ谷市一二〇〇人、八五年六月二日「ジェット機はいや！住民集会」・沼南町五〇〇人）、②岩手県と宮城県における日米共同実動演習に反対する闘争（八四年九月九日「日米共同実動演習反対・核戦争阻止・安保廃棄集会」平和委など仙台と盛岡であわせて四六〇〇人、九月一七日「日米共同演習反対・トマホーク配備反対宮城県集会」宮城県労評・社会党主催・仙台三〇〇〇人、九月一八日「同上岩手県集会」、九月二九日「日米共同演習・トマホーク持ち込み反対宮城県連絡会主催集会」・仙台八〇〇人、③一〇月二八日、安保破棄北海道実行委など主催で「日米合同実動演習に反対する集会」・別海町一〇〇〇人、④一〇月二八日「自衛隊第三四回観閲式反対埼玉県民集会」・埼玉県評・社・共など主催・朝霞駅前二一〇〇人、⑤一一月二日、横浜港湾労組協と安保破棄統一促進協などが自衛隊観艦式反対の海上デモ、一〇〇人六隻、一一月四日、護憲反安保神奈川県実行委員会と観艦式反対相模湾沿岸連絡会議が観艦式反対集会、藤沢市太陽の広場三〇〇〇人、⑥八五年一月二七日「北海道を核戦場にするな、日米合同指揮所演習〝ヤマサクラⅦ〟に反対する全道集会」安保破棄北海道実行委など・千歳市三五〇人、二月一七日「北海道核戦場化阻止・日米合同演習反対・多田弾薬庫拡張反対上富良野全道集会」一一〇〇人、⑦三月四日から一〇日まで、安保廃棄・くらしと民主主義を守る沖縄県統一行動連絡会議（統一連）など四団体による、米韓合同演習「チームスピリット'85」への抗議・監視・調査行動、⑧三月一三日「相模総合補給廠兵器搬入反対・春闘勝利総決起集会」反戦平和県北共闘・相模原地区労・社会党など一〇〇〇人、⑨四月二日「F16三沢配備反対・核燃料ミサイル基地建設反対上十三地方集会」社会党・県労会議・上十三地区労など・三沢市中央公園五〇〇人、五月二六日「核戦争阻止・核兵器全面禁止・日米安保廃棄・F16核攻撃機配備反対・三沢基地撤去大集会」平和委など中央四団体と東北六県のトマホークくるな連絡センターなど主催一万人、⑩六月六日「核巡航ミサイル・トマホーク積載可能艦入港抗議集会」護憲反安保神奈川県実行委・横須賀臨海公園五〇〇人。

5　その他の運動

全斗煥来日反対運動

八四年九月六～八日の全斗煥韓国大統領の日本公式訪問にたいし、総評・社会党は八月三〇日、藤波官房長官に「朝鮮半島の緊張緩和に逆行するもの」として「招請取り止め」の申し入れをおこなった。さらに、九月四日、社会党・総評・護憲連合などの共催で、「全斗煥大統領の来日に反対する中央集会」を日比谷野外音楽堂で開催し、七〇〇〇人が参加した。

一方、統一労組懇・日朝協会など四一団体で結成された実行委員

会が主催する「全斗煥の来日に反対する集会」は、同日千代田区公会堂において一五〇〇人の参加で開催された。九月八日には全学連・都学連が主催する学生集会が東大教養学部で開かれ二五〇人が参加している。

このほか、九月二日には「全斗煥来日に反対する日韓連帯会議」主催の集会が港区芝公園で三五〇〇人の参加で開かれたのをはじめ、朝鮮総連（八・三〇）、韓国民主回復統一促進会議・在日韓国青年同盟・同学生同盟（九・一）、朝鮮女性と連帯する日本婦人連絡会（九・一）、朝鮮の自主的平和的統一支持日本委員会（九・三）などの抗議集会がおこなわれた。

同盟は、八月二七日「来日を心から歓迎する」との書記長談話を発表している。

池子弾薬庫跡地問題と逗子市長リコール運動と選挙

一九八二年防衛施設庁が、神奈川県逗子市の米軍池子弾薬庫跡地に米軍住宅一三〇〇戸を建設することを一方的に通告して以来、同市では市あげての反対運動が展開されてきた。だが、八四年三月、当時の三島虎好市長が従来の態度を一転して建設計画のうけ入れを表明、六月には「残された用地を自然公園とする」など三三項目を前提条件に政府との交渉に入った。

このため、米軍住宅建設に反対する住民組織「池子の自然と子供を守る会」は、七月八日、「逗子市長リコール宣言」を発表し、八月一四日から成立に必要な有権者の三分の一、約一万四四〇〇人の署名集めに入った。逗葉地区労や社会党は三島市長を支持していたが、「守る会」の働きかけで推薦を取り消し「リコール」運動支持にまわり、県評や共産党も支持を表明する一方、同市在住の渡辺保男国際基督教大学長ら七九人がリコールを支持する文化人アピールを発表した。一カ月間に有権者の四三%にあたる一万八六一二人の署名が集められたため三島市長は一定を待たずに辞意を表明し、市長選投票の市長選では、「リコール運動」が、一万票余の僅差で現職を敗り当選した。その後八五年三月一六日には、弾薬庫周辺の住民八人が国を相手どり、弾薬庫敷地内にある土地の所有権と共同持ち分権の確認・明け渡しを求める訴訟を横浜地裁に提起した。

東京・中野区の教育委員準公選をめぐる運動

全国で唯一の教育委員準公選の制度をもつ東京・中野区で、任期切れを迎えた三人の教育委員を補充するための住民投票がおこなわれた。発足時には同制度を支持した自民党は、従来の態度を一変させ、民社党もまた同様の態度を表明した。ことに、自民党は「投票ボイコット」を呼びかけるビラを全戸配布したりするなどかつてない運動を展開した。この結果、青山良道中野区長抗議声明発表、青島幸男参議院議員ら「教育委員候補者選び区民投票を成功させる中野区在住の学者・文化人」一〇〇人連名の自民党ビラ批判アピール発表、一五日の「第二回教育委員候補者選びの区民投票を成功させる中野区民連絡会」（会長松原昭早大教授）の宣伝活動などがくり広げられた。さらに、候補者の一人、黒田洋一氏と支援団体「草の根共育委員会」のメンバー一六人が、中山正暉自民党国民運動本部長ら自民党三議員を偽計業務妨害容疑で東京地検に告発するなどの動きもあった。また、二月二〇日には、星野安三郎立正大教授ら約一〇〇

人の教育学者、法学者が「中野区教育委員準公選の第二回区民投票を支持する声明」を発表するなど、運動は全国的にも広がった。

投票率は二七・三七％で前回を一五％下回ったが、青山中野区長は「今後もつづけていくことになるだろう」と評価。なお、区民投票の上位一名は三月七日に正式任命され、残りの上位二名は三月二六日区議会本会議で、共産、社会、新政クラブ、公明各党の賛成で承認され、二八日任命された。

指紋押捺制度廃止・外国人登録法改正を求める運動

八三年七月に、金明観京都精華短大非常勤講師が指紋押捺を拒否し外国人登録法違反容疑で逮捕されて以来、指紋押捺や外登法への関心が高まってきた。八四年一〇月一二日、総評・日朝国民会議などは「指紋押捺制度廃止！　外国人登録法を改正させよう！　集会」を開催、また外登法改正を求める一〇〇万人国会請願運動にもとりくんできた。

八五年七月の外国人登録の大量切り替え期を控えて、とくに在日韓国・朝鮮人のあいだでいっせい拒否で臨もうとの動きにたいして法務省は、指紋押捺拒否者への制裁措置や告発の徹底などを求めた通達を出し、五月八日には川崎で、六月一二日には高槻で拒否者が自治体の告発を待たずに逮捕されるなどの事態もおこった。

こうしたなかで、四月二四日、社会党、総評、日朝国民会議など一〇団体で構成する「外国人登録法の改正を求める中央集会」実行委員会が主催する集会が、東京・日本教育会館において七〇〇人の参加で開かれた。また、五月七日から九日まで、日韓両国のキリスト教者が共同して「人権と指紋押捺制度シンポジウム」を開き、声明を発表した。日韓条約調印日にあたる六月二二日には、在日韓国人グループ主催の「指紋押捺大量拒否実現集会」が開かれる（四五〇人）などしている。

北方領土返還要求運動

同盟は、八四年一〇月九日、北海道根室市で「'84同盟『返せ北方領土』根室セミナー」を、また一〇日には同地で「第一四回同盟北方領土返還要求全国納沙布集会」を開催した。さらに、「北方領土の日」の八五年二月七日には、東京・日本青年館において、同盟などが加盟している北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）、総務庁、全国知事会など地方六団体で構成する実行委員会主催で「北方領土返還要求全国大会」が開催され、一三〇〇人が参加した。

「国家機密法案」に反対する運動

八五年四月、自民党が「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案（試案）」を国会上程する動きを強めたのにたいし、四月二三日、国家機密法阻止各界懇談会、憲法会議、自由法曹団など五九団体八四人が参加して「国家機密法案に反対する緊急各界代表者会議」が開催された。その後、四月二八日にはアムネスティ・インターナショナル日本支部、五月二日には自由人権協会（清水英夫代表理事）が反対の意見書を発表、また各地の弁護士会でも反対表明が相ついだ。京都市議会が六月五日に撤回決議を採択したのを皮切りに地方自治体でも反対決議をするところが増えてきた。

六月一一日には、社会党、総評、護憲連合、中立労連、新産別が主催する「『スパイ防止法』粉砕緊急各界代表者会議」が開かれた。また同日、共産党、統一労組懇など六七団体一〇〇人が参加して「国家機密法阻止各界代表者会議」もおこなわれた。

6　公害情勢と公害補償法改悪反対闘争

公害・環境破壊の現状

環境庁編集の『昭和六〇年版環境白書』は、「環境の現状」について、「環境の状況は、全般的には改善を示してきているが、大都市圏を中心に改善の遅れている分野が依然残されており、環境基準の維持・達成にいっそうの努力を要する状況にある」としている。これは、ここ数年の白書の記述とおおむね同じであるが、昨年版までであった「一時期の危機的状況からは一応脱することができた」との記述は削除されたものの、依然として「全般的には改善を示してきている」との見方に立っている。

しかし、石本環境庁長官が、一九八五年三月一日の記者会見で、「二酸化窒素の環境基準を目標の三月末までに達成することは難しい」と述べ、二酸化窒素削減計画が破綻したことを認めざるをえなくなったように、二酸化窒素や浮遊粒子状物質についてはほとんど改善傾向がみられず、大都市を中心に汚染がつづいている。自動車、航空機、工場から排出される大気汚染物質である二酸化窒素は、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなり、多くの公害病患者を発生させる元凶となっている。一九八五年三月末の公害病認定患者総数は一四万三六七九人に達し、この一年間で約一万九〇〇〇人増えている。また、汚染物質として新たに明らかにされてきたアスベスト、ダイオキシン、ベリリウムなどにより、環境や人体へ及ぼす悪影響が危惧されている。

公害補償法見直しをめぐる動き

公害病患者にたいする「損害賠償保障制度」として一九七四年以来施行されてきた公害健康被害補償法の見直しの動きにたいして公害被害者を中心とする運動が展開された。

一九八三年三月の臨調最終答申をうけた環境庁は、同年一一月、中央公害対策審議会にたいして「第一種指定地域の解除要件」のあり方を中心として公害補償制度の見直しを諮問した。中央公害対策審議会はさらに環境保健部会・専門委員会において、月一、二回の割で審議を進め、答申原案づくりに入った。

これにたいして、全国の公害病患者によって組織されている全国公害患者の会連合会を中心とする公害被害者は、公害指定地域解除など公害補償法の改悪・廃止への動きとして強く警戒し、反対運動にとりくんできた。

公害被害者の闘いと連動して、科学者、医学者、弁護士らの専門家もこの問題にとりくみ、各地の自治体でも公害補償法改悪反対の意見をあげるなど、各界で大きな反対運動が展開されるにいたっている。

全国の公害・環境問題専門家を組織して一九八四年一二月一、二の両日、川崎市において開催された第五回日本環境会議（代表、都留重人一橋大名誉教授）は、公害補償法問題を取り上げ、「公害健康被害補償制度の改革に関する提言」を発表したが、この提言をもとに、大阪、名古屋、東京でシンポジウムや集会を開催するとともに

に、八五年四月一五日、右提言に賛同した一〇〇五人の学者・研究者の署名を添えて石本環境庁長官に右提言の実現を要請した。

【第五回日本環境会議の公害健康被害補償制度の改革に関する提言(骨子)】

1 指定地域について、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の指標化をはかり、自動車沿道も指定地域の中に含める。

2 指定地域では汚染源の新増設を制限ないし禁止し、自動車交通量を削減するような措置や被害防止措置をとれるようにする。

3 原状回復の原則に立って、地域ぐるみ、計画的な救済事業を可能とするため、公害健康福祉事業計画の制度をもうける。

4 公害医療手帳にもとづく医療救済制度の創設、認定審査会の改善、補償費充実など制度の改善をはかる。

5 新規健康被害物質による将来の健康被害の発生にそなえて、継続的健康調査、補償基金設置を行う。

6 一部の社会保障分野を除く費用については発生原因者負担原則をつらぬく。

公害指定地域解除反対の三月公害総行動

公害指定地域解除に反対して、「三月公害総行動」が、全国の公害被害者を組織する全国公害被害者総行動実行委員会、全国公害患者の会連合会、全国公害弁護団連絡会議の共催により、一九八五年三月一三、一四の両日、東京でおこなわれ、大気汚染公害被害者を中心に、カネミ、名古屋新幹線、安中、スモン、水俣病など全国の公害被害者団体、東京地評をはじめとする労働組合、科学者など延べ七〇〇〇人が参加した。

第一日目昼には、大手町のビル街を経て経団連前を通る二〇〇〇人以上の昼デモがおこなわれ、夜は九段会館で「公害指定地域解除に反対する全国総決起集会」が開催され、一四〇〇人が参加した。

この集会では、「危機に直面する公害行政」と題する宮本憲一大阪市立大教授の記念講演がなされた。

第二日目朝は、都内主要駅頭一三カ所と千葉、川崎などで、朝ビラ約六万枚をまいて、市民に指定地域解除反対が訴えられ、昼は、環境庁前で一五〇〇人が参加する抗議要請行動と昼デモがおこなわれた。

環境週間・第一〇回全国公害被害者総行動デー

環境週間・第一〇回全国公害被害者総行動デーは、全国の公害被害者が総決集している全国公害被害者総行動実行委員会の主催により、公害補償法改悪反対をメインにして、一九八五年六月五、六の両日、東京でとりくまれた。

第一日目は、環境庁長官交渉をはじめとする各省庁交渉が各被害者団体、弁護団、支援者の参加により二六カ所でいっせいにおこなわれ、公害補償法問題や被害者全面救済、公害防止対策などについて、被害者の声を行政に反映させるよう各省庁に要求した。第一日目の夜は、「公害根絶と平和を求めて」をメインスローガンにした総決起集会が日比谷公会堂で開催され、公害被害者、労働者、市民など二三九団体約一五〇〇人が参加した。集会では、評論家松岡英夫氏の記念講演や主催者団体による基調報告、水俣病・大気汚染・カネミ油症などの被害者の訴えや労組・市民団体代表の発言などがあり、最後に全国民へのアピールが採択された。

第二日目は、都内主要駅頭での早朝ビラまき(約五万五〇〇〇枚)や各省庁のある霞ケ関での昼デモ(約一二〇〇人参加)などの大量宣伝活動と、経団連や環境庁などにたいする抗議集会がおこなわれた。

7　食品公害カネミ油症闘争

再び強化されたカネミ支援運動

カネミ油症被害者の早期全面解決をめざす闘いは、一九八四年春の原告団分裂問題で、一時活動が停滞したが、同年九月にカネミ油症事件全国民事訴訟統一原告団が結成され、再び闘う態勢が整備された。これをうけて、総評、福岡県評などの労働組合、東京・大阪・福岡などの各地域支援連絡会や公害弁連、カネミ油症弁護団などで組織する「カネミ油症被害者の救済をめざす全国支援連絡会議」（略称・カネミ全国支援会議）は、同年一二月に常任幹事会を開催して、支援活動を再開するとともに、当面の活動の中心を一九八五年二月一三日に福岡地裁小倉支部で言い渡されるカネミ油症第三陣訴訟判決で勝利をかちとることにおき、全面解決の突破口を切り開く決意で闘いを強力に展開することを申し合わせた。

さらに、カネミ全国支援会議は、カネミ油症事件統一原告団など被害者団体で合意された統一要求のうち、カネミ油症の治療方法の確立と治療をうける体制の整備の問題を中心に、一九八五年二月一日、厚生大臣および農林水産省との交渉をもち、全被害者の早期救済を要請した。

カネミ第三陣訴訟の完全勝利決起集会

カネミ油症第三陣訴訟判決言い渡しの前日である一九八五年二月一二日午後六時から、九州厚生年金会館大ホールで、カネミ油症事件統一原告団、カネミ全国支援会議の前川哲夫代表幹事対策委員会など六団体の主催により、「カネミ第三陣訴訟の完全勝利と全被害者の早期救済をめざす二・一二決起集会」が開催され、約一〇〇〇人が参加した。カネミ油症事件統一原告団（総評労働・国民生活局次長）が主催者を代表して、「被害発生以来一七年が経過し、六度目の判決を迎えても未だに救済の手が差しのべられていない現状を打破し、被告国・鐘淵化学らを徹底的に追いつめていく」と闘争宣言を発した。また、「カネミ被害者の早期救済を実現させることが、食品の安全を守り、私たちと私たちの子孫の生命と健康を守る闘いを前進させるものであることを自覚し、力を合わせて運動をすすめていく」旨の集会決議が採択された。

再び国の法的責任を認めたカネミ判決

カネミ油症第三陣訴訟判決は、一九八五年二月一三日、福岡地裁小倉支部で、裁判所門前に約三〇〇人の被害者、支援者らが結集して判決集会を開いているさなかに言い渡された。この判決は、カネミ油症事件で初めて国の法的責任を認めた第一陣訴訟控訴審判決（福岡高裁一九八四年三月一六日言い渡し）にひきつづき、再び国の法的責任を認めるとともに、「食品製造には絶対的安全性が要求され、いったん事故が発生すれば大量発生の可能性が存するのであるから、国民の生命、健康にかんする行政庁の権限を違法とすることは、食品工業の利潤を追求する権利以上に尊重されるべき国

民の基本的権利たる生命、身体、健康の安全性が保障される権利を容易に危殆に瀕せしめるおそれなしとしない」と判示して、行政庁の権限を違法とする要件を緩和し、食品公害根絶をめざす運動を励ます内容のものとなった。

カネミ全国支援会議は、原告団、弁護団とともに、判決直後に「本日の判決が認めた到達点に立って、国と鐘淵化学に対し全被害者の早期救済を強く要求する」旨の声明を発表するとともに、翌二月一四日には、農林水産大臣、厚生大臣と交渉をもち、被害者の全面救済を訴えた。しかし、国は、右判決は承服し難いとして控訴した。

国の和解拒否にたいし緊急決起集会

カネミ油症第二陣訴訟控訴審の最終弁論は、一九八五年六月一四日、福岡高裁で開かれたが、その終了時に、裁判所は「これで審理を終結するが、本件の解決について和解による適正な合意を得られる可能性があれば斡旋の労をとりたい」と和解勧告をした。ところが、被告国は和解のテーブルに着くことを拒否したため、当面、和解による全面解決をはかる道がとざされた。

これにたいし、原告団、弁護団、未訴訟対策委員会、カネミ全国支援会議、カネミ東京支援連絡会の五団体は、六月一七日から二五日まで、和解拒否抗議の東京行動を展開し、朝ビラなどの早朝宣伝活動、国会請願デモ、国会議員への支援要請、農水大臣・厚生大臣交渉などを実施するとともに、二五日夜、国労会館で「緊急決起集会」を開催し、五四団体、一二〇人が参加した。集会では「カネミ油症事件が発生してから一七年が経過した。認定患者だけでも一八〇〇人以上おり、一二〇人余りが死亡した。すでに国の責任を認める判決が二度も出ているのに国は責任を回避している。国は一日も早く和解に応じ、被害者救済に立ち上がれ」という趣旨の決意表明や決議文採択がなされた。

8　新幹線公害反対闘争

名古屋新幹線公害の全面解決をめざす判決前夜集会

控訴審判決を翌日に控えた一九八五年四月一一日夜、「名古屋新幹線公害の全面解決をめざす四・一一判決前夜集会」が名古屋港湾会館ホールで開催され、約一〇〇〇人が参加した。愛知県労評、国労名古屋地本、動労名古屋地本などの労働組合や愛知県の住民団体が中心となって結成した「名古屋新幹線公害の全面解決をめざす実行委員会」がこの集会を主催した。集会では、「名古屋市南部地域における新幹線公害は何ら解決されていない。沿線住民は、抜本的解決のために、他の有効な諸対策がとられるまでのあいだ、当面人家密集地帯において新幹線列車の速度を時速一一〇キロメートルにスピードダウンすることを求めている。控訴審裁判においても、このスピードダウンがきわめて効果的対策であるとともに、現行の新幹線ダイヤに特段の支障ももたらすことのないもっとも現実的対策であることが明白となった」「われわれは、控訴審判決を機に国鉄当局にたいし、新幹線公害の早期全面解決に

応ずるよう強く求める」旨の決議文が採択された。

名古屋新幹線公害高裁判決を機に全面解決に向けて国鉄交渉

名古屋新幹線公害訴訟控訴審判決は、一九八五年四月一二日、名古屋高裁で、裁判所前に約三五〇人が結集した判決集会が開かれているさなかに言い渡された。判決は、不十分ながらも深刻かつ広範な被害を認め、一審判決同様、新幹線の設置、管理の瑕疵を理由に被告国鉄に慰謝料の支払いを命じたが、公害差し止め（減速）の請求にたいしては、新幹線の公共性を理由に、住民の被害が受忍限度をこえるものではないとして、この請求を棄却した。この判決にたいしては、原告被害住民と被告国鉄の双方が上告した。

この控訴審判決直後の四月一二日から一五日まで、国鉄・環境庁・運輸省との交渉、国鉄本社前での抗議集会、早朝宣伝活動などの東京行動がとりくまれた。これには、東京地評、国労東京地本、動労新幹線地本、東京国公共闘、東京消団連の五団体の呼びかけで八五年二月一九日に結成された「名古屋新幹線公害の全面解決をめざす東京支援連絡会」が中心となって活動した。

控訴審判決直後の国鉄との交渉においては、原告団、弁護団は、国鉄にたいし、名古屋地区の新幹線公害問題の全面解決をはかるために毎月一回常務理事との継続交渉をおこなうことと、国鉄総裁の現地視察を実施することを約束させた。

これにもとづく国鉄との第一回交渉は、五月二三日におこなわれ、ここでは、今後、①発生源対策の積極的推進、②障害防止対策の見直し・改善、③運行対策、④賠償問題、⑤軌道構造物周辺の環境整備、⑥公害源の不拡大、の六項目にわたって交渉を進めることが確認された。

東北新幹線公害反対闘争で獲得した公害防止協定

東北・上越新幹線は、一九八五年三月に上野始発が開業されたが、その計画が一九七一年に発表されてから、東京都北区内の沿線地区の住民は、「北区新幹線対策連合協議会」（略称・北新連）を組織し、新幹線公害の防止を求めて、新幹線建設工事差し止め訴訟を提起するなどして闘ってきた。

東北新幹線建設工事差し止めを求める北新連側と八五年三月上野開業の実現を期する国鉄側とは、東京地裁を舞台に、集中的な交渉をおこなった結果、八四年一〇月一三日、和解成立にいたった。和解条項は、次のように、「努力条項」とはいえ、騒音七〇ホン以下、最高速度一一〇キロメートル以下の具体的数値を明示して、公害防止を約束させる画期的なものとなった。

【和解条項（抜すい）】

一、国鉄は、東京都北区内に居住する住民らとの間において、住民ら居住区域内における東北新幹線の走行に関して、左記目標を達成するよう努力するとともに、さらに雑音・振動対策の技術開発に努める。

(一)　騒音については、七〇ホン以下（環境基準値七五ホン地区については七五ホン以下）とする。

(二)　振動については、七〇デシベル以下とする。

(三)　列車速度については、北区内においては線形上の制約により低速区間（時速一一〇キロメートル以下）とする。

(四)　軌道構造は弾性枕木直結軌道とする。

(五)　防音壁は逆L字型防音壁を設置する。

二、第一項ならびに建設工事に関する保障責任の存否および額等につき、国鉄と住民らとの間において協議を要する事項については、両当事者は、誠意をもって協議するものとする。

9　土壌汚染公害反対闘争

安中公害と闘う農民を描く音楽構成詩「安中・わたしの故郷」上演

群馬県安中市の東邦亜鉛安中製練所から排出されたカドミウムや亜硫酸ガスが農作物や土壌を汚染し、農民の生活を破壊した安中公害と闘う人々の姿を描いた音楽構成詩「安中・わたしの故郷」が、一九八四年一一月二〇日夜、東京・読売ホールで上演され、一〇〇〇人以上が参加した。

東京地評、中央・千代田などの各区労協、全農林などの労働組合、消費者団体などの支援をうけて、「一一・二〇音楽構成詩『安中・わたしの故郷（むら）』製作・上演一〇〇〇人実行委員会」（委員長、本間慎東京農工大教授）が、安中公害の全面解決に向け、文化的行事を通じて安中公害をより多くの人に知らせ、加害企業東邦亜鉛や行政機関をゆり動かす闘いを組む目的で、製作・上演したものであった。公害反対運動としては画期的な試みだとの評価がなされた。

和解交渉が始まった安中公害訴訟

安中公害により被害をうけた農民一〇六人が東邦亜鉛を被告として損害賠償を求めている安中公害訴訟控訴審の口頭弁論が、一九八五年五月二四日、東京高裁で開かれ、原告農民側の最終弁論のあと、裁判長から原被告双方にたいし、職権で和解の勧告がなされた。これにたいし、双方が和解のテーブルに着くことを了承したが、原告農民側は、和解勧告をうけ入れるにあたって、①被害の実態に見合う正当な損害補償額の認定を求めること、②被告東邦亜鉛が第一審直後に自ら調印した公害防止協定を誠実に履行すること、などを裁判所に要請した。

七月一二日、東京高裁で第一回和解交渉が、労働者らの支援をうけるなかでおこなわれたが、農民らの東邦亜鉛安中製練所内立ち入り調査権などを保障する公害防止協定を実施せよとの要求にたいし、被告東邦亜鉛は公害発生源対策は完成しているとして、現在の公害発生を否定し、「公害防止協定」は裁判の対象外で、これについて話し合うつもりはないと原告の要求を拒否した。

和解交渉の翌一三日、「安中公害の早期全面解決を求める交流集会」が、安中公害東京連絡会の主催で東京・主婦会館で開かれ、原告団、弁護団のほか、労働組合、消費者団体など一九団体、四五人が参加した。その席上、安中で依然として汚染が進行している状況のもとでは、東邦亜鉛に「公害防止協定の実施」をねばり強く要求するとともに、将来の発生源対策をふくめて全面解決をはかることの重要性が確認された。第二回以降の和解交渉では、「公害防止協定の実施」が交渉の焦点となる見通しである。

イタイイタイ病国際セミナー開催

イタイイタイ病国際セミナーが、一九八四年一一月一一日、イタイイタイ病対策協議会の主催により、富山県・農協会館で開催され、医学者、科学者、弁護士、地元住民ら三七〇人が参加した。富山県神通川流域にカドミウム汚染をもたらした三井金属神岡鉱業所を被

告としたイタイイタイ病訴訟の勝利判決一〇周年を記念して、一九八一年八月に第一回イタイイタイ病セミナーが開催されて以来、毎年イタイイタイ病研究の成果を発表するために開催されてきたが、今回はその第四回目である。

本セミナーは、カドミウム研究の国際的権威でありWHOのカドミウム健康影響評価委員としてその中心的役割を務めている、スウェーデンのラルス・フリーベルグ教授ら三人の海外の講師を招いて開催されたことから、全国的にも反響を呼び、イタイイタイ病患者救済を世論化するのに大きく役立った。本セミナーでの研究発表討論を通じて、①カドミウム環境汚染がなかったならばイタイイタイ病は発生しなかったこと、②イタイイタイ病は氷山の一角でありそれ以前の腎障害対策が重要であること、③カドミウムの環境基準は腎臓障害を発生するおそれのないことを保障するに足る低い値であるべきこと、などが強調された。

10　水質汚染公害反対闘争

合成洗剤追放第一一回全国集会

「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放第一一回全国集会」より、一九八四年一〇月一三、一四の両日、福岡市で開催され、過去最高の五五〇〇人が参加した。

集会は、「全地球の自然といのちを守ろう——流れをかえる文化を求めて」をスローガンとした。第一日目の全体集会では、奥田福岡県知事、グーミット・シン・マレーシア環境保護協会会長らの来賓あいさつ、斎藤全国連絡会事務局長の基調報告などがおこなわれた。第二日目の分科会では、「合成洗剤問題入門——なぜ石けんか」「給食現場からの追放と教育実践」「上・下水道問題と合成洗剤」「追放運動をどう進めるか」など七分科会に分かれて討論をおこなった。最後の総括集会では、厚生大臣や日本石鹸洗剤工業会などへの要請書とつぎのような集会アピールを採択した。

【集会アピール（抜すい）】

いま、私たちをとりまく社会と自然の環境は危機に瀕しています。人間が人間自身の智恵によって生み出した文明は、自然を破壊し、いや地球を荒廃に追い込もうとしています。

私たちは、人間が自然との共存によってしか生きる道のないことを自覚し、二〇年に及ぶこの運動の歴史の中で、広範な草の根住民運動、民主団体、消費者運動、労働組合、協同組合等の連帯が作り出され、全国連絡会に結集して一〇年の運動を展開してきました。（中略）

私たちは、安全性を無視し、「豊かさ」と「便利さ」を売りものにする企業のあくなき利潤追求の本質を見ぬき、自らの意識の変革と成長をはかりつつ、社会的な改革を目指さなければなりません。（中略）

今日の全国集会の成果と一〇年の運動の総括とを跳躍台として、私たちは、総評、全水道、自治労、日教組などの労働組合、各地の合成洗剤追放をめざす住民運動グループ、消費者団体などで構成されている「きれいな水といのちを守る合成洗剤追放全国連絡会」の運動を更に、さらに発展させましょう。

大詰めを迎えた琵琶湖工事差し止め訴訟

「琵琶湖・淀川汚染に反対する大阪府民連絡会議」の住民ら一一八六人が、一九七六年三月に、滋賀県、水資源開発公団、国、大阪府を被告として、大津地裁に提起した琵琶湖総合開発計画工事差し止め請求訴訟は、八五年二月から、原告申請の証人尋問に入り、大詰めを迎えた。

琵琶湖総合開発計画は、一九七二年一二月に内閣総理大臣により決定されたものであり、下流からの利水の要求にこたえるために琵琶湖の周囲を湖岸堤で固めそのうえに道路を通すなど、琵琶湖をひとつの巨大な人工のダムにしようという構想である。しかし、琵琶湖とそこから流れ出る淀川の水を日常生活用水として使用している原告ら下流住民にとっては、開発計画にもとづく工事により河川が汚染されるという被害が予測されたため、汚染を防ぎ、環境を保全することを求めて、開発工事の反対運動が広がった。訴訟では、開発工事が琵琶湖の水質にいかなる影響を及ぼすかが審理の焦点となってきた。

11　水俣病闘争

第二回水俣デー

第二回水俣デーの集会は、一九八五年四月二九日に、水俣市で開催され、約八〇〇人が参加した。一九八三年四月に開催された第四回日本環境会議で、水俣病問題の解決にかんする提言として「水俣宣言」が採択されたが、そのなかで、「水俣病問題の解決のために、研究や運動を持続させるために、水俣病正式発見の五月一日を水俣デーとし、広く国民の関心を呼びおこす運動をする」旨の提唱がなされ、それにこたえて一九八四年五月一日に第一回水俣デーがもたれた。今回はその第二回目である。

この集会は、全国の水俣病被害者、弁護団、医師団、労働組合、民主団体の支援のもとに開かれ、宮本憲一大阪市立大学教授（日本環境会議事務局長）らの「水俣病問題の即時無条件全面解決を」と題する講演やスライド上映などがおこなわれ、つぎのような集会アピールが採択された。

【アピール（抜すい）】

水俣病は公式発見以来、三〇年をむかえようとしている。にもかかわらず約六千人の未認定患者を残し、数万人ともみられる潜在患者は全く手がつけられていない。問題はほとんど解決されていないに等しい。（中略）

ところが、行政は認定制度が破綻したことを認めながらも、何ら有効な手段を講ずることなく水俣病の幕引きさえはかろうとしている。これは、福祉や教育を切り捨て、軍事費のみを増やす行政の水俣版である。私たちは、こうした行政の姿勢を許すことはできない。

しかし今、熊本、鹿児島、新潟、東京の水俣病被害者は、行政の水俣病発生・拡大の責任を追及して裁判に立ちあがっている。

水俣病の根本的な解決をめざしたこの裁判の原告は、まもなく一千人を超えようとしている。これは水俣病の歴史上かつてないたたかいであり、行政は大きく追いつめられている。それだけに、たたかいの前進をおしとどめようとするまきかえし攻撃も、一段と強められている。（中略）

私たちは、この「第二回水俣デー」集会が、行政の責任をますます明らかにし、水俣病闘争の新しい発展の基礎をつくる画期的なものとなったこ

とを確信する。水俣病をはじめとする公害から国民の生命・健康を守るこ
とが、現代に生きる私たちの歴史的責務でもある。そして全国的な公害ま
きかえしのもとで、これまで以上に団結を固め、連帯の輪を広げ、広範な
国民的支援を得ながら水俣病問題の完全な解決をめざしてたたかう決意を
固めた。（後略）

新潟水俣病大集会

「生命を守ろう、自然を守ろう、公害をなくそう」新潟水俣病大集会は、一九八四年一一月一〇日、新潟県評などの労働組合も参加する新潟水俣病共闘会議の主催により新潟市で開催され、五三〇人が参加した。

集会では、スライド構成による阿賀野川の歴史と新潟水俣病闘争の経過説明、被害者の訴え、フォークシンガー黒坂正文の歌、基調報告などがおこなわれた。

水俣病全国連の結成

一九八四年五月に東京周辺に居住する水俣病患者が原告となって水俣病東京訴訟を提起したのにともない、熊本、新潟、東京での水俣病闘争が連帯してとりくまれるようになったが、同年八月一九日、水俣病被害者の会、出水・水俣病被害者の会、新潟水俣病被害者の会、水俣病東京弁護団の七団体は、「水俣病被害者・弁護団全国連絡会議」（略称・水俣病全国連）」を結成した。その「申し合わせ」および「方針」の骨子はつぎのとおり。

【申し合わせ、方針の骨子】

一、目的

水俣病被害者の早期完全救済を目的とし、連絡共闘をすすめる。

二、運動の基調

① 被害者団体の団結を何にもまして大切にし、被害者と弁護団の不動の信頼関係を築きあげていくことを基本にしながら、公害被害者との連帯をはじめとし、水俣病被害者の救済のために幅広い国民運動をつくりあげていく。

② 団結と連帯を妨害し、破壊する国・加害企業などの動きや、被害者運動の内外からの分裂・破壊とは徹底して闘うことにより、団結と連帯を強め、社会的共鳴を拡大していく。

③ 裁判闘争を運動の重要な柱として位置づけるとともに、被害者の正当な要求を前面にすえた大衆運動を強力に展開していく。

三、運営

構成団体の一致した意思に基づいて運営する。

【参考資料】(1)総評「第七二回定期大会・各局報告書」、(2)総評「労働ニュース」、(3)総評「総評新聞」、(4)同盟「同盟新聞」、(5)同盟「同盟第二一回定期大会報告」、(6)日本社会党「社会新報」、(7)日本共産党「赤旗」、(8)日本原水協「原水協通信」、(9)日本平和委員会「平和新聞」、(10)日本労働協会「週刊労働ニュース」、(11)「昭和六〇年版環境白書」、(12)「公害弁連第一四回総会議案書」、(13)各公害被害者団体発行のニュース、(14)「第五回日本環境会議報告集」

XII 政党

概要

一、第一〇一特別国会最終盤では臨教審設置法案、第一〇二通常国会では電電公社民営化法案・補助金削減一括法案・国民年金法等改正案・男女雇用機会均等法案・労働者派遣事業法案などが成立した。

一、八四年八月七日に成立した臨教審設置法案にもとづいて、九月五日、臨時教育審議会が二五人の委員で発足し、八五年六月二六日に第一次答申を提出した。

一、八四年九月二七日の中道四党首会談、一一月一四～二〇日の中道四党・同盟代表団訪ソとそれにさいしての意見交換など、中道政党間の関係改善がはかられた。

一、八四年一一月一六日と八五年一月一二日の社・公書記長会談、二月二一日の委員長会談、二月二七日の第一回政権協議委員会、四月一八日の第一回政策委員会、五月二七日の懇親会など、政権協議をめぐる社・公協力は具体的な動きを開始した。

一、同様に、八五年一月一八日の公・民書記長会談、二月二〇日の委員長会談、二月二五日の第一回政権協議委員会、五月一六日の懇親会など、公・民両党間の政権協議も始まり、社・公・民三党の政権協議は公明党を軸にスタートを切った。

概要□国会と各党の動向——選挙——中間地方選挙／都議選／日本社会党——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／公明党——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／民社党——概況／組織・機関紙・財政／大会・中央委員会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動／日本共産党——概況／組織・機関紙・財政／中央委員会総会／政策・方針／労働組合との関係／国際活動

一、「田中問題」をめぐっては、八四年一〇月の「二階堂擁立工作」、八五年二月七日の「創政会」発足、二月二七日の田中元首相病気入院、六月一九日の国会法改正・行動規範・政治倫理綱領・審査会規程四案の成立などの国会での動きがあった。

一、自民党は、八四年一二月五日に中立労連と（初）、一二月六日に総評と（初）、一二日に同盟と、それぞれ会談をおこなった。

一、昭和六〇年代最初の大型政治戦として闘われた東京都議選は、自民圧勝、社会大敗、公・共の前進、民社・新自クの敗北という結果に終わり、投票率は史上最低を記録した。

一、社会党は、「ニュー社会党」への脱皮をめざした党改革と新綱領の策定をめぐる論争に揺れ、六月一一日には、これに決着をつけるための「新宣言草案」がまとめられた。しかし、都議選での敗北や機関紙の減少にみられるように「ニュー社会党」は十分な効果を発揮していず、綱領論争も沈静化していない。

一、八四年一一月一七日に結党二〇周年を迎えた公明党は、都議選での前進や党員の増加などの地力を背景として、「二階堂擁立工作」を機に自民連立の動きを強める一方で、社会・民社との連立政権協議を相ついで具体化させるなど、連立政権参加への意欲を強めている。

一、民社党も八五年一月二四日に結党二五周年を迎えたが、都議選での敗北や党人事をめぐる内部抗争など少なからぬ問題をかかえている。連合問題では「二階堂擁立工作」への関与、塚本・大内新体制の成立と「春日院政」の強化などによって、自民連立への傾斜が目立ちつつある。

一、共産党は、核廃絶をめぐる日ソ共産党首脳会談の開催など反核・平和運動で独自のイニシアチブを発揮してはいるものの、原水禁運動をめぐる紛糾や統一労組懇の活動などもあって社会党・総評とのミゾを深め、野党内での孤立状態も依然としてつづいている。都議選では前進したが、得票率・得票数ともに減少させており、党員・機関紙の頭うちにみられる党勢の停滞状況を脱するには至っていない。

1 国会と各党の動向

第一〇一特別国会

第一〇一特別国会は、八三年一二月の第三七回総選挙後の一二月二六日から一五〇日間の会期で開かれ、途中七七日間の延長によって、八月八日までの二二七日間にわたった。この国会では、中曽根首相の指名、八四年度予算の決定などがおこなわれたほか、政治倫理、「防衛費」突出、「電電」・「たばこ」の民営化、臨教審設置などの重要課題をめぐっては げしい論戦が展開された。しかし、全般的に、新自クの協力を得た政府・自民党主導型の国会運営が目立つものとなった。

第一〇一特別国会で成立した法律

第一〇一特別国会では政府提出法案八四件のうち七〇件、議員立法として提出された六三件のうち八件が成立した。このなかには、被

用者保険本人にたいして一割自己負担を求める「健康保険法改正」、給付期間の削減など給付水準の圧縮をねらった「雇用保険法改正」、教育改革の具体策を論議する審議会を首相直属の諮問機関として設置するための「臨時教育審議会設置法」、奨学金への有利子制度の導入を決めた「日本育英会法」、パート労働従事者の非課税限度額を二万円引き上げて九〇万円にした「パート減税法」、専売公社の民営化のための「新たばこ事業法人組織法」等のたばこ関連五法などがある。このほか、電電公社民営化のための「日本電信電話会社法案」など電電関連三法案、「男女雇用機会均等法案」、「教育職員免許法改正案」、「国民年金法改正案」などは、この国会では成立しなかった。

臨教審の設置と審議経過

臨時教育審議会設置法案は、八四年八月七日、参院本会議で自・公・民・新自ク両党などの反対で可決・成立した。八月二〇日、中曽根首相はこれをうけて、会長の岡本道雄・前京大学長など二五人の臨教審委員を決定し、同日参院議運委理事会に、翌二一日には衆院議運委理事会にその名簿を提出した。その後臨教審は、九月五日第一回目の会合をもって正式に発足、一一月一四日から は、第一部会「二一世紀を展望した教育のあり方」(天谷直弘部会長)、第二部会「社会の教育機能の活性化」(石井威望部会長)、第三部会「初等中等教育の改革」(有田一寿部会長)、第四部会「高等教育の改革」(飯島宗一部会長)の四部会による実質審議が本格的に開始され、一二月一九日には、渡部昇一上智大教授など二〇人の専門委員も決定される(二〇日発令)など、審議は着実に進められていった。これらの論議は八五年四月二四日、「審議経過の概要(その二)」としてひとまず公表され、これには第一次答申が提出されるに至った。

臨教審第一次答申は、改革を「教育基本法の精神にのっとって進める」ことを明示したうえで、改革の基本原則として「個性重視」「選択の機会拡大」「徳育」の重視などをうち出し、改革の突破口として、①学歴社会の弊害是正、②修業年限三年以上の高等専修学校卒業者への大学入学資格付与、③私大も利用できる共通テストの創設、④六年制中等学校の設置、⑤単位制高校の新設、の五つを提案している。臨教審は、八六年五月ごろの基本答申に向けて審議を続行することになっているが、この第一次答申の提出によって、教育改革は一部で実行段階を迎えることになった。

中道四党首会談

八四年九月二七日、河野氏が新自ク代表に返り咲いたのを祝う形で、公明・民社・新自ク・社民連の中道四党の党首が都内のホテルでひそかに会談した。席上、中曽根首相の最近の権力志向、政治倫理問題への不熱心さ、首相や田中元首相を中心とした自民党一党支配強化の傾向、際限ない軍拡の危険性など、首相の政治姿勢に強い懸念が各党首から表明され、今後の対応を注視することで一致したといわれる。八四年一月に同盟が呼びかけた四党書記長・幹事長会議が公明党の反発で流れて以来のギクシャクした関係は、これによって一応修復された。

中道四党・同盟代表団の訪ソ

八四年一一月一四～二〇日、佐々木民社党委員長を団長とし、浅井美幸公明党副委員長、伊藤公介新自ク国対委員長、田英夫社民連代表、宇佐美忠信同盟会長ら一二人からなる「核軍縮をすすめる連絡協議会」の訪ソ団はモスクワを訪問。シェラーエフ全ソ労組中央評

議会議長、コワレンコ・ソ連共産党国際部副部長、アリエフ副首相などの政府・党・労働組合幹部やザグラージン外交委員会副会長らのソ連最高会議議員団との会談をおこなった。そのさい、代表団は軍縮交渉の早期再開を訴えた「核兵器の全面廃絶と軍縮推進にかんする要請書」をソ連側に示した。

なお、訪ソ中の一一月一七日、中道四党と同盟の代表は、滞在先のホテルで今後の政治改革への対応などについて意見交換をおこない、一致点を中道四党と同盟の四項目の「合意メモ」の形でまとめた。その内容は、「平和問題研究機関」の設置をめざすこと、「今後の政治改革を促進するため、中道勢力の拡大、政策について連携をはかるなど、必要な協議をおこなう」こと、政策面でも「共通項を探るため努力」すること、「連携緊密化を目的に、定期協議を開催すること」などの点にわたっている。訪ソ団の活動の詳細、「要請」と「合意メモ」の全文は、『週刊民社』八四年一二月七日付を参照。

社会・公明両党間の政権構想協議

八四年一一月一六日、減税問題をめぐる労働四団体、全民労協と野党代表との協議に出席した機会を利用して、社会党・田辺、公明党矢野の両党書記長会談が開かれた。このなかで田辺氏は、「二階堂擁立工作の経過は経過として、公明党との関係はひきつづき強化したい」と述べ、矢野氏は、①石橋執行部の発足以来、社公関係緊密化について目立った提案はなかった、②自民党総裁選のあと社会党首脳が公明党を強く批判したのは理解に苦しむ、と回答するなどの議論がおこなわれたものの、結局、社公連合政権合意の維持・発展のために、今後、書記長間で意見交換を重ねていくことで一応の合意に達した。また、一二月一一日には、改めて社会党の石橋委員長が社公連合政権合意にもとづく政権協議の再開を公明党によびかけた。

これらを契機として八五年一月一二日、社会党の田辺書記長・曽我祐次副書記長と公明党の矢野書記長・市川雄一副書記長の会談がおこなわれた。この両党書記長会談では政権協議再開問題が中心的に話し合われ、①「八〇年一月の政権合意を踏まえ、八〇年代後半における連合政権を想定した政権構想について協議の場を設置する」、②社会党が提唱していた「国民各層各分野を結集した『国民的プロジェクト』の設置について努力する」、③「政局の動向に併せ、現状改革を目指して、これに適切に対応できるよう随時協議をおこなう」、④再開国会で「緊密な連携」をとり、「必要に応じて国会対策委員会のレベルで協議する」、⑤「両党党首会談の開催については、今後協議する」――の五項目で合意し、これを「確認メモ」として発表した（「メモ」全文は、『公明新聞』八五年一月一四日付）。この社公書記長会談については、①連合政権問題についての両党の本格的協議は八〇年一月の「社公連合政権合意」以来初めてであること、②八〇年一月の社・公合意が事実上の棚上げとされた原発政策だけを協議の対象としていたのにくらべ、「日米安保条約、自衛隊、原子力発電、対朝鮮政策など、八〇年代後半の時代認識と内外の情勢を踏まえての現実的とりくみの課題がふくまれるのは当然である」として、協議対象を拡大し、現実的とりくみを確認していること、③「随時協議」の合意によって、「二階堂問題のような政局激動への対応」（『公明新聞』八五年一月一三日付）が可能とされる態勢がつくられたこと、などの点が注目された。

この書記長会談での合意にもとづいて、八五年二月二一日、国会

内で社会党の石橋委員長と公明党の竹入委員長の会談がもたれた。この社・公党首会談では、政権協議の再開と当面の政治課題にたいする闘いについて合意し、二七日に第一回政権協議委員会を開くことを決めた（合意事項全文は『公明新聞』八五年二月二二日付参照）。

以上の経過を経て、八五年二月二七日、社・公両党の第一回目の政権協議委員会が国会内で開かれ、これには社・公政権協議の責任者である鈴木・公明党、堀・社会党両副委員長はじめ、田辺・矢野両党書記長、両党の政審会長、副書記長らが出席した。協議の結果、①めざすべき連合政権の基本的枠組みは「自民党一党支配に代わる政権」、つまり社・公両党主導のもとに保守の一部をも加えたものとする、②新しい政権構想の具体的内容を詰めるため、政策委員会を設置して政策合意書を作成する、③国政選挙や地方選挙での協力に努める――など四点で合意した。八〇年一月の両党の政権合意では「共産党の除外」にウェイトが置かれていたが、今回は自民党の一部とも提携する可能性を打ち出した点が大きな特徴となっている。新しく設置される政策委員会には、社会党から島崎政審会長（責任者）、曽我副書記長、森永企画調査局長、岩垂中執委員が、公明党からは正木政審会長（責任者）、市川・大久保両副書記長、坂井中執委員が参加し、各級選挙協力について実効をあげるために、社会・安恒、公明・大野両選対委員長をも加えることになった。政策委員会は、安全保障、自衛隊、原子力のほか、経済・財政、福祉などの基本政策について随時協議し、八五年秋頃をめどにして政権構想の原案作成にあたるものとされている。

社会・公明第一回政策委員会

八五年四月一八日、社会・公明両党の初の政策委員会が開かれ、社会党から島崎政審会長、岩垂中執委、公明党から正木政審会長（責任者）、市川・大久保両副書記長、坂井政審副会長が出席した。会議では、政権協議の枠組みや性格をめぐって協議された結果、①一九八〇年に合意された両党政権構想は八〇年代前半を想定したものであり、今回の協議は八〇年代の後半に対応するものである、②したがって（八〇年合意の政権構想との）、継続性と今後の発展性の両面を有するものである、③政策委は今後協議を重ね、基本政策および当面の諸課題について、現実的対応の合意を求めるよう努力する――ことが確認された。

このなかで両党は、八〇年一月の政権合意を継承しながら発展させることで一致。八〇年合意の政治原則に明記された「日本共産党は政権協議の対象にしない」との合意は、今回の政権協議でも継承し、共産党を連合政権協議の対象から除外することで一致した。

一方、「基本政策の現実的対応」については、随時協議をおこない、両党書記長間の「確認メモ」に従い、護憲、反核、軍縮、民主主義の擁護の基本に立って、とくに日米安保条約、自衛隊、原子力発電、対朝鮮政策を対象に、今後、現実的にとりくみ、合意を得るよう努力することを申し合わせた。

社会・公明政権協議委懇親会

五月二七日、社会・公明両党政権協議委メンバーの懇親会が開かれ、これには両党の委員長・書記長も出席した。これは、四月に開かれた両党政権協議委第一回政策委で内定していたものである。

懇親会では冒頭、両委員長があいさつし、石橋社会党委員長は「公明党と一緒にやっていく考えは変わらない。東京都議選（での

選挙協力）ありがとうございます」と述べた。

これにたいし公明党の竹入委員長は、両党間にとって信頼感がもっとも大切だとしたうえで、「できるかぎり社会党とともに頑張りたい。日本の政治改革になることであれば、力を合わせていきたい」との考えを示した。

この日の出席者は、社会党側が石橋委員長のほか、堀副委員長（政権協議責任者）、田辺書記長、高沢、曽我（同事務局長）両副書記長、山口国対委員長、嶋崎政審会長、安恒選対委員長、森永企画調査局長、岩垂、久保、館林の三中執委員、公明党側が竹入委員長のほか、鈴木副委員長（政権協議責任者）、矢野書記長、石田、長田、市川（同事務局長）、大久保の四副書記長、正木政審会長、渡部常任企画委員、権藤国対委員長、大野選対委員長、坂井政審副会長。

公明・民社両党間の政権構想協議

八五年一月一八日、公明党の矢野書記長と民社党の塚本書記長は国会内で会談し、①「八〇年代後半を視野においた連合政権樹立をめざし、協議の『場』を設定する」、②「政局の動向にあわせ、現状打破、人心一新のため、与野党にわたる多面的な積極的とりくみをなすこともありうることで合意し、そのため随時協議する」、③「今後、国会対策において緊密な連携をとって行動する」、④「両党党首会談を開催する」――の四点での合意をみ、これを「確認メモ」としてまとめた（『公明新聞』八五年一月一九日付）。この内容について、矢野書記長は記者会見で、「仮に自民党との連合の動きが出てきた場合でも、両党が一緒に進むのか、どちらか一方が先に行くのか、連合のいろいろな形を想定して、自由に動ける態勢をとろうということだ」と説明し、自民党との連合を念頭に公・民両党で協調していく考えを強調した（『朝日新聞』八五年一月一九日付）。

八五年二月二〇日、書記長会談にもとづいて竹入公明党委員長と佐々木民社党委員長の党首会談が開かれ、政権協議について、双方各五人の「公・民政権協議委員会」を設けることで合意が成立し、同月二五日に第一回会議を開いて連合政権協議をスタートさせることが確認された。また、七九年一二月に両党間で合意した中道連合政権構想にふくまれていた「自民党との連合または連立はおこなわない」などとした「党首確認事項」については、これが八〇年代前半を想定した構想であったことから、すでに過去のものとして失効した、との認識で一致した（合意事項については『公明新聞』八五年二月二一日付参照）。なお、公明・民社両党党首が公式会談をおこなったのは、八三年一一月以来のことである。

公明・民社両党の第一回政権協議委員会は二月二五日に開催され、公明党からは矢野書記長、正木政審会長、権藤国対委員長、大野選対委員長が、民社党からは塚本書記長、永末国対委員長、大内政審会長が出席した。席上、連合政権合意については公・民書記長会談の「確認メモ」にそい、両党政審会長間で随時連携を取り合い、合意文書の作成を進めていくこと、これと並行して、連合政権樹立の方策についても政権協議委の議題とすることで合意が成立し、①各種選挙協力については、選対委員長間で従来以上の熱意で連携を取り協議する、②減税実現、政治倫理確立などの政治課題については、両党国対委員会で緊密に連携をとる――の二点も確認された。

こうして、社会・公明両党間の政権構想協議と公明・民社両党間の政権構想協議が相ついで具体化したことから、中断状態になって

いた社・公・民三党間の政権協議は、ひとまず公明党を軸に再スタートする形となった。

公明・民社両党首脳懇親会　五月一六日、竹入・塚本両党首ら公明・民社両党首脳の懇親会が開かれた。これは、民社党の塚本新執行部の発足を祝うため、竹入公明党委員長が呼びかけていたものである。

懇親会では、両党にとって信頼関係がもっとも大切であることを確認、国対、政審、選対レベルで具体的問題について連携を緊密化する努力をおこなうことで合意した。また、両党書記長間では近く公・民書記長会談を開き、秋以降の政局への対応などで意見交換することを申し合わせた。

この日の出席者は、公明党側が竹入委員長はじめ二宮副委員長、矢野書記長、正木政審会長、権藤国対委員長、大野選対委員長、民社党側は塚本委員長はじめ永末副委員長、大内書記長、米沢政審会長、小沢国対委員長、藤井選対委員長の双方六名ずつ。

公明・民社書記長会談　八五年五月三一日、公明党の矢野、民社党の大内両書記長は、国会内で会談し、当面の政局への対応をめぐって意見を交換した。このなかで矢野書記長は自民党との連合問題について「二階堂副総裁を再び推す考えにはこだわらない。いまは白紙だ」と述べ、大内書記長も「いまのところ、この秋に自民党との連合・連立をやるつもりはないし、その情勢とはならないだろう」との考えを表明した。また、両党の選挙協力問題では、矢野書記長が「従来どおり積極的にとりくみたい」と申し入れたのにたいして大内書記長も同意し、基本的に公・民選挙協力をつづけることが合意された。

第一〇二通常国会

第一〇二通常国会は八四年一二月一日に召集され、会期を四月二九日までの一五〇日間とし、さらに八五年四月二六日、五七日間の延長を自民党・新自由国民連合などの賛成多数で議決し、六月二五日までの二〇七日間となった。この通常国会が異例の早期召集となったのは、第一〇一特別国会終了直後の八月九日に開かれた自・社・公・民の与野党幹事長・書記長会談で、秋の臨時国会を開かず、その代わりに通常国会を早期に召集して電電公社民営化法案などを冒頭で成立させることが合意されていたためである。したがって、国会開会冒頭から電電民営化法案、国民年金法等改正案が焦点となり、前者は一部修正のうえ、一二月二〇日衆院本会議で可決・成立し、後者も一二月二一日の参院本会議で可決、成立した（制度改正部分は再開後の国会で審議）。この後、一二月二二日から国会は年末・年始の自然休会に入り、八五年一月二四日に再開された。国会再開にあたっての勢力分野は第86表のとおり。

通常国会の再開にさいして、福永健司衆院議長が、開会式に臨席する天皇の前でのあとずさりが困難だとの「健康上の理由」によって辞職し、そのあとをうけて坂田道太議員（自民）が第六四代衆院議長に選出された。再開国会では、前国会からの継続案件である政治倫理、年金改革、男女雇用機会均等法、人材派遣法、衆院定数是正問題などに加え、一月には新たに行政改革の推進をめざした補助金削減一括法が提出され、これらの諸問題をめぐって論戦が闘わされた。しかし、前半において軍事費のGNP比一%枠問題などでの攻防があったものの、論議は全般的に低調に終わった。

第86表　国会の勢力分野
（1985年1月23日現在）

党派	衆院	参院
自民党	263	137
社会党	112	42
公明党・国民会議	59	27
民社党・国民連合	38	13
共産党	27	14
社民連	3	—
参院の会	—	3
新政クラブ	—	3
二院クラブ・革新共闘	—	3
無所属	5	4
欠員	4	6
計	511	252

〔備考〕 各党派の届け出名は，自民党が衆院で「自由民主党・新自由国民連合」参院で「自由民主党・自由国民会議」社会党が衆院で「日本社会党・護憲共同」，共産党が衆院で「日本共産党・革新共同」となっている。

第一〇二通常国会で成立した法律

第一〇二通常国会では、政府提出法案八四件のうち七七件、前国会から継続一〇件のうち八件、議員立法として提出された一五件が成立した。新規提出法案の成立率九一・七%は、最近一〇年間では鈴木内閣時代につぐ三番目の高率になる。成立した主な法律としては、電電公社の民営化と電電関連三法、社会福祉など地方自治体向けの「補助金」を削減するために六六項目五九本の法改正を一括しておこなった「補助金削減一括法」、年金の給付と負担の水準を抑制した「国民年金法等改正」、雇用面での男女差別を初めて対象とした「男女雇用機会均等法」（詳細は、本年鑑Ⅲ—Ⅰ「政府の労働政策」参照）、派遣事業を法的に認知して条件をつけようとした「労働者派遣事業法」（詳細は本年鑑Ⅲ—Ⅰ「政府の労働政策」参照）、民間企業の先端技術開発を支援する「基盤技術研究促進センター」設立のための「基盤技術研究円滑化法」、半島地域の事業への財政的テコ入れをめざした「半島振興法」、国会議員の政治倫理をチェックするために衆参両院に政治倫理審査会を設ける「国会法改正」「行為規範」「政治倫理綱領」「政治倫理審査会規程」などがある。なお、衆院定数是正のための法案、「国家機密法案」などは継続審議とされ、次期国会に持ちこされた。

野党四党と労働団体との政策協議

八四年一一月一六日、公明・社会・民社・社民連の野党四党と、労働四団体および全民労協は、八五年度予算にたいする減税要求についての政策協議をおこなった。

この協議には、野党側から矢野書記長、正木政審会長、大久保国対委員長らが、労働側からは総評の真柄事務局長、同盟の河野副書記長らが出席した（詳細は、本年鑑Ⅱ—Ⅷ「政策・制度要求闘争」参照）。

八五年度予算案にたいする四野党統一修正要求

八五年二月二二日、社会・公明・民社・社民連の四野党は、政策審議会長・政策委員長会談を開き、八五年度政府予算案にたいする統一修正要求作成のための意見調整をおこなった。この結果、各党独自案のなかから所得税・住民税減税など五項目の共通部分を統一要求とすることにし、民社党が反対した「防衛費」削減要求について、社会・公明・社民連の三党で独自に、GNP比一%枠を守るために削減を求める旨政府に申し入れる方針を固めた。これにもとづいて、二月二五日、野党四党は共同修正要求を決めたが、これを自民党が拒否したため、二月二七日以降国会は空転をつづけた。三月四日の共産党を除く与野党幹事長・書記長会

談も公明党の欠席で流れるなどの混乱ののち、結局三月六日の共産党を除く与野党幹事長・書記長会談で、金丸幹事長が、単身赴任、教育、寝たきり老人介護手当の三減税を年度中の補正予算で実施する方向を打ち出し、「防衛費」のGNP比一%枠を守るために最善を尽くす、と表明したため、野党側は審議再開に応じ、混乱は収拾された（本年鑑Ⅱ—Ⅷ「政策・制度要求闘争」参照）。

「田中問題」をめぐる動き

八四年七月以降、「田中問題」をめぐっては主に四つの動きがあった。第一は、八四年一〇月二七日の自民党最高顧問会議で表面化した二階堂政権構想問題である。これは、田中腹心の二階堂進自民党副総裁が主役であったこと、福田・河本派など自民党派閥だけでなく公明・民社等の一部野党も加担の動きを見せたことなどから政界に大きな衝撃を与えた。結局、一〇月三一日に二階堂副総裁の留任が決まり、一一月一日には第二次中曽根改造内閣が発足したが、中道諸党の自民連立に向けての動きの強まりや福永議長辞任のさいの二階堂議長就任工作など、その後の政局展開にも少なからぬ影響を与えることになった。

第二は、八五年二月七日の「創政会」の発足である。これは竹下登氏を中心とする田中派内勉強会とされているが、二月七日の第一回会合には四〇人、四月一八日の第二回会合には四九人が出席するなど田中派の約三分の一を結集し、田中派内の比重を次第に強めようとしている。

第三は、田中角栄元首相の発病と入院である。八五年二月二七日、突然田中元首相は東京逓信病院に入院し、四月二八日に帰宅、同夜いったん帰院したものの翌二九日に改めて帰宅、五月一六日には正式の退院届けを出し、その後自宅で療養をつづけている。医師団は、当初「可逆性虚血性神経障害」つまり「軽い脳卒中で、三～四週間程度で回復する」と発表し、三月四日の二回目の発表では、「脳梗塞」で「復帰には二～三カ月かかる」と訂正した。しかし、八五年七月現在に至るも療養中であり、六月六日にはイトーピア平河町ビルの田中事務所を閉鎖したこともあって、完全な政界復帰は困難とみられ、「田中支配の終焉」がとりざたされている。

第四は、政倫協を舞台にした国会内の動きである。八四年八月一日、衆院政倫協代表者会議の席上、自民党は政治倫理問題についての新協議機関設置を提案し、八月三日には、国会法を改正して新たに政治倫理問題を扱う「政治倫理審査会」を設置することで、自・社・公・民四党が合意した。以後、この問題をめぐって折衝がつづけられ、八五年三月二九日の具体案にかんする共産党を除く四党の合意、六月一三日の衆院議長への答申（政倫協は議長の諮問機関）を経て、六月一九日、国会法改正・行動規範・政治倫理綱領・審査会規程の四案が成立した。これによって「政治倫理審査会」が設置され、国会史上初めて議員の政治倫理をチェックする機関が動き出すことになったが、「田中問題」の先送りという経過、収入などについてのあいまいな届出制や審査基準の骨抜きなどのためにその実効は疑問視され、「田中問題」に決着をつけるための形式を整えたにすぎないとの批判も少なくない。

定数是正四野党統一案の作成

衆院の定数是正問題は、八五年五月二四日、中曽根首相が宮沢自民党総務会長に「六増・六減案」を政府案として国会に提出するための党内調整を指示したことで、急速に政治問題化し、二四日の自民

党五役会議による政府提案方針の確認と三〇日の河本・宮沢会談での議員提案合意を経て、結局、五月三〇日、自民党の提案として「六増・六減案」を内容とする公選法改正案などが衆院に提出された。これにたいして野党は、五月二二日の石橋社会党委員長の「線引き変更案」の提唱、五月三〇日の公・民両党の「六・六修正」統一案作成の合意、翌三一日の社会・公明・民社・社民連四野党書記長会談での協議、六月四日の国対委員長・選挙制度問題担当者を交えた書記長会談などを経て、六月一三日の四野党実務者協議で、野党四党の統一案を正式に決定し、六月一七日、四野党書記長ら七人の連名でこれを衆院に提出した。

主な労働団体と野党との連携

第一〇二通常国会において、労働団体と野党との連携が強められた。その主なものとしては、八五年三月四日の労働四団体・全民労協と各野党との賃金問題についての懇談、四月九日の社会・公明・民社・共産各党にたいする各単産の年金問題での政党要請、四月二三日の労働四団体・全民労協と社会党・社民連との時短、減税問題での打ち合わせなどがある。

自民党と中立労連との初懇談

八四年一二月五日、自民党の藤尾政調会長は藁科議長ら中立労連幹部を党本部に招き、朝食をとりながら懇談した。これは八五年度予算案の編成作業に入る前に、自民党の労働問題調査会（森山欽司会長）と労働部会（大坪健一郎部会長）が労働側の意見を聞くために企画したもので、自民党が全民労協の前身である政策推進労組会議と協議した例はあるものの、総評や中立労連と自民党との懇談はこれが初めてのことである。

自民党と総評との初懇談

八四年一二月六日、自民党の金丸幹事長と総評の黒川議長は、党本部で懇談し、これには自民党から森山労働問題調査会長、大坪労働部会長が、総評側から真柄事務局長が同席した。席上、総評側は、①労働時間短縮、定年延長の実施、②六〇年度予算案での一兆円減税実施と増税反対、③人事院勧告、仲裁裁定の完全実施などを要望し、これにたいして金丸幹事長は、「人勧などは金がないからといって抑えるべきものではなく、政府も出すものは出すべきだ、と考えている」などと述べた。この懇談は自民党側の申し入れで実現したもので、

第87表　衆院定数是正の自民・野党案の比較

（数字は定数）

《減員区》	現行	自民党案	野党4党統一案	
兵庫 5区	3	2	3	兵庫2区から宝塚，川西，三田の3市と猪名川町を編入。兵庫2区の定数5は1減らして4に。
鹿児島 3区	3	2	3	奄美群島区＝定数1＝と合区。
石川 2区	3	2	5	石川1区＝定数3＝と合区。
愛媛 3区	3	2	5	愛媛1区＝定数3＝と合区。
秋田 2区	4	3	3	
山形 2区	4	3	3	

《増員区》　埼玉2区(現行3)，同4区(3)，千葉1区(4)，同4区(3)，東京11区(4)，神奈川3区(3) について自民・野党案とも，各選挙区の定数を1増やす。

〔備考〕『朝日新聞』1985年6月14日付。

同党と総評との懇談はこれが初めてだが、今後も定期的に意見交換することで合意した。

自民党と同盟との懇談　八四年一二月一二日、自民党労働部会から査会・労働部会との懇談らの要請によって、同盟と自民党政務調書記長、河野副書記長、幸重・相原両室局長が出席し、自民党側からは、藤尾政調会長、森山労働問題調査会長、大坪労働部会長ほか関係者が出席した。懇談がおこなわれた。これには、同盟から田中と緑の週、労働基準法改正（主として労働時間短縮を中心として）、ＭＥ対策、ＩＬＯ条約批准、労働外交、六〇歳定年法制化、男女雇用平等法、税制改正、一兆五〇〇億円減税などについての考え方をのべ、自民党としても十分な配慮をおこなうよう要請した。これにたいし、自民党から、太陽と緑の週をはじめ、同盟の主張に賛意を表しつつ、積極的に検討したいとの発言がなされた。

党籍の変更　(1)八四年八月一〇日、民社党中央執行委員会は、今国会かぎりで民社党・国民連合を離れたいとする近藤豊議員（愛知五区選出）の離脱を承認した。このため、民社党・国民連合の会派名は民社党に変更された。

(2)八四年一一月一三日、社会党の石橋委員長は、同党の元参院議員で現在無所属の辻一彦代議士（福井全県区選出）を第一〇二通常国会召集までに無所属のまま社会党・護憲共同の一員に加えるとの意向を明らかにした。

(3)八四年一一月二六日、福祉党代表の前島英三郎（八代英太）議員は、福祉党を離党して自民党に入党した。また、これにともなって、参院の院内会派「参議院の会」も退会した。この前島議員の自民党入党は、有権者にたいする信義という面と、比例代表制の本旨という面から問題があるとして、一定の議論をひき起こすことになった。

2　選　挙

1　中間地方選挙

知事選　八四年七月～八五年六月のあいだに、知事選は埼玉、群馬（以上七月）、山口（八月）、福島（九月）、奈良、長野、富山、岡山（以上一〇月）、三重（一一月）、宮城、千葉（以上三二月）、岐阜（八五年一月）、鹿児島（二月）の一四県でおこなわれた。このうち、前農水事務次官が初当選した栃木を除いて、いずれも現職が再選（奈良、長野、富山、千葉）、三選（群馬、山口、福島、岐阜、鹿児島）、四選（埼玉、岡山、三重）、あるいは五選（宮城）された。

これを推薦・支持政党別にみると、自民党公認が一県（鹿児島）、自民公認・公明推薦が一県（富山）、自・公・民推薦の保守・中道が三県（群馬、山口、宮城）、これに新自クが加わったもの二県（福島、千葉）、社民連が加わったもの一県（岐阜）、この両党が加わっ

たもの一県（岡山）となっている。このほか、自・公・民三党の保守・中道に社会党の加わったもの三県（奈良、長野、三重）、社会・新自クの両党が加わったもの一県（栃木）となっており、自民党推薦候補が敗れたのは、全野党共闘が実現した埼玉一県だけであった。

知事選対決パターンとしては保守・中道対共産の形が一般化しており、投票率も全般的に低迷している。過去一年間におこなわれた一四知事選のうち、最低投票率を記録したものは、全体の六割をこえる九県にのぼっている。とくに千葉県の投票率三〇・七%は、全国知事選史上最低の前回（二五・三八%）をかろうじて上回ったものの、全国知事選で三番目の低さである。

市長選　八四年七月以降一年間に実施された市長選は、福岡市と名古屋市の政令指定都市をふくむ一三五であった。当選者の所属党派は圧倒的に無所属が多く、党公認は自民の四（青森県十和田市、青森市、石川県珠洲市、埼玉県川口市）だけであった。

無所属のうち支持・推薦をうけた候補者の党派別の内訳をみると、一番多いのが保守・中道型の四五であり、このうち自・公・民連合が一六、これに新自クの加わったもの一二、さらに社民連も加わったもの四である。このほか、自・民連合四、これに新自クの加わったもの一、自・公連合七、自・社民連合一となっている。つぎに多いのが保守・中道・革新相乗り型の二七であり、このうち、自・社・公・民連合が一一、これに新自クの加わったもの三、共産の加わったもの二、社民連の加わったもの、新自クと社民連の加わったもの、共産と社民連の加わったもの、共産と新自クの加わったもの

第88表　知事選の対決パターン

投票日	県	当選者	推薦・支持政党	落選者	投票率
					%
7. 1	埼玉	現職 4選	自除く6党	無(自)	△ 44.04
7.22	群馬	〃 3選	自・公・民	無(社)・共・無	55.02
8. 5	山口	〃 3選	自・公・民	共	△ 45.78
9. 2	福島	〃 3選	自・公・民・自ク	共	64.14
10. 7	奈良	〃 再選	自・社・公・民	無(共)	△ 44.23
10.21	長野	〃 再選	自・社・公・民	無(共)	△ 61.23
10.28	富山	〃 再選	自民公認・公明支持	共	52.88
〃	岡山	〃 4選	自・公・民・自ク・社民	共	39.34
11.25	三重	〃 4選	自・社・公・民	共	△ 43.57
12. 9	栃木	前農水事務次官	自・社・公・民・自ク	共	△ 38.60
1.27	岐阜	現職 3選	自・公・民・社民	共	△ 52.53
2. 3	鹿児島	〃 3選	自民公認	共	△ 52.95
3. 3	宮城	〃 5選	自・公・民	共	△ 50.4
3.24	千葉	〃 再選	自・公・民・自ク	無(社・共)	30.7

〔備考〕『朝日新聞』1984年12月29日付，1985年2月1日付，2月28日付，4月2日付から作成。
△は過去最低。当選者の所属党派は，富山・鹿児島以外は無所属。

第89表　市長選における連合パターンの傾向

	無（支持・推薦なし）	28	
	公認（自民）	4	
保守	推薦（自民）	6	
保守・中道	自・民	4	45
	自・公	7	
	自・社民	1	
	自・民・ク	1	
	自・公・民	16	
	自・公・民・ク	12	
	自・公・民・ク・社民	4	
中道	民	1	9
	民・自ク	3	
	公	3	
	公・民	2	
中道・革新	社・公	1	8
	社・公・民	4	
	社・公・民・ク・社民	1	
	社・民・共	1	
	社・公・共・社大	1	
革新	社	3	8
	社・共	4	
	共	1	
保守・中道・革新	自・社・民	2	27
	自・社・公	4	
	自・社・公・民	11	
	自・社・公・民・自ク	3	
	自・社・公・民・社民	1	
	自・社・公・民・自ク・社民	1	
	自・社・共	1	
	自・社・公・民・共	2	
	自・社・公・民・共・自ク	1	
	自・社・公・民・共・社民	1	

〔備考〕『朝日新聞』より作成。

各一となっている。このほか自・社・民連合二、自・社・公連合四であった。

このほか、中道・革新連合型が、社・公・民連合四、これに新自クと社民連の加わったもの一、社・公連合一、社・民・共連合一、社・公・共・社大連合一（沖縄県那覇市）の計八、中道連合型が民・新自ク連合三、公・民連合二の計五となっている。もっとも少ない型は革新連合型であり、社・共だけの連合は四（埼玉県富士見市、上福岡市、東京都保谷市、日野市）にとどまっている。

以上のような連合ではない単独推薦も若干あり、自民が六、社会が三、公明が三、民社が一（兵庫県小野市）、共産が一（大阪府羽曳野市）となっている。なお、無投票当選は二八で、全体の約二〇%にとどまった。

2　都議選

昭和六〇年代初の大型政治戦

東京都議選は八五年六月二八日に告示され、七月七日に投票がおこなわれた。この都議選は、中曽根内閣が打ち出した大型間接税導入の断念、売上税の撤回、軍事費増、国鉄の分割民営化、教育改革、税制改革などの懸案を抱えて迎えた大型中間選挙であり、昭和六〇年代に入ってからの初めての大型政治戦であった。

またこの選挙は、二期目の折り返し点を過ぎた鈴木都政が都財政の再建に区切りをつけ、都庁舎の新宿移転を突破口に「マイタウン東京構想」の具体化に信任を問うものとしての意味をもっていた。この点で、都議選は、鈴木都政にたいする都民の審判をあおぐだけで

第90表　定数是正による増減区の変化

（数字は定数）

増減区		旧　議　席 ⟶ 新議席	
減員区	千代田	2 自・自	1 自
	中央	2 自・公	1 自
	台東	4 自・自・自・公	3 自・自・公
増員区	西多摩	1 自	2 自・自
	八王子	2 自・公	3 公・自・社
	府中	1 自	2 自・社

〔備考〕『読売新聞』1985年7月8日付夕刊。

なく、昭和六〇年代の政治動向を占うという面でも注目された。定数一二七をめざしての競争率は一・七七倍で、過去最低（七三年、一・七八倍）を下回る史上最低倍率の少数激戦となった。

定数是正

今回の都議選は、八四年一二月一三日に都議会を通過した「三増三減」案にもとづく定数是正後初の選挙であった。そのため、「違憲状態」判決が相ついで出されている衆院に先んじておこなわれた議員定数の是正が選挙結果にどのような影響を及ぼすかが注目された。結果は第90表のとおり、増員区での社会党の攻勢、減員区での自民党の防戦が際立つものとなった。自民党は千代田区で現職二人を一人に絞り、台東区で現職一人を失ったものの、中央区で一議席を守り、増員された西多摩では二議席を独占するなど健闘している。公明党は、中央区で自民党に破れて全都唯一の落選者を出したものの、台東区と八王子では現議席を守った。社会党は、増員された八王子と府中で一議席ずつ新議席を獲得し、前回立候補を見送った西多摩でも新人を擁立するなど善戦した。

定数是正の影響は、投票率にも顕著に現われた。定員減のため一人区の小選挙区制となった千代田区では優勢な自民党候補に共産党だけしか対立候補をたてなかったために実質的な無風選挙区となり、前回を一〇%以上下回って四一・六四%となった。反対に中央・台東の両減員区は少数激戦となったために投票率が上昇し、いずれも前回を上回った。また、西多摩・府中の増員区でも、議席増をめざした新人議員が立候補したために激戦となり、前者では一四%以上、後者でも四%あまり投票率が上昇した。前回を二%弱下回った八王子でも、投票率自体は六四・二四%と、全都平均を一〇%以上上回る高率を示した。

自民圧勝、社会大敗、公・共の前進

選挙の結果は第91表のとおりである。自民党は改選前議席を五上回る五六議席で、前々回の七七年七月選挙と同数に回復し、得票率も裏づける形となった。なお、自民党は七月八日に島部の無所属議員を追加公認し、五七議席に増加した。

このときの三六・一%に匹敵する三六・〇%を獲得、「保守復調」を

公明党は、立候補者三〇人のうち定数減となった中央区で一人を失っただけの二九人当選というほぼ完全な勝利をおさめ、改選前議席を二議席上回った。このうち、足立区と世田谷区は大田区につぐ複数議席の初挑戦に成功したものである。同党の得票率も、二一・一%と過去最高を記録した。

これにたいして、同じく鈴木都政与党の一角を占める新自クは改

選前より一減、前回当選者より二減の六議席となり、一時の「ブーム」が過ぎ去ってしまったことを如実に示した。民社党も、改選前より一減、前回当選者数より三減の二議席とふるわず、得票率も過去最低の三・〇%に転落した。

他方、野党のなかでは共産党が改選前を三上回る一九議席と野党第一党の地位を強めた反面、社会党が、増員区での善戦にもかかわらず、改選前を四下回り、一一議席にとどまった。同党の得票率も一一・七%に低落し、議席・得票率ともに史上最低となった。

また都議選の投票率は各地で伸び悩み、定数是正などで激戦となった九選挙区で前回を上回ったものの、全都平均では過去最低だった前回の五四・二三%を下回る五三・五〇%を記録し、過半数をやっとこえるだけの史上最低の投票率となった。

なお、七月二四日、新しい都議会の会派結成届が出そろった。それによると、新勢力分野は、自民党五七人（改選前五一人）、公明党二九人（同二七人）、共産党一九人（同一六人）、社会党・都民会議一二人（同一五人）、民主クラブ一〇人（同一三人）＝新自ク、民社、与党系無所属議員で構成、となり、与野党の比率は改選前と変化していない。

第91表　1985年東京都議選党派別結果

党派	改選前議席	候補者数	今回当選者	前回当選者	今回（85年7月）		前回（81年7月）	
					得票数	得票率	得票数	得票率
						%		%
自由民主党	51	66	56	52	1,619,862	36.0	1,500,330	34.5
公明党	27	30	29	27	950,165	21.1	862,847	19.8
日本共産党	16	40	19	16	695,410	15.5	704,869	16.2
日本社会党	15	26	11	15	526,432	11.7	550,364	12.6
新自由クラブ	7	14	6	8	258,373	5.7	288,461	6.6
民社党	3	9	2	5	134,002	3.0	170,174	3.9
諸派	0	11	0	0	33,887	0.8	35,082	0.8
無所属	3	29	4	4	279,844	6.2	241,413	5.6
計	122（欠員 5）	225	127	127	4,497,976	100.0	4,353,541	100.0

3 日本社会党

1 概 況

党改革論争の経過

八四年七月一三日、新しい綱領的文書「われわれのめざす社会主義の構想」（略称「構想」）、八二年一二月の第四七回大会で承認）を党内に定着させるための地方討論集会が愛知県からスタートした。この討論集会の開催を機に左右の論争も活発化し、六月には、最左派の「社会主義協会」が『道』の擁護と『社会主義の構想』批判」と題するパンフレットを発行した。これに対抗する形で、右派の連合組織である政権構想研究会の武藤山治代表も同研究会の機関誌に「『構想』の定着から『ニュー社会党宣言』へ」という報告を掲載し、「協会」を離れて「現代社会研究会」を結成した福田豊法政大教授も、会の「月報」に「新しい社会主義の構想の視点」と題する見解を発表した。また、旧佐々木派の社会主義研究会は一〇月七日、全国研究討論集会で、①「ニュー社会党」の長期路線を新宣言の形で打ち出す、②新宣言ができたときには、現在の党綱領とその補完文書である「日本における社会主義への道」（略称「道」）は、歴史的文献扱いとし、機能を停止する――などを骨子とする「ニュー社会党『新宣言』づくりで勤労国民の結集を」と題する提言を打ち出し、一〇月二八日の総会でも「道」見直しの徹底などを確認した。このような「ニュー社会党」への脱皮の動きには、九月三〇日の新生研究会（島田琢郎代表）の研修会での馬場昇元書記長の批判など、抵抗の動きもあったが、全面的に対決するには至らなかった。

八四年一〇月二八日、今度は、右派の政権構想研究会が総会を開いて、石橋執行部の進める「ニュー社会党」の路線を支持するとともに「道」のすみやかな廃棄を執行部に働きかけることを決めた。

さらに、党の正式機関である社会主義理論センターも、一一月一五日の中央執行委員会に、①路線などで党が生まれ変わるほどの節目が必要、②国民にわかりやすい将来計画をもつ、③現実にとりくむ迫力がある、④社会主義への理念と確信を示す、⑤市民の信頼と労働者との連帯がある――との五項目の提言を報告した。

以上の経過を経て、一二月一三日に中央執行委員会で決定され、八五年一月の第四九回大会に提出された「八五年度運動方針案」は、路線問題をめぐる党改革論争に決着をつけるべく、「八〇年代路線」と「構想」を前提として八五年一二月の大会で「新宣言」を決定し、現綱領と「道」は歴史的文書とする方針を明記するに至った。

【八五年度運動方針（部分）】

党は、すでに七七年の党改革論争以来、「政権をめざす党へ」と脱皮の努力を積み重ね、いま、ようやく懸案の処理も決着をみようとしています。すなわち、基本的な進路については「八〇年代路線」および「新しい社会の創造」がすでに大会で決定され、昨年の全党学習も真剣かつ熱心に取り組まれ、「綱領」と「道」の処理方針を決める「綱領等にかかわる党基本方針問題検討委員会」も設置されました。今後、精力的な検討作業を

通じて次期大会で最終的に処理する方針であります。このため、「綱領」と「道」の調整問題については、結党四〇年の歴史を踏まえ、新しい時代に対応した、国民にわかりやすい「新宣言」を決定し、そのもとに全党が団結します。この「新宣言」の決定に伴い、「綱領」と「道」は党の歴史的文書とします。

「新宣言」草案の策定

八五年六月一一日に開かれた綱領等基本問題検討委員会の新宣言作業小委員会（委員長・田辺書記長）は、新しい綱領となる「社会党の新宣言草案」をまとめた。「日本社会党の新宣言」と題された「新宣言」の内容は、①「はじめに――社会党の四〇年と新宣言」、②「めざす、人間解放のために――社会主義の理念と基本政策――」、③「みつめる　今日の社会――現代日本の社会主義の課題――」、④「かえる　運動と改革の道すじ――社会主義の展開――」、⑤「のばす、主体と連合――だれが社会主義をすすめるか――」の五つの部分からなり、「社会党　そのイメージは、すんだブルーと深紅のバラ／ブルーは、明るさと清潔さと優しさ／深紅のバラは、未来と力と愛」という言葉で結ばれていた。

「新宣言」は、第一に、現在の綱領と綱領的文書である「道」を歴史的文書とし、これらに代わって社会党の性格、路線、目標を明示することをうたい、党の性格を「国民政党」と規定して「階級政党論」を否定している。これについて、現綱領では「階級的大衆政党」、「道」では「社会主義革命の指導的政党。勤労者階級の利益を代表する」となっており、綱領的文書で「国民政党」と規定するのは初めてである。

第二に、社会主義について「長期にわたる運動と改革の過程」ととらえ、その方法論として「参加・介入と政権獲得・自治」をあげてプロレタリア革命論をとらないことを明示し、漸進的な社会改革路線をめざしている。「市民革命」などの歴史用語を除いて「革命」という言葉も姿を消している。

第三に、連合政権については、「ふつうのこと」と積極的に肯定し、憲法の完全実施と改革の政策の前進を条件に「どの党との政権関係にも積極的に対応する」と、保守勢力の一部も対象とした幅広い政治路線をめざすとしている。しかし、連合政権から社会党単独政権への移行過程には触れていない。

第四に、労働組合については、「支持を期待し、支持協力関係を発展させたい」とする一方で、「党は労働組合の主張の単なる代弁者ではない」と一線を画している。

第五に、経済政策では、資本主義の市場メカニズムを評価しつつ、一方で「国有化」の考えは捨てていないものの、他方で、「その事業形態は多様」として幅をもたせている。

第六に、ソ連など「既成の社会主義」については、「共産主義」と明記し、「その方向はとらない」ときびしい見方に立っている。

草案は、六月一二日の三役会、一三日の中央執行委員会に諮られた上で、一七～一八日の全国書記長会議に提出された。その後、下部討議を経て執行部案をまとめ、九月の中央委員会に提出。再び党員の討議にかけて、八五年一二月の党大会で「新宣言」として決定することが予定されている。

「協会」の「新宣言」批判論文

八五年六月二五日、社会主義協会（川口武彦代表）は、機関紙『社会主義』の緊急号外「日本社会党の新宣言（草案）批判」を発行し、マルクス・レーニン主義の立場から、「新宣言」を全面的に批判し

た。これは、『社会主義』の近江谷左馬之介編集長を委員長とする「協会」の『『新宣言』に関する小委員会」の作成という形をとり、①草案の現状分析に階級的視点がない、②社会主義革命を否定した改良主義だ、③合理化攻撃である行政改革を推進する誤りを犯している、④社会党の性格は「国民政党」ではなく「階級的大衆政党」でなければならない――などを骨子としている。「新宣言」草案にたいしては、六月一七～一八日の全国書記長会議でも一定の批判が出ていたが、論文の形でまとまった批判が党内から出たのは、これがはじめである。なお、「協会」本部としては、組織的な批判活動を直接指導するのではなく、理論研究・論文発表にとどめる方針を明らかにしている。

連合のための国民的プロジェクト設置の提唱

八四年一一月二六日、田辺書記長は記者会見で、新しい連合政権構想づくりの具体策として各政党や学者、自治体、労組などの代表で構成する「連合のための国民的プロジェクト」を八五年前半にも設けることを提唱した。田辺書記長は、公明・民社両党にもこれへの参加を呼びかける意向を示し、保守支持層についても「将来、原則や政策で一致できれば参加もありうる」との考えを示した。他方、共産党については直接言及しなかったものの「社公合意を生かす以上、連携は不可能だろう」（社会党幹部）とされている（『朝日新聞』八四年一一月二七日付）。

向坂逸郎「協会」代表の死去と川口新代表の選出

八五年一月二二日、社会党顧問で「社会主義協会」の代表である向坂逸郎氏は、八七歳で死去した。これにともなって、二月一七日、湯河原で開かれた協会の第一八回全国総会で、後任に代表代行の川口武彦氏（元九大教授）が選出された。「協会」はこの総会と一五～一六日に開いた非公式の集会によって、石橋執行体制を基本的には支持していく方向で一致したが、「『右傾化』を阻止しようとする原則派と、『ニュー社会党』を支えるなかで左派の勢力を蓄えつつ党の再生をめざす現実路線派の意見の食い違いがある」（『朝日新聞』八五年二月一七日付）ため、八五年中に策定が予定されている「新宣言」への対応などをめぐってその動向が注目されている。

役員

社会党の役員の任期は二年になっている。現在の役員は、八三年八月の委員長公選で無投票当選した石橋委員長を除いて、いずれも八四年九月七日の第四八回定期大会で選出されたものである。なお、八五年六月、土井副委員長は衆院定数是正にかんする野党四党の統一案で、選挙地盤である兵庫二区の一部が隣の兵庫五区に編入されたことなどを不満として辞意を表明したが、その後説得されてこれを撤回した。

▽委員長　石橋正嗣、▽副委員長　堀昌雄、山本政弘、土井たか子、小柳勇、▽書記長　田辺誠　▽副書記長　高沢寅男、曽我祐次、▽政策審議会長　島崎譲、▽財務委員長　藤田高敏、▽選挙対策委員長　安恒良一、▽国会対策委員長　山口鶴男、▽総務局長　村山喜一、▽広報局長　五十嵐広三、▽企画調査局長　森永栄悦、▽組織局長　笠原昭男、▽労働局長　阿部未喜男、▽農漁民局長　深田肇、▽中小企業局長　中村重光、▽青少年局長　山口太郎、▽婦人局長　山下正子、▽国民運動局長　上原康助、▽国民生活局長　横山泰治、▽自治体局長　佐藤敬治、▽国際局長　八木昇、▽教育文化局長　河上民雄、▽政策担当中執　岩垂寿喜男、館林千里、久保亘、船橋成幸、▽機関紙局長　大塚俊雄、▽中央統制委員長　島上善五郎

党員数　七九年一月に「百万党建設運動」が始まったとき、社会党の党員数は四万三〇〇〇人であった。その後八三年初めまでに五〇％増を果たし、八三年二月には最高時六万四四二六人を達成した。ところが八三年三月から減少に転じ、「連続二〇カ月の下降」（第四九回定期大会「組織検討委員会報告」）によって、八四年一〇月には六万二一七一人の最低を記録した。このため党は緊急行動を始め全党的な党勢拡大運動にとりくみ、一一月二六日には札幌市で初の試みとして入党式を開くなどの努力の結果、八五年一月一日には六万三四五五人（『毎日新聞』八五年四月三〇日付）の約一〇〇〇人増、三月一日には六万四四五六人（『朝日新聞』八五年三月二日付）のさらに約一〇〇〇人増を果たし、増勢に転じた。このなかで女性党員も増加し、八五年二月末現在で七・〇％と、七九年一月段階の三・七％をほぼ倍加した。その後、「七月末現在で六万六一四八人」となっている（『朝日新聞』八五年九月五日付）。

以上の経過をふまえて、四年までを第一期の百万党建設運動とし、第四九回定期大会では、「七九年から八第二期の百万党建設運動と位置づけ」、「三年間、一二万の党員づくり、三倍の『強める会』会員づくり、一千万支持者への働きかけ」が「第二期の具体的目標」として打ち出された。

機関紙　社会党の中央機関紙『社会新報』の発行部数は、八二年一二月の四九万五〇〇〇部から八四年五月には四七万五〇〇〇部となり、八四年六月には四七万六〇〇〇部となっている（本年鑑一九八五年版四四三ページ参照）。その後、減紙状況がつづき、八五年一月の第四九回大会では「プラス『日曜日付』実施時点で全国三五万部をめざします」との方針が出されるほどの水準にまで低下した。また、社会党の八四年度の収支報告では、『社会新報』による収入は二四億二一四一万円となっている。これを年間購読料七二〇〇円で割ると三三万六三〇〇部になる。大会での方針とあわせて考えれば、『社会新報』の部数はおよそ三四万部前後であると推定される。

なお、第四九回全国大会で、「『社会新報』日刊化推進委員会報告」は、「現行週二回刊プラス『日曜日付』発行を二、三年後の『中間目標』」として打ち出した。この方針にもとづいて、八五年八月四日付で、初の日曜版「ひゅうまん」が発行され、一二月の第五〇回大会で認められれば八六年から正式に発行することが予定されている。

定期刊行物　社会党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

①中央機関紙『社会新報』（週二回刊、八ページ建）一カ月六〇〇円
②中央理論誌『月刊社会党』A5判　一部五〇〇円
③社会主義理論センター編『現代社会主義研究』（月刊、B5判）一部二七〇円
④政策審議会『政策資料』（月刊、B5判）一部三〇〇円
⑤農漁民局編『農業農民』（月刊、B5判）一部三〇〇円
⑥地方政治局編『地方政治』（月刊、A5判）一部五〇〇円

⑦中小企業局編『中小企業』（月刊）一部四〇〇円
⑧『社会新報壁新聞』（月二回刊）一カ月五〇円
⑨『社会新報写真ニュース』（月二回）一カ月二〇〇円
⑩『社会新報点字版』（年四回）一部一五〇円
⑪『国民政治年鑑』（年刊、B5判）一部一万四〇〇〇円
⑫『国民自治年鑑』（年刊、B5判）一部一万三〇〇〇円
⑬『プレスサービスニュース』一年四万円
⑭『ジャパン・ソーシャリスト・レヴュー』（英文・月刊）一年二万五二〇〇円

財　政

社会党が自治省に提出した八四年分の収支報告（『官報』号外八五年九月三日付）によれば、同年中の社会党の収入は六三億二三三二万六一一九円で二億一〇四一万円の減であった。なお、前年からの繰り越しが六億四四〇〇万七六一〇円あり、収入総額は六九億六七三三万三七二九円である。

収入の内訳では、機関紙『社会新報』関係が二四億二一四一万円（本年度収入の三八・三%）で前年より八一八八万円の増であった。『月刊社会党』が一億二八〇万円（三・二%）で三九八万円の増、その他の出版物や宣伝物資の販売・物資あっせん・資料頒布会などをあわせて三億五四〇一万円（五・六%）で六九六五万円の増となっている。『社会新報』による収入について多いのが党費・会費収入で二〇億三五八四万円（三二・二%）。前年より一億六六三五万円の増であった。この納入人員は六万七三八六人で、前年とくらべて四一一人減っている。また、そのほかの事業による収支として「レセプション」という費目が登場し、新たに二四五四万円、報告されている。寄付は例年どおり総評からの一億円のほかは、政治団体分として日本税理士政治連盟からの七〇〇万円があるだけで、他はすべて個人からのものとなっている。なお、寄付総額は一億三一四五万円で、前年比一億一五一七万円の減とほぼ半減している。

一方、支出面では、八四年中に総額で六三億二七九八万九六四八円を支出した。その内訳は、例年どおり各都道府県本部などへの寄付・交付金が二三億三〇六一万円（支出総額の三六・八%）ともっとも多く、前年比では四億二〇九三万円の減であった。これについで多いのが、機関紙誌の発行事業費で二二億五六二二万円（三五・七%）、ついで人件費五億一三六三万円（八・一%）、その他の事業費一億四七三五万円（二・三%）となっている。

3　大会・中央委員会

(1)　第六三回中央委員会

経　過　八四年一〇月一七日、第六三回中央委員会が党本部で開かれ、石橋委員長のあいさつについて田辺書記長が「結党四〇周年を前にしたわが党の課題」と題する報告をおこなった。田辺書記長はこのなかで、党勢拡大へ向けて党員拡大月間を延長することを明らかにするとともに、当面の政局について「次期総選挙は明年には想定しなくてはならない」と述べ、一二月召集の通常国会では政府・自民党と対決する姿勢を示した。会議のなかでは、左右両派の論争の対象になっている綱領的文書「道」の扱い

などについて、「結論を急ぐべきではない」との意見が大勢を占め、田辺書記長は「次期党大会ではとりあえず論議の手順を決めたい」との方針を示すにとどまった。また、次期総選挙や参院選に向けた選挙方針が「七〇歳定年制」を打ち出したことにたいしても、地方党員らの考えも聞いたうえで次期党大会で結論を出すことになった。最後に、会議は路線問題に決着をつけるため、「綱領等に関する党基本問題検討委員会」を中執委に設置することなどを盛り込んだ書記長報告を了承して閉幕した。

委員長あいさつ　第六三回中央委員会であいさつに立った石橋委員長は、「ニュー社会党」の一年を総括するとともに今後とりくむべき課題について見解を明らかにした。石橋委員長はこのなかで、現実重視の新しい政治姿勢が党勢拡大の面では必ずしも実績をあげていないことを認め、これに関連して「公然たる派閥の会合が復活し、党外に向かってニュー社会党を批判するような古い体質丸出しの現象が見え始めている」と述べて派閥復活の動きを批判し、改めて挙党態勢の確立を訴えた。

(2)　第四九回定期大会

委員長あいさつ　社会党第四九回定期全国大会は、八五年一月一七～一九日の三日間、東京・一ツ橋の日本教育会館で開催された。冒頭、あいさつに立った石橋委員長は、「当面特段に力を注がなければならないと思われるいくつかの課題」として、第一に、党勢を拡大して党の裾野を広げること、第二に、党の政策形成能力を強化すること、第三に、国際的な緊張緩和、とくに朝鮮半島の平和と安全のために全力をつくすこと、第四に、通常国会で政治倫理の確立と定数是正を一日も早く実現させるよう全力を尽くすことを強調し、「この大会を契機に、ニュー社会党路線が全党的なものとしてしっかりと根をおろすことを期待してやみません」と訴えた。

ひきつづき来賓あいさつがおこなわれ、黒川総評議長、岡田中立労連副議長、河合新産別委員長など計一六人が激励と期待のことばを述べた。

大会経過　祝電・メッセージ紹介につづいて報告案件に移り、田辺書記長が一般党務報告、島上統制委員長が中央統制委員会報告、藤田財務委員長が一九八四年度中央本部一般会計および機関紙会計など各特別会計中間収支報告、児玉末男会計監査が監査報告をそれぞれおこなった。各報告への質疑では、一般党務報告を中心に一二人が原子力発電、「新宣言」策定、連合問題、朝鮮政策、行革・国鉄問題などについて質問し、田辺書記長の答弁のち、いずれも満場一致で承認された。つづいて田辺書記長が一九八五年度運動方針案を提案し、第一日目の議事を終了した。

この日の一般党務報告にかんする質疑のなかでは、とくに原発容認の新方針への風当たりが強く、原発を抱える島根や新潟の代議員から「議案は修正すべきだ」と強い批判が出され、北海道、福岡、香川の代議員からも現場とのギャップを生むとの指摘などがあった。また、路線問題や朝鮮半島政策をめぐっても「新宣言」や全斗煥政権への対応にたいして賛否両論が示された。

第二日目の一八日は、運動方針、組織・財政・機関紙、政策の三小委員会に分かれて議案審議がおこなわれた。運動方針小委員会に付託された議案は、①運動方針案第一部（党建設のうち党勢拡大、

機関紙活動の中期展望を除く）、②同第二部のうち国民運動、国民生活運動、国際活動、③選挙対策方針にかんする件、④結党四〇周年記念事業計画、である。論議のなかで、①防衛費のGNP一%枠突破問題（上田哲議員）、②「新宣言」の策定と「綱領」と「道」の「歴史的文書」化（三野優美代議員以下四四人）、③原発反対運動〈運動方針第二部・国民運動〉（二二県本部および三県本部有志）――について修正案が出された。これにたいし執行部から、①については運動強化に役立てていくこと、②については「全党的に合意できる新しい宣言づくりを進めたい」と答えるにとどまり、③については安全性の確認を強化するなど補足的な見解が示されたが、②と③については提案者の納得が得られず、直接協議による意見調整にゆだねられた。

組織・財政・機関紙小委員会は、①運動方針案第一部の党建設のうち党勢拡大、機関紙活動の中期展望、②同第二部のうち組織活動、労働運動、農漁民運動、機関紙活動、中小企業活動、青年対策、婦人運動、宣伝・広報・市民相談活動、③八五年度財政方針および中央本部一般会計予算（案）、④組織検討委員会報告、⑤『社会新報』日刊化推進委員会報告――について審議をおこなった。

政策小委員会は、①「中期社会経済政策（総論）」にかんする中間報告案、②運動方針案第二部のうち政策活動、自治体改革運動、教育・文化運動、について審議した。討論では、原発・エネルギー政策、中期政策の考え方と手法、国鉄再建対策、自治体の自己革新などが中心となり、とくに原発政策については、二一県本部および三県本部有志から修正案が提出された。

この間、原発問題をめぐって運動方針、政策両小委員会への修正案提出者を代表した党原発対策全国連絡協議会三役らと曽我副書記長ら執行部とのあいだで意見調整が進められたが、原発反対派の抵抗は強く、折衝は難航した。結局、両小委員会は午後九時半前、いったん散会することとし、事態の収拾は最終日に持ちこまれることになった。

第三日目も原発政策をめぐって執行部と反対派の折衝がつづき、予定した審議は大幅に遅れた。このようななかで、大会運営委員会でも処理方針が話し合われ、また都道府県委員長会議による双方への申し入れや議長団招集による全国都道府県代表者会議など解決への努力が払われた結果、①中期政策案のなかの稼動中の原発にかんする記述を若干修正し、原発に依存しないエネルギー体系をめざす考えを強調する、②運動方針案のうち、稼動中の原発にかんする記述を削除する、③補足的統一見解として、原発政策提起の経過に遺憾の意を表するとともに『安全性を追求し』とは稼動中の原発を容認するものではない」ことを明確にする――などでようやく合意が成立した。

以上の合意をうけて、午後から運動方針小委員会が再開され、田辺書記長が原発問題についての執行部修正と統一見解について説明し、満場一致で了承された。また「新宣言」策定にかんしても、①全党一致の採択へ最大限努力する、②下部討議を民主的に保障する、③「綱領」と「道」が「歴史的文書」となるのは「新宣言」が採択されたのちである――などの執行部見解が示され、これによって修正案はとり下げられた。この結果、運動方針小委員会に付託された全議案は満場一致で承認された。またつづいて、政策小委員会でも田辺書記長が執行部修正と統一見解を説明し、これも満場一致

で承認された。

このあと大会は全体会議に移り、各小委員会報告をうけて、これを承認したあと、同党の国政選挙の候補者を〝七〇歳定年〟とするなどの選挙対策方針を了承し、「八五国民春闘を推進する決議」「国鉄の分割・民営化を阻止し国民の足を守る決議」など八本の諸決議を採択した。さらに、都議選予定候補者の紹介・激励などをおこない、最後に石橋委員長の音頭で団結がんばろうを三唱して閉幕した。なお、大会の詳細については、『月刊社会党』八五年三月臨時増刊号を参照。

4 政策・方針

八五年度運動方針

第四九回定期大会で採択された運動方針は、第一部基本方針、第二部各局活動方針の二つに分かれ、第一部は「一、はじめに」、「二、内外情勢、㈠国際情勢、㈡国内情勢」、「三、八五年度運動の目標、㈠運動の基調、㈡運動の目標」、「四、党建設」、「五、結語」、という構成になっている。

運動方針は、まず政治情勢について、①自民党の過半数割れが常態なのに、野党間の信頼が不十分で中曽根政治の継続を許している、②自民党への「すり寄り連合」はとるべきでなく、国民の要求と共通政策にもとづいた、自民党主導にかわる連合政府を構想すべきだ、③そのため、政権を担える主体的条件を整備する必要がある、などの基本認識を示した。こうしたことから、社会党はさらに現実処理能力を身につけた党に生まれ変わる必要があるとして、路線問題では、「新宣言」の決定、政策面では中期社会経済政策の策定、運動を進める姿勢としては「二者択一型でなく、ゆるやかで確実な進歩と改革をめざし、平和と基本的人権にかんする問題では妥協しない」との方針のもと、地域に根を下ろした市民運動型の活動に力を入れる考えを示している。

また、運動方針は、当面の政治目標や政策課題のうち、政局への対応については、自民党の分裂などを待つのではなく、憲法擁護を軸に野党主体の連合をめざすよう訴えている。とくに新しい連合政権構想を幅広い視野から検討するため、公明・民社両党や労組・自治体代表らをふくむ「連合のための国民的プロジェクト」（協議機関）の設置が提唱された。また、朝鮮半島政策のなかで、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との友好を強調しながらも、「平和統一と民主回復を願う韓国内の諸勢力との連帯」に努めることも盛り込み、今後の韓国との交流に意欲を示している。この点では、従来「民主化勢力」としてきたのをあえて「諸勢力」と表現したことが注目された。なお、八四年一二月一三日の中央執行委員会で原案が決定されたさいに盛り込まれていた稼動中の原発を容認する部分は、大会論議のなかで削除された。運動方針のうち、八〇年の選挙を唯一の例外として、自民党の過半数割れは、むしろ、常態になっているとさえいえます。しかし、全般的な保守ムードのなかで、党の伸長度と野党間の信頼関

【八五年度運動方針（部分）】

一昨年の総選挙では、野党協力のもとに自民党を過半数割れに追いこみ、党は、これまでの低落傾向に一応の歯止めをかける可能性を切り開きました。七六年以来、四度の総選挙のうち、八〇年の選挙を唯一の例外として、自民党の過半数割れは、むしろ、常態になっているとさえいえます。しかし、全般的な保守ムードのなかで、党の伸長度と野党間の信頼関

係が不十分なうえに、「連合」に未熟という条件も加わって、いま一歩のところで中曽根政治の継続を許しているのが今日の特徴です。

中曽根首相は、この野党の状況に助けられて田中曽根政治を維持し、財界の二一世紀戦略を受けながら、対外的には日米基軸の立場から安保政策を進め、対内的には、戦後政治の総決算をかかげて財政再建、臨調行革、教育臨調によりながら危険な「改憲」の地ならしを進めています。しかも、高齢化、情報化など成熟社会が進展し、環境破壊や社会的病理現象が拡大しているにもかかわらず、今日の政治は、その解決への能力を示すことができず、ますます政治に対する無関心層の増大を生んでいます。

こうした閉塞した政治状況のもとでは今回の自民党の総裁「公選劇」にみられたように、野党の一部にも政治転換への種々のアプローチが生まれる要因がひそんでいます。

しかし、今日の政治勢力の配置からみて、自民党への「すり寄り連合」はとるべきではなく、国民の要求と共通政策に基づいた、自民主導に代わる連合政府を構想すべきであります。このため、党をはじめとする野党と国民の間に不動の信頼関係をうちたて、選挙協力のあり方など政権を担える主体の条件を整備し、連合に習熟する必要があります。

中期社会経済政策

八四年一二月一日、社会党と同党系の平和経済計画会議の学者グループは合同会議を開き、一九八〇年代後半から約一〇年間の基本政策となる中期社会経済政策の原案を、学者グループの「報告」の形でまとめた。これは、従来のような政策宣伝ではなく、連合政権を通じて実現をはかるべきものとして位置づけられ、その内容は、実質五%の経済成長による完全就業、高度福祉実現のための福祉目的税、さらに現在稼動中の原発の実質的な容認、農業保護の緩和と主要食糧の国家備蓄など、現実重視の姿勢を打ち出したものとなっている。とくに、このなかの原発容認などについては党内の反発が強く、一二月一日の両院議員総会、一二月一二日の党政策審議会総合政策委員会、党原発対策全国連絡協議会臨時総会、全国国民運動部長・原発担当者会議などで、従来の方針の堅持を求める動きが相ついだ。しかし、このようななかで、一二月一五日に開かれた臨時中央執行委員会は、計画段階、建設中のものについては計画凍結や建設中止を求めつつも、稼動中のものについては、運転の継続を認める方針を正式に決定した。以上の経過を経て、一二月二〇日の中央執行委員会は「中期社会経済政策（総論）」を決定し、これは八五年一月の第四九回大会で正式に承認された。その後ひきつづいて、各論部分が検討されることになり、四月三日の政策審議会総合政策委員会を機に作業が開始された。

この日、各論づくりにあたる各分野の委員長が初めて顔を合わせ、重点政策課題として、完全就業の社会をどう実現するか、高齢化社会における新しい福祉システムをどう築くか、食糧、資源、エネルギー、環境問題と人間活動をどう調和させるかなど約一〇項目のテーマを選んで論議すること、各論づくりは党外の学者グループに委託せず、各基本政策委員会が責任をもって進めることなどが確認され、九月の中央委員会に間に合うように草案をまとめる段取りも決められた。

【日本社会党中期社会経済政策・総論（目次）】

第一部　中期社会経済政策の目標と手段

第一章　対象とする期間

第二章　政策の目標と手段

第一節　世界に貢献する日本

第二節　社会的成長の実現―くらしを変える―

Ⅰ　社会的成長の質的側面―完全就業・福祉社会・社会資本

Ⅱ　社会的成長の量的側面―潜在成長力を全面展開して実質5パーセント成長をめざす
Ⅲ　質的・量的成長を支えるための諸政策
Ⅳ　社会的成長の場としての地域
第二部　中期社会経済政策の基本的手法
第一章　なぜ社会経済政策か
第二章　中期社会経済政策における三つの手法
第一節　政策にかんする基本的視点
第二節　政策手法の基本―企業と政府と協同・連帯部門
Ⅰ　企業と政府
Ⅱ　参加・介入の具体化と協同・連帯部門の登場
Ⅲ　社会システム化
Ⅳ　国の役割
第三部　中期社会経済政策を具体化するための諸条件
第一節　地球的および国際的条件
第二節　国内の諸条件

なお、このうち原子力発電にかかわる部分は、つぎのようになっている。

原子力発電については、いまだにその安全性が確立されず、使用済み核燃料や廃棄物の処理についてもメドが立っておらず、人間の生命にかかわる危険性は、依然として除去されていない。また原発はコストの面からみても、すでに優位性を失っている。したがって、今後は省エネ政策の推進や代替エネルギーの開発・導入を進め、原子力発電に依存しない体制をできるかぎり早急に確立する。

原子力発電については、現在計画中のものは、すべて凍結する。建設中のものについては、今日のエネルギー需給の現状からみても緊急性が少ないので中止する。稼動中の原発については、安全性を追求し、これが確認できない以上、運転を中止させ、再審査、再点検を行なう。

高速増殖炉や再処理工場、ウラン濃縮工場廃棄物施設の建設は認めない。

朝鮮半島政策の転換

八四年一〇月二二日、石橋委員長はNHK番組の録画撮りで「私は実質的に韓国があることを認めている。先の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）訪問では、その前提に立って、『韓国』とか『全斗煥大統領』という言葉を使った」と述べ、韓国の存在を実質的に認めているとの見解を公式に表明した。また、一二月二〇日の中央執行委員会で、社会党の朝鮮半島政策の基本を、①日朝関係の改善、②南北朝鮮と米国の三者会談の実現、③韓国内で民主主義回復のために闘っている諸勢力との連帯におくことを明記した見解を決めた。これは、最近の南北対話の動きや韓国内での総選挙へ向けた民主勢力の結集にも注目しており、対韓政策見直しの可能性もにじませた内容となっている。

経済摩擦打開の提言

社会党は八五年四月二八日付で「日米経済摩擦打開の中期的提言」を発表し、日米経済不均衡の原因は、日本の市場開放の遅れにあるのではなく、日本の国内貯蓄超過と米国の投資超過にみられる構造的なものだとして、日米両政府に経済政策の転換を求めた。具体的な打開策としては、米政府にたいし、①巨額の軍事支出と所得税減税による財政赤字を解消する、②貴重な貯蓄を効率的に使う、③日本や欧州からの流入資本に過大に依存しない経済活性化政策へ転換する、④高金利とドル高を是正する、の四点を要求し、日本政府にたいしては、大規模減税、生活関連公共投資の拡大、高い貯蓄を効果的に吸収できる戦略産業の育成などで内需を活性化し、「低成長時代」から「中成長時代」に構造的に移行するよう政策転換すべきだ、としている。ちなみに、「こうした角度から日米経済のメカニズムを分析した党の文書は初めて」（社会党政審）のこと（『朝日新聞』八五年四月

二九日付）である。

その他の政策　以上のほか、八四年七月以降の過去一年間に社会党が発表した主な政策・党見解はつぎのとおりである。いずれも『政策資料』に収録されており、カッコ内がその号数である。

①ロンドン・サミットについての見解、②過大規模学校分離促進のための法案、③社会党の年金改革構想（第三次案）、④刑事訴訟法の一部を改正する法律（案）、⑤育英奨学資金支給にかんする申し入れ（以上二一四号、八四年七月）、⑥国民教育審議会設置法案について、提案理由説明および法案、⑦男女雇用平等法案（社会・公明・民社・社民連共同提出）について、提案理由説明および法案、⑧風俗営業等取締法一部改正案（新風営法）にたいして、わが党の態度、⑨同・修正提案理由および要綱、⑩当面する郵便貯金問題にたいするわが党の見解、⑪訪問販売等にかんする法律の一部を改正する法律案の提案理由説明および要綱、⑫雇用保険法改正案の基本的問題点（以上二一五号、八月）、⑬一九八五年度（昭和六〇年度）予算要求（二一六号、九月）、⑭「行革審」の地方自治への介入にたいする批判と見解、⑮「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案」の提案理由説明および要綱（以上二一七号、一〇月）、⑯一九八五年度（昭和六〇年度）予算編成とわが党の考え方（二一九号、一二月）、⑰一九八五年度（昭和六〇年度）予算にかんする要求書、⑱「くらせる年金」＝社会党の年金改革構想（案）（以上二二〇号、八五年一月）、⑲一九八五年度予算の政府案決定にあたっての申し入れ、⑳一九八五年度税正改正問題にたいする提言（以上二二一号、二月）、㉑昭和六〇年度政府予算にたいする組み替え要求、㉒「防衛費」ＧＮＰ一％枠厳守についての申し入れ書（以上二二三号、四月）、㉓国鉄を「国民の国鉄」にする再建策（第一次草案）（二二四号、五月）、㉔ボン・サミットについてのわが党の見解と提言、㉕派遣労働問題にたいするわが党の態度、㉖「地域林業振興法案」の提案理由説明および要綱（以上二二五号、六月）

5　労働組合との関係

労働運動にたいする方針　第四九回定期大会で採択された「八五年度運動方針」のうち、労働運動にかんするものは第二部各局活動方針のなかの「労働運動」である。ここでは、政府、自民党の攻撃によって戦後獲得してきた労働者の諸権利が後退していること、労働運動はいまだ後退の域を出ず有効な反撃を加えていないこと、労働運動が直面している諸課題は政策制度要求が多く、党と労働組合の共同闘争がますます重要になっていること、などが指摘され、「一、重点課題」として、①八五国民春闘勝利のために、②労働基本権確立のために、③労働時間短縮のために、④格差の解消と雇用の確保のために、⑤臨調行革に反対し、国民のための行革を実現するために、⑥地域労働運動の前進のために、⑦労働戦線統一と共闘の拡大のために、の七つの課題が示されている。また、「二、党労対活動の重点」としては、①各労働団体および労働組合との支持協力関係の強化と拡大、②党の主体性強

化のための労対活動、③百万党建設第二期運動の成功のために、という三課題があげられている。このうち「7、労働戦線統一と共闘の拡大のために」はつぎのようになっている。

【八五年度運動方針、第二部――労働運動――一、7（全文）】

(1) 労働戦線の大同団結と官民の全的統一を支持し、協力します。

総資本の壁をうち破るためには、総労働の大同団結が要請されています。党は労働戦線の統一、官民の全的統一を支持し、その実現に協力していきます。労働組合の政策・制度要求運動がさらに前進していることを背景に、全労働者共通の政策・制度要求の実現のため、労働四団体および全民労協と協力して闘いの輪を広げていきます。全民労協を中心とした民間の労働戦線の統一を支持するとともに、官民の全的統一の実現に協力していきます。

(2) 統一労組懇の分裂行動の阻止のために

統一労組懇は、共産党の指導のもとに、春闘や反核平和の運動に分裂をもちこみ、労働戦線の組織的分裂をねらったセクト的・独善的行動をとっています。

党は統一労組懇の中央・地方における分裂行動に対して厳しく批判するとともに、統一労組懇が行なう陳情、請願、各級議会対策、対当局交渉、集会への党代表や職員の派遣など連帯・支援・協力の行動はとらないこととします。ただ、統一労組懇加盟単産が、統一労組懇の方針と無関係の行動で、党への協力を要請した場合は、その行動内容が党の政策・方針と合致するときにかぎり、弾力的に対応することにします。県本部・総支部段階での統一労組懇対策は、県評・地区労の各党員協と協議して対処することとします。

「強める会」の組織現状

「社会党を支持し強める会」は、総評・中立労連・新産別の労働三団体と純中立組合の有志によって、八一年三月七日に結成されてから四周年目を迎えた。この間、八三年の三〇万会員の目標が提示されてからも、組織化はあまり進展していなかったが、八四年三月八日の第四回総会以降、単産・単組関係ではアルコール専売・全印刷・大阪市従・全国一般西幡地協で、地域でも東京・広島・富山・長崎で「強める会」の結成が進んだ。また、新たに国労・全印刷・アル専・全石油・大阪全日自労、また長野・「強める会」の全電通・動労・全山労・医労協から会員登録があり、「私鉄会」「全日通会」「全労金の会」で会員拡大・更新がおこなわれた結果、会員証を発行した正式登録会員は前年より約六〇〇〇人増え、二万一〇〇〇人となった。

「強める会」第四回総会以降の活動

「社会党を支持し強める会」は、八四年三月八日に第四回総会を開催し、「八四年度活動の重点」を決定した（本年鑑一九八五年版四五一ページ参照）。それ以降の主な活動としては、つぎのようなものがある。①『共同デスク』復刊第一号を社会党と共同発行（八四年九月一日。以後毎月一回、一日発行）し、都議選特集の号外を二回発行した。②「社会党を支持する東京労組連絡会議」の結成総会が開かれ、黒川代表委員があいさつをおこなった（九月六日）。以後、「東京労組連情報」を発行。③「全印刷・社会党を支持し強める会」が発足し、九〇九人が登録された（九月二一日）。④広島県「社会党を支持し強める会」が結成された（九月二八日）。⑤総評主催の「第一回労働組合政治大学」に協賛した（一一月一三～一五日）。⑥「富山県・社会党を支持し強める会」が結成された（一二月一九日）。⑦八五年一月一〇日、社会党三役と「強める会」の黒川代表委員らが懇談し、党員拡大、会員拡大など党建設や都議選などの選挙闘争勝利のために力を合わせることなどが確認された。また席上、黒川代表委員は、一月一七日からの同党定期大会について「原発問題、南朝鮮政策、自衛隊・安保政策のいわばタブーの問題は避けて

通れないのだから、勇気をもってやってほしい」と、現実路線への脱皮を要請した。⑧「社会党を支持し強める全労金関東ブロック協議会」が結成された（八四年二月三日）。

「強める会」第五回総会　八五年五月二九日、「社会党を支持し強める会」の第五回定期総会が東京・池の端文化センターで開かれ、七五人が出席した。総会では、①三〇万人の会員達成に努力する、②未結成の単産、地域では早急に強める会結成にとりくむ、③地域における党支持者との連携を密にし、日常的政治活動を強化する。とくに勤労協に組織した仲間の加入を促進する——などの活動の重点が決定された。

なお、第五回総会以後の六月一一日、新たに「長崎県・社会党を支持し強める会」が結成された。

研究集会への同盟会長の出席　八五年六月二七日、社会党は第二回全国政策研究集会を開いたが、これに講師として招かれた宇佐美同盟会長は、社会党の路線や政策などについての考えを示しつつ、注文をつけた。とくに、安保・防衛問題、原発問題などの政策面で今後、ゆるやかに現実路線に転換するよう求めるとともに、行政改革推進の必要性を強調し、官公労だけでなく民間労働者へも耳を傾けるよう要請した。なお、民社党を支持する同盟の会長が社会党の主催する集会に講師として出席したのはこれが初めてのことである。

6　国際活動

社会党代表団の派遣

(1)八四年八月一四～二三日、井上泉議員を団長とする日中特別委員会訪中団が中国を訪問した。

(2)九月一〇～一八日、田辺書記長がスウェーデン社会民主党第二九回大会への出席などのためにイギリスとスウェーデンを訪問した。

(3)九月一七～二二日、石橋委員長を団長とする訪朝団が朝鮮民主主義人民共和国を訪問し、金日成主席と会談した。

(4)一〇月一～二日にリオ・デ・ジャネイロで開催された社会主義インターナショナル幹事会に、館林政策担当中執が党代表として派遣された。

(5)一〇月九～一七日、岡田利春議員団長を団長とする日ソ特別委員会代表団がソ連を訪問した。

(6)一一月一六～二五日、ルーマニア共産党第一三回大会に出席のため、高沢副書記長がルーマニアを訪問した。

(7)一二月一一～一七日、スペイン社会主義労働者党第三〇回大会とフランス社会党全国会議に出席のため、井上一成議員がスペインとフランスを訪問した。

(8)一二月一一日から、労働党政権の非核政策のあり方を探るため、土井たか子副委員長と岩垂寿喜男政策担当中執がオーストラリ

ア・ニュージーランドを訪問した。

(9)八五年三月一二～一五日、チェルネンコ・ソ連共産党書記長の葬儀に出席するため、石橋委員長がソ連を訪問した。

(10)五月二〇～二五日、田辺書記長を団長とする訪朝団が朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。

なお、八四年一一月一九～二三日、山本幸一元書記長ら前元議員四人と小林進代議士の計五人が韓国を訪問して全斗煥大統領と会談した。しかし、党としてはこの訪問を認めず、「私人」としての扱いにとどまった。

外国代表団の来日　八四年一〇月二五日～一一月二日、喬石中国共産党中央組織部部長を団長とする中国共産党代表団が社会党の招きで来日した。

4 公明党

1 概況

結党二〇周年　八四年一一月一七日、公明党は結党二〇周年を迎えた。同党はこれを記念して、一一月一七日付『公明新聞』に「党結成二〇周年を迎えて」と題する中執委のアピールを発表した（全文は『公明新聞』八四年一一月一七日付）。また同日、公明会館で記念集会を開催し、竹入委員長、矢野書記長があいさつするとともに、「二一世紀をめざす公明党に期待する」と題して菊地昌典東大教授が講演をおこなった。

公明党の二〇年と現状　公明党は、一九四四年一月に設置された価創学会文化部を前身とし、五五年の統一地方選、五六年の参院選で初進出を果たしたあと、六二年に公明政治連盟、六四年に公明党へと発展。六七年一月の衆院選での初の議席進出によって「多党化状況」を生み出し、現在では衆院五九、参院二七の議席をもつ野党第二党である。同党は六九年末の総選挙で四七議席を獲得して第三党に進出するまで破竹の勢いであったが、言論出版妨害問題を機に一頓挫し、その後選挙のたびに浮沈をくり返して現在に至っている。この間、路線や政策面でも、かなりの振幅で動揺をくり返したが、党勢の限界が明確になりつつあった七〇年代中頃から、「社公民」路線などの連合政権構想を模索しはじめ、七九年から八〇年にかけては社・公、公・民の連合政権構想の締結を実現するに至った。しかし、八〇年六月の「自民大勝」によってこれは一時休眠状態に入り、公明党の連合政策の機軸は次第に自民党寄りに変化していく。八一年夏の竹入初訪韓、同年末の党大会での「安保存続、領域保全に限定した自衛隊合憲」への政策転換、八四年一〇月の「二階堂擁立工作」への関与など、いまや公然と自民党との連合政権づくりに踏み出そうとしているかにみえる。しかし、その一方で、社会・民社両党との政権協議を再開するなど、「社公民」への姿勢も崩してはいない。結党二〇周年を迎えて、公明党はいま、重大な選択の岐路に立たされている。

自民との連立に強い意欲　八四年一一月一日に開かれた企画会議、緊急拡大中央執行委員会の席上、経過や真意などについて明らかにした。このなかで、竹入氏は、①二階堂擁立につい国から帰った二四日以降、②鈴木氏を激励もし期待もしたが、外野席から応援した以上のものでない、③改憲、軍拡指向で、特定人物（田中元首相）に支配されている中曽根政治を打破できればいいと思って応援した、④しかし鈴木氏らと将来連立の約束はなかった、⑤創価学会と相談したことは一切ない——などと述べ、二階堂擁立工作に「外野席からフレーフレーと激励した」が、「激励のハンカチを振っただけでこれだけのインパクトがあったのだから、機会があれば（連立を）やってみたい」として、自民党との連立・連合に強い意欲を示した（『読売新聞』八四年一一月二日付）。なお、拡大中執委の詳細については、『公明新聞』八四年一一月二日付を参照。

2 組織・機関紙・財政

党員数

第二二回大会での竹入委員長のあいさつによれば、公明党の党員数は、「一七万九〇〇〇人」であり、「結党いらい最高の水準に達して」いる（『公明新聞』八四年一二月五日付）。八三年の同党の「党員・会費」の納入人員は一六万六九九八人であったから、約一万二〇〇〇人の増加ということになる。ただし、この納入人員の数字は七八年以降の五年間ほとんど変化せず、八〇年から八二年にかけては一人の増減もなく、八三年にようやく一人増えた数が報告されている。このように、公明党を実質的に支えているのは創価学会員であるため、党員数がどこまで実際の組織勢力を反映しているのかは疑問だといえよう。

機関紙

公明党の機関紙『公明新聞』の部数は公表されていないので正確な数字は不明である。公明党が提出した八四年収支報告によれば、『公明新聞』による収入は五五億九二八三万円となっている。これを月に換算して一カ月一二〇〇円の購読料で割れば、約三八万八〇〇〇部という ことになる。また同日曜版の収入は一一億七五七一万円と報告されているから、同様に月に換算して一カ月二〇〇円の購読料で割れば、約四九万部である。

議員数

第二二回大会における党務報告（『公明新聞』八四年一〇月二三日付）によれば、八四年九月第四週までの公明党所属の議員総数はつぎのとおりである。衆・参両院議員八六人（うち国民会議七）、都道府県議会議員二二九人（うち推薦三）、政令指定都市議会議員一三一人、東京・特別区議会議員一八七人（うち推薦一）、一般市議会議員一七二四人（うち推薦八四）、計三六二四人。

定期刊行物

公明党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『公明新聞』（日刊、八ページ）一部五〇円、一カ月一二〇〇円
②同日曜版（週刊、八ページ）一部五〇円、月二〇〇円
③政治理論誌『公明』（月刊）一部三〇〇円
④『公明グラフ』（月刊）一部一二〇円

⑤『公明月報』（内部資料）（月刊）一部一五〇円
⑥『公明新聞縮刷版』（月刊）
⑦『点字こうめい』（年二回刊）一部二五〇円

財　政　公明党が自治省に提出した八四年の収支報告書によれば、八四年中の公明党の収入額は九二億五〇二五万九五九七円であり、これに前年からの繰越額六億三一三四万八〇九〇円を加えた収入総額は九八億八一六〇万七六八七円となっている。収入額は前年比九億二八九三万円の減である。

収入の内訳は、『公明新聞』が五五億九二八三万円（六〇・五%）で前年比一億一四八六万円の減、同日曜版が一一億七五七一万円（一二・七%）で一三〇三万円の減、『公明月報』が四億二七一四万円（四・六%）で二二三二万円の増、『公明グラフ』が二億二五二二万円で一一億二一〇六万円の減、『雑誌公明』が四七五三万円（〇・五%）で二七一七万円の減となっている。これに書籍の売り上げや新聞広告による収入などをふくめた機関紙誌の発行その他の事業による収入の総額は、七七億一三一一万円である。また、党費収入は、一七万八八九六人分八億四二四万円（八・七%）で、前年比三五四六万円の増となっている。

一方、支出総額は九二億二四三二万九八四六円で前年より一七億二〇三〇万円の減であった。支出の内訳は、多いものから機関紙誌の発行事業費五六億五二六〇万円（六〇・六%）で前年比五億七〇二二万円の減、人件費が二三億三六七三万円（二五・一%）で一億六四七二万円の減、事務所費が五億九七一四万円（六・四%）で三億八三〇九万円の増、寄付・交付金が三億五一八七万円（三・八%）で五億二一二五万円の減となっている。

3　大会・中央委員会

(1)　中央委員会

第四七中委　公明党第四七回中央委員会は八四年四月二六日、第二一回全国大会終了後、大会会場である東京・九段会館で開催された。同中央委員会ではまず、議長・副議長の選出がおこなわれ、議長に中野鉄造参院議員、副議長に新井彬之衆院議員・長橋孝都議会議員が選ばれた。中野議長あいさつののち、県本部役員人事も全会一致で承認され、最後に、二宮副委員長が、公明党の立場や行動の重要性を確認し、「党の前進のため力を合わせて頑張ろう」と訴えた。

第四八中委　公明党第四八回中央委員会は八四年九月一八日、東京都新宿区の公明会館で開かれ、中央委員六五人中五〇人が出席した。中野鉄造議長あいさつ、資格審査報告についであいさつに立った竹入委員長は、まず、一二月開催予定の第二二回党大会を「結党二〇周年を迎えつぎの大きな前進を誓い合うための意義深い大会」と位置づけ、全党員の協力を要望した。ついで委員長は、この大会に向け、堅持すべき基本姿勢、政局への対応、党勢拡大の方途についての見解を明らかにした。とくにこのなかでは、党の原点、議員の基本姿勢として「国民大衆を主体者としてきた」など六項目を指摘し、立党精神の堅持を強調した。また、当面の政

局については、「自民党総裁選が焦点だが、流動化するか否かは私にはまったくわからない。野党陣営の連合政権論議は依然、沈静化したままの状況だ」として、連合論議静観の基本方針にそって「今後の事態の推移に臨みたい」と述べた。さらに、政策問題では「将来にわたって対応可能な整合性のある明確な政策ビジョン」の提示を訴え、党活動面では、東京都議選を「新しい党発展の登竜門」と意義づけ、全党の団結をよびかけた（あいさつ全文は『公明新聞』八四年九月一九日付）。

つづいて議事に入り、「党務報告(案)」を矢野書記長、「都道府県本部活動方針（案）」を浅井副委員長、「県本部役員人事承認の件」を二宮副委員長、「昭和五九年度補正予算（案）」を長田総務局長が提案し、質疑のち、いずれも原案どおり承認された。

質疑では、矢野書記長が、「改憲問題が浮上してきたとき、公明党は自民党と一緒になるだろう」などと述べた九月一〇日の田中発言について、「反論を中央執行委員見解としてまとめ発表した」として、①現状の自民党との連合はあり得ない、②田中議員辞職勧告決議案で解散するというなら、うけて立つ、③改憲政権への協力は絶対あり得ない——との立場を改めて強調した。また竹入委員長は、秋の自民党「総裁選を控えた政局の動向について総裁選に絡んで公明党が何かをやろうなどとはまったく考えていない」と述べ、当面は党の足腰の強化に全力をあげ、社公民の野党連携を大切にしていくとの見解を示した。

第五〇中委　公明党第五〇回中央委員会は八五年四月五日、公明会館で開かれた。この中央委員会は、当面する都議選に向けての態勢固めを主な目的とした。馬場富議長の開会あいさつ、資格審査報告につづいてあいさつに立った竹入委員長は、七月の都議選へのとりくみを強めるよう訴え、自民党とともに与党である都政について、「国の政治の先行指標」「連合政治の先駆的モデルであり、これから到来するであろうわが国の連合時代の政治がどんなものであり得るのか、それを想定する実際の例が東京都政にほかならない」と述べ、都政にならい、国政の場でも自民党との連合をめざす考えを強調した。これは、「議院内閣制の国政と違い、地方は与党であれ是々非々が原則。中央での連合論議と一緒にはできない」と説明してきたこれまでの立場を変えるものとして注目された。また、都議選の意義についても、公明党の現在の党勢を今後とう定着させ、伸張させていけるかを占う重要な選挙であり、公明党が前進すれば、国政レベルでの政治改革や連合政治を切り開く推進力になると強調した。他方、竹入委員長は、国会運営と今後の政局への対応にもふれ、『防衛費GNP一%枠問題』『所得税減税』『政策減税』『行財政改革』などについては、秋口以降に予想される補正がらみの臨時国会が、攻防の正念場になる。野党間の連携をはかりつつ、それに備えたい」との考えを示した（あいさつ全文は『公明新聞』八五年四月六日付）。

この後、中央委員会は、矢野書記長の「党務報告」、浅井副委員長の「都道府県本部活動方針承認の件」、二宮副委員長の「中央委員補欠選任の件」「県本部役員人事承認の件」、長田副書記長の「昭和五九年度決算報告」の提案をうけ、質疑のあと、原案どおり可決、承認した。

質疑のなかで、矢野書記長は、政局への対応と二階堂擁立問題の第二幕があるのかについて、①昨年の二階堂問題は公明党にかんす

るかぎり、自民党総裁選が終わった段階で目的を果たした、②政治がよくなるなら、今後も状況があれば、自民党を揺さぶる、③政策や原則をふまえ、国民の理解があれば揺さぶるだけでなく、相乗りしてもよいのではないか――として、自民連立の姿勢を明瞭にしつつも、「現状は政局、連合問題の視野は不透明。当面は『静観』姿勢に徹する」との見解を示した。また、竹入委員長は「与野党逆転状況をつくるのが先決」として、部議選勝利を突破口として次期衆・参院選に勝利し、公明党の主体的力量で政局転換をはかっていくことが基本であるとの考えを改めて表明した。一方、社会・民社両党との政権協議に関連して矢野書記長は、現実的な社会党の政策調整への期待を表明しつつも、「公明党としては玉虫色の合意や安易な妥協をすることはない」との姿勢を強調した。

(2) 第二二回全国大会

大会経過　公明党第二二回全国大会は八四年一二月四日から二日間の日程で、東京・千代田区の九段会館で開かれ、代議員総数五五三人中、五一三人が出席した。大会では、竹入委員長のあいさつのあと、来賓として出席した佐々木民社党委員長、鈴木東京都知事、黒川総評議長、鈴木同盟副会長、藁科中立労連議長、杉山新産別副委員長、竪山全民労協議長らのあいさつ・祝電の紹介などがおこなわれた。つづいて、「党務報告」（案）を浅井副委員長、「活動方針」（案）を矢野書記長、「八五年基本政策」（案）を正木政審会長、「党規約の一部改正」（案）を大野中執委員、「昭和六〇年度予算」（案）を長田総務局長が、それぞれ趣旨説明をおこない、総括質疑のあと、「活動方針案」を中心とする第一分科会、「基本政策案」を中心とする第二分科会に分かれての審議に入った。第二日目の五日もひきつづき分科会審議がおこなわれたのち、五議案はいずれも各分科会でそれぞれ可決され、午後から再開された大会本会議でも、いずれも原案どおり可決された。大会はその後、「政治倫理の確立および衆・参両院の定数配分の不均衡是正促進に関する決議」など八決議の採択、感謝状授与、各都道府県本部臨時大会選出の中央委員五八人の承認を経て、任期満了にともなう本部役員の選出に移った。大会は最後に、大会宣言を採択してその幕を閉じた。

委員長あいさつ　大会冒頭、あいさつに立った竹入委員長はまず、結党以来最高の党勢で二〇周年を迎えた喜びを述べ、公明党が躍進すれば一期待する政治が実現する」と力説し、「確実に政治改革は前進し、国民の置くべきだと大会を位置づけた。そのうえで、先の自民党総裁選にさいして公明・民社両党が二階堂擁立で動いたことについて、「中曽根政治が変わり、特定人物による政治支配の構図が打ち破られるというのであれば、それは国民にとっても大変に歓迎すべきである」、「中曽根氏と二階堂氏の二人を冷静に比較した場合、どうみても二階堂氏の方が〝よりまし〟な考えの政治家のようであり、政治改革の突破口となるであろうとの見通しから、いわゆる外野席からハンカチを振った」と改めて説明した。また、二階堂氏が灰色高官であることについては、その是非をめぐって評価が分かれていることを認めつつも、①保守政権の思いのままの政治がつづいて国民生活がおびやかされている、②政治改革への風穴を開けることに臆するべきでない、③現実を理想に近づけるために、今回の事態で外から声

援を送ったのは間違いでも徒労でもなかった、④政治改革という収支決算では大いなるプラスであり、公明党のイメージも何ら損なわれていない――と述べて理解を求めた。今後の連合問題への基本姿勢については、「現段階においては大枠社公民の『基調』や『静観の姿勢』を崩す必要はまったくない」と述べる一方で、一一月一日の拡大中執委で「つぎのチャンスでは上着を脱いでやる」と発言したことを引用しながら、「そのときには党内のしかるべき正式機関での論議を詰めて、政治改革に正面切って突き進むという決意」だと強調して、連合政権実現への意欲を示した。また、社会党からよびかけのあった社公政権協議の再開については、これに応じる用意のあることを表明したが、安全保障や原発問題への対応などでへだたりの大きい現状では、実際には政権構想での社公民の結集は困難だとの判断を示した（あいさつ全文は、『公明新聞』八四年一二月五日付参照）。

総括質疑　党大会提出五議案の趣旨説明後の総括質疑は政治路線や連合問題をめぐっておこなわれたが、とりわけ二階堂擁立構想に集中した。この件について矢野書記長は、「新たな政治状況の変化のきざしとするにふさわしいものだった」との見解を示しつつも、「意図したものではなく、突発的なものであった」ことを強調した。竹入委員長も、政治転換への強い決意を示しながら、「社・公・民になるか、自民党との連合かは状況により分からない」と述べ、二通りの選択があるとの考えを示した。また、連合の前提について、竹入委員長は「基本政策を度外視して連立・連合に走ることはない」と、野合的連合を明確に否定した。とくに憲法問題では連合の各勢力が絶対に改憲はしないことが前提になると強調したほか、①政治倫理確立のための制度的保障、②装備費の削減もふくめ防衛費の一％枠厳守、③住民の意見を尊重しながら原発の推進――など政策の基本部分での一致を条件とする考えを示した（「総括質疑」の要旨は『公明新聞』八四年一二月六日付）。

役　員　第二二回全国大会で選出・承認された本部役員および同大会終了後開かれた中央執行委員会で決定した副書記長、各局長の氏名はつぎのとおり。

▽中央執行委員長　竹入義勝、▽中央執行副委員長　二宮文造、浅井美幸、多田省吾、鈴木一弘(新)、▽書記長　矢野絢也、▽副書記長　石田幸四郎、長田武士(新)、市川雄一、大久保直彦、▽総務局長　笠間肇(新)、▽組織局長　伏木和雄(新)、▽議会局長　大川清幸(新)、▽宣伝局長　矢追秀彦　▽広報局長　坂井弘一、▽機関紙局長　土師進(新)、▽青年局長　鶴岡洋(新・非中執)、▽婦人局長　渡部通子(非中執)、▽国際局長　黒柳明、▽労働局長　黒柳明(兼・新)、▽文化局長　二見伸明(新)、▽教育局長　伏木和雄(兼・新)、▽中小企業局長　近江巳記夫(非中執)　▽農林水産局長　藤原房雄、▽国民生活局長　刈田貞子(新・非中執)、▽政策審議会長　正木良明、▽財務委員長、二宮文造(兼)、▽国会対策委員長　権藤恒夫、▽選挙対策委員長　大野潔、▽組織対策委員長　三木忠雄、▽国民運動本部長　峯山昭範(新)、▽公害対策本部長　塩出啓典(新)、▽中央執行委員　石田幸四郎、田代富士男、渡部一郎、藤井富雄、藤原行正（以上、中央執行委員二九人）

〈中央統制委員会〉

▽中央統制委員長　原田立(新)、▽中央統制副委員長　鈴切康雄(新)、▽中央統制委員　中野明(新)、西中清(新)、貝沼次郎(新)。

〈会計監査委員会〉

▽会計監査委員　岡本富夫(新)、中野鉄造(新)、有島重武(新)

八五年活動方針　公明党第二二回全国大会で採択された活動方針で注目されたのは、従来の「連合政権論議静観」の姿勢を堅持しつつも、今後「①現状の政治を確実に変えられること、②広範な国民の支持と理解が得られること」という二条件が満たされれば、連合に前向きにとりくむ用意のあることを明らかにした点である。この二条件は八四年四月の第二一回大会で竹入委員長があいさつのなかで述べたものだが、これを党の正式の態度として明記し、「自民党政治の下で展開されてきた政策を是が非でも変えるために、今後の推移に臨む必要がある」ことを強調した点は、「連合政権参加の機会をうかがう姿勢」（『朝日新聞』八四年一〇月一八日付）と意欲を示したものとうけとられた。

活動方針は、「Ⅰ内外の諸情勢」、「Ⅱ政治転換とその対応」、「Ⅲ揺るぎなき党勢基盤の確立と東京都議選をはじめとする選挙戦に向けて」、「Ⅳ党活動の目標」――の四項目から構成されている。Ⅰでは、最近になって米ソ対立に変化のきざしが感じられると分析したうえで、米政権の「力の政策」に追随する政府・自民党の軍拡傾向をはげしく批判し、日米防衛協力のあり方を警戒する姿勢を打ち出している。

Ⅱでは、与野党伯仲状況は定着しているが、野党間の連合への求心力が依然弱いとして、前大会で決定した「連合論議は差し当たり静観」の方針を再確認しつつ、他方で、状況の変化次第で「真剣に対応」する論議の前提条件をあげている。

Ⅲでは、「開かれた国民政党」路線を発展させるため、次期国会選挙で国民会議方式をより拡大する方針を明示した。また、結党二一年目へ向け、衆院五〇台議席の安定確保とつぎの六〇台、七〇台議席に向けて前進する党基盤確立が重要課題であるとして、当面する北九州市議選、都議選などでの勝利を訴えている。

Ⅳでは、「党活動の目標」を一、党勢拡大を支える活動、二、党活動の展開、の二部に分け、一では党独自の活動、二では国民運動の推進や労働運動との提携など、各分野の運動にたいする方針が示されている。

ここでは、連合問題にたいする今後の対応にかんする方針の部分を紹介しておこう。なお、「活動方針」全文は、『公明新聞』八四年一〇月一八日付に掲載されている。

【公明党八五年活動方針(部分)】

以上の政治状況を踏まえて、わが党の対応を考えるならば、前回大会で決定した方針は、堅持されるべきであります。すなわち

1　現段階で〝連合論議〟を進めることは率直なところ残念ながら困難であり、新たな政治状況の変化を待たざるを得ません。

2　従って、わが党は、これまでの党の政治路線である〝大枠としての社・公・民〟路線の基軸までを変えるものではありませんが、しかし、形式的な〝連合論議〟や〝単なる数合わせ〟への政治的取り組みは、差し当たり実現性に乏しい状況にあるといわざるを得ません。

3　それゆえ現段階においては、連合論議には〝静観の姿勢〟をとりつつ、むしろ党勢の基盤をより固めるために日常活動、地域活動の重視、ならびに当面の緊急的課題である政治倫理や国民生活の防衛、福祉、平和と民主主義のための闘いを着実に前進させることに力点を置くことが、より有意義であると判断するものであります。

4　連合論議については改めて論議が必要な事態が生じた場合に、その時点で真剣に対応することとしたいと考えます。

5　その連合論議に際しては①現状の政治を確実に変えられること②広範な国民の支持と理解が得られること――が論議の大前提でなければなりません。

特に、3は、当面、わが党が取り組まなければならない重要な課題であります。つまり、揺るぎなき党勢を確立する活動とともに現状の政治に対する突破口をどう切り開くかという問題に直結した課題であるからにほかなりません。これまでとは異なった局面展開にある伯仲状況の中で、野党が果たすべき役割は何かを明らかにし、わが党の姿勢を確認するものであります。

八五年基本政策　第二二回全国大会で採択された「八五年基本政策」は、外交、安全保障、経済、福祉、中小企業など一六の柱からなる。八三年基本政策のなかの交通・通信政策を「運輸・交通政策」と「情報通信政策」に分け、エネルギー・科学技術政策を「科学技術政策」と「エネルギー政策」に分け、女性、教育政策を全面的に書き直して内容の充実をはかった点に新たな特徴が認められる。

【公明党八五年基本政策(目次)】

一、平和・人権・民主の憲法三原理を将来とも堅持する民主政治を確立します

二、恒久平和主義、平和五原則に基づく自主・平和外交で日本とアジアと世界の平和を実現します

三、核兵器全廃と完全軍縮を推進し、総合的な平和保障体制を確立します

四、地方自治権と住民参加制度の確立で住民福祉を推進します

五、国民生活優先の経済で安定成長の実現と財政健全化を推進します

六、生きがいと活力のある福祉社会づくりと働く者の権利と暮らしを守ります

七、女性の人権を確立し、男女共同参加の社会をめざします

八、豊かな人間教育、うるおいある文化・スポーツを実現します

九、太陽と緑豊かな人間優先の都市と〝ふるさと〟をつくります

一〇、運輸・交通網を総合的に整備充実し、国民生活と社会経済の安定した発展を図ります

一一、情報通信の総合的な振興を図り、人間中心の豊かな高度情報社会を実現します

一二、健康で文化的な緑あふれる快適な人間環境をつくるため、公害と環境破壊を防止します

一三、中小企業を倒産の危機と大企業の圧迫から守り、経営の安定を図ります

一四、農林漁業者の経営・生活を守り、食糧の安定保障を確保します

一五、科学技術を振興し、その発展を推進します

一六、エネルギー資源の安定供給を推進します

5　労働組合との関係

労働運動にたいする方針　公明党の労働運動にたいする方針で重要な位置を占めているのは、労働組合、とりわけ総評や同盟、全民労協など労働組合全国組織とのあいだにおける協議や意見交換である。これについて、第二二回党大会で採択された「活動方針」はつぎのように述べている。

【活動方針　Ⅳ二5労働運動との提携(全文)】

厳しい経済情勢下における、労働運動の活性化を期待するとともに、この運動との提携を深め、次の活動を推進します。

(1)　労組との友好・信頼関係の強化

各種労働団体との定期協議（党本部段階）や政策協議を通じて、意見交

換を行います。

メーデーをはじめとする、労働組合主催の定期大会、集会に対しては、積極的に取り組み、労組との友好・連帯を深めます。

(2) 働く人々の生活擁護

労働者福祉向上のため、労組の政策・制度要求実現に力を注ぎ、各種労働相談にも応じられる体制を強化するために、各県本部労働局長を中心として活動を強化するほか、各総支部の実情に応じて各総支部に労働部長を置き、これらの機能が発揮できるよう、組織の整備を図ります。

「党労働講座」を、各県本部労働局主催で、必要に応じて開催します。

総評との協議

八四年一一月一五日、公明党と総評の定期協議が開かれ、竹入委員長・黒川議長の両首脳も出席して、当面の政治課題、通常国会への対応などについて意見交換がおこなわれた。冒頭あいさつした黒川議長は、「護憲政党として、また労働運動のよき相談相手として連携を深めていきたい」と述べ、竹入委員長は二階堂擁立構想に言及しつつ、「鈴木前首相らの動きに声援を送ったのは、意図的なものではない。意図的であれば石橋社会党委員長にも相談したはずだ」と強調、真意を説明した。

このあと真柄事務局長ら総評側が、労働時間短縮、大型三大連休の法制化、減税実現などについて公明党の協力を要請、双方の間で協議がおこなわれた。

この日の定期協議には公明党から竹入委員長、矢野書記長のほか二宮、多田両副委員長、石田（労働局長）、鈴木、渡部の各副書記長、正木政審会長、草野国対副委員長ら、総評側から黒川議長、真柄事務局長のほか及川、斉藤、森原の各副議長らが出席した。

同盟との懇談

八五年三月一日、公明党は同盟との懇談会を開き、減税、大型間接税導入、定数是正など当面する政治課題について意見交換をおこなった。

席上、宇佐美会長は減税、労働時間短縮、年金法「改正」について労働側の要求実現に向け公明党の協力を求めた。

これにたいし矢野書記長は、まずSDI（米国の戦略防衛構想）、防衛費のGNP一%枠、大型間接税をめぐる首相の高飛車な政治姿勢を糾弾。とくに大型間接税導入の動きについてきびしい姿勢で臨むことを改めて強調した。

このほか、ゴールデンウィークの連休法制化、補助金の一律カット問題などについても突っ込んだ意見交換がおこなわれた。

これには公明党から矢野書記長、正木政審会長、大野選対委員長、権藤国対委員長、二見衆院予算委理事、同盟からは宇佐美会長、有村副会長、一木副書記長、池畑政治局長、柿沼政策室次長が出席した。

全民労協との協議

(1) 八四年七月一三日、公明党の正木政審会長、大久保国対委員長は、国会内で全民労協の鈴木副議長（商業労連会長）、山田事務局長、梅原電機労連書記長らから、八五年度予算編成についての要請をうけた。席上、全民労協側は、景気低迷の打開、不公平税制の是正、年金制度の官民格差解消などについての考えを述べ、公明党の理解と協力を求めた。

(2) 八五年二月一九日、公明党と全民労協の定期協議が開かれ、公明党側から正木政審会長、全民労協側から山田事務局長らが出席した。席上、山田事務局長は、全民労協の八五年度経済運営、予算修正にかんする重点政策を示しながら、税制改革、雇用環境の改善などについて要請し、とくに、見返り増税、新税創設の阻止と大幅減税の実現を強調した。

(3)八五年五月二二日、公明党側から正木政審会長、全民労協側から山田事務局長らが出席して定期協議がおこなわれた。席上、山田事務局長らは、減税、時短など当面する重要課題へのいっそうの支援を要請した。また、この日、全民労協を連合組織へ切り替えることについての中間報告を発表したこと、来年度の政府予算への要求と提言をまとめた原案を作成したこともあわせて報告された。

労組大会・集会への出席　公明党の代表は、毎年多くの労働組合の大会や集会に出席している。本年鑑一九八五年版所収ずみの八四年六月以降のものは、つぎのとおりである。

電機労連第三二回定期大会（七月四日）、全逓第三八回定期大会(七月一〇日)、関西電力労組第三四回定期大会（七月一一日）、電通労連・全電通中央総決起集会（七月一一日）、全電通第三七回定期全国大会（七月一五日)、動労第四〇回定期全国大会（七月一七日）、全建総連主催健保改悪反対・予算要求総決起集会（七月一七日）、全民労協84政策・制度要求実現中央集会（七月二三日）、総評第七一回定期大会（七月二四日）、松下労組第三九回年次大会（七月二七日）、国労第四六回定期大会（八月二〇日）、全施労第一五回定期全国大会（八月二三日）、全東芝労協第二一回総会(八月二四日)、鉄労第一七回定期全国大会（九月四日）、電力労連第三一回定期大会（九月五日）、自動車総連第一三回定期大会（九月六日）、ゼンセン同盟第四〇回定期大会（九月一九日）、鉄鋼労連第七一回定期大会（九月一九日）、東京地評第三七回定期大会（九月二〇日）、交通労連第二一回定期大会（九月二七日）、同盟・全官公主催人勧完全実現要求総決起集会(一〇月四日)、自動車労連第一七回定期全国大会（一〇月二四日）、全建総連第二五回定期大会（一〇月二四日）、新産別第三七回定期全国大会（一一月二五日）、海員組合第四五回定期全国大会（一一月一二日）、全民労協第三回総会（一一月一四日）、全電通討論集会（一二月二〇日）、同盟第二一回大会（八五年一月二四日）、総評第七二回臨時大会（二月七日）、全民労協第七回政策シンポ（二月一四日）、全電通第三八回臨時全国大会（二月二六日）。

6　国際活動

代表団の派遣　(1)八四年六月二八日～七月六日、大久保直彦青年局長を団長とする第五次党訪中青年団一二二人が中国を訪れた。

(2)九月二四日～一〇月三日、日中友好青年交流で三〇〇〇人が招待されたのに加わって、辺見弘機関紙局次長を団長とする日中青年交流訪中団二〇人が中国を訪れ、中国建国三五周年祝賀式典などに出席した。

(3)一〇月七～一九日、竹入委員長を団長とし、二宮副委員長・正木政審会長・大久保国対委員長など三一三人で構成される第一二次訪中団が中国を訪れ、竹入団長は、一〇月九日に胡総書記と、一〇月一一日には鄧小平中央顧問委主任と会談した。

外国代表団の招待　八四年九月二七日～一〇月五日、ミハイ・ブルヤ執行委員会副議長を団長とする「ルーマニア民主主義社会主義統一戦線」訪日団六人が、公明党の招請で来日した。

5 民社党

1 概況

結党二五周年　八五年一月二四日、民社党は結党二五周年を迎えた。この日、東京プリンスホテルで「民社党結党二五周年記念懇談会」が開かれ、衆参両院国会議員など約三〇〇人が出席した。

民社党の国会議員は現在、衆院三八、参院一三で、長い低迷を抜け出してやっと結党時の水準（衆院四〇、参院一七）近くまで回復した。党員数も七三年の一万八〇〇〇人から七万八〇〇〇人に増加し、社会党を抜くまでになった。

しかし、路線問題では、一方で自民党との連合、他方で労働界の再編を背景とした「社公民路線」の二つの方向のあいだで板ばさみの格好になりつつある。党組織の面では、党員の八五%、地方議員一三〇〇人の七五%が同盟から供給されており、同盟依存体質の限界も見え出している。また、党員の七五%が四〇歳代以下で若返りが著しく、党活動面でも励ます会や財界依存の資金集めなど保守党型の活動が定着してきている。このような多方面での変化を背景に塚本新執行部で再浮上しつつある党名の変更論議、綱領見直し論、党大会をめぐって噴出した世代交代要求など、結党二五周年を迎えて民社党は大きな岐路に立たされているといえる。

佐々木委員長の辞意表明と新三役人事

八五年三月二七日、佐々木委員長は臨時中央執行委員会で辞意を表明し、四月の定期党大会での委員長選挙に立候補しない考えを明らかにした。これに合わせて長老の春日常任顧問、中村、小平両副委員長も党運営の一線を離れる意向を表明し、中執委は後任人事を佐々木委員長に一任した。翌二八日、佐々木委員長、春日常任顧問ら党首脳は後継人事をめぐって調整を進め、委員長に塚本三郎書記長、副委員長に永末英一国対委員長、書記長に大内啓伍政審会長を起用するという新三役人事の構想を固めた。ところが、塚本新委員長にたいしては、春日氏に近く春日常任顧問の「院政」や「春日かいらい政権となる」おそれが懸念され、大内新書記長にたいしては、同期の議員を中心として感情的反発が強く、永末氏は「委員長へのラストチャンス」として、副委員長就任に難色を示した。また、この構想が党長老だけの協議で決定されたことにたいしても、世代交代を口にしながら「人事構想を押しつけてきた」とうけとめられ、若手議員の反発が強まった。このほか、同盟との関係が「塚本―大内体制では心もとない」という心配や、連合問題で「新執行部の目は自民党ばかりに向いて、社会、公明党との関係が冷却化するのではないか」との危惧なども示され（『朝日新聞』八五年三月三一日付）、後継人事については、一時その正式決着を持ちこすこととなった。その後、四月に入ってからも数回の塚本―永末会談で打開がはかられたが、四月一〇日の中執委で佐々木委員長が三役候補を正

式に推薦したさい、永末氏は「行動の自由を留保する」と事実上の拒否を表明し、以後、調整作業は中断した形となった。しかしその後、党の分裂やイメージの低下を恐れた党内・支援団体や同盟などから話し合い決着の声が強まり、四月一九日、宇佐美同盟会長らも同席して、塚本—永末会談が開かれ、「明朗、民主的な党運営」などを条件に永末氏が副委員長就任を受諾することで合意した。ただし、永末氏らが強く求めていた「長老支配」打破については両者の意見が食い違い、春日常任顧問らが日常の党活動の表面には出ず必要に応じて意見を聞くという形にとどめるということで一致したものの、その具体的処遇は党大会での役員選考のなかで検討されることになった。

党大会をめぐる人事抗争

八五年四月二三日に開幕した第三〇回定期大会でも、党務報告にたいする質疑のなかで「長老支配の排除」をめぐって対立が再燃した。席上、代議員の質問への回答に立った佐々木委員長は長老支配の事実を打ち消して批判をかわし、塚本書記長も批判を無視した形で今後も春日氏と緊密な連絡をとっていく考えを強調した。これにたいして永末氏は直ちに反論し、場内騒然とするなかで、今度は春日常任顧問が中村副委員長らの制止をふりきって登壇。「長老支配というが、私が党機関の決定をひん曲げて、よこしまに押し切ったことは（常任顧問に就任以来）八年間、一度もない。私がひるんだり、遠慮したりは許されない。長老支配とは、五臓六腑が煮えくり返る思いだ」と、永末氏を強く非難した。全国の代議員を前にしたこのような応酬は「民社党大会の歴史のなかで初めて」（同盟幹部）といわれるほどはげしいものだった（『朝日新聞』八五年四月二四日付）。また、大会二日目の二四日朝に開かれた国会対策委員会の席上、今度は佐々木委員長と春日常任顧問が人事抗争の新たな焦点となった常任顧問の問題をめぐってはげしく対立した。このとき、春日氏が二三日の永末国対委員長の発言をとらえ、「人心一新を望む声が山とあるなら聞かせてみよ」と詰めより、かたわらにいた佐々木氏が「黙れ」とこれを制止し、「お前の党ではない」と発言した。これにたいして春日氏も「数日前に（佐々木氏は）常任顧問就任を受けるといったのに、今度は受けないなどと心にもないことをいうな」といったのに、今度は受けないなどと心にもないことをいうな」とやり返し、「両者は灰皿を握りしめてにらみあい、お茶が飛びこぼれるなかで長老格の稲富顧問がやっと両者を分けた」という（『朝日新聞』八五年四月二四日付夕刊）。

このようななかで、党人事は役員選考委員会を中心に進められたが、二三日の時点で新三役についての合意は成立したものの、春日氏が「一押し、二押し、三頭突きだ」とその就任に執念をみなぎらせ、永末氏グループがそれに強く反発している常任顧問ポストの扱いについては調整がつかなかった。そのうえ、二四日夕の役員立候補締め切りまでに、次期執行部で発言力を確保しようと、中央執行委員の定数二六にたいして春日、永末両支持グループなどから計三七人が立候補するなど、全面対決の事態となった。事態を心配した同盟は二四日午後、緊急単産代表者会議を開いて、①常任顧問の扱いは新執行部発足後、その責任で処理する、②中執委員の選任は、二五日の正式決定までに候補者調整を進めて選挙を回避する——などの調停案をまとめ、田中書記長が収拾に乗り出し、同日深夜まで佐々木委員長、春日、塚本氏らと会談したが決着せず、翌日も調整をつづけることになった。大会最終日の二五日も、同盟は午前中に

田中書記長が塚本、永末、大内氏らと会談したあと、大会場に近いホテルで三役会議、単産代表者会議を相ついで開き、協議を重ねた。正午すぎからは、菅野泰太郎役員選挙委員長（ゼンセン同盟会長代行）が、佐々木、永末両氏に、①春日、佐々木、中村、小平の四氏を常任顧問として推薦する、②常任顧問の権限、役割については今後一年間、新執行部のもとで改善していく――との収拾案を示した。当初、常任顧問就任に難色を示していた佐々木氏は事態収拾のためにこれを了承。永末氏も塚本、大内氏と二度にわたって会った結果、常任顧問のあり方について「合意文書」を交わしたことで収拾に応じることになった。これをうけて中執委員も話し合いで調整され、一時中断後再開された大会では、新三役、常任顧問、中執などの役員はいずれも無投票で選出された。なお中執委の内訳は春日・塚本系一二、永末系七、その他八とされている（『朝日新聞』八五年四月二七日付）。

【常任顧問問題についての合意文書（全文）】

常任顧問のあり方については三役協議の上、党規約にのっとり、党機関中心の運営を行い、党業務についてはこれまでの論議を踏まえ、党運営について常任顧問をわずらわすことのないよう執行部が責任をもって執行する。

「長老支配」の継続

二五日の大会で中執委員は全員無投票で選出されたが、人事抗争のあおりをうけて担当の役職についてはこの日に決まらず、五月二六日の中央執行委員会に持ち越された。党役員人事は同日の三役会議で塚本新委員長が原案を提示し、永末氏から一部不満が示されたが、中執委で了承された。この人事によると、先の大会で永末氏を支持した中執委七人のうち河村前副書記長ら四人が無任所中執として特定のポストからはずされ、この分が春日支持派や中立系の非中執国会議員の登用によって埋められた。また春日常任顧問が候補者擁立委員長、小平常任顧問が党政治資金団体「政和協会」会長という重要ポストにそれぞれ留任した。

このあと、議員団総会が開かれ、新議員団長に就いた中村常任顧問が国会役員人事について発表したが、これも中執委人事と同様に春日・塚本色が濃厚だったことから永末支持グループが「関係者と相談して決めるという慣例を無視している」「報復と論功行賞人事」「長老支配の継続だ」と強く反発し、激論となった。結局、国会役員については凍結して、連休中に党内根回しを進めたあと、改めて議員団総会に諮ることになったものの、五月八日の塚本委員長・永末副委員長・小沢国対委員長・中村国会議員団長（常任顧問）の四者会談で、年末の通常国会召集時まで留任させることで合意が成立した。

なお、非中執国会議員を局長、委員長などの党役員に起用したことについて、永末支持派内から「党規約違反」との批判が出されていたが、五月一〇日の第二回中執委の席上、この問題について、塚本委員長は「今後、党本部の機構改革を進めながら、規約の改善を検討したい」と理解を求め、そのための「機構改革・規約検討委員会」（仮称）を早急に設置することとした。また、このさい党顧問として天池前同盟会長ら三人を加え、留任をふくめた七人で「顧問会議」を設置することも決定された。

春日グループの旗上げ

八五年六月二五日、春日常任顧問ら長老グループの呼びかけで、塚本委員長、大内書記長、春日・中村・小平の三常任顧問ら衆参両院議員三一人が

ひそかに集まった。これは民社党国会議員の約六割にあたる。会は国会閉幕にあたっての慰労が名目だったが、先の党内抗争で「長老支配」を批判した永末副委員長とそれを支持した中堅議員や佐々木前委員長らは招待されなかった。会合では発起人の中村常任顧問が「同志中の同志の結束」を呼びかけ、春日常任顧問も「仲良しクラブとして、党のために尽くそう」と協力を呼びかけた。党内には「春日派結成ではない」としているものの、衆院の当選回数別に世話人を決め、会の名称も検討し、春日氏から一人三〇万円の「盆手当」が出る（『日経新聞』八五年六月三〇日付）など、事実上の「春日派」結成とみられる動きを示した。これは、春日氏が自民党との連合に向けていよいよ態勢を整えだしたものとして注目された。

会はその後も「勉強会」として継続的に開かれることになっていたが、都議選での惨敗の余波をうけて、現在は「派閥」としての活動を自粛している。

中曽根首相支援を明示

第三〇回大会分科会での答弁で中曽根政権との連立の可能性を示唆していた塚本委員長は、八五年六月二七日、日本評論家協会の月例会で講演し、国鉄改革問題に関連して「先の幹部更迭のように、首相の強力で大胆な行動を強く支持する」と再び表明。「中曽根首相の姿勢は評価する。連合・連立問題では白紙だが、首相が断固としてとりくむかぎり、民社党は全面的に支援したい」と述べて、中曽根政権に積極的に協力する考えを強調した。また、連合問題でも、その相手について「いまのところ、まったく想定していない」と答えながらも、「現時点で協力できるのは中曽根内閣しかない」と述べ、中曽根内閣が連合の相手となり得ることを示した。さらに、民社党の党名変更問題についても、今後意欲的に検討する構えを示した。

2 組織・機関紙・財政

党員数

民社党の党員数は、八四年四月の第二九回大会で七万三〇〇〇人と報告され、八二年一二月の七万人突破以降、一定の停滞におちいっていた。しかし、八五年「三月末現在で、党員数七万九六八六名」（第三〇回大会「党務報告」）となった。さらにその後八五年四月の第三〇回党大会で「レッツゴー民社——党勢拡大五カ年計画」を決定し、八五年を「飛躍元年」として活動を強化したこともあって、七月末現在では、「トータルで八万一五〇〇名台」と報道されている（『週刊民社』八五年七月二六日付）。

機関紙

民社党の中央機関紙『週刊民社』の発行部数は、八三年二月現在で推定約一六万四〇〇〇部、八四年四月の第二九回大会時点での報告が一五万部であり、一定の後退を示していた。しかし、第二九回大会以降次第に増勢に転じ、八四年六月現在の部数は約一五万二〇〇〇部と推定された。その後も増加傾向は衰えず、第三〇回大会では「昨年の大会以降、今日までに発行部数、有料部数ともに一万部増」と報告されている。したがって、八五年四月現在の部数は約一六万部と推定され、八三年二月時点の水準をまだ回復するには至っていない。ただし、大会での「党務報告」によれば、「紙代完納部数」は一四万八七五八部とされている。

八四年七月現在の普及度ベスト一五は第92表のとおりである。数

第92表　『週刊民社』普及度

順位	総局名	1部当たり世帯数
①	☆宮崎総局	78.8
①	☆長崎総局	78.8
③	☆島根総局	105
④	☆滋賀総局	113
⑤	☆福井総局	143
⑥	☆山形総局	155
⑦	☆長野総局	156
⑧	☆愛知総局	162
⑨	☆福島総局	174
⑩	☆新潟総局	176
⑪	☆兵庫総局	181
⑫	☆富山総局	186
⑬	岡山総局	193
⑭	石川総局	207
⑮	愛媛総局	210

〔備考〕『週刊民社』1985年7月26日付による。

字は『週刊民社』一部当たりの世帯数で、☆印はいわゆるツー・オー・ライン、すなわち、七九年の第二四回大会で決定した拡大目標二〇万部（一部当たり一九〇世帯）の水準をこえた県である。なお、民社党の月刊誌は『かくしん』であるが、同誌の普及部数は、八五年四月の第三〇回大会の「党務報告」で二万三一一八部と報告されている。

定期刊行物　民社党が発行している定期刊行物は、つぎのとおりである。

①中央機関紙『週刊民社』（週刊、タブロイド版一二頁）一部九〇円、一カ月三五〇円
②月刊誌『かくしん』（月刊）一部五〇〇円、年六〇〇〇円
③政策審議会編『政策と討論』（月刊）一部二五〇円、年三〇〇〇円
④『自治レポート』（月刊）一部二〇〇円、年二四〇〇円
⑤英文情報紙『ミンシャトー・インフォメイション』（年四回）

財政　民社党が自治省に提出した八四年分の収支報告書によれば、同党の収入額は一六億七三二六万八七二七円で、これに前年繰越額二億六二三万一三〇円を加えた収入総額は一九億三五四九万八八五七円となっている。収入額は前年比一八億一一〇八万円の減と半減しほぼ二年前の水準にもどった。

収入の内訳では、例年どおり寄付が六億二九三八万円（三七・六%）ともっとも多く、ついで立法調査費三億七二〇〇万円（二二・二%）となっている。寄付の五三%に当たる三億三二三六万円は民社党の政治資金団体・政和協会からのものであり、その他の主な団体寄付としては、例年どおり同盟からの一億円、全金同盟からの三〇七六万円、交通労連からの二七八八万円、全化同盟からの二六三二万円、一般同盟からの二五六七万円、ゼンセン同盟からの一一五二万円などがある。機関紙誌の発行その他の事業による収入は三億八一九六万円（二二・八%）であるが、このうち機関紙『週刊民社』は二億一四〇四万円（一二・八%）で前年比四七六万円の減、月刊誌『かくしん』は六五一五万円（三・九%）で二二二万円の増となっている。また、パーティ開催による収入は月刊誌からの収入より多く、八六四五万円である。党費収入は二億七一〇五万円（一六・二%）で二〇一五万円の増、納入人員は七万八三四三人で前年比四九八四人の増となっている。

一方、支出面では、支出総額は一六億三七一五万六一七四円で前年比一九億四七〇万円の大幅減である。内訳では、人件費がもっとも多く四億四三六万円（二四・二%）で二六五一万円の増、ついで機関紙誌の発行事業費二億九九五七万円（一七・九%）で七七三万円の増、寄付・交付金二億九六八三万円（一七・七%）で一四億一六七七万円の大幅減、組織活動費一億六八〇〇万円（一〇・〇%）で五一六八万円の増となっている。

なお、民社党の財政状態を知るためには、その政治資金団体であ

る政和協会の財政もあわせてみる必要がある。八四年中の政和協会の収入額は、八億二二七八万五七一七円（前年比二億八九一九万円減）、前年繰越額八七〇七万四二五円を加えた収入総額は九億九八五万六一四二円となっている。政和協会への寄付の大部分は企業や経営者団体からのもので、個別企業ではトヨタ自動車一三八〇万円、清水建設一二〇二万円、東レ、日本石油、松下電器各一〇〇〇万円など、自動車、建設、重化学工業などからの寄付が依然として目立っている。一方、支出では、民社党への寄付三億三二三六万三六二〇円が支出総額三億五四〇〇万七〇三九円の九四%を占めている。

3 大会・中央委員会

第三〇回全国大会

「結党二五周年、さあ前進」をスローガンに、民社党第三〇回定期全国大会は、八五年四月二三～二五日、東京・九段会館で開催され、代議員・本部役員など六三三人が出席した。

冒頭、あいさつに立った佐々木委員長は、「この記念大会を大きな節目として今後の飛躍に備えたい……たんにわが党の歴史的記念行事としてではなく、改めて立党の趣旨をふまえ、山積する国家的難題にたいし国民の期待にこたえるため、かついかなる政局政変にも耐えるため、名実ともに健全強力な民社党に鍛えあげ、再結集をはかるため、新たな民社党作りのスタートの節目といたしたい」と述べ、「『人心一新』こそ、再スタートの節目にふさわしい手段だと考えた」として、委員長辞任の理由を説明し、後継体制をめぐる抗争についても「すべて私の責任」とわびた。

大会経過

委員長あいさつにつづいて、来賓として出席した竹入義勝公明党委員長、河野洋平新自由ク代表、江田五月社民連代表、田中良一同盟書記長、竪山利文全民労協議長、小松雅雄民社研議長、森田弥一全国中小企業団体組織委員長、中村吉次郎全農総連委員長らが激励のあいさつをおこなった。とくにこのなかで、田中同盟書記長が、「自民党との連合」を明記した点に関連して、「自民党を完全な形で過半数割れに追いこむことがもっとも大事であり、そこから連合を模索する本当の姿が出てくる」と述べ、自民党との安易な連合論をけん制したのが注目された。このあと党務報告、国会活動報告、決算報告、会計監査報告、統制委員会報告がおこなわれ、一九八五年運動方針、組織活動方針、政策、予算、規約改正などの議案が提案され、若干の質疑があった後、それぞれが分科会に付託されて第一日目が終了した。

第二日目は、第一分科会、第二分科会、第三分科会に分かれてそれぞれ議案が審議された。

この日の審議では、自民党との連合の是非、具体的な条件などについて論議が集中したが、そのなかで塚本書記長は、「自民党との連合をも排除するものではない」とは「中曽根政権との連合もありうるとの意味か」との質問に答え、「反対だけを叫ぶより、妥協しても実を取ったほうがいい。自民党の金権腐敗打破ができる見通しがあるなら（連立、連合を）排除しない」と述べ、さらに「（連合により）結果的に自民党を助けることになっても、国民はだからこ

そ民社党だと認めてくれる」と強調した。

また、前日の二三日、同盟の有力単産である全金同盟の相沢良雄代議員が、「自民党との連合」を明記した部分にたいして「運動方針（案）の一部にたいする修正動議」を提出していたが、この日の分科会で扱いが協議された結果、「執行部にたいし、趣旨を肝に銘じさせる」とすることで採決は回避された。

【修正案（全文）】

わが党の基本的政治路線は、わが党を中核とする中道政治勢力の結集による現状打破である。したがって、わが党の方針と諸政策に合致する野党諸勢力とは、相協力して経過の公開、民主主義的な手続きを経て、国民に応えうる連合政権を追求していく。

第三日目は、まず各分科会から審議の内容が報告され、運動方針案などが満場一致で承認された。その後、党員表彰、結党二五周年を記念しての永年党員表彰、「中央委員の割当および総数」の承認、「労働時間短縮と休日増加にかんする決議」等六決議の承認、参院選第一次公認候補者の紹介、都議選必勝決議の採択など議事が進行したが、役員選考作業が難航したため、大会は「暫時休憩」に入った。二時間半後、大会は再開され、塚本三郎中央執行委員長、永末英一副中央執行委員長、大内啓伍書記長の新三役をふくむ新役員が満場一致で承認された。その後、塚本新委員長のあいさつ、大会宣言の発表などを経て、最後に、塚本委員長の音頭で「ガンバロー」を三唱して、大会は終了した。なお、大会での佐々木委員長あいさつ全文は『週刊民社』八五年五月三日付に、大会宣言と大会決議、来賓あいさつ、質疑・討論の詳細は『週刊民社』八五年五月一〇日付にそれぞれ掲載されている。

第三〇回定期全国大会で選出され、大会後の第二回中央執行委員会（四月二六日）で選任された新役員はつぎのとおりである。

▽中央執行委員長　塚本三郎（新）、▽副中央執行委員長　永末英一（新）、▽書記長　大内啓伍（新）、▽総務局長　西村章三（新）、▽組織局長　柳沢錬造、▽中小企業対策委員長　井上計（非中執）、▽農林漁業対策委員長　神田厚（新）、▽国民運動委員長　三治重信（新）、▽市民団体対策委員長　三浦隆（新・非中執）、▽青年対策委員長　木下敬之助（新・非中執）、▽学生対策委員長　永江一仁（新）、▽青年隊中央本部長　青山丘（新・非中執）、▽婦人対策委員長　抜山映子（新・非中執）、▽地方議会対策委員長　岡田正勝（新）、▽労働局長　小淵正義（新）、▽教宣局長（書記長代行）、▽機関紙局長　栗林卓司（新）、▽国際局長　渡辺朗、▽選挙対策委員長　藤井恒男、▽政策審議会長　米沢隆（新）、▽政権ビジョン委員長　柄谷道一（新）、▽国会対策委員長　小沢貞孝（新）、▽無任所中執　赤木省三、荒瀬修一郎（新）、池畑英雄（新）、伊藤英成（新）、小川泰（新）、河村勝、田渕哲也、中井治（新）、中野寛成、中村弘、藤原勝（新）、宮田早苗、吉田之久、▽統制委員長　稲富稜人（新）、▽統制委員　青山丘（新）、大松明則（新）、加藤正蔵、菅原喜重郎（新）、戸部卯吉、西村寿紀（新）、橋詰又一郎、部谷孝之、三浦隆、▽会計監査　伊藤郁男（新）、木下淳美、鈴木道明（新）、玉置一弥（新）、森下玉治、▽常任顧問　春日一幸、小平忠（新）、佐々木良作（新）、中村正雄（新）

また、第三回中執委（五月一〇日）では、つぎの顧問が選任された。

▽顧問　安里積千代（新）、天池清次（新）、滝田実、竹本孫一（新）、村尾重雄、門司亮、和田耕作

4　政策・方針

八五年度運動方針

民社党第三〇回全国大会で決定された八五年度運動方針は、「わが国民主政治の発展、経済の拡大、福祉国家の建設、全国民の中産階級化、安全保障の確立などに果たしてきた役割は大きい」と民社党結成二五年の成果を述べ、「われわれは、過去の実績の上に立って、二一世紀を展望し、真に人間性豊かな社会を作るため、新たな決意のもと、歴史的なスタートを切らねばならない」と、結党二五年の節目を強調した。

運動方針は、「一、結党二五年の成果と目標」、「二、変化する国際情勢と日本」、「三、政策に行き詰まった中曽根内閣」、「四、政権担当への努力」、「五、本年度の運動の柱」、「六、選挙対策の確立」、「七、第一四回参議院議員選挙対策方針」――の七項目からなっているが、このうち、「五、本年度の運動の柱」は、①教育改革を推進し次代を担う個性豊かな青少年を育てよう、②社会的公正を確保し、連帯感ある福祉社会を建設しよう、③安全で快適な社会環境をつくり、うるおいある生活を実現しよう、④管理社会から脱却し、人間らしい生活を回復しよう、⑤中小企業の発展と農林漁業の活発化をめざそう、⑥憲法擁護、核軍縮、北方領土返還、人権擁護の国民運動をねばり強くおし進めよう、⑦女性の能力と創意を生かし、心豊かな明るい社会をつくろう、――の七本である。

焦点の連合政権問題は、「四、政権担当への努力」で述べられている。そこでは、「政策の合意」「透明な経過」「民主的な運営」を条件として、「自民党との連合をも排除するものではない」ことを初めて明記する一方で、社会党との連合については、「困難といわねばならない」としており、自民党との連合実現に向けて大きく踏み込んだものとなっている。

なお、「四、政権担当への努力」のうち連合にかんする部分はつぎのとおり。

【民社党八五年度運動方針(部分)】

国民の期待に応えるため、いまこそ官僚主導と自民党一党支配政治に代る新しい政治が行なわれなければならない。国民の価値観が多様化している今日では、一党のみで国民の意思を反映した政治の遂行は不可能であり、財政再建、行革等の課題の克服も不可能である。このため、わが党のめざす政策の実現を前提とした政策協定を締結する等により、国民の納得しうる形での他党との連合政権を実現し、国民合意に基づく政治を推進する時代となった。

わが党の基本的政治路線は、わが党を中核とする中道政治勢力の結集による議会制民主政治の改革であり、現状打破である。社会党との連合は、社会党が外交・防衛など重要政策において、わが党とその基本的方針を異にし、また国会対策などにおいても相違するところが多い現状においては、困難といわねばならない。また、わが党の政策を政権に反映させ、国民の期待に十分に応えられる情勢になれば、政策の合意、透明な経過、民主的な運営によって、自民党との連合をも排除するものではない。

八五年度政策

民社党第三〇回大会は一九八五年度政策（「新たな高度福祉社会」をめざして――二一世紀への民社党の政策ビジョン――）を決定した。これは、時代の変化に対応して量から質への福祉政策の転換をめざした「新たな高度福祉社会」づくりを長期的な政策理念として提起し、その内容としては、①世界一流の生活水準、労働条件や住環境の確保、②社会連帯の理

念にもとづく福祉のナショナル・ミニマムの確保、③文化的豊かさと精神的充実を重視した地域社会づくり、④途上国の福祉向上への貢献、の四本柱を掲げている。そして、これらの目標実現のためにも、自民党一党支配を改革するための「連合」が重要だと強調されている。また、安全保障問題では、自衛隊の衛星利用の推進、「防衛費」のGNP比一%枠に代わる新しい歯止めの設定と「防衛計画の大綱」の見直しがうたわれている。

なお、「八五年度政策」の主な項目はつぎのとおり。全文は『政策と討論』八五年四月号、五月号にある。

【八五年度政策(目次)】

総論
一、新たな視点に立つ福祉社会づくり
二、「高度福祉社会」の創造
三、「高度福祉社会」への条件整備
四、「高度福祉社会」へ向けての政治改革
五、われわれのめざす中期的目標値

各論
一、拡大均衡型経済・財政政策への転換
二、活力ある経済社会をめざす産業・農林水産政策の推進
三、快適な生活環境の実現
四、新技術革新と人間性の共存
五、高度福祉社会を支える効率的な政府の実現
六、長寿を喜べる新たな福祉政策の実現
七、教育改革への提言
八、世界平和への貢献と日本の安全確保
九、公正で信頼される政治の実現

環太平洋構想の提唱

八四年一〇月一八日、佐々木委員長は箱根で開いた民社党政策研修会場のホテルで記者会見し、「環太平洋協力構想の提唱――わが国の平和戦略」を発表した。構想は、①平和の確保、②経済・社会の発展、③自由と民主主義の擁護――の三つを理念として掲げ、その実現のために関係各国が「開かれた相互協力体制」をつくるべきだとしている。具体的には、各国の定期外相会議、各国官民協力による南北問題太平洋委員会、文化・スポーツ・学問などの交流をめざす太平洋教育スポーツ交流基金などを設立するよう提言しているが、他方で、日米安保条約や東南アジア諸国連合（ASEAN）などの既存の安保体制、地域協力機構はそのまま尊重するとしている。参加国としては、日米両国のほか、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ASEAN諸国、南太平洋諸国を想定し、中国も当面はオブザーバーとするものの将来はメンバーに加えたいと述べている（「環太平洋協力構想の提唱――わが国の平和戦略」（要旨）については『週刊民社』八四年一〇月二六日付参照）。

経済摩擦解消の提言

民社党の米沢政審会長は、五月二四日の記者会見で、「内需拡大のための総合経済対策の推進――経済摩擦解消のために」を発表した。これは、まず、昭和六一年度の概算要求枠決定にあたって一律削減方式を改めるべきだとし、とくに投資的分野には積極的財政運営に必要な予算を確保するよう要求している。赤字国債問題については、行財政改革の推進などによる「着実な減額をはかる」としているが、その脱却目標年度については「当面六五年度を目途とするが『増税なき財政再建』の方針を貫徹するためには、弾力的に対処する」とし、大型間接税の導入を回避するためには赤字国債からの六五年度脱却には必ずしもこだわらないことを初めて明確にした。この提言全文は、

『週刊民社』八五年六月七日付に掲載されている。

その他の政策　以上のほか、この一年間に民社党が発表した主な政策はつぎのとおりである。いずれも『政策と討論』に掲載されており、カッコ内はその号数。

①風俗営業法改正案修正案及び附帯決議、②臨時教育審議会設置法案修正案(以上八四年七月号)、③昭和六〇年度予算編成に対する提言、④食料安全保障の確立と食料政策の転換、⑤当面する政策課題について——政策協議におけるわが党の主張、⑥政治倫理確立のための国会法等改正に対するわが党の主張(以上八月号)、⑦食糧等備蓄法及び食糧等備蓄特別会計法制定の提唱、⑧国民年金法案に対する民社党の修正要求、⑨国鉄再建について、⑩中期的展望に立つ拡大均衡型予算の提唱、⑪自民・民社党首会談におけるわが党の主張(以上一一月号)、⑫昭和六〇年度予算大蔵原案に対するわが党の主張、⑬国際化に対応した青少年教育の提言、⑭産業技術開発政策大綱、⑮国鉄再建について(以上八五年一月号)、⑯政治倫理確立のための国会法改正要綱、⑰政治倫理審査会規定要綱(案)(以上二月号)、⑱昭和六〇年度予算修正要求大綱、⑲昭和六〇年度予算修正共同要求、⑳予算修正・連休問題に対する民社党の活動記録(以上三月号)、㉑ボン・サミットに対するわが党の要求、㉒国民年金法参議院修正(以上五月号)、㉓地方公務員の給与の適正化に関する臨時措置法案、㉔在日外国人の指紋登録制について、㉕内需拡大のための総合経済対策の推進、㉖自民党の「政策的減税について」に対する見解(以上六月号)

5　労働組合との関係

労働運動にかかわる方針

第三〇回大会で決定された八五年度運動方針のうち、「五、本年度の運動の柱」のうち、「4、管理社会から離脱し、人間らしい生活を回復しよう」の部分である。その内容は、つぎのようになっている。

【民社党八五年度運動方針　五—4(部分)】

新産業革命の進展と情報化の進行は、生産性の向上とともに、豊かさとの調和のとれた人間らしい生活へと結実させねばならないし、国民福祉の向上と雇用労働条件の改善に結びつくことこそ肝要である。

また労働時間の短縮は、人間的なゆとりある生活を確保するとともに、国際化時代への対応などからも必要とされており、高齢化社会の到来を控えての雇用保障とともに重要な課題である。民社党は産業の活性化を実現し、また労働環境の変化に対応するため、次の諸施策を総合的に進める。

①技術開発の推進と投資減税の拡充、②高度情報化社会への基盤整備、③新技術導入にあたっての事前協議制の確立、④六十歳定年の実現をめざす定年法の制定と六十五歳雇用保障への条件整備、⑤週休二日制、週四十時間労働の実現。

特にすべての国民がまとまった休暇をとり、充実した余暇を享受できるようにすることは、人間性豊かな社会の建設に大きく踏み出すものであると言ってよい。そのため民社党は同盟とともに、労働組合が強く要求している「太陽と緑の週」の実現について、その条件整備などに協力するものである。

同盟との定期協議

八三年五月以降中断されていた民社党と同盟との定期協議は、八四年二月に再開された。その後八四年中になされた定期協議には、つぎのようなものがある。

(1)第二二回協議(二月一三日開催)　(イ)八三年の五月以降、選挙活動などのため中断していた民社、同盟の定期会談を開催し、党名問題はじめ、当面の国会情勢について意見交換をおこなった。今後は、従来どおり、毎月一回開催することが確認された。(ロ)民社党は

今後も従来どおり、中道政党との協力関係を尊重しつつ、国会活動をおこなう。(ハ)与野党伯仲状態下における民社党の役割について、その重要性を確認した。(ニ)同盟は、民社党を中心とする中道各党と協力し、国民生活の安定向上をめざす政策を着実に具体化させるため、今後とも努力する。

(2)第二三回協議(三月二一日開催) (イ)国会の当面の状況、(ロ)衆参両院の議員定数、(ハ)賃闘状況について意見交換がおこなわれ、同盟側から人勧・仲裁の完全実施への協力が要請された。

(3)第二四回協議(四月二四日開催) (イ)延長国会をふくむ国会の動向、(ロ)佐々木委員長を団長とする第五次訪中、(ハ)アジア地域における労働情勢について意見交換がおこなわれた。

(4)第二五回協議(五月二一日開催) (イ)佐々木委員長より政権ビジョン委員会の今後のとりくみの説明と協力要請がなされ、(ロ)宇佐美会長からICFTU——APRO第一三回大会の報告および六月七日からのロンドン・サミットに関連するTUAC声明の報告がなされた。

(5)第二六回協議(六月二六日開催) (イ)佐々木委員長よりオーストラリア、ニュージーランド訪問の報告、(ロ)特別国会での重要法案(健保等)の取り扱い、(ハ)宇佐美会長から、八月に予定している同盟の訪ソについて説明がなされ、意見交換がおこなわれた。

(6)第二七回協議(七月二四日開催) (イ)会期末を迎えた第一〇一延長特別国会の健保法、電電三法、男女雇用機会均等法等の重要法案の取り扱い、(ロ)八月二五日告示される福岡市長選挙の取り扱いなどについて意見交換がおこなわれた。

(7)第二八回協議(九月一四日開催) 田中書記長より、同盟訪ソ団の帰国報告がなされ、当面の情勢について意見交換がおこなわれた。

(8)第二九回協議(一〇月二九日開催) (イ)自民党の総裁選をめぐる経緯・情勢の分析および今後の見通し、(ロ)同盟と中道四党による核軍縮を求めるための訪ソ団派遣、その他当面の諸問題について意見交換がおこなわれた。

また、八四年一一月二〇日、友愛会館で同盟との第四回政治委員会が開催され、藤井民社党選対委員長が、①都議会議員選挙への協力要請、②衆院選候補者発掘状況、ならびに擁立しようとする選挙区の説明、③参院選とりわけ比例代表区選挙のとりくみ方についての考え方(藤井メモ)を述べ、意見交換をおこなった。一二月一七日にも、民社党と同盟三役のあいだで、①第一〇二通常国会対策、②衆・参選挙対策などについての意見交換がなされた。

6 国際活動

社会主義インター関係

(1)八四年一〇月一～二日、社会主義インターナショナル幹事会がリオ・デ・ジャネイロにおいて開かれ、民社党から塚本書記長、三浦学生対策委員長、田口国際局事務局長が出席した。会議には三四政党から一四〇人が参加し、「ラテン・アメリカとカリブ地域における平和と民主主義」について討議された。なお、幹事会に先立って開かれた経済政策委員会、財政総務委員会、軍縮委員会には、田口事務局長が出

席した。

(2)八四年一一月八日、社会主義インターナショナル軍縮委員会東京会議が東京で開かれ、民社党からは永末国対委員長、渡辺国際局長、伊藤英成衆院議員、関参院議員が出席した。会議にはカレビ・ソルサ委員長（フィンランド社会民主党党首・首相）はじめ、一一政党から一八人が参加し、閉会にあたっては東京アピールが採択された。

(3)八五年二月二一～二二日、社会主義インターナショナル軍縮委員会がヘルシンキで開かれ、民社党からは田口国際局事務局長が出席した。

(4)社会主義インターナショナル軍縮委員会は、八五年三月二一～二二日モスクワ、八五年三月二五～二六日ワシントンをそれぞれ訪問し、民社党からは田口国際局事務局長がいずれにも参加した。

海外への代表派遣　八四年七月以降の一年間に、民社党が海外に派遣した代表団はつぎのとおりである。

(1)八四年八月、太平洋島しょ国における日本の援助協力の実態を調査し、各国政府関係者と会談するために、以下のように第四次南北問題調査団が派遣された。第一班、永末国対委員長、藤原衆院議員、安達政審会部長が、八月一〇日から九日間にわたって、グアム・ミクロネシア連邦・北マリアナ連邦を訪問した。第二班、河村副書記長、田口国際局事務局長が、八月一三日から一一日間にわたってフィジイ・ソロモン・パプア＝ニューギニアを訪問した。第三班、福井秀政同盟副会長（全郵政委員長）が、八月一三日から七日間にわたってフィジイ・西サモア・トンガを訪問した。

(2)八四年九月一六日から九日間、中村副委員長(団長)、西村青年隊中央本部長、木下衆院議員、田口国際局事務局長からなる第七次東南アジア調査団が、タイ・マレーシア・インドネシアを訪問し、各国における日本の援助協力の実態を調査するとともに、各国政府関係者と会談した。

(3)八四年九月三〇日から一〇日間、塚本書記長はブラジル（リオ・デ・ジャネイロ、サン・パウロ）パラグアイを訪問し、リオ・デ・ジャネイロでは社会主義インター幹事会に出席し、サン・パウロでは日系移民と懇談した。また、パラグアイでは、日本からの援助プロジェクト視察のほか政府関係者と会談した。なお、これには三浦学生対策委員長と田口国際局事務局長が同行した。

6 日本共産党

1 概況

党勢の停滞　共産党の党員数は、八二年七月の第一六回大会で四八万人余を達成して以来、一進一退をくり返し、大きな増加をみていない。機関紙読者数も、八〇年二月の第一五回大会時点の三五三万部を最高水準とし、その後この水準を回復していない。衆院の議席数では七九年一〇月総選挙の三九議席をピークと

し、八三年一二月総選挙では議席数・得票数・得票率・絶対得票率の四指標のすべてで減少するという敗北を喫した。この八三年総選挙直後に開かれた八四年一月の七中総の席上、宮本議長は国政選挙における「一〇年間の停滞」を指摘し、その後一年半の活動を通じて「党躍進大運動」などがくり返された。その結果、八五年七月の都議選では、三議席増の前進をはたし、都議会野党第一党の地位を守ることができた。しかし、ここでも、得票数・得票率についていずれも減少させており、党勢の停滞を完全に脱却したといいきることはむずかしい現状にある。

日ソ共産党首脳会談

八三年一月の米ソ首脳にたいする日本共産党の核廃絶緊急提言を契機に開催の動きが具体化した日ソ両共産党の首脳会談は、八四年四月二七～二九日の第一回(東京)、七月三～六日の第二回(モスクワ)、九月一三～一七日の第三回(東京)という、三回の予備会談を経て、一二月一一日からモスクワで開かれた(第二回予備会談までの経過については本年鑑一九八五年版四七二ページ参照)。一二月一一日正午からソ連共産党中央委員会で始まった首脳会談は、「核戦争阻止、核兵器全面禁止・核兵器廃絶のための実効ある抜本的な方策の問題」にしぼったもので、日本側からは宮本顕治中央委員会議長、金子満広書記局長ら八人、ソ連側からはK・U・チェルネンコ書記長、B・N・ポノマリョフ准政治局員・書記ら七人が出席した。両党代表団は小委員会を設置して共同文書の起草作業を進め、これは共同声明としてまとめられ、一二月一七日の二回目の党首会談で確認された。

【共同声明(要旨)】

両者(宮本議長とチェルネンコ書記長)は核兵器を不法なものと宣言する必要があることで一致した。世界諸国民は核戦争の不安にかられている。核兵器廃絶は、世界諸国民の要求である。これに代わる対策はない。双方は、この一致した課題の実現を促進する重要な力は、世界の人民の運動と世論の動員であることを確認した。

双方は、核兵器の開発・製造・実験・保有・配備・使用の全面禁止を内容とする核兵器全面禁止・廃絶協定のすみやかな締結とその実現のため、可能なあらゆる努力を払うことを確認した。

「核抑止力」論、核兵器の使用を容認する議論は、核兵器と人類の危険きわまりない共存を恒久化し、人類を永遠に核破局の脅威にさらすものだ。今日の情勢は、核兵器の禁止・廃絶の課題を第一義的に提起し、その実現のため一貫して奮闘することを要求している。

双方は、国際的な反核・平和運動との深い連帯を表明し、八月六日の広島への人類史上最初の原爆投下の日を核兵器廃絶のための国際的な共同行動デーにするという世界的世論の意向を歓迎する。

双方は、核兵器の全面禁止・廃絶を訴える新しい大衆的意思表示の国際的な運動の巨大な高揚を大きく待望する。

双方は、次の実効ある部分的諸措置の実現のために奮闘する決意を表明した。すべての核保有国による核兵器先制不使用の義務の受諾、核兵器使用禁止国際協定の締結、宇宙空間の軍事化阻止、宇宙での核軍拡競争の阻止、核兵器実験全面完全禁止協定の締結、非核保有国への核兵器の不使用、非核兵器地帯の設置。

双方は、この合意に基づいて両党の協力を前進させることの意義の大きさを確認する。両党間に存在する見解の相違は、核戦争阻止、核兵器禁止・廃絶のための両党の協力の妨げとなってはならない。双方は、合意の実現、実行状況の検討、効果的な方策の探求のため、今後とも党首会談を行い、高いレベルを含む定期協議をそれぞれの国で交互に行うことに合意した。

(全文は『赤旗』一二月一八日付、または『理論政策』第二〇四号を参照)

役　　員　共産党の役員のうち、中央委員は大会で、中央委員会議長・幹部会委員長・同副委員長・幹部会委員などは中央委員会で選出され、また書記局長および常任幹部会委員は幹部会によって選出される。現在の役員は、一九八二年七月三一日の第一六回大会第一回中央委員会総会および幹部会で選出されたものが主体で、つぎのとおりである。ただし、八三年三月一〇日付で小島優幹部会委員は常任幹部会委員・書記局次長に、九月一二日付で緋田吉郎常任幹部会委員は書記局員・次長に、桑原信夫幹部会委員は常任幹部会委員に、八四年三月二二日付で西井教雄幹部会委員は常任幹部会委員に、それぞれ昇格することが常任幹部会で決定され、立木洋幹部会委員も、八四年七月一九～二〇日の幹部会で常任幹部会委員に昇格した。

また、八四年四月一〇日と一三日に開かれた八中総は、茂野嵩中央委員(和歌山県委員長)、宮田安義中央委員(島根県委員長)の二人を幹部会委員に選出し、花房紘准中央委員を中央委員に補充した。さらに、八四年一〇月一六～一九日開催の九中総でも、小野実准中央委員(書記局員・労働局長)が中央委員に補充された。

▽中央委員会議長　宮本顕治、▽幹部会委員長　不破哲三、▽幹部会副委員長　上田耕一郎、戎谷春松、瀬長亀次郎、西沢富夫、村上弘、▽幹部会委員　緋田吉郎、市川正一、茨木良和、上田耕一郎、宇野三郎、戎谷春松、小笠原貞子、岡本博之、金子満広、小林栄三、榊利夫、諏訪茂、瀬長亀次郎、高原晋一、西沢富夫、浜武司、不破哲三、宮本顕治、宮本忠人、村上弘、吉岡吉典(以上、常任幹部会委員)、阿部泰、荒堀広、石母田達、上田均、大村進次郎、木島宏、木津力松、木村昭四郎、工藤晃、桑原信夫、小島優、小山袈裟雄、紺野純一、沢田肇、定免政雄、白石芳朗、立木洋、田中昭治、田中弘、津田孝、中島武敏、新原昭治、西井教雄、西沢舜一、韮沢忠雄、浜野忠夫、舛富圭一、松本善明、山下文男、山中郁子、若林暹

2　組織・機関紙・財政

党　員　数　共産党の党員数は、第一六回大会の開かれた八二年七月現在で四八万人余であった。その後、党員数の増加はほとんどなく、八四年一月の七中総でも、四八万人と報告されている。八四年七月現在の党員数は四九万人に近いと推定されたが、八五年五月開催の一〇中総で「新入党者数が死亡者や除籍者などの数を下回るという後退の傾向がまだつづいて」おり、「このままでいくと次期大会を前大会以下の現勢で迎えるという危険性さえ、現実に存在している」と報告されている事実からすれば、八五年五月現在の党員数は、四八万人を下回っているものと思われる。その後、八五年七月に至っても、党員数が前大会水準をこえたとの報道はなされていない。

機　関　紙　共産党の中央機関紙『赤旗』には、日刊一六ページ建の本紙と週刊二〇ページ建の日曜版がある。本紙と日曜版を合計した部数は、八〇年二月の第一五回大会時で三五三万のピークを示して以来低迷をつづけ、八二年七月の第一六回大会時でも三百数十万部にとどまり、これをこえることができなかった。その後も部数は三〇〇万前後で停滞し、八五年四月一日には、「八〇年代の最低の水準にまで落ちこ」んだ(一〇中総での幹部会報告)。その後四月一カ月で一一万をこえる拡大に成功したものの、

「七月一日現在で」、八三年一二月の総選挙時にくらべて、実数で「一二万部後退」し、比率でも、「日曜版は、九六・七四%、日刊紙では九三・六七%といずれも後退」（『赤旗』八五年七月二四日付）している。

定期刊行物　共産党が発行している定期刊行物はつぎのとおりである。

①中央機関紙『赤旗』（日刊、一六ページ）一部六〇円、一カ月一七〇〇円
②同『赤旗日曜版』（週刊、一〇ページ）一部一二〇円、一カ月四五〇円
③同『赤旗』学習・党活動版（週刊、タブロイド版八ページ）一部三〇円、一カ月一〇〇円
④同『赤旗』評論特集版（週刊、B5判三二ページ）一部七〇円、一カ月二五〇円
⑤理論政治誌『前衛』（月刊）一部五〇〇円
⑥『理論政策』（月刊）価格不定
⑦『暮らしと政治』（月刊）一部四五〇円
⑧『あすの農村』（月刊）一部四五〇円
⑨『月刊学習』（月刊）一部二五〇円
⑩『女性のひろば』（月刊）一部二五〇円
⑪グラフ『こんにちは――日本共産党です』（月刊、AB判五〇ページ）一部一五〇円
⑫『世界政治――論評と資料――』（月二回刊）一部三〇〇円
⑬『学生新聞』（週刊、六ページ）一部六〇円、一カ月二三〇円
⑭『点字赤旗』（月刊）一部二〇〇円
⑮『赤旗縮刷版』（月刊）一部三七〇〇円
⑯『赤旗』写真ニュース（月二回刊）一部一五円
⑰『ブレティン』（英文広報誌）

財政

共産党が自治省に提出した収支報告書によれば、八四年中の同党中央本部の収入額は二一六億七三七一万九八五二円（前年比一二億二九四七万円の減）で、一〇年連続して他政党を上回った。第二位は自民党本部で一三二億三五七九万円、以下第三位公明党、第四位社会党、第五位民社党の順になっている。なお、前年からの繰越額が四四億四〇二四万五六七円あり、これを加えた収入総額は二六一億一三九六万四一九円であった。

収入の内訳では『赤旗』などの新聞関係が一六八億九一四三万円（七七・九%）で前年比一四億五二八〇万円の減、ついで書籍関係が一四億四三六三万円（六・七%）で八〇五五万円の増、『前衛』などの雑誌関係が一二億六七四〇万円（五・八%）で五九七〇万円の減となっており、これらに「赤旗まつり」や「人民大学」をふくめた機関紙誌の発行その他の事業による収入一九九億二八四〇万円だけで全収入額の九一・九%にのぼっている。党費は一一億三四三五万円（五・二%）で三〇六五万円の増である。なお、党費は総額の一五%だけが中央本部に納入されるので、実際の党費総額は七五億六二三三万円になる。党費納入人員は延べ数で三七七万七六二四人、一カ月平均では三一万四八〇二人で、前年より延べ数で七〇六九人、月平均五八九人の減である。寄付はすべて個人からのもので二億六四五二万円（一・二%）、前年とくらべて二三八四万円の減であった。

一方、支出面では、支出総額は二一一億九六二八万七六一四円で前年比二九億一五二万円の減である。内訳では機関紙誌の発行事業費が一五九億二八八〇万円（七五・一%）で前年比一二億八四〇三万円の減、ついで人件費が二一億三〇〇九万円（一〇・〇%）で二億七七万円の増、寄付・交付金は一三億七一五五万円（六・五%）で前年比一四億四八四五万円の減とほぼ半減している。

3 中央委員会総会

概況

共産党の大会は他党のように毎年一回開かれるのではなく、「二年または三年のあいだに一回ひらかれ、特殊な事情のもとでは、中央委員会の決定によって、党大会の招集を延期することができる」とされている。「党大会からつぎの党大会までのあいだ、党大会の決議を実行し、党の全活動を指導する」のは中央委員会で、その総会は「一年に二回以上」開かれることになっている。最近の党大会は八二年七月に開かれた第一六回大会で、その内容はすでに本年鑑八四年版でとりあげた（四五一～四五三ページ）ので、別項の役員の氏名のほかは省略する。

この一年間に開かれた中央委員会総会は第九回と第一〇回の二回である（回数は第一六回大会以降の通算）。これはいずれも党本部で開催された。

九中総

八四年一〇月一六～一九日開催。総会は、宮本議長の司会で開会され、議題と日程を承認したのち、宮本議長があいさつをかねた幹部会報告をおこなった。つづいて、小島優党の党務報告をかねた幹部会報告をおこなった。つづいて、小島優党勢基礎的支持勢力拡大委員会責任者が、第二次党躍進大運動を中心に党勢拡大について、桑原信夫選挙・自治体局長が、八六年参院選と予想される総選挙の準備、地方議員選挙と自治体首長選挙の問題点などの選挙闘争について、また、不破委員長が核兵器全面禁止の闘争が重要かつ緊急の課題であること、大衆闘争、大衆活動の強化、全党の政治的理論的向上、イデオロギー闘争の重視とともに、九中総以降年末まで、機関紙拡大、パンフレット普及、党員拡大の三つの課題と、一全協決定である基本課程の年内修了をふくむ第二次党躍進大運動を全党的に展開することなどが提起された。報告につづく討論では延べ七八人が発言し、その後、金子書記局長が幹部会を代表して結語を述べたが、そのなかでは、大運動のとりくみと九中総決定の全支部・班、全党員への徹底を同時に進行させることがとくに強調された。

総会は、宮本議長の冒頭発言、金子書記局長の幹部会報告、党勢拡大、選挙闘争についての二つの報告と、金子書記局長の結語を全員一致で採択し、幹部会が提案した声明「現在の情勢と日本共産党の役割——第二次党躍進運動の提起にあたって」もあわせて採択した。最後に宮本議長が閉会のあいさつを述べて、総会は閉会した。なお、あいさつ、報告等の詳細については、『理論政策』第二〇二号を参照。

一〇中総

八五年五月一四～一六日開催。総会は、宮本議長の司会で開会され、はじめに二宮和男中央委員、深谷進中央委員会顧問に黙とうをささげ、議題と日程を承認したのち、宮本議長があいさつをかねた冒頭発言を、不破委員長が「九中総後の党活動と当面の任務」についての幹部会報告をそれぞれおこなっ

た。宮本議長の冒頭発言は、とくに第二次世界大戦終結四〇周年にさいして、軍国主義・ファシズムの再現や帝国主義・覇権主義による他民族侵略、軍事ブロックの対抗を許してはならないことを教訓として明らかにし、核戦争阻止、核兵器廃絶のための国際統一戦線をつくることこそ、第二次大戦の反ファシズム統一戦線の教訓を現在に生かす道であることを強調した。また幹部会報告は、共産党の役割がますます重大となっていることを明らかにしつつ、第二次、第三次の党大運動の教訓と到達点に立って、七月末を期限に、機関紙拡大の大運動にとりくむことを提起した。その目標としては、機関紙では大会水準を突破して「四〇〇万」目標に最大限接近すること、国政選挙の得票目標に見合う規模のパンフレットを普及すること、党員拡大では名実ともに五〇万を突破することが示された。また、さしせまった都議選での勝利と躍進も強く訴えられた。

報告につづく討論では延べ六一人が発言し、宮本議長も、国際問題や党建設、財政問題などについて二回にわたって発言した。その後、不破委員長が幹部会を代表して結語を述べ、宮本議長が一一月一九日から伊豆学習会館で第一七回党大会を招集することを提案した。総会は、宮本議長の冒頭発言、不破委員長の結語、および党大会招集の提案を全員一致で採択した。最後に、宮本議長が閉会のあいさつを述べて、総会は終了した。なお、宮本議長の冒頭発言と閉会あいさつならびに中間発言、不破委員長の報告と結語については、『理論政策』第二〇九号を参照。

4　政策・方針

「併党」論批判

八四年七月二五日付機関紙『赤旗』は、無署名論文「科学的社会主義の原則と一国一前衛党論―『併党』論を批判する―」を発表して、ソ連や中国などが、最近、一つの国に複数の共産党が存在することを認める「併党」論を打ち出しているのを批判した。論文は、ソ連共産党が八四年一月にスペイン共産党の分党に代表を派遣し、さらに「双方の党と関係をもつ」ことを言明したのは、「対ソ追従分派を激励する大国覇権主義」だと非難する一方で、中国共産党についても、「文化大革命の時期に他国の革命運動に干渉、対中追従の別党を結成させた」とし、現在、これらの「別党」との関係を維持したまま、各国共産党との関係回復を求めていることを批判した。結局、「併党」論は、社会主義大国の党が自分たちの意向に他国の共産党を従わせようとして干渉し、分裂させることを正当化するもので、世界の共産主義運動の原則に反するとしている。論文の全文については、『赤旗』八四年七月二五日付参照。

政策・声明・論文

以上のほか、共産党がこの一年間に発表した主な政策、声明、論文はつぎのとおりである。特記しないかぎり、いずれも『赤旗』に発表されたもので、カッコ内はその日付である。なお、そのすべては『理論政策』の翌月号に再録されている。

〔国際関係〕 ①「キムイルソン（金日成）主義」信奉者たちの正体の自己暴露――新たな反共論文の示したもの（『赤旗』評論特集版、八四年八月六日）、②朝鮮の漁船銃撃事件は国際法上も不法行為である――立木国際部長が共産党見解（八月三日）、③人道も国際法も無視する立場の自己暴露――「労働新聞」の日本共産党攻撃にたいして（八月一六日）、④「労働新聞」の日本共産党の論法（九月二七日）、⑤「軍事境界線」問題は避けて通れない――日朝民間漁業暫定協定をめぐる問題について（九月二一日）、⑥アフリカの飢餓についての日本共産党の見解（一二月七日）、⑦日中両党関係修復の障害は何か――無署名論文（八五年四月一七日）

〔その他〕 ①臨調路線三年間の総括に立った予算編成を――五項目の提案（八四年七月一九日）、②中曽根反動政治に対決 共産党の存在意義鮮明に――第一〇一特別国会の閉会にあたって――日本共産党国会議員団の声明（八月八日）、③「泳がせ」政策を清算し、犯行の徹底的究明を――自民党本部放火事件について――日本共産党中央委員会常任幹部会（九月二〇日）、④評価替えによる固定資産税増税の中止を要求する申し入れ――日本共産党国会議員団（一〇月二五日）、⑤中曽根内閣のねらう年金改悪と日本共産党の見解――日本共産党国会議員団（一一月二二日）、⑥核空母「カールビンソン」寄港の中止を要求する――日本共産党中央委員会の中曽根首相への申し入れ（一一月二六日）、⑦国連決議、核疑惑艦船寄港で「非核」の態度貫く転換を――軍拡やめ国民生活を重視 予算編成の基本抜本的に切り替えよ――不破委員長の自民党との党首会談（一二月一五日）、⑧来年度予算にかんする申し入れ（一二月一五日）、⑨単身赴任問題にかんする申し入れ――日本共産党国会議員団（一一月三〇日）、⑩審議会すぐ解散せよ――臨教審人事について――共産党国会議員団の見解、⑪日本共産党・革新共同の田中辞職勧告決議案（一二月三日）、⑫農業共済・金融制度の見直しにかんする申し入れ（一二月一二日）、⑬消費者米価にかんする申し入れ（一二月一七日）、⑭「国際青年の年」にあたって（八五年一月八日）、⑮優先順位を抜本的に見直し、軍縮・生活擁護の予算に――日本共産党・革新共同の予算組み替え要求（一月一九日）、⑯NHKの国会中継放送の改善について――予算委員長とNHKへの共産党の申し入れ（一月二三日）、⑰米ソ交渉成否のカギはどこにあるか――核兵器廃絶目標の決定的意義――『赤旗』主張（二月一七日）、⑱昭和六〇年度畜産物価格等に関する申し入れ（三月一五日）、⑲「地震財特法」の延長・改善求める日本共産党・革新共同の提案（三月一九日）、⑳「政倫審」について の日本共産党・革新共同の見解（四月四日）、㉑画期的、抜本的な「半島地域振興法案」――日本共産党・革新共同の法案大綱（四月一九日）、㉒核兵器全面禁止・廃絶の国際協定の今日的意義――米ソ交渉の問題点にもふれて――『赤旗』主張（六月一一日）、㉓日米軍事同盟と日本の核戦場化路線のために国民の目、耳、口をふさぐ「国家機密法」制定の策動を糾弾する――日本共産党中央委員会常任幹部会（六月一日）、㉔国民健康保険問題での日本共産党の申し入れ――日本共産党国会議員団（六月一四日）、㉕第一〇二国会の閉会にあたって――民主主義の危機、核戦争阻止へ歴史的役割自覚し全力を――日本共産党国会議員団の声明（六月二五日）、㉖日本共産党の躍進で、都民が主人公となる東京都政への前進を――東京都議会議員選挙にあたって都民のみなさんに訴えます――日本共産党中央委員会、同東京都委員会（六月二八日）

5 労働組合との関係

労働運動にたいする方針

過去一年間、共産党は中央委員会総会などで、労働運動にかんして特別の方針を出していない。ただし、一〇中総では、大衆運動の一分野として労働組合運動にも言及されている。それはつぎのとおりである。

【第一〇回中央委員会総会報告（部分）】

労働組合運動では、統一労組懇が、春闘などでも運動上のイニシアチブを大きく発揮してきました。昨年は、明治公園で二万人の集会でしたが、ことしの春闘では、統一労組懇が中心となり、メーデー会場である代々木公園に首都圏の労働者を結集し、春闘再構築の旗のもと八万人の集会をひ

らきました。この背後には、実行委員会に参加した組合員数五十五万にのぼる広範な労働組合の結集がありました。これにたいして、かつては代々木公園で春闘集会をひらいていたいわゆる「春闘共闘」は、ことしは、武道館と日比谷の野外音楽堂で、わずか一万人の集会しかひらけないままで終わってしまいました。

また、統一労組懇が三月五日には、年金改悪反対のストライキをよびかけ、全国二百万をこえる労働者が、さまざまな形でこの闘争に参加しました。このたたかいは、総評にも影響をあたえ、三・一九の年金改悪反対のストにむかう状況をつくりだしました。

こうした前進をふまえ、統一労組懇の運動の拡大強化に力をつくすとともに、労働組合運動の階級的民主的前進の最大の基礎をなす経営での党の建設に努力しなければなりません。

労働運動にかんする政策・声明・論文

共産党がこの間に、『赤旗』などを通じて明らかにした労働運動にかんする政策・声明・論文には、つぎのようなものがある。カッコ内はその日付であり、すべて翌月号の『理論政策』に掲載されている。

①労働組合運動の中心問題と右転落路線（七月六～一一日）、②統一労組懇の強大な発展をめざして――いよいよ明白な二つの路線の対照――統一労組懇年次総会での不破委員長のあいさつ（八月三日）、③国民との共同ひろげ国鉄守るたたかいを――国労大会での金子書記局長あいさつ（八月二〇日）、④「核」なくし平和と生活守るたたかいの前進を――統一労組懇臨時総会での金子書記局長あいさつ（一二月四日）、⑤「太陽と緑の週」休暇制定問題――共産党国会議員団の回答（八五年一月二五日）、⑥メーデーの変質を許すな――『赤旗』主張（二月三日）、⑦メーデーの変質ねらう同盟の「近代化」路線に反対しよう（二月一六日）、⑧生活と権利の擁護、安保・軍拡路線反対、核兵器廃絶の旗をかかげて――労働組合運動の前進のために（三月二日）、⑨組合民主主義こそ勝利の原動力――『赤旗』主張（三月二七日）、⑩春闘と労働運動の再構築へ――核兵器廃絶にも階級の力発揮を――三・三一大集会での不破委員長の激励あいさつ（三月三一日）、⑪時間短縮・休日の確保に関する見解（四月一七日）、⑫核兵器廃絶を緊急・中心課題に、勤労国民の生活と権利を守ろう――第五六回メーデーにあたって――日本共産党中央委員会（五月一日）。

統一労組懇との懇談

八四年七月三〇日、不破委員長と小野実労働次長は党本部を訪問した引間博愛常任代表委員ら統一労組懇幹部と懇談した。また、八四年八月三日にも、八四年度年次総会で選出された引間博愛・松本道広・内山昂・岸本直美各代表委員と春山明事務局長が共産党本部を訪ね、不破委員長・小野労働局長と懇談した。

労働組合大会などへの出席・あいさつ

共産党の代表が出席してあいさつを述べた労働組合の大会などには、つぎのようなものがある。

日本社会福祉労組第三四回定期全国大会（八四年七月二日）、日高教第六一回定期大会（七月四日）、郵政産業労組第四回定期本部大会（七月六日）、全印総連第三三回定期全国大会（七月九日）、全医労第三八回定期全国大会（七月一〇日）、紙パ労連第七四回定期大会（七月一五日）、全動労第一一回全国大会（七月一六日）、日本医労協第三三回定期大会（七月一七日）、新聞労連第六三回定期大会（七月一九日）、民放労連第五八回定期大会（七月二一日）、全国一般第三七回定期大会（七月三一日）、統一労組懇八四年度年次総会（八月三日）、国労第四六回定期全国大会（八月二〇日）、労第四六回定期大会（八月二二日）、建設一般全日自労定期大会（八月二五日）、国公労連大会（八月二九日）、運輸一般第一五回定期大会（九月二日）、健保労連第三一回定期大会（九月六日）、全港湾第四五回定期大会（九月一八日）、東京地評第三七回定期大会（九月一一日）、全労働第二七回定期大会（九月二〇日）、通信産業労組第六回定期本部大会（一〇月七日）、都職労第六五回定期大会（一〇月二四日）、全建総連第二五回定期大会（一〇月二四日）、新聞労連第六四回臨時大会（一一月九日）、日高教第六二回特別大会（三月七日）、運輸一般第一六回臨時大会（三月二六日）、郵政産業労組第五回定

期全国大会（六月一四日）、通信産業労組第八回定期大会（六月二九日）

6 国際活動

代表団の海外派遣

(1)八四年七月一六～二五日、岡崎万寿秀中央委員ら二人、革命勝利五周年式典出席のため、ニカラグアを訪問。

(2)八四年八月一三～二五日、上田耕一郎幹部会副委員長ら三人、スウェーデン、ルーマニアを訪問。

(3)八四年九月五～二一日、吉岡吉典常任幹部会委員・赤旗編集局長、ユマニテ祭・ウニタ祭などに出席のため、フランス・イタリア・ベルギー（ブリュッセル）などを訪問。

(4)八四年九月一八～二九日、不破委員長、立木洋常任幹部会委員・国際委員会責任者ら六人、ベトナム・カンボジアを訪問。レ・ズアン・ベトナム共産党書記長らと会談。

(5)八四年一〇月一～一八日、新原昭治幹部会員、国際理論円卓会議に参加のためユーゴスラビアを訪問。途中、コペンハーゲンをも訪問。

(6)八四年一〇月四～一二日、山下文男幹部会委員・出版局長ら二人、ドイツ民主共和国三五周年記念式典出席のため、ドイツ民主共和国を訪問。

(7)八四年一〇月二二日～一一月二日、市川正一常任幹部会委員・組織局長ら研究代表団三人、ドイツ民主共和国を訪問。

(8)八四年一一月五～一五日、村上弘幹部会副委員長ら研究代表団三人、ハンガリーを訪問。

(9)八四年一一月一四～二八日、不破委員長、紺野純一常任幹部会委員ら六人、キューバ・メキシコ・ニカラグアを訪問。ゴメス・メキシコ社会主義統一党書記長、カストロ・キューバ共産党第一書記らと会談。

(10)八五年一月二三～三一日、吉岡吉典常任幹部会委員・赤旗編集局長ら四人、軍縮と緊張緩和のための第三回ウィーン対話集会に出席のため、オーストリアを訪問。

(11)八五年二月四～一八日、立木洋常任幹部会委員・国際委員会責任者ら三人、フランス共産党大会への出席などのため、フランス・イタリア・ユーゴスラビアを訪問。

(12)八五年三月五～一二日、小森良夫中央委員・平和問題対策委員会責任者ら四人、核廃絶のための活動を紹介するためにソビエト連邦を訪問。

(13)八五年三月一二～一六日、不破哲三幹部会委員長、金子満広書記局長ら三人、チェルネンコ書記長の葬儀に参列するため、ソビエト連邦を訪問。不破委員長は三月一三日の葬儀に出席し、三月一五日にはゴルバチョフ書記長とも会談した。

(14)八五年三月一九～二七日、金子満広書記局長、立木洋常任幹部会委員ら四人、世界平和評議会代表委員会出席のため、モスクワを訪問。

(15)八五年五月七～一〇日、立木洋常任幹部会委員ら二人、対ファシズム戦勝四〇周年記念行事に出席のため、ソビエト連邦を訪問。

代表団の来日

八四年七月以降の一年間に、日本共産党の招きで日本を訪れた外国共産党・労働者党の代表団には、

以下のものがある。

①メキシコ社会主義統一党代表団（八四年七月一八～二〇日、団長＝ヒルベルト・リンコン・ガジャルド政治委員会委員・書記局員）、②フランス共産党代表団（八五年八月二五～二九日、団長＝マクシム・グルメッツ政治局員・書記）。

【参考資料】〈日本社会党関係〉(1)日本社会党中央本部機関紙局『社会新報』(2)同『月刊社会党』、(3)日本社会党政策審議会『政策資料』、(4)『日本社会党第49回定期全国大会速記録』、(5)社会主義協会（向坂派）『社会主義』、(6)社会主義協会（太田派）『社会主義』、(7)労働社会問題研究センター『社会労働評論』、(8)社会通信社『旬刊社会通信』

〈公明党関係〉(1)公明党機関紙局『公明新聞』、(2)同『公明』

〈民社党関係〉(1)民社党本部『週刊民社』、(2)同『かくしん』、(3)民社党政策審議会『政策と討論』、(4)全日本労働総同盟『同盟』（月刊）、(5)民主社会主義研究会議『改革者』

〈日本共産党関係〉(1)日本共産党中央委員会『赤旗』、(2)同『理論政策』、(3)同『前衛』、(4)同『暮らしと政治』

以上のほか第七三回総評定期大会各局報告書、同盟第二一回定期大会報告書、『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『日本経済新聞』などを利用した。